

項目別質問事項（リニア関連）

○ リニア新幹線関係質問

- | | | |
|-------------|---|---|
| 令和5年6月定例会 | 1 | リニア中央新幹線工事における残土処分について
（1）ツバクロ発生土置き場の安全性
（2）自然由来の重金属等を含む要対策土の処理計画 |
| 令和4年9月定例会 | 3 | リニア中央新幹線と南アルプスの自然環境の保全について |
| 令和3年12月定例会 | 2 | リニア中央新幹線に係る今後の対応について |
| 令和2年9月定例会 | 2 | リニア中央新幹線整備について |
| 令和2年2月定例会 | 1 | リニア中央新幹線整備について
（1）環境大臣意見に対する見解
（2）リニア中央新幹線工事と水循環基本法
2 健全な水の循環の確保について |
| 平成30年6月定例会 | 5 | リニア中央新幹線の工事に係る影響について |
| 平成26年6月定例会 | 9 | リニア中央新幹線の環境影響評価について |
| 平成25年12月定例会 | 2 | リニア中央新幹線の環境面での懸念事項について |

令和5年6月静岡県議会定例会

質問者: 小長井由雄議員

質問日: 2023/07/03

会派名: ふじのくに県民クラブ

- 質疑・質問事項:
- 1 不適切盛土への対応について
 - (1) 杉尾・日向地区の安全確保
 - (2) 建設発生土の適正処理
 - 2 リニア中央新幹線工事における残土処分について
 - (1) ツバクロ発生土置き場の安全性
 - (2) 自然由来の重金属等を含む要対策土の処理計画
 - 3 介護施設の人材の確保について
 - 4 農林水産物の輸出促進について
 - 5 小中学校における働き方改革について

○六十四番（小長井由雄君） 質問に入る前に一言申し上げます。

本日で熱海伊豆山の大規模土石流の発生から丸二年となります。改めて犠牲になられた二十八人の皆様の御冥福をお祈りするとともに、一日も早い復興を願うところであります。

それでは通告に従い知事、副知事並びに関係部局長に一括質問方式にて質問します。

最初に、**不適切盛土への対応**についてのうち、**杉尾・日向地区の安全確保**について伺います。

県は、県民が不適切な盛土の存在を認識することでその拡大防止や新たな盛土行為の抑止につなげる等の目的で、本年四月二十八日に関係法令に違反している

不適切な盛土百六十三か所を公表しました。公表されたように多数の箇所では不適切盛土が行われ、指導、是正が行われずまま年月が経過してしまったことは大変残念なことであり、このようなことが今後起こらないようにしなければならぬと強く感じています。

とりわけ静岡市葵区の杉尾・日向地区については、文書や口頭による指導を度々行ってきたとのことですが、この間にも杉尾地区が約五万立方メートル、日向地区は約三十七万立方メートルもの盛土がされており、今年度になるまで措置命令を出さなかったことに大きな疑問を感じています。

地域住民からは、行政への対応の批判や盛土の崩落によって大きな被害を受けるのではないかと不安の声が多く上がっています。台風シーズンを迎えるに当たり必要な応急対策や恒久的な安全対策を速やかに図っていくべきであると考えます。

令和五年五月臨時会において川勝知事から、盛土行為者が対策工事に着手しない場合は速やかに行政代執行の手続を進めていくとの発言がありました。結果盛土行為者が期限内に原状回復工事に着手しなかったため今後は行政代執行の手続を進めることとなります。

そこで、改めてこの二か所について、当面の安全対策確保と恒久的な安全確保に向けた行政代執行の進め方についてスケジュールも含め具体的に伺います。

次に、**建設発生土の適正処理**について伺います。

国は熱海の土石流災害を教訓として、盛土を行う土地の用途や目的にかかわらず全国一律の基準で包括的に規制する盛土規制法を制定するなど再発防止のための法整備を進めています。また県においては、規制の強化と監視体制の強化を二本の柱とし盛土条例の適正運用や盛り土一〇番の取組など不適切な盛土への対策を進めていると聞いています。

一方で、杉尾・日向地区のような事案が再び発生しないようにするためには管理された最終処分場の確保が必要です。さらに建設発生土の再利用を図ることはもとより、コンクリート殻やアスファルト殻のように建設発生土についても、トレーサビリティを確保し土の処理業者だけでなく排出する事業者の責任を明確にした上で行政が適時適切な指導を行う必要があると考えます。また中間処分場が事実上の最終処分地として扱われていくような抜け穴のない制度の構築が必要です。建設発生土の適正処理については、県が率先して取り組み民間事業者にもその取組を広げていくという姿勢が大事であると考えます。

県が今後不適切盛土の再発防止策として建設発生土の適正処理について、どのように取り組んでいくのか伺います。

次に、**リニア中央新幹線工事における残土処分**についてのうち、**ツバクロ発生土置き場の安全性**について伺います。

リニア中央新幹線工事における静岡県内を通る予定の南アルプストーンネルは、静岡工区本工の約八・九キロと先進坑、導水路、工事用道路や西俣、千石斜坑の

六本のトンネルで全長約三十九・七七キロメートルあり、ここから三百七十万立方メートル、東京ドーム三倍分の残土が発生するとされています。

J R東海の計画は、この残土のうち約三百六十万立方メートルを大井川と燕沢の合流地点左岸に高さ七十メートル、幅三百メートル、長さ六百メートルの盛土をすることとし、自然由来の重金属等を含む要対策土約十萬立方メートルについてはさらに下流の藤島沢付近に処分するとしています。

国立研究開発法人の防災科学技術研究所の資料では、燕沢の処分予定地对岸の上千枚沢上部には過去に発生した深層崩壊の落ち残りがあり、下千枚沢には深層崩壊等の発生予備軍と考えられる不安定域、移動域の地滑り地形があるとされています。さらにこの下千枚沢は常に土砂崩れの発生する可能性のある地層だということです。加えて隣接する車屋沢も井川 大唐松山断層が南北方向に存在していることから土石流の危険があり、これらのことから燕沢は盛土予定地としては不適切だと言われています。

静岡市のリニア有識者会議委員である長谷川裕彦明星大学准教授の現地調査によっても、過去二千年に少なくとも四回大井川にまで到達した土石流が発生し最大で百メートル積み上げたと推測されています。今後も同様の規模で発生する可能性があり、南海トラフ地震に伴って巨大な土砂ダムができ下流域に被害を及ぼすおそれがあると指摘しています。

これまでに静岡市から県に提出された意見書にはツバクロ発生土置き場につい

て、大量の発生土を置きその保護のために擁壁を築くとすれば自然環境と景観に影響を及ぼすため新たな環境影響評価が必要である、また土石流が発生した場合下流側への影響の拡大が懸念される、そのため周辺の地形や同地の形成要因を適切に把握し場所の選定及び構造に配慮すること、環境影響が明らかな場合は候補地を見直すこととされています。このことに関連しては、五月に施行された盛土規制法により静岡市がこの区域を特定盛土等規制区域として指定することが可能となったことで今後新たに議論されることになるかと理解しています。

J R東海は、上千枚沢の深層崩壊に起因する土石流が発生した場合の下流域への影響を把握するためにシミュレーションを実施し、予測結果についてツバクロ発生土置き場の有無による影響の違いは見られないと説明しています。しかし一定の条件下でのシミュレーション結果だけをもって影響を評価することはリスク管理の観点から不十分です。

脆弱な南アルプスの地形や地質で、しかも複数のリスクが懸念されていることを前提とした十分な検証が必要であると考えますが、県の見解を伺います。

次に、**自然由来の重金属等を含む要対策土の処理計画**について伺います。

トンネル工事においては自然由来の重金属等を含む要対策土の発生が懸念されており、中部横断自動車道のトンネル工事においても環境基準を上回るヒ素やセレンが検出され工事に大幅な遅れが生じました。J R東海は静岡工区の工事において重金属等を含む要対策土が発生する可能性があるかと認めており、その量は約

十萬立方メートルとしています。したがって安全性、安定性の高い処分地の確保と封じ込め等の対策が必要となります。

J R東海の計画によれば、静岡工区から発生する要対策土の永久処分地を大井川河畔の藤島沢付近とし、二重遮水シートで覆って処分すると説明しています。しかしこの方法は南アルプスのような過酷な条件下において恒久的にその機能が保持されるのかが実証されていません。また昨年七月に施行された静岡県盛土条例においては、原則有害物質を含んだ土砂等を用いて盛土はできないと定められています。このため県はJ R東海に対し要対策土を盛土しない方法で処理するよう求めています。J R東海からその方法は示されていないと理解しています。

このような状況にもかかわらず国の環境保全有識者会議は、J R東海の現計画のままツバクロ、藤島の発生土置き場における環境への影響について議論を開始しました。県専門部会における対話が十分に行われておらず、特に藤島は県の条例に反すると県が指摘している中、現在の発生土処理計画のまま国が議論を開始したことに不信を抱きます。しかも要対策土の発生量を約十萬立方メートルと示す根拠も明確にされておられません。

県の考えと今後どのように対応していくのか伺います。

次に、**介護施設の人材確保**について伺います。

高齢化の急速な進行により高齢者の尊厳を守る質の高いサービスを提供する介護者、介護施設の必要性がますます高まっていますが、一方で多くの施設におい

て人材不足が大きな問題となっております。

県の需給推計では、二〇二五年に約六万三千人の介護職員が必要になると推計されているのに対して供給の見通しは約五万七千人にとどまり、二〇二五年問題が目前に迫る今介護人材の確保は喫緊の課題となっております。

このような中で、介護施設は力仕事が多い上に精神的な負担もあり、またシフト制の不規則な勤務であるため土日祭日も出勤しなければならないこともあって家族と予定が合わないことも出てきます。このような状況であるにもかかわらず給与水準が低いことが人材の確保を困難にしている原因だと言われています。

また、本県における全産業の勤続年数が平均約十二年に対し介護職は約九年と短いことから人材確保に苦労すると聞いています。私も介護施設の方々にお話を伺ったところ、どの施設も人材の確保に大変御苦労されており、さらに福祉系の学校や介護福祉士等の養成機関では学生の確保に苦慮し定員を確保できない状況にあると聞いています。また本人が介護分野への進学を希望しても保護者や教員が理解を示さないケースがあるとも伺いました。

県においては、国と連動して介護職員の処遇改善、多様な人材の介護分野への参入促進や外国人材を受け入れる介護事業所への支援など多方面に施策を実施し介護人材の確保に取り組んでいると理解しています。また社会福祉人材センターを設置し福祉介護人材の無料職業紹介を実施しており、二〇二二年には就職人数六百六十八人と全国第一位、就職率一三・七%で全国十四位の実績を上げている

と報告されていますが、現状人材難の施設はまだまだ多いということです。

介護分野の最大の課題となっている人材不足問題は、介護職員の労働環境を悪化させるだけでなく施設の閉鎖などサービスの縮小につながり、ひいては介護ニーズがあるにもかかわらず必要なサービスを提供できなくなることも懸念されることとなります。

介護人材を確保していくためには、介護職の魅力の発信により若い世代を中心とした新たな介護職員として働く人材を増やすとともに、現在働いている方の職場定着の促進が重要であると考えますが、県の取組について伺います。

次に、**農林水産業の輸出促進**について伺います。

国内における食市場規模は人口減少と少子高齢化の進展により今後縮小することが想定されますが、一方で世界人口の増加と経済成長に伴う食生活の変化により世界の食市場規模は今後大きく拡大すると見込まれています。

このような情勢を踏まえ政府は、農林水産業の輸出力強化戦略を取りまとめるとともに、輸出促進法に基づいて輸出先国との規制に関わる協議を行う体制を整備するなど輸出促進に取り組んできました。さらに二〇二〇年には農林水産物食品の輸出目標額を二〇一九年の一兆円から二〇二五年に二兆円に、二〇三〇年には五兆円にまで伸ばすと設定し輸出強化に向けて農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略を策定したところです。

静岡県においては、お茶、イチゴ、ワサビ、温室メロン、日本酒を海外戦略五

品目として輸出目標額を設定しふじのくにマーケティング戦略に基づく輸出促進の取組を進めています。これまで冷凍冷蔵コンテナを使用するための基盤整備、航空輸送パレットの改良、輸出対象国の規制内容の把握や国際認証に対応した生産加工体制の整備などを実施してきました。さらに清水港からは購買力の高いアジア地域への展開を図ってきたと認識しています。

このような県の取組の成果は、二〇二一年には五品目いずれも対前年比三〇%以上も増加したと報告されています。人口の増加や食の多様化により世界の食需要は増大しており、静岡県の農林水産物にも輸出拡大の余地があることから、農林水産業が成長産業として次世代に引き継がれるために県産品の輸出促進、海外市場開拓に今後一層取り組んでいくことが重要と考えます。

県産の農林水産物には海外戦略五品目以外にも輸出品として有望な商品があると思います。そうした商品を掘り起こし輸出拡大につなげるためには、静岡県産品をブランド化するとともに産地の育成等を支援し輸出量を確保する必要があります。また海外の農薬使用規制への対応や輸出環境、流通体制の整備にも取り組む必要があります。

農林水産業を成長産業として発展させていくため、輸出規制や他県産品との競争等に対応できる産地の育成を進め、世界の食料市場を出荷先としていち早く切り開き獲得していくことが重要だと思いますが、県は農林水産物の輸出促進に今後どのように取り組んでいくのか、御所見を伺います。

次に、**小中学校における働き方改革**について伺います。

文部科学省は本年四月、令和四年度の教員勤務実態調査結果を速報値として公表しました。平成二十八年度の前回調査と比較して平日、土日ともに校長、副校長、教頭、教諭の全ての職種において在校時間が減少したものの依然として長時間勤務の多い状況が続いており、国が残業の上限として示している月四十五時間を超える勤務をしているとみられる教諭が中学校で七七・一%、小学校で六四・五%に上ることも分かりました。

一方、家庭へ持ち帰っての仕事時間は中学校で三十二分、小学校で三十七分とそれぞれ増えていることから業務の改善が進んだとは言えません。また過労死ラインと言われる月八十時間の残業の可能性のある教諭は前回調査より減少したものの、なお中学校で三六・六%、小学校では一四・二%に上ることからこのような状況は早期に改善する必要があります。

平成二十九年に文科省は、学校における働き方改革に関する緊急対策と具体的な方策を詳細にまとめそれに対する取組の徹底を求める通知を都道府県及び政令市の教育長宛てに出しています。この取組が徹底実施されていたなら、先日公表された六年経過しての調査結果は大幅に改善していたのではないかと思います。もちろん教育委員会の取組がなかったということではなく、子供や業務が多様化し教員の業務が増えているにもかかわらず少子化等の進行を理由に国が教職員的大幅増員や定数改善を打ち出さないことが一番の問題だと考えます。

本県においては、令和四年三月に学校における業務改革プランを改定し、教育の質の向上と教職員の心身の健康の保持増進を目標とした業務改善の指針を示しています。

先日、山梨県教育委員会では教員の負担軽減を目的として今年度国や県が教育現場に出す事務的な文書を半分に減らす取組を始めたとの報道がありました。まだ二週間分ではありますが進捗状況が発表され小中学校の文書の削減率は七十八件中三十八件の四八・七%とのことでした。このような他県の取組を見ると本県においてもまだまだやれることはあるのではないかと思います。

本県のプランでは、教職員の主体的な改善と校長のリーダーシップに基づく学校の組織改善を進めるとあります。現場の声を尊重することは必要だと考えますが現場任せの対応には限界があると思います。国による教職員の大幅な増員や定数改善が図られない中であっても、他県での好事例なども参考にしながら教育委員会が主体性を持って変えていかなければ働き方改革は進まないと考えます。

長時間労働の実態が続くと心と体に余裕がなくなり、疾病等で長期療養を余儀なくされるケースの増加により教員の定数未配置などの弊害が生じ、ひいては子供たちに十分な教育を受けさせることに少なからず影響を及ぼしかねません。教員の働き方改革を推進し長時間勤務を解消するためには教育委員会がより主体的に関与していくことが必要と考えます。

今後の小中学校の業務改善にどのように取り組んでいくのか伺います。以上、

答弁を求めます。

○副議長（鈴木澄美君） 川勝知事。

○知事（川勝平太君） 小長井議員にお答えいたします。

不適切盛土への対応についてのうち、杉尾・日向地区の安全確保についてであります。

熱海市伊豆山地区で起きたような災害を二度と引き起こさないよう、現在把握しております不適切盛土につきましては確実かつ速やかに是正を行い、また監視の強化により不適切盛土の発生を防ぐなど県民の皆様の安全と安心の確保に全力で取り組んでいるところでございます。

杉尾・日向地区の盛土は、静岡県砂防指定地管理条例や静岡市が所管する森林法の許可を得ずに行った不適切なものであります。このため県は本年四月に事業者に対し同条例に基づき原状回復を求める命令を行いました。履行していただけなかったものでありますので周辺地域の安全確保に向けて行政代執行の手続きを進めております。

当面の安全確保対策につきましては、大規模な盛土の崩落が起きる前に近隣住民の速やかな避難を可能とするため、去る五月に両地区へ土石流センサーなどの観測機器を速やかに設置いたしました。また七月末を目途に杉尾地区の盛土の下流側において住宅への土砂流出を防ぐ仮設堰堤の設置も進めているところであります。

引き続き静岡市と連携をして関係住民に対し現場状況を丁寧に御説明申し上げ、住民の不安の解消を図ってまいります。今後行政代執行法に基づき県は事業者에게戒告を行い、これによる原状回復が行われない場合は引き続き静岡市が所管する森林法や土壌汚染対策法等の調整を進めできる限り早期に工事に着手してまいります。具体的には、危険性を取り除く対応として杉尾地区は土砂の全量を搬出したします。日向地区は当面の措置として土砂の一部を撤去し盛土の安定化を図ってまいります。

県といたしましては、両地区の近隣住民の皆様の不安を一日でも早く解消できるよう関係者と協議を進めながら、両地区の安全が確保されるように取り組んでまいります。

次に、リニア中央新幹線工事における残土処分についてのうち、ツバクロ発生土置き場の安全性についてであります。

ツバクロ発生土置き場が計画されております、J R 東海が計画をされている燕沢付近を含む南アルプスは、国土交通省の監修の下、独立行政法人土木研究所が作成した深層崩壊推定頻度マップにおきまして深層崩壊が発生する頻度が四段階のうち一番高い、特に高い地域に分類されております。

深層崩壊のリスクが懸念される中、J R 東海は令和二年二月の第五回地質構造・水資源専門部会において、上千枚沢の上流部の千枚崩れで過去の崩落により堆積している土砂の一部が豪雨の影響で流出するというシミュレーション結果を

説明するにとどまっております。その際におきましても専門部会委員から地層が曲がりくねるよう変形している褶曲構造の激しいところは地震時に伴う深層崩壊のほうが危険が大きい旨の御指摘があったところであり、現在の説明だけではリスク評価としては不十分であります。また深層崩壊が起こりますと周囲の沢や崩壊地などから同時多発的に土石流が発生するリスクなどを指摘する専門家もおられます。

J R東海の発生土処理計画については、現在県地質構造・水資源専門部会で対応を進めている最中ではありますが、こうした専門部会委員の御指摘等も踏まえまして今後より丁寧に科学的、工学的検討を進める必要があると考えています。

ツバクロ発生土置き場周辺の地形、地質に関わる課題と対策を総合的に検証し、安全で安心な発生土処理が行われるよう発生土置場が計画されている静岡市とも連携をしながらJ R東海と双方向のコミュニケーションを尽くしてまいります。

その他の御質問につきましては、関係部局長、教育長から御答弁を差し上げます。

○副議長（鈴木澄美君） 勝又交通基盤部長。

○交通基盤部長（勝又泰宏君） 不適切盛土への対応についてのうち、建設発生土の適正処理についてお答えいたします。

県では、インフラ整備やまちづくりの停滞を招かぬよう建設発生土の適正処理

に向けて発生抑制、利活用促進及び適正処分を三本柱とする建設発生土の処理に関する基本方針を策定し率先して取組を開始しました。

具体的には、民間工事からの建設発生土も含めて利用調整を可能とするストックヤードの設置や最終処分場を設置する民間事業者へのきめ細やかな技術相談を行う伴走型支援などに取り組んでいるところであります。

議員御指摘のトレーサビリティの確保につきましては、来年六月以降民間工事も含め元請業者は最終の搬出先まで確認する法令上の義務が生じることとなります。県工事ではこれに先立ち、最終処分に搬出する場合だけでなく中間処分場に搬出する場合にもこの四月から最終の搬出先まで確認を求めています。今後国の制度や県での取組状況について、みらいの県土研究会を通じて民間事業者にしっかりと周知してまいります。

県といたしましては、建設発生土は循環利用可能な資源であるとの認識の下、引き続き民間事業者と連携しながら建設発生土の適正処理について積極的に取り組んでまいります。以上であります。

○副議長（鈴木澄美君） 高畑くらし・環境部長。

○くらし・環境部長（高畑英治君） リニア中央新幹線工事における残土処分についてのうち、自然由来の重金属等を含む要対策土の処理計画についてお答えいたします。

J R東海による要対策土に係る現計画は、静岡県盛土等の規制に関する条例の

土砂基準に適合しない土砂による盛土であり条例の適用除外にも該当しないことから認められるものとなっております。このためＪＲ東海に対しては条例の趣旨を御説明した上で、要対策土に係る現計画は認められないことを明確にお伝えしています。国の環境保全有識者会議の場においても現計画を前提とした議論を行うことは適当ではないと申し上げております。

要対策土の処理につきましては、県の地質構造・水資源専門部会で域外処理やオンサイトでの無害化処理を検討すべきであるとの意見を頂いておりますが、ＪＲ東海から納得できる説明は得られておりません。議員御指摘のとおり、要対策土の発生量を約十萬立方メートルとする根拠も明確に示されておりません。大切な水源である大井川上流の河畔に県盛土条例の土砂基準を超える重金属等を含む土砂を存置することは流域の住民の皆様が抱く不安が長く続くこととなります。

県といたしましては、引き続き専門部会において重金属等を含む土砂を確実に処理する方法について対話を進めるとともに、対話の状況を必要に応じ国の有識者会議に対し提供してまいります。以上であります。

○副議長（鈴木澄美君） 八木健康福祉部長。

○健康福祉部長（八木敏裕君） 介護施設の人材の確保についてお答えいたします。

若い世代への介護職の魅力発信につきましては、静岡県社会福祉人材センターによる中学校等での出前講座に加えて、若手介護職員を介護の未来ナビゲーター

として高校、大学や就職ガイダンス等へ派遣し介護職のやりがいや魅力を伝えております。世代の近い職員から経験を踏まえた話や情報を聞くことで介護職への理解が深まると好評であり、今後も就業につながるよう取組を進めてまいります。

また、昨年度八十四組の小学生の親子を対象に謎解きの要素を加えた介護の仕事の体験型プログラムを新たに実施したところ、国からも先進事例として紹介されたところであります。今年度はさらに多くの児童や保護者に体験していただき介護職の魅力が伝わるよう市町や介護施設と連携して取り組んでまいります。

働いている方の職場定着の促進につきましては、介護職員の身体的、精神的負担を軽減するため、施設入所者を見守るセンサー等の介護ロボットや介護記録の効率化を図るタブレット等のICT機器の導入費用を助成しております。また直接介護を担う職員と食事の配膳など周辺業務を担う介護サポーターの役割分担を整理するなど業務改善に取り組む施設の事例報告会を開催し、優良事例を他の施設へ横展開を図り働きやすい職場環境の整備を進めてまいります。

県といたしましては、県民の皆様が必要な時に必要な介護サービスを受けられるよう市町や教育委員会と連携し現場を支える人材の確保に全力で取り組んでまいります。以上であります。

○副議長（鈴木澄美君） 増田経済産業部長。

○経済産業部長（増田始己君） 農林水産物の輸出促進についてお答えいたしま

す。

県ではこれまで、農林水産物の輸出に新たに取り組む事業者の伴走支援などにより輸出拡大を目指してまいりました。農林水産物、食品の輸出額を二〇三〇年に五兆円とする国の目標達成に向け本県においてもさらなる拡大を目指すためには、輸出に向けた生産量の確保や海外の規制への対応などの環境整備が重要であると認識しております。

このため、今年度は輸出品目として有望な有機茶とカンショの生産拡大や農薬など海外の規制に対応した大規模な産地づくりに取り組んでおります。海外において高価格で取り引きされる品質の高い農芸品の生産を拡大し全国のモデルとなるような産地を育成してまいります。

加えて、海外の販売店での売り場の獲得に取り組んでまいります。具体的には海外に広く販路を持つ商社等のネットワークを活用し、アメリカ、シンガポールなどにおいて高品質な農芸品のフェアを開催し静岡ブランドの価値を高めてまいります。さらにフェアで得た現地ニーズを産地にフィードバックし商品改善や品目増加につなげるなど産地と一体となった出口戦略を展開してまいります。

県といたしましては、マーケットインの視点に基づき生産、物流、商流の面において一貫した支援をきめ細かに実施し、農林水産業の成長産業化に向け本県農林水産物の輸出促進に取り組んでまいります。以上であります。

○副議長（鈴木澄美君） 池上教育長。

○教育長（池上重弘君） 小中学校における働き方改革についてお答えいたします。

県教育委員会は、教員が子供と向き合う時間の確保と長時間勤務の是正を同時に達成するため、スクール・サポート・スタッフの全校配置や全市町に共同学校事務室を設置するなど全国的に見ても先駆的な学校における働き方改革を推進してまいりました。これまでの取組で一定の業務改善は図られましたが教育課題がますます多様化、複雑化する中で教員はいまだ多くの業務を抱えております。この間に起きたコロナ禍は教員の働き方を改めて考える機会となった一方で激変するICT環境への対応等新たな業務も生んでおります。

このため、より徹底した時間外勤務の縮減に向け新たな手法により働き方を改革してまいります。

具体的には、一昨年度からモデル事業として導入した業務改善「夢」コーディネーターを今年度から全校に配置しオンラインプラットフォームを介して学校間で課題や手法を共有し、取組から得られた効果が高い改革手法は県教育委員会のリーダーシップにより全県挙げて展開することといたします。

加えて、学校での文書事務を軽減するため県等からの文書の削減を図るとともに、クラウドサービスを活用した文書の共有、生成AIやデジタル採点システムの導入促進など教育DXによる働き方改革を加速いたします。

また、市町の首長部局や地域、保護者と連携しながら学校、教員が担ってきた

役割や業務についての見直しを進めていくこととし、広く県民の理解を得るための発信等を精力的に行ってまいります。

県教育委員会といたしましては、心身ともに健康な教員が児童生徒と向き合う時間を確保し質の高い教育が実現できるよう、さらなる働き方改革に取り組んでまいります。以上であります。

○副議長（鈴木澄美君） 小長井由雄君

○六十四番（小長井由雄君） ありがとうございます。

それでは要望と質問をさせていただきます。

まず、杉尾・日向地区の盛土の関係でございますが、速やかに行政代執行を進めていくということでございますので、これはですね、確実に、本当に着実に速やかに行っていただきたいということを強くお願い申し上げます。

次に、建設発生土の適正処理についてです。これを資源として考えているというふうに先ほどお話がございました。つまり有効利用ということかと思いますが、この有効利用の取組を民間に広げると。どのように民間に広げていくかということをお聞かせ頂きたいと思います。

次に、リニア中央新幹線の燕沢です。先日施行されました盛土条例では、盛土等の崩落により流出した土砂が土石流となって溪流等を流下し保全対象のある区域に到達することが想定される溪流等の上流や過去に大災害が発生した区域を特定盛土等規制区域としてできる限り広く指定区域に指定することが重要だとして

おります。ツバク口を含め南アルプス山脈の至る箇所で度重なる深層崩壊を起こしており、それによって大規模な土石流が発生する危険があるとされているため静岡市がこの一帯を特定盛土等規制区域として指定する可能性があるというふう
に考えますが、県の御見解と対応をお伺いさせていただきます。

次に、発生土の有効利用でございますが、先ほど申し上げましたとおり民間へも広げていくということで県は八〇%の有効利用を目指しているということでございます。こうなりますと三百七十万立方メートルの南アルプスの土砂、これに対しての有効利用ということも話が出てくるのではないかなと思いますが、この点についてはどんなふうにご考えておられるのかお聞かせを頂きたいと思っております。

それから、自然由来の重金属を含む要対策土の処理計画でございますが、自然由来の重金属等を含む要対策土の処理には不溶化処理という処理方法があると聞いております。この処理を行っても有害物質が除去されるわけではないと言われておりますが、リニア工事において発生する要対策土を現地において不溶化することへの御見解、どのような扱いになるのか、これについてもお伺いをさせていただきます。以上、回答を求めます。

○副議長（鈴木澄美君） 勝又交通基盤部長。

○交通基盤部長（勝又泰宏君） 建設発生土の適正処理についての再質問にお答えいたします。

民間事業とですね、利用活用にどのように進めていくか、広げていくかという

御質問でございます。

先ほどの答弁で申しましたように、まずは県が県の工事で率先してその有効利用に努めるという取組をまず進めてまいります。また民間事業者様におきましてはいろいろな機会でも我々も接する機会がございます。例えば建設業の許可の申請窓口、先ほど申したようなみらいの県土研究会、いろいろ様々に接する機会がございますので、まずその有効利用についての説明と今後のやり方についてはしっかり丁寧に説明していきたいと思っております。

また今ですね、県のほうで相談窓口等をつくっております。例えばその中では最終処分場をどのような形でつくったらいいか、例えばほかには発生土をどうしたら有効利用、改良剤で使えるかというような御相談もきておりますので、その辺についてももしっかり丁寧に説明しながら有効利用として使えるような形で取り組んでまいりたいと思っております。以上でございます。

○副議長（鈴木澄美君） 高畑くらし・環境部長。

○くらし・環境部長（高畑英治君） ツバクロ発生土置き場の安全性についての再質問にお答えいたします。

この地域での規制区域の指定についてでございますけれども、その規制区域の指定の準備、検討の段階から静岡市とは連携をしまして、静岡市の検討状況もしっかり把握して連携して対応してまいりたいと思っております。

続きまして、建設発生土の有効利用についてでございます。

J R東海は、平成二十九年一月に示されました環境影響評価書に基づく事後調査報告書におきまして、三百七十万立方メートルの建設発生土について有効利用率八〇%以上を目標とすると明記しています。これまでJ R東海の現計画における発生土置き場でどのように発生土が有効利用されるかについての具体的な説明はされていないものと認識しております。今後の対話の中で説明を求めてまいりたいと考えます。

続きまして、自然由来の重金属等を含む要対策土の処理計画についての再質問にお答えいたします。

御質問のありました不溶化处理でございますけれども、不溶化处理は土壤に含まれる重金属等を溶け出さないようにする処理方法であり含有する有害物質自体は除去されません。浄化済みの土壤とはなりません。したがってまして条例上の土壤基準に適合しない土砂であることには変わりはないと認識しております。以上であります。

○副議長（鈴木澄美君） 小長井由雄君。

○六十四番（小長井由雄君） 自然由来の重金属等を含む要対策土についてでございますけれども、これは適用除外に当たらないというようなお答えだったと思います。不溶化处理したとしても当たらないということのお答えだったと思います。

今回のこの盛土規制法によってですね、様々な面で新しい展開をしなきゃいけ

ないというようなことが出てきていると思います。特にこの盛土の土地所有者、ここに対する責任も明確化されているということで、これまでとはまた違った議論もなされていくんではないかと考えております。

そこで意見として申し上げますが、このリニア問題はですね、今回の知事の御答弁にもありますように大きく水の問題、発生土処理の問題、生態系への影響の問題等それぞれありまして、それぞれが対話を要する四十七項目と密接に関係しているということで県の専門部会でＪＲ東海と対話を進めていただいているところでございますが、いずれもＪＲ東海から明確な答えがなかなか出てこないということだというふうに私は思います。

こうなるとですね、どうしても流域の皆さんのことを考えますと、ああ言えばこう言うということが必要になってくるんだろうと思います。これはぜひそういうようなことで進めていかないと住民の皆さんの理解を得ることができないと私はそういうふうに思いますので、ぜひとも今後とも同じような方針で取り組んでいただきますことをお願い申し上げまして質問を終わります。

ありがとうございました。

令和4年9月静岡県議会定例会 質問

質問者: 小長井 由雄 議員

質問分類: 一般質問

質問日: 2022/10/03

会派名: ふじのくに県民クラブ

質疑・質問事項:

- 1 未来世代の利益を見据えた政策形成の在り方について
- 2 浜岡原子力発電所の再稼働について
- 3 リニア中央新幹線と南アルプスの自然環境の保全について
- 4 田代ダムの水利権更新について
- 5 カーボンニュートラルの実現に向けた主伐、再生林の促進について
- 6 有機農業をはじめとする農業分野での環境負荷低減の推進について

○議長（藪田宏行君） 再開に先立ち御報告いたします。

説明者として難波静岡県理事が出席しておりますので御承知おき願います。

○議長（藪田宏行君） ただいまから会議を再開します。

質疑及び一般質問を続けます。

通告により、六十五番 小長井由雄君。

（六十五番 小長井由雄君登壇 拍手）

○六十五番（小長井由雄君） 私は、県政の諸課題について通告に従い知事、副知事並びに関係部局長に一括質問方式にて質問します。

初めに、**未来世代の利益を見据えた政策形成の在り方について**伺います。

県は、平成二十一年度から、現在行っている事業の必要性やその事業を本当に県が実施すべきかどうかについて外部の専門家や県民が議論し事業の見直しをしていく事業仕分けを国に先駆けて実施しました。その成果として多額の財源の捻出につながったことはもちろん、県の事業に対し県民の多くが関心を持ち理解を深める契機にもなったと評価しています。

この事業仕分けはその後幾度かの進化を経て、現在は静岡県の新ビジョンの着実な推進を図るため無作為抽出により選ばれた県民が中心となって議論を行い施策改善の提案を頂くふじのくに士民協働施策レビューとして続いているものと認識しています。

現在、静岡県は富国有徳のふじのくにづくりを掲げ計画が進みつつある事業もあります。しかしながら、これらの事業を実施する意思決定に当たっては現役世代の利益を重視するあまり未来世代の利益や将来発生するかもしれない不利益については十分に顧みられてこなかっ

たのではないかと感じています。財政面から見ても本県の県債残高は総額で二兆八千億円まで膨らんでおり、現役世代の利便性にとらわれ未来世代にこれらの負担を背負わせてしまうことになっていることを危惧します。人口減少社会がこのまま継続すれば未来世代の負担はより大きくなり、将来彼らの自由な意思決定を阻害する要因にもなりかねません。

財政面だけでなく、迅速に対応しなければ手後れになると危惧される気候変動問題は現役世代が未来世代への負の遺産を考慮することなく利便性を享受し続けたものであり、その結果未来世代への負担は非常に大きなものとなりました。現在県においても国の取組に呼応しながら様々な分野での脱炭素、カーボンニュートラルを推し進める事業が提示されていますが、事業を実施し成果を出していくには意識の転換や財政措置の転換など大きな努力が必要だと思います。

持続可能な社会をつくっていくためには経済社会、環境、文化など様々な面において未来世代に不利益を残さないという視点を重視することが重要だと考えます。

英国のウェールズが二〇一五年に制定した未来世代法は、政府や自治体などの公的機関が意思決定する際未来世代の利益が十分考慮され

ているかを検討するよう義務づけています。市民、若者が参加する第三者機関が未来世代に悪影響を及ぼすと判断すれば公的機関の決定を変えさせることも可能となっています。実際ウェールズでは未来世代法によって新たな高速道路の建設が中止になった例もあるということです。

この未来世代法をそのまま取り入れることは難しいかもしれませんが、県においても施策の計画や大規模プロジェクトを実施するに当たって現役世代の得られる利益と将来負担を十分に考慮し、現役世代のニーズだけでなく未来世代にも十分配慮した意思決定を行っていくことが重要と考えます。

例えば、一定の事業費を超えるプロジェクト等については実施に先立ち県民が参加する未来世代委員会というような第三者機関を設置しその適否を諮問することとするなど、未来世代の利益という観点から事業の妥当性をチェックするシステムの構築を検討すべきと考えますが、御所見を伺います。

次に、**浜岡原子力発電所の再稼働について**伺います。

東日本大震災により東京電力福島第一原発の一、二、三号機の核燃料がメルトダウンし建屋が爆発して大量の放射性物質が外部に放出さ

れた原発事故から十一年が経過しました。放射能に汚染された地域の自宅に戻れない避難者は二〇二一年三月時点で二万二千人にも及んでいます。安全神話に陥って悲惨な事態を防ぐことのできなかったことへの反省は決して忘れてはなりません。

本年八月二十四日、政府は東京電力福島第一原発事故の教訓を踏まえてつくった原子力政策の方針を転換し原発の新增設や運転期間の延長の検討、さらに新たな再稼働を打ち出しました。これは昨年十月に改定したばかりのエネルギー基本計画で原発への依存度は可能な限り低減し原発に頼らない社会を目指すとした流れを覆すものです。

政府は脱炭素や電力の安定供給のために原発の運転が必要だとしていますが、東電の株主訴訟判決で述べられているように原発で大量の放射性物質を拡散させる過酷事故が発生すると我が国そのものの崩壊にもつながりかねないという重大な危機を秘めています。

南海トラフ巨大地震の震源域に当たる浜岡原発は二〇一一年五月に全面停止しました。その後中部電力は津波対策として総延長一・六キロ、海拔二十二メートルの防潮堤を建設し、津波が防潮堤を乗り越えた場合でも原子炉建屋の外壁に重さ四十トンの強化扉を取り付けるなどの対策を進めてきました。

一方、今年五月札幌地方裁判所において北海道電力泊原発に対し津波に対する安全性の基準を満たしていないことを理由として運転差し止め命令の判決が出されました。この判決について川勝知事は、原発の安全性や運転の可否は発電所ごとに判断すべきもの、国に対して厳正な審査を求めるとともに中部電力に対して安全確保の徹底を求めていくとコメントしています。

知事は、これまで一貫して使用済み核燃料の処理方法が確立されていないなどとして浜岡原発は再稼働できる状態ではないと答弁されてきました。浜岡原発の再稼働に向けた課題は津波対策や使用済み燃料の処理方法だけではありません。大地震と原発事故が複合的に発生した場合の避難計画の実効性や巨大地震の震源域にあることで直下型地震による直接の被害の危険も考えられます。放射性物質の拡散が予測できない中で地元をどこまでの範囲として同意を得ていくのかも問題です。

また、ロシアのウクライナ侵攻で現実味を帯びているテロや武力攻撃による原子炉の破壊やシステムへのサイバー攻撃など様々な課題があります。

いずれの課題に対しても納得できる状態でなければ再稼働すべきで

はないと考えますが、浜岡原発の再稼働についてどのように考えるのか伺います。

次に、**リニア中央新幹線と南アルプスの自然環境の保全**について伺います。

リニア中央新幹線は、工事による水がれ被害の発生と貴重な動植物などの生態系への悪影響と工事により大量に発生する残土の処分による自然環境への影響や災害の発生など多岐にわたり懸念されています。このリニア中央新幹線については国土交通省交通政策審議会陸上交通分科会中央新幹線小委員会で審議されました。二十回開催された委員会のうち環境調査については第九回中央新幹線小委員会において南アルプスルート、伊那谷ルートの自然環境への配慮という視点から僅かな時間でしたが審議されたものと理解しています。

小委員会の委員で今回国交省の環境保全有識者会議の座長になった中村氏は、このときの委員会へ提出された資料について粗すぎる、戦略アセスというレベルでもないとして自然環境的に見てどちらがよいといったような議論は少々無理だと指摘しています。しかしそれにもかかわらず家田委員長は、環境という面から見てどっちが決定的に駄目だとかそういうことにはならないとすり替えています。

また、他の委員は発言の冒頭全然よく分かっていないんですけどと断った上で、縦断的に考えたら消えてしまう話も随分あると発言しています。つまり地中にあるトンネルが地上の自然環境に影響するような内容を議論することは少ないという意味の発言だと思います。

しかし、大規模工事により真上に広がる国内最大級の貴重な生態系が残されている南アルプス国立公園やユネスコエコパークにも登録されている地域への影響は避けられないと考えます。さらに、国交省の技術開発室長がこのエリアの自然環境への影響は極力トンネルで通過することにより極小化できるという報告になっているとJR東海の報告を一方向的に受け入れる発言をしていることも問題です。

この小委員会の構成メンバーには、自然環境の専門家は現在国の有識者会議で座長を務めている中村委員一人しかいないということです。事業の重要さから考えれば、勉強不足で恐縮とか全然よく分かっていないというように発言する委員によって審議されたことはあまりにも無謀ではないでしょうか。

中央新幹線小委員会においてルートについての見解を出す審議がこのような形で行われたことが、路線決定過程における巨摩山地を回避し南アルプスを回避しない不透明さになっていると感じます。そして

その後のＪＲ東海による環境影響評価における調査不足や県専門部会の意見等に対する六十四項目の回答ができなかったものや内容が不十分なものになっているのではないかと思います。

本年六月から開始された国交省の環境保全に関する有識者会議は、気候変動対策として生物の多様性の保全や脱炭素の取組が世界各国に求められている中で、また南アルプスユネスコエコパークの登録更新時期を迎える中で極めて重要な会議となります。

生態系など環境保全に関する我が国の環境行政を牽引する環境省は、国立公園特別地域も広がる南アルプスなどの環境を守っていくのが使命であります。しかも環境影響評価書で厳しい大臣意見を述べていることからモリニア問題への積極的な関与は避けられないはずで

す。

県として環境省の積極的な関与を求めていくべきではないかと考えますが、見解を伺います。

次に、**田代ダムの水利権更新について**伺います。

南アルプス間ノ岳を起点とする全長百六十八キロの大井川には高低差を利用した流域十四か所のダムと十六か所の水力発電所が設置されています。このため発電用の大量取水による河川流量の減少が発生

し、これまで地域住民による水返せ運動など流況改善に関する熱い取組が行われてきました。東京電力の田代川第二発電所の水利使用、いわゆる田代ダムの水利権については平成十七年の更新に合わせ流域市町から大井川に流水を取り戻そうとする強い声上がり流域市町、国、県、発電事業者による議論が重ねられるなど地域一体となった運動が展開された経緯があります。

本年三月には、県民生活の安定向上及び本県の経済社会の発展への寄与を目的として静岡県水循環保全条例が公布され七月に施行されました。今後大井川をはじめとする流域の健全な水循環を図るために流域水循環計画が策定されることから、豊かな水資源の恩恵を大切にしていこうとする本県の取組に期待しているところであります。

一方、本年四月にリニア中央新幹線のトンネル工事に伴う湧水の県外流出対策としてＪＲ東海から田代ダム取水抑制案が提案されました。この案の実現可能性についてはいまだ結論が出ていないものの、この提案をめぐり知事が水が戻ってくればありがたいと述べたことはまさに大井川流域に暮らす住民の思いを代弁したものと言えます。

このような状況下で田代ダムの水利権が令和七年十二月に更新時期を迎えると承知しています。

そこで、三年後の水利権の更新に向けて県はどのように対応していくのか伺います。

次に、**カーボンニュートラルの実現に向けた主伐、再造林の促進について**伺います。

木材は森林が呼吸した炭素を貯蔵し、住宅資材などとして利用される間も貯蔵、固定されることから都市における第二の森づくりとして脱炭素への貢献が期待されます。

この十年を振り返ると公共建築物木材利用促進法の改正、SDGs やパリ協定の採択、二〇五〇年カーボンニュートラルの宣言など木造建築には追い風が吹いたと言えます。

二〇五〇年カーボンニュートラルの実現に向けては、様々な分野での二酸化炭素の排出削減や再生可能エネルギーの導入と併せ二酸化炭素を吸収、固定する森林吸収源対策が重要となります。

県は、森林吸収源対策として間伐を促進していますが既に人工林の約九割が四十一年生を超えています。高齢級ほど樹木の成長が衰えていくことからこのままでは二酸化炭素の吸収量が減少していきます。森林の二酸化炭素の吸収量を高めるためには主伐、再造林を促進して高齢級に偏った森林の若返りを図るとともに利用適期に達している木

材の利用拡大が有効となります。

しかし、木材価格の低迷により主伐実施面積は長期的に減少しており近年では横ばいで推移しているものの、これを拡大するためには主伐、再造林の採算を上げていくなど森林所有者の主伐意識を上げていくことが重要です。

令和七年度までの四年間を計画期間とする新たな静岡県森林共生基本計画では森林との共生によるカーボンニュートラルの実現を取組の方向の一つに掲げていますが、県はこの実現のために主伐、再造林の促進にどのように取り組んでいくのか伺います。

さて、最近マスコミ等で森の力再生事業による森林所有者の意に反した手法による伐採が取り上げられています。今後こうしたことがないように県は原因を明らかにした上で再発防止策をしっかりと取っていただくように要望します。

この報道の中ではこの伐採に起因する災害の発生を危惧していますが、このような報道が主伐、再造林の促進に影響を与えることを心配しています。木を切って収穫する林業そのものを誤解しており、主伐することが災害に結びつくものではないと考えますが、県の見解を伺います。

最後に、**有機農業をはじめとする農業分野での環境負荷低減の推進**について伺います。

農林水産省は、緑の食料システム戦略においてカーボンニュートラル等の環境負荷低減のイノベーションを推進するため農林水産業のゼロエミッション化の実現のほか化学農薬は五〇%、化学肥料も三〇%の削減を目指すとし、さらに有機農業の面積を農地面積の二五%に当たる百万ヘクタールに拡大するといった十四の目標を掲げました。この目標を達成していくため本年七月に緑の食料システム法が施行されたところです。

EUにおいては、二〇二〇年五月に、ファーム トゥー フォーク、農場から食卓まで戦略を打ち出しており、昨年九月に開催された国連食糧システムサミットにおいて当時の菅総理大臣は、世界のよりよい食料システムの構築には生産性の向上と持続可能性の両立などが重要であることを強調するとともに、日本においては緑の食料システム戦略を通じ持続化と可能な食料システムの構築を進めていくと発言しています。

化学農薬や化学肥料を使わない有機農業は、これらの資材の原料輸入や製造過程で必要な化学燃料の消費の削減につながるばかりでなく

堆肥等の有機物を活用した土づくりを通じて土壌中への炭素貯蔵が図られ脱炭素化に貢献します。有機農業の取組を拡大するには、有機農業が脱炭素化を含め自然環境にどのように貢献するかを生産者や消費者に対してPRすることと相互理解の促進が必要です。そして個々の生産者や産地が中長期的視野で実践可能な取組を着実に進めていくことが大切だと考えます。

私の地元大川地区では茶商と茶農家が連携し有機茶栽培への転換から輸出による新規事業開拓に取り組み始めており、その成果を期待しています。

一方で、有機栽培に取り組んでいる農業者からは有機栽培への転換は生産面では天候に左右されやすく品質や生産量が安定しないことへのリスクの低減措置を考えてほしいという声があります。また消費面からは市場の創出が不可欠で見た目重視の流通関係者や消費者の理解が必要だと聞いています。有機栽培の推進には今後生産者、消費者、行政が一体となって協議、推進、連携する必要があると考えます。

県は、有機農業をはじめとする農業分野での環境負荷低減の取組について、脱炭素化への貢献と持続可能な農業経営とを両立させるという観点から今後どのように推進していくのか伺います。以上、答弁を

求めます。

○議長（藪田宏行君） 川勝知事。

○知事（川勝平太君） 小長井議員には骨のある御質問を頂きましてありがとうございました。

私のほうからは、浜岡原子力発電所の再稼働についてお答えをいたします。

東日本大震災における福島第一原子力発電所の事故とその後の経過を見ますと、一たび過酷事故が起こりますとその影響は計り知れないものがあります。いまだに帰還困難区域が残っており、多くの方々が地元から離れた生活を余儀なくされている現実があります。それゆえ原子力発電所につきましては何よりも安全の確保が大前提であります。

本県に立地する浜岡原子力発電所におきましては現在安全対策工事を実施中であります。また発電所直下を震源域に含むプレート間地震が発生した場合の安全性を含め原子力規制委員会による新規制基準への適合性審査も継続中であります。

さらに、現在のところ使用済み燃料の処理方法が確立されておりません。使用済み燃料プールの空き容量は現在一千八体分しかありませ

ん。三、四、五号機が仮に再稼働いたしますと新たに発生する使用済み燃料により僅か一、二年でプールが埋まってしまうということになります。こうした状況から浜岡原子力発電所は再稼働できる状況にはないという認識を持っておりましてその認識に変わりはありません。

議員御懸念の原子力発電所の安全に関わる課題のうち武力攻撃につきましては、具体的な対策の検討を全国知事会を通じて国に要請しておりまして今後の国の対応を注視しているところであります。

また、原子力災害の発生に備えた避難計画は再稼働の有無にかかわらず必要なものであります。原子力災害から周辺地域の皆様の安全を確保するために県及び関係十一市町は地震等との複合災害の発生も想定した広域避難計画を策定し、現在その実効性の向上に取り組んでいるところであります。

我々といたしましては、県民の皆様の安全・安心のため引き続き国に対しては厳正な審査を求め、中部電力に対しましては徹底した安全確保を求めてまいります。

その他の御質問につきましては、副知事、関係部局長から御答弁を申し上げます。

○議長（藪田宏行君） 森副知事。

○副知事（森 貴志君） 田代ダムの水利権更新についてお答えいたします。

田代ダムの水利権につきましては、利水者である東京電力をはじめ国や県及び地元市町等を構成員とする大井川水利流量調整協議会において関係者の相互理解の上、取水量や取水に優先して放流される河川維持流量が合意され国土交通省が許可をしております。

前回、平成二十七年の水利権更新は河川環境調査や河川維持流量の放流効果の検証結果などを基に同協議会でそれぞれの立場を尊重しつつ議論を重ね、それまでの河川維持流量を踏襲することで合意し更新に至ったものであります。県はその間、協議会の運営に当たり丁寧に活発な議論がなされ十分な理解の上で合意がなされるよう全力で取り組んでまいりました。

令和七年十二月に期限を迎える次の水利権の更新に向け、これまで同様同協議会で大井川源流部の状況や地域の思いを共有することが大変重要と考えております。このためこれまでの議論や検証を確認するとともに、更新に当たり十分な調査や検討を要することが想定されますことから早い段階から関係者と密接に連携して科学的根拠に基づいた調整を行うなど計画的かつ丁寧に対応してまいります。

一方、リニア中央新幹線工事に伴う大井川の水問題は令和七年の田代ダムの水利権更新とは切り離して議論するものであると認識しております。今後の議論の動向を踏まえ、田代ダムの水利権更新への影響が明らかになった場合は大井川水利流量調整協議会におきまして関係者から説明を求めるなど適切に対応してまいります。

利水者や流域市町等の関係者の意見を丁寧に伺いながら、長い歴史の中で関係者の努力の積み重ねによって成り立っております大井川の水利用が将来にわたって持続可能となるよう取り組んでまいります。以上であります。

○議長（藪田宏行君） 石川政策推進担当部長。

○政策推進担当部長（石川英寛君） 未来世代の利益を見据えた政策形成の在り方についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、持続可能な発展をしていく社会を形成していくためには長期的視点に立って将来にわたる影響や利益を十分に検討した上で政策を形成することが重要であります。

県では、様々な場において広く県民の皆様から御意見や御提案を伺い県の施策に反映することで短期的視点と長期的視点のバランスを取りながら政策の決定を行っております。具体的には県議会における御

審議をはじめ外部有識者などで構成する審議会、パブリックコメントなどにおいて多様な御意見を頂くほか、総合計画審議会への若者枠の委員の参画や施策改善の方向性を議論するふじのくに土民協働施策レビューへの多くの若者の参加など政策形成過程における若者の参画も推進しております。

また、将来の負担が増大することのないよう気候変動危機への対応や脱炭素・循環型社会の形成などに取り組むほか健全な財政運営のため新ビジョンにおいて通常債残高の上限一兆六千億円程度という目標を掲げるとともに、コロナ禍を踏まえた大規模な施設整備計画の総点検を行うなど常に事業の見直しを行っております。

今後とも、議員御指摘の趣旨を踏まえこうした取組を継続する中で県民の皆様の御意見を積極的に取り入れながら長期的な視点を踏まえた政策形成に努めてまいります。以上であります。

○議長（藪田宏行君） 難波静岡県理事。

○静岡県理事（難波喬司君） リニア中央新幹線と南アルプスの自然環境の保全についてお答えをいたします。

リニア中央新幹線南アルプストンネル工事における環境保全対策に関して環境大臣は、JR東海の環境影響評価書に対し二〇一四年六月

に、これほどのエネルギー需要が増加することは看過できない、当該地域の自然環境を保全することは我が国の環境行政の使命である、さらに環境保全について十全の取組を行うことが本事業の前提であるとの意見を国土交通大臣に提出しています。

国土交通省は、二〇二〇年四月に有識者会議を設置し十三回にわたり水資源に関する議論を進め、昨年十二月に中間報告をまとめた中で環境保全に関する有識者会議を引き続き開催することとしていました。今年五月に国土交通省から県に対し六月に開催する旨の通知があったことから、県は環境省に対し環境保全に関する有識者会議の立ち上げに当たり強力なリーダーシップを発揮していただけるよう要望書を提出いたしました。

結果として、環境省には国土交通省による有識者会議委員の選定に関わっていただいたと聞いておりますし有識者会議にオブザーバーという立場で参加、協力をされております。

また、リニア中央新幹線南アルプストンネル工事を進めるに当たっては環境省による南アルプス国立公園の自然公園法の許可が必要になると理解をしております。環境省に許可申請があった場合には本県に意見照会頂けることになっておりますので、関係者は県の専門部会等

の議論に基づく本県からの意見を踏まえた適切な判断を行ってくださるものと認識をしております。

生物多様性の保全や脱炭素の取組が世界的に求められる中、環境省の果たす役割はますます重要になってきております。環境省におかれては、国立公園でありユネスコエコパークである南アルプスの貴重な自然環境の保全に関しても環境行政の使命を果たしていただけるものと大いに期待をしております、リニア中央新幹線の環境影響に関し引き続き環境省の積極的な関与をお願いしてまいります。以上であります。

○議長（藪田宏行君） 櫻井農林水産担当部長。

○農林水産担当部長（櫻井正陽君） カーボンニュートラルの実現に向けた主伐、再造林の促進についてお答えいたします。

人工林の急激な高齢化が進む中、森林のCO₂の吸収量を高めるためには議員御指摘のとおり主伐、再造林を促進し森林の若返りを図ることが重要であります。

県は、これまで林業の採算性を高め森林所有者の主伐意欲を喚起するため三次元点群データを解析した森林情報を基に主伐適地を抽出し、路網などの基盤整備や高性能林業機械の導入により生産コストの削減に取り組んでおります。加えてICTを活用した鹿の食害を軽減

する遠隔監視システムの開発や成長が早く下刈りを省力化できるエリートツリーの導入促進などにより育林コストの削減を図ってまいります。

また、主伐による災害への影響につきましては、主伐後も根株が土砂を抱え込むことで土砂の崩壊を防ぐ機能は維持されます。長期的には根株の腐食が進行しますが、再造林などにより機能が代替されるため主伐が直ちに災害に直結するものではないと考えております。

県といたしましては、主伐、再造林を促進しカーボンニュートラルの実現に貢献してまいります。

次に、有機農業をはじめとする農業分野での環境負荷低減の推進についてであります。

カーボンニュートラルの実現に向けて農業生産の環境負荷低減を促進するためには、環境に優しい有機農業について生産拡大と消費喚起の両面から施策を推進する必要があります。

このため、県では昨年度有機農業推進計画を改定し有機栽培の生産拡大に向けて農林技術研究所等を通じて減肥、減農薬による栽培手法の研究開発や営農指導を強化するとともに、消費者への理解を深める食育イベントやシンポジウムなどを展開しております。特に海外市場

のニーズが高く高値で取引される有機抹茶につきましては、輸出事業者と連携した有機てん茶の導入支援や天敵による防除技術等の研究開発を強化してまいります。

また、本年八月には生産者、消費者、行政など十三組織で構成する有機農業に関する検討会を設置したところであり、生産から消費に至る様々な課題解決に向けて関係者が一体となって取組を進めてまいります。

県といたしましては、農業分野での環境負荷低減の取組を推進し持続可能な農業の実現を目指してまいります。以上であります。

○議長（藪田宏行君） 小長井由雄君。

（六十五番 小長井由雄君登壇）

○六十五番（小長井由雄君） それでは持ち時間の範囲で要望させていただきたいと思っております。

現在、私たちは気候変動や貧困など将来にわたって様々な課題に直面しております。これらに取り組むために自分たちが下す決定がもたらす長期的な影響についてしっかりと考える必要があります。公共部門がこれを行うことを確実にするものとして、質問でも述べました第三者委員会を考えていただきたいと思いますなとそういうように思います

のでよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、浜岡原発の再稼働についてでございます。

原子力規制委員会の更田委員長の退任前の会見発言です。安全神話は復活を許さない姿勢を貫くことができたと思うが緩んだら神話は復活する、将来もずっと注意が必要だと述べています。また規制基準に合格したことは安全性を保障したものではないと公式の席で発言をしております。

先ほど述べた課題以外でも原発の老朽化、高経年化ということもあります。配管ケーブル、あるいはコンクリートなどは言うまでもありませんが中性子を浴びることによって圧力容器に使われている金属が金属としての性格を失うと全壊するというような問題もございます。どうぞ原発の再稼働等につきましては慎重に対応することをお願いしたいと思います。

次に、リニア中央新幹線と南アルプスの自然環境の保全についてあります。

これまでですね、エネルギーということは御答弁の中では今まではなかったと思いますが、今日はリニアがかなりのエネルギーを使うというのは御答弁もございました。リニア中央新幹線と南アルプスの自

然環境の保全につきましては、厳しい大臣意見を出した環境省に代わって県の専門部会がJRとの対話を続けているといっても過言ではないと思います。将来に禍根を残すことがないような対応をしていただくことをお願いいたします。

次に、田代ダムの水利権更新についてであります。

三年後に迫っている水利権の更新に際しては流域水循環計画の策定において水質、水量の確保や自然環境の保全及び再生、水に関する文化を振興するなどが網羅されているものと考えます。大井川の健全な水循環に少しでも近づけるため流域水循環計画が重要になるものと考えます。この計画の策定に期待をさせていただきますのでよろしくお願いをしたいと思います。

次に、カーボンニュートラルの実現に向けた主伐、再造林の促進についてであります。

これは質問とは少し外れますが、今回の台風十五号の被害を見ると流木による被害の拡大が見られます。このことから植林、育林、保育、間伐、主伐、このサイクルが適切に実施されていくことが重要だと改めて認識いたしました。ますます森林の適切な管理を推進していただけますようお願いを申し上げます。

次に、有機農業をはじめとする農業分野での環境負荷低減の推進についてであります。

日本では有機栽培を推進していくことは難しいと言われております。しかし農産物を海外へ輸出していこうとするなら相手国の農薬等の基準をクリアしなければなりませんし、またこれからは環境負荷低減への取組も問われてくるのではないかなと、そんなふうを考えます。このような様々な点から有機農業を推進していくことが必要であると考えますので有機栽培の拡大を進めていただくことを要望いたします。

以上で質問を終わります。（拍手）

○議長（藪田宏行君） これで小長井由雄君の質問は終わりました。

令和3年12月静岡県議会定例会 質問

質問分類

一般質問

質問日:

2021/12/10

質疑・質問事項:

- 1 県内港湾におけるカーボンニュートラルポートの形成に向けた取組について
- 2 リニア中央新幹線に係る今後の対応について
- 3 県産材の需要拡大につながる新工法の普及について
- 4 ひきこもり対策の強化について
- 5 マンションの適正な管理の推進について

○議長（宮沢正美君） 通告により、六十五番 小長井由雄君。

（六十五番 小長井由雄君登壇 拍手）

○六十五番（小長井由雄君） 私は、県政の諸課題について通告に従い知事、副知事並びに関係部局長に一括質問方式にて質問します。

初めに、**県内港湾におけるカーボンニュートラルポートの形成に向けた取組について**伺います。

先般、イギリスで開催された国際気候変動枠組条約第二十六回締約国会議いわゆるC O P 26では温暖化ガスの排出削減などが話し合われ産業革命前からの気温上昇幅を一・五度以内に抑える努力目標が掲げられました。

我が国でも、昨年十月菅前首相が二〇五〇年カーボンニュートラルを宣言したところですが、この会議に出席した岸田首相も改めて温室効果ガスの排出量を二〇三〇年度に二〇一三年度比で四六%削減することを目指し、さらに五〇%の高みに向け挑戦を続け二〇五〇年カーボンニュートラルを実現することを宣言しました。

官民で脱炭素社会に向けた機運が高まる中で、脱炭素はビジネス参加の最低条件という認識が定着してきました。第六次エネルギー基本計画では最大のC O 2発生源である電力をつくるエネルギーの再生可能エネルギー比率を二〇一九年度の一八%から二〇三〇年度には三六から三八%に倍増させるとともに、二〇五〇

年度までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする目標を掲げました。また地球温暖化対策推進法に基づく政府の総合計画である地球温暖化対策計画の改定も閣議決定され我が国全体の削減目標が部門別に決定されました。

政府の方針を受けて国土交通省では、国際物流の結節点で我が国の輸出入貨物の九九・六%を取り扱い同時に日本のCO₂排出量の約六割を占める発電、鉄鋼、化学工業などの工場が多数立地し産業の拠点でもある港湾部を脱炭素化に向けた集中的な対策拠点としたカーボンニュートラルポートCNPの形成に取り組もうとしております。

国の方針では、まず国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾で港湾管理者が関係事業者などの協力を得て各港湾において発生している温室効果ガスの現状を把握し削減目標を定めることとしています。それに基づいて次世代エネルギーとしての水素等の受入れ環境の整備や脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化等を実現するための検討と脱炭素化社会に向けた取組を積極的に行うことを目指したカーボンニュートラルポート形成計画を作成し脱炭素化を推進していくということです。

このような中で、国際拠点港湾である清水港では昨年七月に県が、今年七月には静岡市がENEOS株式会社とそれぞれ静岡市清水区袖師地区を中心とした次世代型エネルギーの推進と地域づくりに係る基本合意書を締結して三者で相互に連携を図り脱炭素社会の実現に貢献する地域づくりを推進することを表明したと聞いております。

数十年後に地球温暖化とCO₂は無関係という結論が出るのかもしれませんが、しかし現状を傍観するリスクはあまりにも大きく地域においても脱炭素社会の実現に向けて、強力に取り組んでいかなければならないと考えます。

そこで、港湾は脱炭素化の集中対策拠点とされていますが、清水港をはじめ県内産業を支える港湾を持つ静岡県ではカーボンニュートラルポートの形成に向けてどのような取組を行うのかお伺いします。

次に、**リニア中央新幹線に係る今後の対応について**伺います。

リニア中央新幹線静岡工区有識者会議の大井川水資源問題についての中間報告案が示され、それに対して静岡県は疑問や懸念を取りまとめた県の見解を国土交通省鉄道局長へ提出しました。

私はこれまで、県とＪＲ東海の対話における疑問が国交省の有識者会議でどのように議論され納得のいく説明が行われるのか、また助言指導に対してＪＲ東海は地元の理解を得るためにどのように対応していくのか注視してきました。

以下、六点にわたる県の見解に沿って感想を述べた上で質問します。

一番目のトンネル湧水の全量戻しの認識について、全量戻しは大井川の水資源を工事中、工事後にかかわらず工事前の状態に維持することであり、それによって利水への影響を回避することだと考えます。

これまでＪＲ東海の幹部は全量戻しは工事中は含まない旨の発言を繰り返してきました。その認識は全量の戻し方という有識者会議の論点の前提条件を覆すもので非常に大きな問題であると考えます。

二番目の工事期間中のトンネル湧水の流出の影響については、委員からの発言にあるようにトンネル工事により山体から抜けた地下水は元に戻らない、新しい地下水状態となるということです。その結果全量戻しだけでは上流域及び南アルプス地域の自然環境や生態系への悪影響は解消しないと考えます。

三番目の県外流出するトンネル湧水を大井川に戻す方法について、ＪＲ東海は何年もかけて流域内に戻すと言っています。戻すという行為は水量のつじつま合わせをすればよいといった単純なことではなく、大井川流域の利水の状況を十分に踏まえたものでなければならないと考えます。しかしＪＲ東海から実効性のある具体的な方法は提示されていません。

四番目の発生土置き場と表流水、地下水との関係について懸念されるのは、周辺が山体崩壊の危険があると指摘されている場所に積み上げられた大量の発生土や重金属を含んだ盛土に関する安全性です。特に大地震や洪水、それらが複合的に発生した場合など非常時の安全性が心配されます。また土砂流出により既に土砂堆積率が高い大井川のダムへの影響に対する評価も必要ではないかと考えます。

五番目の生態系への影響については、今後有識者会議で議論されると思いますが、ＪＲ東海には地下水位の低下による大井川流域及び南アルプス地域の生態系への影響を回避、低減しなければならないという意識が感じられません。

六番目の今後の進め方については、ＪＲ東海が利水者等の水資源に対する不安や懸念に加え、大井川流域及び南アルプス地域のユネスコエコパークに指定され

ている地域は国民の貴重な財産であるという認識を持って対応されることが重要だと考えます。

約一年八か月にわたる有識者会議で山梨県境、大井川直下の破碎帯の評価や実効性のあるトンネル湧水の全量の戻し方など重要な点で十分な議論がされていません。本会議初日にＪＲ東海の当初の環境影響評価が十分でなかったとの認識も示されていますが、県は今後どのように対応していくのか、御所見と考えをお伺いします。

次に、**県産材の需要拡大につながる新工法の普及について**伺います。

静岡県では、県産材の需要拡大を図るために木造化の経費への助成をはじめ県産材利用のプランを提案できる設計者の育成や、木造化、木質化に関する技術の向上、習得を目的とした講習会の開催に取り組んでいます。

木造建築物の普及には材料となる集成材の確保が必要とされていましたが県内にはそのための加工工場がありません。県産材を使用するとするならば一度県外の工場へ運び加工したものを再度輸送しなくてはならないのが現状です。これにより輸送経費がかかるだけでなく輸送時の二酸化炭素排出という点からもマイナスとなっております。

本年三月に、ＪＲ仙台駅東口に木のぬくもりを生かした純木造の木質構造耐火建築で二〇二一年度の木材利用優良施設コンクールにおいて農林水産大臣賞を受賞した七階建てのビルが建設されました。このビルは日本で初めて主要構造部に木材を使用した高層建築物だと言われています。木造建築物の課題とされてきた強度を持たせるために複数の製材品を金物で接合した柱やはりを採用する接合金物工法で施工することにより十分な耐震性を担保しているということです。また耐火性能を高めるために国が認定する鉄筋コンクリートや鉄骨と同等の耐火性能を持つ独自に開発した木質耐火資材を採用しています。

さらに、建築材は全て地域のスギ、ヒノキを地元の製材所で加工したものを使用しています。加えて鉄筋コンクリート造りのビルよりも建設費は一〇%程度安く抑えられ施工期間もかなり短縮できたということです。

地元の製材工場で製材できるため、集成材使用に比べて加工費、材料費だけでなく輸送費の削減になり地元製材工場の稼働率も向上し木造木質建築における課題を解消する工法となっています。

ほかにも、埼玉県さいたま市で計画されている八階建ての木造ビルの社屋は一般流通材と住宅用プレカット加工技術を用いたオープン工法により建設されるものであり、この工法は中小工務店が非住宅建築物に取り組むことができる工法として期待されています。

一般に、中高層の木造建築では防火材料による木材の被覆や特殊な金物を使用する必要があることから建築コストが上昇しますが、この工法では五階建てまでなら鉄骨造り並みの建設コストを目指しているということです。このように近年木造での中高層建築が推奨される中で地元の木材を利用しやすい様々な工法が開発されています。

木造建築の拡大を図ることによる脱炭素社会の実現に向けても、木造住宅の高さの基準緩和と防火規制を見直す建築基準法の改正が見込まれます。また林野庁からは建築物における木材の利用拡大を図り炭素貯蔵効果を高めようとする建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドラインが公表されるなど県産材の需要拡大に期待が高まります。

令和二年の全国の建築物の階層の分布では五階建てまでが九九・一％を占めており、静岡県内でも九九・八％が五階建てまでの建築物です。したがって今後県産材を使用した中高層建築物が建設される余地は大きく、新しい工法を採用しての建築プランの提案が増えれば県産材を使用した木質建築が飛躍的に拡大することが可能だと考えます。

県産材需要の拡大を図るために、技術開発が進む新しい木造建築工法への県の評価と普及策について伺います。

次に、**ひきこもり対策の強化について**伺います。

ひきこもりに関して、内閣府が実施した二〇一五年度と二〇一八年度の全国調査によると十五歳から三十九歳までの五十四万一千人、四十歳から六十四歳までの六十一万三千人がひきこもり状態にあると推計されています。内閣府の調査に基づく数から静岡県内には三万二千人程度と推計されています。

これまでひきこもりは若年層の問題であると考えられていました。しかし中高年層が多いというこの調査結果からこれまでの若者世代を中心とした支援策は実態に合っていないことが浮き彫りになりました。また八十歳代の高齢者の親が五十歳代の中高年のひきこもりの子供を支える八〇五〇問題も社会問題となりつつ

あります。

本年六月、一般社団法人ひきこもりU×会議によりひきこもり、生きづらさの実態調査をまとめた「ひきこもり白書二〇二一」が出版されました。白書における調査では生きづらい状況が軽減、改善した変化について尋ねたところ、安心できる居場所が見つかったときと答えた人が五〇・三%と最も多く、自己肯定感を獲得したときの四五・八%、心の不調や病気が改善したときの四四・九%がこれに続いています。

一方、就職したときは一八・三%でした。就職することをゴールとしていくことの大切さは変わらないと考えますが、ひきこもり支援を行う上での重要な示唆が得られる結果となっています。

静岡県では令和元年度に県内全ての市町と共同で民生委員・児童委員、主任児童委員の御協力の下ひきこもり等に関する状況調査を実施しました。この調査はひきこもる本人や家族から直接聞き取られたものではなく、民生委員・児童委員がひきこもり状態にあると把握している二千百三十四人と限られた人数でした。しかし実態を踏まえた具体的な支援策を強化、検討するための基礎データを心得課題も明らかになったと思います。

支援が届いていない潜在的なひきこもり状態にある方に対しては相談窓口などの周知、PRが必要であり相談体制についてもより利用しやすい方法での支援が必要ではないかと考えます。また居場所などにおいては支援する側の職員の育成、定着を目指した研修会や情報交換会などの充実が期待されます。

厚生労働省は本年度までに市町村ごとにひきこもり支援体制を構築、整備することを求めており市町に対する支援も必要と考えます。

県は、これまでひきこもり支援センターの設置やNPO法人、社会福祉法人と協働して県内五か所に居場所を設置し利用者の社会参加に向けた支援策を実施してきましたが、ひきこもり等に関する状況調査の結果を踏まえたひきこもり対策強化のための県の取組について伺います。

最後に、**マンションの適正な管理の推進について**伺います。

国土交通省によると二〇二〇年末のマンションストック総数は累積で六百七十五万三千戸です。このうち築四十年を経過した高経年と言われるマンションは百万三千戸あり、二十年後には約三・九倍の四百四万六千戸になると推定していま

す。また一九八〇年以降に建てられた約半数は居住者が六十歳以上のみの世帯と高齢化が進み適切な維持管理に支障が出ています。

問題は居住者の高齢化だけではありません。老朽化により外壁が落ちる危険が生じたり居住者の減少によるスラム化で治安の悪化も心配されます。

昨年、滋賀県野洲市が廃墟化していたマンションを空家対策特別措置法に基づく行政代執行で解体、除去しました。自治体が強制的に取り壊すことになるとその負担は納税者に及びかねない問題となります。

静岡県では、旧耐震基準で建設された県内二百九十七棟のうちの政令市分を除いた百四十二棟を対象にしたアンケートによる実態調査を実施しています。回収率は七六・一%でしたがこの中で廃墟同然のものが二棟あることが報告されています。この二棟はバブル期に建設されたリゾート地のものですが、同様な事例は横浜など都市部においても報告されており廃墟化したマンションの存在はリゾート地という地域特性だけのことではないようです。

また、回答のなかったものの多くは管理組合としての実態がないなど管理不全に陥っていることが予想されます。

このような管理不全の出現を防ぐために、国は昨年六月にマンション管理適正化法及びマンション建替円滑化法を改正しました。このうち改正マンション管理適正化法により来年四月から地方公共団体が管理適正化推進計画を作成し管理状況をチェックする管理計画認定制度が始まります。この制度は管理の適正化を図るために国や地方公共団体が示す基準に沿って基準をクリアした管理組合を地方公共団体が認定するものですが、一方で管理不全のマンションに対しては助言指導や勧告をすることで管理レベルの向上を図ろうとするものです。

また、一般社団法人マンション管理協会は管理運営状態を五段階でランクづけする管理適正化評価制度をスタートさせます。このほかにも二〇一五年から実施されている一般社団法人日本マンション管理士会連合会による三段階ランクの管理適正化診断サービスがあり三つの審査制度が並立することになります。これら三つの審査制度はいずれも強制力のない任意の制度であるためにいかに実効性を確保していくのが課題となります。

適正な管理を行っていくには、あくまでも当事者である区分所有者と管理組合が主体的に取り組まなければならないことは言うまでもありませんが現状は非常に

心もとない状況です。

そこで、県はマンション管理の適正化を増進するためにどのように取り組んでいくのかお伺いします。以上、答弁を求めます。

○議長（宮沢正美君） 川勝知事。

○知事（川勝平太君） 小長井議員におかれましては、いずれも重要な案件に対しまして五点にわたりまして御質問頂きました。しっかりと拝聴いたしました。そのうち私がお答えいたしますのは、**県内港湾におけるカーボンニュートラルポートの形成に向けた取組について**であります。

本県では、地球規模の課題である気候変動問題の解決に向けまして国の二〇五〇年カーボンニュートラル宣言と同様に二〇五〇年までに温室効果ガスの排出量を吸収量と均衡させて実質ゼロとする脱炭素社会の実現を目指しております。また二〇三〇年度までに温室効果ガスの排出量を二〇一三年度と比べて四六%以上削減してまいります。

この目標を達成するため、現在新たな地球温暖化対策実行計画の本年度内の策定に向け作業を進めているところであります。この計画の主要な施策の一つが港湾分野におけるカーボンニュートラルポートの形成であります。

県では、いち早く脱炭素社会の実現に向けた取組を始めておりました。脱炭素社会の実現のためには再生可能エネルギー等の導入、水素の利活用、一定の範囲内での地域の自立分散型エネルギーシステムの導入等々が重要な役割を果たすこととなります。

そこで、清水港の袖師地区をモデルとして清水駅前のENEOS株式会社の用地を活用していくことについて意見交換し、御指摘のとおり昨年七月にENEOS株式会社と基本合意書の締結に至った次第でございます。その後清水港全体で脱炭素化に取り組むことといたしまして海外から水素等の大量かつ安定、安価な輸入を可能とする受入れ環境の整備や荷役機械の燃料を電池化する、また荷役機械を電動化するなど脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化に加えまして臨海部に集積する産業との連携などについて検討を進めてまいりました。そして先月三十日に国、県、市及び清水港周辺で活動を行う企業・団体の三十三社からなる清水

港カーボンニュートラルポート協議会を設立いたしまして、清水港の資源や特性を最大限に生かしたカーボンニュートラルポートの実現について多様な主体の参加による取組を開始したところでございます。

港湾は地域経済を支える物流拠点であり、また背後に多様な産業が立地し多くのエネルギーを消費する地域でもあります。港湾地域において先導的な取組を集行的に行うことは脱炭素社会の実現に大きく寄与するものであります。このため清水港に加え田子の浦港、御前崎港においても各港の特性を踏まえたカーボンニュートラルポート形成計画を策定しその実現に取り組んでまいります。

二〇五〇年における脱炭素社会の実現のため、県民や企業の皆様と連携した社会総がかりによる取組を進めて環境と経済が両立した社会の形成を目指してまいります。

その他の御質問につきましては、副知事、関係部局長から御答弁を申し上げます。

○議長（宮沢正美君） 難波副知事。

○副知事（難波喬司君） **リニア中央新幹線に係る今後の対応について**お答えをいたします。

国土交通省が設置した有識者会議は、大井川水資源問題についての科学的、工学的根拠に基づくこれまでの議論を中間報告として取りまとめるとし、九月二十六日に行われた第十二回の有識者会議で中間報告案が示されました。中間報告案につきましては、静岡県としてはまだ疑問や懸念が残っておりました。このため十月十八日に中間報告案に対する県の見解を国土交通省鉄道局長宛て送付しました。その中ではＪＲ東海の説明が社会の理解が得られるものとなるようＪＲ東海を指導頂くために六項目の見解を述べたところです。

有識者会議で十分議論に達していない事項は、議員御指摘の実効性のあるトンネル湧水の全量の戻し方のほかにも、トンネル掘削により山体の地下水位が低下することで大井川水系全体の水資源の安定性に影響が出る可能性、あるいは発生土置き場を継続して適切に管理することができるか否かの問題があると認識しております。

トンネル掘削に伴う生態系への影響につきましては、有識者会議では議論する論点がまだ整理されていない状況であります。

国土交通省の有識者会議の中間報告は、有識者会議がこれまでの会議等を通じてＪＲ東海を指導してきた内容を示すものであると県は認識をしています。県は有識者会議にオブザーバーとしての参加が認められているという立場を理解し、その上で同会議における議論の内容や中間報告の内容についてはこれまで国土交通省に対し再三意見を述べてまいりました。それらの意見については全てではありませんが中間報告には考慮していただけるものと想定をしております。

また、中間報告は有識者会議がＪＲ東海を指導するためのものであるという性質のものであります。よって中間報告の取りまとめの最終段階においては仮に県として疑問があったとしてもこれ以上意見を出さない予定であります。

中間報告が取りまとめられますと、ＪＲ東海は地域住民に分かりやすい説明をすべきとの有識者会議の指導に従いＪＲ東海が大井川水資源問題における論点について県の地質構造・水資源専門部会に説明資料を作成をした上で県と対話を行うこととなります。

県といたしましては、ＪＲ東海から科学的根拠に基づく分かりやすい資料で説明が行われるものと期待をいたしまして、公開の場において科学的根拠に基づくＪＲ東海との対話を尽くしてまいります。以上であります。

○議長（宮沢正美君） 細谷農林水産担当部長。

○農林水産担当部長（細谷勝彦君） **県産材の需要拡大につながる新工法の普及について**お答えいたします。

中高層の木造建築では、構造材として用いる木質部材には所定の強度に加え火災の際に燃えずに構造性能を一定時間維持する耐火性が求められています。議員から御紹介のありました宮城県の事例では、無垢材を束ねて石膏ボードで覆いその外側を木材で覆った木質耐火部材が使われております。製造工場が限定される集成材に限らず本県木材製品の大半を占める無垢材を利用できることから、こうした工法の普及には県産材の利用拡大につながるものと期待をしております。

脱炭素社会の実現に向けて木造建築物の炭素貯蔵効果が注目される中で、新工法の開発や建築基準法の改正を追い風に木造の中高層建築物、いわゆる木造ビルが全国の都市部を中心に増加しております。こうした動きを県内に普及していくためには、非住宅建築物の建築主に対して木材利用の意義やメリットについて理解を促すことで建築物の木造化への意欲の向上を図ることが重要となります。

このため、県では建築主となる企業や建築主に建築計画を提案する設計事務所等が参加するふじのくに木使い推進会議におきまして、新工法の炭素貯蔵効果や建築コストなどを情報提供し中高層建築物の木造化に対する理解を促進してまいります。また設計事務所の建築士を対象としたふじのくに木使い建築カレッジにおきまして、木造建築の基本的な構造設計に関する技術講習に加え新工法を取り入れた先進事例の見学会を開催するなど民間の非住宅建築物の木造化を促進し県産材の需要拡大につなげてまいります。以上であります。

○議長（宮沢正美君） 石田健康福祉部長。

○健康福祉部長（石田貴君） **ひきこもり対策の強化について**お答えいたします。

県では、令和元年度に実施いたしましたひきこもり等に関する状況調査の結果を踏まえまず支援や相談に対応する県ひきこもり支援センターの周知を強化することとし、令和二年度からインターネット上でひきこもりに関する検索をした方に対して支援センターへ誘導する検索連動型広告を開始し相談のきっかけづくりに努めております。また市町における相談体制の整備を支援するためひきこもりに関する専門知識を有するアドバイザーを派遣し、令和二年度は四市町、令和三年度は五市町に対してひきこもり支援の事例検討会や講演会の開催、居場所の開設、関係所属間の連携など各市町の状況に応じた具体的な助言等を行っており現在二十九市町で相談窓口が設置されております。

一方で、ひきこもりは様々な問題が複合的に関係し各市町の取組状況が異なりますことから支援従事者に対して対応の仕方などを学ぶ研修会を実施したほか、市町担当者が情報交換する場を設けて取組事例の共有を図り県内どこでも支援が促進されるよう努めております。

県といたしましては、今後も市町やNPO法人などの関係団体と連携して支援の充実を図りひきこもりの方が身近な地域で必要な支援が受けられる体制を整備してまいります。以上であります。

○議長（宮沢正美君） 市川くらし・環境部長。

○くらし・環境部長（市川敏之君） **マンションの適正な管理の推進について**お答えいたします。

マンションの適正な管理を進めるためにはまずは各マンションの管理実態の把

握が重要であります。県内には約千九百棟、九万二千戸のマンションがあり、県及び市町は管理実態の把握のためアンケート調査を進めております。これまでに約六割の管理組合から回答を頂きましたが、未回答の約八百の組合に対してアンケートの回答をさらにお願いとともにより現地訪問により建物の状況の確認や組合からの聞き取りを引き続き実施してまいります。

アンケートからは、築四十年以上を経過したマンションの中には管理組合の実態がない、管理規約や長期修繕計画がないなど様々な課題があることが分かってきました。このため県及び市町は一般社団法人静岡県マンション管理士会と連携しマンション管理セミナー及び相談会を開催するとともに、マンション管理士を現地に派遣して個別のマンションに応じた専門的できめ細かな支援を行っております。

来年四月の改正マンション管理適正化法の施行により、適切な管理計画を有するマンションを認定することでマンションの資産価値を向上させ、良質な管理が評価でき安心して住める仕組みが整います。県及び市町では認定のメリットを紹介するダイレクトメールを管理組合に送付して認定を促すとともに、ホームページ等で認定マンション名を公開することにより認定数を増やし制度の実効性を高めてまいります。

また、改正法では県及び市町は管理が適切でないマンションに対して助言、指導、勧告ができることとなりました。このため県及び市町の担当者が的確な指導等を行えるようマニュアル等を整備するなどマンションの管理レベルの向上に努めてまいります。

県といたしましては、改正法の施行に合わせて県、市町で構成する静岡県マンション管理適正化推進協議会を発足させ一体となって認定制度の普及やマンションの管理レベルの向上を図る体制を整備しマンション管理の適正化を推進してまいります。以上であります。

○議長（宮沢正美君） 小長井由雄君。

（六十五番 小長井由雄君 登壇）

○六十五番（小長井由雄君） それぞれお答えを頂きましてありがとうございます。

す。

要望を三点と再質問を一点させていただきます。

県産材の需要拡大についてでございます。

木材利用の拡大はカーボンニュートラルの達成にも寄与します。例えば木造建築で言えば代表的な草薙体育館、ここでは静岡県産のスギが七千二百本使われたというふうに試算されております。面積にすれば約七・二ヘクタールの山林に生育しているスギがあるということになるかと思えます。

さらに、林野庁公表のガイドラインで算定するところで貯蔵されている二酸化炭素は三十六万立方メートル、二十五メートルプールにしまして約千杯分の二酸化炭素が貯蔵されていると換算されています。つまり木造建築物が建てられるとそこに森ができ炭素が貯蔵されると考えられます。県産材の需要拡大が脱炭素を推進することになりますので県産材による木造建築の拡大を図っていただくようお願いいたします。

次に、**ひきこもり対策について**でございます。

まず、ひきこもりに対応する相談員の育成やひきこもっている方たちの家族が集まれる居場所の充実をお願いしたいと思えます。

さらに、県が委託している居場所についても長年委託費が据え置かれております。そのために経験を積んだ職員の定着が、その点で課題だというふうに聞いております。財政が厳しいことはよく理解はしておりますが委託費にかかる消費税分、この程度はぜひ増額していただくようお願いいたします。

次に、**マンションの適切な管理の推進について**でございます。

来年から始まりますマンション管理計画認定制度は強制力のない制度でございます。本来この制度に参加してもらふ必要のある管理不全のマンションがわざわざ不利な情報を明らかにするということで参加するということは考えにくいことだと思います。

したがって、申請件数を確実に確保することが実効性のあるものになるということだと考えますので諸施策を取り入れた対応をぜひお願いをしたいと思います。

それでは、質問に移らせていただきます。

リニア中央新幹線に係る今後の対応についてでございます。

国交省へ提出した有識者会議における中間報告案に対する県の見解についてをまだ案という段階で今回取り上げさせていただきました。

県の見解を読むと有識者会議の議論がよく理解をでき、問題点も明確に分かるものとなっております。

中間報告案及び県からの見解から、県民の理解、安心を得ることは難しいし、今後生態系への影響の議論が始まったとしても再度大井川の水問題あるいはトンネル湧水の影響による南アルプスの地下水の議論へと戻らざるを得ないというふうに思います。

このことを念頭に置いて十二月議会での知事、副知事の御答弁を聞いていると現状ではこの国の議論あるいはこれまで行われた県との対話をどこまで続けても、県民の理解を得ることができる説明はＪＲ東海から聞くことはできないというふうにおっしゃっているのではないかなというふうに受け止めました。このことに対する御所見を伺います。

また、ＪＲ東海がこれまでどおり工事を進めようとするならば、不十分である環境影響評価をやり直した上でリニア新幹線について再度検討したほうがいいのではないかと考えます。民間の事業ではありますが県として十分な環境影響評価が実施されていなかったと、こういった認識をお持ちだということですからＪＲ東海への環境影響評価のやり直しを進言することが前向きな対応だと私はそのように思います。

また、このことは精度の高い予測を求めた環境影響評価書の環境大臣意見にも合致することではないかというふうに考えます。県の考えをお伺いしたいと思います。以上答弁を求めます。

○議長（宮沢正美君） 難波副知事。

○副知事（難波喬司君） **リニア中央新幹線に関する再質問について**お答えをしたいと思います。

環境影響評価についてですけれども、ＪＲ東海はこれまでＪＲ東海自分たちの環境影響評価は十分であるというふうな認識をしておりましたけれども、最近のいろいろな議論を踏まえて特に生態系については十分ではないのではないかと

うことをですね、ようやく理解をしてきたという状況にあると思います。

したがって、そういう気づきが出たということでそれを踏まえてまずはＪＲ東海がしっかりお考えになるのではないかというふうに思います。そのお考えになった結果をまた示していただければと思いますので、それを踏まえて今後の対応をすべきというふうに考えております。以上であります。

○議長（宮沢正美君） これで小長井由雄君の質問は終わりました。（拍手）

令和２年９月静岡県議会定例会 質問

質問分類 一般質問

質問日： 2020/09/30

質疑・質問事項： 1 山の洲(くに)の連携に向けた取組について
2 リニア中央新幹線整備について
(1) 生物多様性への影響
(2) トンネル湧水
3 職員の適切な人員配置について
4 地籍調査の促進について
5 非住宅分野における県産材製品の需要拡大について

○副議長（良知淳行君） 通告により、六十五番 小長井由雄君。

（六十五番 小長井由雄君登壇 拍手）

○六十五番（小長井由雄君） 私は、県政の諸課題について通告に従い知事、副知事並びに関係部局長に一括質問方式にて質問します。

初めに、**山の洲（くに）の連携に向けた取組について**伺います。

総務省は、将来的な自治体戦略を練るという目的で人口減少を見据えた自治体の在り方についての研究会を発足させ二次にわたり報告書を提出しています。

一次では二〇四〇年頃までの子育て、教育、医療・介護、インフラなど六つの個別分野の課題とその対応について、また二次報告ではスマート自治体への転換や圏域マネジメントと二層制の柔軟化などについて報告書を出しています。この報告書では個々の自治体が過剰な施設を維持して互いに資源の奪い合いを続ければ国全体が衰退する危険性があると警鐘を鳴らしています。

この報告を受け人口減少を見据えた地方行政の在り方を議論してきた国の第三十二次地方制度調査会の答申では、複数市町村でつくる圏域を行政主体とする構想は明記しなかったものの市町村による広域連携の必要性を強調しているとのこととあります。またこの報告書や答申は基礎自治体である市町村に関するものですが、都道府県においても同様に近隣県との協力、連携が求められると考えます。

県は、これまで山梨県とは富士山によりつながるふじのくにとして富士山の保全活用、火山防災対策、不法投棄防止及び人事交流を通じ関係を深めてきています。最近では医療先進地を目指す山梨県のメディカル・デバイス・コリドー計画と連携した医療産業の振興や地域経済圏の形成を目指すバイ・ふじのくにの取組の一環として、南アルプス市や沼津市においてそれぞれの特産品を味わいながら両県知事の会談が実施され、それを受けて両県議会産業委員会と山梨県議会議員の間でもブドウ園での交流等が行われました。

今後も新型コロナ対応の共有、文化施設の利用拡大策などを進め経済、文化、観光面での新たな人的交流も期待されるところです。

知事は、山梨県に加え長野県、新潟県とも連携したバイ・山の洲（くに）を展開するとの考えであると承知しています。長野県とは天竜川を介しての結びつきが深く、新潟県は中部横断自動車道の完成による太平洋と日本海をつなぐ新たな展開が期待されているところです。

山の洲（くに）四県は、地方移住を支援するNPO法人ふるさと回帰支援センターによれば移住希望地としての順位が長野県は一位、山梨県五位、新潟県七位、そして静岡県は三位となっており、いずれも移住希望度の高い県となっています。コロナ禍の中で新しい生活様式が求められポスト東京時代の分散型国土の形成を目指すためには、個々の自治体の自治施策や住民意思を尊重しながらも山の洲（くに）四県による広域連携を進めることが必要と考えます。

知事は、これまでの山梨県との連携をさらに展開させ山の洲（くに）四県による広域連携をどのように進めていくのか、知事の考えと今後の取組についてお伺いします。

次に、**リニア中央新幹線整備についてのうち、生物多様性への影響について**伺います。

本年四月にリニア中央新幹線整備静岡工区における県とＪＲ東海の対話を進捗させるため、国土交通省によるＪＲ東海の指導を目的とした有識者会議が設置されました。この会議は透明性を確保した上で引き続き対話を要する四十七項目全ての議論を実施する等県と国土交通省で取り交わした五項目の合意事項の下で開催されることとなっています。現在まで合意事項である会議の透明性は確保されていませんが、第四回の有識者会議においてＪＲ東海は南アルプスの掘削による地下水位の低下量の予測値を示しました。それは南アルプス国立公園の特別保護地区及び特別地域内において局地的に三百メートル以上地下水位が低下するという衝撃的なものでした。

この地域はユネスコエコパークに登録されている貴重な地域ですが、このことはこれまで環境影響評価書にも記載されていませんでした。トンネル掘削による地下水位への影響のおそれについては以前から指摘されてきたところですが、しかし具体的に影響範囲について示されたのは初めてで新たに重要な課題ができてきたと言えます。ＪＲ東海はここで影響範囲については示しましたが、そのことが引き起こす生態系への影響については全く言及していません。

この地下水位の低下についての県の考察では、三百メートル以上低下するとしている計算式においても透水係数や降水量に使用したデータの根拠が示されておらず設定に恣意的なものがあり、それぞれ影響が小さくなるように調整したデータを使って計算している可能性があるとしています。加えてＪＲ東海が除外して使用しなかった透水係数で計算するとＪＲ東海の試算と比べてより大きく、より早く地下水位が低下するおそれがあるとの指摘もあります。さらにこの地域は地層が複雑で南北に断層破碎帯が多数存在すると言われており、地下水位の低下の範囲は詳細な調査を行えば断層などに沿って南北にさらに拡大すると予想されています。

損なわれるであろう生物多様性への対応についても、ＪＲ東海は従来どおり生

態系への影響回避は難しいため流量等のモニタリングや代償措置等の環境保全措置を実施するという説明に終始し具体的な中身の説明に至っていません。そもそもＪＲ東海の示した三百メートル以上地下水位が低下するという説明自体が矛盾している、工事中には先進導坑の高さまで地下水位は低下するという意見もあります。南アルプスには希少動植物を含む豊かな生態系が形成されていますが、これは特殊な自然環境の下に成り立っており環境の変化に対しては非常に脆弱です。だからこそしっかりした調査とそれに基づいた保全策が示されなければなりません。

中央新幹線に関わる環境影響評価書に対する環境大臣意見では、当該地域の自然環境を保全することは我が国の環境行政の使命でもあるとして山岳トンネル部の湧水対策は事前に精度の高い予測を行った上で対策を検討しておく必要があると述べています。

そこで、県では今回ＪＲ東海が示した地下水位の低下により南アルプスの生態系にどのような影響が生じる可能性があると考えているのか、またＪＲ東海にはそれに対してどのような対応を求めていくのかお伺いします。

次に、**トンネル湧水について**伺います。

ＪＲ東海は、南アルプストンネル工事について大量の地下水を涵養する畑窪山断層が存在する山梨工区はトンネル掘削時の突発湧水に対する作業の安全性の問題で山梨県側から静岡県側に向けて上り勾配で施工するとしており、工事中に発生するトンネル湧水の県外流出は防ぎ切れないとしています。一方静岡工区については山梨工区ほどのトンネル湧水が発生しない見込みであり、先進ボーリングや薬液注入等慎重に掘り進めることで山梨県側に向かって下り勾配での施工が可能としトンネル内にたまった湧水はポンプアップ等により全て大井川に戻すと説明しています。

しかし、九月十六日の新聞報道では静岡工区に位置する大井川直下にも涵養された地下水が大量に存在している可能性があり高圧大量湧水の発生が懸念されるということを記述したＪＲ東海が作成した非公表の資料が存在するとされており、ＪＲ東海もその資料の存在を認めています。このことが事実であれば、これまで下り勾配で施工しトンネル湧水の大井川の外への流出を防ぐとしていた静岡工区における工事も、作業員の安全確保のためには上り勾配で施工せざるを得な

くなり静岡工区の一部が山梨工区に取り込まれることにつながるのではと懸念されます。

また、これは工事期間中これまでの想定以上の湧水が県外に流出することを意味します。そもそも山梨工区は静岡県側へ一・一キロまで入った大井川直下までとなっているので、大井川直下に涵養された地下水も突発湧水となり山梨県側に流出してしまうこととなります。そうなれば生態系、自然環境への影響はより広範囲に及ぶ可能性があります。これでは流域住民の不安は増すばかりです。これまで資料の存在を明らかにしてこなかったＪＲ東海への不信感はますます深まるばかりです。

そこで、流域住民の不安を解消するため県はＪＲ東海に対して工事期間中のトンネル湧水の県外流出を防ぐためどのような対応を求めるのかお伺いします。

次に、**職員の適切な人員配置について**伺います。

地方公共団体においては、社会経済の変化とともに住民の行政ニーズが多様化していく中で地域住民のニーズを把握しながら職員数の削減など行財政改革に取り組んでいます。本県においても職員数に関しては、五次にわたる定員管理計画に基づき効率的な行政運営の実現を目指して一律に削減するのではなく増やすべき分野は増員を図るなどメリ張りのある職員配置に取り組み組織のスリム化を図ってきたと認識しています。しかし職員数の削減が進んだ一方、時間外勤務が増えたことに関連して静岡県行政改革推進委員会の意見や人事委員会からの勧告を受けました。

県はこれを踏まえ二〇一七年度からは静岡県行財政改革大綱の目標指標を職員削減から総労働時間の抑制に改めたところです。この総労働時間の抑制の観点から現在大規模イベント等において相当数の増員が行われていることは承知しており、ここ数年は増加傾向に転じていると聞きます。

一方で出先機関の状況を見ると、社会情勢や自然環境の変化により近年業務量が増えてきている分野では現場の職員が不足しているとの声も聞かれ、組織のスリム化が図られた反面職員一人一人の負担が増加したのではないかと懸念しています。

例えば、二〇一九年度の県内児童虐待相談件数は三千四百六十一件に上り前年度からは五百五十件増加するとともに、統計を開始して以来過去最多を記録して

います。全国で児童虐待による痛ましい事件が相次いで発生しており、命に直結する業務を行う児童相談所に求められる役割はますます大きくなっています。

また、本県にも大きな被害をもたらした昨年の台風十五号、十九号や本年七月の大雨による被害など近年地球温暖化に伴う気候変動による豪雨災害が頻発、激甚化しており、災害対応を担う土木事務所などの業務の重要性が高まっています。あわせて働き方改革の推進により時間外勤務時間を三百六十時間以内とすることが求められており、社会情勢や自然環境の変化により業務量が増えてきている現場での職員の増員が望まれます。

このように児童相談所や土木事務所など出先機関の業務の重要性は高まっており、総労働時間を抑制するため安直に職員を削減するのではなく現場の負担を考慮した適切な人員配置が必要と考えますが、県の認識をお伺いします。

次に、**地籍調査の促進について**伺います。

地籍調査は土地の所有者、地番、地目及び境界を調査し境界の測量と地籍の測定を行ってその成果を地籍図や地籍簿に取りまとめる調査です。この調査は国土調査法に基づき主に市町が実施主体となつて行われ、その成果は土地情報に関する貴重な基礎データとして公共事業やまちづくりの計画的な推進や災害復旧・復興事業の迅速化、民間土地取引の円滑化、登記手続の簡素化、固定資産税徴収の適正化など様々な場面で有効活用される社会経済の発展に欠かせない地域住民にとって大変重要な役割を担っている調査です。これまでの地籍調査の進捗率は一九五一年の調査開始から七十年近く経過したものの二〇一九年度末の全国平均は約五二%です。

本県における地籍調査事業の進捗率は、全国的に調査が進んでいない都市部での進捗の遅れに加え調査の優先度が低い林地での進捗が進んでいないため、全国平均を大きく下回る約二五%と低い状況にあります。市町によって進捗にもばらつきがありますが御前崎市、菊川市、牧之原市、吉田町のように既に完了している市町がある一方で、調査の進捗の遅い市町や予算や人員の確保等の理由で休止しているところもあります。

調査が進まない要因として境界確認に時間がかかる場合があることや必要性和効果が必ずしも住民に理解されていないこと、さらに厳しい財政状況や人員削減により予算、人員の確保が困難になっていることなどが上げられています。

そこで、自治体職員の負担を軽減するために地籍調査のほとんどの作業を法人に任せることを可能とする包括委託方式の導入や立会いの弾力化、新技術の導入など調査の進捗を促進するための見直しも行われてきました。東日本大震災では被災地の地籍調査が行われていた地域でその成果を活用することにより災害の復旧・復興が迅速に進んだことが実証されるなど防災・減災の観点からも地籍調査の重要性が認識されました。

地籍調査の実施には多くの時間と費用がかかることは承知しています。しかし予想される南海トラフ地震による被災地の迅速な復旧・復興を図るためには、津波浸水想定区域の未実施地域などはできる限り優先して調査を進めていかなければなりません。県では本年六月に国の計画に基づき今年度から十年間を計画期間とする県第七次国土調査事業十箇年計画を策定し公表したところです。

そこで、第七次計画に基づき今後どのように地籍調査に取り組んでいくのか、県の方針をお伺いします。

最後に、**非住宅分野における県産材製品の需要拡大について**伺います。

静岡県の森林はその多くが伐採の適期に達しており、切って使って植えるという循環利用を促進することで林業の成長産業化と森林の適切な管理をしていくことが求められています。野村総合研究所によれば、八十五万戸と見ていた二〇二〇年度の新設住宅着工戸数を新型コロナウイルスの影響で七十三万戸と大幅に下方修正し、二〇三〇年度には六十三万戸へと減少していく見込みだとしています。静岡県は公共建築物での県産材料に積極的に取り組んでいますが、新設住宅着工が減少する中で県内林業と森林整備を支えていくために公共建築物はもちろんのこと木造化が進まなかった中高層住宅やオフィスビル、商業施設等の非住宅分野の木造化により木材需要を創出する必要があります。

全国的には建築基準法の改正や東京オリンピック・パラリンピック関連施設における木材利用などが契機となって民間の非住宅建築物に木材を利用する動きが活発になっています。民間でこれまであまり利用されてこなかった低層非住宅建築物や中高層建築物においても近年木造化、木質化に取り組む事例も見られるようになってきました。

例えば、大東建託は中高層住宅において昨年十月から木造四階建ての集合住宅を販売しています。また三菱地所は仙台市に木造と鉄筋を組み合わせた十階建て

の集合住宅を竣工し、大和不動産は新潟市において五階建ての純木造集合住宅を建設しています。さらに本年三月には大林組は十一階建ての純木造の研修施設の建設に着工し、二〇二一年には玉川大学の九階建ての純木造学生寮の着工も予定されているということです。

県内においても木造の信用金庫店舗やコンビニエンスストアのミニストップ、コメダ珈琲店では木造店舗が建設されるなどの事例が出てきました。このように非住宅分野における木造建築の増加には建築基準法の改正や技術面でのCLTや木質耐火部材、新しい工法の開発など制度、技術面での環境が整えられつつあることによります。

今後このような非住宅において県産材製品が積極的に利用されるための課題として、県内でのCLTや木質耐火部材の提供体制の構築と木造化、木質化に必要な専門的な知識を有する設計者の育成が必要です。そのためには国の諸制度の利用や県内で建築学科の開設されている大学との連携も進めるべきだと考えます。今後住宅分野に加え非住宅分野は重要なマーケットになっていくと考えられます。

そこで、非住宅分野において県産材製品の需要と拡大にどのように取り組むのかお伺いします。以上、答弁を求めます。

○副議長（良知淳行君） 川勝知事。

（知事 川勝平太君登壇）

○知事（川勝平太君） 小長井議員にお答えいたします。

山の洲（くに）の連携に向けた取組についてであります。

日本は敷島の大和の国と言われたり大八洲と言われたりいたしまして、海洋日本という言葉もございますが海の国であると。一方日本の国土の三分の二は山岳ですから山の国とも言えます。海と山のどちらが交流に利用されてきたといえますと、これは海です。津々浦々という言葉がございますが、浦というのは海で津というのは港ですから、その港々で海を通じて全国を結ぶ全国津々浦々と、これは同じ漢字圏でも韓国にはありません。中国にもありません。日本独自の風土が生み出した言葉です。

一方山は、山の彼方の空遠く幸い住むといったように山の向こうは別世界というイメージが強うございました。したがって山の向こうに行くのは大変で、日本に道路が発達しなかったのは水運とか津々浦々で船で結ばれていたからだと言われます。したがって日本には馬車が登場したのは、これは近代以降のことです。

そうした中、近代になって交通インフラが発達いたしまして山が交流の妨げから山を楽しむ時代というのが今始まりつつあると。そうした中、長野県の知事さんの提示、申出がございまして新潟県、長野県、山梨県、静岡県で中央四県サミットというのをやらないかというのがあったのが平成二十六年のことです。この間もう足かけ七年ということで、まず登山ルート of 難易別評価をやるということ、山のグレーディングあるいは防災面での広域応援体制を構築しようとする。あるいは山の日が設定されましたので山の日に向けた一緒の取組をやる。あるいは中央日本をトレインで周遊しようとする、そういうイベント列車を走らせようとか。それから移住促進を合同でやりましょうとか。それから食の豊かなところでございますから太平洋の食と日本海の食、また違いますので食を生かした観光を促進しようとか。それからまた山梨県と静岡県でやりました富士山と水をテーマというのは長野県も新潟県も水がおいしいと。したがってお酒がうまいということもございしますが、そうしたことで水資源の保全と情報発信しようとかいろいろなことをやってきたわけです。

そしてそうした中で長野県でやり新潟県でやり山梨県でやり静岡県でやって順番にこのホスト役を替えまして糸魚川で、新潟県でやったときに糸魚川－静岡構造線があるじゃないかということで、これは糸魚川－静岡構造線がこの中央四県、これをまたいでいると。したがってこれはフォッサマグナですのでフォッサマグナ山岳連合というふうに呼ぼうとかですね、こうしたことが過去丸六年余り進んできたわけでございます。

この基本は山岳でございますので今は日本海側から太平洋まで走って速さを競うという、そういうことも行われるようになっております。この山岳は誠に美しいと。富士山、南アルプス、中央アルプス、北アルプス、さらに八ヶ岳とかございます。そうしたことでもう世界に誇る美しい山岳景観だと。スーパーランドスケープリージョンだと。

絶景空間だという言葉も今生まれつつありまして、それで人口を見たら四県合計で九百万人いるんですね。そして歴史的に見ても古くから塩の道と呼ばれる街道がございます。あるいは天竜川、富士川などの河川によって人や物が交流するということもあったなということで、同時にまた東日本と西日本、太平洋側と日本海側をつなぐ結節点でもあるじゃないかということで四県のGDPを勘定しますと何と合計額は三十八兆円で、はるかにニュージーランドを抜きましてオーストリア一国に匹敵する経済力だということになりました。そうした中で中部横断自動車道の建設が着実に進んでおりまして平成二十六年から食や健康づくり、さらに観光資源に関わる情報発信と移住・定住の促進をもっと深めようということでやっているところでございます。

こうした中で新型コロナウイルス感染症が起こったと。そうするとこれも長野県さんの提案だったと思いますけれども四県で東京から、首都圏から今は来ないでというのを四県の知事で一緒に首都圏に向けてメッセージを出そうということで四人の知事が順番に学芸会みたいにそれぞれ言葉を句切りまして東京に向けて発信すると。それは四県が感染状況が落ち着いていると、ここに感染源の首都圏からお越しになるのは今は遠慮してくださいという、そういうことだったんですけれども。

一方で各県の製品の購入あるいは域内の観光交流をやろうということで、最初はバイ・静岡、バイ・ふじのくに、そして今バイ・山の洲（くに）とこういうふうに発展していった、これもバイ・ふじのくにをやっているうちに、八ヶ岳というのはこれは山梨県と長野県の県境にございますけれども、そこもやらせてくれとあって長野県のほうからお申出がございまして、そして長野県でやりましょうといったら長野県は新潟県ともやりたいのでということで一気にこの山の洲（くに）と。洲（くに）というのはさんずいを書いています。これはしまとも読むし。日本海と太平洋を、この両方を持っているというそういう意味でこれをふるさとの意味もあるし、いろんな意味を持つ山の洲（くに）として、漢字ではさんずいの洲を使おうということになったということでございます。

私は、これ全体できちっと経済対策をやりながらするということで我々のほうは総合経済対策としてフジノミクスと名を打ちまして推進を図ると。これはそれぞれの県産品を買い合おうという運動でまずはそういう県産の物を買う、そして

消費を喚起すると、個人消費を伸ばすということですね。これを一緒にしていきながら同時に観光のバイ、これサービスを買うということですね、これもやろうということで、そしてさらにこれからビジネスに広げていこうと、こういうわけでございまして人、情報の流れを活発にし経済循環の拡大を図ろうと。

実際上もし国に税金を納めなければ十分に一国としてやっていけるぐらいのその地域力を持っているということでございます。特に原点になっているのは少なくとも静岡県側からすれば山梨県とです。山梨県は長いことリニアもそうですけれども、その甲府から大月を経て首都圏に出たいというのが金丸信さんがそこに実験線を持ってこられた理由ですね。ですから名古屋とか大阪、見てないわけです。東京からになっているわけです。一方で静岡も見てなかったわけです。東京に御関心があった。

ところが、富士山が世界文化遺産になり得るということで交流が一気に進みました。そうした中で徐々に着実に確実にという中でふじのくにという名称も共有するようになって今、長崎幸太郎知事さんとは先ほどおっしゃったメディカル・デバイス・コリドーというのをやろうと。静岡県はいわゆるメディカル・デバイス——医療器具はこの九年連続日本一です。そして山梨県には精密機械工業がありますからこれが合わさると鬼に金棒になるということで。これはもう今着実に進めていこうということでございます。

一方、このフジノミクスというのもございますのでバイ・ふじのくにに取り組もうということで長崎幸太郎知事閣下とはもう三回ほど裸の付き合いも含めてやっておりましてまさに密の付き合いを水を媒介にしてではありますけれども温泉でやりまして両県において物産、農産品販売を実施すると。議員の先生方も行っていただき山田議長さんも行っていただくと。向こうの議長さんも山田だということで両山田ということでまたそれが非常にいい関係をつくるといういろいろなえにしがございまして、私はこの富士山静岡空港は両県の空の玄関口だと。もちろん清水港は海の玄関口ですよということでですね。じゃあまずは空の玄関口、何か一緒にしませんかということでこの空港内に両県の新たな交流やにぎわいの拠点を設置することを提案いたしましたところ、もう即オーケーということで向こうの職員の方が見に来られてですね、これからそういう拠点づくりをしていくという段取りになっております。

一方、富士山空港また清水港は、空港や港を持たない山梨県はもとより中部横断自動車道で結ばれる山の洲（くに）四県にとりましても全国や世界に開かれた重要な交通インフラであるというふうに捉えまして、将来的にはそれぞれを山の洲（くに）の太平洋側の空の玄関口、太平洋側の海の玄関口として位置づけまして一層の交流の促進を図ってまいります。もちろん日本海側にも空の玄関口があります。新潟港ほか海の玄関口もありますけれどもメリットはこちらは雪に閉ざされないということで年中使えるということがあります。しかし使えないときには向こうを使えばいいと。例えば災害があったときとかですね、そうしたことで協働ができるということでございます。

今後とも、この中央日本四県サミット、さらにまたこのバイ・山の洲（くに）の取組を通じまして四県の連携を強化することにより自然と共生した生活様式に軸を置きながら自立した魅力的な広域経済交流圏を作り上げていきたいと。そして今は来ないでというのはもう今は違います。ぜひこちらに移り住んでリモートで仕事もできるようにしたいということで、お互いに競争するんじゃなくて協力して首都圏の方たちは静岡県、山梨県、長野県、場合によっては新潟県の選択肢を自由にとれるということでお互いの情報を交流し共有すると。こういう方法でポスト東京時代の経済また生き方ですね、ライフスタイル、ウェー・オブ・ライフ、これをつくり上げていこうということで日本の新たなロールモデルにしていこうと、こういう動きを今進めているのが山の洲（くに）運動でございます。

その他の御質問につきましては、副知事、関係部局長から御答弁を申し上げます。ありがとうございました。

○副議長（良知淳行君） 難波副知事。

（副知事 難波喬司君登壇）

○副知事（難波喬司君） **リニア中央新幹線整備についてのうち、トンネル湧水について**お答えをいたします。

J R東海は平成三十年にトンネル湧水の全量戻しを表明しました。昨年八月それを一転して、先進坑がつながるまでの工事期間中、山梨、長野両県へトンネル湧水が流出し一定期間は水が戻せないことを表明しました。工事期間中の一時期であってもトンネル湧水が県外に流出することにより大井川水系の水の総量が減少することは明らかです。しかしJ R東海は県外に流出しても大井川の水量は減

らないと主張しました。このような考えは本県並びに流域住民、利水関係者の皆様にとってはとても受け入れられる内容ではありません。

本年四月に開催された国の有識者会議では、委員からトンネル湧水が県外に流出すれば全体水量は減少するのが当たり前でそれが増えるというおいしい話はない、どこかにそのツケが回る旨の指摘がされております。さらに八月の有識者会議ではトンネル工事に大きな影響を与えるとＪＲ東海が説明した断層について委員から畑薙山断層というよりは井川－大唐松山断層ではないかと確認されたところ、ＪＲ東海は断層の名前の違いだけで地質の状況に違いはないと回答しました。委員から名前の問題ではなく断層が活断層かそうでないかの重要な問題であると指摘されるなど問題の本質を理解していない受け答えもありました。

今回の新聞報道によりまして大井川直下に大量の地下水が存在し大量の湧水発生懸念があるとの資料の存在が明らかになりました。この資料は県の専門部会においてパネルに掲示されていたものであり、公表という公に表されたものではありません。重要な情報については積極的に公表するという姿勢が相互信頼にとって大変重要です。

また、トンネル湧水による地下水位の低下の推定図が七月十六日の国の有識者会議で初めて示されました。ＪＲ東海の水収支解析の精度には問題があるため、この予測については精度が高いものとして評価することはできませんが、一つの参考としてみると議員の御指摘のとおり下向き勾配で掘るとしている荒川岳付近のほうが突発湧水により上向きに掘らなければ危険としている山梨県境付近よりも地下水位の低下量が大きいという問題があります。このようにＪＲ東海の影響予測についてはいまだに多くの疑問点が存在します。

全量戻しは必ず守っていただくなくてはなりません。その対策を考えるためにはどのような影響が生じるのか、すなわちトンネル湧水量はどの程度かを推定することが基本中の基本です。これがまだ十分行われておりません。

県といたしましては、まずはＪＲ東海が南アルプスの特殊な地質を把握しどれだけの量の湧水が発生するかその可能性について明確にした後、トンネル湧水の県外流出を防ぐための工法、対策を示すことが必要です。この点については国の有識者会議において議論される予定ですので、そこで議論が深まることを期待しております。その議論を踏まえて県としての対応を考えてまいります。以上で

あります。

○副議長（良知淳行君） 市川くらし・環境部長。

（くらし・環境部長 市川敏之君登壇）

○くらし・環境部長（市川敏之君） **リニア中央新幹線整備についてのうち、生物多様性への影響について**お答えいたします。

J R東海が示した南アルプス国立公園区域を含むトンネルルート周辺で地下水位が三百メートル以上も低下する可能性があるとの予測に対し、生物多様性専門部会委員からも南アルプスの自然環境への影響について重大な懸念が示されており、県としても大変重く受け止めております。

J R東海がこれまで説明のなかった地下水位の大幅な低下について国の有識者会議の場で表明したことは驚きでありまして、地下水位がこれほど大幅に低下した場合どの程度の影響が出るのか現在のところ計りかねております。仮に精度には問題があるとしてこの予測どおり地下水位が低下して大井川上流部の沢がれが起こった場合には、絶滅危惧種であるヤマトイワナをはじめ水生生物が死滅することは確実であります。

さらに、地下水位の低下が大井川上流部だけでなく南アルプスの稜線部まで影響した場合には、地表面の乾燥により高山植物の植生が変化することで生態系のバランスが崩れることに加えまして表土の崩壊のおそれもあると考えております。

南アルプスの生態系への影響を議論する際には、河川や沢の流量の変化を的確に把握するためにトンネル掘削工事に着手する数年前からのモニタリング調査が必要不可欠であり、その内容を具体的に示した実施計画書の提出を繰り返しJ R東海に求めておりますが、いまだ提出されておられません。

県といたしましては、国の有識者会議における水収支解析に関する検証に期待するとともに、引き続きJ R東海に対し事業者の責任において地下水位の低下等による南アルプスの生態系への影響を推定し回避及び低減を図るための対応を速やかに示すよう求めてまいります。以上であります。

○副議長（良知淳行君） 杉山経営管理部長。

（経営管理部長 杉山浩一君登壇）

○経営管理部長（杉山浩一君） **職員の適切な人員配置について**お答えいたしま

す。

これまで県は、定員管理計画におきまして限られた人的資源の中で複雑化、多様化する行政課題に適切に対応するため、事務事業の進め方、職員数、組織の在り方等を見直すことで適切かつ効率的な人員配置に努めてまいりました。一方近年は児童虐待や自然災害への対応をはじめ今般の新型コロナウイルス感染症への対応など行政需要が著しく変化しており、こうした需要に対して職員の負担増加に配慮しつつ迅速かつ的確に対処することが人事管理における重要なポイントとなっております。

こうしたことから、人員配置につきましては年度途中においても行政需要の変化に機動的に対応するため平成二十九年度から業務応援要員を配置するとともに、現場における県民サービスを担う出先機関におきましても福祉部門や公共事業部門を中心に必要に応じた増員を行っているところであります。

今後も現場の実情をきめ細かく把握し個々の職員の負担の増加を招くことなく、県民ニーズに応じた質の高い行政サービスの提供に向けて適正な人員配置を行ってまいります。以上であります。

○副議長（良知淳行君） 志村農林水産担当部長。

（農林水産担当部長 志村信明君登壇）

○農林水産担当部長（志村信明君） **地籍調査の促進について**お答えいたします。

南海トラフ巨大地震の発生や集中豪雨による災害の激甚化が危惧される中、被災後の復旧・復興を迅速に進めるためには、災害時に社会経済や住民生活への影響が大きい区域の地籍調査を集中的に実施することが重要であります。このため新たに策定した静岡県第七次国土調査事業十箇年計画におきましては、防災・減災の観点を重視し災害リスクの高い区域や広域輸送路等の社会資本整備と連携した区域などの地籍調査を重点的に進めていく方針といたしました。特にこれまでの調査で八三%まで進んでいる津波浸水想定区域につきましてはさらに調査を加速することといたしまして、このうち人口集中地区——いわゆるD I D地区でございませう——につきましては七年間で、また津波浸水区域全体につきましては十年間で一〇〇%の達成を目指してまいります。

また県では、この間においても万が一被災した場合に備えるための緊急的な対

応といたしまして、迅速な応急復旧が可能となるよう現状の土地情報を先行して整備してまいります。具体的には三次元点群データ等を活用しまして土地境界の位置情報を整備いたしますとともに、主要道路等と民地との境界のみを先行して調査する官民境界基本調査を実施いたしまして、その成果は市町が実施する地籍調査の加速化につなげてまいります。

県といたしましては、こうした取組によりまして県第七次計画の着実な推進を図ってまいります。

次に、**非住宅分野における県産材製品の需要拡大について**であります。

建築基準法の改正やオリンピック・パラリンピック関連施設での木材利用などを契機として都市部の建築物の木造化、木質化が進みつつあります。こうした中、非住宅分野における県産材製品の需要拡大を図るためにはまず建築主が県産材を利用したいという意欲を高め、これに応えるプランを提案できる設計者を増やすとともに求められる材料を確実に供給できる体制を構築する必要があります。

このため県では、県産材利用の意欲向上につきましては、木材を使った建築物のよさなどの理解を促進するため県産材を公共建築物で率先利用するとともに、模範となる民間建築物を表彰しております。加えまして本年度非住宅建築物の木造化、木質化の経費を助成する制度を創設したところであり、これを活用した建築が始まっております。

プランを提案できる設計者の拡大につきましては、木造化、木質化に関する技術向上を図るため適材適所での木材利用やC L T工法などの新たな技術を習得する研修会を開催しております。また設計者が県産材を効果的に活用するためには、本県の林業・木材産業や森林の特性を把握する必要がありますことから、県内大学と連携いたしまして建築学科の学生を製材会社に受け入れるインターンシップの取組も進めております。

さらに、供給体制の構築につきましては、様々な規格やまとまった量の注文にも応じられるよう地域の製材工場が共同で受注、納材できるネットワークの構築に取り組んでまいりました。本年度は製品に求められる高い品質と性能を確保するため、製材工場のJ A S認証の取得や耐火基準を満たす木質部材を加工する施設の整備を支援しております。

県といたしましては、こうした取組を総合的に進め非住宅分野における県産材製品の一層の需要拡大に取り組んでまいります。以上であります。

○副議長（良知淳行君） 六十五番 小長井由雄君。

（六十五番 小長井由雄君登壇）

○六十五番（小長井由雄君） それぞれお答えを頂きましてありがとうございました。

要望事項を二点、そして質問を一点させていただきます。

まず、**適正な人員配置について**でございます。

御答弁の中で現場の実情ということが出ました。土木事務所の業務は事業を円滑に進めるために地元とのコミュニケーションが非常に重要になります。そのために時間を取られることも少なくないというふうに思います。地域や人がいてという業務では合理化、効率化が難しくなります。人員配置に配慮が必要と考えますので御検討頂きたいと思います。

次に、**県産材製品の需要拡大について**要望いたします。

秩父市や大分県豊後大野市など全国では八か所と聞いておりますが、木造建築の消防署が、また大分県日田市ではガソリンスタンドを木造で建設しているところもあるというふうに聞いております。消防署、ガソリンスタンドなどは木造建築物推進の象徴的なものとなり得るものでございます。事例を紹介するなどして県内でもぜひそういったものの建築を推進していただきますように要望いたします。

次に、**リニア新幹線整備について**お伺いをいたします。

先ほど御答弁の中でJR東海が南アルプスの地質をしっかりと把握しているとか、あるいは生物が死滅するおそれがあるというような御答弁を頂きました。南アルプスルート上での地下水位の低下が自然景観や生物多様性に及ぼす影響については最大限懸念しているのは環境省ではなかったかなというふうに思います。

二〇一一年の四月に公布された改正アセス法の趣旨を踏まえた同年五月の国土交通省の中央新幹線小委員会答申に対する環境省意見には、路線位置の絞り込みを行うに際してはさらに詳細な環境影響について検討を行い本事業による環境影

響が回避、低減されるようにすべきであると記されております。この中で路線位置等を選定する際の留意事項の中で、我が国を代表する優れた自然の風景地であり生物多様性保全の屋台骨でもある国立・国定公園、それから南アルプスルート近傍の大井川源流の原生自然環境保全地域などについて路線位置や構造形式等検討する必要があるというふうになっております。またトンネル工事における水源等の減水や枯渇が懸念されることへも同じように述べられております。

J R東海は路線の検討に際して環境省意見による生物多様性の悪影響などの意見を十分に慎重に考慮しなかったのではないのかなというふうに考えます。その結果が現在県の専門部会において議論を前へ進めるための専門部会委員の皆さんからJ R東海へのアドバイスや提言をされているわけですが、それに対していつまでも回答できないというような状況が続くことになっているのではないかなというふうに思います。このことについて、知事の御所見をお伺いいたします。以上、答弁を求めます。

○副議長（良知淳行君） 市川くらし・環境部長。

○くらし・環境部長（市川敏之君） 議員御指摘のとおり県の専門部会においてJ R東海が委員のアドバイス等に回答できない状況の大きな要因は、以前から環境省をはじめ本県からもユネスコエコパークにも指定されている南アルプスの自然環境の重要性を訴えているにもかかわらず、J R東海がその重要性を理解して守っていかなければならないという意識が希薄と言わざるを得ないというふうに考えております。

また、南アルプスの現地に即した状況を把握できていないことやトンネル掘削工事による自然環境への影響を示せていないと、そういうことに要因があると考えております。

県といたしましては、J R東海に対し南アルプスの豊かな自然環境の大切さをしっかりと理解した上で工事が及ぼす影響を丁寧に地域の住民の皆様にも分かりやすく説明していただくとともに、南アルプスの自然環境の特殊性を考慮した対策を速やかに検討するよう引き続き求めてまいります。以上であります。

○副議長（良知淳行君） 六十五番 小長井由雄君。

（六十五番 小長井由雄君登壇）

○六十五番（小長井由雄君） 御答弁ありがとうございました。

議論を公開するのは勇気が要る、でも専門的な議論とそれに基づく判断のプロセスを隠しても意味がない、完全にオープンになっていればむしろ後からいろいろ言われずに済みますと、これは原子力規制委員会の前委員長田中俊一さんが退任の挨拶とその後のインタビューで答えたものです。そして、透明性の効用は信頼のベースになってきたと確信していると、こうも述べております。とにかく閉鎖的であった原子力に関する会議も公開されるようになりました。

国土交通省の有識者会議の座長記者会見や談話は正確性に欠けるなど問題の多い会議となっているというふうに思います。これは会議が全面公開されていないということも原因の一つではないかなというふうに思います。当初の合意のとおり今後会議が完全に公開されるべきだと私は考えております。

今後の国土交通省の有識者会議での議論が十年、二十年先の議論に耐えられるものであること、そして示された結論が五十年、百年先にも評価されるものであることを祈って質問を終わります。

○副議長（良知淳行君） これで小長井由雄君の質問は終わりました。（拍手）

令和2年2月静岡県議会定例会 質問

質問分類 一般質問

質問日: 2020/03/03

質疑・質問事項: 1 リニア中央新幹線整備について
(1) 環境大臣意見に対する見解

(2) リニア中央新幹線工事と水循環基本法

- 2 健全な水の循環の確保について
- 3 分譲マンションの適正な管理について
- 4 林業、木材産業の活性化について
- 5 花の都しずおかについて

○副議長（中沢公彦君） 通告により、六十五番 小長井由雄君。

（六十五番 小長井由雄君登壇 拍手）

○六十五番（小長井由雄君） 私は、県政の諸課題について通告に従い知事、副知事並びに関係部局長に一括質問方式にて質問します。

初めに、**リニア中央新幹線整備についてのうち、環境大臣意見に対する見解について伺います。**

静岡県の主要な都市地域は、富士山や南アルプスの山麓に位置し河川流域や地下水域の下流域に展開しています。また県奥の急峻な山岳地帯には中央構造線によって数多くの断層があり、土壌はもろく崩壊しやすいことは言うまでもありません。このような静岡県の立地条件からリニア中央新幹線工事に伴って発生が予想される災害は静岡県に直接影響すると考えざるを得ません。

ところが、JR東海の責任者は掘ってみなければわからないと公言するばかりで静岡県民としては被害回避策が的確に示されているとは到底思えません。

二〇一四年六月に当時の石原環境大臣が国土交通大臣に提出した環境影響評価書に対する環境大臣意見の中では、「事業規模の大きさから、本事業の工事及び供用時に生じる環境影響を、最大限、回避、低減するとしても、なお、相当な環境負荷が生じることは否めない」としており、さらに「ほとんどの区間はトンネルで通過することとなっているが、多くの水系を横切ることとなることから、地下水がトンネル湧水として発生し、地下水位の低下、河川流量の減少及び枯渇を招き、ひいては河川の生態系に不可逆的な影響を与える可能性が高い」と指摘しています。また供用時には大量のエネルギーを必要としているが、我が国があらゆる政策手段を講じて地球温暖化対策に取り組んでいる状況下、これほどのエネルギー需要が増加することは看過できないと述べております。重ねてこのほかにも多量に発生する発生土の適正な処理、希少動植物の生息地、生育地の保護、工

事の実施に伴う大気汚染、騒音・震動対策等、本事業実施に伴う環境影響は枚挙にいとまがないと厳しい意見表明をしています。加えて南アルプス国立公園、ユネスコエコパークである当該地域の環境を保全することが、我が国の環境行政の使命でもあると述べています。

我が国の環境影響評価は事業を推進するためのものではありません。しかし環境大臣の意見は多くの問題を含んだこの事業に対して強く警鐘を鳴らすとともに、意見の中でも述べられているように関係する地方公共団体及び住民の理解なしに実施することは不可能であることを示しています。

このように、静岡県民の安全・安心と自然環境を守るために重要な意見を述べていると考えます。改めてこの環境大臣の意見に対する見解を伺います。

次に、**リニア中央新幹線工事と水循環基本法**について伺います。

二〇一四年に成立した水循環基本法は健全な水循環の維持、回復を目的として制定されたものであり、第三条には五項目の基本理念がうたわれております。リニア中央新幹線関連工事が及ぼす影響をこの基本理念に照らし合わせると次のように指摘できると思います。

まず、第三条第一項は健全な水循環の重要性です。地球上の生命を育みとされていることから生態系保全への配慮を明示しており、工事による沢がれが起きた場合それによる山体の疲弊、砂漠化は容認できるものではありません。

二項は水の公共性です。工事による出水を全量戻すことができないなら県民がその水の恵沢を将来にわたり享受することが阻害されてしまうということになります。

三項は健全な水循環への配慮です。水量、水質へ及ぼす影響が回避され、または最少となるように予防措置を講じなければならないということです。しかしJR東海との対話の中では水処理、残土処分について納得できる説明を聞くことができません。

四項は流域の総合的管理です。水循環の過程において生じた事象がその後の過程においても影響を及ぼすものであることに鑑み、流域に係る水循環について流域として総合的かつ一体的に管理されなければならないとしております。JR東海副社長の源流部での工事が百キロ以上離れた地域の地下水に影響を及ぼすことはないとの発言は水循環基本法の成立を知らないのか、あるいは軽視しているの

ではないかとさえ思えます。

五項は水循環に関する国際的協調についてうたわれています。南アルプスは国際機関によりユネスコエコパークとして承認されており、この地域を守っていくことが国際貢献の一つだと考えます。

以上、水循環基本法はリニア中央新幹線工事の実施に際して配慮しなければならない重要な法律だと理解しております。水循環基本法が成立した意義についての知事の見解をお聞かせください。またその見解を踏まえリニア中央新幹線の協議をどのように進めていくのか伺います。

次に、**健全な水の循環の確保について**伺います。

先ほど述べたとおり、水循環基本法は健全な水循環の維持、回復を目的として制定されたものであり第二条で水循環及び健全な水循環が明瞭に定義されました。第五条では地方公共団体の責務、さらに第十四条から第十六条の基本的施策では貯留、涵養機能の維持向上を図ること、水の有効利用の推進、水量の増減、水質の悪化等に対する規制措置、流域の総合的・一体的管理を行うための体制整備と住民意思の反映が規定されました。

従来、河川の流水は公水であり私権の目的となることはできないと河川法第二条二項で規定される一方、地下水は私水であり民法二百七条を根拠に土地所有権の効力が及ぶと解釈されてきました。これに対して水循環基本法では水は地表水、地下水ともに公共性の高い国民の共有財産であると規定したことで初めて水は表流水、地下水を含め国民の共有水とされました。また河川水や工業用水、農業用水、生活用水といった各所管官庁による縦割りの枠を超えて健全な水循環という観点から、水の公共性に関する理念と各主体に期待される役割を明記した点で画期的な法律であります。

静岡県では、二〇一八年に水循環基本法の趣旨を踏まえ静岡県地下水の採取に関する条例を改正しました。この改正では基本理念条項第二条の二を新設して、健全な水循環の維持または回復のための取り組みの推進と地下水を県民共有の貴重な財産であるとしてその適正な利用を規定しましたが、これは全国的にも先進的な内容であります。

今後、地下水を流域全体で適正に管理し健全な水循環を維持していくためには、水の利用のほか水源である雨を貯留、涵養する機能の維持向上が必要であり

ます。特に開発行為は涵養や地下水の流れに影響する可能性が大きいため、地表面のみならず地下水が流動する地下についても事前の防止措置がとれるよう新たな条例を制定し開発行為を規制する体制の整備が必要ではないかと考えますが御所見を伺います。

また、静岡県の河川、地下水脈は富士川、天竜川のように県境を越えて広がっており近隣県との連携を図っていくことが必要と考えます。富士川水系の濁りがサクラエビの不漁と関係するのではないかとされている山梨県との関係や、県境に堆砂率が極めて高くなっている五つのダムがある天竜川については長野県との関係も重視しなければならないと考えます。

これらの事例に見られるように、河川流域の環境や複数県にまたがる自然環境の問題には県境を越えた対応が重要であります。水の循環でつながる山梨、長野の両県と情報共有の場を設けていく必要があると考えますが、御所見を伺います。

次に、**分譲マンションの適正な管理について**伺います。

空き家の問題は今のところ一戸建てが中心となっていますが、今後深刻になっていくと予想されるのが分譲マンションです。分譲マンションへは二〇一八年末に全国で約六百五十万戸、千五百万人以上、静岡県内でも約九万戸、二十万人以上が居住していると推計されています。

分譲マンションは、鉄筋コンクリート造などで木造と比較して耐久性が高いものの築四十年を超えると建物の老朽化と区分所有者の高齢化が進展し空室化が進むことが懸念されます。また所有者不明、連絡不通の物件の増加などで管理組合が機能しなくなりマンションが廃墟化して不審者の侵入や放火、不法投棄の危険が増すことになりかねません。さらに修繕や解体に必要な多額の資金を確保できず放置されたままになると、戸建て住宅と違い規模の大きさゆえに周辺の住環境に悪影響を及ぼすこととなります。その結果行政代執行による対応など多額の公的負担を強いられるということになりかねません。

既に全国的にはこのような問題が発生しており、今後本県においても管理不全で解体もできずに廃墟となるマンションの出現が大きな問題になると危惧されます。

国は、これまでマンションの管理の適正化の推進に関する法律やマンションの

建替え等の円滑化に関する法律を制定、改正してきました。しかしこれまで築四十年以上の高経年マンションと言われる八十一万戸のうち実際に建てかえられたのは約一万九千二百戸分で二百四十四件にとどまっており、最終的には行政による積極的な介入が必要になってくる可能性が高いのではないかと考えます。

まずは、区分所有者が管理組合を機能させ維持修繕に責任を持つことを基本として未然の予防措置をとることが必要ですが、県としても管理状況の詳細な把握と実態に応じた適切な措置を講じる必要があると考えます。特に管理組合をしっかりと機能させるため長期修繕計画策定への支援や修繕費等の適正な積み立てへの助言など管理組合運営のための支援を行うべきであり、必要ならばマンション管理士等の専門家の直接派遣による支援も実施するべきだと考えます。

他県においては既に独自の条例や対策を実施している自治体もありますが、静岡県はこの問題をどのように認識し今後どのように対策を立てていくのか伺います。

次に、**林業、木材産業の活性化について**伺います。

県内の人工林率は国平均の四六%を上回る五九%で、そのうち伐採の適期を迎え商業利用できる段階の四十一年生以上が八九%を占めています。今後の林業、木材産業の発展のためにはこの森林からの木材の生産を促進して森林所有者や林業従事者の収入を増加させ、魅力ある産業とすることが必要です。

このためには川上から川下に至る流域全体での取り組みが必要です。川上ではこれまでの間伐材の利用に加え主伐による生産促進、また川中では製材工場の規模の拡大と効率化によるコストの削減が求められます。さらに川下においては木材需要の拡大を図るために公共建築物への木材の利用拡大に加え、オフィスビルやマンションなどの中高層建築物の木造建築化推進に向けて施主、設計者、施工者の理解と協力を得ていかなければなりません。

また、消費者が求める適切な価格で品質のそろった木材を安定的に供給するためには流通全体の効率化を図り、川上から川下までの事業者が需給情報を共有できるように森林資源のデータベースの整備やスマート林業の推進で事業者の連携や事業者による一貫した生産体制の整備による効率的な供給連鎖の構築が必要です。

国においては、コストを削減して生産性の高い林業経営を進めるため林業イノ

バージョンを展開することにより、二〇二八年にはデジタル管理やICTを駆使する林業を定着させる目標を掲げて技術開発、データ環境の整備、現場レベルでの実証と普及を一体的に進めることとしています。本県においてもICTを活用した木材生産や主伐後の再造林が円滑に行われ、森林資源の再生産サイクルを確立させることにより林業の活性化を図ることが必要だと考えます。

このため、県は林業におけるICT活用の実証、普及と主伐、再造林の推進にどのように取り組んでいくのかお伺いします。

次に、**花の都しずおか**について伺います。

静岡県は、花を買う、贈る、飾るの文化を浸透させていくことによる新たな花の需要の創出や生産技術の支援などで花卉生産の振興を図り、暮らしのさまざまな場面で花と緑があふれるふじのくに花の都しずおかの実現に取り組んでいます。

花が生活に潤いや安らぎをもたらすことは経験的に知られています。近年は心身をリラックスさせてのストレス緩和や部屋の湿度調整と空気の浄化作用なども取り上げられています。さらに視覚疲労の緩和や華やかさに加えてコミュニケーションの促進など多様な花卉の効用が科学的に証明されるようになりました。

国においては、二〇一四年に花卉産業の健全な発展や花卉の文化を振興することによって心豊かな国民生活の実現に寄与することを目的とした花きの振興に関する法律が成立しました。この法律では産業施策として生産者の経営の安定と生産性及び品質の向上、加工、流通の高度化、鮮度保持、輸出の促進を推進することとしています。また文化施策として花卉活用や花育の推進、国民生活に深く浸透している花卉に関する伝統の継承が規定され、花き活用推進会議を設置して花卉振興を一体的、効果的に推進することとしています。

本県においても、ふじのくに「花の都しずおか」推進計画を作成して取り組んでおり、二〇一八年の花弁産出額は全国五位と上位にあります。しかし一位の愛知県に比べれば三〇%程度です。また消費面では、一世帯当たりの切り花の年間購入額は都道府県庁所在地の二〇一八年統計で八千七百七十三円と全国二十三位にとどまっています。

花とお茶と食でおもてなしをする花の都しずおかを実現するためには、生産基盤の整備や新品種の育成、新技術の開発、普及や集出荷時における鮮度保持施設

の整備が必要です。またさまざまなアンケート調査にも見られるように花卉の効用情報が購入にまでつながっていることから、販売員向けのツールとして花卉の効用に関する各種のデータ情報の提供やポスター、パンフレットの作成も有効だと考えます。

さらに、子供のころから花に親しむことが将来の消費につながることから花育を進めることも必要です。加えて花卉栽培の専門職員をしっかりと確保していくことも重要と考えます。

花卉の産業・文化の振興と需要増進のための施策をそれぞれの方向から地道に進める必要があると考えますが、今後の取り組みについて伺います。以上、答弁を求めます。

○副議長（中沢公彦君） 川勝知事。

（知事 川勝平太君登壇）

○知事（川勝平太君） 小長井議員におかれましては、リニア中央新幹線整備に関しまして南アルプスを主に対象とし水循環基本法にのっとり立派な御見識を御披露されまして傾聴いたしました。それを受けまして私は**リニア中央新幹線工事と水循環基本法**についての御質問にお答えいたします。

平成二十六年、二〇一四年四月に水循環基本法が公布されました。そこに五つの基本理念を議員の見解も含めて今回御紹介をいただきました。いずれも御指摘のとおりであります。

リニア中央新幹線工事の悪影響が懸念されている今、私としましては中でも基本理念をうたいました第三条第一項の水循環の重要性及び同じ基本理念をうたいましたその第三条第二項の水の公共性で述べられていることが大変重要であると考えております。

水循環の重要性に関しましては、水は地球上の生命を育むことに加え、国民生活及び産業活動に重要な役割を果たしていることがうたわれております。水は大井川流域におきまして生活用水、農業用水、工業用水、発電用水等々多岐にわたり利用されております。水循環基本法の基本理念に照らし合わせましても、流域の住民生活や産業の発展に不可欠な財産である命の水が失われることは決してあ

ってはなりません。

水の公共性に関しましては、この第三条の基本理念に先立つ定義を定めた同第二条の中で「『水循環』とは、水が、蒸発、降下、流下又は浸透により、海域等に至る過程で、地表水又は地下水として河川の流域を中心に循環することをいう。」というふうにうたわれております。これは水循環における水を、地表水だけでなく地下水も含めて定義したことになります。

また、基本理念第三条第二項に「水が国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものである」と明記されたことから、かつて土地所有者の私水——私水とみなされていた地下水が共有水と位置づけられました。あわせて同じ第二項におきまして「水については、その適正な利用が行われるとともに、全ての国民がその恵沢を将来にわたって享受できることが確保されねばならない。」とも明記されております。これらはＪＲ東海との対話の中で地下水が注目されている今、大変に意義深いものと考えております。

引き続き対話を要する事項としてＪＲ東海に示した四十七項目の中には、流域にある井戸水の水位や成分分析を行うことにより水の流れを特定した上で中下流域の地下水への影響評価等を行うよう、法の水循環の重要性という基本理念を踏まえた大井川流域の健全な水循環の維持を求める内容が含まれております。

私どもといたしましては、流域の住民や利水者の皆様の不安を払拭できるよう地下水は公共性の高い共有水であるとＪＲ東海に十分に御認識いただき、県が設置する専門部会におきまして科学的根拠に基づいた対話を徹底的に行ってまいります。

その他の御質問につきましては、副知事、関係部局長から御答弁を差し上げます。

○副議長（中沢公彦君） 難波副知事。

（副知事 難波喬司君登壇）

○副知事（難波喬司君） **林業、木材産業の活性化について**お答えをいたします。

林業、木材産業の活性化には、本県の成熟した森林資源を積極的に活用し木材を増産することが不可欠であり、森林組合等の林業経営体が森林所有者に対して木材生産で収益が得られる計画を示すことにより伐採意欲を高めることが重要で

す。

これまで林業経営体は個々の知識と経験によって収支計画を作成しており、多くの人手と時間を要していました。今後はICTなどを活用し、広大な森林から収益が見込まれる生産適地を把握し、収支計画を効率よく作成し、森林所有者に情報提供することが必要であると考えております。

このため、県はシステム開発の実証研究を進めています。このシステムは大井川地区で航空レーザー計測、いわゆる三次元の点群データをとるわけですが、これによりまして森林資源情報や地形情報を収集し、これを林業経営体に提供し、これをもとに林業経営体が収支計画や路網計画を容易に作成できるようなシステムです。この取り組みによって森林所有者の合意を得るための計画内容の精度が向上したことや、経営体における計画作成コストが削減されるなどの成果があらわれておりますことから、今後はこの取り組みを県内に広く展開してまいります。

さらに、木材生産、流通、加工にかかわる関係者が需給情報をICTで共通管理するシステムなどさまざまな先端技術の情報を関係者間で共有する場を設け、林業におけるICTの実証、普及に取り組んでまいります。

また、主伐、再造林の推進につきましては林業従事者の減少や高齢化が進む中、造林、育林や獣害対策の負担を軽減するためには作業の省力化、効率化を図る必要があると考えております。このためドローンで撮影した空中写真の解析により造林地の面積と植栽本数を把握する新たな管理手法や、ドローンに搭載したカメラによりシカ被害の防護柵を点検するシステムを開発するなどセンシング技術の活用を推進しております。

県といたしましては、ICT等を活用した先端技術の現場レベルでの実証、普及を進めることにより林業イノベーションを推進し、森林資源の循環利用の構築を図り本県林業・木材産業の活性化に取り組んでまいります。以上であります。

○副議長（中沢公彦君） 鈴木くらし・環境部長。

（くらし・環境部長 鈴木 亨君登壇）

○くらし・環境部長（鈴木 亨君） **リニア中央新幹線整備についてのうち、環境大臣意見に対する見解について**お答えいたします。

二〇一四年六月に出された環境大臣意見では、「本事業のほとんどの区間がト

ンネルで通過することになっており、地下水がトンネル湧水として発生し、地下水位の低下、河川流量の減少及び枯渇を招き、ひいては河川の生態系に不可逆的な影響を与える可能性が高い。」と述べております。さらに南アルプスは、「国立公園に指定されており、また、ユネスコエコパークとしての利用も見込まれることから、当該地域の自然環境を保全することは我が国の環境行政の使命でもある。」「本事業は関係する地方公共団体及び住民の理解なしに実施することは不可能である。」とも述べております。

この環境大臣意見は、まさに工事の影響や行政の役割、県民の皆様への理解促進等について述べているものであり、県民の皆様が不安を抱えている命の水である大井川の水資源や世界の宝であるユネスコエコパークに登録された南アルプスの貴重な自然環境を守る上で、同時に地元の理解を得ることに関し大変重要な意見を述べていただいているものと考えております。

次に、**健全な水の循環の確保について**であります。

健全な水の循環の確保には水源である雨を一時的に貯留する機能や地下水として涵養する機能の維持向上が重要なことから、森林や農地の適正管理、雨水の貯留浸透施設の設置等を推進しております。水の流れが大きく変わると産業や県民生活等に影響する可能性がありますので、地上部における土地改変を伴う大規模な開発行為については土壌汚染対策法や森林法など関係法令により規制されております。また一定規模以上の工事に対しましては環境影響評価により地上地下を問わず地下水への影響の回避低減への配慮を求めており、さらに地下について規制するためには地下水等の状況を正確に把握し規制の必要性、範囲、程度などを見きわめる必要があります。

県といたしましては、地下水位や湧水量の観測頻度をふやすほか地盤沈下の調査範囲を拡大するなど地下水に関するデータの充実を図ってまいります。また富士川水系の濁りやダムの堆砂、表流水や地下水の県境を越えた影響など複数県にまたがる問題につきましては、県民の皆様のお安全・安心を確保するため引き続き近隣県と情報共有を行い必要に応じて協議してまいります。

次に、**分譲マンションの適正な管理について**であります。

分譲マンションは、区分所有者で構成される管理組合が適正な管理を行うこととされております。

これまで県では、管理組合の円滑な運営を支援するため長期修繕計画や修繕積立金の必要性などを啓発するセミナー、組合同士の情報交換会や個別相談会を実施してまいりました。今後急増が予想される高経年マンションは区分所有者の高齢化などに伴い空き室化や所有者不明物件の増加により管理組合が適切に機能せず、マンションの廃墟化など周辺の居住環境に深刻な問題を引き起こす可能性が懸念され看過できないものと認識しております。

このため、現在予定されているマンション管理適正化法の改正後速やかに管理適正化計画が策定できるよう準備を進めてまいります。さらに適正な管理を行うマンションを県が評価する認定制度を積極的に活用することで新たな区分所有者の確保や管理組合活動への参加促進を図るなど、管理組合の機能が維持されるよう支援してまいります。また市町、マンション管理士会等の関係団体とともに協議会を立ち上げ市の管理適正化の計画の策定促進や相談体制の充実等を図ってまいります。

県といたしましては、管理組合によるマンションの適正な管理が行われるよう市町や関係団体と連携しながら取り組んでまいります。以上であります。

○副議長（中沢公彦君） 志村農林水産担当部長。

（農林水産担当部長 志村信明君登壇）

○農林水産担当部長（志村信明君） **花の都しずおかについて**お答えいたします。

県ではガーベラ、バラなど多彩で高品質な花や浜名湖ガーデンパークなど年間を通して花を楽しめる施設を活用し、暮らしのさまざまな場面で花と緑があふれる花の都しずおかの実現に取り組んでおります。しかしながら議員御指摘のとおり、花の産出額や購入額は伸び悩んでおりますことからこれまで以上に花の産業・文化の振興と需要増進の両面での取り組みが必要であると考えております。

このため、花の産業・文化の振興につきましては生産量日本一のガーベラでは需要の多い秋のブライダルシーズンに出荷量をふやすため温室内の環境を自動で最適化する装置を導入し、現地実証に取り組んでいるところであります。このほかバラやトルコギキョウ等におきましてもデータに基づいた栽培方法を確立し、生産拡大を図ってまいります。

また、花に親しむ文化の普及定着を図るため花壇やオープンガーデンなどのコ

ンクールのほか、高校生など若い世代を対象としたフラワーデザインコンテストを開催しており本年度は延べ約二千六百名の応募がありました。来年度はさらに子供のころからの花育を推進するため、幼児や小学生も対象とした花のプランターづくりコンテストを開催するなど花のある暮らしの定着に努めてまいります。

さらに、花の需要増進につきましては販売員に対しての花の効用についての理解促進を図ることも効果的であるためパンフレットを提供するほか研修会などを開催してまいります。また看護や介護の場面での効果も期待されますことから、福祉機器の展示会等におきまして花を生けることによるリハビリテーションなど、新しい花の活用方法を提案してまいります。

これらの取り組みを推進するため、現在生産者の経営発展や産地の生産振興を担当する普及指導員を各農林事務所に配置するとともに、栽培技術の開発や品種改良などを担う研究員を農林技術研究所に配置しております。今後もこうした花栽培の専門職員を確保し生産者の課題解決にきめ細かく対応してまいります。

県といたしましては、花の産業・文化の振興と需要増進につながる施策を積極的に展開し花の都しずおかの実現に取り組んでまいります。以上であります。

○副議長（中沢公彦君） 小長井由雄君。

（六十五番 小長井由雄君登壇）

○六十五番（小長井由雄君） それでは、要望と再質問をさせていただきます。

まず、**林業、木材産業の活性化について**であります。先日森林・林業・林産業活性化促進議員連盟の視察で熊本県の人吉市を視察してまいりました。そこに比べて静岡県が決しておくれているというふうな感じは持ちませんでした。この新しい技術、今後現場に即した実用性を高めた先端技術の導入に積極的に取り組んでいただきたいとそんなふうに思いますのでお願いいたします。

次に、**分譲マンションの適正な管理について**でございます。

これにつきましては、外国人移住者の増加による文化、習慣の違い等の問題等さまざま出ているようでございます。先ほど管理状況の把握と実態に応じた措置の必要性について述べましたが静岡県による実態把握の調査これが行われているようでしたらお聞かせ願いたいと思います。

次に、**リニア中央新幹線整備について**であります。

環境大臣意見に対する見解では先ほども何度も取り上げられております。環境影響を最大限回避、低減するとしてもなお相当な環境負荷を生じることが否めない、生態系に不可逆的、元に戻すことができないという意味だと思っておりますが影響を与える可能性が高い。エネルギーに関しては増加することは看過できない、見逃すことはできない、放っておくことはできないということです。事業実施に伴う環境影響は枚挙にいとまがない、一々数え上げることができないほどその数が多いと。かなり工事に対する懸念を厳しい言葉を使って述べております。

こういった国土交通省の意見、それを踏まえてその後、県との対話の中では燕沢への大規模な残土処分地として盛り土をするという大きな変更や千石非常口付近から榎島上流への十一キロに及ぶ導水路トンネルが新設をされました。大規模な変更が行われたわけでありまして。このような大規模な変更を事後アセスで済ませるということは将来的に禍根を残すことになりかねないと考えます。

先ほど環境大臣の意見に対する見解を伺いましたが、このようなことから再度しっかりとした環境影響評価をやり直す必要があると考えますが、見解を踏まえた御所見を伺います。

さらに、長野県、山梨県との連携でございます。

長野県では、伊那谷の天竜川沿いにリニア工事に伴う大量の残土が処分されるということでございますが、この地域は三六災害のときに百三十六名もの犠牲が出る大変大きな災害を起こした地域だというふうに聞いております。こういった地域にも残土が処理されるということで静岡県にも大きな被害が出る可能性があります。表流水、地下水とも上流部との関係は重要だと考えておりますが、さらに両県との関係を強化する必要があると考えます。改めてお伺いをさせていただきます。

○副議長（中沢公彦君） 鈴木くらし・環境部長。

○くらし・環境部長（鈴木 亨君） **リニア中央新幹線整備についての再質問**にお答えいたします。

まず、**環境大臣意見に対します再アセスが必要ではないか**と言うことに対する

見解でございます。

環境影響評価法及び同法施行令によりますと、環境影響評価手続の終了後に環境影響評価をやり直す場合の具体的な内容が定められております。その具体的な内容と申しますのは鉄道の場合、その長さが変わった場合ですとか本路線の位置の変更があった場合等に限られているということでございます。御指摘のありました導水路トンネルの設置でありますとかにつきましてはこのやり直し項目には該当しないというふうに考えております。

しかしながら、導水路トンネルにつきましては平成二十九年一月に提出されました事後調査報告書において環境影響評価と同等の内容が示されておりますので、その後静岡県としてはきっちりと知事意見を申し述べているという状況でございます。

それから、**燕沢の発生土置き場**につきましては既に行われました環境影響評価手続の際に既に評価対象となっております。

こういう状況でございますので、県として再アセスというのを求めるのはいかがかというふうには考えておりますが、この導水路トンネルや燕沢発生土置き場が及ぼすこの懸念につきましては大変大きいものがございますので中央新幹線環境保全連絡会議の専門部会の中でしっかりと対話をしていきたいというふうに考えております。

それから**健全な水の循環の確保**についての中での他県との連携の強化という御質問でございます。

他県との連携につきましては、現在情報共有を進めているところでございますが今後協議の場を設けること、そういうことも含めて対応を検討していきたいというふうに考えております。

それから、**分譲マンションの適正な管理についてのうちの実態調査**はどうなっているかという御質問でございます。

今年度の事業としてマンションの実態調査をしております。築四十年を超える高経年マンション百四十二棟について調査を行いまして、百八棟について回答を得ているという状況でございます。現在集計中ですので細部までデータはございませんが、今のところわかっている内容としては長期修繕計画を策定していないマンションが約四割ある、それから修繕積立金の額が国のガイドラインに満たな

いマンションが五割、それから居住率が七〇%に満たない住棟がリゾートマンションも含めまして約五割程度あるというような状況でございます。以上であります。

○副議長（中沢公彦君） 小長井由雄君。

（六十五番 小長井由雄君登壇）

○六十五番（小長井由雄君） リニア中央新幹線については、これまでかなりの時間をかけて静岡県とＪＲ東海との対話が行われてきました。私もずっと傍聴してきましたがいまだに科学的に納得のいく説明がされていない事項、関係者の納得が得られない事項として四十七項目が残っている状況です。これだけの大規模な事業を計画する上で、しかもこれまでにほとんど手つかずの自然が残っている貴重な南アルプスでの工事ということで慎重に丁寧に時間をかけて、しかもこれまで書かれた文献を参考にするだけでなく現場での実地調査を十分に実施した上のものであったのならば、県の専門家の皆さんの問いに対するＪＲ東海の回答がこのように疑問と不信を募らせることはなかったと思います。

空気と水、水と空気、一体何にかえられるというのでしょうか。何物にもかえがたいものであります。水の憲法と言われる水循環法について知事の認識を伺い力強く感じた次第です。

質、量ともに健全な水の循環を確保していくことは何よりも重要です。知事そして本部長の難波副知事を初めとする当局の皆さんにはこれまでと同様に静岡県の未来に禍根を残すことがないように、強い決意を持って対応していただくよう切にお願いをいたします。

御所見があればお伺いをして私の質問を終わります。

○副議長（中沢公彦君） これで小長井由雄君の質問は終わりました。（拍手）

質問分類 一般質問

質問日: 2018/06/27

- 質疑・質問事項:
- 1 ワサビ栽培の振興について
 - 2 糸魚川—静岡構造線の活用について
 - 3 自動運転の実用化について
 - (1) 公共交通機関の自動運転
 - (2) EV化と関連産業の振興
 - 4 再生可能エネルギーの普及と環境への配慮について
 - (1) 再生可能エネルギーの導入拡大
 - (2) 太陽光パネル廃棄物の増加への対応
 - 5 リニア中央新幹線の工事に係る影響について
 - 6 放射性物質汚染対処特措法の本県への影響について

午後一時三十分 再開

○副議長（落合慎悟君） 通告により、三十六番 小長井由雄君。

（三十六番 小長井由雄君登壇 拍手）

○三十六番（小長井由雄君） 私はふじのくに県民クラブ所属議員として、県政の諸課題について通告に従い、知事、副知事並びに関係部局長に一括質問方式にて質問します。

初めに、**ワサビ栽培の振興について**伺います。

静岡水わさびの伝統栽培が静岡の茶草場農法に次いで静岡県で二例目の世界農業遺産に認定されました。本県はワサビ栽培の発祥の地であり、県内の七市六町で四百年以上も伝統的なワサビ栽培が継承されてきました。

二〇一六年に川勝知事を会長として設立した静岡わさび農業遺産推進協議会の世界農業遺産へ向けての申請書は、準備期間がわずか半年という短い時間で作成されたと聞いています。申請に当たり農林水産省世界農業遺産等専門家会議の委員から申請地域の範囲が広過ぎるという指摘を受け静岡地域と伊豆地域に絞るこ

とになり御殿場市、小山町、富士宮市、浜松市が申請地域から外れることになりました。しかしこれらの地域の理解と協力もいただき県内のワサビ栽培地域、生産者、関係者の協力で認定されたものです。

本県の二〇一六年の水ワサビ栽培面積は百二十一ヘクタール、ワサビ全体の産出額は四十億円と全国の産出額の七五%を占めています。しかし高齢化や担い手不足に加え定植苗の供給不足などにより生産量はピーク時の一九九五年の四百八十五トンに対し二〇一六年には二百三十八トンと半減しました。昨今の日本食ブームにより海外での需要は高まっていますが国内需要も満たせていないのが現状であり、喫緊の課題としてメリクロン苗とそれを親株にした二次増殖苗や優良な実生苗の供給体制の早急な整備が必要です。

世界農業遺産認定を契機としワサビの生産振興や地域経済の活性化が期待できる一方、伝統的なワサビ栽培を継承、保全していくため地域一丸となった取り組みが必要であり、今後も全国一のシェアを続けるために抱える課題に迅速に対応することが重要です。

そこで、静岡水わさびの伝統栽培を後世へ継承、保全し全国一のシェアを占め続けるための課題解決へ向けての取り組みと世界農業遺産認定の認知度を高めていくためどのような情報を発信していくのか伺います。

次に、**糸魚川—静岡構造線の活用について**伺います。

昨年春、静岡市清水区西里の小判沢で日本列島中央部を横断し東北日本と西南日本を分ける延長二百五十キロメートルにも及ぶ糸魚川—静岡構造線の新たな巨大露頭が発見されました。今回発見された露頭の断層面は高さ二十メートル以上で長さ百メートル以上連続した県内最大のものです。専門家によると学術上極めて貴重なものだといえます。

この断層は、竜爪山東側の穂積神社を通り新東名高速道路巴川橋から麻機団地、県立総合病院、駿府城公園を経て駿河湾に連続しています。二〇〇九年の静岡地震では、この断層沿いは震度階級が高く駿府城の石垣や民家の瓦屋根が被害に遭いました。糸静線の露頭は山梨県早川町で国の天然記念物になっています。また新潟県糸魚川市ではフォッサマグナなどを含めたジオサイトが日本で初めて世界ジオパークに認定されフォッサマグナミュージアムが開設されています。静岡市内で発見された露頭も他県のものと同様、文化財指定やジオパーク認定を視

野に入れてもよい価値のあるものだと考えます。今後研究を進めれば学術や教育分野だけでなく観光、地域振興への活用なども期待できる非常に重要で大きな可能性を秘めたものです。

そこで、今回発見された糸魚川―静岡構造線の断層面である巨大露頭は、将来的には伊豆半島ユネスコ世界ジオパークを参考にジオパーク認定も視野に入れるなど観光を通じた地域活性化のために活用を図るべきだと考えますが御所見を伺います。

次に、**自動運転の実用化についてのうち、公共交通機関の自動運転について**伺います。

現在、人工知能技術として最も進んでいるのは自動運転技術の分野だと言われています。近年世界の自動車メーカーがしのぎを削って開発を進めており、公道での自動運転の実証実験が重ねられていると報道されています。

我が国においても、国土交通省による中山間地域における道の駅を拠点とした自動運転サービスの実証実験を初め全国各地で実験が行われています。政府は過疎地域等の公共交通において無人自動運転移動サービスを二〇二〇年までに導入する目標を設定し研究開発を進めています。近い将来の自動運転の実用化は現実のものとなることが期待されます。

一方、県内の路線バス事業においては運転手不足が深刻です。加えて五十歳以上のバス運転手の割合は約五割を占め、運転手の高齢化がさらなる人手不足につながることを懸念されています。また高齢化社会の進展により免許返納後の高齢者の移動手段の確保が大きな課題となっています。

このような課題に対処するため、県が主導して自動運転に係るプロジェクトを進めていくとの報道がありました。早期実用化に向けて期待しているところですが、本県においてこのプロジェクトを実施する意義について伺います。

次に、**E V化と関連産業の振興について**伺います。

自動車業界では世界的にE V化や自動運転などの技術革新が急速に進んでいます。静岡経済研究所の独自試算では、E V化が普及した場合の自動車業界に与える影響度を示すE Vショック度が本県は全国二位とされました。将来的には自動車部品出荷額が半減するおそれがあり、ガソリン車部品から転換するE Vシフトという課題が示されました。

昨年、ドイツのアウトディが緊急時だけ運転手が操作するレベルスリーの機能を持つ自動車を世界で初めて発売しました。また先月にはEU委員会が二〇三〇年代に運転手が要らない完全自動運転の社会を実現するための行程表を発表するなど、世界で導入の動きが進んでいます。このように国内外で急速に普及拡大が進むEVや自動運転の分野は今後ビジネスチャンスの拡大が期待されます。

この分野へより多くの県内企業が参入するために、県はどのような施策を講じていくのか伺います。

次に、**再生可能エネルギーの普及と環境への配慮についてのうち、再生可能エネルギーの導入拡大について**伺います。

再生可能エネルギーは、世界的には太陽光発電と風力発電が著しい成長を遂げております。中でも太陽光発電事業は他の発電事業と異なり参入障壁が低く、事業期間中の事業主体の変更も行われやすい事業であるためさまざまな事業者が参入しています。固定価格買い取り制度が導入されると太陽光パネルの一般住宅への普及が進み、土地価格の安い山間部などにおいては大規模に太陽光パネルを設置して大容量発電事業を行う事業者も多く見られるようになりました。

その結果二〇一二年七月に買い取り制度が導入されて以降太陽光発電は八・六倍に増加しました。本県においても、恵まれた日照環境を生かした太陽光発電を中心に急速に導入が拡大しており、制度導入前に比べて八・一倍に増加しています。

本県は太陽光のみならず豊富な水や森林、温泉など再生可能エネルギーとして活用可能な多様な地域資源を有しているとともに、エネルギー関連設備等の開発に必要な技術力を持った企業が多数存在します。地域が有する多様な資源と県内企業の技術力を活用しエネルギーの地産地消に加え経済的にも地元還元する形での導入拡大を図るべきだと考えます。県としてどのように取り組んでいくのか伺います。

次に、**太陽光パネル廃棄物の増加への対応について**伺います。

再生可能エネルギーは、拡大するに伴い施設設備等に関するトラブル、苦情も増加しています。その大半が域外資本の太陽光発電に対する雨水や土砂災害、景観、住民理解に対する苦情で、風力、バイオマス発電でも騒音や低周波の問題が発生しています。

県の実態調査では県内の十市町でトラブル発生の事例があるということです。中でも太陽光パネルの耐用年数は二十年から三十年程度とされているので、寿命や修理交換に伴い二〇三〇年代半ばから使用済みパネルの排出量が急増することによる問題の発生が懸念されます。買い取り期間が終了し使用している太陽光パネルが耐用年数を迎えると投資対象としての魅力もなくなり、事業から撤退する事業者や投資家が一気にふえる可能性があります。そのときに一部の事業者が太陽光パネルをそのまま事業用地に放棄するなど不法投棄まがいの行為が行われることが危惧され、感電や土壌汚染につながるおそれもあります。

これらの問題に対応するためには、太陽光パネルの廃棄に関する処理体制の構築が必要と考えますがどのように対応していくのか伺います。

次に、**リニア中央新幹線の工事に係る影響について**伺います。

リニア中央新幹線の静岡工区では、南アルプス地下のトンネル掘削により想定される大井川水系の流量減少と生態系への影響や残土処分地の安全性等、大井川水系を利用する八市二町六十二万人の生活とユネスコエコパークにも指定されている自然環境への影響等について問題が解決されていません。

J R東海は、工事終了後には最大毎秒約二トンの水が減少すると試算しています。これは流域住民が使用する水道用水、あるいは流域で使用される工業用水の取水量と同程度の水量であり、下流域への影響ははかり知れません。この二トンの減水量の根拠をJ R東海はどのように説明しているのか伺います。

次に、南アルプスには多くの構造線が発達しており、その多くは破碎帯を伴い断層粘土に流出を抑えられた大量の地下水が帯水しています。さらにこの地下水は三百メートルから千四百メートルの土かぶりでは被圧され強大な圧力がかかっています。そこへトンネル工事の掘削を行えば長時間かけて帯水した地下水が一気に噴出してしまい、渇水期でも一定量の水を安定的に供給している地下水源は枯渇し、J R東海が大井川へポンプアップして戻すという水それ自体がかれてしまうのではないかと危惧されます。

丹那トンネル工事では芦ノ湖の三杯分の水が噴出したと言われ、将来にわたる水がれが起きました。J R東海は、この水がれの可能性についてどのように説明しているのか伺います。

仮に湧水があれば、その湧水全量大井川へ戻す設備を用意すると言っているよ

うです。しかし榎島の工事用排水トンネルの出口上流の減水した地域や支流の沢などの生態系への影響についてはＪＲ東海はどのように説明しているのか伺います。

次に、**発生土置き場について**伺います。

ＪＲ東海は、県内で発生する三百七十万立方メートルに上る発生土置き場として七カ所を計画しており、最大の場所が大井川と燕沢合流地点左岸になります。しかし地元で詳しい専門家によるとこの地点は崩壊危険地とされ対岸には山体崩壊を起こしている千枚崩れがあり、その崩壊による土石流が大井川を対岸側へと押し出す地形となっています。この千枚沢上流部には不安定土塊があり、集中豪雨で土石流の発生する危険が極めて高い場所だと言われます。不安定土塊が崩壊すれば大井川をせきとめる天然のダムができる可能性があり、その天然ダムが決壊した場合には下流域への影響はもちろんですが積み上げられた発生土を洗掘するおそれがあります。この点をＪＲ東海はどのように説明しているのか伺います。

また、専門家の現地調査で燕沢発生土置き場には二カ所の地すべりが存在すると指摘されています。ＪＲ東海から提出された資料ではこの点についての報告はされていないということですが、県の見解を伺います。

次に、**放射性物質汚染対処特措法の本県への影響について**伺います。

原子炉等規制法上、放射性廃棄物は原子力発電所や低レベル放射性廃棄物埋設センターで管理されることになっています。しかし福島第一原発の事故当時は放出された大量の放射性物質による環境汚染へ対処する法制度はありませんでした。

そこで、大量に発生した災害廃棄物の処理を促進するため制定されたのが放射性物質汚染対処特措法です。この特措法では八千ベクレル以下の廃棄物は廃棄物処理法に従って処理を行うとしています。しかしこの八千ベクレルという基準は二〇〇五年から国内で適用され放射能基準値以下とされてきた百ベクレルの八十倍です。それにもかかわらず通常の廃棄物とほぼ同様の処理を可能としています。

さらに、八千ベクレルを超える廃棄物は国が処理するものとして指定することになっていますが、二〇一六年四月に特措法の施行規則が改正され再度の測定で

八千ベクレルを下回った廃棄物なら国が指定を解除できることになりました。しかし指定解除したものについての公表はしないとのこと。現状ではこの廃棄物も通常の廃棄物と同様に処理することができるため住民にとって大きな不安材料となります。

県は、国に対し指定解除したものについて公表するように要望するべきではないかと考えますが、県の見解を伺います。また県も独自に情報収集して一般に公表するべきではないかと考えますが、見解を伺います。

特措法の制定により静岡県にも大きな懸念材料が発生しております。それは天竜川上流の長野県上伊那郡宮田村の天竜川と大田切川が合流する氾濫原に、八千ベクレル以下であります放射線物質に汚染された廃棄物の埋め立てを前提として十二万二千四百立方メートルもの埋め立て容積の最終処分場の建設が二〇二〇年度中の稼働を目指して計画されていることです。建設予定地には三方向からの流れの強い地下水が存在し水位も高く、過去に何度も大水害を経験している地域で処分場の立地としては適さない場所だと言われています。放射性物質の拡散による新たな汚染の発生や地域の環境、経済へのはかり知れない影響、さらに下流域の人々や生態系へ影響を及ぼすおそれがあることから周辺住民は計画撤回に向けた十万人の反対署名を集めるなどの活動を行っています。また宮田村村議会も長野県へ基準・制限の確立を求める意見書を提出したと聞いています。

環境省の安全性評価検討ワーキンググループでは、五千ベクレルの汚染土が百ベクレルまで減衰するのに百六十三年から百七十一年かかるとの試算が示されています。そのように長期間にわたって安全が維持され続ける廃棄物処理施設ができるのかは甚だ疑問です。

天竜川は県西部の重要河川であり、その水系の利用は上水道で百八万人、用水では三方原用水など四つの農業用水と中遠工業用水道などの三工業用水、さらに発電用水としても十一カ所の利用があります。また夏場には鮎釣り人でにぎわう川でこの川の水は遠州灘、駿河湾へと流れ込んでいきます。

そこで伺いますが、この処分場建設計画について県はどのように把握し、本県にどのような影響があると認識しているのかあわせて伺います。

他県のことではありますが、環境への影響が県境をまたぐ建設計画がある場合には関係自治体が協議することもあると聞いております。流域一帯への影響の大

きを考えると、長野県や関係自治体との協議の場を早急に設ける必要があると
考えますが御所見を伺います。以上、答弁を求めます。

○副議長（落合慎悟君） 川勝知事。

（知事 川勝平太君登壇）

○知事（川勝平太君） 小長井議員にお答えいたします。

危機意識に照らされた現状認識、多く学ぶところがありました。

私は、今回は**ワサビの栽培の振興について**お答えをいたします。

このたび、環境に負荷をかけない農業システムと美しい景観、独自の食文化などが高く評価されまして静岡水わさびの伝統栽培が世界農業遺産に認定されましたことは本県のワサビ栽培の振興にとりまして大きな画期をなす出来事でした。他方議員御指摘のとおり、近年ワサビの需要は高まりつつありますが苗の供給不足は深刻であります。平成二十九年の伊豆農業センターの調査によりますとワサビの苗全体の需要数が一千六百万本と、しかしながら不足数は二百万本、八分の七しか供給ができない状態ということでございます。あわせて生産者の高齢化や担い手の減少などにより生産量が落ち込む状況が続いています。とりわけワサビの苗の安定供給が喫緊の課題であると認識しております。

このため、県では無病性——病気にかかりにくいことを特色とするメリクロン苗を使った苗の増産技術の開発に関心を持っておりまして、先般小長井議員と御一緒に有東木の現場を見せていただきましたけれども、そのような増産技術に関心を持っているところでございます。また従来からの種から育てる実生苗をふやす方法につきましても、花の苗の生産者とワサビの生産者が連携する生産体制の強化を図りワサビ苗の確保に努めているところであります。さらにA O I—P A R Cを活用いたしまして民間企業と協働して新しい育苗技術の開発に着手いたしました。

担い手の確保につきましては、ワサビ田の保全と伝統的な栽培方法を後世へ継承していくため若手生産者を対象に豊石式ワサビ田の造成技術や栽培管理技術を習得する機会を提供するとともに、新規就農者への支援も積極的に進めているところでございます。

あわせて、世界農業遺産として認知度を高めていくための情報発信につきましては来月二十三日に伊豆市におきまして生産者や商工観光業者、地域住民が一体となって農業遺産の価値を高め生かしていくための記念フォーラムを開催いたします。御尽力賜りました武内和彦先生に基調講演を賜ります。さらに関連商品の認定制度の創設や産地ならではの食文化を広く国内外に発信してまいります。

県といたしましては、こうした取り組みを通しまして本県の高い品質を誇るワサビ栽培の一層の振興に努めてまいります。

その他の御質問につきましては、副知事、関係部局長から御答弁を申し上げます。

○副議長（落合慎悟君） 難波副知事。

（副知事 難波喬司君登壇）

○副知事（難波喬司君） **自動運転の実用化についてのうち、公共交通機関の自動運転について**お答えをいたします。

本県の路線バス系統数は、利用者の減少や運転手不足により平成二十八年度までの三年間で約一割減少したほか運行している系統の約三分の一が行政の財政支援を受けているなど、路線の維持は大変厳しい状況にあります。一方路線バスの抱える課題を解決するための一つとして現在自動車の自動運転への取り組みが世界規模で活発に展開されており、自動運転が実用化されれば公共交通を維持する上で有効な手段になると考えております。しかし自動運転技術の確立や法制度の整備、公共交通事業としてのビジネスモデルの確立などの多くの課題が存在をしております。

このため、県では本年五月、自動車メーカー、大学、地図作成会社等と連携をして自動運転にかかわるプロジェクトを立ち上げました。自動運転の実用化に向けては車両、運転を制御するソフトウェア、走行のベースとなる地図などが必要となるため連携機関がこれらを準備し、県は道路の三次元座標データや実験場所を提供するほか関連法規制の確認や地域との意見交換を行うとともにプロジェクトの推進役を務めることとしております。

公共交通機関の自動運転化に当たりましてはさまざまな道路状況において走行安全性が確保されていることが不可欠であることから、本プロジェクトではまず小型の電気自動車を用いて本年度小笠山総合運動公園付近で実証実験を行い、そ

の後さらに県内各地で自動運転の走行実験を展開していきたいと考えております。また試験車両に乗車された方、地域住民の方々などを対象に自動運転に対する期待や不安、改善すべき点などについて御意見をお聞きし利用される方の視点から実用化に当たって必要となる諸条件を検証してまいります。

近い将来の自動運転の実用化に向けて、速やかに県内で次世代モビリティによる公共交通サービスが提供されるよう、県といたしましては新しい日本づくりのモデル、拠点を目指して関係機関とともに本プロジェクトに取り組んでまいります。以上であります。

○副議長（落合慎悟君） 渡邊文化・観光部長。

（文化・観光部長 渡邊眞一郎君登壇）

○文化・観光部長（渡邊眞一郎君） **糸魚川—静岡構造線の活用について**お答えいたします。

昨年の春、静岡市内において地質学者で工学博士の塩坂邦雄氏により発見された糸魚川—静岡構造線の巨大露頭は県内最大で学術上極めて貴重な資源であるとの専門家の指摘もあり学術や観光、地域振興などへ活用できる可能性を秘めていると考えております。地質的価値に着目した伊豆半島におきましては地元七市八町が中心となり民間団体や地域住民を巻き込みながら研究員による学術的な調査研究を行う体制を整えるとともに、中央拠点施設ジオリアの開設、ジオガイドの養成やジオ教育の実践など観光資源としての魅力を高め広く情報発信していくためのさまざまな取り組みを行ってまいりました。こうした実績を積み重ねた結果が本年四月のユネスコ世界ジオパークの認定につながり、多くの人々が伊豆半島を訪れるようになっております。

こうしたことから、糸魚川—静岡構造線の巨大露頭につきましても、地元静岡市を初め地域住民や研究者などの関係者が協力してその価値を保全し広く伝える活動等に取り組まれることにより地域の活性化に資するものになると考えております。

県といたしましては、地域の関係の皆様により伊豆半島ジオパークへの支援を通じて培った知見や経験に基づいたアドバイスを行い観光誘客などに向けた地元での取り組みを促してまいります。以上であります。

○副議長（落合慎悟君） 天野経済産業部長。

(経済産業部長 天野朗彦君登壇)

○経済産業部長(天野朗彦君) **自動運転の実用化についてのうち、EV化と関連産業の振興について**お答えいたします。

世界で急速に進むEV化や自動運転化などの動きは本県の製造品出荷額等の四分の一を占める自動車産業に大きな影響を与えるものであり、産学官が共通の認識を持って迅速かつ的確に対応することが重要と考えております。一方で産業構造が大きく変化しようとするときは新たなビジネスチャンスが生まれる契機ともなります。

このため、県では去る六月五日にEVなど次世代自動車への参入や他の成長分野への事業転換を目指す企業への支援を検討する静岡県EV化・自動運転化等対応研究会を立ち上げたところです。トヨタやスズキ、ホンダなどの国内主要自動車メーカーや県内部品メーカー、国、大学、産業支援機関など二十一企業、団体が参加し、第一回会合では各社の共通の基盤を生かすことで製品開発がスピードアップする、企業間でのシナジー効果に期待するなど活発な意見交換がなされました。今後十月までに研究会を四回程度開催して結果を取りまとめ具体的な施策に反映させてまいります。

県といたしましては、こうした研究会での議論や産業界の現場の声をしっかりと受けとめまして急速に進むEV、自動運転の分野により多くの県内企業が参入できるよう浜松地域イノベーション推進機構の次世代自動車センターなどと連携をしながら幅広いプラットフォームを構築していくことで本県経済を支える自動車関連産業の力強い成長を支えてまいります。

次に、**再生可能エネルギーの普及と環境への配慮についてのうち、再生可能エネルギーの導入拡大について**であります。

県では、エネルギーの安定供給と地域経済の活性化を目指しふじのくにエネルギー総合戦略に基づき再生可能エネルギーの導入拡大と地域企業によるエネルギー関連産業への参入促進に取り組んでおります。

具体的には、中小企業等が行う小水力、バイオマス、温泉熱等の利活用設備の導入に対する助成等の支援を行うとともに、昨年度からは食品廃棄物をエネルギー源として有効活用するため県工業技術研究所が開発した安価で小型なメタン発酵プラントの実用化に向け地域の食品加工事業者やプラントメーカー等と連携し

実証事業を進めているところであります。また地域企業によるエネルギーをつくる創エネ、エネルギーをためる蓄エネに関する技術開発や事業化を促進するため、この七月にも産学官金による協議会を設立いたしまして講習会の実施や大学、試験研究機関とのマッチング等の支援を行ってまいります。

今後、本県が有する多様な地域資源と地域企業の高度な技術力を最大限に生かしましてエネルギー産業の振興による地域経済の活性化を図りながら再生可能エネルギーのさらなる導入拡大に取り組んでまいります。以上であります。

○副議長（落合慎悟君） 鈴木くらし・環境部長。

（くらし・環境部長 鈴木 亨君登壇）

○くらし・環境部長（鈴木 亨君） **再生可能エネルギーの普及と環境への配慮** **についてのうち、太陽光パネル廃棄物の増加への対応について**お答えいたします。

再生可能エネルギー固定価格買取制度の導入などにより急激に普及した太陽光発電につきましては、パネルの処理費用が制度上確実には担保されていないことにより今後大量に生じる使用済みパネルの放置や不法投棄による土壌汚染などの環境への影響が懸念されております。

このため、県では他の都道府県と連携して自動車リサイクル法と同様に処理費用が確実に担保されるシステムの導入を関係省庁に要望し、国においても使用済みパネルの適正なりサイクル、処分のための施策のあり方について法整備を含め検討を進めているところであります。

県といたしましては、太陽光発電事業者が事業終了後適切な処分を確実に行うよう国と連携して適正処理の周知に努めるとともに、より実効性のある処理体制が早期に導入されるようあらゆる機会を通じて今後も引き続き国に働きかけてまいります。

次に、**リニア中央新幹線の工事に係る影響について**であります。

環境影響評価手続において、ＪＲ東海は最大毎秒二トンの減水量の根拠については地形や地盤、水循環、トンネル掘削状況をもとに地下水への影響を予測するプログラムにより算定した結果としています。地下水の水がれそのものの可能性についてＪＲ東海は言及しておりませんが、地下水の水位への影響については、県内のトンネル区間全般としては小さいものの破碎帯等の周辺の一部においては

水位に影響を及ぼす可能性があるとして予測しています。

榎島の導水路トンネル出口上流の地域や支流の沢の生態系への影響につきましては、ＪＲ東海は沢水に依存する動物について、トンネル区間全般では影響は小さいものの破碎帯等の周辺の一部においては影響を及ぼす可能性があるとしています。

燕沢の発生土置き場の危険性につきましては、ＪＲ東海は擁壁の位置や形状、盛り土の工法等を考慮すれば土石流の拡散、減速の役割は果たせるものと考えており、今後発生土置き場の位置や形状等による下流域への影響についての検討を行い適切な計画を作成していくとしています。

地すべりが存在するとの指摘につきましては、県では土石流、地すべり等の大規模な土砂移動なども想定し生態系全体や景観への影響も考慮した十分な調査を実施した上で対策を講じるようＪＲ東海に求めております。今後これらの調査結果に基づき提出される発生土置き場管理計画等により発生土置き場の状況や適性等を確認し意見を述べてまいります。

県といたしましては、ＪＲ東海に対し環境への影響が回避されるよう確実な環境保全措置を引き続き求めてまいります。

次に、**放射性物質汚染対処特措法の本県への影響について**であります。

東日本大震災により発生した放射性廃棄物については、放射性セシウム濃度が一定以上の廃棄物を国が指定し厳格な管理基準のもと保管されておりますが、人の健康に影響がなくなったレベルのものについては国が指定解除をすることにより家庭ごみと同様の処分ができるようになっております。

県では、放射性廃棄物の指定は国が行ったものであることから指定の解除情報の提供も国がみずから行うべきものと考えており、国に積極的に要望してまいります。また指定を解除された廃棄物は人の健康に影響がないレベルのものであり、指定されていない放射性廃棄物との均衡からも国と同様情報提供は考えておりません。

天竜川上流の長野県宮田村における最終処分場の建設計画につきましては、地元住民と事業者との間で話し合いが続いており、施設設置の許可権者である長野県への具体的な計画協議がいまだ行われておらず現時点では本県への影響を確認できる段階にはありません。

県といたしましては、県民の安心を確保するため引き続き長野県や宮田村からの情報収集を行い事業の進捗状況に応じて長野県と協議し施設の安全性を確認してまいります。以上であります。

○副議長（落合慎悟君） 小長井由雄君。

（三十六番 小長井由雄君登壇）

○三十六番（小長井由雄君） それでは要望と再質問をさせていただきます。それぞれお答えいただきありがとうございました。

ワサビ栽培につきましては、A O I—P A R Cを活用しての苗をつくっていくというようなお答えをいただきましたが、生産農家の皆さんはやはり優良なメリクロン苗が県内で栽培されるということを望んでおりますのでまたぜひその辺のところも検討していただきたいとそのように思います。

次に、**太陽光パネル廃棄物の増加についての対応について**でございますが国も法整備の検討を始めたということでございます。特に危惧するのは近い将来使えなくなった、使わなくなった太陽光パネルが放置されたり放棄されるとそれがそのまま残ると。特に中山間地ではこういう問題が起こりやすいのではないかなと思います。そういったことがないように国と連携してというようなお話もございましたが今のうちから県としても対策を検討していただくようお願いをしたいと要望いたします。

それから、**放射性物質の汚染対処特別法の影響について**でございますが、八千ベクレルは人の健康に影響がないというような言い方に聞こえましたが八千ベクレルで人の健康に影響がないということは実証されたものではないというふうに私は認識をいたしております。

それから宮田村の最終処分場の建設計画でございます。これはまだ長野県への計画協議が行われていないということ、それは承知しております。それは地元及び周辺の住民が反対運動をしている。この反対が非常に強いからということも一つあるからだとそういうふうに思います。この施設は高い濃度の放射性物質に汚染された廃棄物を埋め立てるとということでございますので、将来にわたり安全が本当に確保されるのかどうなのかということは疑問があります。静岡県も長野

県へそのような懸念を伝えていただくと、機会を捉えて伝えていただくということを要望していただきたいというふうに思います。

それでは、再質問させていただきます。

糸魚川—静岡構造線についてでございますが、ユネスコ世界ジオパークに認定されている周辺の新潟県内の区間はジオサイトとなっております。このジオサイトを静岡県まで拡大してもらうということは可能ではないかなと考えます。

新潟、長野、山梨、静岡、この四県にまたがるジオサイトを働きかけていくとして将来は観光利用そしてまた糸静線のミュージアムを建設するとそういうことも可能だと思いますが、県の考えをお伺いしたいと思えます。

次に、**リニア中央新幹線の件**でございます。

水の問題、二トンの減水の根拠というのが、この算定は平成二十五年九月の環境影響評価準備書資料編で示された算定方法による算定で毎秒二・〇三トンの減少という数字が出たものと思えます。しかし算定数値は透水係数がモデルの入力条件によって変わるものであります。南アルプスには多くの断層がありましてそれぞれの透水係数が違います。その調査を現場でやったとの報告は聞いておりません。したがってこの入力数値は、条件は一般的なもの、あるいは仮定のものではないかなと考えます。算定結果は入力条件によっていかようにもなるものでありまして、トンネル掘削による二トンの減水という根拠にはならないというふうに考えます。

また水がれの問題、JRは触れていないということでございますがこの最初に言った二トンの減水ということは仮定のものであるなら、この水がれということももしかしたらかなりのもの、水がかれてしまう後に残らないとそういう状況も現出されているものと思えますが、それぞれ県の見解をお伺いをいたします。

さらに榎島の排水口の上流部、これの影響は小さいというようなことでしたが先ほどと同じ理由で二トンの減水についての説明は納得できないものであります。南アルプスエコパークの更新にも大きな影響が出るのではないかなというふうに危惧しますが、県の見解をお伺いをいたします。

残土処分地の問題でございますが、この地点は燕沢、大崩壊地でありまして擁壁の位置とか形状あるいは工法等を考慮するというところでございますが、それで耐えられるような土砂の量ではないというふうに私は聞いておりますがその辺の

ところ県はどのように考えるのか見解を聞かせていただきたいと思います。

それから、発生土置き場についての地すべりが二カ所あると。この件についてもこれから正式に決まった段階で県としてはしっかりと対処していただくということだというふうに思いますので、これは意見でございますが決まった段階ではしっかりと対応していただきたいとこんなふうに思います。以上、答弁を求めます。

○副議長（落合慎悟君） 渡邊文化・観光部長。

○文化・観光部長（渡邊眞一郎君） **糸魚川のジオパークについて**、これを拡大してはどうかというふうな夢のあるお話をいただきました。ありがとうございました。

これにつきまして、ジオパークの設定ということになりますとこちらにつきましては明確なエリアを決めていくということになります。伊豆半島の場合には七市八町と。糸魚川の場合には糸魚川市市域全体が指定ということになります。そしてルール上これを一割以上拡大するということになると、これは変更とかそういった手続ではなくて改めて新たに申請をし直すということになるというふうに承知しておりますので、先生御指摘のような形で中部地域における全体のジオというふうな形になりますとこれは新たな申請をしていくという形になるかと存じます。そういったしますと、先ほども答弁いたしました学術調査でありますとか広く周知を図るための情報発信ですとかそういったことにつきまして地域の市町あるいは地元の方々と連携をした活動の積み重ねこういったものがやはり求められてこようかと思えます。また隣県様にお声をかけていくということに関しましてもまずは膝元、地元静岡の活動というものが動き出しがございませんとなかなか広めていくのも難しいかというふうに思っております。

以上から、先ほどの繰り返しにはなりますものの、まずは私ども伊豆半島ジオパークこれで培いました経験等々これをアドバイスというふうな形で地元にお示しをしていきましてそういった動きというものを促してまいりたいこのように考えております。以上であります。

○副議長（落合慎悟君） 鈴木くらし・環境部長。

○くらし・環境部長（鈴木 亨君） **リニア中央新幹線の工事に係る影響**に関する再質問にお答えいたします。

まず、大井川の減水量最大毎秒二トンというものは水量減少の環境影響評価における環境への影響予測のために解析したものでありまして、県としましては不確実性が高いものであり、技術的に可能な最大限の湧水を大井川に戻す対策をとることを求めています。

それから水がれの問題と樫島のあたりの生態系の影響への懸念でございますけれども、JR東海が述べております地下水の水位への影響の小さいということは影響面積が小さいことを述べておりまして、地下水の水位への影響や生態系への影響につきましてはモニタリングを定期的を実施しその結果を県等に報告し対策措置の実施を現在求めています。

それから**エコパークの登録、更新に影響**があるんじゃないかというお話がございましたけれども、県としてはそのような事態を招かないようにリニアの影響を最大限低減できるようにJR東海と自然環境保全協定等を締結しながら環境保全を図っていきたいと考えております。

次に、**燕沢の発生土置き場の危険性について**でございますが、県では土石流、地すべり等の大規模な土砂移動などを想定して調査を実施しその対策を講じるようにJR東海に求めています。

今後、この調査から成ります発生土置き場管理計画等において発生土置き場の状況や適性等を中央新幹線環境保全連絡会議というようなところで確認してまいりたいと考えております。以上です。

○副議長（落合慎悟君） 小長井由雄君。

（三十六番 小長井由雄君登壇）

○三十六番（小長井由雄君） ありがとうございます。

昨日、塚本議員への御答弁で河川流量の減少の程度を計測や解析によって特定することは現在の技術力では不可能だというふうなお答えがあったかと思えます。私もそのとおりだと思います。やってみないとわからない。

今回の質問では大井川、天竜川、県内の重要河川の二河川について質問を取り上げました。川に関することはその流域全体で考えなければいけないと思っております。その中心となるのは県であり、県の役割の重要性を私自身も改めて再認

識したところでございます。流域に不利益をもたらす事案には今後も毅然として対応していくことをお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

平成 29 年 6 月静岡県議会定例会 質問

質問分類 一般質問

質問日： 2017/07/20

- 質疑・質問事項：
- 1 浜岡原発について
 - (1) 浜岡原発一、二号機の廃止に伴う放射性廃棄物
 - (2) 浜岡原発における最近のトラブルの発生
 - 2 清水天然ガス火力発電所建設計画について
 - (1) 環境への影響
 - (2) 清水都心ウォーターフロント地区との関連
 - 3 ワサビの世界農業遺産に向けての取り組みについて
 - 4 林業の振興について
 - 5 公契約条例について

○副議長（山田 誠君） 通告により、三十四番 小長井由雄君。

（三十四番 小長井由雄君登壇 拍手）

○三十四番（小長井由雄君） 私はふじのくに県民クラブ所属議員として、知事、副知事及び関係部局長に通告に基づき一括質問方式で伺います。

最初に、**浜岡原発についてのうち、浜岡原発一、二号機の廃止に伴う放射性廃棄物について**伺います。

中部電力が二〇〇九年に浜岡原発一、二号機の廃止を決定してから九年が経過しました。現在は廃止措置計画に基づき段階的に解体撤去工事を実施していると

ここで、計画されている四段階の区分のうち第一段階の解体工事準備期間が終わり、現在は二〇二二年度までの完了を見込む原子炉領域周辺設備解体撤去期間に入っているということでもあります。その後は第三段階の原子炉領域解体撤去期間、第四段階の建屋等解体撤去期間となり、計画どおりに進めば二〇三六年度までに廃止作業を終了することとなっています。

廃止措置の工事に伴う撤去物のうち、放射性廃棄物の量は一、二号機の合計で約二万トンの発生を見込むということです。今後原子炉の解体へと進んでいくと放射能レベルの高い放射性廃棄物が発生してきます。現在は東日本大震災の福島第一原発事故を受け、国の要請で三、四、五号機も停止されてはいますが、敷地内には放射能を帯びた多量の廃棄物が存在しており全く危険のない状況であるとは言い切れないと思います。

一、二号機の廃止に伴う放射性廃棄物の発生や敷地外への搬出について、県への報告はどのようにされるのか、またそれに対して県はどのように対応することになるのか伺います。

次に、**浜岡原発における最近のトラブルの発生について**伺います。

浜岡原発は、二〇一一年から全機停止していますが、だからといって安全であるということではありません。原発施設ではわずかなミスで重大な事態に陥ることもあります。したがって完全に解体撤去が完了してしまうまでは目を離すことのできない施設でもあります。停止中のこの六年間にも事故やトラブルが発生しています。最近では原子炉建屋からの放射性物質の放出を防ぐ設備が不適切な状態のまま核燃料を取り扱う作業をしたということがありました。これは原子炉施設保安規定の違反のうち四段階で二番目に重い違反とされているものです。

また、原子炉内の蒸気を放出するときに放射性物質を除去するフィルターを備えた三、四号機のフィルターベントの設置工事では金具百十九個が不適切に取り付けられていたという問題も発生しています。このようにヒューマンエラーも少なからず発生しております。

全機停止してから六年間が経過する中、安全を維持確保するという点で不安がなくなりませんが、県の認識を伺います。

次に、**清水天然ガス火力発電所の建設計画についてのうち、環境への影響について**伺います。

清水港は、三保半島に囲まれた日本屈指の良港であり、清水のまちは海とともに発展してきました。高度成長時代には鉄鋼業などの工場が立ち並び輸入木材を利用した製材業も盛んであり、漁業基地としても大型漁船が寄港し造船業などの港湾関連産業が栄える活気あふれるまちでした。

しかし近年、産業構造が大きく変化する中でこれまで清水を支えてきた重厚長大の産業は衰退してきました。そのような中で静岡県と静岡市は交流人口の拡大を目指した港づくりを進めるといった共通の目標を持って、ＪＲ清水駅周辺から清水港の江尻地区と日の出地区一帯を清水都心ウォーターフロント地区と位置づけ平成二十四年から活性化に取り組んでいます。これまで官民による清水港客船誘致委員会の取り組みや富士山の世界遺産登録、世界で最も美しい湾クラブへの加盟、クルーズ船の寄港急増など交流拠点の創出に向けた動きが活発になっています。

また静岡市は、海洋産業の拡大と人材育成を一体で進める国際海洋文化都市の実現を目指して新しい清水都心づくりに取り組んでいるところであります。静岡市は先日、国内では最深の駿河湾の魅力などを紹介する海洋・地球に関する総合博物館をコンセプトとして整備を進める清水港海洋文化拠点施設の基本構想を発表するなど、教育、観光振興を推進し港湾工業都市からの転換を図り、二〇一九年には開港百二十年を迎える港町清水の新しいまちづくりを進めようとしています。

このような中で、旧東燃ゼネラル石油などにより設立された清水天然ガス発電合同会社によりＪＲ清水駅、魚河岸、駅前商店街、住宅地、高層マンションなど人口の密集する場所からわずか数百メートルの隣接地へ出力合計約百万キロワットの天然ガス火力発電所の建設計画が進められています。計画では二〇一八年着工、二〇二二年度中の稼働を目指して建設するということでもあります。現在までのところ建設計画に係る諸手続のうち環境影響評価については、計画段階での配慮事項の検討結果を記載した配慮書、アセスする項目や方法などを記載した方法書が事業者から知事に送付されておりますが、大気環境、水環境、生態系、景観、地盤、液状化、漁業等、重要だと考えられる項目について送付時には現況での環境調査と予測、評価の予定されていない点がたくさんあります。

火力発電所が建設されることによる清水地区の環境への影響について、どのよ

うに認識しているのか伺います。

次に、**清水天然ガス火力発電所と清水都心ウォーターフロント地区との関連について**伺います。

清水港は、昭和三十九年に最初の臨港地区が指定された当時と社会的・地理的環境が変化してきております。本年一月には官民連携による国際クルーズ拠点形成する港湾の一つに選定されました。このことは世界遺産富士山、世界で最も美しい湾クラブに加盟した駿河湾など知事が言うところの場の力が評価されたものであります。

このような世界クラスの国際クルーズ拠点の形成に向けて取り組んでいる清水都心ウォーターフロント地区近接地に火力発電所を建設することについて、知事の御所見を伺います。

次に、**ワサビの世界農業遺産に向けての取り組みについて**伺います。

静岡県でワサビが栽培されるようになったのは慶長年間、一五九六年から一六一五年です。当時駿河の国安倍川上流の有東木村において、村人がワサビ山と呼ぶ山の溪谷一面に自生しているワサビをとって湧水に植えたのが始まりです。育ちがよかったので、そこかしこに谷川の水を引いて小規模ながら栽培を行うようになったと伝わっています。

当時、駿府城に隠居していた徳川家康公に有東木の庄屋からワサビが献上されました。家康はその香辛味と甘みのすぐれていることを賞賛し、有東木のワサビは門外不出の天下の御法度品になったと言われています。そして四百年の時を経て本年三月、知事が会長を務める静岡わさび農業遺産推進協議会が申請した静岡水わさびの伝統栽培（発祥の地が伝える人とわさびの歴史）が農林水産省から日本農業遺産として認定されるとともに、世界農業遺産の認定申請が承認されました。世界農業遺産として認定され、静岡県で五十三番目の世界クラスの資源、人材群に加わることを期待しています。

本県では、平成二十五年五月に静岡の茶草場農法が世界農業遺産の認定を受けていますが、静岡のワサビ栽培についても世界農業遺産の認定を受けることがまずは第一歩であります。関係者、関係団体の皆様が一丸となって認定を目指していただきたいと思います。

そこで、静岡水ワサビの伝統栽培において、世界農業遺産に向けたスケジュー

ルと農業遺産の認定によりどのような効果が期待されるのか、あわせてワサビの生産振興に向けた今後の県の取り組みについて伺います。

次に、**林業の振興について**伺います。

第一次産業におけるICTの活用は、さまざまなテーマで研究開発が進行しており、農業分野では施設園芸における環境制御技術の導入やGPS等を利用した無人走行トラクターのロボット化など一部では既に商品化、実用化されているものもあります。一方自然や立地条件がさまざまでありパターン化した生産ができない林業分野においては、こうしたICTの活用は難しいものと認識しておりました。しかし本年五月末に静岡県森林・林業・林産業活性化促進議員連盟が実施した先進地視察の一員として長野県内の大型製材工場やビッグハットで開催された国際ウッドフェア二〇一七を視察したところ、林業の分野においてもICTの活用が進んでいることを実感いたしました。大型製材工場は森林資源を無駄なく活用しその利益を山側に還元することで林業を産業として復活させ、森林の再生や木材産業の振興を図る取り組みである信州F・POWERプロジェクトのメイン施設として新たに建設されたものでした。ここでは製材された材料を超高速カメラでスキャンし、寸法や製品の欠点を感知してグレード分けし適材を自動的に組み込んで、これまで活用が進んでいなかったアカマツやナラなどを材料とした製品が次々と製造されていました。

また、同時に視察したウッドフェアには本県内でも普及が進んでいる立木の伐採から玉切りを行い丸太を生産する機械であるハーベスタなど国内外から高性能の林業機械や木質バイオマスを中心とした最新の製品、技術のほか、行政、大学機関の取り組みなど幅広く展示されていました。特に立木の本数や大きさを小型無人機のドローンやレーザセンシングの技術を用いて正確に効率的にはかる技術には大変驚かされました。山の木を一本一本はかるのは大変手間のかかる作業であり、ドローン等の活用により木の太さ、高さ、形状が自動的に短時間ではかることができることは林業経営に最も重要な生産計画の精度を高めその作成作業の軽減・効率化につながるものと実感できました。これにより計画生産が可能となり、ビジネスとしての林業の促進や人材不足の改善も図ることが期待できます。実用化の間近なものや既に商品化されたものもありICTによる次世代型林業の技術は加速的に進んでおりますが、そうした技術や商品はまだまだ高額であり導

入をためらわせる要因にもなっています。

今後林業の振興にはICTによる次世代林業技術の取り組みが重要だと考えますが、どのように取り組み普及させていくのかお伺いします。

次に、**公契約条例**について伺います。

県は、公契約を締結し多くの事務事業を執行していますが、公契約の原資は貴重な税金であることから経費の節減など効率的に執行するのは当然であります。しかし一方で公契約に従事する労働者は行き過ぎた価格競争によるダンピング受注などによって雇用不安、労働条件の劣悪化、担い手不足などのさまざまな問題にさらされているという指摘もなされています。

平成二十六年国においては、公共工事品確法、入契法、建設業法のいわゆる担い手三法を改正し、以降も建設業における社会保険加入指導を徹底するほか技能資格、職歴をデータベース登録して見える化する建設キャリアアップシステムの導入を決定するなどインフラの品質や担い手確保の措置を講じております。

本県でも、公契約に従事することの多い建設業において社会保険の加入指導の徹底や公共工事設計労務単価の引き上げによる適切な予定価格の設定、また静岡どぼくらぶを立ち上げ、建設事業の重要性や仕事としての魅力を紹介する取り組みなどにより建設業の人材確保に尽力してきました。

しかしながら、昨今の少子高齢化により人手不足がさらに進みさまざまな業種において担い手の確保が大きな課題となっております。例えば県内の建設業にあつては、平成二十八年にはその就労者はピーク時から約三四%の減少、また平成二十七年の就業者割合は五十歳以上では四六・四%、三十歳未満は九・八%となっており将来的な人手不足が危惧されている状況であります。

担い手確保はもちろん、雇用の安定化等のためには現場で働く労働者や職人の賃金をしっかり確保すべきで、特に長い年月をかけて身につけた技術・技能が労働条件面で十分に評価されるべきであります。また長時間労働の是正などの労働関係法令の遵守、社会保険等の加入などの労働環境を整えることも必要になります。担い手を確保し雇用を安定化させることは地域産業の維持発展、ひいては地域経済の活性化につながることから、これらに資する入札制度の運用面での改善だけでなく公契約条例が有効な手段であると考えます。

他県では、建設工事だけでなく業務委託などの契約も対象にして、適正な労働

環境の確保に加え障害者雇用、男女共同参画社会の推進など社会的価値の実現を図る公契約条例を制定する取り組みが進んでおります。

例えば、長野県、岐阜県や愛知県ではそうした基本理念や方針を定めた条例を制定し、奈良県や岩手県では地域別最低賃金の支払いや社会保険等加入の遵守を義務づけた条例を制定しております。実際に条例が施行されてから一年から二年程度であります。今後その成果が期待されるものであります。

本県では、平成二十六年九月定例会において我が会派の林議員が条例化に向けた検討に入るべきであるとの質問をしておりますが、その後の取り組み状況と今後の考え方を伺います。以上、答弁を求めます。

○副議長（山田 誠君） 川勝知事。

（知事 川勝平太君登壇）

○知事（川勝平太君） 小長井議員にお答えをいたします。

ワサビの世界農業遺産に向けての取り組みについてであります。

静岡水ワサビの伝統栽培は、静岡市有東木地区において初めて栽培されて以降四百年にも及ぶ歴史と和食文化への貢献、豊富な湧水を活用した独自の栽培技術と生物多様性の保全、すぐれた景観などが評価され本年三月に日本農業遺産に認定されましたことは議員御指摘のとおりでございます。五月には私が会長を務める静岡わさび農業遺産推進協議会から世界農業遺産認定の申請書原案を農林水産省へ提出したところであります。今後九月に予定されている国内専門家へのプレゼンテーションを経て国連食糧農業機関へ正式に申請する予定となっております。

今後、世界農業遺産認定を契機に国内だけでなく海外からも注目が高まり、ブランド力もますます向上すると見込まれます。そこから生産者の方々も一層誇りを持ってワサビ栽培に取り組まれることが期待されます。

また、観光交流客が増加することが見込まれる中、ワサビ産業のみならず宿泊施設、直売所など山間地域の活性化にも好影響が期待されます。さらにワサビ田の保全に向けた機運が高まることで地域の子供たちの環境学習や企業の社会貢献活動への波及も想定され、これを期待しております。地元では来訪者の増加に対

応するためワサビ田周辺の遊歩道の設置を検討されていますので、県は受け入れ体制の整備について支援をしております。

さらに、協議会が主体となりまして複数言語によるホームページやパンフレットを作成いたします。そのことにより独自の栽培方法や樹木に囲まれ四季折々に移り変わる景観など、静岡ワサビの、またそれを取り巻く環境の魅力発信に取り組んでまいります。

県といたしましては、こうした取り組みに加え農林技術研究所が開発いたしました生育が早くこれまでの品種に比べ生産量の増加が期待できる新品種「伊づま」の普及や優良種苗の安定供給技術の確立、ワサビの運搬等の作業省力化のための作業道並びにモノレールの整備の支援等により生産振興を図ってまいります。あわせまして名実ともに日本一のワサビ産地として、静岡ワサビのブランド力強化に取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、副知事、関係部局長から御答弁を申し上げます。

○副議長（山田 誠君） 難波副知事。

（副知事 難波喬司君登壇）

○副知事（難波喬司君） **林業の振興について**お答えをいたします。

県内の成熟した森林資源を有効に活用し、林業や木材産業の振興を図るためには製材工場や合板工場等の需要者のニーズに応じた県産材の安定的な供給が極めて重要であることから、木材流通全体で需給の最適化を図ることが求められています。

このため、森林・林業研究センターでは今年度からICTを活用して森林資源の状況、林業事業体の丸太の生産場所や量、生産時期等の供給情報と木材加工業者が希望する量や納期、材質等の需要情報を一元的に管理するシステムの開発に着手をいたしました。さらに木材流通のかなめである静岡県森林組合連合会と連携し、システムの実用化に向けそれを動かす木材需給コーディネーターや原木選別評価士などの人材育成に取り組み、木材生産、流通、加工にかかわる全ての関係者が参加できるプラットフォームを構築してまいります。

また県は先月、林業関係者を対象に技術革新セミナーを開催をいたしました。セミナーではドローンや地上からのレーザー照射により一本一本の立木を高い精

度で効率的に計測する技術など森林資源の状況を把握する最先端のICTを紹介をしました。

県といたしましては、このようなセミナーなどを通じICT活用の機運を高めるとともに、ICTによる次世代林業技術を開発しこの技術を各地域の林業事業体や木材加工業者が活用することで林業の成長産業化を進めてまいります。以上であります。

○副議長（山田 誠君） 杉保危機管理部長。

（危機管理部長 杉保聡正君登壇）

○危機管理部長（杉保聡正君） **浜岡原発についてのうち、浜岡原発一、二号機の廃止に伴う放射性廃棄物について**お答えいたします。

中部電力の計画では、浜岡原子力発電所一、二号機の廃止措置に伴い発生する約二万トンの放射性廃棄物のうち、平成三十四年度までの予定で現在進められている第二段階では約四千トンが発生する見込みであります。この放射性廃棄物については現時点では処分先が未定であり、当面は一、二号機の建屋内に金属容器に入れて貯蔵し安全に保管するとしております。

放射性廃棄物の適切な管理は浜岡原子力発電所の安全上重要な課題であります。県は中部電力と締結した浜岡原子力発電所の安全確保等に関する協定に基づく四半期ごとの定期通報により、設備、機器の解体撤去の状況やそれに伴う放射性物質を含む廃棄物の発生量を把握するとともに、保管の状況を現場で確認してまいります。

また今後、放射性廃棄物の処分先が決定され敷地外に搬出することになった場合には、低レベル放射性廃棄物の輸送の安全確保に関する協定に基づき具体的な輸送計画について中部電力と事前に協議し、実際の搬出時には県の職員が立ち会い放射線量を把握するなどして安全が確保されていることを確認することとしております。

原子力発電所においては安全の確保が何よりも重要であり、県といたしましては、県民の安全と安心を第一に中部電力に対して放射性廃棄物の安全な管理の徹底を求めてまいります。

次に、**浜岡原発における最近のトラブルの発生について**であります。

浜岡原子力発電所では、平成二十六年以降火災報知機の誤作動などの軽微な

事例を除き三十三件のトラブルが発生をしており、そのうち十一件はヒューマンエラーを原因としております。ヒューマンエラーは大きな事故につながる可能性を秘めており県も憂慮しているところであります。特に御指摘のあった二件は原子力発電所の安全確保上重要な設備で発生したものであるとともに、個人のミスにとどまらず部署間や関連会社とのコミュニケーション不足を原因としており、中部電力の安全に対する意識の低下も懸念され、原子力発電所を管理する組織として県民の信頼を揺るがしかねないものと認識しております。

県といたしましては、これらの事案については報道機関に公開の場で中部電力に説明を求め、直接的な原因はもとより発生につながった管理体制の問題等組織としての根本的な原因究明と再発防止対策の徹底を要請しているところであります。原子力発電所においては安全の確保が何よりも優先され、それは運転を停止してしても変わらないものであります。中部電力には全社を挙げての対応を求めているところであり、今後現場での点検を含めその取り組みをしっかりと確認をしてまいります。以上であります。

○副議長（山田 誠君） 高木くらし・環境部長。

（くらし・環境部長 高木利夫君登壇）

○くらし・環境部長（高木利夫君） **清水天然ガス火力発電所建設計画についてのうち、環境への影響について**お答えいたします。

事業が予定されている清水地区は、多くの人々が居住する生活の場であるとともに、清水港周辺のにぎわいやクルーズ船の寄港など人々が集う交流機能を有しております。また世界遺産富士山やその構成資産である三保松原等のすぐれた景観に恵まれており、事業実施に当たってはこうした地域特性を踏まえ、環境の保全について十分に配慮をしていくことが重要であると認識しております。

このため、県では環境影響評価審査会の答申を踏まえ、事業者に対して騒音や振動、排出ガスなどによる地域住民の生活や清水地区を訪れる人々が集う施設への影響や煙突などの配置が富士山を仰ぎ見るこの地域の景観に及ぼす影響を回避、低減するように求めてまいりました。また発電所からの排水に伴う水の汚れや水温の変化が海域に生息する動植物に及ぼす影響など事業者が選定していない項目についても調査、予測及び評価を行うように求めてまいりました。

さらには、南海トラフ巨大地震等への災害に対する安全対策につきましても地

域住民等に丁寧な説明を行い懸念の払拭に努めるとともに、十分な検討を行い万全の対策を講じるよう意見を述べてまいりました。

今後、事業者から環境影響評価の準備書が提出されることとなります。県といたしましては、県全体の環境保全に係る計画や政策との整合性等の観点からその内容を精査し必要に応じて意見を述べてまいります。以上であります。

○副議長（山田 誠君） 鈴木交通基盤部長。

（交通基盤部長 鈴木克英君登壇）

○交通基盤部長（鈴木克英君） **清水天然ガス火力発電所建設計画についてのうち、清水都心ウォーターフロント地区との関連について**お答えいたします。

清水港袖師地区における火力発電所建設予定地は、発電所の立地も可能な工業港区としてかねてより指定されております。当該工業港区はLNGタンクや石油タンクなどが設置され、県内各地域へのエネルギー供給を支える重要な役割を担っております。

県が静岡市等と設置した清水都心ウォーターフロント地区開発推進会議では、対象エリアとなります江尻地区、日の出地区に近接する工業港区の状況を認識した上で江尻、日の出両地区の魅力を一層高める清水都心ウォーターフロント地区開発基本方針を策定し、にぎわいと交流空間創出の方向性を示したところです。火力発電所の設置に関しましては社会的影響が大きいことから、事業者は電源開発手続を進める過程で環境影響評価などの必要な手続を行うとともに、地元住民への十分な説明が求められるものと考えております。

県といたしましては、このような経過を経て経済産業大臣が工事計画を審査しこれを受理した場合には港湾管理上の必要な行政手続について関係法令に基づき適切に対処してまいります。以上であります。

○副議長（山田 誠君） 杉山出納局長。

（出納局長 杉山行由君登壇）

○出納局長（杉山行由君） **公契約条例について**お答えいたします。

県では、平成二十六年度に公契約のあり方を検討する庁内ワーキンググループを設置し先行して条例化していた奈良県や岩手県の制定経緯や内容を調査研究したほか、二十七年度には県が締結した公契約に係る賃金等の実態調査を行いました。その結果回答があった約二千二百契約において地域別最低賃金については全

での契約で遵守されている一方、社会保険等については工事請負契約において約八%が未加入でありました。

このため県では、県発注建設工事の元請や一次下請に加え今年度から二次下請以下についても社会保険等の加入を求めることとしております。この取り組み以外にも、総合評価方式の入札過程において新卒者の雇用実績や仕事と家庭の両立を支援する取り組みなどを評価項目に加える改善を行っております。

今後労働力人口の減少が見込まれる中、本県産業を担う人材を確保するため働く人々が活躍しやすい環境を整備することが求められ、本県の公契約に従事する方々につきましても労働環境の改善を積極的に進める必要があると考えております。こうした認識のもと、その後新たに公契約条例を制定した愛知県を初め奈良県などにおける条例施行後の実情を調査するほか、事業者を初め関係団体の御意見も頂戴しながら条例制定も含めた公契約のあり方について検討してまいります。以上であります。

○副議長（山田 誠君） 小長井由雄君。

（三十四番 小長井由雄君登壇）

○三十四番（小長井由雄君） それぞれにお答えありがとうございました。

それでは、要望二件と再質問三件、お伺いいたします。

まず、**浜岡原発における最近のトラブルの発生**に関して、南海トラフ地震や東海地震では浜岡原発の直下が震源地になるというふうに予想されております。これによって原発の機器への重大な影響が懸念をされるところであります。

先ほど二件のトラブルを紹介しましたが、あのような状態でもし稼働中に事故があれば重大な事態に陥った可能性のあるトラブルです。全機廃炉が県民の安全のためには重要だと考えますが、県民の命を守るを第一に掲げている川勝県政では知事が記者会見でおっしゃったように浜岡原発は再稼働させないという方針を貫いていただくことを強くお願いいたします。

次に、**公契約条例について**でございます。

今、お答えで検討していくというふうにお答えをいただきました。検討していくための学識経験者や事業団体、労働団体、あるいは業界関係者、こういった方

たちによって構成される検討会議の設置が求められると思いますのでぜひともその方向でやっていただきたいと、これ要望いたします。

次に、**清水の天然ガス火力発電所についての質問**をいたします。

環境への影響、現在事業者から環境影響配慮書、環境影響評価方法書が送付されており、その後出力規模も変更されておりますが、環境に関して大きな問題があると専門家が指摘しています。

例えば、大気環境については局所風による大気拡散のシミュレーションが行われておらず、特に海岸部で発生する海風前線による逆転層による評価が不足しています。また煙の大気拡散現象であるダウンウォッシュ、ダウンドラフトの予測評価も必要だと思えます。つけ加えれば、清水地区の地形は西に有度山、北側に南アルプスの山麓に囲まれているため排出物質が上空によどむ形になっております。また供用開始に伴い大量の湿潤な水蒸気、この百十万キロという出力でございますので多分一日に二万九千立方の水が蒸発すると。これは通常の小中学校のプールの六十杯分の水が蒸発するというふうになるかと思えます。これは住民の生活に大変大きな影響を及ぼすこととなります。

また、水環境においてはマイナス十度の冷排水が大量に清水港湾に排出されるにもかかわらず、周辺海域の塩分濃度、水質の変化に対する影響評価がされていません。この排水による生態系に与える影響も評価はされていません。

また、景観においては清水の景観は富士山と三保松原、日本平とが一体の景観を高く評価されているものであります。クルーズ船の誘致を推進していることから、海上からの景観が重要であるにもかかわらずそれも評価をされていません。

さらに、地盤液状化については二次的被害が発生すると周辺に甚大な被害をもたらすことが予想されております。しかし地震の液状化が環境影響評価の対象になっておりません。漁業においても排水の水質、特に水温の変化による駿河湾の特産であるサクラエビ、シラウオ等に与える影響も評価をされていません。

以上のように、この建設計画は環境に与える影響が非常に大きいにもかかわらずそう評価されていない点が多々あります。これから準備書が出されるということで、どんな扱いなのか、それもあります。特に大気については生物指標として亜硫酸濃度が〇・〇三%になると示すというウメノキゴケという地衣類があります。清水市街地ではこのウメノキゴケは現在確認できないということです。こ

の上さらに大気を悪化させる要因を持ち込むのかどうかという判断もしなければなりません。

以上、環境に関しての問題点について指摘しましたが、どのような問題意識をお持ちか、御所見を伺います。

次に、**清水都心ウォーターフロント地区との関連について**伺います。

一九九〇年代に三保に石炭火力発電所建設計画が持ち上がりました。当時の議事録を読むと県議会で建設の是非について活発な議論が展開されております。当時の斉藤知事は平成四年二月二十六日の知事議案説明において、長期的、広域的な視点に立って三保地域、清水港、静清庵地域のあるべき姿を考えたとき、エネルギー基地の立地にはより広域的な見地から適地を広く探すことは可能であっても三保の景観や清水港の諸機能、有限に等しい海洋資源を他に求めることは不可能と言っても過言ではない、将来の中部日本の海の玄関口清水港、静岡県の中核、静清庵において計画されていることには大いに疑問が持たれるとして火力発電所の立地については適当とは言いがたい、賛成しかねると。地元清水市においても地域の振興、活性化についてはいま一度再考を要するものであるというふうにしん表明されております。まさにこの選択により三保松原は富士山世界文化遺産の構成資産に登録されたこととなります。これによって世界との交流拠点の創出、世界クラスのクルーズ拠点の形成に向け、また清水都心ウォーターフロントと位置づけての活性化に取り組むということが可能となっています。

今回の火力発電所の建設予定地は、県と市が一緒に推進し県も投資している清水都心ウォーターフロント地区に近接しており清水地区の港を生かしたまちづくりに影響を及ぼすものと考えます。

この近接地に火力発電所を建設することについて再度、知事の御所見をお伺いいたします。

ワサビの世界遺産に向けての取り組みについてお伺いをさせていただきます。

このワサビでは、メリクロン苗の生産というのが非常に生産者から求められております。メリクロン苗の施設の整備、これについての考えをお伺いをいたします。以上、答弁を求めます。

○副議長（山田 誠君） 川勝知事。

○知事（川勝平太君） **清水天然ガス火力発電所建設計画についての再質問**にお答えいたします。

私は、小長井議員がこの火力発電所について披歴されました見解はまことにもっともなことであるというふうに考えております。

まず第一に、この環境影響評価についてであります。大気、水にかかわる影響については御指摘のとおりだと存じます。また景観についても同じであります。これにつきましてはこの計画が持ち上がりましたときの経緯というのがございます。平成二十三年、三・一一の事故がございまして、御案内のように関東首都圏におきましては東電の管轄内で電力不足が厳しく生じました。周波数が違いますので、したがって六十、五十、これを変えねばなりません。そんな周波数を変える場所というのは長野県の朝日村と佐久間、そしてこの清水にしかありませんで、当時は百万キロワット分しか変えられなかったと。今はそれが二百万キロワット以上に増強中です。ともあれ、その当時の事情というのは電力不足をどうするかということでありました。私はJビレッジにまいりました。そこで広野というところがございまして、百万キロワットの火力発電所が建設されておりました。すなわちこれから原発が使えない以上代替エネルギーとしてすぐに建設ができて、技術を持っているのは火力発電だということであったわけであります。

私は、そうした脈絡の中でこの火力発電所の計画が持ち上がったというふうに考えております。あそここのところはまさにこの周波数を変える場所でもありますし、したがってエネルギーという観点からとると極めて合理的な判断であったと思います。

一方、環境あるいは景観、あるいは観光というその観点は当時は比較的希薄であったと存じますが、しかし今はまさにその観光立国、あるいは環境、こうしたものに対する関心が極めて高まっております。むしろこれが中心にさえなっているのが今の現状ではないかというふうに存じます。

そうした中で、交通基盤部を中心にふじのくに静岡県全体を回遊式庭園にしようとして、そしてまた三十五市町はそれぞれガーデンシティーというふうに位置づけようとして、そしてまたそれぞれめぐるところには富士山あり、伊豆半島あり、南ア

ルプスあり、浜名湖あり等々、それぞれ世界クラスの美しい自然景観群があるということ、そしてまた静岡県には美しく品格のある邑として認定されているものが百以上あります。その中でも日本で最も美しい邑に認定されているものが二つございます。

こうした事柄が何を意味しているかということ、静岡県はまさにその庭園の地域であるということでございます。そうしたことと、あそこに火力発電所があるということが果たして合うのかどうかということが問われると存じます。環境、景観、そうしたこととエネルギーと、どちらをとるかということでございますが、おのずと結論は出ているというふうに私は思います。

それから、**ウォーターフロントとの関係**ですけれども、県市一体でやっておりますけれども、ウォーターフロント、これは今まさに海洋文化都市をつくろう、あるいはクルーズ船の拠点港となろうと、そしてそれが国交省から認めていただいて、まさにこの観光立国を今、清水港を拠点としてやっていこうということでございますから、それと火力発電所があることと、それを促進することになるのかと、観光をですね。ならないと思います。

しかし、議員御指摘のとおりこれは県市一体でやっていかなくちやいかんということでもあります。ですから歩調を合わせるということがとても大切でございまして、この歩調を合わすのに若干時間が要るかなというふうに私は思っております、余り過激な発言をするとまたハレーションを起こしかねないのでですね。しかしこの件について小長井議員が言われた事柄に満腔からの賛意を表しまして、御懸念についても共有しているということをお願い申し上げます。以上でございます。

○副議長（山田 誠君） 吉田農林水産戦略監。

○農林水産戦略監（吉田 茂君） **ワサビの世界農業遺産登録に向けての取り組み**についてのうち、静岡水ワサビの伝統栽培のメリクロン苗について再質問にお答えさせていただきたいと思っております。

この静岡水ワサビの伝統栽培持続のためには、もちろん優良苗の確保が大事でございまして、そのためには議員御指摘のありましたメリクロン苗、これはワサビの成長点を、これはウイルスがない状態でございますので、これを無菌的に培養して苗をつくることによってほぼ無菌に近い苗が得られるということござ

います。静岡県でもこのウイルスフリーのメリクロン苗を使っていますが、これも議員の御指摘にございましたように本県では北海道の士幌農協、あるいは山梨県の種苗会社といった他県に生産を依頼しているところでございます。

このような他県の生産が、やや時間もたって不安定になってきたこともございますことから、現在県内各産地では種苗、育苗施設の整備をしようということが盛り上がっております。安倍におきましては安倍山葵業組合の有志が育苗施設を既に建設をさせていただいておりますし、伊豆市等におきましてもそのような計画がございます。

このような中で、メリクロン苗施設の設備が計画を盛り上がってくれば、県といたしましてもこれに対しまして何らかの支援の方法を検討をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○副議長（山田 誠君） 小長井由雄君。

（三十四番 小長井由雄君登壇）

○三十四番（小長井由雄君） ありがとうございます。

これは平成二十六年の統計ですけれど、国土交通省中部地方整備局のホームページによりますと、クルーズ船が一回清水港へ来るとその経済効果は六千四百万円と非常に大きな経済効果があるということでございます。知事もこの清水港について非常に私と同じような考えを持っていただけたということは、ありがたいと思っております。

知事、選挙が終わりましてから仏の川勝になるということでございます。静岡市と県とともに選挙後に始める第一歩としてこの清水の火力発電、これについてどうするかということをごをぜひ静岡市の田辺市長と話をさせていただきたいと、そんなふうに思っております。清水は、斉藤知事が三保松原を守ってきたと同じように、ここの、今非常に、あのときには玄関先にかまどというようなこともおっしゃいましたけれども、これはもう既に応接間に入っているわけでございます。裏には居間があるわけでございますので、ぜひともこの清水港について静岡市と手を携えてやっていただきたいとそんなふうに思っております。以上で質問を終わります。ありがとうございます。（拍手）

平成 28 年 12 月静岡県議会定例会 質問

質問分類 一般質問

質問日: 2016/12/12

質疑・質問事項: 1 浜岡原発について
2 中山間地域への移住者の受け入れ態勢の充実について
3 県民幸福度の最大化について
4 ひきこもり対策について
5 ビジネス林業について
6 インフラの老朽化対策における新技術の活用について

○議長（鈴木洋佑君） 通告により、三十三番 小長井由雄君。

（三十三番 小長井由雄君登壇 拍手）

○三十三番（小長井由雄君） 通告に基づき知事、副知事及び関係部局長に一括質問方式で伺います。

最初に、**浜岡原発について**伺います。

川勝知事は、二〇〇九年七月の知事就任直後の八月十一日に発生したマグニチュード六・五最大震度六弱の駿河湾地震を経験したことにより、浜岡に原発がある静岡県のトップにいることの重たさを改めて感じられたのではないかと推察します。また二〇一一年の東日本大震災による福島第一原発の事故を受けて当時の菅総理によって停止要請された浜岡原発についても、浜岡原発の直下は予測される東海地震の震源域で被害が拡大する直下型地震に見舞われる危険性の非常に高い場所であり、さらに巨大な地震となることが予測される南海トラフ地震では大きな揺れと巨大津波に襲われることからその危険性を強く感じられたのではないかと思います。

知事は、一期目就任後に静岡県独自に浜岡原発の安全性を検証する静岡県防災・原子力学術会議を設置しさまざまな見地からの検証を進めてこられました
が、このような中、本会議答弁や記者会見等で御自身の浜岡原発に対する考えを
さまざまに次のように述べられております。

浜岡にある使用済み核燃料については行き場がなく、新たに予定している乾式
貯蔵施設を含め、浜岡原発の敷地内で保管すべきである、また日本中の原発では
原発施設内で保管できる核燃料の量が残り少なくなっており、浜岡原発について
も使用済み核燃料の保管できる量は数年分しか残っていないから再稼働はできな
い、浜岡原発の今後については安全文化、安全技術の世界のメッカとして創造す
べき等々であります。

本年十月十七日の記者会見では、鹿児島県や新潟県の原発立地県の知事選挙に
おいて原発に対して慎重な政策を掲げる候補者が当選したことを受け、政府が進
める原発政策について苦言を呈されるとともに浜岡原発について公開の場で徹底
的に議論すべきだとの御発言をされております。前回の二〇一三年の知事選挙の
直後、知事職は天職だと考えているとおっしゃっていましたが、今回はまだ来年
の出馬についての意思は示されておられません。しかしどなたが立候補しても浜岡
原発は川勝知事がおっしゃるとおり知事選の重要な争点だと考えます。

そこで改めてお伺いします。県民の生命財産を守る立場のトップにある静岡県の
知事として、特に浜岡原発の現状についてどのような認識を持ち、今後どのよ
うにこの問題に対峙されていくのかお聞かせください。

次に、**中山間地域への移住者の受け入れ体制の充実について**伺います。

さきに公表された二〇一五年国勢調査人口等基本集計結果によると本県の人口
は、三百七十万三百五人で前回の二〇一〇年調査と比べて六万四千七百二人と大
幅な人口減少となりました。

私の地元である静岡市の中山間地域では、人口減少や少子高齢化が都市部に先
行して進んでおり、地域の小学校には児童が一人もいない学年がありました。し
かしことしになって大川小学校、大川中学校に県外から児童生徒が転校してきま
した。ことし四月に新年度が始まった時点では大川小学校の半分の三学年には児
童が一人もいなかったのですが、この御家族が移住して来られたことにより夏休
み明けからは児童がいないのは二年生のみとなりました。またほかにも移住され

てきた御家族があり、どちらにも就学前の子供がいらっしゃることから大川小学校では今後も新入学児童を迎え入れることができそうです。

中山間地域は、市街地に比べ不動産業者や就職先となる事業所が少ないことなどもあり、移住しようとする方にとっては住宅を確保したり仕事先を見つけることは大きな課題であります。大川地区には大川地域振興協議会という地域団体があり、子育てをしやすい地域づくりをテーマとして移住促進に力を入れ、移住者の受け入れ情報の発信や空き家情報の集約、移住希望者への地域案内などの活動を行っており、その成果として本年二組の御家族の移住が実現しました。

静岡市では中山間地域に集落支援員を配置し地域活動や移住促進への大きな力となっております。また地域おこし協力隊を委嘱し同様の取り組みを行っている市町もあると聞いておりますが、このような行政を補完する方々の専門性の向上も必要ではないかと考えます。人口減少対策として、どこの地域でも移住促進に向けた取り組みを行っていますが、条件が不利な中山間地域だからこそ移住者を迎え入れるために移住後の住居や仕事の紹介等について都市部以上に地域で細やかな対応をする必要があります。住む家もない、働く場所もない、地域のことを教えてくれる人もいない、これでは移住をしたくてもできません。

県内の中山間地域では大川地域振興協議会のように地域の活性化のために取り組んでいる団体が多くあります。県や市町が移住・定住に取り組むに当たり、このような仕事や住居等の課題にも地域団体と連携することで移住希望者に対しよりきめ細かく対応するような受け入れ体制ができるものと考えます。

移住者がスムーズに地域に定着できるためには空き家の確保や雇用のあっせん等を含めた受け入れ体制を充実させることが重要になると考えますが、県では今後どのように取り組んでいくのか伺います。

次に、**県民幸福度の最大化**について伺います。

来年度、総仕上げの時期を迎える総合計画後期アクションプランでは、本県の目指す姿として県民幸福度の最大化を掲げております。

幸福度の考え方についてはさまざまあり、主なものでは国連による世界幸福度報告書の中で示されている世界幸福度ランキングが一般によく知られています。国内の自治体レベルでも熊本県の県民幸福量や東京都荒川区による荒川区民総幸福度や新潟市による市民の幸福度などで独自の考え方が示されています。国にお

いても内閣府に設置された幸福度に関する研究会が二〇一一年十二月に幸福度指標試案として報告書を取りまとめるなど、さまざまな幸福度の考え方が提唱されているところです。

静岡県では、富国有徳の理想郷“ふじのくに”づくりを掲げ、目指す姿を「住んでよし 訪れてよし」、「生んでよし 育ててよし」、「学んでよし 働いてよし」の理想郷とし、この実現に向けて県民幸福度の最大化を図ることとしています。

幸福の実感には個人差があり、さまざまな構成要因があり数値化が難しく、時々の社会情勢で揺れ動きます。また地域により、世代間によっても求める幸福の形が異なるもので、従来取り上げられてきた経済的な面だけでは到底議論できなくなっています。

私は、常々県内で生活している全ての皆さんが静岡県民でよかった、静岡県民で幸せだと感じられる地域であり続けることが理想であると思っています。命のとうとさや心の豊かさを育み助け合いの精神を持つこと、また未来も安心して暮らすことができ、美しい自然を守り地球を大切にしていくことが幸福度の最大化につながるものと考えます。住んでいる人も訪れる人も幸せと感ずることができるとは、誰かが幸せと感ずる地域をつくっていくことは何よりも重要であると思っています。

県は、県民幸福度の最大化を目指してどのような静岡県にしていこうと考えているのか、御所見を伺います。

また、県民幸福度とは何であるのか、その最大化とは何を示しているのかということが、県民にとってわかりにくいのではないかと思います。総仕上げの時期を迎える総合計画後期アクションプランの評価をする上でも、県独自のできるだけわかりやすく親しみやすい、見える化された幸福度の指標が必要ではないかと考えますが、その取り組みについて伺います。

次に、**ひきこもり対策**について伺います。

内閣府が行ったひきこもりに関する若者の生活に関する調査の結果が九月七日に公表されました。この調査は二〇一〇年に続き二回目の調査となります。全国十五歳以上三十九歳以下の本人と同居する成人家族五千人を対象に行っていることから、既に山形県と島根県が行った調査では約半数を占める四十歳以上について

ては調査の対象外となっています。さらにひきこもりの定義では家事手伝いや主婦ということで引きこもる女性を除外しているなど、引きこもる女性の存在もデータに反映されていません。

また、前回の調査でひきこもり層に占める割合が二三・七%と最も多かった三十五から三十九歳の層の追跡調査も行われていません。さらに百五十五万人と推計したひきこもり親和群についても今回は算出されておりません。県が県内には約七千世帯にいると予測している根拠も二〇〇二年から二〇〇五年に行われたWHOによる世界精神保健調査のデータから推計したものです。このような点から、公表された調査は必ずしもひきこもり層の実態をあらわすことにはなっていないと考えます。

しかしながら、これまでに全国でひきこもり地域支援センターが六十七カ所設置され、ひきこもり状態にある方への支援体制が徐々に進められてきました。

今回の調査では、ひきこもりの期間が「七年以上」が最も多く約三五%を占めており期間が長期化していることや、前回二三・七%を占めていた三十五歳から三十九歳の世代の人たちは年齢を重ね今回の調査では調査対象の年齢層から外れているので、そのままひきこもりが継続して高齢化が進んでいる可能性があり、深刻な状態が浮き彫りとなっています。引きこもったまま高齢化すると、自分の収入がなく親の年金などに頼って生活していた人が親亡き後たちまち生活に困窮して生活保護などの公的支援が必要になる可能性もあることから、社会全体で取り組まなければならない課題であります。

ことし二月本会議の質問において、ひきこもり対策はひきこもり支援センターだけで支援することは難しく、市町やNPO法人など関係機関との連携が重要であることを質問させていただきました。その際ひきこもり支援を充実するため県のひきこもり支援センターに本年度からNPO法人などに運営を委託して新たに居場所を設置することを御答弁いただきました。

その後の設置状況と、今度どのように機能を強化していくのか、県の考えを伺います。

次に、**ビジネス林業**について伺います。

県は、充実した森林資源を活用し、県産材の需要と供給の一体的な創造を図るふじのくに森林・林業再生プロジェクトに二〇一二年度から取り組んでいます。

この結果、新たな設備投資により規模の拡大を図る製材工場や、昨年二月には富士市内に年間十三万立方メートルを超える木材を必要とする新たな合板工場が竣工式を迎えて稼働するなど県産材の受け入れ体制が整ってきました。

一方で、供給側である県産材の生産に目を向けてみると、私の地元である静岡市の日向馬込地区においては日向馬込地区総合治山事業推進協議会と静岡市森林組合が連携して昨年度から百年の森プロジェクトを開始し、このプロジェクトの一環として約三百ヘクタールの森林経営計画が策定されました。さらに今年度は新たに五百ヘクタール程度の計画を策定する予定となっており、森林資源の活用に向けた取り組みが始まっています。全県的にも施業の集約化やおくれている路網の整備、高性能林業機械の導入などにより生産量は大幅に増加していると聞いております。しかし県が目標とする木材生産量五十万立方メートルの達成に向けてはまだ道半ばとも聞いております。

また、地域密着型の製材工場では、それぞれが得意とする製品によって必要とする丸太の規格が決まっていたり、合板工場においては多少木材に曲がりがあっても大量かつ年間を通じた安定的な供給を必要とするなどそれぞれの工場によって求める規格、品質は多様であり、必要とされる時期や量も異なることなどから需要と供給のバランスがとれるまでには至っていないというのが現状であります。木材供給側としての林業界においては、急激に増加し変化してきた原木需要の多様なニーズに対して応えるべく努力をされているところでありますが、いまだ調整局面にとどまりその対応にもがいている最中にあるのではないかと感じております。

こうした局面を打開し需要に見合った丸太を安定的に供給していくために、県ではビジネスとしての林業への転換、促進に意欲のある林業事業者の生産性の向上とともに、建設会社などの新規参入を図ることによりニーズに応じた計画生産と直送販売によるマーケットインの原木供給と森林所有者への収益還元をふやす低コスト生産を実践するビジネス林業の促進に努めているということです。県の森林共生基本計画の目的である森林を守り育て生かす森林との共生の取り組みにより、美しく恵み豊かで魅力あふれるふじのくにもりの都しずおかを創造し、未来に引き継ぐためにも林業経営などを担う人材の育成や確保を着実に進めていくことが大変重要だと考えております。

県は、これまでビジネス林業を担う人材育成に取り組んでおりますが、今後どのように進めていくのか伺います。

次に、**インフラの老朽化対策における新技術の活用について**であります。

我が国の生活や経済活動を支える基盤として整備されてきた橋梁や道路などインフラの急速な老朽化が懸念されております。本県においては、今年七月に静岡市清水区のトンネルで銘板が剥離して落下する事故がありました。幸いにも通行人や車への被害はなかったものの、老朽化するインフラの管理に対する県民の関心や不安が高まっているところです。今後高度経済成長期に整備されたインフラの多くが建設後五十年以上を経過し更新の時期を迎え、これにより二十年後のインフラの維持管理・更新費用が現状より大幅に増大する見込みです。

膨大な数のインフラを管理する静岡県においても、例えば建設後五十年を経過した橋梁の割合が現在の約三八%から二十年後には約七六%と倍増するなど老朽化が進みます。公共土木施設全体としては年間の維持管理・更新費用が現在の約二百五十三億円から今後は三十年間の平均で約五百億円と二倍に膨らむ見込みであり、今後県財政を圧迫する危機的な状況になることが想定されます。こうした状況の中、必要なインフラ機能を維持し、県民に求められる行政サービスを持続的に提供していくためには、施設の建設から点検や補修、更新まで見通したトータルコストの縮減を行いながら老朽化対策を戦略的に進めていく必要があると考えます。

県では、静岡県公共施設等総合管理計画により予防保全の考え方に基づく計画的な維持管理、更新を行うため、舗装や橋梁、トンネルなど二十七の個別施設の点検、診断や、これに基づく中長期の施設の維持管理計画を策定する作業を進めていると聞いております。またこの計画の中では補修や更新等に関する技術に関してコスト縮減を図るため新技術の導入を位置づけております。民間事業者等が開発したすぐれた新技術をデータベースに掲載し情報提供することで、工事や調査点検などに活用を図る登録制度を有していると伺っています。

さて、七月十二日の静岡新聞に建設業者と沼津工業高等専門学校の研究室がタッグを組み、ロボットによる橋の新たな点検システムを考案するという記事が掲載されておりました。これは国の支援のもとに建設現場におけるすぐれたアイデアや工夫を発掘し、実用化に向けた全国四つの高等専門学校と建設業者と一緒に

技術開発を進める建設現場実装プロジェクトの取り組みの一つであります。膨大な数のインフラを管理する静岡県においても施設の点検や補修、更新に、民間にある技術を積極的に掘り起こし活用することが重要だと考えます。

そこで、インフラの維持管理・更新費用を低減し効率化するための取り組みとして、老朽化対策における新技術の活用について県の取り組み状況と今後の方向性について伺います。以上、答弁を求めます。

○議長（鈴木洋佑君） 川勝知事。

（知事 川勝平太君登壇）

○知事（川勝平太君） 小長井議員にお答えいたします。

浜岡原発についてであります。

原子力発電は、CO₂を出さない、そして低価格であるということで日本の国策に一時期なっておりましたけれども、東日本大震災における福島第一原発の事故を受けまして環境に対しても問題があると、そしてまた廃炉にするためのコストも巨大なものに上る、コスト面でも問題があるということで、今原発にかかわる政策は揺れているというか従来のものと大きく変わりつつあります。

そうした中で、原発はもともと安全性というものが前提になっておりました。浜岡原発においても全く同様でありまして、今浜岡原発におきましては何よりも安全性が優先されているものという認識を持っております。といいますのも中部電力は平成二十三年の五月六日に菅首相の要請によりまして、その一週間後にとまっていた定期点検中の三号機はもとより稼働中の四号機、五号機も全面停止されました。

この決定に至る前、また後におきまして、その前におきましては原子力担当の細野補佐官、菅首相の発表後には水野社長、そしてまた菅首相とも直接話をいたしました。すなわち五月六日と七日のことでございますけれども、私の考えは今東電が管轄している地域、それは伊豆半島も含んでおりますけれども、そこにおいてはいわゆる計画停電を含め電力が不足していると。浜岡原発は四号機、五号機は安全ということで今稼働しているのであり、かつ電力不足が生じているのでこれをとめる必要はないと。少なくともこの夏の電力需要の高騰に対しましてこ

れに対応することができる。また三月、四月、それぞれ四号機、五号機が定期点検を迎えると、そのときに判断すればいいと。夏と冬にかかわる電力は使命として供給するべきであるというのが私の意見でありました。

しかしながら、この要請は要請でありまして、中部電力のほうはその要請を真摯に受けとめるという形で全ての号機を停止すると。そして安全に乗り出すというこういう御決意をされたわけなのでありまして、私は中部電力は安全を最優先する姿勢に変えられたというふうに理解をしているところであります。事実中部電力は防潮堤、防波堤を初めとする各種の安全対策を行われておりまして、また我々との公開の研究会におきまして原子力安全技術研究所を発電所内に設けるといふことも決定をされまして、安全技術に関する研究公募もなされ、また研究結果につきましては公開をされておりまして、そして廃止措置中の一号機、二号機のうち一号機におきまして国際機関との原子炉材料の健全性に関する共同研究等を実施されておりまして、浜岡原発に関しましては安全技術、安全文化のメッカとなるというそういう姿勢が示されているものと私は受けとめております。

一方、原子力規制委員会による新規制基準への適合性審査であるとか、またこれが途中であるとか、さらにまた使用済み核燃料の処理方法をどうするかといったことの課題も残されておりますが、基本的に浜岡原発の今後につきましては議員御紹介いただきましたとおり、私は安全文化、安全技術の世界のメッカとして創造するべきであるというのが私の意見であります。そしてそれは再稼働がないという想定のもとで考えております。

この点につきまして、知事選あるいは政治の争点にするべきかどうかということでもありますけれども、当然争点にするべきものであります。残念ながら直近の御前崎市長選におきましてはこの点が触れられませんでした。まことに残念に思っております。原発の問題ではありませんけれども、例えば沼津の高架事業に関しましても沼津市長選で明確な争点にならなかったというのを残念に思っております。

一方、原発が争点になった鹿児島県知事選におきましては県知事さんはいわば再稼働をとめるという方向でしたけれども、十分に下調べをされなかった結果、今腰砕けになっているという現状になっております。と申しますのもやはり電力会社それぞれ所轄している地域におきまして最も依存している電力は何かという

ことがございます。御案内のように原発を持っている九つの電力会社のうち最も依存率が低いのが静岡の浜岡原子力発電所、中部電力でございます。したがって中部電力と比べたときに九州電力、あるいは四国電力、あるいは北海道等々こうしたところは原子力発電に大きく依存しておりますからもし電力を供給できなくなれば、電力会社というのは安全性は当然でありますけれども電力を供給するのが存在理由でありますからその存在理由を問われることとなります。したがって極めて難しい状況の中でそれぞれの御事情があるというふうに理解しているわけです。

ですから、お尋ねの浜岡原子力発電所につきましては、再稼働はないという想定のもとでこれを安全技術、安全文化のメッカにするべきであるという考えであります。しかしながら県内におきましては首長さんの中にもつい先ごろまで廃炉にするべきであると、あるいは現在でも永久停止にするべきであるというふうに声高に叫ばれている方もいらっしゃいます。しかし廃炉にするあるいは永久停止にすると、それが安全性を確保するかどうかということについてただ心配だと言われるだけでですね、中身がないというのが現状ではないかと思えます。私も浜岡原子力発電所について公開の研究もされており、そこに研究所もございませうからその中身を知ってどうするのがいいかということを考えるべきであるというふうに思っております。なかんずく浜岡原子力発電所には三千人以上の方たちが働いておられます。一人につき三人家族であるとすれば一万人近い人たちの生計のもとになっているところでもあります。その人たちのこともあわせて考えねばならないということでございます。その人たちがどのようにしたら希望を持てるかということを考えねばならないということでもあります。

電力会社は安全性はもとより電力を供給しなくてはなりません。供給するための原子力発電所は難しいにしても、しかしながら研究をする中で若干の発電もできるでしょう。少なくとも浜岡原子力発電所は今発電所であるにもかかわらず受電をしているという、本来の中部電力の存在理由が問われているということを深く反省するべきであると思えます。しかもそこから高圧の送電線が各地に渡されておりますけれどもこの高圧の送電線はおよそ三百六十万キロワット分を供給する能力を持っているわけです。これが全く稼働していないということでもありますからこうしたことをどういうふうにするかということもあわせて考えるべきであ

ると。原発の中における安全性だけではなくてこれを災いをいかにして福と変えるかというために既存の施設をどう活用するかということを考えるべきであるというのが私の立場でありまして、そうした立場、一つの立場でしかありません。

やはり、しっかりと争点にして、争点にできないような人は結局問題を先送りするだけです。だから何の問題の解決にもなりません。ただただ自分の主張を言うという、それは主張は根拠がなければ全くもうそれはオオカミの遠ぼえでしかないというふうに思います。そうした意味でこれは当然争点にするべき問題である、極めて重要な問題であるというふうに考えているところであります。

私ども県といたしましては、今後とも国に対しては厳正な審査を求めます。これは安全性を確保するためには審査を拒否してはなりません。オープンにしなくてはならないと考えるからであります。また本県が持っております防災・原子力学術会議を中心にいたしまして浜岡原子力発電所の安全性について独自に検証を行い、ついでには安全性にかかわる技術を商品としていくと。いずれどの原発も日本中、世界中の原発も必ず廃炉になります。そのときにこうした沸騰型の発電所に対して廃炉にする技術はどうしたものか一番最適かということがもしそこで開発されれば、それはそのまま商品になるわけでありまして、つまり存在理由が出てくるわけです。

そうしたことも踏まえまして、私は安全性の確認を中部電力御自身が安全性に軸足を移すというふうに取り締役会でお決めになり、それを公開して社長が言われて今日に至っているわけでありまして、これを軸にした生き残り作戦を今考えるべきであると。言いかえますと安全性の確認を最優先に取り組んでいくというのが我々県の今後の姿勢であります。

その他の御質問につきましては副知事、関係部局長から御答弁を申し上げます。

○議長（鈴木洋佑君） 吉林副知事。

（副知事 吉林章仁君登壇）

○副知事（吉林章仁君） **県民幸福度の最大化について**お答えいたします。

県では、富国有徳の理想郷づくりの基本理念のもと、県民幸福度の最大化を目指し県民誰もが誇りと希望を持って物心ともに豊かに暮らすことができる社会の実現に取り組んでおります。

県民幸福度の最大化を図りますためには、県民の暮らしの不安を払拭し、一人一人の希望をかなえることを基本とすべきと考えております。そのため知事と同様に私もできる限り直接現地に出向き、県民の皆様の声をお聞きし、問題を解決していく現場主義に努めているところでございます。

幸福の実感は個人によって異なり、客観的な指標であらわすことは重要である一方適正に示すには難しい面があると認識をしております。高度成長時代が終えんし物の豊かさより心の豊かさを重視する意識が高まっている昨今、物質的、経済的な指標でなく、人の生き方に基づく幸福度の指標化を求める動きが国連を初め国や地方自治体において進められていることは議員御指摘のとおりでございます。

このため県では、本年度さらなる県民幸福度の向上に向け主観的な観点と客観的な観点の双方からさまざまな幸福度の定義を総合的に研究いたしますとともに、若者や女性、転入者、転出者など県民の皆様の御意見や実感を改めて把握をいたしまして幸福度に寄与する指標の分析を行っているところでございます。その内容に基づきまして新たに県民の皆様にわかりやすく見える化された目標の設定を行うこととしておりまして、これを次期総合計画の策定に活用してまいりたいと考えております。

今後とも、最終年度となります総合計画後期アクションプランに掲げる「住んでよし 訪れてよし」、「生んでよし 育ててよし」、「学んでよし 働いてよし」、「生まれてよし 老いてよし」の理想郷づくりを引き続き着実に進めてまいります。

さらに、県民幸福度の最大化を目指し、後期アクションプランの総仕上げが新たな出発との考えのもと、県民の皆様が多様な価値観に基づく生活を営むことができ、人生の質を高めながら活躍できる社会の実現を図ってまいります。以上であります。

○議長（鈴木洋佑君） 高木くらし・環境部長。

（くらし・環境部長 高木利夫君登壇）

○くらし・環境部長（高木利夫君） **中山間地域への移住者の受け入れ体制の充実について**お答えいたします。

都市部に比べ就職先や利用できる家屋も限られる中山間地域では地域団体、集

落支援員を初めとした地元に着した方々による移住希望者へのきめ細かなサポートが必要とされています。中山間地域での取り組み例として藤枝市瀬戸ノ谷地区では田舎暮らし見聞会として地域おこし協力隊員が空き家を改修した自宅を公開したところ、地元の空き家所有者に貸すことへの安心感が生まれ、住まいを提供する方がふえたところでございます。また富士宮市猪之頭地区では移住希望者の求めに応じ自治会の役員が空き家や活用できる農地を紹介するなど地域総ぐるみで取り組んだ結果、移住者一家を迎え入れることになりました。

県といたしましては、こうした取り組みが中山間地域での移住促進につながることを考えておりますことから、市町や地域団体などで構成いたしますふじのくにに住みかえる推進本部の地域支部会議を開催し、それぞれの地域団体が成功事例やノウハウを共有できるように図ってまいりました。また中山間地域では人と人とのつながりを大切にしていることから地元と移住希望者を結ぶ人材の確保が重要でありますので、地域活性化や移住促進の核となる集落支援員の養成や地域おこし協力隊等の活用を促進し、中山間地域への移住の受け入れ体制の充実に努めてまいります。以上であります。

○議長（鈴木洋佑君） 山口健康福祉部長。

（健康福祉部長 山口重則君登壇）

○健康福祉部長（山口重則君） **ひきこもり対策について**お答えいたします。

県では、平成二十五年度にひきこもり支援センターを設置し相談支援や家族教室を行うなどひきこもりの方やその家族の方々の支援に努めております。

ひきこもりの状態の改善が進み社会と交流する意欲を持ち始めた方につきましては、自宅以外で過ごすことができる居場所を用意することが自立を進める上で大切なことから、本年度よりNPO法人や社会福祉法人と協働して九月一日から県内四カ所で居場所を設置し、十月末時点で三十四名の方が利用するなど社会参加に向けた支援をしております。居場所におきましては利用者同士が交流するプログラムを用意し、仲間と一緒にゲームや料理などを通じて他人とのかかわりを持てるための支援を行っております。

また、ひきこもりの改善には本人の気持ちに寄り添った支援を続けていくことが有効であることから、ひきこもり支援センターと居場所が連携して本人の状態を共有し支援方針の協議を行うなど支援が途切れることがないように努めており

ます。

今後は、福祉を初め教育や就労などの支援を行う関係機関との情報交換会や困難事例に対応するための研修会などに関係するNPO法人や社会福祉法人にも参加していただき、支援員の専門性の向上や支援団体相互の連携を促すなど関係する法人の育成にも努め、居場所において本人の状態に応じた適切な支援を提供できるよう機能を充実し強化してまいります。

県といたしましては、引き続きひきこもりに悩む本人や家族の気持ちに寄り添う支援をしっかりと行ってまいります。また市町やNPO法人などの関係団体との連携を一層強化して、社会全体で支援できる体制づくりに取り組んでまいります。以上であります。

○議長（鈴木洋佑君） 若原農林水産戦略監。

（農林水産戦略監 若原幸雄君登壇）

○農林水産戦略監（若原幸雄君） **ビジネス林業について**お答えいたします。

現在の本県林業をめぐる状況を見ますと、住宅等の従来の需要が減少傾向にある中、本県の森林資源の多くが出荷適期であります樹齢五十年前後に達しております。本県林業を持続的に発展させていくためには、こうした条件が重なっている今県産材の需要と供給を一体的に創造していく必要があるとの考えのもと、ふじのくに森林・林業再生プロジェクトに取り組んでおります。

需要の創造につきましては、御指摘のとおり目標の五十万立方メートルのめどが立っております。他方、供給の創造でございますが、こちらは売りたいものを生産するプロダクトアウトの発想を売れるものを生産するというマーケットインの発想こちらに転換していただいた上で、売れるものを生産してもなお収益が得られるそうした経営に変えていく。こういったビジネス林業の育成と考えております。

現時点では目標としております五十万立方メートルの達成には至っておりませんが、需要に関しましては先ほど申し上げたとおりめどが立っている中、こちら供給側の状況による部分が大きいのではないかとこのように認識をしております。

県といたしましては、これまで各事業者が抱える課題に応じたビジネス林業促進事業を通じまして発想の転換を図るとともに、低コストの木材生産を実践する

森林技術者などビジネス林業の現場を担う人材の育成を支援してまいりました。今後は、こうした事業を引き続き行いましてビジネス林業の育成を進めるとともに、ビジネス林業に転換したというふうに認められるような、そうした経営体につきましては事業の集約でございますとか林業機械の導入、人員の増強などを通じました事業規模の拡大、こういったものを支援してまいりたいと考えておるところでございます。以上であります。

○議長（鈴木洋佑君） 村松交通基盤部長。

（交通基盤部長 村松 篤君登壇）

○交通基盤部長（村松 篤君） **インフラの老朽化対策における新技術の活用について**お答えいたします。

県のインフラの老朽化対策については、橋梁、舗装、トンネルにおいて損傷の推移を適切に予測し計画的な補修を行って長寿命化を図る予防保全の考え方に基づき、維持管理、更新をする段階に全国に先駆けて来年度から移行する予定であり、あわせて対策をより効果的に進めるため新技術の導入をさらに推進することとしております。

本県では、平成十年度に新技術の登録制度を設けこれまでに四百九十件を登録しており、設計段階から活用を促すことで現場への普及を図っております。このうちインフラの老朽化対策に役立つ新技術の登録は四十四件ありますが、昨年度の活用は特殊なコーティング材による舗装のひび割れ抑制など六件にとどまっております。このため、昨年度から国の新技術の登録制度であるNETISと登録情報を共有化することにより認知度の向上を図っております。

また、富士市のベンチャー企業によるレーザーを活用したさびの除去技術や浜松市の電子機器メーカーによる非破壊試験など本県の企業が保有する技術に対し施工機会を提供することにより建設現場への導入を促進するなど、現場ニーズに応じたより広範な技術の活用について現在検討を進めているところであります。

県といたしましては、こうした取り組みにより新技術の活用を促進し、低コストで質の高い効果的なインフラの老朽化対策を進めてまいります。以上であります。

○議長（鈴木洋佑君） 小長井由雄君。

（三十三番 小長井由雄君登壇）

○三十三番（小長井由雄君） それぞれお答えをいただきましてありがとうございました。

要望三点と若干の質問をさせていただきます。

県民幸福度の最大化についてでございますが、高齢化社会へ移行する時期に従来のような経済を重視している考え方と異なる指標の必要性というのが高まっているのではないかと思います。今回指標を作成するということで、この新しい尺度を通じた県政の取り組み、見直しや施策、政策への活用というふうにつながっていくのではないかなと思いますので、県民にわかりやすい指標の作成をしていただきたいというふうに思います。

次に、**ビジネス林業について**でございます。

この県の支援策、林業経営をしっかりとやっていこうという皆さんには非常にありがたいものだというふうに伺っておりますが、その中でも例えば林業分野ということで講師を派遣というようなメニューもあるようでございますが、林業という講師というものの確保がかなり難しいというような面もあろうかと思えます。そういったこともあるかと思いますが、ニーズに応じた支援を充実していただくようお願いをいたしたいと思えます。

次に、**インフラの老朽化対策における新技術の活用**でございますが、今後この分野はこれから大変大きな財政的な負担が大きくなるということで、この分野は新しい技術が次々と出てくるんじゃないかなというふうに予測がされます。そういった新技術を掘り起こしていただいて、活用を積極的に活用していただきますようお願いをいたしたいと思えます。

それでは再質問をさせていただきます。

浜岡原発についてでございますが、浜岡原発は予想される東海地震の震源域の真上にあります。この地震では直下型の地震となる可能性が高く、そうすると被害は甚大なものになるというふうに予測をされます。震源域の真上にある浜岡原発の、これまた大きな被害を受けることが心配をされます。

浜岡原発が過酷事故に見舞われれば東名高速、新幹線、JR、国道一号線、この日本の大動脈が分断されて大混乱に陥ることになるかと思えます。静岡県の

ですね、四百三十九品目の静岡県の食材、それから七百四品目の花、富士山世界文化遺産を初めとする多数の資源。こういったものも大打撃を受けるというのかももう無用なものになる可能性だってあると、事故が起こればというふうに考えます。

知事は、二〇一一年九月議会で浜岡原発の再開の是非を考える上で大前提として一〇〇%の安全を追求していかなければいけないというふうにおっしゃいました。先ほどもそういうふうにおっしゃっていただいたと思うんです。東日本大震災前までは大多数の国民の皆さんと同じようにとめる、冷やす、閉じ込める、これで一〇〇%放射能が外へ出ないというふうに説明を聞かされていたんではないかなと思います。しかしそれは間違った安全神話でした。

そして、近ごろでは三十一キロ圏から出れば安全だと思わせるような話になっているようにも感じます。三十一キロ圏から出れば放射能からは安全だという保障はどこにもありません。第一、九十四万人もの県民が地震被害地の中を短時間で三十一キロ圏から脱出できるでしょうか。福島第一原発から三百五十キロ離れた、しかも偏西風の流れる方角から反対のこの静岡県でも通常以上の高い線量が観測されてお茶への被害は甚大なものがありました。

原発事故は国民生活を根底から覆します。経済も文化も芸術も教育も、生活の全て何もかもです。原発の危険性をむげにするのは無責任だと思います。福島第一原発の事故で国民はそのことに気づきました。問題はそこでどういう行動をとるかだということだと思います。浜岡原発について知事も先ほどおっしゃいました。ぜひとも来年の知事選の争点として活発な議論を知事も含めてやっていただきますように、これは質問ではなくそういうふうをお願いをさせていただきます。

次に、先に**ひきこもり対策**についてお伺いします。

ひきこもり問題については、ひきこもりの長期間化、年長化による深刻な状態も見られ、何よりも問題の性質上実数を把握することが困難であります。親が見ることはできるうちは問題とならなかったことが、親が高齢化し介護が必要になった場合には引きこもっている方との共倒れのおそれもある悲惨な状況になります。ひきこもりに関しては国の対応もおくれており、まだ法制化もされておられません。そのために予算づけになる根拠となる法律がないなど自治体の皆さんにも

苦労されているのではないかなと思います。

そのような中での本年からの県独自に四力所の居場所を設置していただいた意義は非常に大きいと考えます。ひきこもり支援に一步を踏み出してくださったと多くの関係者の皆さんが評価しております。ただ課題もあり、現在は週一回の開設となっておりますが、この開設日数をふやしていただくことが求められます。横浜市、愛知県、大阪、京都などでは平日の毎日の開設体制をとっており、そこに相談員を置き、また就労支援も行っていると聞いています。これから高齢化の進む中で大きな社会問題になっていくと思われませんが、このひきこもり問題について知事はどのような御認識を持っているのかお聞かせをいただきたいと思います。

次に、**中山間地への移住者の受け入れ体制の充実**でございます。

先ほどお答えいただきました大きな問題はですね、仕事の雇用の確保ということだと思います。この仕事はどこにあるか、雇用がどうあるか。この情報は移住してこようとする皆さんには非常に重要なことになっております。これに対してわかりやすい、探しやすい、雇用を探しやすい。そういうような状況をつくれなどうか、もう一度お伺いをいたします。以上、答弁を求めます。

○議長（鈴木洋佑君） 山口健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口重則君） **ひきこもり対策の再質問について**お答えします。

ひきこもり問題につきましては今議員もおっしゃったとおり、高齢化等を伴いますと非常に孤立化だけでなく生活の仕方というのも非常に問題になってきますので、ひきこもりにつきましては治療が長期にかかりますが、早期にひきこもりについて相談をしていただき早期に対応していくというのが非常に大事だと思っています。そうしたことからひきこもりにつきましては、今ひきこもり支援センターがありますがそこに相談窓口もありますので積極的に活用を促していきたいと思っております。

そして、今年度からやりました居場所につきましては、非常に効果が高いというのも聞いておりますので、この居場所、先ほど週一回についてということです

がこれはまたNPO法人とのやり方等も聞きながらまた最も効果的な方法等もこちらのほうで協議をさせていただきながら、最も最適な回数にしていきたいと考えております。以上です。

○議長（鈴木洋佑君） 高木くらし・環境部長。

○くらし・環境部長（高木利夫君） **中山間地域への移住者の受け入れの体制の充実**についての再質問にお答えいたします。

仕事の確保ということで、わかりやすいそういった仕事の紹介ができないかというお話がございましたけれども、今実際にハローワークにつきましてもインターネットで検索ができます。市町村単位ということで、あと沿線沿いという形での検索ができるものですから、まずこれについてしっかり広めていきたいと思えます。

また、市町によってはもう求人情報を掲載しているホームページもございますので、そういった点の中で中山間地域におけるそういった仕事の紹介というのもぜひできるような形で、これについては東京にあります移住相談センターも含めまして紹介するように努めてまいります。以上でございます。

平成 28 年 2 月 静岡県議会定例会 質問

質問分類 一般質問

質問日: 2016/03/04

質疑・質問事項: 1 物流を生かした中山間地域の活性化への取り組みについて
2 ニホンジカ捕獲対策の強化について
3 地域医療構想に基づく今後の地域医療の確保について
4 ひきこもり対策について
5 認証森林の拡大と県産材の利用拡大について

6 農業利用が困難な耕作放棄地対策について

7 浜岡原発について

○議長（吉川雄二君） 通告により、三十三番 小長井由雄君。

（三十三番 小長井由雄君登壇 拍手）

○三十三番（小長井由雄君） 私はふじのくに県民クラブ所属議員として当面する県政の諸課題について、知事及び関係部局長に一括質問方式でお伺いします。

初めに、**物流を生かした中山間地域の活性化への取り組みについて**伺います。

少子高齢化を背景として、過疎化が進む中山間地域では商店の撤退、廃業や車を運転しない方の増加などに伴い買い物難民と言われる住民が増加し、移動販売や日用品の宅配などによる買い物支援サービスのニーズが高まっています。また中山間地域では在来作物などの魅力的な地域特産品があるものの物流網が整っていないなどの問題で販路拡大が困難な場合が見受けられます。

このような現状を踏まえて、物流・交通事業者とNPO法人などとの協働による取り組みが実験的に行われました。それは宅配サービスの維持改善や買い物弱者支援にも役立つ新たな物流システムの構築に向けた国土交通省の地域を支える持続可能な物流ネットワークの構築に関するモデル事業として全国で五カ所選定されたものです。静岡市葵区玉川地区においてもきこりと花屋で切り拓く里山の未来といった事業名で路線バス事業者や地元の関係者が取り組んだと伺っております。

玉川地区は、静岡市街地から車で約四十分と都市部から比較的近い立地でありながら平成十五年から平成二十七年で人口が約三割減少するとともに、高齢化率が四五%を超えるなど過疎化、高齢化が進行している地区であります。この玉川地区を対象とする取り組みは路線バスを活用し、ひとり暮らしやバス停から離れて居住している高齢者世帯を対象とした買い物支援として御用聞きにより注文のあった米や牛乳などの日用品を都市部から玉川地区に運ぶとともに、玉川地区でとれた緑茶や紅茶などの農産物や華道で用いる枝物やコケ類などを都市部へ運ぶという試みです。このような輸送の効率化による取り組みは中山間地域の活性化や生活の向上に結びつける新たな仕組みとして期待できるものであり、あわせて高齢者や空き家の見守りも実施できるものです。

人口減少社会が進展する中、これまでの買い物支援サービスだけでなく今回のように効率的な物流ネットワークを活用した取り組みも必要と考えられますが、県はこれを今後どのように進めていくつもりか伺います。

次に、**二ホンジカ捕獲対策の強化について**伺います。

農山村における野生鳥獣による被害は、生産者の生産意欲を奪ってしまうほどの深刻な状況にありそれにより耕作放棄地の拡大に拍車がかかることにもなっています。三十年から四十年前はハクビシンによる農作物被害が大きな問題となっていました。その後里山にはあまりあらわれなかったイノシシの被害が拡大し、伊豆の波勝崎の野猿公園や大分の高崎山自然動物園で目にするくらいだと思っていた二ホンザルが集落へ出現し、奈良公園に行かなければ見られなかった二ホンジカや南アルプスへ登ってもまれにしか見ることができないと言われていた二ホンカモシカが今では身近に生息し珍しいものではなくなるとともに、農林産物の被害は急拡大してきました。

県内の野生鳥獣による農林産物の被害額は、平成二十一年度の約七億円をピークとして平成二十六年には約四億八千万円となるなど減少傾向にあります。しかし内訳を見ると二ホンジカによる被害は毎年一億四千万円程度で推移しており、これまで被害が大きかった伊豆地域や富土地域だけでなく県内全域に広がっております。

私の地元である静岡市でも、ミカンやお茶が食べられて収穫量が減ったり杉やヒノキの苗木も食べられてだめになり丹精込めて育てたヒノキの皮が?がされて価値が著しく低下したりと二ホンカモシカによる食害とあわせて農林業に大きな被害を与えております。

また、これに加えて二ホンジカはユネスコエコパークに登録された南アルプスの高山植物を食害により衰退させるなど生態系への脅威にもなっており、近年市街地へも出没して市民に不安を与えるなどその被害は年々深刻な状況にあります。

県はこれまで、特に被害の大きい伊豆地域や富土地域を中心に二ホンジカの生息数管理を進めておりますが、こうした状況を鑑みるとより一層の捕獲の強化を図りつつ県内全域に対策を広げていく必要があると考えます。またそうした管理を継続的に実施していくためには狩猟や獲物の利活用によりビジネスが成り立つ

ような方策を進めることも肝要と思われませんが、喫緊の課題としては何としても早急に二ホンジカの生息数を減らし被害を抑えることが求められています。

そこで、来年度は県として具体的にどのように取り組んでいくのか伺います。

次に、**地域医療構想に基づく今後の地域医療の確保について**伺います。

日本の高齢化は急速に進行しており、十年先の二〇二五年には国民の三人に一人が六十五歳以上になると推計されています。本県においても平成二十七年四月一日現在の六十五歳以上の高齢者人口は百万人を超え、さらに二〇二五年には百万人をも超え高齢化率は三一・六%になると推計されております。高齢化が進行する日本において将来地域で必要となる医療の確保は重要な課題であります。課題解決に向けて国は昨年六月、二〇二五年に向けた医療提供体制等の改革を進めることを目的に医療介護総合確保推進法を制定し各都道府県は同法に基づき地域医療構想の策定が求められました。この構想はいわゆる団塊の世代が七十五歳以上となる二〇二五年に向けて必要となる地域医療の確保を目的にしたもので、本県も本年度中の策定を目指して現在検討を重ねていると伺っております。

今回の構想の策定に当たっては、国が二〇一三年の全国の医療需要いわゆるナショナルデータベースを分析、都道府県ごとの需要量を示し各都道府県はこのデータをもとに各地域の事情や特性を考慮して将来の需要量を推計するといった画期的な手法を取り入れて進めていると伺っております。これまでも増して詳細な分析による、より本来あるべき姿に近い構想となるものと期待しているところでもあります。

しかしながら、構想は策定すれば終了ではありません。むしろスタートであります。この構想をどのように推進していくのが最も重要です。また構想の実現のために行政が強制的に民間の医療機関の活動に影響を与えることはできないことは言うまでもありません。

そこで、今回の地域医療構想により必要となる医療機能の確保に向けた方針と取り組みについて、県の所見を伺います。

次に、**ひきこもり対策について**伺います。

ひきこもりに特化した第一次相談窓口としての機能を有するひきこもり地域支援センターについては、平成二十一年度から国の補助事業として整備が始まり現時点で都道府県と指定都市において六十四カ所が設置されていると伺っております。

す。

県内の状況を見ても、平成二十一年の浜松市、平成二十五年の静岡県に続き昨年四月には静岡市がひきこもり地域支援センター「D a n D a nしずおか」を開設し、ひきこもり者への支援体制が整ってきました。静岡県ひきこもり支援センターにおける相談や支援の件数はセンターを設置する前と比べ約二・五倍以上となっています。本人からの相談も多く寄せられており相談や面接を継続していくことでひきこもり状態の改善が見られる方もいらっしゃるかと伺っております。特にひきこもり状態が長期化している場合などその改善には時間がかかるため改善状況に応じた適切な支援を継続して提供していく必要があります。

このことから、ひきこもり支援センターに求められる役割としてセンターだけで支援を続けるのではなく相談者の状況を的確に把握した上で相談内容等に応じて医療、保健、福祉、教育、就労等の適切な関係機関へつなぐなど市町や地域で活動するN P O法人などとも連携して身近な地域において切れ目のない支援を提供できる体制が必要です。

そこで、ひきこもり当事者や家族が身近な地域で継続した支援を受ける体制を整えるために地域で活動するN P O法人などどのように連携してひきこもり対策を進めていくのか、県の考えを伺います。

次に、**認証森林の拡大と県産材の利用拡大について**伺います。

東京オリンピック・パラリンピックにおける新国立競技場の建設などを契機として、全国で森林認証材の活用への期待がにわかに膨らんでいるところです。東京オリンピック・パラリンピックは本県においても森林認証の推進や県産材の利用拡大を図る絶好の機会となるものです。県内では昨年十一月に業界と行政が一体となりオール静岡で森林認証を推進するための組織である静岡県森林認証推進協議会が設立されました。また十二月には県と協議会が協力して“ふじのくに”森林認証シンポジウムが開催され「あざれあ」大ホールが満員となる三百三十人の関係者が集まるなど県内での関心の高さがあらわれています。私もこのシンポジウムに参加しましたが基調講演で示された県産材の販路拡大に向けた森林認証の重要性やパネリストの環境と経済を両立させた森林経営に関する高い意識、会場の熱気などを肌で感じ大変感銘を受けたところです。

さらに県では、先月十日から知事のトップセールスで幕をあげた本県独自の静

岡県産材の見本市森林の都しずおか物語ショーT O K Y O ×静岡の木を新宿で開催し首都圏に向けて森林認証材を含めた県産材の品質や供給力、豊富な品ぞろえについてアピールしております。

私も参加したところ、東京オリンピック・パラリンピックの施設建設に携わるであろう建築設計事務所の設計士や木材を調達する商社のバイヤーなどが多数参加しており本県の森林認証材に対する関心の高さを目の当たりにしました。こうしたことから東京オリンピック・パラリンピックを契機として見込まれる森林認証材の需要拡大の流れを絶好の機会と捉え、森林認証材の供給力を高めていくことが必要です。

そのためには、オール静岡で環境と経済を両立させた国際基準の森林認証の取得拡大を図ることが急務であります。また森林認証の推進とともに静岡県産木材の利用拡大を目指すために県内の木材関係団体と県の連携により供給体制を整えることも必要です。そうしたことをあわせて世界水準の森林経営と森林・林業・木材産業の再生につながるものと考えます。

そこで、九月議会の本会議で答弁されている森林認証の取得拡大に関する仕組みづくりについて県はどのように進めていくのか。また他県においては東京オリンピック・パラリンピックの施設の関連業者が県の木材を優先して調達できる制度を導入するなどの取り組みが始まっていると聞きます。本県においても県産材の利用拡大に向け早急に供給体制の強化を図るべきと考えますが本県の取り組みについて伺います。

次に、**農業利用が困難な耕作放棄地対策**について伺います。

耕作放棄地は、病害虫、鳥獣被害の発生、県土保全機能の低下、農村景観の悪化などの影響を周辺農地や集落環境に及ぼすため地域農業の存続や、ひいては地域そのものの存続を危うくするものであります。このため荒廃した支障物の解消整備を行い適切な保全管理を行うことが地域の課題となっております。

こうした中、県では耕作放棄地対策に積極的に取り組みこれまでに約二千六百ヘクタールの再生実績を上げてきました。しかしこのような努力にもかかわらず二〇一五年農林業センサスの結果速報によれば二〇一〇年に比べ耕作放棄地は三百七十五ヘクタール増加しております。

私の住む静岡市北部の中山間地域では、農家の皆さんが先祖伝来引き継がれて

きた傾斜地の農地を荒らさないよう丹精込めて耕作してきました。中には高収益作物であったお茶の生産拡大を図るため開墾により経営面積を増加しながら茶業を続けてきた方もおります。しかし近年のお茶の価格低迷で茶業の継続が厳しくなり、他の高収益作物への転換も見当たらず、高齢化とともに跡継ぎもいない状況の中、断腸の思いで耕作を断念せざるを得ない農家も出てきております。また傾斜地のため作業効率が悪いことから担い手が借り受けての耕作もままならない状況となっております。

私は、こうしたことが本県における耕作放棄地の増加要因ではないかと考えております。耕作放棄地対策として平たん地など営農が可能なところでは従来どおりの農業利用を進めていくことが重要であります。一方で急傾斜地等により耕作条件が悪く営農の継続が困難なところではもとの山に返すなど別の利用を図っていくことも必要ではないかと思っております。

そこで、農業利用が困難な耕作放棄地対策に対する県の取り組みについて伺います。

次に、**浜岡原発**について伺います。

去る二月九日に開催された静岡県防災・原子力学術会議平成二十七年度第二回原子力分科会で、浜岡原発において過酷事故が発生し放射性物質及び放射線が放出される事態に備えた住民等の避難、一時移転及び屋内避難の判断基準、避難先、避難経路、避難手段などを定めた浜岡地域原子力災害広域避難計画案が発表され、三月中に確定されるとの報告がありました。この避難計画はP A Z・U P Z圏に係る十一市町の住民九十四万二千人余を対象としており、避難先の設定においては原子力災害が単独で発生した場合の避難先と大規模地震との複合災害などで単独で発生した場合に設定された避難先に避難できない場合の避難先が設定されています。

福島では、五年を経過した現在でも十万人が仮設住宅や他市、他県で避難生活を余儀なくされている状況です。静岡県の避難計画では避難者の受け入れ期間は一カ月程度としております。それ以降は静岡県、国により調整するとしていますが複合災害の中での調整は困難が予想され、一カ月程度というのは余りにも短く非現実的ではないかと考えますが御所見を伺います。

さらに、県の計画案では避難経路への障害の発生が想定されていません。最高

の技術で最強の強度に建設された原子炉に支障が出るほどの震災に見舞われたとき既存の道路や橋が無傷で済むことは考えられません。P A Z・U P Z圏内市町人口九十四万人余のうちの大勢の人たちが何日にもわたって放射性物質で汚染された地域から避難できない状況にあることも想定されるのではないかと考えますが御所見を伺います。

私の住む静岡市はP A Z・U P Z圏外となりますが、昨年度県が公表した浜岡原発事故時の放射性物質拡散シミュレーションによると気象条件等によっては静岡市にも放射性物質の影響が及び住民が被曝の危険にさらされる事態も想定されます。P A Z圏、U P Z圏に限定しないで県民に被害の及ぶおそれのある範囲を含めた対策が必要と思いますが御所見を伺います。

次に、**浜岡原発廃炉の可能性について**伺います。

知事は、かねてから浜岡原発の最良のあり方として廃炉転用で試験研究施設にすることを提言されてきました。一、二号炉の廃炉に引き続く三、四、五号炉の研究施設への転用で長期間にわたり地元は国家的な大型プロジェクトによる雇用の確保等や何よりも大地震、大津波による原発災害の恐怖から解放されます。川勝知事にはこれまで以上に積極的な提言を期待しますが、考えをお聞かせください。

以上で私の質問は終わりますが、結びにふじのくに県民クラブを代表してこの三月末をもって退職されます職員の皆様に一言お礼を申し上げます。

本年度末で退職されます職員の皆様は、白井企画広報部長、池谷くらし・環境部長、野知交通基盤部長、山崎人事委員会事務局長、鈴木監査委員会事務局長を初め知事部局で二百二十七名、教育委員会で七百三十一名、警察本部で百八十四名、合わせて現時点で千百四十二名と伺っております。最も早い方で昭和四十九年に入庁され、以来今日まで県民の福祉向上を初め本県の発展のために御尽力されたことに改めて敬意を表します。入庁から今日まで必ずしも平たんな道のりばかりではなかったとも存じますがそれらも全て乗り越えみずからの仕事をなし遂げた達成感を今はお持ちになっているのではないのでしょうか。

このたび定年とはいえ心身ともにまだまだ若い皆さんです。今日までの豊富な経験と見識を生かし新たな人生を歩まれますよう御祈念を申し上げますと同時

に、折に触れ後輩に対しまして御指導賜れば幸いに存じます。皆様の御多幸を心より御祈念申し上げまして私の質問を終わります。

○議長（吉川雄二君） 川勝知事。

（知事 川勝平太君登壇）

○知事（川勝平太君） 小長井議員におかれましては、この三月末で退職する部長以下職員に対しまして温かいねぎらいの言葉とお励ましの言葉を頂戴いたしましてありがたく、彼らにかわりまして厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

小長井議員にお答えいたします。

物流を生かした中山間地域の活性化への取り組みについてであります。

少子高齢化の進展により人口減少・超高齢社会の到来が確実に見込まれる中、人口が減少しても快適で安全な暮らしを維持するには持続可能な社会システムの構築が必要です。特に過疎化、高齢化が著しい中山間地域におきましては物流網の脆弱化に伴う課題の解決が求められております。このため県庁内に物流に関する課題解決を図るプロジェクトチームを立ち上げまして地域を支える持続可能な物流システムの構築をテーマの一つとして取り組んでまいりました。国土交通省のモデル事業の採択を受け、静岡市玉川地区でその実証実験を行ったところでございます。

この実験の結果、玉川地区では個々の家庭への御用聞きや農産物加工所を立ち上げる地元住民の活動が生まれますとともに、新たな特産品の開発や御用聞きの高齢者への見守りにつながるなどの効果がありました。その中には私のすぐそばで働いている好青年がおりまして、知事公室なんですけど、土日にもそこに行って汗を流してございましてこれもその成果の一つであります。玉川の雑誌も出してございましてまことに立派なものでございまして私も愛読をしております。そうした効果が出ました。

一方、この取り組みを持続可能なものとするためには中山間地域と都市部の双方向での物流量の拡大や都市部で販売する特産品の魅力の向上と供給量の確保などの課題も明らかになりました。来年度は玉川地区における地域主体のこの取り

組みが課題を克服して経済性の高い持続可能な物流システムとなるよう支援するとともに、他の地域においても取り組みを促進してまいります。

県といたしましては、地域の実情や既存の交通体系を考慮して持続可能で効率的な物流ネットワークを構築し、地元特産品の販路拡大と生活支援サービスの提供を両立する取り組みを広め、中山間地域を初めとした人口減少の著しい地域におきましても快適で安全な生活を営むことができる地域づくりを進めます。

といいますよりも、私は近代百五十年間都市化あるいは都市に住むことがハイカラであると言われてまいりましたけれどもそうではなくて、これからの新しい魅力的な生活スタイルは中山間地域においてこそ営まれ得ると。こういう大きなパラダイムシフトといいますか価値転換をつくり上げたいというふうに思っております。内陸のフロンティアを拓く取り組みの中には新しいライフスタイルの確立というのも入っておりますがこうしたものをいきなり個人がやるのは難しゅうございますので、内浦であるとか阿蔵山であるとかそうした県が関与しております——内浦は沼津でございますがそうしたところを中心にやります、議員のいらっしゃるようなこのすばらしい伝統と歴史と、また静岡県にとっては恩人でございます聖一国師のふるさとでもございますので、そういうところこそ実は本当の桃源郷であると。こういう価値観を日本中でやっていくことが地方創生の柱の一つでもあろうかというふうに考えている次第でございます。

次に、**認証森林の拡大と県産材の利用拡大について**であります。

東京オリンピック・パラリンピックを契機に、森林認証材の利用の拡大が見込まれることから認証森林のさらなる拡大と供給体制の整備により県産材全体の利用拡大につなげてまいりたいと考えております。

本県におきましても、認証材を促進するための関係者の全体の会合が中谷先生を会長として今進んでおります。これからのオリンピック、既に東京オリンピックの前のこのリオデジャネイロ、さらにロンドンオリンピックにおきまして認証材しか使っちゃいけないというそういうのが国際的な潮流でございます。本県は国際的な認証でありますF S Cが四万五千ヘクタールございます。これは全国で二位です。首都圏に一番近いところ、山梨県と静岡県がその一位、二位を占めております。

もう一つ、日本の認証でございますS G E Cというのは本県はたしか十位だと

思いますけれども一位は北海道、二位が熊本、宮崎、鳥取、大分、徳島といったところで首都圏から遠うございますので順位は十位というところでございますけれどもメリットはあります。したがって、本県はS G E C——これは日本の認証ですけれどもことし中にヨーロッパの認証とともに国際認証になるということでございますので、首都圏のものでお使いになるならばふじのくにのものをお使いくださいと。こういう運動を御一緒に推進してまいりたいと思っております。

この認証森林の拡大につきましては、認証に必要な審査等の経費を縮減する仕組みづくりが重要であります。既に天竜地域では約四万ヘクタール、八千人の森林所有者が一つのグループとなって認証を取得し個人の負担軽減を図っている事例がございます。こうしたことからこれを参考にしまして県内全域でグループ化による認証取得を進めることとしております。

このため、先月県内二カ所で市町や森林組合などを対象に森林認証取得の必要性とあわせ、グループで取得した場合の経費負担や事務手続に関する研修会を開催いたしました。今後は県営林が中心となって周辺の森林を取り込むなどのグループ化を進めてまいります。あわせて静岡県森林認証推進協議会、これが中谷会長さんの会でございますが審査手続のマニュアルの作成や認証グループへの参加を促すポータルサイトの開設を支援いたします。

県産材の利用拡大につきましては、多様なニーズに応じて木材を適切に供給する体制の構築が極めて重要です。今年度はまず認証森林の多い天竜、大井川、静岡地域を対象に個々の製材工場が得意とする分野の専門性を生かしながらも相互に連携して木材製品を安定的に供給する共同体制の構築に向けた取り組みを支援しているところでございます。来年度からはこれを全県に拡大してまいります。

県としましては、環境と経済を両立させた世界レベルの森林管理の実現と、静岡ブランドの県産材、その供給力の強化を図り、本県の森林・林業の再生を加速し、もりの都として名実ともに確立してまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、関係部局長から御答弁を申し上げます。

○議長（吉川雄二君） 池谷くらし・環境部長。

（くらし・環境部長 池谷 廣君登壇）

○くらし・環境部長（池谷 廣君） **ニホンジカ捕獲対策の強化について**お答えいたします。

ニホンジカにつきましては、第二種特定鳥獣管理計画に基づき被害が甚大な伊豆及び富士地域を中心に管理捕獲を実施し、両地域の昨年度の捕獲数は約一万三千頭で五年前の二倍に達していますが依然として個体数は減少せず危機的状況にあります。

このため、平成二十八年度は大型囲いわなによる一斉捕獲を拡大するとともに、新たに農作物等の被害の深刻な伊豆地域の里山においてわなを使った集中捕獲を導入するなど捕獲の強化に努めてまいります。また本年度から開始した南アルプスにおける試験捕獲につきましては本格実施に向けて範囲を拡大して実施する予定であります。

さらに、天竜川や大井川などの上流域でも有害鳥獣の生息密度や捕獲数が増加していること、管理捕獲実施地域以外のまさに県内全域において有害鳥獣の被害が拡大、深刻化し一層の対応を求める声が高まっていることから平成二十九年度からの次期管理計画におきましては管理捕獲地域の拡大を視野に入れて検討を進めてまいります。

また、捕獲のインセンティブを高める方策として捕獲した獣肉を市場に流通させることが効果的であることから経営が順調な南伊豆町の民活による獣肉処理施設の成功事例の他地域への紹介などビジネス化の取り組みの拡大も促進し、官民一体となって捕獲強化に努めてまいります。以上であります。

○議長（吉川雄二君） 山口健康福祉部長。

（健康福祉部長 山口重則君登壇）

○健康福祉部長（山口重則君） **地域医療構想に基づく今後の地域医療の確保について**お答えいたします。

県では、地域医療構想により示す二〇二五年に必要な医療機能を確保していくため地域での関係者による協議に基づく医療機関の自主的な取り組みを促していくことを基本的な方針としております。このため構想策定後は医師会や歯科医師会を初め病院団体や市町と医療保険者などから成る地域医療構想調整会議を構想区域ごとに設け、病床機能の分化連携を初め在宅医療の確保や医療と介護の連携など各地域にふさわしい医療提供体制について協議を進めることとしております。

また、県ではこの調整会議での議論を通じて明らかとなる医療機関における病

床機能の転換や在宅医療の充実、医療人材の確保といった自主的な取り組みを地域医療介護総合確保基金などを活用して積極的に支援していくとともに、県全域の課題である医師確保や医療と介護の連携などに取り組み、地域医療機能の充実と強化に努めてまいります。

県といたしましては、地域医療構想に基づき効率的で質の高い地域医療を確保していくため、医療機関はもとより市町や関係団体等とも協力しながら全力を挙げて県民が将来にわたり安心して暮らせるふじのくにの実現を目指してまいります。

次に、**ひきこもり対策**についてであります。

ひきこもりが長期化している方の改善には長い時間を要することから、県ひきこもり支援センターによる支援だけではなく市町やNPO法人などと連携して身近な地域において継続した支援を提供していくことが重要であります。

このため、ひきこもり支援センターでは福祉や教育、就労などの支援を行うNPO法人や行政機関の職員による互いの活動内容を発表する情報交換会を開催することで、さまざまな分野の立場から相談者の状況に応じた支援の提供ができる協力関係を構築しております。また困難事例に対応するための具体的な支援方法を学ぶ研修会などを開催して支援に携わる職員の資質向上にも努め、一人一人に合わせた適切な支援を提供することとしております。

来年度からは、NPO法人などに委託してひきこもり支援センターの相談により改善が見られ社会とかかわる意欲を持ち始めた方々が集まり自宅以外で安心して過ごせる居場所を身近な地域に設置し、ひきこもりの方が社会参加の第一歩を踏み出すための支援としてまいります。

県といたしましては、ひきこもり支援を行う市町やNPO法人など関係団体と連携を強化し、身近な地域において本人や家族の気持ちに寄り添い継続した支援ができる体制づくりに取り組んでまいります。以上であります。

○議長（吉川雄二君） 野知交通基盤部長。

（交通基盤部長 野知泰裕君登壇）

○交通基盤部長（野知泰裕君） **農業利用が困難な耕作放棄地対策**についてお答えいたします。

農地は、食料の安定供給にとって不可欠な資源であり有効に利用される農地の

確保が重要でありますことから本県ではこれまで農業利用を目的とした耕作放棄地の再生を支援してまいりました。耕作放棄地の中には急傾斜地や排水不良等の不利な条件のために借り手がなくみずからの力では保全管理が困難な農地も存在しており、この解消が課題となっております。

このような耕作放棄地のうち、既に森林の様相を呈しているなど農地への復元が困難で周辺の営農や景観等に支障を及ぼさない耕作放棄地については農業委員会による非農地化の手続を促進してまいります。

一方、周辺の営農や景観等に支障を及ぼす耕作放棄地については地域住民の皆様や農業者等が協力して景観作物の植栽や林地化等により適正に管理をしていくことが有効であります。このため来年度の新規事業により現場条件の異なるモデル地区を抽出して、例えば茶園で放棄された茶の木を除去して景観作物への転換などを実施し、具体的な支障物の除去方法や保全管理等のあり方などの適切な対策方法を検討してまいります。

県といたしましては、農業利用が困難な耕作放棄地の解消を促進するとともに、良好な耕作条件を確保する農業生産基盤整備や多面的機能支払制度等の活用による耕作放棄地の発生抑制や再生利用を促進し、豊かで美しい農山村の創造に努めてまいります。以上であります。

○議長（吉川雄二君） 外岡危機管理監。

（危機管理監 外岡達朗君登壇）

○危機管理監（外岡達朗君） **浜岡原発について**お答えいたします。

現在策定中の浜岡地域原子力災害広域避難計画に示す避難は、住民の避難を迅速確実に実施するための緊急的なものであり滞在期間は原則一カ月程度としております。避難が長期化する場合には国の支援を受け、できるだけ速やかにホテル、旅館、公営住宅へ移転していただくなどの対応を検討してまいります。

避難経路の確保に当たっては、緊急輸送路等の整備や橋梁の耐震対策を進めるとともに、新たにスマートフォン等を活用し避難経路の状況を住民へ提供するシステムを整備するなどの的確に情報を伝達し、円滑な避難の実施に努めてまいります。

三十一キロメートル圏内である原子力災害対策重点区域を越えて放射能の影響が及ぶおそれがある場合には、国がモニタリングを行い必要に応じ屋内退避等を

指示することから県は市町と連携し防災行政無線等のさまざまな手段を用いて住民への迅速な情報伝達等を行ってまいります。

中部電力は、浜岡原子力発電所に原子力安全技術研究所を設置し廃炉技術等の公募研究に取り組んでおり、国際的にも注目される原子力の安全技術のメッカとなる可能性を有しております。県といたしましてはこの取り組みに注目するとともに、引き続き安全の確保を求めてまいります。以上であります。

○議長（吉川雄二君） 小長井由雄君。

（三十三番 小長井由雄君登壇）

○三十三番（小長井由雄君） それぞれ御答弁をいただきました。

三点にわたって再質問をさせていただきたいと思います。

まず、**ひきこもりの問題**でございます。

ひきこもりにつきましては今議会でも大石裕之議員からの質問がございました。非常に複雑な問題、しかも長期間にわたる、高齢化すると大きな問題になっていくというようなことでありましたがこの非常に時間のかかるですね、解決するのに、このひきこもりの問題。これは行政がかかわるといふ点はもちろんあると思いますが先ほどもお話がありましたとおり地域で活動するNPO法人、こういったところでですね、比重を移してやっていただくというようなことは必要ではないかなというふうに考えますがこのNPO法人のですね、育成支援。これをですね、強力に進めていく必要があると思いますがその辺についての考えをお聞かせください。

それから、**浜岡原発について**でございます。

避難計画についての御答弁をいただきました。難しい計画作成だと思います。これは本来は国のやるべき仕事ではないかなと思います。大地震と原発事故が重なって発生する複合災害時には果たして短時間で避難ができるのかは非常に疑問であります。特に東海地震の予想震源域はPAZ・UPZ圏の直下でありますからこの直下型地震に襲われたら交通インフラ等に大きな被害発生が予想されます。そうすると車で避難は大変難しいことになります。つまり地震と原発事故が重なった複合災害の場合の実効性のある避難計画というのは難しいんじゃない

かなというふうに思いますが御所見を伺います。

三点目。知事はですね、今議会で憲法の第二章として、第一章天皇、第二章戦争の放棄の前に二章として国土を大切に後世に継承していかなければならないと、こんなふうにおっしゃってありました。我々日本人にとってですね、このかけがえのない日本の自然と国土。これを守っていく。とりわけ霊峰富士を何万年にもわたってですね、放射能という有害物質によって汚染するということは許されないことだと思います。

知事はこれまでですね、この**浜岡原発の再稼働については**自分は再稼働させないということをおっしゃってまいりました。その知事の影響を受けて当局はですね、この知事のことをどのように政策に反映し展開していくのかその辺を伺います。

○議長（吉川雄二君） 山口健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口重則君） 小長井議員の**ひきこもり対策についての再質問**についてお答えいたします。

ひきこもり支援に取り組むNPO法人の育成支援について、いかがなものかということだと思いますが、確かに先生御指摘のとおりNPO法人というのは地域の特色、地域の状況等を十分把握しているところでございますので今後ともこのNPO法人をしっかりと県としても連携して育て、育成していくことが非常に大事だと考えております。

そのため、県におきましては県ひきこもり支援センターが開催している情報交換会や研修会をやっているわけですがそこには多くのNPO法人の方が参加をしていただいております、非常に団体間の協力関係がわかるようになったとか支援の仕方がわかるようになったと非常に好評でございましたので、この情報交換会や研修会を来年度はさらに充実して取り組むことによってこのNPO法人をしっかりと支援育成していきたいと思っております。

また、先ほど答弁でも答えましたが来年度新たにに取り組む居場所の設置に当たってはこのNPO法人に運営を委託するというような形で地域のNPO法人をしっかりと育成支援に役立てていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（吉川雄二君） 外岡危機管理監。

○危機管理監（外岡達朗君） **浜岡原発についての再質問**にお答えいたします。

複合災害時の避難の実効性の確保についてでございますが、避難経路の確保に当たりましては緊急輸送路等の整備や橋梁の耐震対策を平素から進めますとともに、発災時には迅速に被害状況を把握し、早期の警戒に努め、確実な避難の実施を図ってまいりたいと考えてございます。

二点目の、**再稼働に関する御質問**でございますが浜岡原子力発電所については原子力規制委員会が新規制基準への適合性を審査中であること、安全対策の工事を実施中であることなどの課題がございますので再稼働できる状況にはないと考えてございます。

県では、防災・原子力学術会議を中心に浜岡原子力発電所の安全性について独自に検証をしております。また国には厳格な審査というものを求めてまいります。県といたしましては引き続き中部電力に対し浜岡原子力発電所の安全確保を求めてまいります。

なお、避難計画については再稼働の有無にかかわらずしっかり策定していく必要があると思いますので策定を進めてまいります。以上でございます。

平成 26 年 6 月静岡県議会定例会 質問

質問分類

代表質問

質問日:

2014/06/25

質疑・質問事項:

- 1 知事の政治姿勢について
人口の社会減少の抑止とふじのくにの将来像
- 2 大規模地震への万全の備えについて
 - (1) 地震・津波対策の現状認識と今後の取り組み
 - (2) 浜岡原発における避難計画の実効性
- 3 内陸のフロンティアを拓く取り組みについて

- (1) 新東名高速道路を生かした地域づくり
- (2) 中山間地域の振興
- 4 富士山を生かした地域の魅力づくりについて
 - (1) 世界遺産委員会からの勧告及び要請への取り組み
 - (2) 魅力ある観光地づくりの推進
- 5 健康寿命日本一の延伸について
 - (1) 健康寿命のさらなる延伸
 - (2) 認知症介護家族への支援
- 6 新成長産業の育成と雇用創造について
 - (1) 雇用創造アクションプランの現状分析と今後の方向性
 - (2) 今後の本県製造業の方向性
 - (3) 本県産農林水産物や加工品の輸出
- 7 エネルギーの地産地消について
 - (1) 再生可能エネルギーの導入推進
 - (2) 再生可能エネルギーの研究開発支援
- 8 多彩な人材を生む学びの場づくりについて
- 9 リニア中央新幹線の環境影響評価について
- 10 コンプライアンスの取り組みについて
- 11 女性の視点を反映した警察運営の推進について

○副議長（伊藤育子君） 通告により、三十六番 小長井由雄君。

（三十六番 小長井由雄君登壇 拍手）

○三十六番（小長井由雄君） 私はふじのくに県議団を代表し、総合計画後期アクションプランに掲げる八つの重点取り組みに沿ってそれぞれに関連する当面の諸課題について、知事並びに副知事、関係部局長、教育長、警察本部長に一括質問方式にて伺います。

初めに、**知事の政治姿勢についてのうち、人口の社会減少の抑止とふじのくんの将来像について**伺います。

全国自治体の半数が将来的に消滅の危機との衝撃的な見出しが新聞の紙面を飾りました。去る五月八日に増田寛也元総務相を初めとする有識者でつくる日本創

成会議が試算、公表した人口推計では、地方から大都市への人口流出が現在のペースで続けば三十年後には実に全国千八百自治体の約半数に相当する八百九十六の市町村が消滅の危機にあると指摘しています。消滅危機は都市部も例外ではなく、青森市や秋田市などの県庁所在地や観光のまちとして知られる北海道函館市、池袋のある東京都豊島区も含まれており大きな衝撃を覚えたところでありませぬ。

我が静岡県においても伊豆半島などの中山間地域を中心に十一市町が挙げられており、私の地元静岡市においても山間部を中心に高齢化の進行や若い女性の減少が進んでいる現状を鑑み、将来に向けて大変な危機感を感じております。また本年一月の人口移動報告では、本県の社会移動による転出超過数は全国ワースト二位という不名誉な結果となったことも記憶に新しいところであります。仮に今の若い世代を中心とした人口流出が続けば、合計特殊出生率の二・〇を実現したとしても出生数が減少することにより人口の自然減に拍車がかかるという事態に陥ることは明白であり、本県の人口対策を考える上で特に人口流出に歯どめをかけることは喫緊の課題であると考えます。

そこで、本県が直面する喫緊の課題である人口流出にどのように歯どめをかけ、対策の推進を図っていくのか、知事の所見を伺います。あわせて人口減少が進むと思われる二十年、三十年後の静岡県の姿をどのように思い描いているのか、知事の考えを伺います。

次に、**大規模地震への万全の備えのうち、まず地震・津波対策の現状認識と今後の取り組みについて**伺います。

県では昨年度、南海トラフ巨大地震等を対象とした第四次地震被害想定を策定するとともに、その対策を取りまとめた地震・津波対策アクションプログラム二〇一三により取り組みを進めております。アクションプログラムの考え方としては、建築物等の耐震化や津波からの早期避難など県民一人一人が取り組む自助が重要であり、自助で解決できない課題に対して自主防災組織を中心に地域住民や事業所、学校などで解決する共助を進めるとしてあります。そして県は、市町と連携協力し自助、共助の取り組みを最大限支援するとともに、自助、共助では解決できない課題に公助として積極的に取り組むとしてあります。このため地震・津波対策を進める上では、県民が、みずからの命はみずから守るという防災の原点に

立ち返ることを自覚し積極的に取り組んでいただくことが必要であります。また市町は、県とともにアクションプログラムを推進する上でのパートナーとして不可欠な存在であります。本年度上半期には県内三十五の全ての市町でアクションプログラムの策定が見込まれておりますことから、今後市町において積極的な取り組みが進められることにより、県の取り組みと相まって県下全域において地震・津波対策がより強力に推進されることが期待できるものであります。

一方で、本県では昭和五十一年から東海地震対策を進めてきた実績があり、防災先進県と呼ばれるようにこれまで積み上げてきた取り組みにより進んだ対策が多々あると思いますが、一方でまだ克服しなければならない課題もあると思われま

す。そこで、これまでの取り組みを踏まえ本県における地震・津波対策の現状認識と今後の取り組みについて難波副知事に伺います。

次に、**浜岡原発における避難計画の実効性について**伺います。

県民の命と安全を守ることを県政の第一の使命としている川勝県政にとって、浜岡原発の安全管理は基本的な施策の一つとなっております。かつて全国の立地県の知事は、原発の管理と安全は国の一元的な指揮下にあるとして自治体には何の権限もないとしてきましたが、福島第一原発の事故により原発の安全管理に知事や各首長が大きな発言力を持つようになりました。

さて最近、国と県によって浜岡原発と県民の安全にとって重要な文書が二つ発表されました。一つは四月一日に公開された浜岡原発放射性物質拡散予測図です。浜岡原発四号機が福島同様の過酷事故を起こし放射性物質が施設外に放出されたときの拡散傾向を二〇一一年の毎月上旬、中旬、下旬の三十六事例についてSPEEDIで予測したものです。県によりますと海側に拡散するものが十七例、主に海側で一部陸側を含むものが十例、主に陸側が九例とされました。この中の海側とされた十七例中十二例は、風下に東には伊豆半島、西には渥美半島、志摩半島があり、陸地への拡散のおそれがあると考えられます。これらを含めますと、浜岡原発の地理的条件は少しでも陸地にかかる確率が実に八六%にも及ぶこととなります。

二つ目の文書は、四月二十三日に発表された三十一キロ圏内区域の住民避難シミュレーションです。それによると九〇%避難におよそ二十八時間かかると計算

されていますが、道路の損傷等は計算外です。しかも昨年から交渉している避難受け入れ先の手当ては厳しい状況とのこと。さらに当面の受け入れ期間は一カ月程度と短期間を予定しての交渉とのこと。

そこで伺います。巨大地震が起きたときに現在の想定時間で支障なく避難することができるように避難方法を早急に検討する必要があると思いますが、どのように進めていくのか伺います。また県境を越える避難の受け入れ先をどのように確保していくのか伺います。

次に、**内陸のフロンティアを拓く取り組みについてのうち、まず新東名高速道路を生かした地域づくりについて**伺います。

平成二十四年四月の新東名高速道路の御殿場ジャンクションから三ヶ日ジャンクション間の開通から二年が経過しました。国土交通省や県などで構成する新東名インパクト調整会議は開通二年を迎えた新東名高速道路の波及効果を発表し、内陸部への交通アクセスの向上等により工場立地数は二倍になるなどの波及効果があったと指摘しています。この開通により物流において重視される定時性の高まりとダブルネットワークによる有事における代替手段が確保されたことは、本県にとって大きな武器となっております。実際に交通ネットワークの充実を背景として、県では内陸のフロンティアを拓く取り組みを推進し、新東名高速道路インターチェンジ周辺等では工業団地が造成され工場や物流拠点等の企業進出に向けた受け皿づくりが進められております。また県内の企業進出の状況は、新東名高速道路に近い富士市の富士山フロント工業団地において全十七区画が完成から五年で完売するなど活発な動きが出てきております。しかしながら首都圏では、広域の道路網の整備が進むにつれて物流や観光など人と物の流れがさま変わりしております。特に整備が進む圏央道周辺では、大消費地に近いことや土地代が安いこと等から物流関連企業の立地が数多く見られます。今月には相模原愛川インターチェンジから高尾山インターチェンジ間が開通し、東名高速道路から関越自動車道までが連結します。また新東名高速道路では東側は御殿場ジャンクションから海老名南ジャンクションまで、西側は浜松いなさジャンクションから豊田東ジャンクションまでの開通や中部横断自動車道の開通も視野に入ってきており、これを本県経済の発展に結びつけていかなければなりません。一方、道路網の整備が進む中、本県が通過県となってしまうのではないかと、また先行開通の恩恵を

受けてきた本県の先行者としてのメリットも失われていくのではないかと危惧しているところであります。

新東名高速道路の恩恵を最大限に生かし地域づくりに取り組むべきと考えますが、県の考えを高副知事に伺います。

次に、**中山間地域の振興について**伺います。

本県の中山間地域は、香り豊かな山のお茶など多彩な農林産物の産地であるとともに、人の暮らしと生き物が育む豊かな自然が調和した静岡ならではの美しい里山や、水の都をつくる水源地であります。また神楽や田楽などの伝統文化が継承され地域の宝が数多く存在する、都市にはない魅力を備えた地域であります。しかし本県の中山間地域の経済を支える茶の価格は以前に比べ大幅に下落しており、農家の皆さんの中には茶葉を刈り取らずお茶の時期が過ぎたころに剪定だけを行うという残念な話を聞くようになりました。こうした事態が続けば地域農業の存続は厳しくなり、ひいては地域そのものの存在も危ぶまれます。先月公表された国の食料・農業・農村白書では、農林漁業就業者割合が一〇%以上の農業が盛んな地域の市町村では三十年後の人口が現在の約三三%も減るとの推計が示され、長きにわたって培われてきた農業生産活動や共同活動は弱体化し、地域資源の荒廃や定住基盤の崩壊につながることを懸念されていると警告しています。

国は昨年十二月、農林水産業・地域の活力創造プランを取りまとめ、今後十年間で担い手の農地利用が全農地の八割を占める農業構造の確立や水田のフル活用、日本型直接支払いの創設等四つの改革を進めておりますが、平地を対象とした政策が主となっているという印象が強く、残念ながらこのプランからは中山間地域の活力ある姿を見ることができません。私の住む静岡市北部の集落では、地域の人々が将来に明るい展望を持ち地域の活性化に向け一丸となって努力しております、こうした地域が県内の中山間地域に多数存在していることも承知しておりますが、地域住民の力だけでは限りがあるのも事実であります。

現在県では内陸フロンティアを拓く取り組みを進めておりますが、この効果を広く中山間地域全体に行き渡らせ、今こそ基幹産業である農業の存続を図りつつ弱体化しつつあるコミュニティーの活力向上が重要と考えます。県の取り組みについて伺います。

次に、**富士山を生かした地域の魅力づくりについてのうち、まず世界遺産委員**

会からの勧告及び要請への取り組みについて伺います。

世界遺産登録はゴールではなくスタートと言われるとおり、富士山を末永く後世に継承していくことは私たちの願いであり責務であります。また世界遺産登録を契機に富士山を生かした地域の魅力づくりを推進することが必要であります。今現在も、富士山世界遺産登録を契機として各構成資産においてさまざまな取り組みが進められており、関係の皆様のご御努力に敬意を表するとともに改めて感謝申し上げます。

去る六月二十二日には世界遺産登録が決定した日から一周年を迎えたことから、ふじのくに千本松フォーラム「プラサ ヴェルデ」におきまして記念式典を開催し、富士山の顕著な普遍的価値の後世への継承や富士山に恥じない人づくり、地域づくりに向けた取り組みを官民挙げて進めていくことが確認されました。また知事からも、物心ともに豊かなふじのくにづくりに向けて富国徳を理念に掲げ、霊峰の発する価値に思いをいたし、富士山の姿が八の字に似て未広がりであることにあやかった八カ条の行動規範、“富士（ふじ）の国（くに）”づくりに向けてが示されたところでもあります。しかし登録に当たっては、昨年六月の第三十七回世界遺産委員会において勧告、要請という形で富士山の保全管理に関する大変重い課題を課せられているところであり、現在、静岡・山梨両県、関係市町村等が連携し、平成二十八年二月一日までに提出する保全状況報告書の提出に向けて本年十二月を目途として各種戦略の策定作業を進めているところであると承知しております。

富士山の保存管理につきましては、世界遺産委員会の決議におきましても指摘されたとおり課題が山積しているものと考えております。

そこで、保全状況報告書の提出に向けての作業の進捗状況と県はこの決議における勧告、要請を踏まえ、どのように富士山の適切な保存管理に取り組んでいくのか伺います。

次に、魅力ある観光地づくりの推進について伺います。

現在、我が会派の提案による観光振興条例案が議会条例案検討委員会で審議中であります。本条例が早期に制定され、本県の観光がますます発展することを祈念しまして質問いたします。

本県は伊豆半島、浜名湖に代表される豊かで美しい自然、日本有数の温泉、豊

富な食材、日本を代表する景観の茶園など多彩で魅力ある観光資源に恵まれております。さらに世界文化遺産に登録された富士山、世界農業遺産に登録された茶草場農法、ユネスコエコパークに登録された南アルプスに加え、来年度以降伊豆半島ジオパーク、韮山反射炉などが世界標準の観光資源として加わる見込みであります。国内外からの観光交流客を拡大できるまたとないチャンスを迎えております。

一方で、旅行形態や観光客の意識が変化する中、本県の恵まれた観光資源や世界タイトルに頼ただけでは観光客の満足を得ることができない時代でもあります。観光客が満足し、もう一度来訪していただける受け入れ体制や仕組みが必要です。本県の観光客はリピーターの比率が全国平均より高いというデータがあります。旅なれして目の肥えた観光客は地元でしか味わえないディープな体験を求めるなど多様なニーズを満たす戦略、取り組みが求められております。本年度からスタートしたふじのくに観光躍進基本計画では、これらの考え方を踏まえ体験型、交流型、テーマ性の強い旅行形態である着地型観光等を活用した魅力ある観光地づくりを今後の観光振興の一丁目一番地に据えております。

そこで、今後どのように魅力ある観光地づくりを展開していくのか県の考えを伺います。

次に、**健康寿命日本一の延伸についてのうち、まず健康寿命のさらなる延伸について**伺います。

健康寿命とは日常生活が制限されることなく健康に生活できる期間であり、誰もがこの期間をできるだけ延ばしたいと願っています。本年五月末に報道された厚生労働科学研究班発表の全国二十都市における健康寿命によりますと、男女総合において浜松市が第一位、静岡市が第二位となっております。平成二十四年度に厚生労働省が公表した都道府県別健康寿命においては本県の男性が第二位、女性が第一位であり県の独自集計による男女総合で第一位となっております。今回の報道とあわせて、健康長寿県としての本県の名をますます高める結果になったと考えております。

一方、本年度から展開されております第三次ふじのくに健康増進計画においては、特定健診データに基づいた県内市町別の健康状況の分析によりますと、特に県東部地域にメタボリックシンドロームや高血圧の該当者が多いとともに、県全

体でもメタボ、高血圧の該当者は男女ともに年齢が高くなるにつれて増加しております。また女性においては二十歳代、三十歳代に痩せが多いなど地域別、世代別の健康課題が指摘されています。現在、四十歳代以上の生活習慣病対策としてふじ三三プログラムを初めとした健康長寿プロジェクトを推進し県民の健康づくりに取り組まれていると存じますが、健康寿命のさらなる延伸を目指すためには、地域の特性に応じた効果的な対策の推進とともにより若い世代を対象とした健康づくりに取り組む必要があると考えます。

今後県は、どのように健康寿命のさらなる延伸に取り組んでいくのか伺います。

次に、**認知症介護家族への支援について**伺います。

最近の新聞やテレビでは、認知症という言葉を見聞きする機会がふえており、認知症に対する社会的関心が非常に高まっていると感じております。認知症は誰もが発症する可能性がある上、確実な治療法がまだ確立されていませんが早期の対応が効果的であるとも言われます。各市町による認知症予防の取り組みの中には、例えば、みずからの人生を振り返ることで脳の活性化を図る回想法や懐かしい歌謡曲を聞きながら口ずさむ音楽療法など参加者同士の会話も弾み、効果を上げている事例もあるようです。認知症予防の研究が進み、一日も早く効果的な予防法が確立されることを期待しております。

認知症を発症し症状が進行すると、鬱状態や妄想のような精神症状や徘徊、暴力など日常生活への適応を困難にする行動上の問題が起こり、その結果、周りの人との関係が損なわれることもしばしば見られます。このため認知症の方を介護される家族にとって経済的あるいは肉体的な負担はもとより、とりわけ精神的な負担ははかり知れないものがあります。折しも、他県ではありますが、認知症で徘徊の末に電車にはねられて亡くなった男性高齢者の遺族に対し鉄道会社が列車遅延等の損害賠償を求めた裁判で、男性を介護する妻の監督責任を認め賠償を命じる判決がありました。この裁判は控訴され改めて司法の場で判断されることとなるようですが、今回のケースは認知症の家族介護の負担の重さを改めて考えさせられるものです。

国は認知症施策推進五カ年計画を昨年四月から開始し、施設中心の介護から在宅ケアの充実へ転換を図ろうとしておりますが、介護家族の負担がますますふえ

てしまうのではないかと懸念する声もあります。介護する家族を社会全体でどのように支えていくのが重要になると考えますが、県の取り組みについて伺います。

次に、**新成長産業の育成と雇用創造についてのうち、まず雇用創造アクションプランの現状分析と今後の方向性について**伺います。

平成二十年秋のリーマンショックによる世界的な景気後退、さらに平成二十三年三月に発生した東日本大震災による景気の下押し圧力や同年夏以降長期化した歴史的な円高は、輸出型産業の占める本県経済の悪化をもたらしました。経済の悪化は同時に雇用の悪化を招き、失業者数は平成二十一年から平成二十二年には八万人を超える水準で推移するなど大変厳しい雇用情勢となりました。

県はこうした状況に対処するため平成二十三年度に雇用創造アクションプランを策定し、産業界、労働界、福祉・医療界、教育界、国、市町など雇用に関するあらゆる機関が参画し、平成二十五年度までに三万人の新たな雇用の創造を目指し官民挙げて取り組みを進めてきたところであります。現下の県内の雇用情勢を見ると、景気の回復傾向を背景に企業の採用活動が活発化するなど明るい兆しが見えてきています。静岡労働局によれば、医療・福祉業の新規求人が堅調であり雇用情勢は緩やかに改善しているとのコメントもされているところです。

一方で、企業が求める人材と働く人の希望や能力がすれ違うミスマッチ型の失業は依然として見られます。また飲食店や小売、建設工事に加え製造業の現場でも人手不足が広がりを見せております。少子高齢化や人口減少が進む中、この先も働き手が大きくふえることは考えにくい状況の中で景気回復も重なり、今後人手不足が慢性化する可能性も指摘されています。知事が提唱するふじのくにの豊かさを実現するためには、仕事をしたい誰もが生き生きと働くことのできる社会にすることが不可欠であり、雇用を取り巻く課題に積極的な対応を図り日本一の働いてよしの理想郷と言われるような県土を築くことを期待するところであります。

県の雇用創造アクションプランは昨年度末をもって三年間の計画期間を終了しましたが、この成果をどのように評価し今後どのように対応していくのか所見を伺います。

次に、今後の**本県製造業の方向性について**伺います。

雇用情勢は緩やかに改善していると言われる中で、県内の有効求人倍率は平成二十六年一月に実に五年五カ月ぶりに一倍台となりましたが、依然として全国値を下回っております。また円高が是正されたことにより回復が大いに期待されている輸出に関しても、前年同月比では全国を下回る動きにあるなど本県経済の回復に向けた動きは全国と比べて一步弱い状況にあります。本県は全国有数のものづくり県であり、これまでの本県経済の成長の原動力となってきたのは言うまでもなく、ものづくり産業——製造業であります。その製造業の製造品出荷額総額は平成二十一年の全国二位であったものが平成二十四年には四位になるなど変調を来しているとの指摘もされております。リーマンショックやその後の円高基調により生産拠点の海外移転や県内生産の縮小が進んだ結果、本県の製造品出荷額等はリーマンショック前の平成十九年に比べて三兆七千億円余り、一九%以上も減少しており、全国のマイナス一四・三%と比較しても輸送用機械など輸送型産業の占める割合が高い本県の産業構造が対外経済や為替相場の影響を大きく受けている様子が見てとれます。

全国に比べていま一步回復に向けた動きの弱い本県経済を本格的に復調させていくためには、本県経済の成長の原動力である製造業の活力を取り戻すことが何より重要であります。そのためには本県経済を牽引する輸送用機械や電気機械、産業機械に加えて高い成長が見込まれる環境や健康福祉、航空宇宙などの新しい成長産業分野を育成し本県製造業の構造を変革していくしかないと考えます。

活力あるものづくり県としての復権に向け、県として今後の本県製造業の方向性をどのように考え取り組まれていくつもりなのか所見を伺います。

次に、**本県産農林水産物や加工品の輸出について**伺います。

人口減少社会が現実のものとなる中で、県産の農林水産物や加工食品の消費拡大を図るためには地産地消の推進や首都圏を初めとする県外への販路拡大とあわせて海外への販路拡大を進めることが重要であります。本県の高品質な農林水産物は、国内はもとより海外での競争力を十分に持ち合わせており、その魅力を効果的に発信することで販路拡大につなげることができると考えます。しかし日本の農林水産物輸出の先進事例とされるリンゴや梨、ナガイモのような相当量を海外に売り込むという仕組みが、多品種、高品質の本県産品の輸出を考えたときには必ずしも当てはまらないなど課題は少なくありません。また本県において生産

量の多いお茶やミカンなどは既に輸出されて百年余が経過していますが、その中でも特にお茶の輸出については民間事業者の方々が長年の歳月をかけて築いてきた市場が海外にもありますことから、県は販路開拓の支援に当たっては県内事業者が築き上げた既存の市場に配慮しながら取り組みを進めるなどの対応が必要であります。そういう意味でも、また近年生産者みずからが海外輸出に乗り出すような事例もふえてきている中での県の役割は、輸出意欲のある生産者を品目や市場の環境を考慮しながら応援する、販路開拓のきっかけづくりが重要であります。海外で販売することは、地元だけでなく域外でもその品質が認められたという評価を得る機会となりブランド価値の向上につながるものでありますことから、このきっかけづくりを積極的に推進すべきであると考えます。

そこで、本県産の農林水産物や加工食品の輸出について所見を伺います。

次に、**エネルギーの地産地消についてのうち、まず再生可能エネルギーの導入推進について**伺います。

県は、エネルギーが国民生活や企業活動にとって欠くことのできない重要な基盤であることから、総合計画後期アクションプランにおいてエネルギーの地産地消を重点取り組みの一つとして掲げ、再生可能エネルギーの導入を促進し安全・安心で持続可能なエネルギー体系の構築を目指すこととしております。現在、太陽光発電の導入は本県の日本一の日照環境という気象条件の中、順調に拡大していると聞いておりますが、多分に固定価格買い取り制度によるところが大きいと考えられます。再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度はこの七月一日で二年を迎えることとなりますが、これまでネックとなってきた採算性が改善され売電による利益が期待できるということで、制度開始前と比較すると、ことし三月末の時点で全国の再生可能エネルギー発電設備の導入は約四割増加しております。太陽光発電については大手企業が発電パネルの開発、改良を進めており、既に県内でもメガソーラー施設を初めとする発電施設が建設あるいは計画され、一般家庭用の発電装置も含めて県内における太陽光発電の導入は順調に拡大しております。しかし昨年度に続き今年度も太陽光発電に係る調達価格が見直され今後の見通しも不透明であり、このところの導入ペースが今後も同じように続いていくことは想定しにくい状況にあります。

こうした中、太陽光発電の導入拡大を今後も図っていくとともに、風力発電や

安定した出力が期待できる中小水力など太陽光発電以外の多様なエネルギー資源についても活用していく必要があると思いますが、県としてどのような施策を講じ取り組んでいくのか伺います。

次に、**再生可能エネルギーの研究開発支援について**伺います。

先ほども申し上げましたが、太陽光発電の導入は順調に拡大している一方、小水力発電や小型の風力発電など太陽光以外の再生可能エネルギーについてはまだまだ普及が進んでいないのが現状であります。これは売電を考える個人や事業者にとって太陽光よりも魅力的な発電装置がまだないということでもありますが、ここに県内中小企業が輸送用機械などで培った高度な技術を生かして参入する余地があるものと考えられます。小水力発電については、県中部地域の機械メーカー六社で設立した協同組合が、一般的な水車式ではなく特許を取得した独自開発のプロペラを水中に沈め回転させることでエネルギーのロスを少なくし、発電効率を高めた小水力発電装置を開発しています。また風力発電については磐田市の企業が、羽根の一部の可動翼を作動させて風の力を逃がすシステムにより強風の際にもコンスタントに発電が可能な小型の風力発電装置を開発しています。

このように、県内でも多くの地域の中小企業が再生可能エネルギー分野への参入を新しいビジネスチャンスと捉え、小水力発電や小型風力発電について従来の製品とは異なる独自の技術により発電効率の高い装置開発に挑戦しており、新たな成長分野として大きな期待を寄せているところであります。

このような中で、より多くの地域の中小企業が技術開発の成果を埋没させることなく新たな技術開発に積極的に取り組み、競争力のある製品を生み出していくためには、県として研究開発や実証試験の場の提供などについてより一層の支援をしていくことが必要であると考えますが、県の取り組み状況と今後の方針について伺います。

次に、**多彩な人材を生む学びの場づくりについて**伺います。

学校と保護者や地域の方々が連携し、知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで子供たちの成長を支え、地域とともにある学校づくりを進める仕組みであるコミュニティスクールについては、昨年六月に閣議決定された国の教育振興基本計画では平成二十九年度までに全国公立小中学校の一割に拡大することが目標として掲げられております。本県でも昨年度から磐田市や富士市で導入が

始まりましたが、本県におけるコミュニティスクールの導入は他の市町に広がるまでには至っていないようです。学力向上やいじめ、不登校等の問題行動への対応としてコミュニティスクール導入の効果が全国から報告されておりますが、本県におきましてもコミュニティスクールの導入をさらに積極的に推進することによって、学校だけでは解決することが難しい課題に社会総がかりで対応していくことが重要であります。先日、静岡県地域とともにある学校づくり検討委員会が開催され、静岡県が掲げる有徳の人をつくる理想の教育を実現するため地域ぐるみ、社会総がかりで子供たちの教育にかかわっていくことについて、教育関係者だけでなく芸術、スポーツ等多方面で活躍されている方々によって協議されたと伺っております。

今後この検討委員会をどのように生かし、各市町におけるコミュニティスクール導入推進につなげていくのか、また本県の掲げる社会総がかりによる理想の教育をどう実現していくのか、教育長の所見を伺います。

次に、**リニア中央新幹線の環境影響評価について**伺います。

J R東海は三月二十五日の知事意見を受け、四月二十三日に国土交通大臣に対しリニア中央新幹線事業に係る環境影響評価書を提出しました。知事意見は、環境保全の見地から地元住民を初めとする県民、公聴会、静岡市長、県議会のくらし環境委員会などの意見や、私も含めた静岡市選出の県議会議員により超党派で開催した勉強会で共通認識を深めた上で提出した要望書も踏まえていただき、述べられたものです。ところがJ R東海の評価書は、大井川流域へ水道水を供給している大井川広域水道企業団の水利権量とほぼ同じ量に当たる毎秒二トンの流量の減少もあり得るとしていることについて確実な復水方策の提示がないことや、東京ドーム約三個分に匹敵する発生土を処分する発生土置き場のうち、標高二千メートルに位置し山体崩壊が懸念されている扇沢源頭部への発生土処理の回避を含めた検討を求めたことに対しても、J R東海は大規模崩壊を懸念すべき状況にないとの見解を示したのみであります。これだけを見ても、J R東海は知事意見に対し真摯に対応したのか疑問を感じているところであり、地元からも不安の声が聞かれるなど将来に禍根を残すのではないかと心配するところでもあります。

そこで、今後J R東海に対し環境保全のための県や地元の意見を伝えていく必要があると考えますが、県はどのように対応していくのか伺います。

次に、**コンプライアンスの取り組みについて**伺います。

本年五月九日、県発注の土木事業に絡み業者から飲食などの接待を受けたとして県職員が収賄の容疑で逮捕されました。県は不祥事が起きるたびに再発防止策に取り組んできましたが、依然として後を絶たない状況にあります。こうした不祥事の責任は、一義的には不正を働いた職員個人の行いに帰するものであることは当然であります。一方でそのような職員個人の不正を許してしまう組織内の構造的な欠陥が要因の一つでもあったのではないかと考えます。新聞報道では、当該職員は工事の積算、設計から発注、管理、監督までを一貫して担当していたとされており、組織としてのチェック機能、管理体制のほころびが生じていたのではないかと危惧しているところでもあります。総務省では地方公共団体の不祥事の続発を受け、内部統制による地方公共団体の組織マネジメント改革なる報告書をまとめ、リスクと向き合い、リスクが発生する前に必要な対策を講じることや日々の業務に関するチェック、いわゆる日常的なモニタリングの強化の重要性を指摘しています。不祥事が起きた後の対応ではなくリスクを事前に洗い出しリスクコントロールを行うとともに日常的にモニタリング機能が働くような取り組みを行うなど、物理的に不正行為の入り込む余地をなくすため組織内のチェック機能を向上させていくことが重要と考えますが所見を伺います。

次に、**女性の視点を反映した警察運営の推進について**伺います。

全国の女性警察官は、ことし四月一日時点一万九千八百五十六人で全警察官の七・七%になっているということでもあります。本県では昭和二十二年、婦人警察官として三十人が採用されたのが始まりで、現在では静岡県警察官の定数約六千人のうち約八%を占める約五百人の方が女性警察官として活躍していると承知しております。現在は、女性警察官が初めて採用された時代とは人口や家族構成も大きく変わったことに加え、ストーカーやDV、家庭内における暴力などが社会問題化し、警察による人身の安全確保と不安の解消は大きな任務の一つとなってきました。今まさに、女性や子供など警察が寄り添うべき人たちへの的確な対応という観点からも、女性警察官の視点を一層反映させた警察の運営が必要であろうと考えられます。女性の活躍は警察のみならずさまざまな職場において大いに期待されているところではありますが、妊娠、出産、育児などとの両立が課題です。警察官という職業は相当期間をかけて一人前に育てていくわけですから、

早期の退職は大きな損失と言えます。

県警が女性職員の働きやすい職場づくりのため女性チャレンジ支援推進係を新設したことは、女性の視点を反映した警察運営の推進のための一策と推察しますが、この女性チャレンジ支援推進係を設置された経緯と目的、今後の取り組みについて警察本部長の所見を伺います。以上、答弁を求めます。

○副議長（伊藤育子君） 川勝知事。

（知事 川勝平太君登壇）

○知事（川勝平太君） 小長井議員にお答えいたします。

人口の社会減少の抑止と、ふじのくにの将来像にかかわる私の政治姿勢についてであります。

人口減少社会は本県のみならず日本全体で本格化しております。本県におきましては社会移動による転出超過が拡大している状況に極めて強い危機感を抱いております。増田寛也元総務相を座長とする日本創成会議の提言は、現在の地方から大都市圏への人口流出がとまらないという前提で書かれた報告書であります。したがって方策としては、現在の東京一極集中に歯どめをかけて本県へ人の流れを呼び込む政策を強力に推進する必要があるということであります。この件に関しましては、やや本県にとっては環境が不利に働いたと思っております。何と言いましても二年前の春に中間報告、夏に最終報告が出された南海トラフの巨大地震におきまして、マグニチュード九の大地震が起こると十万人以上の犠牲者が何にもしない場合には出るということでした。これは東日本大震災の優に五倍を上回るような犠牲者ですから、これに不安を覚えないほうがおかしいということです。

一方、政府は昨年首都直下型の地震の想定を出されました。これは向こう三十年間のうちに七〇%で起こる直下型地震であります。マグニチュードは七なのです。関東大震災はマグニチュード八です。あっという間に十万人の方々が犠牲になられたという悲劇でした。それよりワングレード低いものを想定したんですね。マグニチュード九は起こらないのでしょうか、首都直下におきまして。北米プレート、フィリピン海プレート、そして太平洋プレート、こうしたものがひし

めいているのが関東地方です。それを言わない。本県に対しては百年、百五十年に一回の東海地震についてはやってきた。しかし南海トラフは想定し得る最大限のものを言われたんです。ダブルスタンダードではありませんか。もし首都直下においてマグニチュード八ないしマグニチュード九というものが起こるとどういうふうになるか。当然首都圏脱出というエクソダスが起きます。それを避けるために一番少ない、しかし起こり得るであろう安政地震をベースにした想定を出されたわけです。関東大震災は、その記憶を失わないために九月一日前後に総合防災訓練を全国でやっています。それをすら前提にしていけないということですね。ですから結果的には転入人口の地域別で見れば東京がトップ、神奈川が二位、埼玉が三位です。そして都市別で見れば本県などは沼津市、焼津市などが極めて多く、沼津市の場合には全国でも十位以内に入っているということですね。一方都市別で見れば東京の二十三区、横浜、川崎、さいたま市などはみんな十位以内に入っています。ですから、こういう人為的な形で不安をあおらないようにするという政策を首都圏に対してはとり、本県以下、南海トラフの巨大地震。その隣には実際は相模湾の相模トラフもあるわけですから。しかし南海トラフというのは伊豆半島よりも南のほうであります。南西に広がっているところであります。そこについてのみ考え得る最高の被害想定を出したということですね。したがって私たちのやることは、ともかくこれについて出された以上、最大限の防災・減災のプロジェクトを立てると。これが我々のやっている第四次被害想定に基づくアクションプログラムでございまして、向こう十年で犠牲者を八割減ずるといって先生方の給料も減らし私どもも同じようにして、まずやれるところから取り組んでいるということでございます。

そうしたことで、やや我々にとっては不利な状況から始まりましたが、これ以上不利なことにはならないということで、これからますます安心感が、安全の防災・減災対策をとることによって高まっていくというふうに確信しています。しかしやることは同じです。差し当たって産業を再生する、また経済を活性化させる、雇用の場を創出させる、高等教育を充実させる、豊かさの実感できる暮らし空間をつくる。またさまざまなライフスタイルを選択できるというような選択肢、これをふやす。若いとき、お年寄り、そうしたときのそれぞれのライフステージに応じた生活が選べるような、そういうものを提供していくということ

がございますし、さらに特に次代を担う若者へのきめ細かな就職支援、女性が働きやすく能力の発揮しやすい環境を整備すること。結婚機運を醸成する、保育サービスを充実させる。子供は地域の宝で、子育てはとうとい仕事であるというような理念を普及させて、ここは子供を大事にしてくださいというように多くの方たちに実感していただけるようにPRをしていくということもございます。

一番大切なのは、若い世代が夢と希望を持って家庭を築き子供を産み育てることが出来る社会を実現しなければなりません。本県は、景観は世界標準のものがそろい食材は日本一で、そして茶の都、食の都あるいは花の都というものをつくるのも決して夢ではありません。したがって「住んでよし 訪れてよし」ということは可能なので、その方向に向けて私ども、御一緒に邁進していこうではありませんか。

次に、**富士山を生かした地域の魅力づくり**についてのうち、世界遺産委員会からの勧告及び要請への取り組みについてであります。

世界遺産委員会からの勧告、要請は大きくは六つございます。全体の景観、いわゆる文化的景観というものに配慮しなさいと。それから麓からの巡礼と書かれています。麓からの登山道について調べ直しなさい。それから情報。五合目以上についての登山道を安全なように整備しなさいと。それから来訪者。実質的にはこれは登山者ですけれども、その管理戦略を立てなさい。そしてPRをしなさい、情報発信をしなさいと。それから経過観察を強化してください。こうした六つなんです。

全体景観についての意識を強めてほしいということですが、すなわち構成資産がございませぬけれども二十五。そうした点ではなくて全体として富士山を取り囲むといいますか、その景観が大事だという、そういう意識を持ってほしいと言っているわけです。これは我々の言葉で言えば借景です。どの建物も皆富士山などのような最高の借景を持ちながらつくられているというふうにして、自然とそれぞれの個別の存在とが一体のものであるというような意識を醸成しようということです。それから麓の登山道というのは富士、富士宮で、富士山駅伝というのを昨年暮れ、成功裏に行うことができましたけれども、こうした麓の富士山とかわる道を大事にしていくと。なかんずく富士山本宮の浅間大社に保存せられている富士山曼荼羅のように三保松原から頂上まで、これが一体であるというそう

した意識を、またそうした道を地元の方たちが大事にしていくということです。

また情報発信につきましては、富士山世界遺産センターというのが坂茂先生のもとでこれからすばらしいものができていくということでもありますね。そうしたものをこれからつくっていかねばならないということで、今進めているところであります。

現在、本県のほか国、山梨県、市町村等で構成する世界文化遺産協議会を中心にいたしまして、本年末をめどに資産の全体構想と各種戦略の策定をするように進めているところであります。

来訪者管理戦略というのが、なかなか重要でございます。協力金をいただくのもそうした目的の一つでありますけれども、富士山における適正な収容力を研究しなくてはなりません。マイカー規制期間の拡大も徐々にして、そして今はマキシマムにまでできるようになりました。これも山梨県のほうも格段の努力をされておられます。ことしの夏から利用者負担制度は本格化しますけれども、この適切な運用を図ることを通して来訪者の管理戦略をしっかりしたものにしていくということです。

それから構成資産ですけれども、これは富士宮と静岡市などが、例えば富士宮市ですと白糸の滝がございますが、これなどは我々が何も言わないにもかかわらず、もう市長さんをリーダーとして見事にあの地域を白糸の滝の景観にふさわしい建物群に変えられているのは、もう本当にありがたいことですね。一方三保松原につきましては、これは波消しブロック、松林、それから三保街道の電柱、電線というようなものがございまして、これは我々が一緒にやらないと、とてもじゃないけれども、しかもこれはもしイコモスが確認のために来られれば確実に外されます。ですから今、県のほうで市の協力をいただきながら、ある意味でもう後がないんだと。日本のために、恥をかかないために今やらなくちゃならないことというのはわかっているわけですから、これまでどおりの平時の計画をやっていきますなどと悠長なことを言っている時代ではありません。ですから実質再来年の二月とおっしゃいましたけれども、半年前に日本語の報告書を完璧なものにしないと英訳ができませんのであまり時間がないんですね。そのために計画さえしっかりしていれば、波消しブロックは難波さんなどを中心にしてやり方が決まりました。これで安心です。そして電柱、電線に関しましては、我々が意図して

いた以上に市のほうも積極的に取り組まれて、その埋設や、あるいは電線の撤去などについて長さを延ばされましたね。大変ありがたいことだと思っているんですが。松林が一番肝心なものです。神様を待つ松林ですから。そういう大事なところを今本格的にやっているということで、これはきつい言葉が飛び交ってしましますが、これをやらないと結果的にほぞをかむことになるという危機感を持っているところでございます。

“富士（ふじ）の国（くに）”づくり推進会議を中心に、官民挙げての国民運動もこれから展開していこうということでございます。富士山の適切な保存管理や富士山に恥じない人づくり、環境づくり、地域づくりをしてまいりたいと存じます。

魅力ある観光地づくりの推進についてでございます。

本年度からふじのくに観光躍進基本計画がスタートいたしました。静岡の魅力を「創る」、静岡の魅力に「誘（いざな）う」、静岡の魅力はもてなしだという、この三つの戦略を柱に、世界遺産富士山を預かるふじのくににふさわしい世界標準の、あるいは世界水準の持続的な観光地づくりを目指すこととしております。先ほど議員御指摘のとおり伊豆半島、富士山、そして茶畑と、これは三冠王になりました。三冠王を持っているところは濟州島くらいでしょう。あともう一つをもって彼らは四冠王と言っていますけれども、これはインターネットで、やや正確な四冠と言えるかどうかわかりませんが、私どもは韮山が世界遺産になれば四になります。そして、それぞれの地域ごとにやはり核となる観光資源がございます。伊豆半島はジオパークあるいは韮山、東部は富士山。そしてこの中部は南アルプスと徳川家康です。そして志太榛原、中東遠というのは、これは食とお茶。なかんずくお茶ですね。そして浜名湖は、これは遠江八景を挙げました。これがあまりにすばらしいと。花博の周りの景観が遠江八景と言われるにふさわしいところだということで、これが人気を博しまして、何とさる新聞社がこれを商品にしたいと。四千部刷られるそうです。値段が千円で。非常にレベルの高いパンフレットを我々がつくった、あるいは有馬先生、芳賀先生、熊倉先生、磯田さんなどによってつくっていただいた結果ですけれども、それは場の持っている力が出てきた結果だと思っておりますので、浜名湖も私は東海道のオアシスとして、山は富士、水は浜名湖ということで山水一体の魅力を本県は出すことができ

るというふうに思っているわけでございます。

次に、**健康寿命日本一の延伸についてのうち、健康寿命のさらなる延伸について**であります。

市町や企業など一層連携をして社会全体で取り組むことが極めて重要です。健康寿命日本一であり続ける、あるいは二位以下を格段に離していくぐらいの覚悟でやるほうがいいと。特に我々男性が全国二位で愛知に負けていますので、やはり愛知から出て静岡で最期を遂げられた徳川公のこともあります。私どもはこちらのほうがすぐれているんだということで、何としてでも男女ともに一位ということ誇り得るようにしたいと思っております。地域別の取り組みとしましては、県内七カ所の健康福祉センターごとに健康増進計画を定めまして、これは医師会の御協力も賜りまして大変感謝しておりますが、食生活など各地域の抱える健康問題に応じての成果の見える政策を進めます。また、五十三万人の特定健診のデータを活用いたしまして、メタボリックシンドローム該当者——私などもその一人ですけれども——高血圧を持っていらっしゃる方などの分布をマップ化して各市町に提供し、支援を行うと。きめ細かで役立つ健康づくりを市町と連携して行ってまいりましょう。

若い世代に向けた取り組みとしましては、生活習慣の改善を目的としたふじ三三プログラムをスマートフォンなどでいつでも利用可能にするとともに、大学、専門学校などと連携してプログラムの普及に努めまして、若い方々が健康づくりに関心を持っていただいて気軽に実践できるようにいたしました。九月には厚労省との共催でふじのくに健康長寿サミットを開催します。若者向けの催事を盛り込みながら本県独自の健康づくりの取り組みや企業での先進的事例を発表して、社会全体で健康づくりに取り組む大切さを健康長寿日本一の本県から全国に訴えてまいりたいと思っております。このたびタンブライズをとられた本席先生は、口を酸っぱくしてこれからは予防医学ですというふうに言われています。井村先生などは先制医療というふうに言われております。高血圧や、特に糖尿病は人工透析になりますと一人にかかる金が年間四百万ぐらいかかるそうです。ですからそれは本当にもったいないお金なので、そうならないようにしなくちゃならないということでございます。今後も県民総ぐるみで健康づくりに取り組む環境をしっかり整備して、超高齢社会における日本のモデルとなる健康長寿の都づくりに取

り組んでまいりたいというふう存じます。

次に、**新成長産業の育成と雇用創造について**のうち、雇用創造アクションプランの現状分析と今後の方向性についてであります。

静岡県では、リーマンショック後の緊急的な対策として雇用創造アクションプランを策定し、三カ年の集中的な取り組みを推進してまいりました。その結果、ことし一月から三月期の完全失業者数が五万六千人と発表されピーク時の八万九千人と比べ三万三千人減少するということになり、リーマンショック前の五万五千人とほぼ同水準まで改善が見られ、目標は達成したというふう存じます。これは景気が好転した影響はもちろんでございますけれども、雇用創造県民会議におきまして雇用の創出と人材の供給の両面から、官民が一丸となって成長分野の産業の育成や介護・福祉サービスの充実、企業立地の促進、きめ細かな就職支援、ミスマッチの解消などに取り組んできた成果であると評価しておりまして、この県民会議に参加くださいました皆様方、関係各位には感謝の言葉を心からさげたいと存じます。

これから、これまで以上にミスマッチの解消を初め若者、女性、障害者の雇用、この環境は依然として厳しいのでこれらを改め、引き続き総合計画後期アクションプランの重点取り組みとして働く意欲の誰もが就職できる、就業できる雇用環境の実現を目指してまいります。

次に、今後の**本県製造業の方向性について**であります。

本県経済の環境回復を力強く確実なものとして持続的な経済発展を図るには、既存産業の活性化を図りながら新しい成長産業を育成し、国内外の経済情勢の変化に柔軟に対応できる多極的な産業構造が必要です。私どもは東からファルマバレー、中部のフーズ・サイエンスヒルズ、西側のフォトンバレーというのをこれまでやってきましたけれども、これは種がしっかりまかれていますのでそれを育てなければなりません。特にファルマバレープロジェクトを初めとした医療・医薬関係につきましては一兆円産業で日本一に輝いておりますので、特に医療機械が非常に力強い動きを見せております。しかも雇用創造力も非常に強いということで、これは支えてまいりたいというふうに思っております。

また、国際戦略総合特区——アジアNo. 1航空宇宙産業クラスター形成特区にも他県とともに参加に向けて取り組んでおります。私は、せっかく飛行場もご

ざいますのでMRJの拠点をこちらに引き込もうと、大須賀君などと御一緒に相当強く働きかけたわけですが、県営名古屋空港に隣接する県有地を取得され、差し当たってはそのままされるようですが、年間一千機体制にしようと思うとあの土地では足りません。ですから私どもは航空機産業というのも念頭に置きながらやっていきたい。もちろんそれ以外にも健康福祉にかかわるさまざまな応用を、輸送機産業の持っているいろいろなわざを活用することができて幾つものそういう事例が出てきておりますので、それも励ましてまいりたいというふうに思っております。

地域企業が持っている成長分野での技術シーズの詳細調査に着手しまして、特に有望なシーズの事業化に官民挙げて集中的にしていくというように去る六月十七日の第二回産業成長戦略会議で提言せられた施策でございますので、これをそうしてまいります。また本県産業の強みや優位性、市場ニーズなど今後の成長可能性を詳細に分析してグローバルな競争に勝てる産業分野を選定し、重点的に育成していくことの重要性についてその会議で意見が出されましたので、次回以降の会議においてさらに議論を深め実践してまいりたいというふうに思っております。

特に農業につきましては、もう農業だ、商業だ、工業だというように分けている時代ではないと。六次産業化というのはその一体化でありますから、特に小長井議員のような本県のお茶産業の一番大切な宝物を栃沢で預かっていたいておりますので、こうした農業と、そしてそれを加工してさらに商品にして売りさばくという意味におきましては、農協と商工会が一体になってやらないともう間に合わない。この先行モデルをどこでつくるかという、今時期に入っていると思っております。

組織も変わらなくちゃいけないと。ある産業の組合組織というのがありますが、その組合組織だけでやっていける時代ではなくなっていると。いや組み合わせたほうが一足す一が三ぐらいになるというふうに思っております、そこが、例えばそうですね、西部地域などは偶々輸送産業のトップが商工会議所の会頭です。また元の商工会議所の会頭が生産部門でした。今度農協のトップになられるのが西側ですね。こうしたところでモデル事業ができるならそれを突破口としてやりたいと。ほかのところでもあればそれをやっ払いこうと。漁業と農業であれ

ば土肥で、同じそれぞれの生産部と同じ場所で売り買いされておりますので、そうしますと魚も野菜も一緒に消費者は買えるのですごく便利ですね。ですから漁協、農協というのでも協力できるところから協力していくということでそれぞれの分野で努力されると同時に、他の産業組織、組合組織との連携も図っていくべきときに来ているというふうに考えております。

次に、**リニア中央新幹線の環境影響評価について**であります。

リニア中央新幹線事業は、南アルプスの地下四百メートルから何と一千四百メートル下のトンネルを通過するというので、極めて大規模な土地改変を伴うものであります。また建設工事が十年以上に及ぶ見込みで、ユネスコエコパークに登録された南アルプス地域の自然環境や生活環境に大きな影響を及ぼすおそれがありますので、地元住民を初め多くの県民の皆様、議員を初めその影響を懸念されるのは当然です。

このため私どもとしましては、四月二十二日に中央新幹線環境保全連絡会議を設置いたしました。生態系や土木工学などの学識経験者に加え井川地区の住民代表、大井川の利水関係者にも御参加いただいて地元の御意見、課題を十分に尊重しながら工事が水環境、生態環境、生活・産業環境に深刻な影響が及ばないよう、仮に影響があるにしてもそれを最小限にするようにＪＲ東海に対して要請をしていくということにしております。またこの会議にはＪＲ東海の方にも参加していただくように強く働きかけているところであります。

環境影響評価の手續につきましては、先日国におきまして環境大臣が国交大臣に御意見を述べられました。その意見は、おおむね本県の環境影響評価意見書を尊重されたものということで休心はしたところであります。今後、環境大臣の御意見を勘案した上で国交大臣のほうからＪＲ東海に意見書が提出されることになるということです。

工事につきましては全国新幹線鉄道整備法に基づく国交大臣の認可を経て開始されることになるわけでございますけれども、私どもとしましては、手續上は工事開始前に静岡県環境影響評価条例に基づき提出される事後調査計画書に対して、連絡会議の意見や県環境影響評価審査会の審議を踏まえＪＲ東海に改めて知事意見を述べてまいります。さらに仮に工事が南アルプスの直下で開始されるということが起こりました場合、その後も事業が環境に与える影響を把握、確認い

たしまして、自然環境、生活環境及び水資源についてきちっとした保全措置が実施されるかどうか監視しながら、JR東海に対して厳しく求めてまいります。私は、その工事は品川から名古屋、さらに名古屋から大阪まで延伸されることになっておりますが、差し当たっては二〇二七年までに名古屋―品川間をつくり上げるということですが、この工期の順番ですけれども南アルプスは一番最後にするべきだというふうに考えます。品川から甲府まで、甲府―大月間は既に二、三十年間実験線が走っておりますし関東ローム層の地質構造はわかっております。首都圏は恐らく本州全体の長さくらいの地下鉄が縦横無尽に走っているわけですが、そうしたことができるのは言うまでもなく地質構造がわかっているからです。したがってそこは掘れると。一方、濃尾平野から中津川あたりまでは、これはいわゆる中央線といいますか、その流れでありますからほぼわかっていると存じますが、そこから南アルプスエコパークにかかわる市町の数は十市町村に及んでおります。本県で静岡市と川根本町、山梨で四市町、そして長野で四市町村でございますけれども、ここのところはよほど慎重でなければならないというふうに思っております、工程表というものについても強い関心を持っております。もしも最初にするとするならば甲府から品川が最初であろうと。甲府まで来れば身延線がありますから、新幹線のところまで来れますので。そこから新幹線に乗って、例えば二〇二〇年までに、この間国交省のほうで首都圏空港にするかどうかということで事例として最終報告書の中に挙げられておりますので、仮にそれができておりますれば旧新幹線、それから世界で最も遅い身延線、そして世界最速のリニアというものも楽しめるし、仮に富士山が噴火すれば、それも首都直下型のときには複合災害の中に入れておられませんけれども降灰は関東地方に行きます。したがって地下鉄ですっとトンネルを出れば富士の国の奥座敷であったと。甲府盆地のことですけれども、富士の国をずっと北から南に下りてこられて清水に出られればよろしいと、こういうわけでございます。そうしたことも念頭に置きながら、日本のために、私どもリニア新幹線が必要とあれば、それを今の時点でどういうふうにするのが望ましいかということもあわせて考えて、南アルプスについてはこれは世界の共有財産になりましたので、私どもとしてはこれに対しては極めて厳しく水環境、生活環境、生態環境というものに対しまして悪影響が及ばないように最善を尽くすという覚悟でございます。

その他の御質問につきましては、副知事、関係部局長及び教育長から御答弁を申し上げます。

○副議長（伊藤育子君） 難波副知事。

（副知事 難波喬司君登壇）

○副知事（難波喬司君） **大規模地震への万全の備えについてのうち、地震・津波対策の現状認識と今後の取り組みについて**お答えいたします。

昭和五十一年の東海地震説の発表以来、県では施設の耐震化や緊急輸送路の整備、自主防災組織の育成等を着実に推進してきたところであり、公立学校や庁舎等の耐震化、自主防災組織の結成などが全国トップクラスとなるなど一定の成果を上げているところであります。

こうした中、東日本大震災を受け昨年第四次地震被害想定を行った結果、新たな課題も出てまいりました。

課題の第一は、従来の想定を超える津波への備えであります。このためには新たな想定に基づく防潮堤や水門等の整備を進めるとともに津波ハザードマップの周知、津波避難ビルや命山など津波避難施設の確保、避難訓練の充実など地域の特性を十分に踏まえ、津波を防ぎ、津波から迅速に逃げるための取り組みを推進してまいります。

課題の第二は、超広域災害への備えであります。全国からの救援部隊や支援物資は従来の想定より不足することが見込まれるため、県民の皆様への防災啓発や防災リーダーの育成により住宅の耐震化、水や食料七日分の備蓄、自主防災組織の強化など市町と一体となって自助、共助の取り組みを充実してまいります。さらに富士山静岡空港の大規模な広域防災拠点化を進めるなど全国からの応援の受け入れ体制の充実と関係機関との連携強化を図ってまいります。

県といたしましては、今後とも国や市町との連携をさらに深め、想定される犠牲者を十年間で八割減少させることを目指し地域の特性に応じた地震・津波対策を着実に推進してまいります。以上であります。

○副議長（伊藤育子君） 高副知事。

（副知事 高 秀樹君登壇）

○副知事（高 秀樹君） **内陸のフロンティアを拓く取り組みについてのうち、新東名高速道路を生かした地域づくりについて**お答えいたします。

県では新東名高速道路の県内区間の開通を契機に、防災・減災と地域成長の両立を目指す内陸のフロンティアを拓く取り組みを推進しております。議員御指摘のとおり、首都圏や中部圏における交通インフラの整備に伴う企業立地環境の変化は、何もしなければ本県への企業立地が減少するばかりか企業の流出を招くことにもなりかねません。新東名高速道路の県内区間の開通効果の優位性があるうちに早期に対応を図ってまいる必要があると存じております。このため現在、積極的に企業訪問を行って企業ニーズを把握するとともに、国の総合特区指定を受けたことによるメリット、例えば迅速な土地利用手続や施設整備に対する利子補給金などを個別に説明する場を設け、企業や金融機関に対してアピールしているところであります。また今年度は県独自の内陸フロンティア推進区域制度を創設し、企業立地補助金のかさ上げや低利な融資制度の創設など重点的な支援を行い、企業立地の加速化を図ることとしております。

今回二十四の推進区域を指定しましたが、その中には富士市や磐田市を初め新東名高速道路インターチェンジ周辺において工業団地の整備を行う区域が数多く指定されております。推進区域などにおける工業団地の整備計画や県市によるさまざまな企業立地優遇制度等については、県内はもとより首都圏や中部圏などの企業に対する訪問や七月には東京、名古屋、大阪で開催する企業立地優遇制度説明会、九月には東京で開催される国際物流総合展などにおいて関係市町と連携して積極的に情報発信し企業の誘致や定着につなげてまいりたいと存じております。

今後とも、内陸のフロンティアを拓く取り組みを通じて、新東名高速道路周辺で事業を展開する企業にとっても魅力ある地域づくりを進めてまいります。

○副議長（伊藤育子君） 岩田危機管理監。

（危機管理監 岩田孝仁君登壇）

○危機管理監（岩田孝仁君） **大規模地震への万全の備えについてのうち、浜岡原発における避難計画の実効性について**お答えいたします。

原子力災害が発生した場合を想定し、原子力災害対策重点区域であるP A Z・U P Z圏に係る十一市町の約九十六万人を対象とする避難計画の策定を現在進めているところであります。さきに実施いたしました避難シミュレーションでは、一定時間置きに一定台数の自家用車で避難する段階的避難が、渋滞をできるだけ

発生させず運転時間を短縮できる方法であることが導き出されました。一方で、大規模地震と複合する最悪の事態を考えると、実効性ある避難計画とするためには多くの課題があります。例えば橋梁の耐震化や道路の応急復旧用資機材の配備など地震・津波による道路被害への対策、東名・新東名高速道路を活用した避難車両の円滑な通行、高齢者など要配慮者への避難手段の確保、段階的避難についての住民の理解、住民への情報伝達手段の確保などが挙げられます。これらの課題につきましては国や関係市町、関係機関と連携し一つ一つ解決していくことにより、実効的な避難方法とその実施体制を確立するよう取り組んでまいります。

また、県境を越える避難の受け入れ先につきましては、昨年九月に地域ごとに設置された国のワーキングチームを通じて、現在避難先の候補となる県に対し受け入れ可能人数の照会を行っているところであります。引き続き国の協力を得ながら関係する県との調整を行い、早期に具体的な受け入れ先を確保できるよう努めてまいります。以上であります。

○副議長（伊藤育子君） 野知交通基盤部長。

（交通基盤部長 野知泰裕君登壇）

○交通基盤部長（野知泰裕君） **内陸のフロンティアを拓く取り組みについてのうち、中山間地域の振興について**お答えいたします。

本県の中山間地域では狭小で傾斜が急な農地が多く、人口減少や高齢化が急速に進行し生活を支える農業の弱体化と集落の存続が危惧されることから、地域を担う人材の確保が急務となっています。こうした中、内陸のフロンティアを拓く取り組みは中山間地域に人・物・資金を環流させる好機となることから、誘致される企業や訪れる人々と地域との連携強化を図ることが重要であります。

このため県では、誰もが農業に参画しやすい安全性と快適性が確保された生産基盤の整備や、企業などとの連携による新商品の開発、販売などを行うための拠点施設の整備を通じて新たな所得と雇用の創出を図り、農業の担い手を確保してまいります。また中山間地域における集落環境の保全や伝統芸能の復活などの共同活動に対しまして日本型直接支払い制度により助成を行うことができることから、この制度等を活用しコミュニティの活力向上に取り組んでまいります。

県といたしましては、これらの取り組みにより中山間地域に暮らす人が意欲的

に農業を営み、訪れる人も住みたくなるような、より魅力ある地域づくりに努めてまいります。以上であります。

○副議長（伊藤育子君） 宮城島健康福祉部長。

（健康福祉部長 宮城島好史君登壇）

○健康福祉部長（宮城島好史君） **健康寿命日本一の延伸についてのうち、認知症介護家族への支援について**お答えいたします。

県では、認知症の方が住みなれた地域でできる限り生活を続けていけるよう、さまざまな介護保険サービスの充実に加え介護家族とともに地域で支え合う体制づくりに努めております。認知症で在宅サービスが必要な方にはデイサービスやショートステイなどを設け、身近な場所で症状に応じたサービスをいつでも利用できるように提供しております。在宅での介護が困難になった方には、特別養護老人ホームやグループホーム等を利用していただくことにより適切なサービスを受けられるようにしております。

また、認知症介護に係るさまざまな相談につきましては、県内百三十九カ所の地域包括支援センターにおいて保健師等の専門職員が適切な医療・介護サービスにつなげるなど介護家族の負担軽減に取り組んでおります。認知症の方やその家族を地域で支え合う体制づくりといたしましては、認知症サポーターの養成や本県で生まれた介護マークの活用による認知症に対する正しい知識の普及を図るとともに、認知症の方や地域の方々が交流できる場である居場所を設け支援の輪を広げるなど地域で支える環境づくりを推進しております。

今後も市町や関係の方々とも連携し、介護家族の皆様が適切なサービスを利用できるだけでなく、介護する人を社会全体で温かく見守り支援する優しい社会の実現を目指してまいります。以上であります。

○副議長（伊藤育子君） 土屋経済産業部長。

（経済産業部長 土屋優行君登壇）

○経済産業部長（土屋優行君） **新成長産業の育成と雇用創造についてのうち、本県産農林水産物や加工品の輸出について**お答えいたします。

県では成長が著しいアジア市場を重点地域として位置づけ、国や地域に応じた戦略的な販路開拓に取り組み、これまでに香港やシンガポール、上海などで温室メロンや高糖度トマト、ワサビ加工品などの継続的な輸出につなげてまいりまし

た。本年二月にはマカオにおいて本県の多彩な食材を使った高級レストランでのフェアを開催し、そこで特に好評だったイチゴの「紅ほっぺ」などにつきましては追加発注があったほか、新たにお茶の加工品や生きサクラエビの輸出などにも取り組んでおります。また今月からは、成田空港の免税店やANAの国際線の機内食等においてしずおか食セレクションやふじのくに新商品セレクション等の県産品が合わせて四十点採用されたほか、今月末には静岡市内において、香港で十三店舗を展開する日系スーパーマーケットと県内事業者との商談機会を提供するなど国内においても輸出につながるきっかけづくりに努めております。

今後、農業団体やジェトロ、株式会社沖縄物産公社等と連携して、八月に香港で開催される国際食品見本市や十一月に沖縄で開催される海外バイヤー向けの商談会への県内事業者の参加支援などに積極的に取り組み、本県産農林水産物や加工品の輸出拡大を図ってまいります。

次に、**エネルギーの地産地消についてのうち、再生可能エネルギーの研究開発支援について**であります。

県では、太陽エネルギーのほか小水力、風力、バイオマスなどの再生可能エネルギーを成長産業分野の一つと位置づけ、最新技術のセミナー開催から研究開発や試作、実証試験への助成、工業技術研究所による技術支援、展示商談会の出展支援による販路開拓まで県内中小企業に対して一貫した支援に取り組んでおります。このような取り組みによりまして、段差が少なく流速が遅い場所でも効率的な発電が可能な小水力発電機や、秒速三メートルでも発電が可能な小型の風力発電機用のモーター、コーヒー残渣とおからを利用したバイオ固形燃料などが製品化され、販売に結びつく成果も出ております。

また、県では中小企業や自治体、土地改良区等の参加を得て農業用水を活用した小水力発電の普及拡大に取り組む協議会を設置し、新たな技術開発を支援するため実証試験の場の提供にも努めております。再生可能エネルギーにつきましては、よりエネルギー効率の高い小型風力発電機や温泉熱を利用した発電機の開発など中小企業がすぐれた技術力を発揮し、新規参入が可能な分野も多いことから、引き続き企業の研究開発を積極的に支援し成長産業の創出につなげてまいります。以上であります。

○副議長（伊藤育子君） 白井企画広報部長。

(企画広報部長 白井 満君登壇)

○企画広報部長(白井 満君) **エネルギーの地産地消についてのうち、再生可能エネルギーの導入推進について**お答えいたします。

住宅用太陽光発電につきましては、余剰電力の買い取り価格が見直されましても値上がり傾向にある電気料金を節約したいとする方々の需要があると考えられますことから、引き続き市町とともに補助制度等により導入を支援してまいります。また太陽光発電設備の整備を行う事業者に対しましては、制度融資による支援とともに学校の屋根等県有施設の貸し出しにより発電事業への参入や事業拡大の機会を提供し、導入を促進してまいります。太陽光発電以外につきましては大井川用水などの農業用水を利用した小水力発電の設置を進めるとともに、御前崎港での洋上風力発電の導入に向け今後事業予定者の公募を行ってまいります。

さらに、昨年度東伊豆町におきまして環境省や県の助成を得て設置された温泉熱発電の伊豆半島地域での拡大や富士山の地下水を利用した熱交換システムについて、導入適地を示しながら普及を図るなど地域の資源を生かした再生可能エネルギーの導入を推進してまいります。以上であります。

○副議長(伊藤育子君) 安倍教育長。

(教育長 安倍 徹君登壇)

○教育長(安倍 徹君) **多彩な人材を生む学びの場づくりについて**お答えいたします。

子供たちを取り巻く環境が複雑多様化する中で、学校だけでは解決することが難しいさまざまな課題が指摘されております。こうしたことから本県におきましては、これまで学校評議員制度や学校支援地域本部事業など保護者や地域住民等が教育活動に参画する仕組みを生かし、教育活動に取り組んできたところであります。また本年三月に策定をいたしました静岡県教育振興基本計画「有徳の人」づくりアクションプラン第二期計画に掲げられている社会総がかりで取り組む人づくりの推進を受け、このたび地域教育活動の実践家、スポーツ、芸術の専門家等の有識者により構成をいたします地域とともにある学校づくり検討委員会を設置し、学校・家庭・地域の連携協働による社会全体の教育力の向上を目指し議論を開始したところであります。

今後は、検討委員会での議論を踏まえ学問、スポーツ、芸術に触れる機会をバ

ランスよく提供するため、学校評議員制度や学校支援地域本部事業等、既存の組織を土台にしたコミュニティスクールのあり方や本県の特성에応じた各市町への導入の方策について検討し、社会総がかりの教育の実現に向けて取り組んでまいります。以上であります。

○副議長（伊藤育子君） 下山経営管理部長。

（経営管理部長 下山晃司君登壇）

○経営管理部長（下山晃司君） **コンプライアンスの取り組みについて**お答えいたします。

日ごろから全庁を挙げて綱紀の厳正保持に努めている中、職員が収賄罪及び官製談合防止法違反で逮捕、起訴されるという重大な不祥事が発生いたしましたことはまことに遺憾であり、県民の皆様に深くおわび申し上げます。

今回の不祥事は公共工事にかかわる事案であり、日常的に工事発注が行われている公共部門におきましては特に再発防止のための取り組みを強化していく必要があると考えております。不祥事の背景には職員に気の緩みや事業者とのなれ合いの気持ちがあったと考えられますことから、不祥事防止のために実施する職員研修では、事業者との間で守るべきルールなど公務員としての服務規律の徹底を図るとともに、不正行為は必ず発覚しその代償は極めて大きなものになることを再認識させてまいります。加えて所属長などの管理者に対しては不祥事につながる潜在リスクの把握や予防策、職場内での危機管理意識の共有などを内容とするリスクマネジメント研修を実施いたします。また静岡県請負制度検討委員会におきましては、公共工事に係る入札契約制度や検査監督体制について、予定価格等の厳格な情報管理など不正行為ができない事務処理方法という観点から改善すべき点を検証しております。

さらに、今回の不祥事が発生した課では、設計から施工監理、検査までの一連の手続を一人の職員に委ねておりましたが、土木技術職員の複数体制化や入札契約関連業務の分業化などを実施いたしました。また全庁的にはチェック体制の強化と組織のあり方についても見直しを行っております。公共部門に限らず全ての職員が公務に携わる者として高い倫理意識を求められていることを自覚し、常に誠実に職務に精励するとともに、各所属で日常的に業務の点検を行いリスクの芽を早期に発見し、執行体制や事務処理方法を改善する取り組みを継続してまいり

ます。以上であります。

○副議長（伊藤育子君） 島根警察本部長。

（警察本部長 島根 悟君登壇）

○警察本部長（島根 悟君） **女性の視点を反映した警察運営の推進について**お答えいたします。

初めに、女性チャレンジ支援推進係の設置経緯と目的についてであります。

近年、社会的に女性の活躍促進策が推進されているところでありますが、警察におきましても例えばドメスティック・バイオレンスやストーカー事案における女性被害者等の対応や子供の安全確保のための各種対策等に関して、女性の視点を一層反映した警察運営が県民から求められていると考えております。

県警察ではこうした県民ニーズに応えるため、各種警察活動において女性警察官の力を最大限活用していくことが必要と考えており、静岡県女性警察官の採用・登用拡大に向けた計画を策定し現在各種施策を推進しておりますが、その施策推進を加速化させるとともに施策の検討段階から女性職員の意見、要望等を確実に反映させていくと。こういったことを目的といたしまして今春、警務課にスタッフ全員が女性警察官の女性チャレンジ支援推進係を設置したところであります。

次に、今後の取り組みについてであります。平成三十三年四月一日までに全警察官に占める女性警察官の割合をおおむね一〇%とすることを目標に採用の拡大を進めていくこととしており、あわせて女性警察官個々の適性・能力を見きわめつつということになりますが、聖域なき職域の拡大ということを推進してまいります。また警察署・交番等、女性警察官が働きやすい職場環境の整備に努めてまいります。

加えまして、本施策遂行の前提として女性警察官が出産、育児を経ても働き続けることができる環境の整備が必要であることから、育児休業制度が利用しやすい環境の確保や育児休業からの円滑な職場復帰への支援、また仕事と育児の両立が可能となる各種支援制度の充実などを進めてまいりたいと考えております。

こうした施策を通じまして、女性警察官が組織の中核たるポストで活躍し、また取り組み意欲にあふれる女性警察官の幹部への登用が促進される組織づくりを進めてまいります。以上であります。

○副議長（伊藤育子君） 三十六番 小長井由雄君。

（三十六番 小長井由雄君登壇）

○三十六番（小長井由雄君） それぞれに御答弁をいただきましてありがとうございました。

今回の質問は後期計画の八つの重点項目ということに沿って質問させていただきました。御答弁を聞く中で、この八つの重点項目がどれだけ重要で、しかもスピード感を持って取り組んでいかなければいけないかということと、そしてまた知事を初めとする県当局の意欲を感じさせていただいたわけでございます。

それでは、意見、要望を三点と再質問を一つさせていただきます。

まず、**人口問題について**でございますが、人口問題につきましては先ほども申し上げましたとおり、人口流出に歯どめをかけることが喫緊の課題であるというふうに思います。人口問題の対策は幅広く、さまざまな分野で施策を実施していかなければならないということでございます。その意味からも総合計画の後期アクションプランに掲げられた八つの重点取り組みは、それぞれ人口減少を抑制するために重要だというふうに思います。スピード感を持って取り組んでいただきたいと、そんなふうに思います。

二つ目でございます。**浜岡原発における避難計画の実効性**でございます。

複合災害のときに非常にさまざまな困難が予想されるわけでございますが、そうならないための方策として、一つは過酷事故により浜岡原発の放射性物質の拡散を防ぐために今急いでやるべきこと。それは三号機、四号機の燃料プールで冷却中の使用済み燃料、これを安全な場所で冷却管理することだと私はそう思います。その意味で浜岡原発敷地内での冷却管理を進めるということ、この乾式貯蔵施設の設置ということについては中部電力でも計画を持っているということでございます。これまでも県は、これについて早く設置をするようにというようなことで中部電力に申し上げていたと思いますが、このことについても再度強く要請していただきたいと、そんなふうに思います。

次に、**リニア中央新幹線について**でございます。

これにつきましては、発生残土の削減と適切な処理についての見直し、あるいは大井川の流量減、これについてＪＲ東海は答えていないわけございまして、これについて静岡県中央新幹線保全連絡会議というのをつくってやるということ

でございますので、今後事業評価調査書などで改めてしっかりとした意見を述べていただきたいと、そんなふうに思います。

コミュニティスクールの導入についてでございますが、これにつきましてはメリット、デメリットが見えにくいというような状況でございますので、情報発信を積極的に進めていただきたいということ。そして、これまでの活動の中で学校評議員制度と、あるいはP T A……

○副議長（伊藤育子君） 失礼いたします。小長井由雄君、時間です。

○三十六番（小長井由雄君） そういったものがどのように関係づけられているのか。コミュニティスクールの中で学校評議員制度、あるいはP T Aがどんなふうに関係づけられているのか伺います。済みません、時間。お願いいたします。

○副議長（伊藤育子君） 安倍教育長。

○教育長（安倍 徹君） **コミュニティスクールの導入**に向けて既存の組織である学校評議員制度、あるいは学校支援地域本部事業等との関連という再質問だったかなというふうに思いますけれども、共通点は、やはり地域に開かれた、あるいは社会総がかりで学校を支えていくということでありますので、そこには共通点もあれば、またそれぞれの趣旨によって異なる点もあると思います。先ほど議員からお話ありましたように、我々はメリット、デメリットというものを情報発信しながら、各学校がそれぞれの地域に応じてどういう形で社会総がかりの教育を推進することができるのかという、そういう視点に立って、地域に開かれた、地域に支えられた、さらに言えば地域とともにある学校づくりをどうしていったらいいのかということについて、市町教育委員会とも連携しながら進めていきたいというふうに思っております。以上であります。

平成 25 年 12 月静岡県議会定例会 質問

質問分類 一般質問

質問日: 2013/12/09

質疑・質問事項: 1 平成の大合併の成果と課題について

- 2 リニア中央新幹線の環境面での懸念事項について
- 3 認知症対策について
- 4 茶の振興対策について
- 5 公共建築物における県産材の利用拡大策について
- 6 浜岡原子力発電所の原子力災害発生時の避難計画について

○副議長（渥美泰一君） 通告により、三十六番 小長井由雄君。

（三十六番 小長井由雄君登壇 拍手）

○三十六番（小長井由雄君） 私は民主党・ふじのくに県議団所属議員として、知事並びに関係部局長に一括質問方式にてお伺いします。

最初に、**平成の大合併の成果と課題について**伺います。

平成十一年以来、国及び県が強力に進めてきた平成の大合併により平成十一年三月末に三千二百三十二あった全国の市町村は、平成二十五年一月一日現在で千七百十九となり、また本県におきましても平成十五年四月の静岡市と清水市の合併を皮切りに七十四あった市町村が三十五の市と町になりました。市町村合併を含めた基礎自治体のあり方について審議を行ってきた第二十九次地方制度調査会は平成二十一年六月、市町村合併は相当程度進捗したものと考えられることから平成の大合併は平成二十二年三月末で一区切りするとの答申を出しました。

平成の大合併が一区切りとなってから三年半が経過したところでありますが、合併市町村には財政上のさまざまな支援措置が講じられ、そのうち地方交付税の算定上の特例として合併前の旧市町村がなお存続するものとして算定される交付額の合計額を最長十年間保障し、その後五年間で段階的に縮減していく特例措置は今なお継続されています。新聞等でも報じられておりますとおり平成の大合併のピークから約十年が経過する平成二十六年度から二十八年度にかけて、全国の多くの合併市町村において、この特例の期限切れを迎えます。県内でも合併を行った十九市町において平成二十七年度及び二十八年度に特例措置の期限切れを迎え、段階的な縮減期間に入ります。これに対し合併市町村側では、合併しても削減できない経費や合併に伴い新たに生じた経費など合併団体特有の財政需要が生じているとして、合併団体特有の財政需要の実態を踏まえた地方交付税の算定方

法の見直しを求めて本年十月に全国的な協議会が立ち上げられ、その協議会には県内から三市が参加しています。

合併による一定の効果は認めるものの、課題も指摘されているところであり、こうした中、平成の大合併について県はどのように評価しているのか伺います。また評価に基づき今後どのように取り組んでいくのかあわせて伺います。

次に、**リニア中央新幹線の環境面での懸念事項について**伺います。

平成二十六年度に着工し平成三十九年度の開業を目指すリニア中央新幹線について、本年九月十八日に事業者であるＪＲ東海から路線の詳細計画と環境影響についての調査、予測及び評価の結果を取りまとめた準備書が公表されました。この準備書でリニア中央新幹線の本線が、現在も隆起を続けている本県の南アルプスの地下を約十一キロメートル貫くほか、地上では非常口が二カ所、発生土置き場が七カ所、工事施工ヤードが二カ所、宿舍が三カ所、工事用トンネルが二カ所設けられるなどさまざまな工事が行われる計画であることが初めて明らかとなりました。ＪＲ東海は環境影響評価法に基づき準備書の公告、縦覧や説明会を開催し、準備書に対する環境保全の見地からの幅広い意見募集を十一月五日まで行った結果、沿線七都県の住民らから約二千五百通、約一万四千項目の意見が寄せられたとの報道がありました。

私も十月五日に開催された静岡市葵区井川地区の地元説明会に出席しましたが、ＪＲ東海の説明は形式的で環境への影響は少ないと思われると強調するばかりの印象を受けました。出席者からは工事に伴う河川流量の減少や水質悪化のほか建設発生土の流出や工事車両の通行量増加など環境影響を懸念する声相次ぎましたが、ＪＲ東海は損害が発生すれば補償すると述べるなど果たして十分な環境保全措置が実施されるのか心配されるところです。特に本県で工事が行われる場所は、全て静岡、長野、山梨の三県十市町村がユネスコエコパーク登録を目指している南アルプスのエリアとなります。ＪＲ東海はリニア中央新幹線とエコパークは共存できると説明していますが、ごく一部の工事の影響は、貴重な生態系を著しく変化させてしまうおそれを心配する指摘など来年六月のユネスコエコパーク登録に与える影響を危惧する声は大きくなっています。十一月二十五日には、寄せられた意見の概要とこれらに対する事業者の見解を記載した意見概要書がＪＲ東海から提出されました。今後は環境影響評価法に基づいて、準備書に対

する知事意見を述べていくこととなります。準備書に事実と違う記載があるとの報道もされていますが、県ではこれまでどのように検討をしているのか、環境面で特に重要と思われる懸念事項はどのようなことがあるのか伺います。

次に、**認知症対策について**伺います。

平成二十五年六月に公表された厚生労働省研究班の調査結果では、認知症高齢者は高齢者人口の一五%を占め、平成二十四年時点で約四百六十二万人に及ぶと推計されています。これを本県の平成二十五年の高齢者人口九十四万七千人に単純に置きかえると十四万二千人が認知症高齢者と推計されます。また介護の必要な人の六割が認知症高齢者ということであり、今後高齢者人口の増加していく中で認知症高齢者がさらにふえることは想像にかたくありません。さらに認知症になる可能性がある軽度認知障害の高齢者も全国で約四百万人いると推計され、六十五歳以上の四人に一人が認知症とその予備軍であるということになります。

認知症は、誰もが発症する可能性のある疾患として、まだ十分ではありませんが一般の理解も進んできました。認知症は完治は難しいものの、さまざまな薬剤も開発されており早期からの薬物療法により進行の抑制も可能で治療開始が早いほど効果も出やすいと言われていています。さらに認知症を早期に発見することができれば、本人が病気について理解することが容易になるとともに、家族も適切な介護方法や支援サービスに関する情報を早い段階で入手することができ介護の負担を軽減することができます。

県では、認知症の早期発見、早期対応をすることで適切な医療の提供を図るため認知症疾患医療センターの設置を進めていると伺っております。現在県内の四力所の認知症疾患医療センターに加え、静岡市においても指定に向けて準備中であると聞いています。しかしながら先ほどの試算に基づくと県内でも今後急速に認知症高齢者の増加が見込まれ、認知症高齢者に対し県内五力所のセンターで対応できるのか危惧されるところであります。認知症の方のいる家族の負担は大きく、適切な対応を迅速にしていくためには、地域での生活を支える医療体制の充実が必要ではないかと考えます。また本県は健康寿命日本一の県であり、厚生労働省が実施した第一回健康寿命を延ばそう！アワードで最優秀賞を受賞するなどの取り組みを行っていますが、健康寿命をさらに延ばしていくためにも認知症対策が非常に重要になるのではないかと考えます。今後の認知症対策については、

認知症の方の増加を踏まえ早期発見、早期対応のための取り組みとあわせて、予防のための取り組みについても充実していかなければならないと考えます。

そこで、認知症の早期発見、早期対応に向けた体制構築とともに、認知症の予防について県のお考えを伺います。

次に、**茶の振興対策**について伺います。

日本一を誇る静岡茶の始まりは、鎌倉時代、静岡市に生まれた聖一国師が中国から仏教の教えとともに持ち帰った茶の種をまいたのが始まりと言われています。その歴史ある静岡茶は、江戸時代には將軍家の御用達となり、お茶は駿河という印象が各地に広まりました。開国後はアメリカを中心とした茶の輸出も始まり、本県は茶の大産地として日本の茶業を牽引する地位を築いてきました。第二次世界大戦後は輸出がほぼなくなり大打撃を受けますが、国内に市場を広げ昭和、平成と緑茶の消費を伸ばしてきた歴史があります。

最近の状況を見ますと消費者の嗜好の多様化などから積極的なお茶の消費拡大への取り組み、新たなお茶づくりが必要な時代だと思えます。明治には県内においても紅茶、ウーロン茶が生産され外国に輸出していたと伺いますが、最近新たに紅茶、ウーロン茶を生産する農家がふえつつあり、先ごろ開催された世界お茶まつりの出展ブースにおいても試飲、販売がされていました。またスイーツとともに楽しむなど今後消費者へ浸透していくのではないかと期待しています。さらに会場では、香りが高い特徴などから少量でも高く売れるお茶もあり、今後は消費者の嗜好に合ったお茶の提供が必要だと考えます。また国際お茶学術会議では、世界の茶の研究者が最新の機能性、効能の研究について七十一の発表があり、今後の消費拡大につながるものと期待しているところです。さらにこのたび和食、日本人の伝統的な食文化のユネスコ無形文化遺産登録が決定され、この和食にはお茶が欠かせないもので和食とともに静岡茶を積極的にアピールするよい機会と考えます。さらに二〇二〇年開催のオリンピックが東京に決定された際には、おもてなしの気持ちがアピールされ、まさにお茶の持つ真髓が注目されたところです。このオリンピックは、食材王国静岡、食の都と言えば静岡、食は静岡にあり、そして和食と言えば静岡茶、茶の都しずおかと世界にアピールして輸出を拡大するチャンスであることから、戦略的な取り組みが必要ではないかと思えます。

このような中、知事は茶文化のユネスコ無形文化遺産登録の可能性やふじのくに茶の都憲章の制定を目指す方針を明らかにされましたが、本県の茶の振興のため茶の都しずおかとして茶の産業、文化、学術などをいかに振興していくか、また食と結びつけての取り組みについても伺います。

次に、**公共建築物における県産材の利用拡大策**について伺います。

県では、静岡県総合計画で平成二十五年の木材生産量を四十五万立方メートルに増産する目標を立てていますが、目標の達成のためには公共部門においても率先して県産材の利用に取り組むことで民間建築物への波及効果も期待できるものと考えております。平成二十三年三月にふじのくに公共建築物等木使い推進プランを策定し、公共施設整備においては木造化や内装の木質化を推進し県産材を積極的に利用するよう定めていますが、まだ十分に利用が進んでいるとは感じられません。

一方、横浜市では去る十月三十一日に木造の大型商業施設であるサウスウッドがオープンしました。延べ床面積一万平方メートルを超える大規模なショッピングセンターとして一般市民が自由に見られる木造施設となっており、私も先日視察しました。この施設ではカラマツを使った大断面集成材を建物の柱やはりなどの構造材に採用し、都市における木造建築物に求められる性能を確保した建築を実現しています。木質化について杉、ヒノキの間伐材を使い、断熱性と遮音性を確保した木製建具を採用しており、木のぬくもりの感じられる魅力的な空間であると感じました。またこの施設は、地下鉄駅前という好立地の商業施設でもあり地域のシンボリックな存在となることを目指しているようですが、今後多くの人の目に触れる機会の多いショッピングセンターなどの施設において、木材を利用する取り組みが進めば非常に高いPR効果が期待できるものと思います。

木材は二酸化炭素を固定する働きがあり木材を使って建築物をつくることは、木材産業の活性化につながるだけでなく、都市に森をつくることと同じです。県産材を多く使って建設している草薙体育館について県の林業振興課に試算していただいたところ、平均的な杉材を使用すれば調達に必要な人工林面積は皆伐で七ヘクタール以上、間伐で二十八ヘクタール以上ということであります。つまり森林地域で生産された木材により草薙の地に新たな森をつくることだと考えられます。また県産材の使用は輸送距離が短く、木材の材積に輸送距離を掛け合わせた

値で使用する木材の環境負荷の大きさをあらわす基本的な指標であるウッドマイレージの大幅な削減になり、地球温暖化防止にも寄与することから、このような大型木造施設が県産材を使って町なかでどんどん建築されるべきだと思います。

平成二十二年に公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律が制定されて、全国的に学校、図書館、美術館などの公共建築物や病院、老人ホームなどの民間事業者等の木造化の取り組みも進み始めています。静岡県でも県や市町が率先して、見本となるような公共建築物に木材を使っていくことが必要であると考えます。

そこで、PR効果の高い公共建築物での県産材の利用促進に向け今後県はどのように取り組んでいくのか御所見を伺います。

最後に、**浜岡原子力発電所の原子力災害発生時の避難計画について**伺います。

これまで、原発の安全性に対する大勢の皆さんの御懸念に対し原発は、事故災害があってもとめる、冷やす、閉じ込めるの三つが確実にできることになっているから安全であると答えられてきました。本議会における答弁でもとめる、冷やす、閉じ込めるという言葉が何回となく繰り返され、安全だと言われてきました。しかし二〇一一年三月十一日の福島第一原発事故を境に日本の原発政策は百八十度転換し、絶対安全から絶対安全はあり得ないことを前提として、国も自治体も国民の安全を守る政策をとることになりました。浜岡原発が立地する本県中部電力浜岡原発でも福島同様の過酷事故を引き起こし、放射性物質が環境に大量に放出される危険を想定し県民はもとより国民の安全を守る責任とその対策が義務づけられました。さらに原発の平常時の事故はもとより、想定される東海地震、東南海地震、南海トラフ巨大地震に起因する原発災害をも視野に入れた県民の安全確保対策が緊急に求められ、それが本年六月、県がまとめた第四次地震被害想定となり静岡県地域防災計画が改正されることとなりました。その中から原発防災について見ればその眼目は、巨大地震による地震津波による大災害と原発事故が同時発生することを想定し、県民を安全に避難させその生命を守ることで

そこで、第四次地震被害想定を踏まえた原子力災害発生時の避難計画の策定方針と課題について県の御所見を伺います。以上について答弁を求めます。（拍手）

○副議長（渥美泰一君） 川勝知事。

（知事 川勝平太君登壇）

○知事（川勝平太君） 小長井議員にお答えいたします。

リニア中央新幹線の環境面での懸念事項についてです。

県では、ＪＲ東海の準備書に対する意見を聞くために有識者で構成する県環境影響評価審査会を十月に二回開催いたしました。十一月までに審査会委員等による工事予定地等の現地調査も行うなど事業が南アルプスの環境に及ぼす影響について鋭意検討を進めているところです。審査会におきましては、委員からトンネルの掘削や建設発生土の処理に伴う土地の改変が動植物の生息・生育に及ぼす影響や工事用宿舎からの生活排水による水質悪化への懸念など環境に関する各分野の専門的見地からの指摘が多くなされております。また先月ＪＲ東海から提出された意見概要書によりますと南アルプスのユネスコエコパーク登録への影響を心配する声のほか、大井川源流域での河川流量減少による下流域への影響など水環境に関する意見や工事による希少動植物への影響などの意見が多数寄せられております。

私どもといたしましても水環境や動植物、生態系に及ぼす影響は、南アルプスの豊かな自然環境の保全にとって極めて重要な懸念事項として捉えておりました、今後県環境影響評価審査会の答申を踏まえまして、ＪＲ東海に対し環境影響評価法に基づきまして知事としての私の意見を述べてまいるという段取りになっております。

次に、**お茶の振興対策について**であります。

本県は、県内全域でお茶が生産され全国の生産量の約四割、流通量の約六割、消費量は一人当たり全国平均の二倍ということでございます。まさに茶の都でございます。先人の培われた高い技術力、なканずく高い品質を有しており、全国茶品評会におきまして天皇杯や農林水産大臣賞を数多く受賞するなどまさに茶の都と呼ばれるにふさわしい場の力があります。本県では現在静岡文化芸術大学の熊倉学長を座長とする茶の都しずおか構想検討会におきまして、茶の都づくりの構想策定を進めております。これまで、お茶に関する歴史的資産や施設などの多彩な資源をしずおか茶の都マップとして取りまとめ、お茶のシンポジウム等を通

じて茶の都しずおかの魅力の情報発信に取り組んでいるところであります。

また、先月開催いたしましたお茶の産業、文化、学術の総合イベントである世界お茶まつり二〇一三秋の祭典におきましては、お茶の新商品の展示販売、お茶と器、お菓子を組み合わせた新しい楽しみ方の提案、最新のお茶の機能性、効用についての研究成果の発表等々、お茶の魅力を国内外に向けて発信し、多くの方から高い評価を受けました。このたび和食、日本人の伝統的な食文化がユネスコ無形文化遺産に登録が決定されましたことは非常に喜ばしいことです。本県はお茶、魚など和食の食材の生産や消費がまことに日本一とも言うべき盛んな県でありますことから、これを契機に海外や首都圏などでの展示会におきまして、静岡らしい豊富な食材を利用した和食文化と一体的にお茶のすばらしさを紹介し輸出の促進や国内の消費拡大につなげてまいります。

まずは、県といたしましては、今後先ほど県議の御紹介ございました文化、産業、健康、おもてなし、平和。この五つの要素を盛り込んだ——仮称でございますけれども——ふじのくに茶の都憲章を制定いたしまして、県民の皆様とともに茶の都づくりを一層推進し、茶の産業、文化、学術などの振興を図ってまいります。

この憲章を受けまして、できれば県議会のほうで条例を制定していただくとありがたいと思っております。既に茶の振興に関する法律が平成二十三年に定められております。今後茶の文化、これを柱にして、そこには和食の文化も入れ込む形で世界無形文化遺産に登録していくに当たりましては、京都府が和食を推進するに当たりましてイニシアチブをとられたように本県がイニシアチブをとるには憲章を受けて条例を定めて、それによってお茶の文化を、これは総合文化として捉えまして庭づくりあるいはお花の文化、食事の文化、それからお菓子の文化、さらに礼儀作法も含めまして——茶道具ですね——さまざまなお茶にかかわる道具一式も全部入れ込んだ生活の総合文化としての茶の文化を推進していくのだという、そうしたことを盛り込んだ条例を制定していただければ、これが大きな弾みになって茶の都づくりにおける世界的な励みとしての茶の文化の無形文化遺産につながるのではないかと。

しかもこれは、今こうした動きをきちっとにらみながら例えば濟州島におきまして本県のお茶とミカンが向こうに移植せられて、そしてエコパーク、ジオパー

ク等々、四つくらいの世界標準をかち取って売り出しております。同じように本県の食の都づくりが、FT——フィナンシャルタイムズの一面を買い取りましてPRをして農水大臣のフードポリスづくりとして、そしてオランダのいわゆる本県のやっておりますフーズ・サイエンスヒルズといったようなことをやっている機関が、ヨーロッパで最大のものがあります。それを取り込んでフードポリスづくりを今やろうとしているんですね。ですからもう明らかに本県がターゲットになっているというふうに思います。それだけに私も素材を持っているので、茶の都づくり、食の都づくり、ティーアンドフードポリスづくりを、そうですね、どこらあたりがよろしいでしょうか。光産業としての西部、フーズ・サイエンスヒルズの中部、それから健康産業としてのファルマバレー等もございまして差し当たっては世界に打って出るには、志太榛原、中東遠地域。このあたりをティーアンドフードポリスの拠点として全県下に広げていくといったような、そうした思い切った戦略が今必要とされているというふうに思います。来年はぜひそういう動きを実体化させていかないとおくれをとるというふうにも思っております。

なお、その他の御質問につきましては関係部局長から御答弁を申し上げます。

○副議長（渥美泰一君） 土屋経営管理部長。

（経営管理部長 土屋優行君登壇）

○経営管理部長（土屋優行君） **平成の大合併の成果と課題について**お答えいたします。

いわゆる平成の大合併は、人口減少、少子高齢化が進む中で地域の将来を見据えて中長期的な視点で基礎自治体の行政サービスの維持向上を図ることを目的として行われたということから、その効果があらわれるまでは一定の期間を要するものというふうに考えてございます。合併の評価につきましては、住民サービス、まちづくり、行財政の効率化、住民負担などさまざまな観点から市町としての将来像がどうあるべきかを踏まえ、総合的かつ中長期的に行われる必要があり、平成の大合併が一区切りとなってから三年半が経過した現時点におきましては、まだ総括的な評価を行うには難しいものというふうに考えてございます。短期的、個別的な評価といたしましては、多様な公共施設の利用が可能になるなど住民サービスの向上が進んだり、広域的な視点からまちづくりが可能になったと

いう声がある一方で住民の声が行政に反映されにくくなったという指摘もあるほか、地方交付税の特例措置期限切れ後に対する財政上の懸念も生じているところでもあります。事案により合併の効果と課題の双方が生じているものと考えてございます。

県といたしましては、国が進めている地方交付税の算定方法の見直しの動向を注視しながら、必要な情報を市町に提供するとともに、県・合併市町連絡会において、市町の状況も意見をお聞きしながら、課題についてはできる限り克服する一方で合併による効果を最大限に発揮できるよう支援を行ってまいりたいと思っております。以上であります。

○副議長（渥美泰一君） 宮城島健康福祉部長。

（健康福祉部長 宮城島好史君登壇）

○健康福祉部長（宮城島好史君） **認知症対策について**お答えいたします。

認知症につきましては、議員御指摘のとおり早期発見、早期対応が重要でございます。このため地域のかかりつけ医に認知症対応力向上研修を実施することにより、日ごろの診察を通じて早期発見を図るとともに、専門医療の提供を行う認知症疾患医療センターの整備も進めてまいりました。また県内百三十七カ所の地域包括支援センターの相談窓口や保健師などの専門職員が、医療機関や介護サービスにつながるなど早期対応に努めてまいります。

県といたしましては、今後も地域包括支援センターを中核として、切れ目のない支援体制の構築を図るとともに、認知症対応型のデイサービスやグループホーム等の一層の整備促進を図り症状や進行の状態に応じて可能な限り住みなれた地域で適切な医療・介護サービスを受けられる体制構築に取り組んでまいります。

また、認知症の予防につきましては、認知症サポーターの養成や市町が実施する介護予防事業への支援を通じて県民の認知症に対する正しい知識の普及啓発を図るとともに、高齢者の運動や社会参加が認知機能の低下防止につながることからシニアクラブ静岡県やしずおか健康長寿財団と連携し、生きがいづくりや健康づくり活動などを推進し認知症予防対策の一層の充実に努めてまいります。以上でございます。

○副議長（渥美泰一君） 渥美経済産業部長。

（経済産業部長 渥美敏之君登壇）

○経済産業部長（渥美敏之君） **公共建築物における県産材の利用拡大策について**お答えいたします。

県では、来訪者が多くPR効果の高い県有施設において県産材の利用による木のよさの発信に取り組んでおり、昨年度県庁本館廊下等の腰壁を木質化し本年度も総合庁舎などで整備を進めております。また草薙総合運動場体育館や沼津市の「プラサ ヴェルデ」などシンボル性の高い施設で構造材や内装材に県産材の利用を積極的に進めております。公共建築物での県産材利用に当たっては、市町の積極的な役割も重要であるため、公共建築物での木材利用を促進するための方針策定を働きかけ十一月末現在で三十四の市町で策定されております。

こうした市町の取り組みを支援するため、県では県産材製品の規格や品質、価格などに関する手引きの配布や県産材製品を紹介する講習会の開催など情報提供に努めており、県産材利用の機運は高まりつつあります。昨年度は静岡市の清水桜が丘高校や浜松市の北部中学校において、内装材などに県産材が多く使われたほか、民間企業においても新技術により耐久性を向上させた製品を社屋の外装に用いるなど公共施設以外での新たな利用事例も出てきております。

県では、引き続き率先して県有施設での木造化や木質化を進めるとともに、市町にも働きかけPR効果の高い公共建築物での県産材利用の促進に一層努めてまいります。以上であります。

○副議長（渥美泰一君） 小川危機管理監。

（危機管理監 小川英雄君登壇）

○危機管理監（小川英雄君） **浜岡原子力発電所の原子力災害発生時の避難計画について**お答えをいたします。

本年六月及び十一月に公表いたしました第四次地震被害想定では、巨大な地震と津波により県内全域にわたって甚大な被害が発生すると想定しております。このような状況であっても原子力災害が発生した場合には、避難計画の対象地域である浜岡原子力発電所から三十一キロ圏内に居住する最大で約八十六万人を安全な場所に迅速に避難させる必要がありますが、地震や津波による道路の被害、県内や隣接県の被災による遠方への避難、避難に時間を要する災害時要援護者の避難手段の確保など多くの困難な課題があると認識をしております。

県といたしましては、被曝を可能な限り低減すること及び再避難をなくすこと

や移動時間を短くすることなどにより、避難に伴う負担を軽減することを基本方針とし、避難計画の策定に取り組んでおります。策定に当たりましては、原子力災害時の避難計画の策定支援のためことし九月に地域ごとに設置をされました国のワーキングチームや他県の協力を得ながら、市町と連携しましてこれらの課題を一つ一つ解決し、実効性のある避難計画とする考えであります。以上であります。

○副議長（渥美泰一君） 小長井由雄君。

（三十六番 小長井由雄君登壇）

○三十六番（小長井由雄君） 御答弁ありがとうございました。

リニア中央新幹線の環境面での懸念事項についてと公共建築物における県産材の利用拡大について、それから浜岡原発の原子力災害発生時の避難計画についてを再質問させていただきまして、お茶の振興について、若干の意見、要望を述べさせていただきたいと思っております。

最初に、**お茶の振興について**意見を述べさせていただきます。

知事から茶の憲章をつくるに当たり、県議会でお茶に関する条例をと。積極的に進めるというようなお話をいただいたと思っております。すばらしい本当にいい御提案をいただいたと思っておりますが、これはやはり代表者会議で諮っていただいて私も積極的に関与してこの条例の成立に向けて頑張っていきたいなと、そんなふうにしておりますので、また当局の皆さんと力を合わせて茶の振興に邁進してまいりたいと、そんなふうに思いました。

それでは再質問させていただきます。

リニア中央新幹線の環境面での懸念事項について再質問させていただきます。

私は水の問題が一番心配になるわけでございますが、JR東海はトンネル工事によって毎秒二トンの河川流量が減少する可能性があるというふうに示しております。この量は、報道によりますと下流域の七市、約六十三万人の水利権量に匹敵するということでございます。それが水脈に当たればさらに大きな量が減少するということになるかと思っております。そこで大井川水系での中部電力の水力発電への利用など大井川水系の利水状況とこれまで実施してきた取水制限など節水対

策について伺いたいと思います。

また、ＪＲ東海は静岡県内で、私も一カ所行きましたが二カ所、井川地区と静岡市内で説明会を実施しました。しかし実際に水減少の影響を受けるのは、大井川流域の自治体やあるいは大井川水利調整協議会への説明。こういったところでの説明が必要ではないかなというふうに思います。ＪＲ東海の対応につきまして、県ではどのように聞いているのか伺います。

また、三月二十五日までに知事意見を述べることになっている。知事に意見を取りまとめるに際しましてその意見照会は、現在のところ静岡市長だけとなっていると思います。影響の大きい大井川水系自治体や今申し上げました大井川水利調整協議会等からの意見に対する考えを伺いたいと思います。以上答弁を求めます。

○副議長（渥美泰一君） 伊熊くらし・環境部長。

○くらし・環境部長（伊熊元則君） **リニア中央新幹線の環境面での懸念事項につきましての再質問について**お答えをいたします。

まず第一点目でございます。大井川水系の利水状況とこれまで実施してきた節水対策についてでございます。

大井川水系の利水状況は、中部電力の主な水力発電所十一カ所で発電利用しているほか島田市、牧之原市ほか五市の上水道、八市一町の農業用水、三市の工業用水ということで幅広く利用されてございます。そのため大井川水系において利水者でございます民間企業や土地改良区においてのほか、行政機関である国、県、市町などで構成いたします大井川の水利調整協議会、ここにおきまして水利調整とか渇水時の節水対策に当たっておりまして、水利用の円滑な運営を図っているところでございます。最近の節水の対策につきましては、過去十年間で四年ほど取水量制限をしたことがございます。そのうち本年度はかなり渇水がひどかったということがありますので、六月から九月までの間で六十日間の取水を制限をしたという状況でございます。

続きまして、大井川流域の自治体や大井川水利調整協議会へのＪＲ東海の対応と知事意見の取りまとめに対しての意見照会についてお答えをいたします。

環境影響評価法の手続に基づきます意見照会は、関係市となっております静岡市だけになりますけれども、リニア中央新幹線の工事による河川流量減少の下流

域への影響懸念をいたします大井川の先ほど申し上げた水利調整協議会は、十一月五日までにＪＲ東海が行った意見募集に対して意見書を提出してございまして、ＪＲ東海から提出された意見概要書におきまして大井川水利調整協議会の要望を受けて今後説明していくということの記載がございまして。

今後におきましては、こうした大井川水利調整協議会における説明あるいは県民等の意見へのＪＲ東海の見解を示した意見概要書の内容、また今後提出されることとなります静岡市長の意見とともに、これからの県影響評価審査会の審議と答申を踏まえまして、準備書に対して環境保全の見地から意見を述べていくことといたす考えでございまして。以上でございまして。

○副議長（渥美泰一君） 小長井君、再質問があれば再質問も一括でお願いしたいと思っております。

○三十六番（小長井由雄君） 一問一答方式ということでお願いします。

○副議長（渥美泰一君） 決まりではそのようになっているようですので、再質問があれば、ここで一括してやってください。

小長井由雄君。

（三十六番 小長井由雄君登壇）

○三十六番（小長井由雄君） 初めてのことで、少しなれなかったものですから失礼いたしました。

それでは、これで最後になろうかと思っておりますので**浜岡原子力発電所の原子力災害発生時の避難計画について**お伺いします。

先ほど御答弁で課題がさまざまあるというようなお話をいただいたと思っております。その中の具体的に幾つかお伺いしなければならないというふうに思っておりますので、お聞かせをいただきたいと思っております。

東北大震災の震源は、太平洋上はるか百三十キロの沖合でございました。今度は震源が浜岡原発の直下になることも想定されるわけでございます。津波の前に原発の破壊が進み、地震直後に放射能が周辺環境に拡散することも予想されるわけでございますけれど、そのときは被曝する前に住民を安全な場所に避難させるということは不可能ではないかなというふうに思いますが、見解をお伺いしたいと思っております。

二つ目には、住民の避難は、基本的に世帯ごとに自家用車で避難する計画だと

いうふうに伺っております。地震による道路破壊、倒木、津波冠水、橋梁の破損、道路沿いの山腹崩壊による道路の遮断、避難をしていく車の大渋滞、さらには道路敷の液状化等の発生によって自家用車での避難は不可能となるのではないかとこのように考えますが、見解をお伺いさせていただきたいと思っております。

三つ目でございます。避難中に風が県や市から指示された避難方向に流れてくることも予想できますが、その際行き先の変更はどのようにされるのか。大混乱のさなかに正確な指示の伝達が可能なのかどうかお伺いをいたします。

次に、最も困難な寝たきりの老人や障害者、弱者の避難計画はどうなっているのかお伺いをいたします。

五つ目でございます。三十一キロ圏内の十一市町は、同様の困難を抱えることになると思っております。結局のところ先ほどお話のありました八十六万人の避難は現実的ではないと。そんなふうに思いますが、御見解をお伺いをさせていただきます。

さらに、この原発の避難計画。地震防災と原発防災が全く別々で整合性がないというふうに感じるわけでございます。根本的な対策は、知事がたびたび発信されているように地震に襲われる前に九千五百体余りの燃料を取り出し安全に管理することと原発敷地の他用途への転換が最良の防災だというふうに思いますが、川勝知事の考えをお伺いいたしまして、私の質問を終わります。

○副議長（渥美泰一君） 小川危機管理監。

○危機管理監（小川英雄君） それでは、**浜岡原子力発電所の災害発生時の避難計画**についての再質問にお答えをいたします。

まず初めに、地震動で原発そのものが破壊されるのではという再質問でございましたんですけれども、本年七月に原子力規制庁がシビアアクシデント——つまり想定されるあらゆる危険な状態が発生をする可能性というものを考慮した上で新しい安全基準というのを定めております。その中でそれ以後津波に対する対応ばかりでなくて、地震動に対する対応というのも当然その中に含まれております。したがって、事業者において十分な安全性が確保されるように地震動対策ができるものというふうに考えております。

なお、県としては当然事業者、それから国、双方に十分な安全の確保をお願いをしていくとともに、県としても監視をしていくということになるかと思えます。

それから二点目でございますが、地震動で道路の液状化であるとか、橋梁が落ちるであるとか、崖崩れであるとか、あるいは大渋滞が発生をするというような事態が当然想定をされるというふうに思います。そのそれぞれについて先ほども御答弁申し上げましたんですが、一つ一つ丁寧に解決をしていこうという姿勢で臨んでおります。そのときに外にいる時間をできるだけ短くするんだということを大前提で考えておまして、例えば分散型の避難を指示することによって、一遍に同時に逃げてしまいますと大渋滞がまさに御指摘のとおり発生をいたしますので、分散型で少数単位で逃がすというようなシミュレーションも今試みているところでございますが、できるだけ短時間で三十一キロの圏外へ避難できるようなこと。それからあとは、避難路の例えば液状化であるとか、橋梁の落下等を防止するような対策をつくるか、あるいは付近を走っております東名、新東名も活用をしてしまうとか、そういうことも含めながら、一つ一つ丁寧な対策を検討している最中でございます。

それから、三点目でございますけれども、避難中の情報の伝達というものでございますが現在考えられる中でも例えばほとんどの車がFM放送を積んでおりますので、FMの発信機を新たに備えるとか、それで情報を流すとか、あるいは避難単位を先ほども小さい単位にすると申し上げましたんですけれども、いわゆる個別の受令機——FMでございますけれども専用の受令機を全世帯に配るとか、そういう工夫をしながら移動中であってもしっかりと情報伝達できるような工夫をしていきたいと思えます。

それから、災害時要援護者でございますけれども、これは原子力事故のいわゆる展開状況にもよりますけれども、国の原子力災害対策指針の中では避難に時間を要する災害時要援護者については、早い段階で避難を開始するという原則になっておりますので、これにのっとりまして当然のことながら専用の避難方法を考慮してまいりたいというふうに考えております。

それから、原発の避難計画との整合性のお話ではございますけれども、先ほど申し上げていますとおりいろいろな課題をあらゆる制限なしでまさに制限なしで

工夫し考えることによって、できるだけ被曝を避けて安全に避難をさせるということが可能になるような対策を考えてまいりたいと思います。

燃料棒の安全性等の確保でございますけれども、現在も使用済み燃料、あそこの中にたくさん入っております、それにつきましては現在中部電力のほうでもできるだけ安全に燃料の中間貯蔵をするということで、いわゆる乾式貯蔵施設というものが考慮されておまして、乾式貯蔵施設に移すことによって電気も要らない、それから水も要らなくて普通の空気の対流だけで安全にキャスクを冷やすことができるというような対応を図ろうとしておりますので、そういう形での安全性の確保をお願いをしたいというふうに考えています。以上でございます。

平成 24 年 9 月 静岡県議会定例会 質問

質問分類

代表質問

質問日:

2012/09/24

質疑・質問事項:

- 1 知事の政治姿勢について
 - (1) 中部電力浜岡原子力発電所の再稼働の是非を問う県民投票条例
 - (2) 本県への影響が懸念されるオスプレイの配備
- 2 災害対策について
 - (1) 第四次地震被害想定の方針と総合防災訓練の検証
 - (2) 富士山火山防災対策
 - (3) 中小企業のBCP策定支援
- 3 浜岡原子力発電所の安全対策について
- 4 富士山をめぐる諸課題について
 - (1) 富士山世界文化遺産登録の推進

- (2) 登山者の安全確保対策
- 5 内陸のフロンティアを拓く取り組みの推進について
 - (1) 構想の早期実現
 - (2) ふじのくに食の都大路の展開
- 6 エネルギー政策について
 - (1) 新エネルギー等の導入促進
 - (2) 海洋エネルギーの導入
- 7 富士山静岡空港の利活用促進について
- 8 自殺対策について
- 9 障害者就労施設等からの物品調達の推進について
- 10 静岡茶の戦略について
- 11 いじめ対策について
- 12 県警における津波対策を踏まえた警察施設の移転、建てかえについて

○副議長（大石哲司君） 通告により、三十五番 小長井由雄君。

（三十五番 小長井由雄君登壇 拍手）

○三十五番（小長井由雄君） 私は民主党・ふじのくに県議団を代表して、当面する県政の諸課題について知事、関係部局長、教育長、警察本部長に伺います。

まず、**知事の政治姿勢のうち、中部電力浜岡原子力発電所の再稼働の是非を問う県民投票条例について**伺います。

市民団体原発県民投票静岡の方々が、五月以降県内市町において集めた条例制定に向けた署名活動は、有効署名者十六万五千人を超える県民の方々の署名に結実しました。この十六万余という署名は法定の必要署名数の約三倍であり、多くの県民の皆さんがこの問題に対し関心があることが示されました。

知事は、先日の提案理由の中で、県民一人一人がみずからの意思を表明する機会を逸してしまうことは妥当ではありませんと述べられ、投票実施

に向け賛意を正式に表明されました。知事は条例制定請求を受け付け以降十六万余の署名は非常に重たいものであることを主張されてきました。またこれまで都道府県レベルでは沖縄県でしか実現されていないという現状を踏まえ、住民投票制度そのものが機能しないことに対する疑問も述べられてきました。

一方で、県当局からも示されているように県民投票に要するコストは十三億円程度に上り、県民の意思の酌み方として県民投票を行うことが最も妥当な方法なのかという声もあります。知事は十六万余の署名をどのように重く受けとめ、この県民投票の実現に向けて賛意を表明したのか伺います。

次に、本県への影響が懸念される**オスプレイの配備について**であります。

去る六月下旬、米国から我が国に対し米海兵隊の最新型航空機オスプレイを沖縄県普天間飛行場へ配備するとの正式な通報があり、これを受けて七月下旬十二機のオスプレイが山口県の岩国飛行場に陸揚げされました。これに先立ち六月上旬に明らかにされた米側の環境影響調査報告書では、本県のキャンプ富士においても飛行訓練を行う想定で調査が行われ、その結果重大な環境問題は生じないと確認されたと聞いております。

しかしながら、オスプレイは開発段階から墜落事故が相次ぎ、最近でもモロッコや米国フロリダ州で墜落事故を起こしたことから、沖縄県など関係自治体ではこうした事態を深く憂慮し、その安全性に対して大きな懸念を抱いております。一方で米国は環境への影響等を懸念する住民の意見を受け、ハワイ州の二空港において計画していたオスプレイの訓練を断念したとの報道もありました。

こうした中、日米両国はオスプレイの配備に向けて、二件の墜落事故に関する分析評価を含めさまざまな角度から検討を重ねてきましたが、先日日本政府から、オスプレイの安全性が確認できたため国内での飛行運用を開始させるとの宣言が出されました。私は政府がもっとオスプレイ関係の情報を積極的に提供するとともに、これまで以上に丁寧な対応を行わないと関係自治体や住民の理解を得ることは困難ではないかと考えます。今後

オスプレイが正式に配備され本格的に訓練が開始されれば、本県においても大きな影響をもたらすことになるかと危惧されますが、知事はどのように考えているのか伺います。

次に、災害対策についてのうち、**第四次地震被害想定の方針と総合防災訓練の検証について**であります。

先月二十九日、内閣府の南海トラフ巨大地震の被害想定が発表されました。最悪のケースでは全国で三十四万六千人、本県では十一万人余の人的被害が出るという衝撃的なものでした。昭和五十一年八月東京大学の石橋克彦氏が東海地震説を地震予知連絡会において発表して以来、三十五年にわたり東海地震が迫っていると言われ続けてきた静岡県民にとっても想像を超える数字であります。

今回の発表は、三月三十一日の内閣府の発表もそうであったように数字ばかりがひとり歩きして、発生し得る最大クラスの地震・津波であること、次に発生する地震を予測したものではないこと、発生頻度は極めて低いことなどのメッセージが正確に伝わっていないのではないかと感じています。

今後県では、今回内閣府が公表した推計値やデータをもとに第四次地震被害想定を策定することとありますが、県民にある程度の危機感を持たせつつも誤解を与えないような市町と連携したきめの細かい広報が大切であると思います。

そこで、県はどのような方針で第四次地震被害想定を策定し、県民にわかりやすく説明していくお考えなのか伺います。また国の被害想定が当初六月末に発表される予定でしたが、実際には八月末となるなど県の第四次地震被害想定作業にも影響が出ているものと思いますが、スケジュールに変更はないのかあわせて伺います。

一方、今回の発表直後の九月二日に南海トラフの巨大地震を想定した県総合防災訓練が実施されました。この訓練の中で富士山静岡空港を国の基幹的広域防災拠点として位置づけ、その能力を検証する訓練を実施したとのこととありますが、その結果について課題と今後の取り組みを伺います。

次に、**富士山火山防災対策について**であります。

昨年の東日本大震災以降、東海地震は東南海・南海地震と三連動で起きるという前提で被害想定が示されるようになり、本県の地震対策も新たな局面を迎えることになりました。さらに三連動地震に加え、富士山の火山活動も連動するのではないかという指摘もされております。

ことし二月の県議会に、我が会派の四本議員も富士山の噴火を懸念する質問をされ、当局も新たに策定する県の第四次地震被害想定に富士山が噴火した場合の被害想定を盛り込む方針であるとの答弁がありました。その後去る六月に本県と山梨県、神奈川県、国の機関が中心となり、富士山火山防災対策協議会が設置されました。この協議会では避難計画の策定や防災訓練の実施など各種の事業方針が承認されたとのこととあります。これまで富士山についての火山防災対策は主体がはっきりせずやや印象が薄かっただけに、今回の協議会の発足は大きな前進だと思います。安心に向け周辺住民も大いに期待を寄せていることと思われま。

そこで、改めてお聞きしますが、富士山火山防災対策協議会として今後どのような具体的施策や事業を展開していくのか、県の考えを伺います。

次に、**中小企業のBCP策定支援について**であります。

東日本大震災では、沿岸部に立地する企業の多くが津波により壊滅的な被害を受け、三陸の水産加工関連事業者などはいまだに本格的な復興に至っていない状況にあります。本県の一部の有力な企業においては沿岸部の工場や生産機能の一部を高台へ移すという動きも報じられておりますが、大多数の中小企業は移転先の用地確保や移転のための資金手当て、従業員の通勤の問題など直ちに生産拠点を高台に移すことは困難な事情を抱えています。このような状況下、中小企業では被災後に人的、物的被害をいかに軽減し、中核的な事業をできるだけ早期に再開できるかなどの対応策をあらかじめ決めておく防災計画やBCPの策定が求められています。

本県においては、他県に先駆けて中小企業でも容易にBCPが策定できるモデルプランを県がみずからつくり策定を促進するとともに、助言できる専門家の養成や安価な費用で専門家の指導を受けることができる専門家派遣制度を静岡県産業振興財団や中小企業団体中央会などが実施するな

ど、中小企業のBCP策定の支援制度が充実しているものと認識しています。今回の事態を受けて、津波対策を含めたBCPの見直しや今後BCPを策定しようとする中小企業への支援策のなお一層の充実が急務であると考えます。

そこで、中小企業のBCP策定の取り組みに対し、県はどのように支援しようと考えているのか伺います。

次に、**浜岡原子力発電所の安全対策について**であります。

浜岡原発は、想定東海地震の震源域に位置しかつ地震の発生が極めて切迫しているとして、昨年五月に国の要請を受け停止されました。その後中部電力は、防潮堤の建設や非常用発電機の高所設置、防水扉の改修などさまざまな対策を実施しております。しかし巨大地震が浜岡原発を襲えば使用済み核燃料が冷却不能に陥り、メルトダウン、水素爆発等が発生し広域に及ぶ放射能汚染を引き起こす危険があることは、福島第一原発事故で見るとおりであります。知事は浜岡原発の安全確保の点から、使用済み核燃料の適切な処理、処分や津波対策が不十分であること、オフサイトセンターの設置の問題があることなどについても言及された上で、安全性の検証には妥協のない姿勢を示されております。

しかし、八月二十九日の内閣府の発表では、南海トラフ巨大地震に襲われる浜岡原発付近の想定される震度は七で津波の最大値を十九メートルと想定しています。これまでの想定は震度六強、最大津波高約七メートルを大きく上回る数値が発表されました。建設時四百五十ガルの耐震応力で設計され、その後東海地震には耐えられないとして廃炉になった二号機の使用済み燃料プールは、現在でも燃料冷却中であり、二号機の安全性についての県の見解を伺います。

また、沖合からの冷却水の取水は相良層岩盤を掘削し建設したのですが、地震による津波、隆起、沈降で沖合の取水塔及び取水トンネルの崩壊や損傷などにより取水不能になることも危惧されます。この安全性について県の見解を伺います。

さらに、昨年五月五号機の停止時に復水器と原子炉に大量の海水が流入するという事故が発生し、一年四カ月を経過しました。この問題について

私は昨年六月の議会で取り上げましたが、最新の検査で塩害のため機器を貫通する穴があいていることが判明しました。最新の技術・材料でつくられている原発が炉水を循環させての脱塩処理を続けているにもかかわらず、短期間で機器を貫通する穴があいてしまったことは驚きです。原子炉に海水が流入した浜岡五号機の安全性について県の見解を伺います。

加えて、中部電力はリプレース計画を公表した際、一、二号機廃炉、使用済み燃料の乾式貯蔵施設の建設を公表していました。県民の安全確保の責任からも浜岡原発敷地内の高所に乾式貯蔵施設の建設を急ぐよう申し入れるべきだと思いますが、県の考えを伺います。

次に、富士山をめぐる諸課題についてのうち、**富士山世界文化遺産登録の推進について**であります。

去る八月二十九日から九月五日には、ユネスコの諮問機関であるイコモスの現地調査が行われたところであります。ここまでの道のりを考えますと、平成十七年に富士山の世界文化遺産登録への動きが具体化し、平成十九年一月に富士山が世界遺産暫定リストに登載、平成二十三年七月には登録推薦書原案が静岡・山梨両県から文化庁に提出されました。そして本年一月にはいよいよ正式な推薦書が日本政府からユネスコ世界遺産センターへ提出され、今回のイコモスの現地調査を迎えたところであります。登録に向けた動きが具体化してからここまでに至る関係の皆様のご御努力には敬意を表する次第であります。現地調査を終え、今後は来年五月ごろに行われるイコモスの評価結果の勧告を待つことになるとのことですが、登録実現に向けて大きく踏み出せることを願ってやみません。

さて、今回の現地調査においては保存管理の状況を中心に調査が行われたと伺っております。これは法的な保護措置はさることながら、国民や県民一人一人がどのように富士山を守っていくのかという意味でもあると思います。私は、富士山を守っていくということは決して国や県、市町村といった行政だけでなし得ることではないと考えております。

そこで、現地調査の終了を踏まえ、平成二十五年の登録実現に向けて今後どのように取り組んでいくのか伺います。

次に、**登山者の安全確保対策について**であります。

富士山を後世に継承していくためには、しっかりとした保存管理をしていくことはもとより富士山をめぐる諸課題について本県と山梨県が一体となって取り組むことが必要であると思います。具体的には富士山頂周辺の県境問題、夏季のマイカー規制や駐車場整備、ごみやし尿などの環境対策、さらには周辺の電線や電柱、屋外広告物等に係る景観問題、遭難への対応など登山者の安全確保対策などが挙げられるほか、協力金など富士山を守る仕組みづくりも大きな課題であると考えます。これらの課題は、将来的には静岡・山梨両県にわたる富士山条例のような形も視野に取り組むべきものと考えます。

特に、登山者の遭難防止などの安全確保については平成七年までは年間十件以下だった遭難件数が平成二十三年には四十七件に激増していることから、早急に対応しなければいけない課題であります。夏山時期の登山者数はここ数年三十万人を超えております。この中には外国人も多く、十分な装備を持たない登山者や、山小屋に宿泊せずに夜通し登山し御来光を見てそのまま下山するいわゆる弾丸ツアーと言われる無理な登山があり、遭難の一因ともなっています。また夏山以外の時期においても無謀登山者やスキーヤーが見られ、遭難救助の要請も実際にあり地元警察も大いに苦慮していると伺っております。

こうしたことを背景に、関係機関で組織する静岡県山岳遭難防止対策協議会の各支部からは、登山者の届け出の義務化を柱とする条例制定について会長である知事宛てに要望書を提出されております。富士山世界文化遺産登録を控え今後ますます富士山を訪れる方の増加が見込まれる中、喫緊の課題である登山者の安全確保対策について、条例の制定も含めどのように取り組んでいくのか、御所見を伺います。

次に、**内陸のフロンティアを拓く取り組みの推進についてのうち、構想の早期実現について**であります。

知事が、内陸のフロンティアを拓く取り組みについてその考え方を提唱されてから一年がたとうとしています。その間さまざまな場面で内陸のフロンティアという言葉が聞かれるようになり、県民や民間企業などの関心は大変高いものとなっております。これは東日本大震災や新東名の県内開通

という本県を取り巻く大きな環境の中で、まさに時宜を得た考え方であったからだと思います。

県では、昨年度庁内に推進会議を設置し知事が本部長として陣頭指揮をとる推進体制を構築したほか、地域づくりの主体である市町との連携を図るために知事みずからが全市町に参加を呼びかけ、本年四月に県と全市町とで組織する県と市町との企画政策会議を立ち上げました。そしてその会議の中で相互に連携を図りながら、今般取り組みの全体構想を策定されたと聞いています。本構想には、安全・安心で魅力ある県土ふじのくにの実現という基本理念や基本目標のほか、目標達成のために県や市町が取り組む施策の方向性について整理してあります。

今後、さきの内閣府の南海トラフ巨大地震に関する被害想定を踏まえ、構想に盛り込んだ施策をいかに早期に具体化し実現していくかがこれからの県の大きな役割であり、市町からも大きな期待がされていると考えます。地域づくりを進めるに当たっては、市町を初め民間企業や団体、そして地域住民といったさまざまな関係者と連携を強化することが必要であり、取り組みも多岐にわたることからいかに戦略的に展開していくかが重要だと認識しています。

そこで県は、今後全体構想に盛り込んだ取り組みをどのように推進していくかと考えているのか、その方針について何うとともに、その推進手段として今月末に国に対して申請を行う方針を明らかにしてきた総合特別区域法に基づく特区の提案内容について伺います。

次に、**ふじのくに食の都大路の展開について**であります。

四月十四日に開通した新東名高速道路の七カ所のサービスエリア、パーキングエリアの商業施設は、開通後三カ月で来場者が約一千三百万人となっており、わずか三カ月で本県の人口の三倍を超える人々が訪れるというにぎわいを本県にもたらしております。県ではこの驚異的な集客効果を利用して、七月中旬から農業者が農芸品等を販売する食の都ふじのくにマルシェを新東名のSA、PAで新たに始め、非常に好評だと伺っております。丹精込めてつくった農産物や加工品を試食や試飲を行いながら直接消費者に紹介するこのような取り組みは、消費者のニーズにマッチした商品

開発や生産振興につながるものと期待されます。

また、新東名高速道路開通後インターチェンジ周辺の観光施設への来場者数も増加しており、これはSA、PAを訪れた人がインターチェンジで降り、周辺地域を周遊するという動きであると考えられます。新東名高速道路の開通効果が確実にあらわれてきており、その効果を一時的なものに終わらせないための展開が求められます。

知事は、六月の本会議において新東名高速道路を初めとする五つの高規格幹線道路を食の都の都大路になぞらえ、SA、PAなどを拠点として、「産地や直売所の散策モデルを策定するとともに、ふじのくに食の都づくり仕事人や地域の食文化を紹介するなど地域の魅力を最大限情報発信していく」と答弁されております。

今後は、インターチェンジやSA、PAを拠点として大路から周辺部へ展開していくことが求められると考えますが、食の都大路について具体的にどのように進めていこうと考えているのか伺います。

次に、エネルギー政策についてのうち、**新エネルギー等の導入促進について**であります。

東日本大震災以降、原子力発電にかわるエネルギーとして新エネルギー導入の必要性が大いに高まっているところであります。県では日本一の日照環境など本県の地域特性を生かし、太陽光発電を初めとする新エネルギーの導入に積極的に取り組んでおります。昨年度新たに県単独の補助制度を創設した結果、住宅用太陽光発電設備の導入件数が大幅に増加するなど具体的な成果もあらわれていることから、県の取り組みに対しては一定の評価ができるものと考えております。

ところで、現在県が目指す平成三十二年度における新エネルギー等の導入目標は、昨年三月に策定したふじのくに新エネルギー等導入倍増プランに掲げる導入率一〇%であります。県ではこの目標の早期達成を目指していますが、その進捗状況をエネルギーごとに見ますと、太陽光発電については八年前倒しでの達成が見込まれる一方で、天然ガスコージェネレーションや中小水力など目標を達成するためにはより一層推進を要するものも見られる状況にあります。

昨年三月以降、エネルギーを取り巻く状況は大きく変化しつつありますが、県は新エネルギー等導入倍増プランの進捗状況についてどのように評価しているのか、また国においてもエネルギー政策の見直しが進められる中、今後どのように新エネルギー等の導入促進に取り組んでいくのか、県の御所見を伺います。

次に、**海洋エネルギーの導入について**であります。

我が国は、領海と排他的経済水域を合わせた面積が世界第六位となる海洋大国であり、海岸線に打ち寄せる波の潜在的な発電能力は、原子力発電所の数十基分に相当するとの試算もあることから、海洋エネルギーも大きな可能性を秘めていると考えられます。政府は去る五月二十五日に総合海洋政策本部の会合を開催し、海洋エネルギーの早期実用化や活用のための環境整備が我が国のエネルギー政策上重要な課題であると位置づけ、来年度中に実証実験の海域となる実証フィールドを選定することなどを盛り込んだ今後の取り組み方針を決定したところであります。

海洋エネルギーの開発はヨーロッパを中心に進められており、スコットランドのオークニー諸島にある欧州海洋エネルギーセンターには世界中の企業が集まって実証実験に取り組んでおります。またイギリスでは、洋上風力発電の研究開発を国家プロジェクトとして展開しております。先月知事はハワイ州との間でクリーンエネルギーの導入を推進するための覚書を締結したとのことですが、ハワイ州においても海洋エネルギーの導入が進んでいるのではないかと考えます。

こうした中、去る九月十二日、県を初め西駿河湾地域の沿岸自治体である牧之原市、御前崎市、吉田町、さらには地元漁協や学識経験者も参加して、海洋エネルギーの可能性等を検討するための勉強会が開催されたとのことあります。約五百キロに及ぶ海岸線を有する本県においても、全国や世界におくれることなく恵まれた海洋資源を活用してエネルギーの地産地消を目指していく必要があると考えます。

そこで、県は海洋エネルギーの導入についてどのように考えているのか伺います。

次に、**富士山静岡空港の利活用促進について**であります。

開港四年目となる富士山静岡空港は、平成二十三年三月の東日本大震災による需要減少の影響を受けながらも、ことし三月の台北線新規就航、六月の上海線の武漢延伸を実現しました。最近の利用状況は八月の搭乗率は開港以来最高となる八〇・五%、利用者数は約四万七千五百人と増加し、震災前の水準を回復しつつあります。一般に空港が発展していくためには、定期便の利用促進による搭乗者の増加を基礎とする増便や機材の大型化、チャーター便の積み重ねによる新規路線の開設等が必要とされておりますが、さきに挙げた新規路線の開設に加え十月下旬からの福岡線、鹿児島線における増便や札幌線の機材大型化は、関係機関の取り組みが成果を上げたものだと思います。

一方、ことしは我が国で誕生したLCC三社が八月までに運航を始め新たな需要を開拓するなど、航空機を利用する出張や旅行等をめぐる環境が大きく変化していく時期に当たっており、富士山静岡空港の将来的な戦略を考える際には、このような最新の事情を含めさまざまな要因を検討していく必要があると考えます。

富士山静岡空港の今後の発展を考えたとき、これまでの取り組みをさらに重点化、効率化するとともに、ポテンシャルを顕在化させるためのより効果的な施策を実施することで、積極的に航空会社等に対して働きかけを行うべきと考えますが、この点についての県の考え方を伺います。

次に、**自殺対策について**であります。

平成二十三年の人口動態調査によれば、全国の自殺者数は二万八千八百九十六人で前年比二・二%減、本県は自殺者数八百三十二人で前年比二・六%減と、減少率は全国を多少上回っているものの、平成二十二年、二十三年の本県の自殺死亡率は過去の自殺死亡率を上回る憂慮すべき状況となっております。

本県では、自殺の主な原因と言われる鬱病の早期発見、早期治療のため、働き盛りの中高年を対象に、睡眠キャンペーンと紹介システムによる富士モデル事業を全県に展開するなど全国に先駆けた自殺対策に取り組んでおり、これは大変評価されていると聞いております。

しかし、年間の自殺者数は毎年七百人台から八百人台と高どまりしてお

り、目に見える成果に結びついておりません。内閣府の実施した自殺に関する成人の意識調査では、自殺を考えた経験がある者は年齢別では二十代が最も多く、全国的に若者の自殺者数もふえており、中高年層だけではなく若年層の自殺対策にも力を入れていくべきではないかと思えます。

また、国では、先月末に自殺総合対策大綱の見直しを行い、一人一人がかけがえのない個人として尊重され誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すこととしており、地域レベルの実践的な取り組みを中心とする自殺対策へ転換を図る必要があると指摘しております。

そこで、県はこのような自殺の現状、国の大綱の見直し等を受けて、今後どのようにして自殺対策に取り組むのか伺います。

次に、**障害者就労施設等からの物品調達の推進について**であります。

障害のある人の働く施設や事業所では、企業から受注する部品製造等の下請業務や草刈り、清掃等の作業のほか、パンや木工品、エコバッグ等の自主製品の製造販売から生じる収益を障害のある人に工賃として配分をしております。工賃は障害のある人が自立して生活をするための経済的基盤であり、作業所への発注を拡大することは障害のある人の自立を支えることにつながっております。

しかし、依然として厳しい経済情勢のもとでは民間企業からの今以上の発注拡大は難しく、工賃水準を上げていくことは容易ではありません。実際昨年度まで都道府県で取り組まれた工賃倍増の実績は、本県に限らず軒並み厳しい結果であったと聞いております。このような状況の中、県や市町は率先して作業所へ業務を発注したり物品を購入し、障害のある人の作業所を支えていくべきものと考えます。

先般、障害者就労施設等が供給する物品を優先的に調達するとともに、国や独立行政法人等の責務と定めた障害者優先調達推進法が国会で成立し、来年四月一日から施行されることになりました。

そこで、県としてこの機会を生かし、今後どのように県や市町からの発注を拡大しそれを踏まえて工賃水準の向上につなげていくのか、その方針を伺います。

次に、**静岡茶の戦略について**であります。

本県のお茶の歴史は、八百年前に聖一国師が中国から静岡にお茶を持ち込んだのが始めとされていますが、聖一国師が最先端の学問を学んだ浙江省の杭州市は、現在茶の都と呼ばれていると伺っております。杭州市は単に銘茶の産地であるだけでなく、文化を初めとして茶にかかわる多彩ですぐれた資源がそろい、名実ともに茶の都杭州市と呼ばれるにふさわしい品位を備えているとのことでもあります。

一方、本県は生産、流通とも日本一の茶どころではありますが、茶の都という視点では静岡茶の源流とも言える杭州市から学ぶべき点が多いと思います。またお茶と並んで本県を象徴するものといえば富士山であり、既に大正時代に「山は富士 お茶は静岡 日本一」という標語が誕生していたように、富士山とお茶はまことに関係の深い一対のものであると言えます。しかしこれまでの茶業界の取り組みを顧みたと、県民にとっては富士山が当たり前であるがゆえに富士山というすばらしい財産を十分生かし切れていないのではないかと思います。

先般、国が初めて健康寿命を公表し、本県の女性が全国一位、男性が全国二位となり、週刊誌でも大きく取り上げられました。静岡県民の健康長寿の理由として、お茶をたくさん飲むこと、農水産物の生産品目数が二百十九品目と全国一位で地場食材が豊富であることなどが紹介され、静岡茶のPRにとっては明るい材料と言えます。お茶のマーケティングの専門家は、静岡のお茶でなくお茶がある静岡をアピールすることが重要だと指摘しています。

本県茶業が価格低迷や風評被害等から脱却し再生するためには、お茶にかかわる生産、文化、学術研究、観光などのさまざまな資源の潜在力を最大限に生かし、需要拡大を図っていくことが重要だと思います。このような状況を踏まえ、県はどのように本県茶業の戦略を展開し茶の都づくりに取り組むのか、御所見を伺います。

次に、**いじめ対策について**であります。

いじめを苦に命を絶つ事件が大きく取り沙汰されています。いじめの問題は今までも何度となく取り上げられ、そのたびに対策も講じられてきました。それでも繰り返される背景にはいじめ問題に対する対応の難しさが

あると思われます。しかし若者のとうとい命が奪われてしまう事態が生じていることは、重大なこととして受けとめる必要があります。的確な実態の把握、教育委員会の積極的な支援体制や必要に応じた第三者機関の設置等対策の検討が求められていますが、いじめ問題の対応について教育長としての基本的な姿勢を伺います。

いじめ問題については、発達段階の過程において小中学校での丁寧な対応が必要です。未然に防ぐ手だてを講じることはもちろん、一人一人の子供の変化に早く気づき速やかに対応していくことが求められることから、その有効な手だてとしてスクールカウンセラーの活用と養護教諭の配置拡大・充実について伺います。

現在、静岡県における小中学校のスクールカウンセラーは中学校区を基本に配置されています。しかし子供の抱える悩みや課題は増加、多様化しており、現状の勤務時間では足りないといった声が聞かれます。子供の不安や悩みの解決に長期的、継続的なアドバイスをするためには、実情に合ったスクールカウンセラーの配置拡大が必要であると考えます。また県立高等学校におけるスクールカウンセラーについても、学校からの配置要請が多いにもかかわらず平成十八年度以降十校にしか配置されておりません。思春期の生徒が抱える諸問題に対応するスクールカウンセラーの配置校拡大が急務であると考えます。

スクールカウンセラーが役割を果たす中で注目しなければならないのは養護教諭の存在です。養護教諭は子供たちが個別に本音で話しやすい存在であるため、身体的なケアにとどまらず心のケアまでも行なっています。養護教諭とスクールカウンセラーとの連携がいじめや不登校傾向などの兆候の早期発見、早期対応につながっていると聞いています。

しかしながら、養護教諭の職務は多岐にわたり、子供たちの不安や悩みに十分対応するための時間が確保できない状況にあります。児童生徒の心の安定やいじめ問題等の諸問題に対し早期に的確な対応をするために、スクールカウンセラーの配置拡大や養護教諭が心のケアを十分にできる体制づくりが必要だと考えます。教育長の御所見を伺います。

最後に、**県警における津波対策を踏まえた警察施設の移転、建てかえに**

ついて伺います。

県警は、ことし三月に内閣府の有識者会議が公表した津波予測に基づき、沿岸地域に建つ警察署の移転を含めた警察署再編整備計画の見直し方針を既に固めたと一部新聞が伝えていました。昨年三月に東北地方を襲った大地震により、岩手県や宮城県の沿岸地域にある複数の警察署が大津波にのみ込まれ警察機能が完全に麻痺した反省教訓に立てば、この見直しに向けた県警の迅速な対応は当然のことと理解しています。

私は、これにあわせて警察署以外の施設についても、津波被害の危険度が高いものについては同様の対策を早期に講じる必要があると考えます。特にことし七月私が文教警察委員会の一員として視察した県警航空隊の基地は、海岸からわずか約三キロメートルで海拔七メートルの場所に位置することから、大地震がもし予知されることなく突然発生すれば、離陸までに二十分程度の時間を要すると聞いている県警ヘリは、基地を飛び立つ間もなく津波に飲み込まれてしまう可能性が非常に高い状況でありました。

現在二機あるこの県警ヘリは、県内の治安維持活動のみならず山岳遭難者の救出活動等で活躍していることは周知のとおりです。大地震があすにも発生するかもしれない本県では、震災時多くの被災者の救出や行方不明者の搜索等に当たる災害救助のかなめとしての期待も大きく、みすみす津波被害でこの貴重な県警ヘリを失うことがないように航空隊の基地を一日でも早く安全な場所に移転する必要があると考えます。

そこで、これまでに内閣府から公表された津波被害予測等を踏まえ、県警はこの航空隊基地を含めた警察施設の移転、建てかえについて今後どのように取り組んでいくのか、本部長の御所見を伺い、ひとまず質問を終わります。（拍手）

○副議長（大石哲司君） 川勝知事。

（知事 川勝平太君登壇）

○知事（川勝平太君） 小長井議員にお答えいたします。

初めに、私の政治姿勢についてのうち、**中部電力浜岡原子力発電所の再**

稼働の是非を問う県民投票条例についてであります。

原子力発電所の稼働に関する住民投票条例につきましては、ことし大阪市と東京都で制定請求されましたが、いずれも否決されております。本県では五月十三日から二カ月間にわたり署名活動が行われ、請求に必要な法定署名数を大きく超える三倍近い有効署名が集まりました。大阪の場合には法定署名数の一・三倍、東京の場合には一・五倍でございます。

私は、浜岡原子力発電所につきましては、従来から安全性が確保されない限り再稼働はあり得ず、まだその安全だという条件が整っていないと再三にわたり申し上げてまいりました。オフサイトセンターの立地が実効性を持たないこと、使用済み核燃料の処理方法が定まっておらず早晩行き詰まること、さらに先ほど議員の御指摘のような五号機における海水の圧力容器の中への流入があり、その原因についてもまだ明確な御説明になっていないとも思っております。こうした御説明を申し上げ、かつ署名活動がなされているときには特にそういう姿勢についても強調して申し上げてきたわけでございます。

しかし、六月末から七月にかけて急速に署名数が多くなりまして、やはりこれらの説明にも増して県民投票を通じて再稼働の是非についてみずからの意思を表明し、その結果を県政に直接反映させたいという多くの県民の方々がいるということをおこの署名数が示しているということでございます。

県民投票につきましては、多額の費用のかかること、市町の協力が得られなければ実現が難しいこと、制定が請求された条例案には問題が多く修正が必要なことなど幾つかの課題のあることは十分に承知しております。しかし署名されました多くの県民の皆様のお気持ちをしっかりと受けとめて、その意思を表明する機会を逸してしまうことは妥当ではないと考えています。そこで賛意を表明することにしたわけでございます。

この条例案は修正点が数多くございます。これを条例案が提出されてすぐに精査いたしまして、法務技術上の観点から自治局のほうでその問題点を洗い出ししていただき、そして皆様方の判断に供するように指示をいたしまして数日のうちにそれが発表されました。そうした中で、修正は必要

ない、実行可能だと。あまつさえ公開討論をしろというような筋違いの発言がございまして、最後まで実行可能だというふうに強弁、豪語されておられたのはまことに遺憾でございます。全員ではなくて代表がですね。そうした中で私は先生方に完璧に近い条例案になるように修正、改善していただいて、この条例案を通していただくようお願いをしております。よろしく申し上げます。

次に、災害対策についてのうち、**第四次地震被害想定の方針と総合防災訓練の検証**についてであります。

県の第四次地震被害想定につきましては、発生し得る最大クラスの地震・津波と過去に繰り返し発生して大被害をもたらしている地震・津波の二つのレベルの地震・津波について、国が南海トラフの巨大地震について行った被害想定との整合を図りながら、県独自のデータを追加し市町単位での被害を想定してまいります。

被害想定結果の説明に際しましては、議員御指摘のとおり想定的前提条件が正確に伝わらない懸念があります。そのため市町と連携し丁寧にわかりやすく説明することはもとより、二つのレベルの地震・津波による被害想定を並べて示すなど県民の皆様の御理解が得られやすいように工夫をいたします。県のホームページにおきまして、県民の皆様が電子地図上でいつでも確認することのできるような対応もしてまいります。

第四次地震被害想定は、国が想定に使用した地震や津波の断層モデルなどの基本的なデータをできる限り速やかに入手し、予定どおり来年六月ごろに県防災会議で公表してまいります。しかしそれに先んじまして、来年二月ごろには中間報告を行いたいと考えております。

ことしの県の総合防災訓練におきましては、富士山静岡空港におきまして、基幹的広域防災拠点としての能力を検証するため、緊急物資の中継・分配基地、広域医療搬送拠点、応援部隊のベースキャンプ、原子力災害支援センターなどを空港の内陸側に設置いたしまして、自衛隊などとともに在日米陸軍と海兵隊が参加して実践的な訓練を実施いたしました。自衛隊は東日本の大震災の指揮をとられた君塚陸幕長御自身が来られて指揮をなさった。視察をされました。防衛副大臣も御視察いただきました。この訓

練を通しまして、二十ヘクタールに及ぶ広大な面積や陸・海・空の主要交通を活用できる立地条件の優位性に加え、物資、医療、応援部隊の進出拠点などを一カ所に集約することによる運用面での有効性が改めて確認できたというふうに思っています。

先週末には、国連大学と国際交通安全学会の共同主催によるシンポジウムに招かれまして、二日間にわたって行われた国際シンポでございますが、その中におきましても静岡空港の基幹的な広域防災拠点としての役割を図示しながらお示しを申し上げ、広く御理解をいただいた次第でございます。

一方、事態への速やかな対応能力と総合的な防災拠点としての機能をさらに高めていく上で、各拠点や応援部隊間の横の連携の必要性を認識したところでもございます。今後連携を強化する仕組みを構築してまいろうと考えております。

次に、富士山をめぐる諸課題についてのうち、**富士山世界文化遺産登録の推進について**であります。

本県では、ことし三月に策定した静岡県行動計画に基づきまして、構成資産の整備や景観の改善など全庁を挙げて富士山の保存管理に取り組むとともに、イコモスの現地調査には文化庁、山梨県、関係市町村等と連携をいたしまして万全の体制をもって対応いたしました。今回の調査により来年度の六月の登録に向けて大きく前進したものと確信しております。現地調査は構成資産の保存管理状況について確認すること、これが主眼に実施されました。特に保存管理における地域住民の役割分担について調査員の御関心が非常に高うございました。行政と県民が一体となった取り組みの必要性を再確認した次第でございます。

富士山周辺の神社などの構成資産は、古来より長きにわたって大切に守られてまいりました。去る八月十一日に実施された世界遺産登録に向けた富士山クリーン大作戦では環境大臣も御参加になり、四つの登山口で一斉に清掃活動が行われ、県内外から三千五百人を超える皆様に御参加をいただくなど富士山の保全に対する関心が高まっています。

県といたしましては、今後も引き続き出前講座や富士山への思いを込め

たメッセージの募集活動などを通じて世界文化遺産登録についての関心を高めてまいります。さらに三千六百を超える団体や事業所から成る富士山世界文化遺産両県県民会議の会員による清掃や植樹などの自主的な活動の輪を一層広げてまいる所存です。

世界文化遺産に登録することは、行政だけでなく国民や県民一人一人が、富士山を人類共通の財産として誇りと責任を持って後世に継承することを世界に約束するものであります。平成二十五年の登録実現に向けて官民一体となった取り組みを進めてまいります。

次に、**内陸のフロンティアを拓く取り組みの推進について**のうち、ふじのくに食の都大路の展開についてであります。

本県には、新東名高速道路を初めとする県土を東西南北に結ぶ五つの高規格幹線道路がございます。これをふじのくに五街道と名づけ、新東名を北大路、現東名を南大路、伊豆縦貫道を東大路、中部横断道を中大路、三遠南信道を西大路と位置づけまして、それぞれの周辺地域の特色を生かした食の都大路づくりを進めてまいります。

まず、北大路の新東名におきましては、開通効果を一時的なものに終わらせないよう——終わるとは思いませんが——秋以降においてもとりたての農芸品や加工食品等を提供・販売するふじのくにマルシェや軽トラ市をSA、PAで開催いたします。さらに周辺の産地を散策できるマップを作成し、ウォーキングイベントを開催してまいります。一千八百万人を超えた模様です。直接金子社長から聞きました。一千三百万人が三カ月、もう一千八百万人を超えております。新東名や現東名のSA、PAのレストランや販売店と地域の生産者や加工食品の製造業者との商談会を開催して本県が誇る食材や土産品の取り扱いをふやし、SA、PAを食の都の情報発信基地としてまいります。

さらに、こうした新東名——北大路のにぎわいを他の四つの大路に広げていくため、食の都大路のロゴマークを作成してPRするとともに、大路ごとにふじのくに食の都づくり仕事人や地域の食材に関する情報を掲載したマップを作成してまいります。そして県内はもとより首都圏、中京圏などへ配布して、五つの大路の魅力を伝えてまいります。こうした取り組み

を積み重ねながら、新東名のSA、PAのにぎわいを食の都大路を通じて点から線へ、さらに大路ごとに仕事人や農芸品などの食の情報を発信することによって線から面へと広げ、食の都づくりを一層進めてまいります。

これからは、食の都大路を東に向かって下る、食の都大路を西に向かって下ると言い方も恐らく少しずつではありますけれども出てくると存じます。今までは東京に向かって上ると言ってきたわけですが、東に下る、名古屋に下るといようにあたかも富士山が東西に向かって広野を広げておりますように、両方に下っていくというそのような強い自覚を、都としての自覚を持てるように東海道新時代をこの食の都大路を通して開いてまいりたいと考えております。

次に、エネルギー政策についてのうち、**新エネルギー等の導入促進について**であります。

昨年三月に策定したふじのくに新エネルギー等導入倍増プランでは、平成三十二年度までに新エネルギー等の導入率を一〇%以上に倍増することを目標としております。県では、この目標をできる限り前倒しして達成するよう導入を加速するための取り組みを進めています。

進捗状況は、暫定値ではございますけれども平成二十三年度末で六・四%となり、目標達成に向けて着実な推進が図られています。特に重点施策として推進する太陽光発電は、導入目標が十年後に三十万キロワットということでございましたが、これを八年前倒しして今年度中に達成できる見込みでございます。大きな成果が見られているところでございます。

一方で、議員御指摘の小水力発電や天然ガスコージェネレーションにつきましては、現状では導入量が目標の五〇%にとどまっております。小水力発電につきましては導入に関する技術や手続などのガイドラインが年内には策定できますので、今後官民一体となった導入促進が図られていくものと期待しています。また天然ガスコージェネレーションにつきましては、去る八月三日、富士・富士宮地域の関係者の皆様とともに、分散型エネルギーシステム活用推進協議会を設立いたしました。地域内でエネルギーを有効活用する仕組みづくりを進め導入を促進してまいります。

一方、国ではこれまでのエネルギー政策をゼロベースで見直し、大規模

水力発電等を含めた再生可能エネルギーの比率を高める新しいエネルギー基本計画を策定する予定であると承知しております。県におきましても東日本大震災後の電力需給の逼迫や節電等の動向を踏まえ、再生可能エネルギーの中長期的な導入目標や需要を踏まえた自給率見通しを定めてまいります。災害に強く安全・安心で持続可能な分散自立型のエネルギー体系への転換によるエネルギーの地産地消をより一層推進してまいります。

次に、**富士山静岡空港の利活用促進について**であります。

富士山静岡空港は、平成二十二年度の外国人出入国者数が全国の空港で八位、地方管理空港では国内トップとなりました。県議会の皆様を初めとする関係の方々の御協力によって、台北線、武漢線が開設されるなど航空ネットワークも充実してまいりました。総合計画に掲げる年間利用者数七十万人という目標を達成するには、積極的な利用促進策を講じ搭乗率を向上させることで、航空会社に増便や機材の大型化、新規就航など路線の充実を促し、利便性の向上がさらに利用者を増加させるという好循環を実現することが重要です。一方、中国、アジアが世界経済を牽引する中で、経済のグローバル化や航空会社の乗り入れ等に関する規制を撤廃するオープンスカイの進展、LCCの新規就航などの環境の変化を背景とした新しい航空需要に的確に対応して、利用者や航空会社に選ばれる空港となるよう努める必要がございます。

国内線におきましては、引き続きビジネス利用や教育旅行など底がたい需要をもとに、年間を通して安定的な利用者数を確保し、機材の大型化や増便など路線の充実を図ってまいります。国際線におきましては海外からのインバウンドを増加させることで増便を図るとともに、チャーター便の実績の積み上げなどによる新規路線の実現を目指してまいります。さらに県民の皆様が利用しやすいダイヤや提供座席数の増加など、富士山静岡空港の潜在的な需要を顕在化させる航空会社の取り組みについて支援の方策を検討してまいります。

今月七日には、私自身がアジアナ航空と大韓航空の本社を訪問し、両社の経営陣との間で路線の充実の必要性について認識が一致したところでございます。観光公社の社長はこのときに合わせて会見いたしまして、大変

交流が深まりまして近日中に静岡県を御訪問になるというニュースが入りました。

今後とも、こうしたトップセールスや重点的な施策の推進により、富士山静岡空港を静岡県のポテンシャルにふさわしい空港に飛躍させるように取り組んでまいります。

来年からは、空港の一元管理ということで県の責任が大きくなります。現在のところはインバウンド、アウトバウンド等の利用促進策にいわばソフトの面で取り組んでいるわけですが、今回一番スポットにボーディングブリッジを設置いたしました。これが大変に喜ばれています。一番スポット、二番スポットに二つボーディングブリッジができたわけです。これまでは一つしかなかったので、雨天あるいは天候の悪いときには大変御不便を外国人の方におかけしていたわけですが、こうしたハード面での施設の充実というのは、説明する必要がありませんのでぐわかります。

ですから、今国際線が非常に人気がございますので、国際線が国内線と分けて乗降できるようなそういうことも考える時期に来ているかと存じます。現在の空港ビルは国内線、国際線二つのチェックする場所が近接しておりまして、非常に非合理的な人の動きを誘発しております。場合によっては危険というふうに言ってもいいと存じます。ですから国内線用のターミナルビルも視野に入るといってございまして。さらにゼロ番スポットのところは芝生になっていて全く使えません。ですからこの方面も考えねばなりません。

それから、いずれ先ほどの基幹的広域防災拠点とのかかわりで関係者各位の認識の一致したところでは、新幹線というのが東日本大震災の場合でも数秒前に地震計の揺れを感知してすっととまったということで、当時十台近くが走っていたそうですが全て自動的にとまったそうでございます。そうしたことから新幹線というものの活用を空港とのかかわりで考えるということも、防災の観点からも視野に入れるべきときが来ているということでございます。

次に、**静岡茶の戦略について**でございます。

本年六月に浙江省で開催しました静岡県・浙江省二〇一二緑茶博覧会に出席しました折に、世界文化遺産で有名な杭州市周辺の西湖、径山寺、茶葉研究所、龍井村などを訪問しました。その中で、式典におきまして副省長が杭州は茶の都と言われており、これを確認しましたところ、それは古くからの言葉だということだったわけです。先ほど申しました西湖のみならず径山寺や茶葉研究所、龍井村などこの一帯が世界文化遺産になっているのだと。それは、茶の都としての杭州市を文化遺産として認めてもらう運動として進めたものだということまで聞いたわけでございます。

茶の都とは、産業、文化などの茶に関するすぐれた資源が豊富にあるとともに、それらが融合した魅力的な場であるということでございます。まさに本県がその規定どおりの土地柄であるということでございます。約八百年前に聖一国師がお茶を本県にお持ち帰りになって以来、茶の栽培に適した気象条件、先人から引き継がれたたくみのわざなどによりまして日本一の茶産地、茶消費地を築き上げた静岡は、まさに「山は富士 お茶は静岡 日本一」は言うまでもありませんが、茶の都であると改めて認識を新たにしたいわけでございます。

本県には、例えば富士市の岩本山から見える富士山と茶園のすばらしい景観があります。静岡市には静岡茶の祖と言われる聖一国師の像や記念碑、袋井市の油山寺には茶祖栄西禅師の像がございます。まことに茶の都にふさわしいさまざまな資源が存在しております。西は浜松から東は御殿場に至るまで、お茶のない静岡県はございません。

最近、掛川市周辺の茶園では、ススキやササなどを毎年刈り取って茶園に敷く伝統的農法が生物の多様性が確保されていることから注目されまして、国連大学の副学長ほか関係者が視察に来られました。世界農業遺産としての申請も検討されているところでございます。そこで先週末、私は国連大学の副学長であるこの視察をされたリーダーであった武内先生並びに農水省の農業世界遺産担当者と直接お目にかかりまして、世界農業遺産になり得る条件を強く訴えてまいりました。

さらに、空の玄関の富士山静岡空港がございます牧之原地域には日本一の茶園が広がっています。そして茶の文化施設、県茶業研究センター、

国、民間の研究機関、製茶機械メーカーが集積しております。御前崎から川根へと南北に縦断する道は、まさに茶の都大路——ティーロードと呼ぶにふさわしく、茶の都しずおかの一つの核となる地域であると考えられます。今後これら静岡の茶に関する豊富な資源をきめ細かく調査し、有識者の御意見を踏まえ、茶の都をキーワードとした静岡茶のブランドイメージを構築してまいりたい。龍井茶なら杭州市に行きなさいと。緑茶、煎茶なら静岡にいらっしやいと。どちらも茶の都、楯円の二つの焦点のようなものでございます。お互いにそうして差別化をしながら引き立て合いたいと考えております。来年は第五回世界お茶まつりが開催される年でございます。関係団体と一丸となって、国内外に誇れるよう茶の都づくりに全力を挙げて取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、関係部局長、教育長から御答弁を申し上げます。

○副議長（大石哲司君） 伊熊くらし・環境部長。

（くらし・環境部長 伊熊元則君登壇）

○くらし・環境部長（伊熊元則君） 知事の政治姿勢についてのうち、本県への影響が懸念される**オスプレイの配備について**お答えいたします。

米国政府は、老朽化が著しいヘリコプターCH-46の後継機種としてオスプレイを沖縄に配備することとしておりますが、オスプレイは性能が格段に向上した一方で開発段階から事故が多発し、さらに配備後は日本国内の広範囲で低空飛行訓練が行われるということが判明したため、全国各地から配備反対の声が上がっております。

こうした中、全国知事会や米軍基地が所在する十四都道県で構成する渉外知事会、さらには県内の基地所在八市町による県基地連絡協議会では、国に対してオスプレイの安全性や事故原因、飛行訓練による住民への影響等についての詳細な説明及び関係自治体の意向を尊重した対応を強く要請したところでございます。

国は、日米合同委員会において最低安全高度以上での飛行や人口密集地域等の上空での飛行回避などを盛り込んだ安全確保策が合意されたことを受け、国内におけるオスプレイの飛行運用を認めました。県といたしまし

ては、日米間の合意事項を踏まえ、実際にキャンプ富士で飛行訓練を行う場合の具体的な運用ルールやこれに伴い生じる地元負担などについて、国の責任において地元自治体や住民に丁寧に説明し理解を得るよう、関係自治体等と連携し引き続き要請してまいります。以上であります。

○副議長（大石哲司君） 小川危機管理監。

（危機管理監 小川英雄君登壇）

○危機管理監（小川英雄君） 災害対策についてのうち、**富士山火山防災対策について**お答えいたします。

これまでの富士山の火山防災対策は、国が主体となりました平成十六年度噴火危険区域を示したハザードマップを作成しました。また平成十九年度には、火山活動の状況に応じた防災対策を示した噴火警戒レベルの導入を進めてまいりました。

富士山が噴火した場合には、被害や影響が広域に及び居住地以外の市町村や他県への広域避難を考慮する必要がありますことから、静岡・山梨・神奈川の三県と関係機関から成る富士山火山防災対策協議会を六月八日に設立し、富士山噴火に備えた広域的な防災対策に取り組むことといたしました。

具体的には、今年度には、いつ、誰が、どこから、どこへ、どのようにを明確にした実践的な広域避難計画を作成いたしますとともに、山梨県で総合図上訓練が実施をされますのでその成果をこの計画に反映し、あわせて富士山の噴火に対処できるよう防災担当職員のスキルの維持、向上を図る研修テキストを作成してまいります。

また、来年度には山梨県と調整をしながら地域防災計画の見直しを行うとともに、現地対策本部の体制あるいは設置場所などを検討するほか、三県の市町村職員を対象とした専門研修を実施してまいります。また三年目となる平成二十六年には、この二年間の取り組みの集大成としまして三県合同の火山防災訓練を実施する予定であります。

次に、**浜岡原子力発電所の安全対策について**であります。

廃止措置中の二号機につきましては、中部電力がことしの三月に使用済み燃料プールを含みます安全上重要な施設につきましては、建設当時の基準

地震動四百五十ガルを大幅に上回る新耐震基準に基づく基準地震動八百ガルでの評価を行い、耐震安全性を確認し国に報告いたしました。その後八月に国は二号機の使用済み燃料プールに多数の燃料が貯蔵されていることから、三、四、五号機で既に自主的に実施をしております目標地震動と同じ千ガルとした耐震安全性向上に取り組むよう求めたところであり、これを受けまして中部電力は十月までに千ガルでの耐震性の評価を実施し、その結果により必要な対策を行うこととしております。

沖合取水の安全性につきましては、浜岡原子力発電所の海水取水トンネルは岩盤を掘削し建設したものであり、沖合に建設した取水塔は一万トン近い構造物を岩盤に根入れした頑強な構造物であります。しかし安全性を確保する上で海水冷却は大変重要な要素でありますことから、中部電力においては、内閣府が八月に公表しました南海トラフの巨大地震による津波高あるいは地震動などに対する安全性への再評価の実施について、現在検討しているところであります。

昨年五月の停止操作中に海水が流入した五号機につきましては、現在中部電力が原子炉内や燃料の点検を行いますとともに、国においても有識者による意見聴取会が設けられ、中部電力が実施する点検方法や点検結果について評価を行っているところであります。

平成二十年十二月に、リプレース計画の一つとして中部電力が発表した使用済み燃料の乾式貯蔵施設につきましては、設計のための基準地震動の設定あるいは福島第一原子力発電所事故を踏まえた津波対策などの課題がありまして進捗が見られない状況であると承知をしておりますけれども、使用済み燃料の貯蔵は重要な課題と考えておりますので、中部電力に乾式貯蔵施設の計画を進めるように求めてまいります。

県といたしましては、浜岡原子力発電所の安全性がさらに向上するよう国に対しましては厳正な審査、評価を求めてまいりますとともに、中部電力に対しては徹底した情報公開と安全対策を求めてまいります。あわせて静岡県防災・原子力学術会議を中心に二重、三重のチェックを行い、科学的な観点から安全性を検証してまいります。以上であります。

○副議長（大石哲司君） 吉林経済産業部長。

(経済産業部長 吉林章仁君登壇)

○経済産業部長(吉林章仁君) 災害対策についてのうち、**中小企業のBCP策定支援**についてお答えいたします。

東日本大震災や本年三月末の内閣府の津波最大高等の発表によりまして、本県中小企業においてBCPの策定や見直しの機運が高まってきております。県産業振興財団が実施しております企業へのアドバイスをを行う専門家派遣の回数は、昨年度の年間三十五回から本年度は現時点で百回を上回る状況になっております。このため県では、九月補正予算におきまして産業振興財団が行う専門家派遣事業を百回分拡充するとともに、新たに津波や液状化などの広域災害に対応したBCP策定実践講座を県内四力所で開催する経費をお諮りしているところでございます。

また、本年六月にはBCP策定の促進を目的とした静岡県BCP普及研究会を改めて組織しなおしまして、産学官が連携して静岡県BCP研究会を立ち上げました。企業防災に関する情報交換や学術研究を行う交流の場を設けることで、より実効性の高いBCPの策定を目指すこととしております。

県といたしましては、この研究会を初めBCP策定支援に積極的に取り組んでいる商工団体等と連携をしながら、県内中小企業におけるBCP策定の支援を一層強化してまいります。以上であります。

○副議長(大石哲司君) 下山文化・観光部長。

(文化・観光部長 下山晃司君登壇)

○文化・観光部長(下山晃司君) 富士山をめぐる諸課題についてのうち、**登山者の安全確保対策**についてお答えいたします。

県では、これまで案内標識の統一化や富士登山ナビゲーターの配置、登山の初心者や外国人向けの啓発ビデオの作成などに加え、遭難事故の状況などを旅行会社に説明する富士山ガイダンスを開催するなど富士山を訪れる方が安全で快適に登山できるよう対策を講じてまいりました。しかしながら遭難事故はことしの夏も多発し、昨年と比べ件数では三十四件と三件減少したものの、遭難者数は四十一人と三人増加しており、登山者の安全確保についてさらに踏み込んだ対策が早急に必要であると認識しております。

す。

このため、本年七月に関係各課で構成する富士登山安全対策会議を立ち上げ富士登山の安全確保に係るさらなる対策について協議するとともに、条例制定も含む登山届のルール化の手法についても検討しております。また八月には登山情報の入手先などを把握するため、県内の各登山道の五合目においてアンケート調査も実施したところであります。

今後は、対策会議やアンケート調査の結果も踏まえ登山者への情報提供の一層の強化を図るとともに、装備が不十分な登山者に対する指導の徹底や登山届提出のルール化についても、富士山周辺市町や山梨県等の関係者と連携しながら実効性がある仕組みを構築してまいります。以上であります。

○副議長（大石哲司君） 伊藤静岡県理事。

（静岡県理事 伊藤秀治君登壇）

○静岡県理事（伊藤秀治君） **内陸のフロンティアを拓く取り組みの推進についてのうち、構想の早期実現について**お答えいたします。

内陸のフロンティアを拓く取り組みで目指す安全・安心で魅力あるふじのくにの実現のためには、行政だけでなく地域で活動する県民、企業の皆様など多様な主体の参加、協働が不可欠であります。このため構想の策定に当たりましては、市町の皆様から地域が抱える課題や期待、御意見を伺い反映に努めるとともに、地域での取り組み機運の高まりを受けまして防災対策や物流施設の立地基準の緩和、新東名の集客力を生かした食の都づくりなど、構想の策定を待つことなく取り組みを進めております。

構想に盛り込んだ施策につきましては、防災・減災対策を最優先に食の都大路の展開や新東名の開通効果を生かした物流機能の強化などによる新しい産業の創出・集積、新しいライフスタイルの実現の場の創出に向けて、数値目標も設けながら着実かつ戦略的に推進してまいります。

また、国の規制の特例措置等を活用して構想に掲げた取り組みの促進を図るため、今月末には内閣府に総合特区の指定申請を行ってまいります。申請では、有事を念頭に地域づくりを進めることが平時における自立した活力ある地域づくりにつながることに着目いたしまして、物資の供給拠点

の創出や食料の域内自給力を充実させる農林水産業の活性化などを図ってまいります。あわせて分散自立型エネルギーの構築など防災拠点の機能を強化し、新しい産業の創出につなげてまいります。

現在、二十五事業、三十三項目にわたる規制緩和や財政支援などの特例措置を国に求めていく予定であります。その中で土地利用規制につきましては、国との一括事前協議制度の創設による迅速な調整を求め事業の速やかな実現を図ってまいります。今後とも国の制度等を活用しつつ、市町、住民、企業の皆様と一体となって構想に掲げる取り組みを着実に推進し、安全・安心で魅力ある地域づくりが早期に実現するよう努めてまいります。以上であります。

○副議長（大石哲司君） 出野知事戦略監。

（知事戦略監 出野 勉君登壇）

○知事戦略監（出野 勉君） エネルギー政策についてのうち、**海洋エネルギーの導入について**お答えいたします。

海洋資源に恵まれた本県は、波力発電や洋上風力を初めとする海洋エネルギー開発の先進地域となり得る高い可能性を有しております。一方その利活用につきましては技術開発や環境整備が不可欠であり、まずは積極的な情報収集や漁業関係者との合意形成等に取り組む必要があります。このため先月二十六日に長崎で開催された海洋再生可能エネルギーフォーラムに参加し、国の取り組み方針や研究機関によるポテンシャル調査の状況、全国の自治体の取り組みなどについて積極的に情報収集したところであります。先月クリーンエネルギーの導入を推進するための覚書を締結したハワイ州も最先端の海洋温度差発電や波力発電などの技術実証プロジェクトを推進しております。そこで近々同州を担当者が訪問し、先進的な研究開発等の動向や課題について確認してまいりたいと考えております。

また、今月十二日には牧之原市、御前崎市、吉田町や地元の漁業協同組合、学識経験者ととともに勉強会を設置、開催いたしました。会議では、政府の海洋再生可能エネルギー利用促進助言会議のメンバーでもある東京大学の木下教授や県内で波力発電の研究を進めている東海大学の田中教授から国内外の動向や研究開発の状況について御報告いただき、地元の関係者

とともに現状認識を深めたところであります。

今後、関係漁業協同組合や他の海域利用者の御理解を得ながら、国が公募を予定している実証実験のための海域を提供するいわゆる実証フィールドに選定されることを目指し、海洋エネルギーの活用に取り組んでまいります。以上であります。

○副議長（大石哲司君） 池谷健康福祉部長。

（健康福祉部長 池谷享士君登壇）

○健康福祉部長（池谷享士君） **自殺対策について**お答えをいたします。

本県では、これまで働き盛りの中高年男性を中心とした自殺対策を推進してまいりましたが、依然として自殺者数は高どまりにあり、また最近では若年層の自殺者数も増加の傾向にあるなど深刻な状況にあると受けとめております。こうしたことから県では、中高年男性だけではなく全世代を対象とした自殺対策を推進することとし、本年度から身近で悩んでいる人に気づき必要な支援につなげるゲートキーパーの養成に重点的に取り組んでおります。

このゲートキーパーは、身近な相談相手として、お客様と触れ合うことの多い理容業などのサービス業の方や一般県民の方を初めさまざまな相談機関の専門家などを対象として、平成二十八年度までに三万人の養成を目指しています。また保健所単位で開催される情報交換会等を通じまして相談機関のネットワーク化を図り、悩んでいる人を的確な相談機関につなげていくシステムを早期につくり上げていきたいと考えております。

これらに加えて、法律、労働、医療、教育などさまざまな分野の関係者で構成する自殺対策連絡協議会におきまして、今後の自殺対策の基本的な方向と具体的な取り組みについて幅広い御議論と御提言をいただき、本年度中に仮称ではありますが、静岡県自殺対策行動計画を策定することとしております。

この計画の策定に当たりましては、ゲートキーパーの養成に加え自殺の実態の調査、分析や若年層対策としての雇用の確保、教育委員会と連携したいじめ問題への対応についても盛り込むことなど総合的な計画としてまいりたいと考えております。今後とも関係機関と一丸となりまして、誰も

自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指してまいります。

次に、**障害者就労施設等からの物品調達の推進について**であります。

平成二十三年度における県及び市町からの発注実績額は約一億五千二百万円、施設で働く障害者の工賃支払い総額の一三・二%を占めています。昨今の厳しい経済情勢の中、県や市町からの発注は障害者就労施設にとって重要かつ安定的な収入源となっており、今後一層拡大していくことが重要になっています。

しかしながら、就労施設においては受注に対応できる物品の種類のお少なさや納期の不確定さがあること、また県市町へのPRの不足とともに、依然として意識が低いことなど課題も少なくありません。このため県では、複数事業所の作業分担による生産量増加の体制づくりなどを支援するとともに、障害者働く幸せ創出センターを受発注の仲介窓口として庁内各部局や出先機関、市町への積極的な働きかけを行うなど発注の拡大に取り組んでいるところであります。

このような中、来年度から施行される障害者優先調達推進法では、県や市町においても施設からの物品等の調達の推進を図るための方針を策定し、計画的に発注を進め調達実績を公表すること等が定められました。県といたしましては、これを契機に新たに庁内連絡会を設置し全庁協力して発注を拡大するとともに、市町や障害者就労施設に対し同法の周知に努め双方に役立つ物品や業務内容に関する情報をきめ細かく提供することを通じまして受発注の拡大を促すことにより、障害のある方が地域で自立生活を営むことができるよう工賃水準の向上につなげてまいります。以上であります。

○副議長（大石哲司君） 安倍教育長。

（教育長 安倍 徹君登壇）

○教育長（安倍 徹君） **いじめ対策について**お答えいたします。

いじめは、どこにでも誰にでも起こり得るものではありませんが、絶対に許さないという信念のもとオール静岡として全力で取り組んでいくことが重要であると考えております。このため八月に全市町教育長研修会においていじめ対策について御協議をいただき、さらに九月には県、市町教育委

員長・教育長による代表者会を開催し、子供みずからがいじめについて考える機会の設定やいじめ対応マニュアルの作成・活用等の対策を早急に行うこととしました。

また、スクールカウンセラー及び養護教諭の役割は、議員御指摘のとおりますます重要となっております。スクールカウンセラーにつきましては、文部科学省において今年五月に、いじめ、学校安全等に関する総合的な取組方針を策定しスクールカウンセラーの配置拡大等について検討しておりますので、県教育委員会といたしましてもその動向を注視しながら配置や活用等について検討してまいります。

養護教諭につきましては、現在実施しております複数配置校の養護教諭が近隣校をサポートするための兼務事業を拡大するなど、他校との協力関係を強化することや業務の精選を行う中で多忙化解消を図ることにより、スクールカウンセラーとより効果的に連携し子供の心をケアできる学校体制づくりに努めてまいります。以上であります。

○副議長（大石哲司君） 繁田警察本部長。

（警察本部長 繁田 誠君登壇）

○警察本部長（繁田 誠君） **津波対策を踏まえた警察施設の移転、建てかえ**についての御質問に対しお答えいたします。

警察施設は、地域の治安維持活動の拠点であるとともに、災害時には地域住民の避難・救助活動を行う防災拠点として非常に重要な役割を担うものであります。県警察では、東日本大震災の発生以降従前の県の第三次地震被害想定や過日公表された内閣が示した南海トラフ地震の推定津波高を踏まえ、海岸からの距離や警察施設の建築年度、耐震補強工事の状況等多角的なデータをもとに移転、建てかえが必要と考えられる警察施設の選定を行ってまいりました。その結果、現段階においては伊豆半島南部地域の松崎警察署、下田警察署や県西部方面の湖西警察署、細江警察署など複数の警察施設が津波による浸水被害の危険が高く、移転、建てかえの優先順位が高いものと判断しております。

特に松崎警察署は、海岸の直近に位置していることに加え県下で唯一署員が五十人以下と体制も脆弱であり、下田警察署にあっても津波浸水被害

が予想されていることから、両署の相互補完機能を高め伊豆半島南部地域の災害治安対策を確実なものとするべく統廃合が必要であると判断し、平成二十五年四月松崎警察署を下田警察署に統合する準備作業を進めております。現在は下田警察署は警察官百四人、松崎警察署は三十六人であり、合計百四十であります。これで伊豆半島南部地域の治安維持に当たっておりますが、統合後も現在と同程度の体制を維持することを検討しております。

また、警察航空隊にあっても、被災状況の早期把握や被災者の救出・救助活動などヘリコプターによる初期の活動が極めて重要であり、警察活動に必要な機能を有しております。一方で航空隊は現施設が海岸から比較的近距离に位置していることなどから、災害発生時にその機能が損なわれることなく迅速に活動できるよう、既に県当局等と大規模災害時等における静岡空港の施設使用及び燃料提供に関する覚書を締結し相互の協力体制を構築したところであり、さらに県の第四次地震被害想定等を踏まえつつ航空隊の移転についても検討していく所存でございます。以上であります。

○副議長（大石哲司君） 三十五番 小長井由雄君。

（三十五番 小長井由雄君登壇）

○三十五番（小長井由雄君） 何点か再質問させていただきます。

まず、**オスプレイの配備について**でございますが、お答えをいただきましたが米国ハワイ州におきましては環境への影響を懸念する住民の声を受けて訓練を断念したというようなこともございます。静岡県としてもしっかり対応していく必要があるのではないかと思います。その点についてもう一度お伺いをさせていただきたいと思っております。

二点目でございます。**浜岡原子力発電所の安全対策につきまして何点か県の見解**をお伺いいたしました。それらにつきましては今後静岡県の原子力防災会議等の議論の議題になるのかなというふうに考えるわけですが、その辺のところもお考えをお聞かせいただきたいと思います。

それから三点目でございます。**自殺対策について**でございます。

ゲートキーパーを平成二十八年までに三万人ということでございました。そして計画をつくる中で実際の調査分析も行うということでございますが、ゲートキーパー三万人というと静岡県下かなりの数になると思います。その人たちからもらえる情報によって自殺の傾向というようなものがわかるのではないかなと。自殺については地域性とかそういった傾向もあるというような話を聞いておりますので、ゲートキーパーにも実態の調査とか分析とかそういった面の役割も期待ができるのではないかと思います。その辺についての御見解をお聞かせいただきたいと思っております。

それから、**いじめの問題**でございます。

スクールカウンセラーとか養護教諭、大変重要になっているというような認識を教育長からお伺いをいたしました。スクールカウンセラーにつきましては中学校で週一回、小学校では月一回ぐらいしか来ないというような状況になっていると思います。そしてまた一昨年に比べて、去年は勤務時間も減っているというようなことも聞いております。必要なときに必要な相談ができるということでスクールカウンセラー、養護教諭の必要性というのは非常に高いと思うんですけれども、これから増員をしなければいけないと。単独でも県で独自にやる必要があると考えますが、もう一度その辺のお考えをお聞かせをいただきたいと思っております。

それから**お茶につきましては**、知事から非常に力強いお話をいただいております。大変、昨年からの風評被害によって茶業界は大変な苦勞をしておりますが……

○副議長（大石哲司君） 小長井議員、時間です。

○三十五番（小長井由雄君） ぜひ新しい視点で茶の都づくりに専心していただきたいと、そんなふうに思います。

○副議長（大石哲司君） 川勝知事。

（知事 川勝平太君登壇）

○知事（川勝平太君） **オスプレイ**についての再質問にお答えいたしま

す。

オスプレイは、県議御指摘のように八月にハワイのカネオヘ基地にMV-22が二十数機配備されるという中で、モロカイ島のカラウパパ空港それからハワイ島のウポル空港、ここでの訓練が住民の反対によってやめるというようにお決めになったわけです。ですから普天間基地についてはまさに人口密集地ですから、そこで訓練をするということになればこれはハワイでやっていることと首尾一貫しません。ですから御指摘のとおりだと思います。もし訓練をするのであれば沖縄には普天間基地ほか三十四ほどの基地関連施設がございます。二千ヘクタール以上のキャンプ・シュワブとかあるいは五千ヘクタールもあるキャンプ・ハンセンとかがございます。そうしたところを使って海上で訓練をするという方法もあるはずで、どうして日本政府は普天間にこだわるのかということはまことに普天間の住民の方々、それから安全に対する懸念に対して首尾一貫しないというふうに思っております、私はそうした代案を持って、オスプレイについては政府は臨むべきではないかという考えを持っております。

浜岡原子力発電所の安全対策についての再質問についてお答えいたします。

これは現在、既に昨年三月以前から防災・原子力学術会議を立ち上げておりますが、そこに原子力分科会がございます。さらに津波対策分科会がございます。そして一番最近では原子力経済性等検証専門部会というのを立ち上げました。こうした委員会は全て浜岡原子力発電所を対象にして研究会をしていただいております。ですから例えば経済性についての委員会も、これは中部電力の財務諸表等を出していただいてそして中部電力の方々に御説明をいただくという形で、オープンな形で浜岡原子力発電所についての安全委員会を立ち上げているということでございますので、それのこれまでの検討結果、また今後の検討課題など御注目を賜って、広く多くの方々に今の浜岡原発の状況がどうなっているのか、専門家の意見はこれはわかりやすい言葉で議論していただいておりますし、必ずしも専門家同士が意見が一致するわけではありません。そうしたものをよく見聞きしていただいて、浜岡原子力発電所の現状についての知見を深めていただき

たいと願っている次第でございます。以上でございます。

○副議長（大石哲司君） 池谷健康福祉部長。

（健康福祉部長 池谷享士君登壇）

○健康福祉部長（池谷享士君） **自殺対策について**、ゲートキーパーが地域の自殺の動向の分析等に使えるのではないかと御提案でございます。

ゲートキーパーは、今のところ二つの種類といいますか二段階考えておりまして、ごく一般的な県民の方と相談機関の専門家の方の両方を今スタートしています。ある意味ではこのゲートキーパーというのが非常に一般の方にとっては重くなってしまう状況もあるかと思っておりますので、当面はなるべく現在の県の自殺の状況を知っていただくということと、ゲートキーパーの役割について幅広く県民の方に知っていただいて相談機関へつなげていただくというのを一般の県民の方にはお願いをしたいと思います。ただ先生のおっしゃったとおり二十八年度までに三万人養成を目指しておりますので、そういう方が県下にいらっしゃるとなるといろんな情報はそこからいただけることはできるかと思っておりますので、将来的には地域地域の要因を現在よりもより細かく調査分析はできるものと考えております。以上であります。

○副議長（大石哲司君） 安倍教育長。

（教育長 安倍 徹君登壇）

○教育長（安倍 徹君） **スクールカウンセラーについて**、大変ありがたいお言葉をいただきまして本当にありがとうございます。

現在、スクールカウンセラーは全校に配置しておりますけども、先ほど議員からも御指摘ありましたように非常に配置の時間数が少ないという中で、国が三分の一を補助し県が三分の二という中でやっております。先ほど御紹介しました取り組み方針の中で、全国的には小学校が約千五百人、中学校が二千百人の増員ということで文部科学省のほうは予定をしておりますので、これが認められればかなりの人数が本県にも配置できるのかなというふうに思っております。ただこれもあくまでも現在の概算要求でございますので、十分な配置がなされなかった場合には県単独でということ

も私たち十分考えたいと思いますけれども、そのときにはぜひ熱い御支援をまたよろしくお願いしたいと思います。以上であります。

○副議長（大石哲司君） これで小長井由雄君の質問は終わりました。

以上で本日の質疑及び一般質問を終わります。

次会の議事日程を申し上げます。

九月二十五日午後一時会議を開き、質疑及び一般質問を行います。

本日はこれで散会します。

平成 23 年 6 月 静岡県議会定例会 質問

質問分類 一般質問

質問日: 2011/06/30

- 質疑・質問事項:
- 1 東海地震を踏まえた浜岡原子力発電所の安全性について
 - (1) 東海地震による影響度
 - (2) 五号機の安全性
 - (3) 停止中における県の安全確認
 - 2 学校の津波対策について
 - 3 茶の放射能問題に関する茶農家等への支援について
 - 4 東日本大震災を踏まえての静岡県の社会資本整備のあり方について
 - 5 森林法改正に対する県の取り組みについて
 - 6 新しい林業への進化について

○副議長（鈴木洋佑君） 通告により、三十五番 小長井由雄君。

(三十五番 小長井由雄君登壇 拍手)

○三十五番(小長井由雄君) 私は民主党・ふじのくに県議団所属議員として知事並びに関係部局長、教育長にお伺いいたします。

このたびの東日本大震災で亡くなられた皆様に心からお悔やみ申し上げますとともに、被災された皆様に対しまして心からお見舞い申し上げます。あわせてこの地域の支援、復興に迅速かつ誠実に尽力された県内の大勢のボランティアの皆様、そして岩手県遠野市等を拠点として活動されている県職員の皆様、市町の職員の皆様に心から敬意を表します。

国内史上最大のマグニチュード九・〇の地震と、この地震による最大遡上高三十八メートルを超える大津波により死者一万五千人、行方不明者七千人もの人的被害や、全壊、半壊十二万棟を超える住家の被害など多くの人命や財産が失われました。いまだ収束のめども立たない福島第一原発ではチェルノブイリを超える原発災害の危険が憂慮されています。既に十万人に及ぶ人々が家や田畑の管理を断念せざるを得ない移住という状況に追い込まれ、東北から関東にかけて大勢の人々が放射能の汚染にさらされています。静岡県においても東海・東南海・南海の三連動の超巨大地震発生の可能性が考えられる中、これまで進めてきた対策の早急な見直しが必要になっております。その中でも特に浜岡原発の安全性の見直しは緊急な課題だと考えられます。

そこで、**東海地震を踏まえた浜岡原子力発電所の安全性について**伺います。浜岡原発はマグニチュード八級東海地震の想定震源域の真上に建設され、もし地震で破壊されたら福島を上回る悲劇的な原発災害を引き起こすのではないかと、日本はもとより世界じゅうから心配され注視されています。世論調査を見れば川勝知事が「菅首相の大英断」と評した五月十四日の全機停止により、県民の多数は胸をなでおろしています。しかし福島第一原発の事故のデータが公表、分析されるにつれ、津波に洗われる前に地震の震動で電源喪失、機器破壊、冷却水喪失が起これば燃料溶融という過酷事故が発生していた可能性が出ている中、浜岡原発では津波の対策の完了だけで運転を再開しても安全が保障されるのかと不安視する声も大きくなっております。

今から十四年前、石橋克彦神戸大学教授が「原発震災 破滅を避けるために」という論文で浜岡原発の危険性を警告し社会的な反響を呼びました。当時、浜岡原発にかかわる市民団体は石橋教授を招き、その意見を聴取するよう県当局にたびたび要請し県議会でも同様の意見があったと承知しています。しかし、当時の静岡県は科学技術庁原子力安全局と通産省資源エネルギー庁及び静岡県原子力対策アドバイザーに石橋説の評価を問い、石橋教授の意見は聞く必要がないとしてきました。今回、石橋論文を読むと、不幸なことに石橋教授の警告は福島第一原発で現実になってしまいました。石橋説とアドバイザーの反論を若干交えながら**東海地震による影響度について**伺います。

石橋氏は「東海地震による地盤隆起によって敷地地盤が傾動、変形、破壊すれば原発には致命的。無数の故障が同時多発し、外部電源がとまり、ディーゼル発電が動かず、バッテリーも機能しない事態が起こりかねない。冷却水が失われる可能性があり炉心溶融が生ずる恐れが強く、そうなると水蒸気爆発や水素爆発が起こって格納容器や原子炉建屋が破壊される。その結果、膨大な放射能が外部に噴出される」と福島のことを指しているような警告をされています。これに対して、溝上恵アドバイザーや斑目春樹アドバイザーは「緩やかな傾斜が生ずる可能性は考えているが、これが直ちに原発の施設に被害を与えるとは考えられない。浜岡原発の敷地内にはマグニチュード七級の地震を起こす活断層や伏在断層は見出されていない。原発は二重三重の安全対策がなされており、安全かつ問題なく停止させることができるよう設計されている」と石橋説を否定しました。

しかし、最近、国の委託による産業技術総合研究所の浜岡原発周辺地質調査で原発敷地のわずか東二キロメートルの直近に、地盤を二・八メートル隆起させたおおよそ千年周期の活断層が発見されました。さらに二〇〇九年八月十一日の駿河湾地震で五号機が異常な揺れに見舞われ数十カ所の故障を生じた原因究明の地質調査の結果、中部電力と国が一号機建設以来、浜岡原発は安定した固い岩盤上に建設されているという住民説明とは違って、広い範囲で泥と砂の層——低速度層が混在する極めて不安定な地層の上に乗っていることが明らかにされました。

以上の事実を考察すると、浜岡原発は東海地震の発生で不均一な地盤隆起に見舞われ、さらに発見、未発見の断層による余震の直撃を受け、津波の被害がなくても原発が壊れる可能性も考えられますが、県の見解をお伺いします。

本年四月の防災・原子力学術会議において、中部電力は万全の津波対策として原発施設海側前面にある十メートルから十五メートルの砂丘の存在を挙げ、これが江戸時代以前から存在する堅固な砂丘で津波や台風を防いできた歴史的経過があると説明しました。これには知事も実証的な説明がないとして納得されなかったとのこと。先日の新聞報道によれば、中部電力の土木技術部門の幹部が「砂丘の強度を調査したことはない」とコメントしていました。地震による震動と直後に襲う津波に対する砂丘の強度について、県の見解をお伺いします。

次に、**五号機の安全性について**伺います。

五月十四日、五号機冷温停止作業中に四百トンの海水が復水器に流入し、うち五トンが圧力容器にも混入したと発表されました。原因は建設時に欠陥のあった配管のふたの溶接が外れ、直径三十ミリの海水パイプ四十三本を傷つけたためと発表されています。専門家によれば廃炉にもつながる重大な事故だとの指摘もあります。長期の運転停止期間中の入念な点検にもかかわらず溶接部分の欠陥と金属疲労の蓄積を見逃してきたことは重大な問題ではありますが、県はこのことをどのようにとらえているのか。また、海水の混入による圧力容器及び燃料に及ぼす影響についても心配されますが、県の見解をお伺いします。

五号機の格納容器が三、四号機と異なりコンクリート製であることは余り知られていません。国が原発建設の七つの基本原則として示している六番目に大型振動台による実証検査を受けるとありますが、五号機と同型のA B W R原子炉のコンクリート製格納容器の振動検査は行われていないと聞いています。これは事実なのか。そうであるなら、この点についての県の見解をお伺いします。

次に、**停止中の県の安全確認について**伺います。

浜岡原発は現在全機停止していますが、燃料体は崩壊熱を出し続けてい

るため冷却を続けるなどの安全管理が必要であり、万一使用済み燃料プールの破損、破壊があれば大事故につながるものが心配されます。現在浜岡原発には燃料体約九千体、うち使用済み燃料体約六千体が保管されているということでもあります。これらを速やかに安全な場所に移動させるよう国と中部電力に要求するべきだと思いますが、県の見解をお伺いします。また、耐震性が低い一、二号機の解体までの安全性の確保についての考えもお伺いします。

知事は、国が再稼働を許可しても県独自の安全確認がなされなければ再稼働は認められないとの認識を示されました。これまで国と中部電力任せであった原発問題について、県民の生命財産を守るという強い使命感を持った川勝知事の決断に大いに共感するところであります。県独自の安全確認に当たり、防災・原子力学術会議が大きな役割を果たすことになると思いますが、この際、これまで東海地震説や原発震災などの論文を通して静岡県と深くかかわってきている石橋克彦氏など、在野の見識を持つ科学者の意見も聴取するべきではないかと思えます。知事の考えをお伺いします。

次に、**学校の津波対策について**であります。

東日本大震災では、多くの児童生徒、教職員が亡くなっております。文部科学省が取りまとめた六月十六日現在の被害情報によると、岩手県、宮城県、福島県の公立及び私立学校での死亡者数は五百八十六人を数えております。そのうちの多くの方が津波の被害による犠牲者であると思われれます。地震の発生が十四時四十六分という時間帯であり、多くの児童生徒は学校での活動中であったことから適切な避難行動がとれていれば、このような多くの命が失われなかったのではないかと考えられます。それでは児童生徒が全員無事であった学校はどのような行動をしていたのかを検証すると、岩手県の釜石東中学校で全校生徒が迅速に高台への避難を行ったことにより、近隣の小学校や地域住民までも救った例は有名なところであります。人間は災害発生の直後等、自分の身に降りかかる危機があった場合には、その危険を過小評価し心の安定を保とうと

する心理が働き、そのために一番大切な最初の一步がおくれる傾向にあると言われてしています。この第一歩の行動ができるためには平常時からの防災知識の習得と訓練が必要であり、その成果によって自分の命を最優先に守る行動が実践できることになるのではないかと思います。東松島市立浜市小学校では周辺に津波から安全に避難できる高台がなかったことから、迅速に二階に避難し直後に一階天井まで津波が押し寄せ、間一髪で全校生徒の命が救われたという事例も報告されています。

こうしたことから、東海地震の切迫性が叫ばれる静岡県にとっては子供たちの命を預かる学校の津波対策も必要不可欠であるといえます。県教育委員会では平成二十一年に学校の地震防災対策マニュアルを改訂し、現在に至っているとのことですが、今回の東日本大震災における津波避難の実例やその教訓から学ぶことは多くあると考えられることから今後の学校の津波対策の推進について、教育長の御所見を伺います。

次に、**茶の放射能問題に関する茶農家等への支援について**であります。

県内茶業関係者は昨年の凍霜害に続き、ことしは福島第一原子力発電所の事故の影響によるお茶の放射能というこれまで経験したことのない大きな問題と対峙しています。五月十一日に神奈川県で茶葉から食品衛生法の規制に基づく暫定規制値を超える放射能が検出されたのを契機に、静岡県においても一番茶、二番茶でモニタリング調査が行われました。生葉、荒茶、製茶、飲用茶とさまざまな形態での調査が行われ調査結果について問題はありませんでした。民間企業の自主検査を受けての調査で県内の一部地域で暫定規制値を超過し、現在その地域の茶業関係者は今回の原発事故の被害者であるにもかかわらず、出荷自粛等で心身ともに大変な御苦労をされております。お茶の生産農家からは「風評被害で経営的に大きな損害を被ったが、きちんと損害賠償されるのか」、「来年の一番茶に向けて放射能を減らすためにはどういう管理をしたらよいのか」といった声を耳にします。政府は放射性物質が検出され出荷停止となった茶葉に関して、賠償の対象とする考えを示していますが、被害に遭われた方々への支援は無論のこと県内全体で風評被害等による販売や消費等への影響も懸念されており、静岡茶の信頼と安心の回復のためには万全の対策が必要とされて

おります。

そこで、県として、今回の茶の放射能問題に関して、損害賠償や技術対策、さらに風評被害で失った産地の信頼回復など、茶農家等に対する支援についてどのように対応するのか御所見を伺います。

次に、**東日本大震災を踏まえての静岡県の社会資本整備のあり方について**伺います。

今回の大地震では、公共土木施設においても直轄国道を含む国・県道七百十区間、岩手、宮城、福島三県の堤防護岸延長三百キロメートルのうち約百九十キロメートル区間、国際拠点港湾を含む二十九の港湾施設など、あらゆるインフラで甚大な被害を受けました。これにより被災直後の人命救助や緊急に実施すべき復旧活動、そして被災地における生活そのものに対し大きな支障が出たことから生活の基盤となる社会資本の大切さについて実感したところであります。これまでの調査の中で施設や地盤の耐震性や液状化に加え、震災直後の人命救助活動、応急復旧活動の基盤となる緊急輸送路や生活に必要な食料、物資、エネルギーを運搬するルート確保などに関するさまざまな問題が明らかになってきました。現在国では中央防災会議で東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会を立ち上げ、東海・東南海・南海の三連動地震で発生する津波高等の検討を行っていると同様に伺っています。

一方、これまで静岡県では東海地震に対し、第三次被害想定をもとに着実に防災対策に取り組んできたところであります。今後は国の検討結果を踏まえ、新たな被害想定に基づく道路や河川、海岸、港湾、空港など社会資本の今後の整備のあり方について新たな方向性を示す必要があると考えます。

そこで、この東日本大震災を受け今後の社会資本整備について、県としてどのように取り組んでいくのかお伺いします。

次に、**森林法改正に対する県の取り組みについて**伺います。

国では、平成二十一年十二月に森林・林業を再生する指針となる森林・林業再生プランを策定し、昨年六月にはこれを新成長戦略の国家戦略プロジェクトの一つに位置づけ、さらにことし四月には法制面からの具体化を

図るため、森林法の改正を初め、新たに森林管理・環境保全直接支払制度を創設するなどこれまでにない速さで政策を大きく方向転換しています。

今回の森林法改正では適切な森林施業が確実に行われ、森林の有する水源涵養機能などの公益的機能が十分に発揮されるよう、国、都道府県、市町村、森林所有者等の役割の明確化や森林計画制度の見直しなどが行われました。この見直しでは、市や町は森林所有者や地域住民に対し将来どのように森林資源の活用を図りつつ森林の持つ公益的機能を発揮させていくかなどを明らかにすることが求められています。また森林所有者等は効果的な路網整備や利用間伐による木材の生産などを今まで以上に具体的に計画、実行する森林経営計画を策定することになり、より積極的な取り組みが必要になりました。こうした国の大きな動きに対し、市や町、森林所有者などの役割は極めて重大となり関心も高まる一方で、戸惑いの声も聞かれます。私は成熟した森林資源を生かし、山村地域での雇用の確保、収入の確保などを通じ、地域の活性化を図る観点からも新しい森林計画制度を積極的に活用して静岡県の森林・林業の再生を実現すべきだと考えています。

そこで、県では木材生産量を四十五万立方メートルに増産するとしてい
る中、今回の森林法改正に対して今後どのように取り組んでいくのかお伺
いします。

次に、**新しい林業への進化について**伺います。

森林・林業の早急な再生に向けて、国産材の需要面からも強い追い風が吹いています。特に昨年十月に施行された公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律は、建築、建設関係者の意識を国産材に傾注させ木材利用に大きな弾みになったと思います。さらに県でも三月にふじのくに公共建築物等木使い推進プランを策定し、前期の一・七倍に当たる五年間で八万五千立方メートルを公共部門で使う目標を掲げています。また今年度から民間部門の県産材需要拡大策として、住んでよししずおか木の家推進事業も始まりました。今後は、林業・木材産業が需要にこたえ、県産材を安定的に供給することが求められており、増産のためには生産性を向上させ山林所有者である山元に収益が還元できる仕組みが必要であります。

そのためには伐採搬出、流通、木材加工のそれぞれの段階で取り組む必要がありますが、そのうち伐採搬出における労働生産性は全国平均の一人一日当たり三・五立方メートルに対し、本県ではそれ以下だと聞いております。本県でも、もっと安全で効率的な伐採搬出方法を見出す余地が十分あると考えます。

そこで、国産材への回帰の追い風を受け森林資源を育てる林業から、それを活用する新しい林業への進化を図るために、どのような改善、取り組みを進めるのか、県の御所見を伺いまして、ひとまず私の質問を終わります。（拍手）

○副議長（鈴木洋佑君） 川勝知事。

（知事 川勝平太君登壇）

○知事（川勝平太君） 小長井議員にお答えいたします。

初めに、**茶の放射能問題に関するお茶農家等への支援について**でございます。

今回の放射能問題におきましては、生産者はもとより茶商、小売も含め本県茶業界全体が大きな被害を受けているところでございます。このため県といたしましては、六月六日に「出荷制限・損害賠償・風評被害対策に関する国への申し入れ」と題したものを原子力災害対策本部、厚生労働省、農林水産省、文部科学省に提出いたしました。そして、六月二十三日には直接国のほうに出向きまして私自身が厚生労働大臣と農林水産大臣に対して、この申し入れをいたしますと同時に議員の懸念されておられます賠償問題に関しましては、しっかりと申し上げた次第でございます。この損害賠償につきましては二点ございまして、第一に出荷自粛の要請の場合、生産者はもとより茶商、小売も賠償の対象とすること。もう一点は自主回収を要請した場合も対象とすること。議員の御指摘されました風評被害に関しましては、これも二点ございます。第一点は茶の安全性について消費者や流通業者等に正確な情報を提供すること、風評被害対策に万全を期すること。これとあわせまして第二点として風評被害対策も賠償とする

ことという、この申し入れを行った次第でございます。またこの申し入れにつきましても放射性物質の規制値の設定並びに出荷制限の指示につきましても申し入れをしております。それについても申し上げますと茶の規制値の設定については食品安全委員会での検討も踏まえ新たな規制値を設定することと申し入れましたが、今これを作業されているということ、厚生労働大臣、また原子力安全委員会のほうから承っております。また、来年の一番茶に向けて影響を最小限にするためには技術対策をしっかりとすることが課題です。本県の茶業研究センターというのは日本の茶業技術研究の最先端を担うものでございますけれども、このセンターが中心になりまして放射性物質の吸収、移動のメカニズムの解明や低減技術の確立に取り組んでいます。その成果を速やかに現場にフィードバックいたしまして、茶農家の皆様の安全・安心なお茶づくりを支援してまいります。

さらに、こうした喫緊の課題に適切に対処すると同時にお茶の魅力を発信するために、専門家によるセミナーや消費者による産地ツアーなどを開催いたします。この中で特に、県が実施した検査で確認されている飲用茶が安全であること。そして、そのすべての産地のお茶の検査結果とあわせて客観的にこうした基準に基づいて安全であるということアピールしてまいります。それからまた先ほど申しました茶業研究センターの研究成果などに基づく技術対策の御紹介、そしてもう一つは昨今、特にことしになりましてからNHK等を通じて広く関心を引きましたお茶ががんの抑制や老化防止に役に立つという、そういう効用につきましても広く国内外の消費者や茶業関係者にアピールしてまいりたいと思っております。私もみずから東京などの大消費地に出向きまして、そうしたキャンペーンもいたしましたが、さらにこれを引き続き静岡茶の魅力を伝えるキャンペーンを開催し続けてまいります。これらを通じまして本県茶産地の信頼の回復に全力で取り組んでまいりたいと思っております。

次に、**東日本大震災を踏まえての静岡県の社会資本整備のあり方について**であります。

東日本大震災の被災地におきまして、国、県や民間団体など官民一体での迅速な復旧や被災直後からの人や物資の輸送など、地域生活の基盤とし

て道路などの社会資本が重要な役割を果たしたことは御案内のとおりでございます。

本県ではこれまで着実に進めてまいりました第三次被害想定に基づく対策に加えまして、静岡県津波対策会議において、今回の大震災による津波被害の状況等を踏まえ、津波対策施設や緊急避難施設の整備などの緊急対策を実施いたします。また国の東海・東南海・南海の三連動地震の検討結果、これは来春に出る予定であると承知しておりますが、それを踏まえまして総合的な検討を行うこととしております。

被災時の輸送路につきましては、代替性や補完性にすぐれた複数のルートを確認しておくことが大事です。陸・海・空の交通インフラがネットワークとして相互に連携し、機能が継続されることが重要です。このために開通間近の——来年開通予定でございますが——新東名高速道路を初めとする高規格幹線道路、そして駿河湾港として一体的な活用を目指す清水港、田子の浦港、御前崎港、そして駐機場の拡張などの機能強化が進む富士山静岡空港、これらの県内の交通インフラの新しい連携に向けまして、本年秋にふじのくに交通ネットワークビジョンを策定する予定でございます。その中に大規模災害を想定した交通機能の確保についても盛り込む予定でございます。さらに、平成二十四年度に取り組む新しい静岡県社会資本整備重点計画の策定作業の中で、国の動向や新しい被害想定を十分に踏まえまして、効果的な社会資本整備に向けた具体的な方針を示し災害に強い県土づくりに努めてまいるわけでございます。

交通ネットワークビジョン。これは今、東海道新時代という仮称で進めておりますけれども、この交通ネットワークビジョン有識者会議というのを設けました。その委員長には、家田仁東京大学大学院教授に快諾していただいております。この家田先生はさきの国交省の交通政策審議会中央新幹線小委員会の委員長をお務めになった方でございます。すなわち、リニア新幹線のルートをお決めになるその委員会の責任者だったわけでございます。そして、この方が最短ルートをお決めになると同時に既存の新幹線の活用方法の一つとして、新しい新幹線駅をつくっていいと。これは文字どおり空港の真下に新幹線駅をつくるということでございますが、それを

盛り込んだ方でございます。私自身がこの委員会でその件を提言いたしました後、委員会の終わった後、追いかけて来られまして、「ようやくこれで東海道新幹線が、本来の東海地域のだ真ん中である静岡県のための新幹線になりますね」というふうなことを言われておりまして、そういう方がこの有識者会議の委員長になっていただいて大変喜んでおります。本県におきましては来年一気に引佐から御殿場までの百六十二キロが開通いたします。これは日本史上初めてのことで、これだけの高速道路の一気に開通というのはありません。恐らく将来にわたってもないでしょう。これは文字どおり既存の東名を補完すると同時に、代替機能を果たすこととなります。これはもちろん物流においても、そして災害時においても重要であるということでございます。

そうしますと、新幹線があり、一号があり、東名があり、新東名があるということになりますが、これからの課題は、それら東西軸に対して南北軸を通すことです。西部におきましては、これは三遠南信自動車道というものを結びつけることによって飯田まで通すと。飯田は恐らくその近くに、あるいは飯田市内にリニア新幹線の駅ができます。そうしますとリニア新幹線と既存の新幹線ないし高規格道路とが結ばれることになって縦の線が結びつくこととなります。そして、志太榛原、中東遠におきましては御前崎から東名、一号、新東名を経た、その連絡道路が三十キロ、間もなくできます。そのことを通じて、港と新幹線、高速道路、そして空路というもののネットワークがその地域にできます。そしてまた、この駿河地域におきましては清水から山梨を経て長野に至るいわゆる中部横断自動車道というものの建設が進められておりますが、これにつきましても先般大畠国交大臣と親しくお話をいたしまして中日本高速道路が本県の中で北側からと南側から建設をしておりますが、そのちょうど中間のところが新直轄といひまして国がやることになっております。国がやることはどうしても遅くなりますので、中日本のトップとお目にかかりまして、やる気満々であるということを確認して、そのことを伝えてまいりまして、早くこの縦の線を作ることが防災上重要であると同時に、また山梨県、長野県にとっても役に立つということを申しました。そして、そのことに御理解を得た

わけでございます。そして東部、特に伊豆半島におきましては伊豆縦貫自動車道というものがこの命の道として極めて重要で、それが無い限り、もしものことがあった場合にリアス式海岸として東日本と同じような地形を持っている伊豆半島において、東日本においてできた、いわゆるくしの歯作戦——四号と三陸縦貫自動車道をくしの歯のように結んでいる、その真ん中にある縦の線がないので、くしの歯作戦それ自体すらできないと。したがって、この建設を今まで以上に促進するべきであるというふうなことについての御理解も得たわけでございます。

こうした策定作業、また推進作業の中で国の動向や新しい被害想定を十分に踏まえまして、効果的な社会資本整備に向けた具体的な方針をお示し申し上げ災害に強い県土づくりに努めてまいり決意をしております。

その他の御質問につきましては、関係部局長、教育長から御答弁を申し上げます。

○副議長（鈴木洋佑君） 小林危機管理監。

（危機管理監 小林佐登志君登壇）

○危機管理監（小林佐登志君） **東海地震を踏まえた浜岡原子力発電所の安全性について**のうち、初めに東海地震による影響度についてお答えをいたします。

浜岡原子力発電所の耐震性につきましては、平成十八年の耐震設計審査指針の改定に伴う耐震安全性の再評価、いわゆる耐震バックチェックにおきまして、原子力安全・保安院が中部電力の報告書の内容を審査しているところであり、その中で、御前崎地域の地盤隆起をもたらす地殻変動を考慮することも検討項目の一つとなっていると承知しております。

県といたしましては、こうしたことも踏まえまして政府の要請によりまして浜岡原子力発電所の全号機が停止している間に耐震バックチェック審査を終えることを要請するとともに、それを終えた際には原子力安全・保安院に評価結果の説明を求め、県防災・原子力学術会議を中心に浜岡原子力発電所の耐震安全性について検証してまいります。

浜岡原子力発電所の前面砂丘の健全性につきましては、耐震バックチェックの中で一定の評価が行われるものと承知しておりますが、去る四月六

日に開催をいたしました県防災・原子力学会議におきましても指摘がありましたように、今回の震災での知見を踏まえたさらなる検証が必要と考えており、中部電力に再検討をお願いしているところであります。また、前面砂丘の健全性は浜岡原子力発電所全号機の停止を要請した政府の運転再開の条件とされている防波壁の設置を初めとします津波の中長期対策とも関連いたしますので、今後、原子力安全・保安院にも評価を求めるとともに、県防災・原子力学会議を中心に県として慎重に検証を行い、前面砂丘の健全性について改めて確認したいと考えております。

次に、**五号機の安全性について**であります。

浜岡原子力発電所五号機の主復水器の細管損傷につきましては、原子炉停止後のこととはいえ四百トンもの海水が復水器内に流入したものであり、県としても重大な事象と受けとめており、中部電力には徹底した原因究明と再発防止を求めているところでございます。海水流入に伴う原子炉圧力容器等の設備や燃料の健全性への影響につきましては、現在中部電力が行っております点検・評価の結果がまとまった段階で中部電力に説明を求めるとともに、必要があれば国としての今回の事象に対する評価を説明するよう要請したいとも考えております。浜岡原子力発電所五号機に採用されております鉄筋コンクリート製原子炉格納容器につきましては、独立行政法人原子力安全基盤機構の多度津工学試験所の大型振動台を用いまして、平成十一年度に八分の一の模型の実証試験が行われ基準地震動、いわゆるS Sの五倍以上の耐震裕度が確認されており耐震性が十分確保されていると承知しております。

次に、**停止中における県の安全確認について**であります。

浜岡原子力発電所におきまして保管されている使用済み燃料につきましては、原子力発電をめぐる諸般の状況を踏まえれば、当分の間発電所の敷地内で保管をせざるを得ないのではないかと認識しております。なお、廃止措置中の二号機に保管されております千百六十四体の使用済み燃料につきましては、できるだけ早期に耐震性にまさる他の号機の使用済み燃料プールに移すよう中部電力に求めているところであります。耐震性が低い一、二号機の解体までの安全性の確保につきましては、廃止措置の過程で

放射性物質が外部に漏えいすることがないように、引き続き中部電力に対し適切な工程管理や廃棄物処理など万全の安全対策を求めてまいります。

県による安全確認につきましては、原子力発電所の設計、建設から運転、廃止に至るまで、原子炉等規制法や電気事業法に基づくすべての許認可権が国にあり、それに伴う責任も国にあることを前提に行っているものであります。県による安全確認は、こうしたことを踏まえまして県民の皆様様の安心の観点から県防災・原子力学術会議を中心に事業者の対応や国の評価等を検証するという方法で行っております。学術会議の構成員は、会議の顧問をお願いしております有馬先生に御推薦をいただき決定したものであり、いずれも防災や原子力について高い見識を有する方々であると承知しております。以上であります。

○副議長（鈴木洋佑君） 安倍教育長。

（教育長 安倍 徹君登壇）

○教育長（安倍 徹君） **学校の津波対策について**お答えいたします。

県教育委員会では、東日本大震災における津波被害にかんがみ県立学校に対して津波対策に関する調査を行いました。その調査結果からは大津波警報など、津波に関する情報が発せられた場合の詳細な対応行動を示していない学校が多かったことが判明いたしました。このため学校の津波対策マニュアル暫定版を作成し、県立学校や各市町教育委員会に対して津波対策を充実するよう指導したところであり、現在各学校においては地域の実態に応じた津波対策を検討、実施しております。また本月十六日には沿岸部にあります県立学校の防災担当の責任者を緊急に集め、学校の津波対策会議を開催し安全な場所への避難行動や校舎の安全性等につきまして、情報の共有化を図るとともに課題を整理したところであります。

今後、県教育委員会としましては、津波のハード対策としてまずは津波浸水地域に位置する浜松湖南高校及び新居高校に校舎屋上への避難階段等を設置する計画であります。またソフト対策としては、東日本大震災における津波避難の実例や教訓を生かすとともに、先ほど申し上げました学校の津波対策会議での意見等を参考にしながら学校の地震防災対策マニュアルを見直し、各学校が児童生徒や地域の実態に応じた津波対策をさらに充

実させるよう指導してまいります。以上であります。

○副議長（鈴木洋佑君） 森山交通基盤部長。

（交通基盤部長 森山誠二君登壇）

○交通基盤部長（森山誠二君） **森林法改正に対する県の取り組み**につきましてお答えいたします。

今回の森林法改正によりまして、市町村森林整備計画は地域の森林管理の基本として、より実情に即した実効性の高い計画となります。また森林組合等の林業事業体や森林所有者等が策定します森林経営計画につきましても、森林施業の集約化による木材生産を重視した計画となることになりました。これらの計画を適切に策定し達成していくためには県による市や町、森林所有者への支援が不可欠であることから、県職員が森林の管理や木材生産に関しまして長期的視点に立った体系的な指導助言が行える体制を整えているところであります。さらに計画策定に必要となります森林資源や所有者、林道等の情報を共有化するため市や町に対しまして森林情報システムの導入を支援し、また森林組合等に対してはインターネットにより従来からの森林資源情報に加え、新たに林道等の情報の公開を進めてまいります。

県といたしましては、こうした取り組みにより森林法改正に的確に対応し、県産材の四十五万立方メートルの生産目標の達成に向け、効率的な木材の安定供給を進めてまいります。以上であります。

○副議長（鈴木洋佑君） 吉林経済産業部長。

（経済産業部長 吉林章仁君登壇）

○経済産業部長（吉林章仁君） **新しい林業への進化**についてお答えいたします。

森林資源を活用し年間四十五万立方メートルの木材生産を実現するためには、伐採搬出におきます労働生産性の向上が不可欠であります。このため県では森林の集約化、高性能林業機械の導入、作業道の整備などによる低コスト生産システムの普及を図っているところであります。その結果、伐採搬出工程におきまして一人一日当たり県平均三・一立方メートルを上回る五立方メートル以上の高い労働生産性を上げる先進的な林業事業体も

育っております。今年度からは先進事業者のノウハウを活用し意欲ある林業事業体の生産性の向上と、建設会社などの新規参入を促進するビジネス林業展開支援事業を実施いたします。具体的には、最新の高性能林業機械を活用した木材生産の現場指導と直送販売の実践を通じまして、それぞれの事業体に適した生産システムの確立を支援いたします。また、生産コストの検証や新たな経営戦略の検討などのフォローアップも実施してまいります。

県といたしましては、こうした取り組みを通じまして需要に応じた計画的生産、山林所有者へ収益を還元できる生産性の向上、需要者への直送販売によりまして、ビジネスとして成り立つ林業の展開を支援いたします。森林資源を育てる林業からそれを活用する新しい林業への改革を進めてまいります。以上であります。

○副議長（鈴木洋佑君） 三十五番 小長井由雄君。

（三十五番 小長井由雄君登壇）

○三十五番（小長井由雄君） それでは、最初に二点要望させていただきます。

まず、**お茶の放射能問題**に関する件でございますが、お茶は今回一地域に関する被害にとどまらず、静岡茶というブランドに対する大変大きな被害が発生しております。風評被害は簡単に払拭できるものではありませんので、今後の信頼回復に向けてしっかりと取り組んでいただきますようお願いいたします。

それから**森林法の改正**でございますが、これまで一生懸命に森林・林業の経営に熱心に取り組んできた人たち、こういう人たちこそ制度が変わろうとすると不安も大きいというような点もありますので、その点も十分勘案して取り組んでいただきますようお願いを申し上げます。

それでは、**東海地震を踏まえた浜岡原子力発電所の安全性について**、何点かお伺いをさせていただきます。

復興構想会議の特別顧問で、本県の、ふじのくに「づくりリーディング

グ・アドバイザーの最高顧問であります哲学者の梅原猛氏は、「スリーマイル島やチェルノブイリの反省も生かされなかった。今回の震災は文明災だ」として、「原発が人間の生活を豊かにし便利にする。その文明が今裁かれている」と指摘し、「今回の事故は改めて近代文明の是非を問い直し新しい文明をつくるきっかけになるのではないか」と述べられております。原発問題のような非常に重要なテーマに取り組んでいくには、ある種の哲学をもって対していかなければならないと、そんなふうに思うわけでございます。

福島原発事故から学ぶ浜岡原発に対する知事の考え、伺っておりますと、県民の生命財産を守るということはもちろんのことではございますが、昨日、一昨日の御答弁を伺っておりますと、この静岡から率先して新しい文明をつくっていくんだという強い意思がですね、感じられたわけでございます。きょうは原発の問題についてはお答えをいただけませんでしたけれども、昨日、一昨日、私はそんなふうに感じました。そういった知事を全力で応援してまいりたいと感じておりますので、その点から何点かお伺いさせていただきたいと思っております。

まず、これまでの御答弁の中で、六月二十六日、先日ですね、中央防災会議の専門調査会が被害想定をする地震や津波の規模について、千年に一度の最大クラスまで広げ記録はあるが全体像が解明されてない地震も対象を拡大して、史料だけでなく沿岸の堆積物を調査して過去の津波の規模を推定する必要性を強調しておりますが、このことからすれば今後県としての浜岡原発周辺の地質等の調査をする必要があると考えますが、その辺についてはどんなふうにお考えかお聞かせをいただきます。

それから、五号機の安全性については徹底した原因究明と再発防止を求めるとのことですが、何かあると必ずこの言葉が出てくるということ、この辺のところはもう少ししっかり対応していただかなければいけないんじゃないかなとそんなふうに思っております。

また、昨日の大岡議員への答弁で「原発はコストが考慮されていない。使用済み燃料はリサイクル、リユースができない中でどう対処するのか、どこへ持っていくのか明確になっていない状況でさらに使用済み燃料を出

すことは認めがたい」とのお答えがあったと存じます。もし再稼働となれば危険な使用済み燃料は浜岡原発の中に蓄積されていくこととなります。再稼働に当たっての検討事項の重要なことだと考えますが、知事の考えを再度お聞かせをいただきたいと思います。

使用済み燃料のしっかりした処分が決まるということは再稼働の一つの条件として考えていいか。その辺をお聞かせをいただきたいと思います。

○副議長（鈴木洋佑君） 川勝知事。

（知事 川勝平太君登壇）

○知事（川勝平太君） **浜岡原発にかかわることについて**の再質問、ありがとうございます。

本県の最高顧問でございます梅原猛先生が同時にまた復興構想会議における最高顧問という職責を担われまして、そして第一回の復興構想会議において、原発問題は議論をしないという政府案に対して憤りを示されて、結果的に原発問題もあわせて考えるということになったのは御案内のとおりでございます。そして、梅原先生の哲学はこの原子力事故というものを文明災としてとらえ、日本におきましてはいわば空海の思想にのっとり、五大に響きありと言われるように、火とか風とか土とか水とか、さらに空——そらですね——そうしたところからエネルギーを得るという、そういう思想にのっとりエネルギーを考えるべきであると、こういうお考えであると存じまして私も深く共感をいたしております。そうした中におきまして、ただ空海の思想に基づきまして浜岡の原発をすぐにどうするということとはできません。どうしても我々は科学的また技術的な最先進国でございますので、それに基づかなければならないというふうに思っております。

そうしたことから、有馬先生という文化勲章を受章せられた原子核における最高権威のお一人ほか、その方面における専門家をお招きをいたしまして、浜岡原発の安全性について科学的、技術的観点から御検討をいただくということでございます。目下、これまでのところは原子力安全・保安院というのが、こうした科学的、技術的チェックにおける最高のよりどころであったと、最後のよりどころであったということでございました。先

ほど小林危機管理監からも御答弁申しましたように、八月十一日の——八・一一のあの地震の後、低速度層というものが原因で五号機にのみ高いガル数を記録したと。これについてバックチェックを保安院がするというところでございますが、その保安院が現在の福島第一原発においてしていることは東電の後追いでしかないということで、日本における事故のチェックと、あるいは原子力のチェックについて、三つございますね、原子力安全委員会それからこの保安院それから原子力委員会というものがございませぬ。その原子力委員会の下に四十人ほどの作業員がいるということでございます。この間、辞任せられた東大の小佐古先生だったでしょうか——も、その作業員のお一人で、いわゆる文字どおりの専門家でございます。そのどこに一体責任があるのかわからないというのがアメリカ側の指摘でございました。

アメリカにおきましては、御承知のように原子力規制委員会というのがございます。ニュークリア・レギュレトリー・コミッションというのがございます、NRCとして知られていますが、そのカウンターパートである日本がどこなのかわからないということがわかったわけです。そして実態としては事故については東電だけが責任を負って——責任といいますが、修復作業を今しておいて保安院はその後追いをしているというのが今の実態ですから、もしこちらで事故が起こった場合には一体どこが最終的には責任を持つかということ、中電ということになります。しからば中電は東電よりも技術的、科学的なレベルが高いのかということそれほど変わらないと思います。したがって、この点につきましては、私どもは日本における科学技術者の最高の英知をしっかりと集めて、これを見たいというふうに思っているわけです。ですから、保安院だから安心だというふうには全く思っておりませぬ。第一、三年後に保安院が今のままで存在しているはずがありません。既に世界における原子力の最高機関でございます、そこにおいて日本の保安院というものを現在の経産省のところから独立させるということを明言しているわけですから、これは国際公約になりましたので、したがって、真にどのようなNRCに匹敵するようなものができるかどうかということが、これからの課題ではないかと。言いかえますと、

チェックというものについてはいわば我々はスタートラインに立っている
と言っている。もし事故が起こった場合に、だれが一体それを修復でき
るかといったときに、まだきちっとしたチームすらできていないというの
が実態ではないか。

したがって、この点については私は今のバックチェックが終わったら
「はい、よろしい」というふうには到底言えないと。どこかの知事さんが
「国が安全と言っているので安全です」と。「その国のどこが言ってるん
ですか」、「保安院です」と。保安院は既にその権威を喪失していると。
したがって、それが安全性の担保にはならないということになるわけでご
ざいます。

第二に、それと関係しますけれども、**砂丘について**御質問がございました。
あの砂丘は浜岡原発の水谷所長によれば、七千年間安定した砂丘である
と。しかし現場をごらんになりますと、そういう立派な砂丘が、そのの
上に植物が生えております。その前に真っ白な砂浜があります。その向こ
うに海があって、その向こうにテトラポットがあると。じゃ、その真っ白
な砂浜はなぜあるんですかと。それは彼らが入れたからです。砂がどんど
んと削られるので取っては入れ、取っては入れ足したと。そうす
ると津波が来ますと、その砂は少なくとも巻き上げられて、もし防潮壁を
越えたとすれば、砂と海水が一緒に入ってくるようになります。そうし
た、かえって彼らがしたことが、その砂丘の人工的砂丘の部分が実際は危
険であるということにもなっておって、そこも安心できないということご
ざいます。今さらそれを取るといっても大変な作業であると存じます。

それから**五号機**でございますが、五号機は一号機から五号機の中で一番
新しいものです。一、二号機は一九七六年、七八年に稼働いたしました。
それはまだ東海地震説というものが出たばかりでしたので、これはその想
定東海地震に対して耐えられないということで廃炉になる運命はそのとき
からあったと思います。しかし、まだいわゆる使用済み核燃料が一号機と
二号機、特に二号機に一千体以上あります。どうするのかと。そうす
ると、今回福島第一原発におきまして、一号機から四号機のうち一号機から
三号機は稼働していました。四号機は稼働していませんでした。しかしな

がら一号機が十二日に爆発し三号機が十四日に爆発し、その間に四号機が火災を起こしたと。これはプールのところをやられたと言われてはいますが、これも水素爆発の可能性があるというふうに言われております。そうしますと、こういう使用済み核燃料も崩壊熱を出しておりますから、その冷却に失敗をいたしますと水素爆発になり得るということでございますね。

實際上、一号機から四号機まで大小の違いはありますが、みな水素爆発の可能性が非常に高い。水素爆発が起こりますと、必ず放射能が出ます。ですからこの今とまっておりますけれども、とまっているから安心だというふうには言えないと。そしてこれが津波によってやられる場合もありますし、また地震によって、例えば配管の——沿岸から数百メートルのところの海の水を取り入れる取水口があります——そのパイプがやられてしまうと、仮に電源がすべてあっても、そもそも水が来ませんので冷却機能が失われるので、これは冷却ができなくなって事故になると。しからば電源が今までは一階に置かれていたと。これを二十五メートルの丘の上に置くということであったんですが、それで私はある程度安心かと思っておりましたら、三、四、五の屋上に置くと。それじゃ今までどうして屋上に置いてなかったんでしょうか。屋上に置いておくと、もし大きな揺れがあったときにその発電機が使えなくなる、故障するからです。だから一階に置いてあったわけです。だから置けばいいというものでもない。しかし置かないと、つまり臨時の、緊急のときの発電機がないとだめだということで、一番近接した屋上に置いていますが、それがそもそも安全といえるかどうかというふうに言えばですね、置かなかった理由がそういうことでしたから、必ずしもそれをもって安全だとは言えないと。一つ一つ、論理的といいますか、実態に即して問題を立てていきますと不分明なところが出てくるわけです。

そして最後にコストの面を言われましたが、この使用済み核燃料は六カ所村がもう受け付けてくれない可能性が非常に高いと。そうすると、これは定期点検というのは点検の名を冠した燃料棒の入れかえでございます。したがって、点検があるごとに今まで使われていた燃料棒を出して新しい

ものを入れるということでその都度使用済み核燃料というものがふえるわけです。これはふえ続けてきました。これがまた厄介な問題で、そのコストをどうするかということについて果たして議論したことがあったかという、ないということがわかった。これが今の実態でもございます。そうすると、私どもはこの浜岡原発を今停止している状態の中で、そのいわば検体といいますか、分析対象はそこにあるわけですから、それをいろいろな観点から分析することができます。一つは理工学的観点、すなわち科学技術における分析で、それが今、有馬先生を顧問としてなされているところの防災学術会議です。一方……

○副議長（鈴木洋佑君） 知事に申し上げます。答弁は簡潔に願います。

○知事（川勝平太君） しかし、これはとても重要なことなのであえて申し上げますが、もう一つ、これは**経済合理的**という観点からも考えねばなりません。すなわち電力の安定供給ということは経済的、合理的観点からこれが一番いいと言われている。しかしながら本当に経済的、合理的にこれが安心して安全なものなのかというふうに言えるかどうか。これは社会科学的な観点からもしなくてはなりません。したがって、コスト面におきましてはこういう有馬先生ほかの自然科学的な形ではなくて、いわば経済学者とか、政策担当者とか、そういう人たちの委員会もあわせて持たねばならないと。我々は天の恵みとしてこの研究対象を与えられたということで、総合的に分析をするという決意をしております。以上でございます。時間超過して失礼しました。

平成 22 年 6 月 静岡県議会定例会 質問

質問分類

代表質問

質問日:

2010/07/14

- 質疑・質問事項:
- 1 知事の政治姿勢について
 - 2 危機管理における広報について
 - 3 浜岡原子力発電所の安全性について
 - (1) 安全協定
 - (2) 地震に対する安全性
 - 4 事業仕分けについて
 - 5 指定管理者制度の導入効果と課題について
 - 6 市町の消費生活相談体制の強化について
 - 7 富士山静岡空港の需要予測と経済波及効果について
 - 8 健康長寿日本一を目指した健康づくりについて
 - 9 六次産業化の推進について
 - 10 公共建築物等における県産材の利用促進について
 - 11 水産業の発展を図るための取り組みについて
 - 12 県内港湾の一体的整備・運営について
 - 13 臨時的任用講師や非常勤講師の配置状況について
 - 14 県民に身近な犯罪について

○議長（天野進吾君） 通告により、三十番 小長井由雄君。

（三十番 小長井由雄君登壇 拍手）

○三十番（小長井由雄君） 私は民主党・無所属クラブを代表し当面する県政の諸課題について、知事並びに関係部局長、教育長、警察本部長に質問します。

質問に先立ち、去る六月十八日に三ヶ日青年の家での訓練中の事故により亡くなられた西野花菜さんの御冥福をお祈りするとともに、被害に遭われた皆様の一刻も早い回復を心からお祈り申し上げます。

初めに、**知事の政治姿勢について**お伺いします。

川勝知事が昨年七月四日の県知事選挙で当選され静岡県政では初めて民間からの学者知事として就任されてから一年が経過しました。この間、八

月十一日の駿河湾を震源とする地震の発生や新型インフルエンザの拡大、富士山静岡空港の完全運用に向けての地権者訪問、国に先駆けて実施した事業仕分け、沼津駅高架化事業に関しては賛成反対両者との会合への出席、富士山の日の制定、そして知事として初めての予算編成などを行ってきました。

主役は県民の考えのもと、現場に学び現場に即した政策をスピード感をもって実行する現場主義の姿勢やすべてをオープンに進めようとするなど川勝流、川勝カラーで取り組む「住んでよし 訪れてよし」、「生んでよし 育ててよし」、「学んでよし 働いてよし」の魅力ある地域づくりは多くの県民から支持を得ているところであります。昨年の選挙で示された知事のマニフェストについては項目の九五%は既に「実施」、「進行中」ということであり先般、今後の工程表も発表されており着実に取り組んでいるところだと思います。

今年度は総合計画の最終年度に当たり、新総合計画の策定とともに多くの個別の計画についても新たに策定される年になり、いよいよ川勝知事の考えや思いが具体的に示されることとなります。ことし一月に“ふじのくに”づくりリーディング・アドバイザーとして委嘱した外部有識者からの提言なども大いに活用されるのではないかと思います。何より重要なのは計画の策定作業に直接携わる県職員の発想が主役は県民という考えのもとで知事と同じレベルにあるということではないかと思います。まさにチーム川勝の総合力いかにより知事の考える日本一のふじのくにづくりも前進するのではないかと考えます。知事就任一年を経ての所感及び今後の県政運営に対する抱負について伺います。

次に、**危機管理における広報について**伺います。

静岡県は、平成二十一年四月より危機事案の発生により想定される県民の生命、身体、財産への被害の防止、軽減を図るために、危機事案を一元的に統括調整する危機管理局を創設して危機管理監を設置しました。危機管理局を創設して間もなく北朝鮮ミサイル問題や新型インフルエンザの発生などが起こり情報の収集や対策本部の設置をするなどの対応をされてきました。また最近では国民保護法に基づく凶上訓練や口蹄疫の発生を想定

した対処訓練が実施されています。

昨年、川勝知事就任直後の八月十一日早朝に駿河湾を震源とするマグニチュード六・五の地震が発生し、一部地域では震度六弱の強い揺れを記録しました。知事公舎にお住まいの知事も初めて体験する強い揺れではなかったのかと思います。この地震により史上初めて東海地震観測情報が出され、一九七九年に気象庁に地震防災対策強化地域判定会が設置されて以降、史上初となる臨時の委員打合会が招集されました。観測値が検討された結果、想定される東海地震に結びつくものではないと発表されましたが、知事を初め職員の皆さんはこれまでにない緊張状況下にあったのではないかと推察します。そして就任直後のこのような経験から改めて強く危機管理の重要性を認識され、今年度の機構改革では危機管理局を危機管理部へと格上げして危機管理の位置づけを明確にされたのではないかと思います。

グローバル化した時代の中で、自然災害、テロ、食品事故、感染症など危機自体が多様化し自治体に対応しなければならない事案が増加しています。「人は起こしたことで非難されるのではなく、起こしたことにどう対応したかによって非難されるのである」と言われますが、危機管理の視点から見れば起きたときどう対応したかということであり、対応次第では不必要な批判や非難あるいは誤解を招いて、それが二次災害を引き起こすことにもなります。これを防ぐためには危機事案が発生した場合の迅速な意思決定と対応、県民に不安を抱かせることのない適切な情報の発信、県民の立場を第一義に考えた対応方針の決定が非常に重要であります。

そこで、危機管理事案発生時の二次被害や風評被害への対処、復興のためのさまざまな支援など県民の不安感を解消する情報についてどのように伝達するのか、すなわち危機管理広報はどのようにされるのかお伺いします。

また、東海地震など重大な危機事案については、その事案の発生に際し県が実施する対策について県民に円滑に対応していただくために、事前の周知や理解を深めておくことが必要ではないかと考えますが、どのように取り組んでいるのかお伺いします。

次に、**浜岡原子力発電所の安全性について**お伺いします。

最初に、**安全協定について**伺います。

原発は、原発事故は絶対あってはならないという危機管理意識を持って運用されなければなりません。しかし最近では五月十二日の五号機、のこぎり火災事故が発生して県の危機管理監より嚴重注意を受け、六月八日には一号機タービン建屋におけるコイル加熱による発煙事故も発生し知事は大変遺憾として再発防止の徹底を求めました。さらに深刻な事故は、昨年十二月一日に発生した三号機での放射性廃液漏れ事故で従業者約三十人の被曝事故でした。この事故に対する県や原子力安全・保安院での再調査要求の結果、保安規定に違反して過去十五回も違法廃液処理をしていた事実が明らかになりましたが、県は検証報告の内容に納得せずさらなる対応を求めています。三年前にも国の電力各社不正点検の結果、浜岡原発では二十年以上にわたり十四件の検査データの改ざん等が明らかになり、このときも県当局に厳しく批判されております。

一たん事故を起こせば、数万、数十万の生命にかかわる原子力発電所の運営管理状況の改善に県としてできる措置の第一は、県の直接指導を可能とする他県並みの安全協定に改定することだと思いますが、知事の考えをお伺いします。

次に、**地震に対する安全性について**伺います。

昨年八月の駿河湾地震での五号機の異常な揺れと七十力以上に及ぶトラブル箇所の発生を踏まえて、中部電力は国の指示による浜岡原発敷地の再調査を実施し原因は五号機地下の低速度層の分布が原因であると突きとめたとしています。しかし原子力安全・保安院は、この報告の検討を始めたばかりで電力会社の言うような東海地震での安全確認はしておらず、県当局も報告に対して十分納得したとは言えない、さらに詳細な調査を求めると要求しました。

去る七月二日、結審が予定されていた東京高裁における浜岡原発裁判で、今まで早期結審を望んできた電力会社の弁護団はさらなる調査をしたいから裁判を延期してほしいとの上申書を提出しました。これは電力会社自身が現時点での地震に対する安全の保障を一時的にせよ放棄したに等し

いのではないかと思います。東海地震はあす起こるかもしれません。しかしこのとき、浜岡原発の安全性を保障できなくなっているのです。

徹底した地盤、地質の詳細調査で安全確認を検証することは当然の措置ですが、この際、国及び電力会社に再度地盤調査を実施することと、その調査が終了し安全確認ができるまではすべての浜岡原発の運転を停止するよう求めるべきではないかと考えますが、御認識を伺います。

次に、**事業仕分け**について伺います。

近年、国や地方自治体は、厳しい経済情勢の中で税収が大きく落ち込んでおり財政は逼迫した状態にあります。こうした状況の中では、これまで以上に効果的で効率的な財政運営を行っていくことが求められており、少しでも税金の無駄遣いを省いて必要な事業を効果的に実施していかなければなりません。そのためには個々の事業単位で十分吟味しその必要性や本来あるべき姿を再考していく必要がありますが、この作業こそ国や県で実施した事業仕分けであります。

国の実施した事業仕分けは、議会の役割は予算をふやすことではなく減らすことだとの認識へ転換させるきっかけとなった点や、事業の目的と手段は区別して議論するのが当然なのだということに立ち返らせた点、そして事業は必要だと主張するほうに立証責任があると認識を改めさせた点で、これまでの日本の政治文化を変えるきっかけになったと評価されています。

静岡県では、昨年十月三十一日から十一月二日の三日間、百一の県事業について外部の視点で公開の場において担当職員と議論し、「不要」、「民間」、「国」、「都道府県」、「市町村」などに分けていく事業仕分けを、外部の専門家と公募による県民委員に参加していただき国に先駆けて実施しました。本来、事業仕分けは予算の削減が目的ではなく事業予算の最適化を目指して実施されるものですが、仕分け作業の結果、ほとんどの事業で見直しの意見が出され新年度予算編成過程においては三十一億円の財源捻出が行われました。またこうした効果ばかりでなく県民の県政への参画や県事業への理解が深まるとともに、職員の意識改革にもつながるなどこれまでにない形での成果があったと思います。

先日、県は、昨年に引き続き本年度も九月四日、五日の二日間で事業仕分けを実施すると発表されました。記者会見で知事は、今回の仕分けを静岡型事業仕分けと名づけて政策的経費全般を見直すと話されています。政策的経費全般を見直すということは県で見直しのできる事業はすべて見直すということになりますが、これまでの事業仕分けの手法では一事業に三十分の時間がかかることから二日間では百事業程度が限界であり、もしすべての県の政策的な経費の見直しが可能となるとなるとこれは効果的な手法であると思います。

そこで、本年度の静岡型事業仕分けにおいて県はどのような手法により事業の全般的な見直しを行っていくかと考えているのかお伺いします。

次に、**指定管理者制度の導入効果と課題について**伺います。

平成十五年九月に地方自治法の一部を改正する法律が施行となり、公の施設の管理において施設経営能力のある民間企業等の参入によって施設の管理運営を改善しサービスの有効性や効率性の向上とともに、経費の節減を図ることができる仕組みとして指定管理者制度が創設されました。本県においても平成十六年度以降、県が管理する文化・教育施設、スポーツ施設、基盤施設などの公の施設について、その施設で実施すべき、提供すべきサービスの内容、水準なども十分検討しながら制度の活用を図り、これまで四十四の施設に指定管理者制度を導入してきたところであります。

制度が導入されてから七年が経過しましたが、これまでに中で個々の施設の設置目的が指定管理者によって効果的に達成できたのか、民間等のノウハウ活用によるサービス向上と合理化、効率化の達成状況など、本県がこれまで導入した施設についてどのような導入効果があったと考えているのかお伺いします。

これからの二次以降の指定に際し公の施設の有効活用、効率的活用という目的を確保するため、原則として一般公募による透明性の高い選考による選定、運営実態のモニタリングや監視体制の整備、責任分担、リスク分担の明確化、さらに指定管理者の運営体制の健全性などの課題についてはどのように考えるのかも伺います。

また、制度の導入効果が出ている一方で、今回県立三ヶ日青年の家で発

生じた事故から安全の確保や危機管理対応の重要性が改めて明らかになり、制度のあり方やその運用において再点検が必要であるとの議論も出ております。私は、県がいま一度施設の設置目的に立ち返り現在の運営実態や利用実績についてしっかりと再点検していただくとともに、まずは公の施設として安全管理体制の徹底などを十分図った上で、制度の本来の趣旨である民間ノウハウを活用したサービスの向上を行うよう、適切に制度を活用していただきたいと考えております。

そこで県では、今回の事故を踏まえて二度と同じことを繰り返さないためにも指定管理者制度の活用に当たり、どのように取り組まれていくのかお伺いします。

次に、**市町の消費生活相談体制の強化について**伺います。

近年、経済のグローバル化や規制緩和の進展、インターネットの普及など消費者を取り巻く環境は大きく変化しています。商品、サービスの種類やそれらを購入する方法も多様化し消費者の利便性は飛躍的に向上しましたが、その一方で食品の偽装表示や悪質商法など食の安全や健全な消費生活を脅かす事態も後を絶たない状況にあります。

これらの事態に対応するため、国では、消費者行政を一元的に推進する強い権限を持った新組織として平成二十一年九月に消費者庁を設置しました。さらに地方公共団体の消費者行政の強化を支援するため、平成二十一年度から三年間程度を地方消費者行政の集中育成・強化期間と位置づけ、地方消費者行政活性化交付金を都道府県に交付するなど地方の消費者行政の強化に取り組んでいるところであります。

本県においては、先ごろ「くらしの理想郷“ふじのくに”」の実現を目標に県民一人一人のよりよい暮らしを支える消費者施策に関して行政が果たすべき役割を改めて見直し、施策を計画的に推進するために静岡県消費者行政推進基本計画を策定しました。この基本計画では、消費者施策の展開の方向を四つに整理していますが、消費者みずからが学び賢い消費者として自立することが何より重要であることから、第一番にみずから学び自立する消費者の育成を掲げています。さらにこれらを推進するための体制整備についても、多様な消費者問題に迅速に対応するための連携強化など三

つを実施するとしております。今後は計画に盛り込まれた施策の着実な実施が求められております。

本県の消費生活相談の状況を見ると、近年相談件数全体では減少傾向にある中で、相談者の年代別では高齢者からの相談件数が増加しているなど見過ごせない状況もあります。もとより消費者問題は多くの行政部門に係っており、被害の防止のために県庁内の各部局が迅速に連携して取り組むことが重要であることはもちろんですが、消費者からの相談に対する一義的な対応は消費者にとって最も身近な窓口である市町で行うことが望ましいと考えます。そのためには各市町において消費生活センターなどの専門の消費生活相談窓口の設置や相談員の確保と資質の向上などが課題であります。その解決のためには県も市町との連携のもとに有効な支援が必要であります。

そこで、複雑多様化している消費者問題に対応する市町の消費生活相談体制の強化のために、今後県はどのような支援をしていくのかお伺いします。

次に、**富士山静岡空港の需要予測と経済波及効果について**伺います。

富士山静岡空港は先月四日に開港一年を迎えました。国内、国際線を含めた一年間の搭乗者数は六十三万四千六百六十一人で、空港建設を推進する根拠としてきた百三十八万人の需要予測の約四六%にとどまりました。需要予測は空港整備計画の前提となるものですが、富士山静岡空港の建設推進に当たっては空港建設の話が持ち上がった昭和六十年当時は約五百万人の需要があると想定されておりましたが、平成七年の設置許可申請時に需要予測調査が実施され百七十八万人との予測が出されました。さらに平成十五年度に事業再評価を実施するに当たり国土交通省交通政策審議会空港整備部会における新たな需要予測の考え方を踏まえ、平成十五年四月に見直した事業予測では国内、国際線合わせて百三十八万人と発表してきました。

しかし、この予測も用いた元データの水増しや有利な運賃設定、他空港へのアクセス時間・経路の過大設定、新幹線品川駅や中部国際空港の考慮不足などさまざまな問題点が指摘されてきており、この需要予測を手がけ

てきた財団法人運輸政策研究機構の会長が「空港建設を進めたい国の意図に配慮し、過大な数字を出してしまう現実がある」として、機構みずからの予測の多くが過大であったことを認める発言をするなど大変無責任なものであったのかが明らかになっています。

また、空港建設に伴う県内への経済波及効果についても推計しております。二〇〇一年度の開港年で六百六十二億円の効果を生むとし、現在の百三十八万人の需要予測に改められてからの試算では開港年に五百六十億円と見込んでおります。需要予測と経済波及効果の推計は、巨額の投資をして空港建設を進めるための県民、議会への説明の柱でありましたが、もとより多くの県民はこの予測が過大であることを認識していましたが、開港一年が経過して計画時には予定もしていなかった搭乗率保証を導入したにもかかわらず、予測の半分にも達しなかったという厳しい結果でありました。

知事は、百三十八万人という需要予測について需要期待予測——需要希望予測だったとして、これまでの策定経過を検証した上で現実に即した需要予測にシフトして、これをもとに空港関連事業を推進していくとの考えだと伺っています。今後、空港ガーデンシティ構想の推進を初めとする富士山静岡空港の利活用促進のための関連事業の推進には県民理解を得て進めることが重要であり、そのためには需要予測も必要なのではないかと考えます。知事の考える新たな需要予測とはどのようなものなのか、また経済波及効果推計についての考えもお伺いします。

次に、**健康長寿日本一を目指した健康づくりについて**伺います。

静岡県では、健康を生きる目的としてではなく、病気や障害の有無にかかわらず個人が持てる能力を十分に発揮して、自己の価値観に基づく豊かで充実した人生を実現するための最適な状態ととらえ、人生や生活の質を高めるための一つの手段であるとして、これまでしずおか健康創造 21 アクションプランに基づき、健康寿命の延伸と生活の質の向上を目標に各種の健康づくり施策を総合的に展開してきたところであります。

その間、平成二十年度には、高齢者の医療の確保に関する法律などに基づく国の医療制度改革が開始され疾病の予防をより重視した保健医療体系

への転換が図られました。中でもメタボリックシンドロームの概念に基づく生活習慣病の予防については、健康の確保はもちろんのこと財政環境が厳しい中、治療に要する医療費を確実に減少させるよう、しっかりと取り組まなければならないものと考えております。

こうした観点から、平成二十年度からスタートした特定健康診査・特定保健指導の制度では、各医療保険者に対しメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査・特定保健指導の実施が義務づけられたところです。この制度は、糖尿病などの予防可能な疾病の有病者や予備軍を減少させる手段として極めて重要な取り組みであります。

また、さきの報道では、これらを実施することでこれまで得られなかった県民の健康に関するデータが得られるようになり、本県ではこれらのデータを活用して全国の都道府県で初めて市町別に健診結果等を分析し、県民の男性約三人に一人、女性約六人に一人がメタボリックシンドロームに該当していること、メタボリックシンドロームや高血圧症の該当者などが県平均に比べますと東部地域に多いことなどを明らかにすることができたとお聞きしております。

今回の特定健診により得られた健診結果や県民の生活習慣に関するデータは、今後の県民の健康づくりを考える上で大変貴重なものであると考えられますが、今後こうしたデータをどのように分析し県民の健康づくりに生かしていく考えであるのか、御所見を伺います。

次に、**六次産業化の推進について**伺います。

知事は、山の幸、農の幸、海の幸を生かし一次産業と二次産業、三次産業を組み合わせた六次産業化の推進を図っていくとの方針を出されています。この方針を踏まえ、県では昨年度において六次産業化の先進事例の発表や有識者の講演を行う感動を呼ぶものづくり道場を五回開催し、新しい事業に挑戦しようとする機運を醸成するとともに、三ヶ日ミカンを丸ごと使ったシャーベットやメロンやイチゴを使った生キャラメルなど、県産の食材を使った付加価値の高い商品を集めた総合食品開発展を開催しました。また農商工等連携についてもその促進を図っていると聞いております。

今年度についても県は、一次産業を基本とした食と農の改革をふじのくにグリーンニューディールとして展開し、その中の重要な施策の一つとして六次産業化の推進を位置づけ専門に推進するスタッフを経済産業部内に新たに設置して、六次産業化の推進に本格的に取り組んでいると伺っております。

六次産業化の推進を図ることにより本県で生産される多彩で特色ある農林水産物を活用し、流通業、食品加工業、飲食業、観光業など幅広い産業分野において経済活動が活性化することが期待されていますし、現在の不透明な経済状況を踏まえればまさに時宜を得た施策であると考えられます。ぜひとも関連施策を積極的展開され大きな成果を上げることが望むものであります。

一方、農林漁業者が主体となって、単に農林水産物の生産だけでなく付加価値がつく新たな加工食品の開発や新たな販路開拓を行うなど、生産から販売まで一体的に手がける六次産業化に挑戦していけば、農林漁業者にとってトータルとしての経済的メリットは大きなものとなります。さらにこうした所得向上を通じて、第一次産業を地域の基幹産業としている農山漁村地域を活性化することが可能となります。新たな産業が興れば定住人口や交流人口も増加し高齢化や過疎化の進行に歯どめをかけ、地域が持続的に発展していくことにもつながる意義ある取り組みであると考えます。

もちろん、一、二、三次産業の関係者が有機的に連携しそれぞれの価値ある資源を持ち寄って新商品の開発や新たな販路開拓などを行うという六次産業化も大切ですが、農林漁業者の主体的な取り組みを促していくことも重要であると考えます。また具体的に一つ一つ成功事例を創出していけば相乗効果も生まれ、より多くの自立的な取り組みが出てくるものと期待されます。こういった点を踏まえて今年度県では、六次産業化の推進についてどのように取り組んでいくのかお伺いします。

次に、**公共建築物等における県産材の利用促進について**伺います。

本県の林業は、昭和三十六年の木材の輸入自由化以来、厳しい経営環境の中で必死に努力を重ねてきました。しかし素材生産、製材、木造住宅等の関連産業関係者は、新建材の台頭や長期にわたる材価の低迷等から将来

への展望を描くことができない林業に見切りをつけるなどもはや瀕死の状態に陥っていると言っても過言ではありません。

昭和三十年代に国が強力に推し進めた拡大造林政策から既に五十年が経過し広大な林地は伐採期を迎えながら、管理、更新されない放置森林がふえ年々山地崩壊の危機が増大するとともに、林業を支えている山間地集落も消滅の危機に直面しています。このような中で本県林業を継続させるとともに、平成十三年時点で貨幣価値が年間一兆九千十一億円と試算されている本県森林の公益的機能を維持していくためには、森の力再生事業の推進とともに県産木材の需要拡大を強力に図っていくことが喫緊の課題であり、それは二酸化炭素の固定など地球温暖化対策にも貢献することにもなります。

昨年十二月に農林水産省は、「コンクリート社会から木の社会へ」との副題がつけられた森林・林業再生プランを公表しました。その中で現在二四%の木材自給率を十年後には五〇%以上にすることを目指すべき姿として示しています。現在、それを実現するために農林水産大臣を本部長とする森林・林業再生プラン推進本部が組織され、その下に五つの委員会が置かれ林業経営・技術の高度化、森林資源の活用、制度面での改革などの検討を行っているところであります。

私も常々、山側の生産・供給体制を整えることも非常に大切ですが、知事が言われるようにものづかい、木材で言えば新たな木使いを創出することが必要であり、国産材、とりわけ県産材の利用促進に取り組むことが何より重要だと考えています。そうした中で、ことし三月に公共建築物木材利用促進法が国会に提出され五月十九日に成立しました。この法律は、国が公共建築物等における木材の利用促進の基本方針を策定し可能な限り木造化、木質化を進めるという方向性を明確に示しています。さまざまな場所で木材が利用されれば木材と接する機会がふえ木の大切さやよさの認識を深める上でも役に立つと考えられ、新たな木使いとして大いに期待しているところであります。こうした取り組みは国だけにとどめず地方公共団体にも広めることが大切だと考えますが、県の公共建築物等における県産材の利用促進への取り組みについてお伺いします。

次に、**水産業の発展を図るための取り組みについて**伺います。

本県は総延長が五百キロメートルにも及ぶ海岸線を有し、沿岸から沖合にかけては黒潮が流れる豊かな漁場が形成され各地域で多種多様な水産業が営まれており、宝である水産物が日々水揚げされております。県内の水産業はかつては焼津を中心として活況を呈しておりました。また水産業を担う漁業者についても、本県においては、近年増加傾向に転じ少し明るい兆しが見えてきましたが、全国的には減少化、高齢化傾向が続いております。

そのような中で、先般国が公表した平成二十一年度の水産白書において、魚体サイズがふぞろいであったり漁獲量がまとまらないなどの理由から、食用以外の用途に回ったり低い価格でしか評価されないなど流通過程で発生するいわゆる未利用水産資源、未利用魚について、漁業者、流通業者、小売業者の取り組みによりその価値を高め消費拡大の機会を生んでいる事例が記述されております。

その中で、本県伊東市のいとう漁協と県内の小売業者が昨年秋から取り組んでいる水揚げから数時間以内にスーパーの店頭に並べる取り組みが紹介されており、その取り組みによって漁業者の収入が大幅に向上するとともに、消費者の評判もよい好事例として取り上げられております。

具体的には、毎週月曜日、木曜日の早朝に伊東市富戸漁港において、とれたてのアジやサバ、イカなどを小売業者がトラックに積み込み直ちに静岡市内に向かい当日の午前中、遅くとも午後一番には県内三十二店舗に並べるという取り組みで、その中にはこれまで食用として販売されてこなかった小型の魚も含まれており、本当に新鮮な魚の味を消費者に知っていただきたいという漁業者、小売業者の強い熱意のもとで、新鮮さを求める消費者のニーズにこたえるものとして毎回完売するほどの人気を博しているとのことであります。この事例は、県が厳しい財政状況の中にあっても特別な予算を使うことなく漁業者と小売業者との間を橋渡しし、コーディネートして実現させたものと聞いております。

こういった取り組みは、従来の水産物の流通ルートではなかなか実現できなかったことではありますが、流通過程の中で埋もれてしまう水産物の価

値を高め食べ物を粗末にせず限りある水産資源を無駄なく利用することにつながるとともに、漁業者、消費者の双方にメリットを与え地産地消も促進する取り組みとして大いに進めていくべきものであると考えます。

県では、この取り組みを初め県内の水産業の発展を図るため、またその前提となる魚食文化の普及を図るため、さまざまな挑戦をしていると聞いておりますが具体的にどのような取り組みをしていくのかお伺いします。

次に、**県内港湾の一体的整備・運営について**伺います。

本県は、特定重要港湾の清水港、重要港湾の田子の浦港と御前崎港という三つの主要な海上輸送拠点を持っております。このうち清水港は、古くから海外との交易に利用され近年は輸送用機械や日用品などの輸出入の基地としての機能を果たすなど、静岡県と世界を結ぶ海の玄関口としてものづくり産業の発展を支えてきております。また平成十五年には新興津国際海上コンテナターミナルの供用が始まり、コンテナ貨物の取り扱い機能が一層強化されたことにより世界的な景気低迷の影響を受けた平成二十一年においても、年間取扱貨物量が千三百八十万トンでコンテナ貨物の輸出入取扱量は全国第八位の三十二万T E U余りと本県の海上物流の中心的役割を担っております。

また、昭和三十六年に開港した田子の浦港は、背後の富士地域の製紙業には欠かせないパルプ、チップを初め穀物、石油など、本県中東部から山梨県、長野県にかけての地域への原材料、エネルギーの搬入拠点となっており、御前崎港についても平成十六年度に多目的ターミナルの一部の供用が開始され、一般貨物、コンテナ貨物双方の荷役機能を強化したところであります。このように三港は、それぞれの特徴を持ちながら県内物流を支える重要な海上輸送の拠点となっております。

しかしながら、平成二十年の全国輸出入コンテナ貨物流動調査によれば県内で発生消費するコンテナ貨物のうち他県の港湾を利用するものが輸出では三八%、輸入では四六%になっており県内の港湾が必ずしも利用者には選ばれる港となっていません。本年五月に国土交通省が発表した港湾計画の目標年次における取扱貨物量と実績値の比較においても、県内三港はいずれも実績値が目標値に達していない状況となっております。

こうした中、国では港湾の国際競争力の強化に向け国の投資の選択と集中を進めようとしております。特に重要港湾については、取扱貨物に関する将来性や管理における民の視点を重視し、特定重要港湾を除く全国百三港のうち重点港湾として約四十港を絞り込むこととしており、港の運営への民間活力の導入が重要性を増してくるものと考えられます。

これに対し知事は、県内重要港湾三港を駿河湾港として連携させ、緊急時の相互補完や県内貨物の取り込み拡大を進めていくとの考えを示しております。県内港湾が利用者に選ばれ一層の発展を遂げていくことは、地元企業に陸送距離の短縮に伴う輸送コスト削減をもたらすばかりか、地球温暖化の原因とされる二酸化炭素の縮減にも寄与できるものと考えます。駿河湾港が、京浜港や伊勢湾港におくれをとらず国際競争力を増し引き続き県内企業を支える社会基盤であり続けるため、県は今後、県内港湾の一体的整備・運営にどのように取り組まれるのかお伺いします。

次に、**臨時的任用講師や非常勤講師の配置状況について**伺います。

県内の公立小中学校や県立学校に配置されている教員の数については、法律に基づき学級数に応じて決定されることになっておりますが、各学校では教員不足を補うために多数の臨時的任用講師や非常勤講師を配置しております。しかしながら未充足であったり臨時的任用講師の割合が高くなったりする学校もあると聞いております。こうした学校では、表面上教員数は充足していたとしても正規教員の負担が大きくなっているのではないかと思います。講師に依頼できない仕事は正規教員が請け負うことになり、講師の割合が高くなればなるほど正規教員の仕事量はふえることとなります。

子供たちの多様化、保護者の要望の多様化が言われている今、授業に加えて分掌の仕事、中学校においては部活動指導と教員の多忙化が進んでいます。子供たちとしっかり向き合い一人一人を理解して指導に当たるという本来の姿を追い求めながらも、現実とのはざままで苦しんでいるとも聞きます。また講師においても勤務時間を超えて子供たちに対応したり、授業準備、片づけをしていると聞いていますが、このような現実の中で教育の質は維持されているのかが問われます。

また、特別支援学校においては講師率が特に高くなっていると聞いています。そこでそれぞれの校種における講師率と未充足の現状をどのようにとらえ、今後の教育の質を保証する上でこのような状況をどのように解消していくのか、教育長の御所見を伺います。

最後に、**県民に身近な犯罪に関する県警の取り組みについて**お伺いします。

県内の刑法犯認知件数は、平成十五年から七年連続して減少し本年に入ってから減少傾向にあるなど、県警がこれまで進めてきた治安再生プログラムや、本年一月に公表されたふじのくに静岡安全・安心推進プログラムなどの治安対策を総合的に取り組まれた成果があらわれたものと認識しております。

また、県民に身近な犯罪である自転車盗、ひったくり、車上ねらい等の街頭犯罪に対しては十罪種を指定してこれらの犯罪の発生を抑止するための各種施策を推進されることにより、県指定十罪種の発生件数をピーク時の平成十四年三万七千二百七十七件から昨年の二万三千三件へと大幅に減少させることで体感治安を回復基調に乗せるなど、一定の成果を上げられております。

しかしながら、日常生活の場で行われる街頭犯罪、侵入犯罪の発生数は依然として高い水準にあり、自転車やオートバイが盗まれる事件など県民の身近なところで発生する犯罪は後を絶ちません。また四月二十一日の夜から二十三日朝にかけて静岡市内において駐車中の車の窓を割ってカーナビゲーションなどを盗む事件——いわゆるカーナビ盗が二十四件連続して発生しており、これら犯罪の多発は県民に大きな不安感を与えているところであり、ことしに入ってから県内では、五月末現在で車のカーナビをねらった部品ねらい、車上ねらいの発生が合わせて四百二十四件にも及んでいるとのことで被害の拡大が懸念されるところであります。

安全・安心を確保し日本一安全な静岡県の構築に向けた県民の県警に対する期待は大きく、私も期待する一人であります。この期待にこたえ県民の信頼を得るためにも、県民の身近で発生する各種犯罪に対し犯罪を未然に防ぐための防犯活動、そして犯人を捕まえるための検挙活動を強力に推

進していただく必要があるものと考えます。

そこで、県民に身近な犯罪の発生状況とこれに対する県警の取り組みについてお伺いし、私の質問を終わります。（拍手）

○議長（天野進吾君） 川勝知事。

（知事 川勝平太君登壇）

○知事（川勝平太君） 小長井議員にお答え申し上げます。

初めに、**私の政治姿勢について**であります。一年前までは学問をしておりました。その学問の目的は、日本を世界の中でとらえてこの日本をすばらしい国にするにはどうしたらいいかという、そういう問題意識を持って自分が修めてきた経済史を理論としてやってきたわけですが、一年前に静岡県知事になりまして、それまで学ぶ対象がどちらかといえば一般的で、かつ学ぶ方法が書物であったわけですが、これはどうしても観念的机上の空論に陥りがちであるということから反省いたしまして、現場を大事にしなくちゃいけないということのみずから言い聞かせ、また静岡文化芸術大学におきましてはそうしたことを教育の中に取り込みまして授業も担当していたわけですが、今は文字どおり現場がテキストであるということで、現場に学ぶという新しい実学をしているんだということでございまして、一年前と現在とでテキストが明確になったということでございます。

その現場に学ぶためには、現場に出なくちゃいけないということで現場主義というのを言い聞かせております。そして問題のある事柄につきましては、自分を勘定に入れずにあらゆることをよく見聞きし、わかるという姿勢で臨むということでございます。そしてそのときには全体、和をつくれるようにするというふうに言い聞かせておりまして、聖徳太子以来、和をもってとうととなすという、そういう姿勢で常に臨むべきであるというふうにし、そのように努めております。また現場に学ぶためには常にオープンにしていないと現場の情報が入ってきませんので、まずは知事室も百八十度——百八十度以上は開きませんので——オープンにいたしまして

出入り自由というふうにしております。

最終的に、この地域を日本の理想郷にできると。これは、単に夢を語っているだけではありませんで、なぜこの地域が理想郷になり得るのかということをお自分が学んできたすべての知識といいますか、これを総動員いたしましてなるほどここが理想郷になり得る条件を持っているのであるということをお説明申し上げなければならないということで、一に勉強、二に勉強、三に勉強を言い聞かせまして、朝から晩まで自分は起きているときには勉強してるという、そういう姿勢でやっております。その理想郷を「住んでよし 訪れてよし」、「生んでよし 育ててよし」、「学んでよし 働いてよし」という、そういう言葉に集約をしているわけでございます。

そういう理想郷をつくれるということをおチーム川勝で共有していただくために、多くの機会を設けて部長さんだけでなく職員の方々と、単に本庁だけでなく出先機関の皆様ともお話しする、直接話す機会を設けまして御批判もいただきながら、理想郷づくりに本当に邁進できるんだという確信を持っていただくように努めております。

次に、**危機管理における広報について**でございますが、危機事案発生時における広報につきましては情報のふくそうや混乱が生じないように、昨年度の危機管理局の新設に伴いまして危機報道監を設置し危機管理に関する県からの情報を一元的に提供する体制といたしました。

この危機報道監というのは全国で本県だけです。岩田さんが担当してござっておられて、この報道監のところに来ればあらゆる情報が手に入るし、また報道監を通して危機事案に関する広報をシステムチックにさせていただくというふうになっております。大変重宝されてるというように伺っております。県民にわかりやすい情報を提供できるように、危機管理情報に関する県のホームページをリニューアルいたしました。本年七月からはこどもホームページに「こんなことに気をつけよう！」というコーナーを設けまして、子供向けの危機管理情報の発信にも着手したところでございます。

危機事案に関する情報は、迅速にわかりやすく提供することが大変重要

となりますので、今後も情報の内容や伝え方などに工夫を凝らしまして広報の充実を図ってまいります。特に東海地震など重大な危機事案についての県民への事前の周知や理解を深める必要性について、世界で唯一、科学的に予知の可能性がある地震として、その対応が東海地震につきましては定められておりますが、昨年八月の駿河湾を震源とする地震の際に初めて発表されました東海地震観測情報について、自主防災組織の役員の五割の方が誤って理解していたとの調査結果が六月末に静岡地方気象台から公表されました。

この事例からもわかりますように、重大な危機事案について県民に周知し理解を得るためには、その方法についてさらなる工夫が必要であると考えております。今後は、重大な危機事案の中から年度ごとにテーマを絞り重点化することで年間を通して啓発活動に取り組んでまいります。今年度は、地震予知を重点テーマと定めまして、各種講演会を初め九月の総合防災訓練や十二月の地域防災訓練などで県民への啓発活動に積極的に取り組み、地震予知に関する県民の意識を深めてまいります。

この地震予知に関する情報は三つの段階に分かれております。観測情報、それから注意情報、そして予知情報。この予知情報というのは警戒宣言が発せられる情報なんです。予知に関して観測、注意、予知情報というように言うものですから、予知情報はこの三つに分かれておりますよという、その予知情報となりますとそれが警戒宣言だという。こういうわかりにくいシステムになっているんですね。これ国がお決めになったので。今回は観測情報だったと。この観測情報は防災対応、特に必要ないということなんですね。しかし地震予知に関する観測情報ですと言うものですから、予知情報というふうに言えばこれは警戒宣言なんです。ですからこの言葉遣いのわかりにくさというのを国はわかっているのかと思いますね。ですからそういう意味も含めまして、この方法についてはさらなる工夫が必要であるということでございます。非常に重要なことでございます。

とりあえず、現在の東海地震の予知に関する情報について危険度がどのように、観測情報、注意情報、予知情報で変わっていくのかということについて周知徹底していただく以外に目下のところはないということござ

います。

次に、**六次産業化の推進について**であります。

農林漁業者みずからが加工、流通、販売の分野まで挑戦する取り組みもありますし、一次産業から三次産業までネットワークを組んでやっていくというやり方もあります。これは全体、自分たちがつくったものが最終消費地までどういうふうになっているかということをおぼろげに知る必要があると思っています。つくればそれでは流通業者に任せてしまうというようなことを改めまして、自分で最後まで販売するということができるでしょうけれども、必ずしもそれは効果的でないかもしれません。分業にした方がいいかもしれない。ただし自分のつくった製品が最終的にどのように消費者のところに行っているのかということがわかる必要があるということなんですね。

それとあわせて、まだ六次産業というふうには言ってはいるのですが、産業、すなわちものづくりを一体的にすることにとどまりがちに受け取られておりますけれども、そうではないと。最後は消費のところ的大事で、したがって消費者もこれがどこからどういう流通を経て来ているのかということについて知る必要があると。同時に消費するということは、これは消費にスタイルがありますから、ですから消費ということは物を使うということなので、そのものづくりともものづかいというものを一体的に考えよう、そういう試みでもあります。

ものづくりの名人としての静岡県民が、ものづかいの名人でもあるという、そのような地域にしたい。物をつくるにはいわゆるコストであるとか効率化というのが大事です。しかしつくられたものはやっぱりそれなりに使われ方というものを要求します。おいしいお茶はおいしいお茶わんで飲むとお茶も喜んでくれる、おいしくいただけるというように、商品にはスタイルがあるのでそのスタイルを確立したいと。静岡スタイルとかふじのくにスタイル、このスタイルが実はふじのくにの文化になるというふうには思っておりまして、そしてものづかいにおいて一番大切なことは物を粗末にしないということですから、物を粗末にしない哲学はもったいないという、そういう本来我々が持っているものに対する態度という

ものをもう一度思い返すことだということであります。

そういう意味で、自分たちが使っている周りのものについてより深く知ろうという、つまりこの現場をよく知ろうという、そういう態度を醸成して、我々の地域で本当にこの食材を活用するためのお茶わんから、あるいはテーブルから、そのテーブルを入れる家から、その家も自分の家ではありますけれども、外から見ればこれは公共的なものでありますから、そうした景観、地域の特性に応じた、そういう使い方を我々はよく知って、現場についてのいわばそれぞれが先生になるぐらいの、お越しになられた方に説明できるような、そういうことが最終的に六次産業化の目的であるということでございます。

ほとんど読んでませんで、速記録を起こすと自分の日本語にいやになるんじゃないかと思うんですが……。

続きまして、**公共建築物における県産材の利用促進について**であります。

これは非常に重要でございます。全庁挙げて県産材利用に取り組もうと思っております。議員御指摘のように、今、木材の自給率は二割強ということでございますので、本県におきましても十分に本県の持っている木材が活用されていないという現実がございます。

平成二十三年度からの第三期しずおか木使い推進プランの目標値は、平成十八年から二十二年までの第二期プランの一・七倍を見込んでおります。数字を挙げますと、平成十八年から二十二年は五万立方メートルであったのを、平成二十三年から二十七年には八万五千立方メートル、一・七倍にしたいということです。この目標値は、現在の県産材生産量二十七万立方メートルを平成二十五年には四十五万立方メートルに増産する計画で、その増加割合の一・七倍と同じにしたわけでございます。

この目標を達成するためには、公共建築物の木造化、内装の木質化を徹底することで県産材の利用を推進すると。あわせて公共土木工事におきましてコンクリートの型枠等ですね、こうしたものにおきましても積極的な利用に取り組んでまいりたい。そして現在進めております東部コンベンションセンターなどの大規模な公共建築物におきまして積極的に県産材を利

用してまいります。

二階建て以下の建物の原則木造化、すべての建物の内装の原則木質化などの具体的な基準を盛り込むことも検討しております。公共建築物等木材利用促進法に基づく市町の基本方針制定についても働きかけを行いつつ、公共建築物と公共土木工事での県産材の利用促進を市町と一体となつて取り組んでまいります。

次に、**県内港湾の一体的整備・運営**についてであります。

港湾は、本県が創造を目指す一流のものづくりを支える重要な社会基盤の一つでございます。必要な整備を計画的に進めていくことが重要です。特に清水、田子の浦、御前崎の三港につきましては、既設の東名高速道路に加えて新東名、中部横断自動車道、金谷御前崎連絡道路などの高速交通ネットワークとの連携によって一層の利活用が期待できますから、各港の機能分担を図りつつ駿河湾港として一体的に整備・運営を進めて、国際競争に耐え得る港として育ててまいりたいと決意しております。

このため、九月をめどに有識者及び地元関係者から成る委員会を立ち上げます。緊急時に相互補完できる仕組みや県外の港を利用している貨物の集荷策、港湾利用者へのサービスの向上策などにつきまして、具体的なアクションプランを策定することとしております。これまでも県内港湾の効率的な運営に努めてきたところではありますけれども、今般国が進めております選択と集中の動向にも対応し民間活力の一層の導入を推進してまいります。

御前崎港が重点港湾に指定されないと極めて御前崎港の将来は厳しくなるということで、今正念場でございます。伸びしろを大きくするだけでなく、港湾経営を民間の視点で一体的経営にするということで、今関係各所に御連絡を差し上げまして御協力を仰ぎ、重点港湾指定に向けて全力を傾けているところでございます。

その他の御質問につきましては、関係部局長、教育長のほうから御答弁いたします。

○議長（天野進吾君） 小林危機管理監。

（危機管理監 小林佐登志君登壇）

○危機管理監（小林佐登志君） **浜岡原子力発電所の安全性について**のうち、初めに安全協定についてお答えいたします。

原子力発電所は、電気事業法や原子炉等規制法に基づき設計、建設から運転、廃止に至るまですべて国が許認可権限を有しており、その指導監督のもと事業者が責任を持って運営しているところであります。こうした中での県の立場は、国や事業者がその役割や責任を果たしているか注視するとともに、必要な場合には国や事業者に対し改善等を求めることであると認識しております。

地元四市とともに中部電力との間で締結している安全協定につきましては、平成十九年の改定において事前了解の規定の取り扱いについて四市と協議した結果、協定書の解釈書を作成し実質的に事前了解が担保されていることを確認し合うことで了解に至っておりますので、他の安全協定と比較しても遜色ない内容となっているものと考えております。

県といたしましては、今後とも浜岡原子力発電所で起きた事象につきましては、公開の場で事業者から詳細な報告を求め、必要な指示や要請を行って県民の皆様へ積極的に情報提供するよう努めてまいります。

次に、**地震に対する安全性について**であります。

昨年八月に発生した駿河湾を震源とする地震で五号機が他の号機に比べて大きく揺れた原因につきましては、国の小委員会で審議が続けられており、現在中部電力がこの小委員会の指示を受けて詳細な要因分析等を行っておりますが、さらに追加して地下構造特性の調査を実施する予定と伺っております。

県では、国の審議の状況を見守るとともに、中部電力に対しましては揺れの要因を精査し想定される東海地震への安全性についてなるべく早く評価が得られるよう、国の審議への積極的な協力を求めているところでございます。今後国の評価が示された段階で、今年度設置いたしました防災・原子力学術会議の原子力分科会を公開で開催し国や事業者から説明を求め国の評価に対する御意見をいただき、県として安全性を確認してまいります。

一方、三号機、四号機につきましては、観測された揺れが設計時の想定

の範囲内のものであったこと、また設備の健全性が確認されたことについて、国、中部電力の双方から説明を受け安全性が確認されたことから、地元四市の意向も踏まえ県といたしましても運転再開を容認したものでございます。

○議長（天野進吾君） 丸山経営管理部長。

（経営管理部長 丸山康至君登壇）

○経営管理部長（丸山康至君） **事業仕分けについて**お答えいたします。

議員御指摘のとおり、これまでの事業仕分けの手法では実施できる事業本数、これが限られてしまいますことから、本年度は本県が独自に作成しております業務棚卸表と事業仕分けを組み合わせた手法によりまして、政策的経費全般の見直しに取り組むこととしております。

業務棚卸表には、各施策の目的や目標、その進捗状況、また目的を達成するためのすべての事業、人件費相当額など施策を進める上で基本となる情報が記載されておりますので、事業仕分けの資料として活用いたします。

また、すべての政策的経費は、施策目的ごとに百程度の業務棚卸表にまとめられており、その中から主要事業を抽出し事業の位置づけや他の事業との関連性なども御説明しながら事業仕分けを受けますので、いただいた御意見については同じ施策目的を持つ他の事業の見直しにも反映させることができるものと考えております。このように一つの事業に対する意見を同じ施策目的の事業全体に反映させることで、本県独自の事業仕分けとして政策的経費全般の見直しにつなげてまいります。

次に、**指定管理者制度の導入効果と課題について**であります。

指定管理者制度を導入した施設では、利用可能な日や時間の拡大、多彩なイベントや講座の開催などの企画催事の充実、料金の値下げや料金体系の見直しなどによる利用者へのサービスや利便性の向上が図られるとともに、それに伴う利用者数の増加、さらに二十二年度当初予算においては導入施設合計で約十億三千万円の管理経費の縮減を図るなどの効果が上がっております。

期間満了に伴う指定管理者の選定に当たりましては、原則公募で実施す

ることや外部委員を含む委員会等での候補者の選定、県と指定管理者との間のリスク分担の明確化など議員御指摘の課題についてはいずれも重要な項目であると認識をしております、新規に導入する場合と同様に施設の設置目的に立ち返り評価検証をしているところであります。また今回の事故を踏まえ利用者が安全かつ安心して利用できるよう危機管理体制の再点検を指示したところでございます。

さらに、日ごろから県と指定管理者が定期的に協議、意見交換するなど円滑な意思疎通に努めることや、適宜業務報告を求め実地調査や指示を行うなど、施設設置者としての監督権限を適切に行使するよう改めて徹底を図ったところであり、今後とも指定管理者制度の適切な運用に努めてまいります。

○議長（天野進吾君） 松浦くらし・環境部長。

（くらし・環境部長 松浦敏明君登壇）

○くらし・環境部長（松浦敏明君） **市町の消費生活相談体制の強化について**お答えいたします。

消費生活相談は住民に最も身近な市町で対応することが相談者にとりまして利便性が高いことから、市町に対して昨年度から消費者行政活性化基金を活用した消費生活センターの設置などを働きかけてきました結果、消費生活センターにつきましては六つの市町が新設し現在は二十一の市町が設置しております。残る十四の市町のうち専門相談員を置いている五市に対しては消費生活センターの設置を、また専門相談員を置いていない九町にはその配置を求めてまいります。具体的には基金の活用事例の紹介や複数の市町によるセンターの共同運営など地域の実情に応じた設置・運営方法などの提案を行いますとともに、今年度から開設した講座によりまして相談員資格の取得を支援し合格者を市町へ紹介してまいります。

また、昨年度から専門アドバイザーとして委嘱した弁護士及び司法書士を活用して相談員を対象に実施している事例検討会を、今年度は東部、中部、西部の各県民生活センターにおいて合計十八回開催するほか専門研修会などの内容、回数を充実させ、相談員の専門性の向上にも取り組んでまいります。

○議長（天野進吾君） 出野文化・観光部長。

（文化・観光部長 出野 勉君登壇）

○文化・観光部長（出野 勉君） **富士山静岡空港の需要予測と経済効果**
についてお答えいたします。

需要予測は国の空港整備計画における基礎資料とするため実施されたものですが、知事が述べた現実に即した需要予測とは、現に空港の利用が始まっている中、就航エアラインの機材投入計画のほか、多様なチャーター便の誘致などを踏まえた現実的な見通しを立てていくということでありませ

ず。
具体的には、この一年間の実績をもとに商談会や旅行セミナーの開催などの需要喚起策による既存路線の充実のほか、多様なチャーター便の誘致や台湾路線の早期定期便化による新たな路線就航などを踏まえた利用者数の見込みを策定し、空港ガーデンシティ構想など今後の空港利活用推進策に活用していきたいと考えております。

また、空港整備に伴う経済波及効果につきましては、建設による直接効果と来県者の増加に伴う消費拡大、産業活動の活発化による税収の増大や新規雇用の創出などの開港による効果が挙げられます。富士山静岡空港が開港して一年を経過したことから、開港による経済効果を推計することは、将来的な空港のさらなる発展方策等を議論していく上で不可欠であるため、現在企画提案方式で委託先を選定中ですが、来年三月までに県民の皆様に対しできるだけわかりやすい内容でお示しし、県民の共有財産である富士山静岡空港への関心を高めより一層の利用拡大に努めてまいります。

○議長（天野進吾君） 石川健康福祉部長。

（健康福祉部長 石川俊一君登壇）

○健康福祉部長（石川俊一君） **健康長寿日本一を目指した健康づくり**
についてお答えをいたします。

本県では、だれもが健康に生き生き暮らせる長寿社会の実現を目指し、県民の死因の約六割を占めている生活習慣病の予防対策を中心に、県民の健康づくりを推進してまいりました。こうした中で、本県では静岡県国民

健康保険団体連合会の協力を得て、市町ごとのさまざまな生活習慣病に関する特徴を明らかにするため平成二十年度に特定健康診査を受診しました約二十万人分の健診データを分析し、全国で初めて県内の状況が一目でわかるようマップ化を行ったところであります。

今後は、このマップにより明らかにした糖尿病や高血圧症等の地域特性と、就寝前の食事摂取状況や成人以降の体重増加状況、運動の状況など生活習慣に関連するさまざまなデータとの因果関係に加え、県の特産物である緑茶の効能の研究結果も数多く報告されておりますことから、緑茶摂取と生活習慣病に対する予防効果との関連についても分析、評価してまいります。これらの結果をもとに地域の具体的な健康課題を明らかにし、市町とも共同して的確な生活習慣病予防対策を進めることで健康長寿日本一の実現に努めてまいります。

○議長（天野進吾君） 堀川経済産業部長。

（経済産業部長 堀川知廣君登壇）

○経済産業部長（堀川知廣君） **水産業の発展を図るための取り組みについて**お答えいたします。

本県は、東の磯の発達した伊豆半島から西の海水と淡水がまじり合う浜名湖まで変化に富む海岸地形を持つことから、多様な水産物に恵まれた日本有数の食材の王国であります。本県水産業をより一層発展させていくためには、水産物を生産するものづくりと、これらをおいしく食するものづくりが結合できるよう漁業者と流通業者が連携して魅力ある水産物を消費者に提供できる仕組みづくりが重要であります。

このため県では、地産地消で人気の高い農産物の直売所などで本県水産物を新鮮な状態で消費者に提供できるよう漁業者や流通業者に働きかけを行っているほか、伊豆地域において地の魚を一〇〇%使った漁協直営レストランの立ち上げを応援しているところであります。

また、魚食文化をはぐくんでいくために、学校給食の総菜として沿岸で大量にとれる小アジや小サバなどをおいしく食べられるよう新たな加工食品の開発を促しているほか、魚の知識や調理方法に精通したスタッフ十名程度を養成しスーパーなどに派遣してしゅんの魚のおいしさを生かした食

べ方を直接消費者に伝える取り組みを開始したところでもあります。県といたしましては、このような新たな取り組みを漁業者や流通業者などに積極的に働きかけ、本県水産業の発展を図ってまいります。

○議長（天野進吾君） 安倍教育長。

（教育長 安倍 徹君登壇）

○教育長（安倍 徹君） **臨時的任用講師及び非常勤講師の配置状況について**お答えいたします。

教職員に占める臨時的任用講師の割合は、五月一日現在小学校二・八%、中学校四・四%、高校五・七%、そして特別支援学校では一九・七%でありほぼ前年度並みとなっております。一方、教科指導を行う非常勤講師の数は、小学校は百八十一人、中学校は八十人であり前年に比べて減少しておりますが、高校は前年度と同程度の八百八十一人となっております。

このような状況の中、学校現場においては講師の確保が困難であり教科によっては直ちに補充できないこともあります。講師を希望する教員免許所有者の中から適任者をできる限り早く任用ができるよう努めております。今後は講師の研修体制を充実させるとともに、正規の教員については、各校種の実態を踏まえた特色ある選考により優秀な人材の確保と適正配置に努めてまいります。

○議長（天野進吾君） 安村警察本部長。

（警察本部長 安村隆司君登壇）

○警察本部長（安村隆司君） 初めに、**身近な犯罪の発生状況について**お答えいたします。

本県警察は、安全で安心できる犯罪に強い社会づくりに努めているところでありますが、街頭犯罪抑止重点目標として指定する自転車盗、ひったくり等の十罪種は議員御指摘のとおりで本年も引き続き減少傾向にあり、治安回復上一定の成果が上げられていると思っております。

本年の街頭犯罪抑止重点の発生状況は、五月末現在で八千六百八件認知し前年同期に比べて九百十八件、約九・六%減少しております。しかしカーナビゲーションやナンバープレートを盗む部品ねらいは前年同期に比べ

約二・四%増加しているほか、自転車盗や車上ねらい等の駐車場に係る犯罪が依然として多発しております。

次に、県警察の取り組みについてであります。

県警察では、子供と女性の安全対策を推進する特捜イーグリスと街頭犯罪を捜査するための特捜イーグルを立ち上げ、先制的な警戒活動と検挙活動の両輪で取り組んでおります。

カーナビゲーション盗難被害防止対策としましては、県警ホームページや報道機関を通じた駐車場利用者への注意喚起と予防対策のお願い、管理者へのセンサーライトなどの設置や販売店への防犯ねじの普及依頼、また取り締まり活動では自動車盗やカーナビ盗被疑者の検挙、愛知県警察との合同による盗品買い取り業者の検挙など予防・検挙活動を強力に推進しているところであります。

その他、身近な犯罪を抑止するため自主防犯ボランティアと協働したパトロール活動、犯罪情報等のタイムリーかつ積極的な提供、市町等の管理する駐輪場等に対する照明設備の充実や防犯カメラの設置、管理者の配置など犯罪被害に遭わないための対策の申し入れを実施しております。

さらに、本年七月からは緊急雇用創出事業の一環として、犯罪が多く発生している警察署管内において警備業者への業務委託による犯罪抑止緊急パトロール事業も実施しているところでございます。

○議長（天野進吾君） 三十番。

（三十番 小長井由雄君登壇）

○三十番（小長井由雄君） それぞれお答えをいただきました。川勝知事の御先祖が旗本として四百年前の一六〇七年に丹波の国からこの静岡に来られて、静岡城の築城造営事業にも携わったと聞いております。また一八四〇年ごろには、御先祖が再び近江から来られて駿府城代に就任したとも聞いております。このことからすれば川勝知事が高い理想と強い使命感を持ってふじのくにづくりに取り組まれるのは必然的なことであつたのではないかと思ひながら、今回質問をさせていただいております。

危機管理については、静岡県は先進的な取り組みをされているというようなお答えだったと思います。知事の一年間のこの経験を通して東海地震等に対する対応については、国へも積極的に提言をしていただきたいと、そのように思っております。

浜岡原発についてでございます。

小林さんのお答えでは、**事前協議と了解**は実質的にはそうなっているんだというようなお答えだったかと思いますが、現在県と周辺四市で結ぶ協定には事前協議と了解に関する条項がありません。事前の通報を義務とすることが要領で決められているだけでございます。原発を立地している他の県ではいずれも、重要な設備このことに関しては事前の協議と了解は協定書の本文に明記をされているわけでございます。本県においてもこの協定の本文に明記するということが必要ではないかと思いますが、そのことについて改めてお伺いをさせていただきます。

それから**地震に対する安全性**ということで、一昨日ですかお答えの中にも安全性がすべてに優先されなければならないとの答弁もございましたので、その辺今回の安全ができるまでの運転停止ということをお伺いしましたが、もう一度お答えいただきたいと思います。

さらに、健康づくりですけれどもしずおか健康創造 21 アクションプランにも企業、市町、県の取り組み事例を取り上げております。この中に県民体操「デイ・バイ・デイしずおか」の普及というのがありますけれども、これは果たしてどれだけの方が知っているのかどうなのか。恐らくほとんどの方が知らないんじゃないかなと思います。健康づくりのためにもっとだれもが簡単に覚えられて手軽に行えるような運動を提案して、健康づくりを県民運動として盛り上げていく取り組みをしたらどうかとこんなふうに考えますが、御所見をお伺いさせていただきたいと思います。

それから教育長にお伺いいたします。

先ほど、**臨時的任用講師、非常勤講師の配置状況について**、特に特別支援学校においては一九・七%と非常に高いんじゃないかなと思います。講師率、あるいは臨時的講師率が高いということはそれだけ正規の教員の皆さんに負担がかかるということなのではないかと思います。そういった意

味からも教職員が不足している状況があるのではないかなと、昨日のお答えの中では十分足りてるというお答えだったかと思いますが、実際には少ないのではないかなと思いますけれどその辺について改めてお伺いさせていただきます。

それから、**公共建築物における県産材の利用促進**です。二〇〇〇年の建築基準法の改正によって木造の耐火建築物が法的に建設が可能になり、また木構造の解析技術や耐火部材の進歩などによって都市部における大規模木造建築物の建設が現実味を帯びてきています。都市の新しい木造建築とはどのようなものか、木を新しい材料としてとらえ新しいものをつくり出すという、その可能性、現実に迫るティンバライズ建築展が七月二十四日にこの静岡市で開催されます。木造建築物の可能性はこれから広がっていくと思いますので、利用促進については先進的に取り組んでいただくようお願いを申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（天野進吾君） 小林危機管理監。

（危機管理監 小林佐登志君登壇）

○危機管理監（小林佐登志君） **浜岡原発の再質問について**お答えします。

まず一つ目の、**協定の本文に事前了解について**明記する必要があると思うがどうかということですが、先ほどもお答えしましたように、平成十九年の安全協定の改定の際にやはり地元四市とよくいろいろ協議しましてその中でさまざまな議論がなされました。その結果として、協定書の解釈書を作成してその中で実質的に事前了解が担保されているということを確認し合うということで、県と四市が折り合いをつけましたので、まだその状況については今それを変更する状況にはないと認識しておりますし、またそれによって、事前了解がないことによって大きな不都合が生じているということもございませんので、ですから当面はその十九年度の確認を尊重して、県としても地元四市とともにその確認に基づいて安全協定の遵守について中部電力に引き続き求めていきたいというふうに考えています。

それから二点目の**安全性がすべてに優先**される、これはもう申すまでも

ないことで、やはり原子力発電所というのは安全性が担保されて初めて認められるものだと思っております。そのためには安全性に加えて電力会社との間で、地元との間でやはり信頼関係、これを築いていくことが非常に重要だと思っております。そのために我々としても中部電力に対しては、すべての事象について公開の場でちゃんと説明をして、それで我々も中部電力にただすべきことはただして、その上でお互いに了解した上で原子力発電所を維持していくという努力をしておりますので、ですからまずその基点となるものはやはり安全性ということですので、そういったことについては我々としても肝に銘じていくと。だから今回の五号機の事象についても国のほうで何らかの形で、その五号機に対する、東海地震に対する耐震性の評価がなされない限りはやはり我々としても判断することができないということで、その判断を待って県としての対応を考えております。

○議長（天野進吾君） 石川健康福祉部長。

（健康福祉部長 石川俊一君登壇）

○健康福祉部長（石川俊一君） 議員の御提案がございました**健康づくりについて**、もっと県民が手軽に行えるような運動を起すべきではないか、まさしくそのとおりだと思います。健康づくりというのは、私が申し上げるまでもなく食を初めとして日ごろの日常生活をどのように行う、これがもう既に健康に直結していることでございます。構えた運動ではなくて手軽な運動というのは、例えばラジオ体操を初めといたしまして必要だと思います。「デイ・バイ・デイしずおか」につきましては、済みません、私も不勉強でございまして周知についてもう少しこの辺を研究してまいりたいと思います。

○議長（天野進吾君） 安倍教育長。

（教育長 安倍 徹君登壇）

○教育長（安倍 徹君） **臨時的任用講師及び非常勤講師についての御質問**でございますけども、昨日も教職員の三十五人学級に関連しました件で御回答したわけですけども、私の認識としましては、先生方は限られた人数の中で本当に毎日汗をかいていただいているなというふうに思っております。限られた人数の中で先生方が汗をかいているということについては、

私は本当に毎日敬意を表しているわけですが、それは決して潤沢で学校がやっているという、そういう認識は私にはございません。これは実は来年度のまた予算要求の中で——内輪の話になりますけれども——対財政に我々教育委員会が教員定数を要求していくときの一つの大きな認識としては、本当に厳しい状況の中でやりくりをしてるという、そういうところに出発点を置きたいなというふうに思っております。

そういう中で、特に特別支援学校で約二〇%、これは五人に一人が講師という状況でありまして、これは非常にやはり憂慮すべき状況かなというふうに思っております。ただその背景を見ますと、特別支援学校の子供たちの人数が最近非常に多くなっているという状況、それから教員採用試験、今一次が終わったところですが、応募人数に対しての採用人数、これもやはりある程度の合格倍率というのを保たないといわゆる教職員の質の担保というところでは難しい部分もあるかなというふうに思っております。そういう意味では、一朝一夕に解決できないものではありますけれども複数年、中期的な視点に立ちまして特に特別支援学校の講師の比率というのはこれから下げていく、そういうような思いでありますので御理解を賜ればというふうに思います。以上でございます。

○議長（天野進吾君） これで小長井由雄君の質問は終わりました。

議事の都合により休憩します。

平成 21 年 6 月 静岡県議会定例会 質問

質問分類 代表質問

質問日: 2009/07/27

質疑・質問事項: 1 行政改革について

- (1) 県の事業の見直し
- (2) 外郭団体への天下り禁止
- 2 地域主権日本一を目指す取り組みについて
 - (1) 市町への権限移譲
 - (2) 建設事業等に対する市町負担金
- 3 教育改革について
- 4 本県の農林水産業の振興について
- 5 「未来の暮らしを創ろう」について
 - (1) 乳幼児医療費助成制度の拡充
 - (2) 本県の医師確保等の取り組み
- 6 観光地の再興に向けた取り組みについて
- 7 地球温暖化対策について
- 8 景気・雇用対策について
 - (1) 経済対策
 - (2) 離職者訓練
- 9 富士山静岡空港について
- 10 富士山静岡空港に関する行政監査について
- 11 浜岡原発の安全確保について
 - (1) 公開シンポジウム
 - (2) 委員会設置
 - (3) プルサーマル

○副議長（堀江龍一君） 通告により、三十番 小長井由雄君。

（三十番 小長井由雄君登壇 拍手）

○三十番（小長井由雄君） 私は民主党・無所属クラブを代表し当面する県政の諸課題について、知事並びに関係部局長、教育長に質問します。

質問に先立ち、七月五日投開票された静岡県知事選挙において、多数の県民の支持を得、第五十五代の静岡県知事に就任されました川勝平太

知事に対し心よりお祝いを申し上げます。おめでとうございます。

現在、日本の政治、経済、社会は、戦後かつてない厳しい変動の中にあり、地方自治体にも新しい発想と勇気を持った決断が求められる時期にあります。

知事はこれまで、学問の分野ですぐれた識見を十二分に発揮され、多くの業績を上げてこられました。とりわけ静岡文化芸術大学を高い水準の大学にまで引き上げた実績は高く評価されます。また県政において、戦後初めての民間出身の知事として民間経営の手腕が期待されるところであり、三百八十万県民の負託にこたえて、静岡県に日本の理想をつくることに期待するものであります。

これまでの知事選挙直後の議会での知事発言はあいさつ程度でありましたが、川勝知事は二十一日に初めての所信表明を行いました。議会を重視し、県民に対し御自身の考えを伝える最良の機会が議会であることからすれば大いに評価するところであり、知事の意気込みを感じたところであります。

我が民主党・無所属クラブは、四期十六年続いた石川県政に対し、是は是、非は非として議会運営に取り組み、県勢発展のために活動してまいりました。今後四年間川勝県政に対しましても、緊張感を持ってしっかりと提言し、県民の負託にこたえるべく努力してまいりたいと考えております。

それでは、知事の所信表明及び選挙期間に発表されたマニフェスト「静岡に日本の理想を創ろう」や街頭での演説並びに当選後の御発言などから、知事の政治姿勢、信条、そして知事の考える理想の静岡県の姿などについて伺いいたします。

最初に、**行政改革についてのうち、県の事業の見直しについて**伺います。

知事は、静岡の政を変えらるゝとして、行政改革を待たなして取り組むとしております。無駄遣いをなくして効率的な県政に変えるという宣言のもと、税金を一円たりとも無駄にしないという姿勢で効率的かつ効果的に県政を運営していこうとされており、その手腕には大いに期待する

ものであります。

しかし一方、 厳しい財政状況の中でありますので、 無駄遣いのない効率的な行政運営を行うためには、 もう一度県で行っている事業を徹底的に総点検して原点に立ち返り、 本当に必要なのかどうかを検証した上で無駄なものや必要性の少ない事業は思い切った見直しを行わなければなりません。 そしてそこから生じた人や物、 時間などの資源を、 県にとって本当に必要な施策、 市町としっかり連携のとれた事業に重点的に投入することが重要であると考えます。 まさに徹底した事業の見直し作業こそが、 今後の知事が行おうとしている県政の礎になると考えます。

知事は、 この重要な県の事業の見直しに当たりどのようなやり方で臨もうとしているのか、 そしてどのような判断基準を設定して行おうとしているのか伺います。

次に、 **外郭団体への天下り禁止**について伺います。

国家公務員については、 早期退職慣行を背景とした押しつけ的あっせんにより再就職を行う天下りが問題となっており、 国では公務員制度改革にかかわる工程表の中で、 天下りの根絶に向け必要な法案を二十二年度中にも提出する計画としております。

一方、 本県退職者の再就職状況を見ますと、 県出資の公益法人等五十八団体に二十年四月一日時点では常勤役職員千三百人余のうち八十七人が再就職している実態にあります。 退職者の長年の行政経験により培った能力の活用や雇用の確保も大切なこととは思いますが、 県内の雇用情勢が厳しい中、 公務員に優先的に再就職先が確保されているとしたら県民の理解を得ることは難しいのではないかと考えます。

知事は、 マニフェストの三つの柱の一つである行政改革において、 県庁OBの天下りの現状を洗い出しあっせんによる天下りを禁止することを掲げておりますが、 外郭団体への天下り禁止に向けた知事の基本的な考え方を伺います。

次に、 **地域主権日本一を目指す取り組み**についてのうち、 市町への権限移譲について伺います。

現在、 国においては、「地方が主役の国づくり」をフレーズに掲げ

た地方分権改革推進委員会が今年の秋には第三次の勧告を行い、また新しい分権一括法が本年度中には上程される予定であるなど、地方分権実現に向けた機運が高まっております。こうした中、本県では、住民に身近なサービスは基礎自治体たる市町が優先して担えるよう、県内市町への権限移譲を積極的に進めています。この結果地方行財政調査会の調査によれば、本県は移譲対象法律数が百二十本と全国トップクラスであると聞いております。

県から市町への権限移譲の実績を積み重ねることは市町の自治能力の向上につながり、国の分権推進の動きを後押しすることとなるなど重要な意義を有しており、今後さらに取り組んでいく必要があると考えます。また移譲対象となる行政サービスを安定的に提供するために、事務移譲に当たってはその財源を措置することが不可欠です。

全国的に地方分権についての関心が高まる中、知事は地域主権日本一を掲げ取り組まれるとのことですが、今後権限移譲をどのように進めていくのか伺います。

次に、**建設事業等に対する市町の負担金について**伺います。

去る六月二十四日、全国知事会など地方六団体でつくる地方分権改革推進本部は、全国の都道府県が行う公共事業等に伴い都道府県が市町村に求めている負担金に関する調査結果を公表しました。その結果を見ると、すべての都道府県が市町村負担金を徴収しており、その対象となる事業費の明細の開示状況や負担金決定の手続についてはばらつきがあることがわかりました。

本県では、負担金の徴収に当たってあらかじめ市町の意見を聴取して承諾を得ていると聞いておりますが、当事者である静岡県市長会からは本年六月に建設事業等における市負担金の廃止について意見書が公表されるなど、市町については現状に満足していないものと考えております。一方本県を初め全国知事会は、国直轄事業負担金に関して使途の明細の開示や制度の最終的な廃止を国に対して求めています。私は、県が国に対して求めていることは同じことを市町に対しても行うべきだと考えています。

知事はマニフェストの中で、国直轄事業負担金の見直しとあわせて市町負担金も廃止に向けて検討することを明らかにしていますが、市町負担金について御所見を伺います。

次に、**教育改革について**伺います。

イギリスのブレア前首相は、施政方針の中で、「政府の三つの優先課題を挙げれば、それは一に教育、二に教育、三に教育である」と述べて教育改革の必要性を国民に訴えました。そして実際すべての学校での子供の学力向上とICT化を中心とした改革を進め、子供たちの意欲や学力の向上だけでなく教員の意欲も向上させるという着実な成果が得られたと伺っています。

知事が今回の選挙で示されたマニフェストにおいても、教育改革では「一に勉強、二に勉強、三に勉強」の運動を静岡から起こしていきたいとされております。「文化・芸術に触れる機会を増やす」こと、「読書コミュニティづくりを進める」こと、「世界を見る目を養う」ことなどを示し、静岡県から将来の日本を背負って立つ力強い青年を輩出するために子供に対する教育を総合的に見直すことを訴えています。

そこで、知事の教育改革に対する基本的な考え方について改めてお伺いします。

また、知事が静岡文化芸術大学の学長時代に委員を務められた理想の学校教育具現化委員会の提言を受けて、静岡式三十五人学級が本年度、中学校一年生と二年生に適用され、本県で少人数学級がスタートしました。

そこで、新たに導入された少人数学級の制度を、今後県としてどのように進めていくのか、知事の考えをお伺いします。

同じく提言では、教員の長時間労働と授業の準備時間が少ないという現状を取り上げ、子供の指導に直接関係しない業務の軽減や授業準備時間の確保を課題として挙げています。

そこで、教員の負担を軽減し、教員が子供と向き合う時間の充実と指導の準備時間等の確保についてどのように進めていこうとお考えなのか御所見を伺います。

さらに、青少年の視野を広げ新たな日本のエリート像を示すために構想されている仮称 J I C A グローバル大学院の設立について、今後どのように推進されるのか知事の考えを伺います。

次に、**本県の農林水産業の振興について**伺います。

本県は美しい自然環境に恵まれています。これは農林水産業など地域の暮らしと産業に裏打ちされたもので、この美しい風景を守っていくためには農林水産業を育てることだとの知事の食と農の改革の考えには大いに共感するところであります。

本県の主要な農産物はお茶やミカン、野菜や花卉の施設園芸で、カロリーベースでの食料自給率を上げる農産物の生産が多くありません。しかしこれらの農産物は本県の自然条件に最も適した物であり、県民に食の安全と安心を確保し県民の健康を守っていくためにも、茶、果樹、野菜、畜産を初めとする本県らしい農業を一層振興し、農業経営の安定化を図る必要があると思います。

また、森林に目を向けますと、安倍川や大井川、天竜川などの上流では、古くから木材生産が行われ美しい人工林が守られています。近年では、これらの林業先進地域に加え、富士山周辺や伊豆半島においても人工林資源が充実しつつあります。これらの森林資源を有効に利活用していくためには、活用する人が多い県産材を使用した住宅建設への助成制度であるしずおか優良木材の家総合支援事業を一層推進するなど、県産材の利用促進に向けた取り組みを積極的に進め林業の再生を図る必要があると思います。

一方、漁業においては、駿河湾のサクラエビやシラスを初めとして、伊豆のキンメダイ、遠州灘のトラフグ、浜名湖のアサリなど、それぞれの海域に応じた漁業が古くから営まれ多くの水産物が供給されてきております。しかしながら近年の状況は、消費者の魚離れ、魚価の低迷、燃油価格の高騰、藻場の減少等の漁場環境の悪化、漁業資源の減少など漁業経営を取り巻く環境は厳しい状況にあると伺っておりますが、魚に含まれる栄養成分への理解の高まりや地元産の安全・安心な食品への期待など漁業にとって明るい要素も感じられます。

このように、農林水産業は静岡の風土を再生するために最も重要な産業であると私は認識しております。

そこで、県民に安全で良質な農林水産物を安定的に供給していくため、本県の農林水産業の振興にどのように取り組むのか伺います。

次に、「未来の暮らしを創ろう」のうち、**乳幼児医療費助成制度の拡充**について伺います。

知事は、ブータンの前国王が提唱したGNH 国民総幸福量日本一を目標に掲げられました。静岡に住む人が安心して暮らせる社会にし、そのほかの地域から静岡県に住みたいと移り住んでくる人がふえるような理想の県を目指されるということです。

そのような中、知事が述べられている住んでよし訪れてよしの静岡づくりを目指す上で、医療、少子化、高齢者対策をしっかりと進めていくことは大変重要であります。中でも、子供を産み育てやすい環境づくりを進めるためには、子育て家庭の経済的負担を軽減する乳幼児医療費助成制度の充実が必要と考えます。

県内市町の状況を見ますと、入院または通院のいずれかでありますが、本年四月で静岡市、浜松市、裾野市など十四市町が中学三年生までを、また沼津市、三島市など十市町が小学生までを助成対象としている一方で、十三の市町が未就学児にとどまっております。自己負担については、例えば入通院とも無料の市町が十五市町ある反面、十七市町が入通院とも自己負担ありとなっております。このように同じ県内でありながら住んでいる市町によって助成の状況に格差が生じているのが実態であり、県民がひとしく助成を受けられるように、県が市町に負担を求めることなく助成する制度とすることが求められています。

市町に対し助成する現在の県の制度においては、対象年齢は入通院ともに未就学児までにとどまり、所得制限や自己負担金が設けられています。他県では東京都や神奈川県、群馬県、愛知県の四都県において助成対象年齢が中学三年生まで拡大されているなど、全国的に見ると制度を充実する動きもあります。

知事は、マニフェストの中で、乳幼児医療費助成制度について中学三

年生までの延長や所得制限の撤廃、対象経費の拡大等について検討することを掲げられています。

そこで、対象年齢の拡大、所得制限や自己負担金の撤廃をどう進めていくのか伺います。

次に、本県の**医師確保等の取り組み**について伺います。

医師の充足状況を比較する際に指標として用いられる人口十万人当たりの医師数を見ると、本県は百六十九・九人で全国平均二百六・三人を大幅に下回り、四十七都道府県中四十四番目と大変低迷しております。また県内各地の公的医療機関等において、医師不足や診療科の偏在が顕著となっています。とりわけ小児科、産科、麻酔科などが深刻で診療科の休廃止を行わざるを得ないところも出てきており、市民生活に大きな影響が生じております。当面医師数を全国平均並みにすることが必要と考えますが、そのための取り組みはどのように行っていくのか伺います。

また、医師数の診療科ごとの偏在を解消するために、県はどのようにしていく考えなのか、あわせてお伺いします。

次に、医師不足は本県だけの問題でなく全国共通であり、根本的には国が昭和五十七年の閣議決定以降、医師の過剰を招かないようにという誤った状況判断のもと全国の医学部定員を抑えてきたことにあると言えます。今後は医科大学の設置に向け、国に対して積極的に要望していく必要があるのではないかと考えます。これまでの経過の中で県も病院もそれぞれ対策を講じてきていますが、県として医師不足に取り組む病院への財政支援に対する考え方をお伺いします。

次に、女性医師についてであります。近年医師国家試験合格者数で見ると、医師国家試験合格者全体に占める女性の割合は三分の一を超える状況にあります。こうした多くの割合を占める女性医師は、結婚、出産を機に医療現場を離れそのまま職場に復帰しない医師も多く、このことも医師不足の原因となっていると聞きます。こうした状況を踏まえ、女性医師の復職支援や就業環境の整備についての考え方、取り組みについてお伺いします。

次に、勤務医の処遇に関して県としての対応についてお伺いします。

昨今の医療界、特に勤務医をめぐる環境は、医師個人の強い使命感や医療現場の献身的な努力だけではもはや解決できないほど厳しいものになっていると聞きます。とりわけ新医師臨床研修制度の導入をきっかけに顕在化した医師不足の問題は、過重労働の問題、医療事故や医療訴訟などの問題と相まって、地域医療供給体制を確実にむしばみ続け、医療の質、安全の面からも看過できない状況を招いております。またこのような状況をもたらした原因が、長年にわたる行き過ぎた医療費抑制策にあることは明らかです。

現在、最も重要なことは、医師としての活動を正當に評価し勤務の状況に応じ適切な報酬を支給するとともに、過重労働を可能な限り少なくするために医師として診療に専念できる環境をつくり出すことではないかと思えます。現在医師が置かれたこうした過酷な環境を少しでも改善するため、勤務医の処遇改善について県の対応と対策をお伺いします。

次に、**観光地の再興に向けた取り組みについて**伺います。

平成十八年十二月に成立した観光立国推進基本法において、観光は二十一世紀の我が国の発展に必要な基幹産業であると位置づけられ、観光立国の実現のために国の施策を総合的に調整する機関として観光庁が発足しました。また県においても、富士山静岡空港開港を踏まえ、平成二十年度に観光局を設置し観光交流客の拡大に取り組んでいます。

しかしながら、国が六月末に発表した宿泊旅行統計調査によれば、平成二十一年第一四半期の全国の延べ宿泊客数は六千九百十四万人と前年同期比五・六%減、本県は三百二十三万人で三・八%減と、このところの景気の悪化により観光業界は大きな影響を受けているものと思われまます。また県の資料によれば、本県全体の観光交流客数は昭和六十三年度をピークに近年は一億三千万人で横ばい、宿泊客数については平成三年度の二千八百万人をピークに長期的な減少傾向にあると伺っています。

本県は、首都圏からのリピーターが多い伊豆、館山寺温泉を含む浜名湖地域、日本の象徴である富士山の周辺地域のほか、駿河・奥大井地域、中東遠地域などそれぞれ地域ごと異なる観光の魅力を持ち、全体的

に豊かな自然や温泉などの観光資源に恵まれている我が国有数の観光県であると思います。

しかし、目玉となる観光資源があるだけで誘客できる時代は過ぎ去り、観光客の形態は団体旅行から個人旅行に移り、観光客のニーズも体験型、学習型など多様化しています。また増加する外国人観光客を受け入れる体制づくりなど、地域が取り組む課題は多いものと思われま

す。このような状況の中、知事はマニフェストでおもてなし日本一の観光政策を進めると述べておられますが、本県の低迷する観光地の再興のためにどのように取り組んでいくのか伺います。

次に、**地球温暖化対策について**伺います。

今月上旬にイタリアのラクイラで開催されたG8 主要八カ国首脳会議では、地球温暖化問題について先進国が二〇五〇年までに温室効果ガスを八〇%以上削減するという、これまでよりも踏み込んだ目標が採択されたところであります。しかしながら引き続き開催されたG8に中国、インドなどの新興国が加わった主要経済国フォーラム首脳会議では、新興国の反発が強く二〇五〇年までの具体的な温室効果ガス削減目標を盛り込むことができず、地球温暖化対策の国際的合意が難しいことを改めて感じたところであります。

今後、本年十二月にデンマークのコペンハーゲンで開催される国連気候変動枠組条約第十五回締結国会議 COP15 での合意形成に向けて引き続き協議することとしており、我が国も積極的な関与が望まれるところであります。

一方、我が国においては昨年七月に北海道洞爺湖サミットを開催し、その後、低炭素社会づくり行動計画を閣議決定し、二〇五〇年までに温室効果ガスを現状より六〇から八〇%削減するという長期目標を策定したところであります。しかし本年六月に、政府が発表した二〇二〇年の中期目標では、二〇〇五年を基準として一五%削減にとどまるなど温暖化対策が足踏み状態にあるような印象がしております。

このような中、本県においては、これまでストップ温暖化しずおか行動計画の目標を実現するため、地球温暖化防止条例に基づく産業部門の

取り組みの強化や一人一人の県民の行動を促す啓発活動を実施し一定の成果を上げてきたことは承知しておりますが、これまでの取り組みを踏まえ、本県としてさらにもう一步踏み込んだ施策の展開が必要だと感じています。地球温暖化問題は、人類に課せられた大きな課題であり、知事のグローバルな視点と幅広い人脈を駆使して、世界へ発信していくような環境政策、環境施策の実施を期待するところであります。

そこで、今後本県としてどのように地球温暖化対策に取り組んでいくのか知事の考えをお伺いします。

次に、**景気・雇用対策**について伺います。

昨年九月のアメリカの金融不安に端を発した世界経済の混乱は、本県経済に大きな影響を与えてきました。国においては、昨年十月の生活対策、十二月の生活防衛のための緊急対策に続き、今年四月には経済危機対策を発表し平成二十一年度補正予算が成立しました。県においても、国の補正予算を活用し、雇用対策や中小企業支援などの緊急的な対策などについて、六月補正予算を先議し可決したところであります。

政府は景気は底を打ったと強調していますが、雇用情勢は深刻で六月末に静岡労働局から発表された静岡県の五月の有効求人倍率は前月をさらに下回り〇・四倍となり、四カ月連続で全国平均を下回り、また過去最低も更新したとのことです。家計の消費スタイルも不況下で節約傾向があらわれていると言われており、景気が上向いているという実感は県民の皆さんにはないと感じます。このような中で、二十一日には雇用や経済情勢への対応を協議する静岡県緊急経済・雇用対策会議が立ち上げられました。

そこで、今後県としてどのように**経済対策**に取り組んでいくのか知事の考えを伺います。

また、内閣府の外郭団体である社団法人経済企画協会が、民間エコノミスト等による予測を集計し今月九日に発表しておりますが、その結果によると、失業率は今後平成二十二年四から六月期の五・六六%まで上昇を続け、それ以降緩やかに低下するものの平成二十三年一から三月期まで五%台半ばで推移すると予測しております。

このように、雇用情勢は今後も引き続き厳しい状況が続き早急な回復が見込まれない中で、失業者の増加に加え失業期間の長期化も懸念されております。本年二月議会でも指摘いたしました、失業した人が今後将来にわたり安定的な雇用につくためには、**再就職を支援する職業訓練**が大変重要であります。しかしながら新聞報道によれば、雇用能力開発機構が実施している離職者向け訓練に応募者が殺到し、神奈川県では五・七四倍のコースもあるなど、希望してもなかなか職業訓練が受けられない状況にあるとのことであります。

こうしたことから、国では平成二十一年度補正予算において、新たに緊急人材育成・就職支援基金を創設し、雇用保険を受給できない方を対象とした職業訓練を実施するとともに、職業訓練期間中の生活を保障するために給付金を支給するなどの支援を行うとのことであります。

そこで、国のこれらの対策を踏まえ、今後県として離職を余儀なくされた方々への職業訓練をどのように行っていくのか伺います。

次に、**富士山静岡空港に関する諸問題について**伺います。

一九八七年十二月建設地が現在の場所に決定してから、実に二十二年の歳月と事業費千九百億円という巨費を投じて建設を進めてきた富士山静岡空港が、去る六月四日に国内で九十八番目の空港として暫定開港しました。開港に至るまでの間、数度にわたる需要予測の下方修正や開港日の延期、採算性や地形、気象条件面などからの建設反対運動の存在、用地の強制収用、さらには測量ミスによる暫定開港など、長年にわたり静岡県政上の大きな課題となってきたプロジェクトであります。

特に、議論され続けた航空需要については、中部国際空港はもとより羽田や成田、伊丹、名古屋、関西空港といった拠点空港はいずれも近過ぎて結ぶことができず、ローカル路線のみということが利用者確保に大きなマイナス要因となっています。建設地決定時は年間五百三十四万人の需要を想定していましたが、平成七年では百七十八万人、平成十五年には国内線で百六万人、国際線でも三十二万人の利用が見込めると予想しています。

六月四日の開港以来二カ月近く経過しましたが、これまでの利用状況

は、七月二十二日現在の搭乗率で札幌線八三・六%、沖縄線八二・八%、福岡線は六一・九%となっており、国内線利用者数の合計は五万一千三百九十三人、国際線は二万一千五百三十人だと聞いています。また霧などによる視界不良での欠航と目的地外着陸　ダイバート便は四十四便に上り、就航率も目標を下回る九四・一%にとどまっており、建設前に指摘されていた問題が早くも開港直後に発生しています。

このような中で、知事は就任直後の十日には静岡空港から福岡に飛び、福岡県知事に静岡空港の利活用を要請するなど、日本航空との福岡線運航支援にかかわる覚書にある目標搭乗率七〇%の達成に向けて、相互に需要拡大に努めるとの締結内容を実施するために行動を起こされました。また二十三日には新たに就航した路線で小松空港へ飛び、石川県知事との間で誘客拡大の連携を進めるなど、スピード感を持って行動されております。

そこでお伺いします。知事は就任後の記者会見で、搭乗率保証に関しては基本的に見直す、しかも一刻を争うとし、七〇%という搭乗率の適正や静岡県が一方向的に保証するだけになっている点、また相互努力の実施の現状についても疑問を呈されています。

我が民主党・無所属クラブは、県民に一方向的に負担を強いることとなる可能性が高いこの搭乗率保証の導入には反対してきました。十一月末には見直すことになっていますが、既に大きく下回っている現状から見ても、この搭乗率保証は廃止するべきだと考えます。

今後搭乗率保証をどのように取り扱っていくのか、また日航一社のみでの突然の搭乗率保証の実施発表で傷ついた他社との信頼関係の回復についてもどのように考えるのか伺います。

また、予想されてはいましたが、開港後気象の影響による欠航便と目的地外着陸がたび重なっており、利便性を懸念する声が出ております。完全開港になって精密進入方式が整備されても、就航率は〇・一%程度しか変わらないということであり、静岡空港の利便性、安全性の面で、信頼、信用に影響を及ぼすのではないかと考えられますが、今後どのように対処していくのかお伺いします。

次に、**富士山静岡空港の開港延期と暫定開港に関する行政監査について**伺います。

静岡県監査委員は、富士山静岡空港滑走路西側の制限表面の上に高さ制限を超える立ち木などの支障物件が残り、開港延期と滑走路短縮による暫定開港となった問題で、県がこれまでに前石川知事が空港建設に必要な土地収用にかかわる測量や作図作業にミスがあったとして業務遂行上のミスを認めていることなどから、その原因や業務遂行上の適否について、昨年十一月から本年三月にかけて空港部と空港建設事務所を対象とした県政史上初めての行政監査を実施しました。

三月十八日に測量の実施や県民に対する情報公開と説明責任などの六項目について指摘し、県に対して改善または検討することを求めました。そして七月十七日に、この監査結果に基づいた県側の措置がどのようにとられたかが公表されたところであります。県の回答は、監査委員が指摘した六項目の改善・検討項目のうち、成果品の検査体制、監督業務の適正化、組織内の連携と記録の整備、県民に対する情報公開と説明責任の四項目については認め、改善・検討の措置をとったということであり、しかし測量の実施と地権者との交渉については指摘に対し反論しております。

いささかのミスも許されない土地収用に当たって、測量のミスなど聞いたことがありません。航空レーザー測量の誤差や立ち木の成長という点は常識的に十分想定されることであり、業務をより慎重に進めるべきであったと思います。また地権者との交渉においても、地権者は公開された法廷などの場で支障物件の存在を主張してきており、県はその存在をもっと早く認めて交渉に当たれば、別の展開の可能性もあったとする指摘は適切だったと思います。

今回の監査委員による六項目の指摘に、静岡空港問題が集約されていると言うつもりはありません。しかしこれまでの空港問題の経緯から見れば、指摘に対する回答は監査に対する誠実な態度とは思えません。前石川知事の完全開港に向けての辞任をこれを私としては辞任して責任をとったと理解していますが、技術的な面でよりも、そのことの重み

を感じるべきであります。監査委員の指摘に対する回答を作成するに当たり、指摘を真正面から受けとめ回答するべきではなかったかと考えます。

また、監査委員の指摘に対する空港部の姿勢は、県民の意思とは遊離しているのではないかと思います。県職員と一丸となって県民の支えになり、根っこになって静岡に日本の理想をつくろうとする川勝知事の姿勢とは違うと思います。今回の監査委員の指摘を真摯に受け入れる姿勢が必要ではなかったかと思いますが、知事の考えをお伺いします。

次に、**浜岡原発の安全確保についての静岡県の役割と責任について**伺います。

静岡県の最大の課題は、マグニチュード八クラスの巨大地震と予想される東海地震、さらに超巨大型も予想される東海、東南海、南海の複合地震から、県民、県土の安全に万全を尽くすにあることは知事にも異論のないことだと思います。

静岡県は、山本、斉藤、石川と三代にわたる知事の東海地震対策の結果、全国有数の地震対策先進県と言われております。しかし、前知事の時代は、「原発は国と企業の問題、国も企業も浜岡原発は地震に絶対安全だと言うのだから、それを信用するのが県の姿勢だ」と言ってきました。

近年、地震と原発をめぐる環境は百八十度の変化を見せております。国自身が原発絶対安全論から変化し、「危険もあり得る」、「耐震指針も絶えず見直し、企業に最大限の安全対策を求める」と、その姿勢を変え始めました。中部電力も昨年九月の東京高裁法廷での「一号機、二号機も絶対安全だ。二〇一一年には運転を再開する」との主張を、三カ月後の十二月には「目標地震動に対応するためには、相当な工事費用と工事期間を要する」として廃炉を決定しました。

静岡県の浜岡原発地震対策を、県民の安全・安心の確保を第一に転換できるのは川勝知事以外にはないとの思いを込めて、以下三点に絞って伺います。

これまでに、浜岡原発四号機でのプルサーマル実施について、資源工

エネルギー庁と保安院や中部電力が地元四市で開催した説明会や公開討論会では、参加した住民の質問、意見に、「プルサーマルの是非の前に、東海地震で浜岡原発が本当に壊れないか納得いく説明が先だ」というものが多くあったと聞いています。また中越沖地震の後に、明治大学の研究グループが地元四市住民を対象に実施した世論調査でも、住民の一番の心配は浜岡原発の地震事故という結果が新聞に報じられていました。

こうした事実、状況を踏まえて、地元住民や市民団体は国、県に**公開シンポジウム**、公開討論会の開催を要求してきましたが、いまだに実現しないままプルサーマル実施準備が先行しております。これまで静岡県は、国に対したびたび共同開催を要請してきたようですが、国は開催に応じていません。国に直接要請した市民団体に対しては、「静岡県が熱意がないので」との虚言を弄しているとも聞いています。情報公開と県民参加による開かれた県政を目指す知事の手で、ぜひとも東海地震に浜岡原発は安全かという公開シンポジウムを実現していただきたいと思いますが、知事の考えをお伺いします。

全国の前発設置県の多くは、安全対策の諸問題を審議する専門家委員会を組織し、その情報を県民と共有しております。静岡県には県民に公開されないアドバイザー制度がありますが、その活動実績はベールに包まれており、しかも委任されているアドバイザーは原発安全論者のみと伺っております。

このような閉鎖的なアドバイザー制度を廃止し、柏崎刈羽原発を持つ新潟県の先例等を参考に一方に偏しない専門家、学者による公開された**浜岡原発安全対策専門家委員会を設置**し、県民、県土の安全・安心に寄与させることを考えていただけないか知事の考えをお伺いします。

プルサーマル計画は使用済み燃料を六カ所で再処理することが条件で出発しましたが、使用済みプルサーマル燃料を再処理する国の六カ所再処理工場の建設計画は頓挫したままで、いまだに建設開始も完成年度も不明の状況です。プルサーマルに対する賛成反対についての是非はさておき、たとえ浜岡原発四号機でのプルサーマルが稼働したとしても、そこから排出される猛毒の使用済み燃料は持って行き場がなく、大地震の危

険が確実視される浜岡原発敷地に貯蔵されることになるのではないかと
思います。

既に新燃料が浜岡原発内に運び込まれていますが、使用済みMOX燃
料再処理の道筋がつくまで運転を見合わせることを、プルサーマル賛成
反対の立場を超えて国と中部電力に提言してほしいと思いますが、知事
の考えを伺います。以上で私の質問を終わります。（拍手）

○副議長（堀江龍一君） 川勝知事。

（知事 川勝平太君登壇）

○知事（川勝平太君） 小長井議員、御質問ありがとうございました。質問の問題意識の多くを私も共有しております。

まず初めに、**行政改革について**のうち県の事業の見直しについてであ
りますが、これからチーム川勝で答えてまいります。まずトップを切っ
て私からということでございます。

本県では、これまでも業務棚卸表を活用した行政評価を行う中で事業
を見直すとともに、この評価結果や見直しの内容を翌年度の予算編成や
業務の改善などに反映させ、効率的な行政運営に努めてきたものと考え
ております。

しかし、景気の低迷で厳しさを増す現在の財政環境のもとで今後も行
政サービスを安定的に維持するためには、さらに徹底した事業の見直し
を行い、不必要なもの、無駄なものを排除し、本当に必要な施策を行
うようにしなくてはなりません。そのためには現在行っている内部の評
価だけに基づくのではなく、新たに外部の視点を加え、より透明性の高
い客観的な評価による事業の見直しが必要であります。

具体的には、第三者の専門家や県民の皆様目により、事業の必要性
や実施主体などについて判定していただく事業仕分けの手法をまず導入
し、県民の目線でどうか、最適な実施主体かどうか、効率的な執行内
容となっているか等を判断の基準として事業の見直しを行い、これまで
の新公共経営の成果も生かしながら、無駄のない一層効率的な県政の実

現に努めてまいりたいということでございます。

次に、**外郭団体への天下り禁止について**であります。

県職員の外郭団体への再就職につきましては、これまで外郭団体からの求めに応じて、再就職を希望する定年退職予定者の中から、その業務に必要とされる職務経験、能力、技術などを有している者を紹介いたしまして、採用の可否は当該団体に判断していただいていたと承知しております。

しかし、この人材の紹介は県と外郭団体の二者間で行われており、結果といたしまして長期的には県職員退職者が同一の外郭団体のポストを占めているといった状態にありますことから、再就職する場合の過程の透明性を高めるべく、現在の仕組みは早期に見直すことが必要であると考えております。

また、一方で外郭団体におきましても当該団体の健全な運営、活性化のため、役職員の採用に当たりましては、職務権限や責任にふさわしい人材を民間、公的機関を問わず広く求めることが適当であるというふうに考えております。

このため、今後県が出資する外郭団体に対しまして、来年度以降の役職員の採用に当たりましては、官民を問わず意欲を持った有能な方が応募できる公募制を取り入れていただくように要請してまいりたいと考えております。

次に、**教育改革について**であります。

今日の社会におきましては、豊かな生活のための経済力は不可欠であります。物の豊かさに加えて心の豊かさを多くの人々が望むようになっております。従来の豊かさの尺度は、GDPに代表されるように量ではかれるものでございましたが、現在世界的に注目されておりますブータン王国の国王の提唱なさいましたGNH 国民総幸福度は、精神的幸福のように量ではかれない目標を発展のビジョンに置いており、この考え方に私は深く共鳴しております。

教育において目指すべき人間像を、文武両道は言うに及ばず、文武芸の三道を兼ね備えた徳のある人を考えておりまして、「一に勉強、二に

勉強、三に勉強」の運動を静岡から起こすことにより、学問、スポーツ、芸術いずれの分野におきましても、すぐれた人材を県内各地から輩出することが理想であります。

よく知・徳・体というふうに言われるわけですが、そうすると徳というのは知と体と別個にあるがごとくあります。この考え方はおかしいとかねてより私は思っておりました。知育は何のためにするのか、ものをよく知る、勉強する、そのことによって立派な人になるためです。体育は何のために、体を鍛える、スポーツのルールを知る、自分の体の限界を知る、そして負けたときの潔さ、スポーツマンシップを身につけると。これもまた立派な人間になるためのものであります。これは徳育と本来不可分なものでございます。そういう問題意識から、静岡県では理想の教育として心と体の調和した徳のある人間をつくっていかうということにしたというふうに私は承知しておりますが、心の中に知・情・意という三つがある、心の中に、知すなわち知育、情 感性、意 意欲です。そういう英数国理社のような知育、それから芸術、これはもう映画や音楽や演劇や図画やそうしたものも含みますけれども、こうした情 感性豊かにするもの、それから何よりも意欲というのが大切です。そうしたものが心の中に入っている。心と体の調和した徳のある人ということであります。そして、全体として知育の中から学問、感性豊かな人を目指す情操教育の中から芸術家、体をしっかり鍛えて静岡県が誇るすばらしいスポーツマンを輩出しておりますけれども、そのようなスポーツということで文武芸三道、これが静岡県全体としてそういう教育をしているということがこれからの理想ではないかと思うのであります。

教育の中心を担う学校教育の改革に当たりましては、少人数学級の推進、専門性の高い教員による指導、教員と子供の向き合う時間の拡充が大変重要でございます。少人数学級編制につきましては、本年度取り組みを始めました静岡式三十五人学級の中学一、二年生の成果を検証しながら、学校現場の要望や実態等を勘案いたしまして段階的に取り組んでまいりたいと考えております。

教職員の負担軽減につきましては、有能な退職教員等の外部人材の活用をいたしたいというふうに思っております。そのために教員OBのデータベース化を図りまして、組織的に これまでも教員OBの方々がいろいろな形で新規採用の教員の指導に当たられたりされてこられましたけれども、これもシステムとしてやってまいりたいと思っております。それとともに議員御指摘のように、ICT化の導入によって事務業務の効率化を進めるほか、小学校では授業準備時間を確保するための教科担任制の推進、中学・高校では部活動のあり方についての検討が必要であると考えております。部活動の御指導をいただくために、先ほどは教員のOBと申しましたけれども、県から輩出した芸術家やあるいはスポーツマン、この方々もデータベースとしてきっちりとこちらで把握をいたしまして、その方々に教育の現場で後進の指導あるいはそういう力をつけていただくために地域の人々の御指導を賜るといふ、そういうシステムを考えております。

仮称JICAグローバル大学院の設立につきましては、青年海外協力隊が行っている生活環境や自然環境をよくする実践活動を、大学院修士レベルとして評価する環境経営学修士号の創設にかかわる具体的な方策を研究したいと考えております。

これは、静岡県全体がテキストになるという考え方でございます。静岡県は確かに美しい。一方で例えば安倍川の上流の大谷崩れというのがございます。これは行かれたらすぐに体感できるわけですが、これは非常にそれと向き合うのが難しいわけでありまして。そうしたものは体でわかります。そうしたものが実はテキストになると。一方伊豆半島におきましても、あるいは浜名湖周辺におきましても、駿河におきましても、それぞれすばらしい第一次産業の展開がこれまで見られております。それぞれ地域の特性を生かした特産物ができているわけですが、それらが実はまた一方でテキストになるわけですね。

そういう意味で、これは私は世界のだれにでも、特に開発途上国で、自然環境が厳しい、第一次産業これを何とか立派に育て上げて、少なくとも国民の衣食住のうち食にかかわるものをきっちりと確保したいという

ふう若い青年たちは念願してるわけであります。そういう青年たちから見ると、これは静岡県の景観というのは全く違って見える。そのときの教師はだれになるんでしょうか。そうなりますと、これは私は、静岡県全体がそういうものになり得るといふふうに思っているわけです。

しかし、各地から来られるとなれば何語で教えますかとなりますと、差し当たって例えば別府の立命館のアジア・パシフィック・ユニバーシティー アジア太平洋大学というのは入学定員の半分が外国人です。外国人が四百人でありますけれども、その構成している国の数というのは百近くございます。そうすると英語でやるわけですが、言うまでもなく日本にあこがれて来てるわけですから、すぐに日本語ができるようになるんですね。ですからたとえたどたどしい言葉であっても、JICAグローバル大学院では、体で教える、現場で教える、ジェスチャーで教える、しかし英語で教える。しかしながらそのうち全部日本語で通ずるようになります。

ですから、内外の教員による内外の青年たちを教える。静岡県全体をテキストにすると。それはグローバルに必ず役に立つと。これほど厳しいと同時に美しい自然環境はありません。富士山がフィリピン海プレートとあるいは太平洋のプレートとそれからユーラシアのプレートの合わさるところにあるわけですから。そうしたことはもうグローバルに考えないと、富士山の由来やあるいは丹沢の由来、箱根の由来、伊豆半島それ自体の存在もわからないわけですね。

そうした地球的な観点からこの地域を見るということで、十分に役に立つものを我々は持っているので、そうした大学をこの地に持ってき得るといふふうに私は確信しているわけでありますが、あわせて青年海外協力隊の実践活動に学位を付与いたしまして、総合的な地域の力をつけていく人材育成のための世界的な機関として新たな大学院の設立を文部科学省や外務省に働きかけるとともに、すぐれた技術力と豊かな自然に恵まれている本県が設立の地としていかにふさわしいかアピールしてまいりたいと考えております。

たまたまきのう、隣に塩谷立先生が座られていたんですが、お目にか

かりまして、それで早速向こうのほうから 先生のほうからその話がありましてまだやりたいとおっしゃってました。ですから、これは一人のハートを打ったということで、議員の先生方の御協力も賜りながら、私、この日本のど真ん中に、世界に発する国際機関をこちらに誘致するのではなくて、こちらから国際的に発信できるようなそういう大学院を設立したいというふうに念願しているわけでございます。（発言する者あり） ありがとうございます。

次に、本県の**農林水産業の振興**についてであります。農林水産業は県民へ安心して安全な食料を安定的に供給することはもとより自然資源に満ちあふれた本県の美しい景観を守り育てる重要な産業であります。つくるだけではだめなんですね使わないと。需給ということを考える形で農林水産業の振興を図ってまいりたいと思っています。

しかし、差し当たっては農林水産業の振興につきましては、意欲ある担い手の確保・育成や、農林水産物の高い品質 高付加価値化の推進、販路の拡大、高性能機械の導入や新技術の開発による生産性の向上などに努めるとともに、水産業に当たりましては資源管理の徹底にも取り組んでいるところであります。

今後は、こうした施策に加えまして、工芸品という名から触発されました農芸品すなわち芸術品のレベルにある質の高い農林水産物のブランド化の推進をいたします。これは第一次産業として世界トップクラスにあるという自覚のもとに進めてまいりたいと思います。

それと同時に、議員御指摘のように森の活用についても同様であります。ある公共施設をつくるといったときに、それを鉄筋コンクリートでつくるというのが当たり前になっておりますけれども、鉄筋木造ということがあってもよろしかろうと思います。コンクリートで鉄筋を巻くかわりに、その立派に育っている丸太を鉄で両端を挟めば十分に鉄筋コンクリートと同じ役割を果たせるわけです。そうするとその木材は東京都にはありません。しかしこちらは議員御指摘のように大井川にもある、天竜川にも伊豆半島にもそういったすばらしい天然資源が眠っているわけです。こうした物を活用すると。しかしそれは切り出しから流通から

市場に行くまでのシステムをつくらねばなりません。

そうしたところにシステムを考えながら援助をしていくということが大切で、単に森林管理の枝打ちであるとか間伐の方法を学んだだけでは十分でない。同じように遊休地を活用して農産物をつくる、その技術を身につけただけでは十分でない。そのことはとっても大切なんですけども、その必要条件としてそれを流通に回して販売まで持って行って、そして地産地消でここで回していくというところまで御一緒に考えてまいりたいというふうに思っているわけです。

そういうことを考えた新たな担い手の確保、そして第一次産業、第二次産業、第三次産業を総合的に組み合わせた地産地消を図る仕組み、これを考えまして農林水産分野においても、日本のどこにもないシステムで新しい商品や事業を創出することが必要であります。

このため、県といたしましては、ブランド化の積極的な推進、新たに農林漁業を目指す方々への支援、県民に安全で良質な農林水産物を安定的に需給できる構造の構築、都市と農山漁村の交流促進など関係機関や農林漁業者と連携して、本県農林水産業の振興に積極的に取り組んでまいります。

次に、**観光地の再興に向けた取り組みについて**でございます。

最近の観光の形態は、団体で観光地を見て回る物見遊山型から、個人やグループによる多様な価値観に基づいた体験型、目的指向型に大きく変化しております。

この変化に対応するためには、観光関係者のみならず、県民一人一人が日本の誇りである富士山や伊豆半島を初めとした本県の美しい自然、駿河の文化、遠州のものづくりなど、人々を魅了する地域の力を再認識して、そのすばらしさを多くの人々に知っていただくように多様な手段で情報発信するとともに、この魅力を生かしてお客様をもてなすシステムも考えるということが大事であると認識しております。

このため、伊豆ブランド、富士山ブランド、浜名湖ブランドといった国内外に通用する地域の観光ブランドの創出を図るとともに、豊かな農林水産資源を生かしたグリーンツーリズム、富士山や南アルプスでの

エコツーリズム、豊富な温泉資源を生かしたヘルスツーリズムなど、新しいツーリズムこれを推進してまいりたいというふうに思うのでありますが、その一つとして今、富士山が世界文化遺産になるその重要なステップとして暫定リストに載っているわけですが、その富士山、それから伊豆半島も、これはジオパークとして ジオパークというのはその地質が世界で非常に珍しいがゆえに世界全体の共有財産にしようというユネスコが始めた運動でございますけれども 私はそういうものになり得るといふふうに思っておりますし、さらにまた世界で最初の川の世界文化遺産としての天竜川の世界文化遺産化なども、地域の人々がそのようなお志があるならば応援してまいりたいと思っております。

また、富士山静岡空港の開港により、韓国や中国を中心とする東アジア地域や北海道、九州を初めとする国内遠隔地が、本県の観光にとって新たな観光マーケットとなるものであります。

なるほど羽田へは近過ぎるので飛ばません。しかしながら例えば中部圏知事会というのがございます。そこには富山県あるいは石川県あるいは岐阜県、長野県などがお入りになっておられます。そうしますと日本の三名山というのをめぐるといふことになりますと、立山、白山、富士山となります。立山文化圏、白山文化圏、富士山文化圏、これは非常に大きな広がりがあります。こうしたところを見たいという人はやっぱりいるのですね。そしてさらに、富山空港なり小松空港におり立つ、そしてそこから黒部を見るとか長野の景観を楽しむ、そして富士山を見て伊豆半島に来る、そして最終的にこの富士山静岡空港からお帰りになる。その逆もありましてそういう観光商品が香港や台湾で既に もちろん富士山静岡空港では今のところございませんけれども そのような地域間を空港を利用して楽しむという観光商品が開発されてるといふことでございまして、この間の中部圏の知事会でもそのようなことを共同して推進していこうということになっております。

そのような意味におきまして、中部圏全体、すなわち東京だけ考えるのではなくて地域間のネットワークをつくることによって地域自立のインフラ整備を図っていくと、こういった絵が道州制をにらむということに

もなっただけでなく、富士山静岡空港を利用した国際会議の誘致とか国内外からの観光客の誘致に向けまして、私自身が先頭に立ってトップセールスを進めてまいります。

県といたしましては、本県を訪れるお客様が、観光関係者はもとより地域が一体となった日本一の心のこもったおもてなしを受け、本県の魅力に感動し再び訪れてみたくなるよう、そういう方向で一層の観光振興に取り組んでまいります。

なお、その他の御質問につきましては、チーム川勝を構成する関係部局長のほうからお答えを申し上げます。

○副議長（堀江龍一君） 大村総務部長。

（総務部長 大村慎一君登壇）

○総務部長（大村慎一君） 以下、同様にチーム川勝としてお答えいたします。

地域主権日本一を目指す取り組みについてのうち、市町への権限移譲についてお答えいたします。

地方分権社会を確立するためには、住民に身近な行政サービスはできる限り住民に身近な基礎自治体である市町村において実施することが必要でございます。こうした考えのもと本県におきましては、これまで四次にわたる権限移譲推進計画を策定いたしまして、議員御指摘のとおり全国で最も多い百二十の法律上の権限の移譲を行うとともに、移譲に当たりましては権限移譲の事務交付金制度による財政支援や県・市町村職員人事交流制度による人材の支援措置を講じながら、積極的に市町への権限移譲を進めてきたところでございます。

一方国におきましては、福祉、まちづくり、生活安全分野など三百五十九の事務権限を基礎自治体である市町村に移譲することを内容とする地方分権改革推進委員会の第一次勧告を受けまして、本年度中に地方分権改革推進計画を策定の上、新地方分権の一括法を上程することといたしております。

県といたしましては、県と市町の行政の重複を避けることを初めとして、県民にとって便利で効率的な行政サービスの実現を目指して市町と

も意見交換を行いながら、権限、財源、人材の三位一体による一層の権限移譲に取り組んでまいりますとともに、国に対しましては全国知事会など地方六団体と連携を図りながら勧告内容の確実な実施を働きかけてまいりたいと考えております。以上です。

○副議長（堀江龍一君） 衛門建設部長。

（建設部長 衛門久明君登壇）

○建設部長（衛門久明君） 地域主権日本一を目指す取り組みについてのうち、**建設事業等に対する市町負担金について**お答えいたします。

建設事業等市町負担金については、先日の全国知事会において直轄事業負担金制度の改革の趣旨を踏まえ同様に見直しを行うとされたところでございます。本県といたしましては、まず説明責任を果たし透明性の確保を図るとの観点から、今年度から市町に対し負担金の使途の明細について説明することとしたところであります。

市町負担金のあり方につきましては、市長会からの廃止を求める意見もある中で、国直轄事業負担金における国と地方との役割分担の見直しの議論と同様に県と市町との役割分担の見直しなどの議論が必要であると認識しておりますので、地方分権推進の観点から市町の意向を踏まえ、積極的に検討してまいりたいと考えております。

○副議長（堀江龍一君） 大須賀厚生部長。

（厚生部長 大須賀淑郎君登壇）

○厚生部長（大須賀淑郎君） 「未来の暮らしを創ろう」についてのうち、初めに**乳幼児医療費助成制度の拡充について**お答えいたします。

乳幼児医療費助成制度は、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るとともに、疾病の早期治療を促すために事業の実施主体であります市町村に補助金を交付しているものであります。子供の医療費の負担軽減は、地域によって違いが生じないように国が全国一律で実施すべきものであり、これまでも国に対して要望してまいりました。

一方、県といたしましても、従来から対象者の拡大と制度の拡充とともに、その統一化に努めてまいりましたが、前回の改正から五年近く経過しており、制度のあり方について市町村と協議し検討する時期に来て

いるものと認識いたしております。対象年齢の拡大等、制度の拡充につきましては、国や他県の動向を注視するとともに、他の医療費助成制度とのバランスや県、市町村の財政状況なども勘案しながら総合的に検討してまいります。

次に、本県の**医師確保の取り組み**についてであります。

医師の不足や偏在を解消するためには、国において抜本的な制度改正等を行うことが必要であると考えますが、本県といたしましても医師確保対策として効果があると考えられることは、あらゆる手段を講じて実施する方針で臨んでおります。

特に、医師奨学金を拡充することが当面の医師確保に効果的であることから、本年度は大学一校当たりの入学定員を大幅に上回る百三十九人に貸与したいと考えており、こうした取り組みにより医師確保に最大限努めてまいります。また、特に医師不足が深刻な産婦人科、小児科、麻酔科においては、専門研修中の医師を対象に奨学金を貸与する診療科を特定した専門研修医枠を設けて、診療科間の医師偏在の解消に努めてまいります。

医師不足等に取り組む病院への財政支援につきましては、優秀な指導医のもと豊富な症例を経験できる病院が医師にとって魅力ある病院であり医師が集まる病院でありますことから、海外からの研修指導医の招聘や勤務医の国内外への派遣研修を行うなどの事業に取り組む公的病院等への財政支援を行っております。

近年、女性の医師資格取得者がふえておりますことから、女性医師を確保することは医師確保対策上ますます重要となっております。このため再就業に必要な知識技能を再取得するための支援や病院内保育所への運営費補助を行っており、本年度からさらに短時間正規雇用を行う病院に対し代替医師の雇い上げに必要な経費を助成するなど、女性医師の復職支援や就業環境の整備に努めております。

次に、**勤務医の処遇改善**についてありますが、本年度から分娩を取り扱う医師及び救命救急センター等に勤務する医師に手当を支給する医療機関へ支援を行うことといたしました。またこれまでも産科、小児科の

医師の負担軽減の観点から、病院が行う医療クラークの雇用や助産師外来の設置に対し支援を行ってまいりましたが、本年度からはさらに院内助産所も支援の対象に加え、産科医師の負担の軽減を図ることといたしました。

今後とも本県医療水準の維持向上のため、医師確保対策の充実にさらに努めてまいりたいと考えております。

○副議長（堀江龍一君） 丸山県民部長。

（県民部長 丸山康至君登壇）

○県民部長（丸山康至君） **地球温暖化対策について**お答えいたします。

地球温暖化は、人類の生存にかかわる喫緊の課題であり、国はもとより地方公共団体、事業者、住民が互いに連携しながら、それぞれの役割を果たし、温室効果ガスの排出削減に取り組んでいくことが重要であると考えております。

このため、県では地球温暖化防止条例に基づき、事業者の温室効果ガスの計画的な排出削減の促進や、家庭における省エネルギー行動を促すSTOP温暖化アクションキャンペーンの展開などの省エネルギー対策に努めるとともに、新エネルギーの導入促進に向けた普及啓発や庁舎への太陽光発電の率先導入などを進めているところであります。

現在、国においては、本年十二月に予定されているポスト京都議定書の合意に向けて、さまざまな温暖化対策の検討が進められていると聞いております。このような状況を踏まえ、県といたしましては、幅広い有識者で構成する県地球温暖化防止県民会議等の意見を伺いながら、クリーンエネルギーの開発支援など、本県の特徴である豊かな自然エネルギー資源を十二分に活用した新たな施策を盛り込んだ地球温暖化対策実行計画を策定することとしております。

○副議長（堀江龍一君） 岩瀬企画部長。

（企画部長 岩瀬洋一郎君登壇）

○企画部長（岩瀬洋一郎君） 景気・雇用対策についてのうち、**経済対策について**お答えいたします。

県内の経済・雇用情勢は、有効求人倍率が悪化していることに加えまして、個人消費についても減少が続いているなど景気が上向いているという実感を県民が感じることは難しい状況であると考えております。

このような状況に対し、全庁を挙げてより迅速かつ弾力的な対策を打ち出していくため、従来の静岡県経済対策連絡会議を改め、去る七月二十一日に知事を本部長として第一回目の静岡県緊急経済・雇用対策会議を開催いたしました。会議では、県内の経済動向や雇用情勢の調査結果や各部局の緊急経済・雇用対策の取り組み状況などの報告があり、その結果九月補正予算に向けて実効性が上がるよう工夫を凝らし事業の実施準備を進めること、経済界や民間有識者をメンバーとする緊急経済対策諮問会議を早急に立ち上げるなど民間の御意見を伺い事業に活用していくこと、及び機動的な事業執行の仕組みについて検討を行うことなどを取りまとめたところでございます。

今後とも、県内の経済・雇用情勢を注視しながら、国や市町とも連携し迅速かつ弾力的に有効な対策の実施に努めてまいります。

○副議長（堀江龍一君） 堀川産業部長。

（産業部長 堀川知廣君登壇）

○産業部長（堀川知廣君） 景気・雇用対策についてのうち、**離職者訓練**についてお答えいたします。

離職を余儀なくされた方が、早期に安定的な雇用の場に再就職するためには、社会や産業界が求めている知識や技能を身につけるための職業訓練を、求職者の増加に対応して迅速に実施していくことが重要であると考えております。

県では今年度、雇用情勢の悪化を踏まえ、離職者を対象として県内三カ所の技術専門校で実施している職業訓練の定員を昨年度の倍以上の千五百五十四人に拡大したところでありますが、これらの訓練への応募倍率は七月十七日応募分までで約二・一倍と高い水準にあります。このため今後多くの求人が見込まれる介護やIT分野などの職業訓練を八月以降も順次募集するとともに、年度当初の計画に追加して新たな募集も行うこととしております。また県内で年間数千人程度の職業訓練機会を提供す

る国の緊急人材育成支援事業が七月末から実施されますことから、県が行う職業訓練とあわせて離職者への積極的な情報提供に努めてまいります。

○副議長（堀江龍一君） 岩崎空港部長。

（空港部長 岩崎富夫君登壇）

○空港部長（岩崎富夫君） **富士山静岡空港について**お答えいたします。

福岡線の搭乗率保証につきましては、県民負担の発生を防止する観点から、県議会の附帯決議を踏まえて、六月三日に県と日本航空との間で交わした覚書をどのように見直すことが可能なのか、あらゆる可能性を含め現在慎重に検討しているところでありますが、これとあわせてまずは需要喚起に努め、目標搭乗率の確保に向けて全力で取り組んでまいります。また他社との関係につきましては、沖縄線の着陸料を国管理空港並みに減額するとともに、富士山静岡空港利用促進協議会と連携した広告費支援を行うなど、各航空会社の御要望を伺いながら路線ごとの対応を図っているところであります。

次に、開港以来、天候不順のため欠航や目的地変更が生じておりますことに関しては、自然現象によることであるとはいえ利用者の皆さんにはまことに申しわけない事態と受けとめております。現在欠航や目的地変更が生じた場合には、県から報道機関に対して、航空会社から提供された情報を遅滞なく提供するとともに必要に応じて運航情報について県民の皆様への周知をお願いするなど、利用者の方々に必要な情報の提供に努めております。

このほか、気象庁が昨年から現地において蓄積した気象資料に基づき、今年秋から予定している航空会社に対する飛行場気象予報の提供も、就航率向上につながる改善策と期待しているところであります。

県といたしましては、霧の発生が危ぶまれる時期において相応な改善が期待できる計器着陸装置いわゆる I L S は、来る八月二十七日から完全運用する予定としておりますことから、まずはこれを着実に実施していくことが肝要と考えております。

次に、**富士山静岡空港に関する行政監査について**であります。

監査委員から平成二十一年三月十八日に、静岡空港の暫定開港に関する行政監査結果について御通知をいただき、その際に改善または検討を要する事項について改善措置を講ずるとともに、その結果について報告を求められましたことから去る六月二十九日に報告したところであります。

今回の行政監査の結果により改善または検討を要する事項として御指摘をいただいたのは、測量の実施についてほか五項目でありました。県としては、いずれも極めて重大な御指摘と受けとめ、成果品の検査体制、監督業務の適正化、組織内の連携と記録の整備等の改善を図ることとし、測量の実施及び地権者との交渉についても、これまでの空港建設に係る一連の経緯を踏まえ測量当時にさかのぼり、問題の原因や改善方策についてさまざまな検討を重ねた上で監査委員に御報告申し上げたところであります。

今後とも業務の執行に当たっては、監査委員の今回の御指摘を真摯に受けとめ適切に対応してまいります。

○副議長（堀江龍一君） 小林危機管理監。

（危機管理監 小林佐登志君登壇）

○危機管理監（小林佐登志君） **浜岡原発の安全確保についてのうち、初めに公開シンポジウムについて**お答えいたします。

浜岡原子力発電所は、耐震設計審査指針に基づき東海地震に対しても安全性が確保されているものと認識しておりますが、中部電力では県民の安心感をさらに醸成するため、十九年度までに目標地震動を国が示した八百ガルを上回る千ガルとする耐震裕度向上工事を実施し、現在これを踏まえて新耐震設計審査指針に基づく三、四、五号機の耐震安全性評価、いわゆるバックチェックについて国の審査を受けております。またその一方、中部電力では、新潟県中越沖地震での柏崎刈羽原子力発電所の事例をもとに地下構造特性調査を現在行っておりますが、国ではこの結果も審査したいとしており、このことが審査結果の公表がおくれている一因となっております。

シンポジウムの開催については、国はこれまでもこの審査が終了した段階で、この結果の説明も含めて本県において公開で開催することを内諾しておりますので、県といたしましては審査の終了を待ってその開催を求めてまいります。

次に、**委員会設置について**であります。

原子力発電所の安全対策につきましては、電気事業法及び原子炉等規制法に基づき、原子力安全・保安院が規制、監督を行い、さらに有識者で構成される内閣府の原子力安全委員会が、第三者機関として重ねてチェックを行う体制となっております。

県といたしましては、原子力安全対策に関する説明責任は国と事業者にあると考え、国の審査の状況などについて県民の納得が得られるよう、国や事業者に対してこれまでも県や地元自治体において公開による説明を求めてきたところであります。

このように県といたしましては、疑義のある事案があれば国と事業者に説明を求め、改善させていくことこそが県の責任であると考えております。

県の原子力対策アドバイザー制度につきましては、五名の専門家から原子力発電所に関するさまざまな課題についての的確な意見や助言をいただいております。例えば昨年十一月に発生した五号機の気体廃棄物処理系の水素濃度上昇に関するトラブル対応の評価、またプルサーマルの安全性の確認等においても、適切な助言をいただいていたところであります。

今後は、この制度をさらに充実させ、静岡県における原子力発電の位置づけやその技術力、特に安全性を核とした情報を県民に積極的に発信するため、学術委員会のような組織の設置を検討してまいりたいと考えております。

次に、**プルサーマルについて**であります。

使用済みMOX燃料の処分方法については、国の原子力政策大綱の中で二〇一〇年ごろからその処分方法の検討を開始するとしており、国により責任のある対応がされるものと認識しております。

使用済みMOX燃料の処理方策が未定であることは、浜岡原発だけでなく原子力政策全体における重要な問題であると県ではとらえておりますことから、国がその政策責任者として事業者と協力して解決すべきものと考えております。このため県では、これまでも使用済みMOX燃料の処理方策について早期に見通しを立てるよう国に要請を行っており、今後とも国や事業者に強く働きかけてまいります。

○副議長（堀江龍一君） これで小長井由雄君の質問は終わりました。

以上で本日の質疑及び一般質問を終わります。

次会の議事日程を申し上げます。

七月二十八日午前十時三十分会議を開き、質疑及び一般質問を行います。

本日はこれで散会します。

平成 21 年 2 月 静岡県議会定例会 質問

質問分類

代表質問

質問日： 2009/02/19

- 質疑・質問事項：
- 1 知事の政治姿勢について
 - 2 富士山静岡空港について
 - 3 浜岡原発について
 - (1) 一、二号機の廃炉
 - (2) 三、四号機の耐震安全性
 - (3) 六号機の新設
 - 4 過疎地域の集落対策について
 - 5 環境行政の総点検と再構築について

- 6 新型インフルエンザ対策について
- 7 有機農業の推進について
- 8 離職者に対する職業訓練について
- 9 森の力再生事業について
- 10 草薙総合運動場の再整備について
- 11 学校の安全維持について
- 12 警察行政について
 - (1) 体感治安の向上
 - (2) 犯罪被害者支援

○議長（天野 一君） 通告により、三十番 小長井由雄君。

（三十番 小長井由雄君登壇 拍手）

○三十番（小長井由雄君） 私は民主党・無所属クラブ所属議員を代表し当面する県政の諸課題について、知事並びに関係部局長、教育長、警察本部長にお伺いします。

最初に、**知事の政治姿勢について**伺います。

先月三十日、石川知事は緊急の記者会見を行い、富士山静岡空港開港延期問題をめぐり、障害物の除去請求権を定めた航空法第四十九条に基づく手続に入る方針を明らかにするとともに、みずからの給与を三〇%、三カ月の減給にすると表明されました。知事は昨年末にも期末手当を一〇〇%減額しており、これらの減給により「富士山静岡空港の開港延期に伴う責任はこれで果たしたと思う」と述べています。開港延期問題は県側の測量ミスにより生じた重大な問題であり、これでけじめをつけたとされても大多数の県民は納得しておりません。

そこで、**期末手当と給与の減額により、開港延期の責任問題は終わったとする根拠と妥当性について**お伺いします。

知事は、平成五年の就任以来ことし七月で四期十六年の任期満了を迎えます。この間みずからの給与減額は、財政状況を考慮しての給与減額一回を含め食糧費等の不正支出二回、裏金問題二回、不適切な金券管理

問題一回と今回で七度目にも上り、期末手当の減額処分は財政状況を考慮しての減額も含めて三回目となります。戦後歴代の静岡県知事では、山本知事が唯一、財政状況を考慮しての給与減額をされていますが、それ以外には石川知事を除いてお一人も減額処分は行っておらず、その回数も異常なまでに多いのであります。また昨年十二月には、県監査委員から県政史上初めて、当初想定していなかった特定の案件で空港部と空港建設事務所に対する行政監査が実施されています。いずれも、県政史上最多、県政史上初めてのことであります。

このことについて知事はどのように認識されているのかお伺いします。

今回の立ち木などの支障物件問題の原因は、航空測量のミスであったことは県も認めているところであります。これにより本来なら収用しなければならぬ土地を収用せず、逆に収用すべきでない土地を収用してしまったことが判明しており、この誤って余分に収用した土地は、地権者に返還する方針であるとのこと。土地収用法の執行に当たり、このような事態を招いた例は他に聞いたことがなく異例の事態であります。これまで他の県施行の公共工事に協力してきた県民も、もしかしたら必要のない土地まで提供してきたのではないかという疑念を抱き信頼を失いかねない問題であります。この件に関しても責任は重大なものがあります。知事はこの問題をどのように考え、どう責任をとられるのかお伺いします。

次に、**富士山静岡空港の完全運用に向けてと搭乗率保証について**伺います。

二月十一日に知事は地権者との直接協議に臨まれました。その席で地権者は、石川知事が「その職を辞することによって県民に対し事業の責任者たる知事の責任を明確に示す」ことにより、「制限表面上の支障となることが確認されたすべての物件について、速やかにそれらの除去を行う」との申し入れを行いました。この申し入れで、県民の注目する富士山静岡空港西側の高さ制限を超える立ち木などを除去し、二千五百メートルの完全開港を知事がおっしゃるとおり、みずからの政治責任として早期に実現させることができる状況がつくられました。

しかし、十六日には地権者からの申し入れを拒否し、逆に航空法に基づく法的手続に入るための申し入れ書を届けようとして受け取りを拒否されたということであります。早期の完全開港を目指す中、法的手続に入っていけば、完全開港はいつになるのか予想もつかず話し合いにも支障を来すのではないかと思います。今後の見通しをどのように考えているのかお伺いします。

次に、**搭乗率保証**について伺います。

県は、日本航空の静岡―福岡便において搭乗率が七〇%を下回った場合、片道一席当たり一万五千八百円の運航支援金を支払う搭乗率保証を実施すると発表しました。平成十八年度に国内の福岡発着二十四便のうち搭乗率七〇%を超えているのは福岡―石垣便七二・四%と福岡―出雲便七〇・七%の二便だけで、羽田―福岡便でさえも六二・六%であり、七〇%の搭乗率がどれだけ高い数字なのかわかります。また二十四路線の搭乗率の単純平均は五九・三%となっていますから、この単純平均の搭乗率であった場合の補償額を計算してみると、開港日からの十カ月で四億円を超える額となります。もちろんこの搭乗率保証が十一月末の見直し時には廃止されることを望みますが、逆に大きく膨らみ県の財政を圧迫することになりはしないかと心配します。

今後、搭乗率保証を継続するかどうかの判断の基準は何か、搭乗率保証廃止への見通しとあわせてお伺いします。

また、現在唯一搭乗率保証を実施している能登空港では、年間目標搭乗率を定め、目標を下回った場合は航空会社に保証金を支払い、目標を上回った場合は航空会社が地元の関連業界に販売促進協力金を支払うという搭乗率保証制度が設けられています。地元と航空会社とがリスクとリターンを共有するこの制度について、富士山静岡空港においてはどのように考えられたのかお伺いします。

県はこれまで日本航空に対して夜間駐機便の運航に伴い発生する追加的経費の補助を決めています。今回は日本航空の福岡便に限っての搭乗率保証の導入であります。今後、他の航空会社に対してはどのような姿勢で臨まれるのかお伺いします。

次に、**浜岡原発について**伺います。

昨年十二月二十二日、浜岡原発一、二号機廃炉と引きかえに六号機を新設するという中部電力の報告を受け、知事は記者会見で極めて興味深いコメントを出されました。毎日新聞によると、「原発は余り歓迎されない施設、今後新設は断るべきだと考えていたが、一、二号機廃炉での新設ということで、前提条件が違うので検討に値する」と発言されたと伝えられました。また静岡新聞では「時代の要請に、ある部分合致する」と一定の理解を示した上で、「安全性についての検証が大前提になる。五号機により本県内の発電能力が電力需要を上回る状態となった。一種の迷惑施設的なものを、それなりに請け負っている」とも発言されたと報じられています。

極めて興味深い御発言でした。原発を余り歓迎されない施設、一種の迷惑施設と思われていることを知り、遠い存在がぐっと身近に感じられました。県民の大多数も日常、知事と同じ不安を原発に感じているのです。だからこそ原発の安全性を徹底して究明する責任が県にあるのだと思います。

浜岡原発一号機は、七六年三月の運転開始から三十三年経過しており、二〇〇一年十一月の水素爆発による配管爆裂事故により運転を停止して以来七年間余動いていませんから、実働二十六年です。二号機も七八年十一月の運転開始以来三十年を経過しており、配管亀裂漏水事故などトラブル続きで二〇〇四年二月の運転停止以来五年間とまったままですから、これも実働二十五年です。国や電力会社の言う原発の寿命六十年の半分はおろか二十五、六年での廃炉でありました。

これまで国と中部電力は一、二号機とも東海地震に絶対安全だと説明してきており、県民は今回の一、二号機の廃炉決定により、三、四、五号機の耐震も本当に大丈夫なのかと心配しています。

そこでまず**一、二号機の廃炉について**お伺いします。廃炉になった一、二号機には、広島原爆の二千発以上の放射能が蓄積されているといいますが、原子炉の安全な解体は可能なのでしょうか。商業軽水炉では日本初の解体工事となるそうですが、その技術は開発されているのか、

現在わかっている範囲でお答えください。

次に、**三、四号機の耐震安全性について**伺います。

中部電力はこれまで一、二号機は三、四号機に匹敵する耐震性能があると言ってきました。したがって三、四号機の安全を保證する補強工事には一、二号機で予定していたように、三千億円程度はかかるのではないかと考えます。しかし実際にはそんなにかかっていないと聞いていますが、本当に安全性は保たれているのかお伺いします。

次に、**六号機の新設について**伺います。

マスコミ各紙や多くの地震・地質専門家は、押しなべて「東海地震震源想定域の真上に当たる浜岡に新規の原発は建設すべきでない」と慎重論を唱えております。知事は十二月二十二日の記者会見で、六号機建設問題について「一、二号機廃炉と置きかえなら検討に値する」とコメントされた上で、「何よりも安全の確保が大前提だ」と念押しをされました。

そこでお尋ねしますが、中部電力の発表した浜岡原発東側の六号機建設予定地は、産総研調査チームが発見した、おおよそ一千年周期の大きな地盤隆起により形成された御前崎隆起段丘に隣接する地盤であることをどう評価されるのかお伺いします。

さらに、知事は地元四市の合意を最優先されてきましたが、県民の安全が第一であることから、地元合意の前に県が責任を持って安全確認をすべきと考えますが、知事の考えをお伺いします。

次に、**過疎地域の集落対策について**伺います。

日本の国土は、その七割近くを豊かな森林に覆われており、過疎地域はこうした森林を含め国土面積の五四%を占めており、静岡県においても県土の二三%が過疎地域とされています。このような地域は、下流域における土砂災害の抑止、安全な食料や水の供給、電力の供給、二酸化炭素の削減、さらには自然環境の保全など、国民全体が安心して安全に暮らせるための公益的役割を果たしている地域でもあります。数年前の試算では、この公益的役割は年間一兆九千億円に相当するとされており、都会に住む人たちは実は過疎地域からの大きな恩恵を受けているの

であります。

ところが、過疎地域の集落の多くでは、人口の減少と高齢化の進展によりさまざまな問題が生じており、今後さらに深刻化するものと思います。このような中で、総務省は昨年八月過疎問題懇談会の過疎地域等の集落対策に関する提言を踏まえ、集落対策の基本的な考え方、推進・実施方法、国による支援等について各都道府県に通知したところであります。

また、高度経済成長政策による人口移動の結果、人口が過密な地域と過疎の地域に分かれる傾向が顕著にあらわれたことに対して制定された過疎法が、一九七〇年以来十年ごとに切りかえられており、その有効期限が迫っています。過疎法の切りかえ時期を迎え、地域の自立と国土の均衡ある発展に向けた議論が真剣になされるべきときだと考えます。

静岡県では昨年二月県と過疎市町村とで静岡県過疎地域対策検討委員会を設置して、過疎対策や緊急時の医療対策、防災対策等も含めた集落対策のあり方について検討を重ねてきたということでもあります。県内の過疎地域の現状と見通し、そして今後どのような対策を講じていくのかお伺いします。

次に、**環境行政の総点検と再構築について**伺います。

気候変動に関する政府間パネル——I P C Cが二〇〇七年二月に発表した地球温暖化に関する第四次報告では、今後百年の間における気温の上昇を、環境の保全と経済の発展が地球規模で両立する社会においては約一・八度、化石エネルギー源を重視しつつ高い経済成長を実現する社会では約四度としています。

地球温暖化では、異常気象の頻発と気候システムの急激な転換といった影響を引き起こし、生態系への影響や数億人規模の水不足の一層の悪化、農業への打撃など、私たちの経済・社会活動にさまざまな悪影響が複合的に生じる可能性も指摘されております。折しも世界が昨秋以降、百年に一度といわれる大不況に陥る中、先月二十日に就任したオバマ米国大統領は、環境・エネルギー分野に政府主導で集中投資し雇用を生み出すという、これまでにない環境を前面に出した新しい視点での施策を

打ち出しました。

地球規模での環境問題が深刻化する中で持続可能な社会を実現するために、市民の生活、事業者の事業活動、行政の施策がそれぞれ環境保全に十分配慮していかなければなりません。とりわけ環境行政が担う役割と責任は大きいものがありますが、これまで環境基本条例やそれに伴った環境基本計画などの制定、そして環境行政組織の整備といった基本的な枠組みを整えてきたところであります。

しかし、それにもかかわらず国や自治体に取り組んでいる環境行政と、ますます拡大し深刻化する現実との間には大きなギャップがあります。地球温暖化問題や生物多様性の確保など人類の生存にかかわる問題が顕在化している中で、自治体が目指すべき持続可能な社会とは、地球規模から身近な地域にわたって環境が持続的で、その上に人間社会も持続可能となる社会だと考えます。

人間中心主義から環境中心主義に方向を転換して環境の持続性を最優先とする環境政策を強力に実行していくために、環境部門の体制と管理の充実強化を図るとともに、これまでの環境行政の枠組みや政策において何が不足しこれからの環境行政には何が求められているのか、総点検と再構築が必要ではないかと考えますが御所見を伺います。

次に、**新型インフルエンザ**について伺います。

本県における新型インフルエンザ対策では、対策本部や医療専門家会議の設置と保健医療対策行動計画を策定し、それに基づいた抗インフルエンザウイルス薬の備蓄などを進めてきたところであります。これまでたびたび国、自治体での広報やマスコミにより、新型インフルエンザとはどのようなものか報道されてきました。しかし発生の混乱状況はだれもが未経験であり、県民の多くもどのような事態になるのか具体的なイメージがわからないというのが実情だと思います。

先日、厚生労働省の研究班があらゆるタイプのインフルエンザに効く可能性があるワクチンを開発し、動物実験段階での効果を確認したとの報道がありました。治療薬タミフルへの耐性ウイルスの大量出現が問題となっているときに、これまでのインフルエンザウイルスへの対策とと

もに新型インフルエンザに対しても期待されますが、人間への安全性の確認など実用化には数年かかる見通しとのことであります。果たしてこれから出現するウイルスに有効であるのか、また有効であるとしても新型インフルエンザ発生に間に合うのかどうかもわかりません。

国は、平成十七年に策定した新型インフルエンザ対策行動計画を、感染の拡大を可能な限り抑制し社会・経済を破綻させないという視点に立つて改定作業を進めていましたが、一昨日、行動計画が改定されたという報道がありました。本県における新しい行動計画の策定も、国の改定作業を見ながら作業を進めるものと思いますが、本県における新型インフルエンザ対策の取り組みについて幾つかお伺いします。

正確な情報の共有は最低限必要なことであります。国内外における新型インフルエンザの発生に関する情報収集と、庁内及び市町村、企業、県民等への情報提供体制はどのようになっているのかお伺いします。

新型インフルエンザ対策においては、市町村が果たす役割と企業、学校、県民の行動も重要な位置を占めるのではないかと考えます。しかし全国の市町村を対象としたアンケート調査によると、対策委員会等を設置し実際に活動している市町村は六%にすぎず、また中小・中堅企業を対象としたアンケートでも、対策に取り組んでいる企業の割合は二八・六%にすぎません。このような状況を踏まえ、市町村、企業、学校、県民がどのように行動するよう求めていくのか伺います。

さらに、先月成田空港で、けいれんや高熱などのインフルエンザの症状に加え失禁などのある乗客が到着したため、新型インフルエンザの可能性を考慮した対応をとったということでもあります。実際は、密輸するために覚せい剤を詰め込んだ袋を飲み込み、その一部が腸の中で破れたことによる急性中毒だったということでした。

静岡県でも、六月四日から開港する富士山静岡空港において、国外から感染症などの侵入の可能性が心配されますが、新型インフルエンザへの防疫体制はどのようにとるのかお伺いします。

次に、**有機農業の推進について**伺います。

日本における有機農業のスタートは、化学肥料、農薬、農業機械、

ビニールハウス、農地の基盤整備などの近代技術の農業がおおよそその普及をして、その問題点も明らかになってきた一九七〇年ごろで、同時に農薬による環境や食品汚染などの事件も続発し健康被害への危惧も高まってきた時期であると言われます。

当初は、有機農業の重要性は認識できても生産方法は確立されておらず、また流通・消費の仕組みもなく、生産者と消費者の連携という形での取り組みが展開されました。しかし安全な食べ物を求める消費者の取り組みは次第に広がり、有機農産物は生協などでも取り扱われるようになり、生産者側もグループや農協としての取り組みとして広がっていきました。近年では生産性重視の農業から環境保全型農業が奨励されるようになり、有機農産物や化学肥料、化学農薬を慣行の五割以上低減する特別栽培農産物などについての表示ガイドラインの制定や有機農産物の日本農林規格の制定、第三者認証制度の発足などを契機に、有機農業をビジネスとしてとらえた取り組みも活発化しております。

このような中で、国は平成十八年に有機農業推進法を施行し、平成十九年には有機農業の推進に関する施策を総合的に講じるために必要な基本的な事項を定めた有機農業の推進に関する基本的な方針を公表したところであります。静岡県においても、さまざまな課題を抱えながら有機農業に取り組んでいる農家が少なからずある中で、有機農業推進法に基づき静岡県有機農業推進計画の策定に向けて検討しているということでもあります。

有機農業を推進する上で課題となる農業者が有機農業に容易に従事することができるようにすること、また生産した農産物の流通販売にも積極的に取り組めるようにすること、さらに有機農業で生産された農産物に対する消費者の需要に的確にこたえられるようにすることについて、どのように推進していくのかお伺いします。

次に、**離職者に対する職業訓練について**伺います。

アメリカのサブプライムローン問題を発端とする金融恐慌と世界同時不況が日本経済を直撃し、製造業の大規模な減産に伴い、派遣社員などの非正規労働者を中心に契約打ち切りや解雇が急速に広がっております。

厚生労働省は、昨年十月からことし三月までに職を失う非正規労働者は全国で十二万四千八百人に上ると発表しました。また製造業への派遣・請負でつくる業界二団体の試算では、三月までに製造業で働く派遣・請負労働者四十万人が失業するとの見通しを明らかにしています。さらに大和総研が一月九日にまとめたリポートでは、正規・非正規を合わせ、昨年十二月からことし十一月までの一年間で二百七十万人もの雇用が失われる可能性があるとの衝撃的な予想をしています。

しかし、非正規労働者の雇用を守るために、過去何年も最高益を更新したときに蓄えた内部留保の一部を労働者に振り向けようとする企業は見られず、失業者があふれ雇用不安がかつてないほど広がっているにもかかわらず、「国内消費が上向いてくれることに期待したい」と述べ、消費と内需を一層冷え込ませる原因を、みずからもつくっていることには鈍感な企業のトップもいるようであります。

本県における二月の金融経済動向は、日銀静岡支店長が「経験したことがない下降局面に突入している」と言うほどで、個人消費はさらに弱まり、生産はさらに大幅に減少、雇用・所得環境は悪化のテンポが増しているということであります。

昨年十月からことし三月までの非正規労働者の期間満了、解雇による離職者は四千五百八十三人に上り、製造業での雇いどめは拡大傾向にあり、さらに内定取り消しは県内でも大学生等十二名、高校生五名の発生となっております。有効求人倍率も全国的に見れば静岡県はまだよいほうではありますが、一昨年十二月に一・一七倍あったものが昨年末には〇・八二倍に低下し、正規社員に限れば〇・六二倍で非常に低い水準になっています。

本県においては、一月補正予算で雇用・就業機会の創出を図るなどの緊急雇用対策を実施したところであり、今後についても国の第二次補正の交付金を原資として造成した緊急雇用創出事業臨時特例基金等を活用して、雇用・就業機会の創出に取り組んでいくとのことであります。

このように、緊急の雇用・就業機会の創出は必要であり図られなければなりません。失業した人たちが今後将来にわたり安定的な雇用につ

くことも何より重要であります。 そのためには離職者が技能・技術を身につけることができる効果的な職業訓練が必要であると考えますが、 県の取り組みについて伺います。

次に、 **森の力再生事業について**伺います。

県土の六四%は森林で、 これまで各地の篤林家らによって積極的に植林され、 杉、 ヒノキを中心に森林資源が蓄積されてきました。 しかし木材価格の低迷などによる森林経営意欲の低下に伴い森林の荒廃が進行して、 森の力が大きく失われてきております。

県はこれまで静岡県森林と県民の共生に関する条例を施行し、 森林との共生社会の実現のための取り組みを示した静岡県森林共生基本計画を策定するなど森林の再生整備に取り組み、 さらに先進的な施策として平成十八年四月からもりづくり県民税を財源とした森の力再生事業を実施してきたところであります。

この事業は、 従来の間伐事業と異なり、 林業振興を目的としない整備手法であるため、 森林所有者が戸惑いや不安を感じたり、 整備後の十年間は森林を適切に管理する協定書の締結を義務づけられていることから県や市町の関係者は大変苦勞したと聞いています。 しかし事業開始から三年が経過して、 県や整備者がこれまでに約四百回にわたる説明会を開催するなどの努力の結果、 列状間伐などの整備手法について森林所有者の理解が進み、 今年度末には累計で約三千四百ヘクタールの森林が整備されるに至るということであります。

この事業の財源となっているもりづくり県民税の課税期間は、 条例において平成二十二年度までと定められておりますが、 行政、 森林所有者、 事業者が一体となって森林との共生を進める有意義な事業であり、 当初計画どおり十年間は事業を進めてほしいと考えます。 森づくりは時間のかかる仕事であり、 この事業の整備効果も直ちにあらわれるものではありませんが、 整備後三年を経過し森の力が回復している兆しがあること、 またこの事業の雇用創出によって山村の振興にも寄与していると聞いております。

そこで、 この事業の直接的効果である森の力の回復状況と事業の波及

効果、さらに県民の理解を深めるための方策についてお伺いします。

次に、**草薙総合運動場の再整備について**伺います。

静岡県草薙総合運動場は昭和三十二年の国民体育大会の開催を機に施設が整備されました。その後、昭和三十八年に都市公園として開設されてから半世紀が過ぎ、施設の老朽化や耐震化への対応のおくれが心配されているところであります。

県は、昨年二月に伝統あるスポーツ拠点にふさわしい水準の運動施設と都市公園として求められる緑地・オープンスペースを整備するとの基本方針のもと、平成二十年度からおおむね五年間における再整備構想を取りまとめたところであります。それによると公園全体としては運動施設面積が都市公園法施行令のほぼ上限に達しており、公園用地を拡大しない限り施設の新設・拡張は不可能であること、草薙球場と体育館は法的に求められる耐震性能を満たしていないこと、施設の増設による緑地・オープンスペースが不足していることなどの課題があるとされています。

しかし、草薙総合運動場は県民スポーツの中心であり、大会運営や交通の利便性にも恵まれ、多くの県民、競技関係者、地元の皆さんからも施設水準を高めた早期の再整備を望む声が寄せられております。

公園用地の拡張については、隣接する学校法人第二静岡学園用地を移転した県立静岡工業高校の跡地と交換して公園区域に編入するというところで交渉を進め、また耐震基準を満たしていない草薙球場は、施設水準を高め、より快適に利用できることを考えながら基本設計に取り組んでいるとのことであります。さらに収容人員三千三百二十七人の規模を誇る体育館は竣工後四十年以上経過し、耐震性の問題だけでなく雨漏り対策や空調設備の設置、電光掲示板の増設など課題も多く、現在、補強計画の作成のために実際に地震波を入れて構造面に問題があるかどうかの調査を行っているとのことであります。

これまでの知事の議会答弁では、草薙球場は公認野球規則が充足することを前提に現地での改築が最適であるということで考えていくとのことであり、また体育館については「公園の中で改築するのか、公園の外

に移転するののかについても選択肢の一つ」、「どこかに都市公園としての機能を持った場所を整備し、飛び地という便法もあるかもしれない」との考えを述べておられます。緑地・オープンスペースの不足対策として第二静岡学園用地が確保されてきたとしても、再整備計画を実施していかうとすれば緑地空間のニーズを十分に満たすまでいかないのではないかと思います。

こうした中で、昨年十二月に静岡市から、経済界、住民自治組織、体育関係団体の代表者からの要望に基づいて、草薙体育館の東静岡地区の市有地への移転誘致と多目的アリーナ施設としての建設要望が出されたところであります。

そこで、静岡学園高校との用地交換交渉の進捗状況と、体育館の耐震・構造調査の結果はどうであったのか。また静岡市からの要望を受けて、草薙体育館の東静岡地区への移転と多目的アリーナ施設としての建設についてどのように考えるのかお伺いします。

次に、**学校の安全維持について**伺います。

近年、学校の内外において相次いで起こった小学生殺傷事件や学校施設事故、いじめ、虐待、不審者問題など、子供たちにとって安心・安全は切実な問題となっています。二〇〇六年に災害給付が行われた学校管理下での子供の災害は二百十六万件にも達し、その内容においても大きな社会問題になっております。

こうした中で、事件事故の発生を未然に防ぎ、児童生徒・教職員の安全確保と、万が一事件事故が発生した場合には被害を最小限にとどめて事後処理に当たり、教育活動・学習活動を正常化し、再発を防ぐとともに児童生徒の心のケアに当たるという危機管理体制の確立は、学校の安全や学校教育にとって重要な課題であります。そしてこのような危機管理の推進には、施設整備の充実や教職員と保護者、関係機関による体制づくり、さらには安全教育の実施などの取り組みが必要だと考えます。

これまで学校の安全については、法制上、責任主体と学校安全基準が不明確なまま、現有職員でカバーしているという現場任せの状況で学校現場にしわ寄せされてきました。しかし学校の安全維持は、国、自治

体の独自の責任や学校安全の専任職員の設置、財政措置の義務、さらに学校安全基準の制定遵守義務、学校災害救命システムの確立などが必要だと言われています。

国は、中教審の答申を受けて、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう従来の学校保健法、学校給食法の一部を改正し、新たに安全についての規定を設けて、財政措置や国、地方公共団体の責務をある程度明確にした学校保健安全法を制定し、本年四月より施行します。

学校保健安全法の学校安全に関しては、子供の安全を脅かす事件事故及び自然災害に対応した総合的な学校安全計画の策定による学校安全の充実、学校における危険発生時の対処要領の策定による的確な対応の確保及び警察等関係機関や地域の住民・団体との連携による安全な体制の強化が規定されています。法の改正により、今後、児童生徒の安全の維持がどのように図られるのかお伺いします。

最後に、**警察行政について**伺います。

初めに、**体感治安の向上について**であります。

静岡県警は、平成十五年十二月犯罪の増加に歯どめをかけ安心して暮らせる安全な社会の確立を目指して、静岡県警察緊急治安対策プログラムを策定し、平成十八年末を目途に取り組みされてきたところであります。この間、刑法犯認知件数が一万件以上減少するなど成果が上がりましたが、平成元年との比較では、なお二倍近い水準にあり、交通事故数も減少したとはいえ高齢者の関係する死亡事故は相変わらず多い状況にありました。

このようなことから、犯罪の発生を抑制し検挙の向上、体感治安の向上を図るために、平成二十一年までの三年間を目途に治安再生に向けた静岡県警察治安再生プログラムを策定し、ことしは推進三年目に入るといことであります。プログラム推進により一年目の刑法犯認知件数は前年比四千七百四十九件の減少、そして昨年は二千五百二十六件の減少となり、交通事故発生件数も平成十九年は八百九件で、昨年は千九百三十四件の減少となりました。県警が目標としている年間の刑法犯認知件

数五万件以下、交通事故発生件数三万九千件以下も達成しているということでもあります。

また、交通事故死亡者数も平成十九年には百八十八人で五十四年ぶりに二百人を下回り、昨年は二百十人に増加したとはいえ、昭和二十九年以来二番目に少なかったということで治安再生プログラム推進の成果が上がっているものと思います。

しかし、全国的に発生している銃器・刃器を用いた凶悪事件の続発、静岡駅前金融業者刺殺事件や沼津市内の住宅街における殺人事件、郵便局やコンビニを対象にした強盗事件、相次ぐ振り込め詐欺の発生などもあり、県内で犯罪被害に遭うのではないかと感じている不安層は、県民世論調査の結果で見ると七三%にも上っていることから、県民の体感治安の回復までには至っておらず、一層の取り組み強化が望まれます。

本年は、静岡県警察治安再生プログラム推進の最終年となっておりますが、犯罪や交通事故を減らし県民の体感治安を向上させるために、どのように取り組んでいかれるのかお伺いします。

次に、**犯罪被害者支援について**伺います。

現在、多くの犯罪被害者及びその遺族や家族が身体的、精神的、経済的被害を受けるだけでなく、二次的被害を受けるなどして苦しんでいます。犯罪被害者保護の声を受けて、国は平成十七年四月に犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための犯罪被害者等基本法を施行しました。

静岡県の平成二十年における犯罪被害者支援の対象となった殺人、強盗致傷、性犯罪等の身体犯の発生件数は三百七十件でありました。国民のだれもが犯罪被害者になる可能性が高まっている中で、国、地方自治体、国民それぞれが犯罪被害者の視点に立った責務を果たすことが求められています。

犯罪被害者には最初に警察が接し、その後も捜査等を通じて被害者の苦しみや怒りを肌で感じていることから、損害の回復、経済的支援の推進と精神的・身体的被害の回復や防止するための支援策について、その役割は重要なものがあると考えます。

静岡県においては、昨年一年間で交通事故を含め延べ千三百四十三件の被害者支援を行ったということではありますが、犯罪被害者支援の実績と課題、今後の取り組みについてお伺いします。（拍手）

○議長（天野 一君） 石川知事。

（知事 石川嘉延君登壇）

○知事（石川嘉延君） 小長井議員にお答えをいたします。

初めに、私の**政治姿勢**についてであります。

富士山静岡空港開港遅延に対する私の責任いかんということではありますが、私はこの問題に対しては次のように考えてまいりました。

責任の内容としては、二段階といたしましょうか、二つあると。一つは、開港遅延をせざるを得なかったとはいえ、長年にわたって多額な経費を投入して取り組んできたこの富士山静岡空港、まずはとにかく供用開始をする。今回のこの支障物件によって利用ができないということはないようにしなければいけない。

もし、それがですね、できない、不可能だということであれば、それは私の責任はもう大変重大で即刻辞職をすべきようなそういうことに私はなると。しかし二千五百メートルの完全運用でないとはいえとにかく運用開港することができると、二千二百メートルで暫定的に運用が認められると。その上でなおかつ航空会社も、当初就航を予定しておいた航空会社はもとより、その後においても就航が期待されておいた航空会社も、次々に二千二百メートルの滑走路を前提に、しかも I L S という精密運用でなくても支障なく就航できるとこういうことになってまいりました。

そういうことについて、きちんと実現を果たし、この二千二百メートルといえどもこの富士山静岡空港をとにかく利活用して当初の目的を可能な限り達成する、それにまず全力を挙げていくということ、そうすること。したがって完璧な形で仮にこの開港ができなくても、今のような状態に持っていくということが私の責務であり、それが着々実現しつつあ

ると。 そのことでまずこの責任のうちの一つの項目は果たしつつあると。

あとは県民の皆様にも思いもかけぬ遅延、 三月開港予定と言っていたことが、 突如というような形で開港を延期せざるを得なくなった、 そのことによってこれまで三月開港を前提にさまざまな準備行為を行いつつあった県内外の関係の多くの方々に、 有形無形のいろんな御迷惑をおかけした、 こういうことに対する私は迷惑の程度をできるだけ軽減するためのさまざまな努力をする一方で、 迷惑をかけたという事実はあるわけでありますので、 これに対するいわゆる懲戒——自身に対する懲戒、 これは避けられない。 これはすべきであるところと考えてきたわけでございます。

じゃあその懲戒をどの程度にするかということについては、 少なくとも暫定運用について、 暫定運用といえども曲がりなりにもまあまあというレベルでこれがいけそうだという見通しがつき、 かつもともとの目的である二千五百メートルでの完全運用、 これについては今年の九月までに至る過程でも十分いろいろ検討した結果、 この事態がもし九月末までにうまくいかなければ、 そのすぐ先にですね、 解決するっていうことは期待をしつつもですね、 しかしそれが必ずそういうふうの実現するという見通しがないと、 最悪の場合いろいろ想定するとこれは相当期間結論が出るまでにはかかると。 そうするとそれへの道筋をきちんとつけると、 完全解決へ向けての長い道のりへの正式なステップを踏む、 その道筋をつけることがまずは必要だと。 それをいつ行うか、 その見きわめをつけた段階で私は自身に対する懲戒という意味の措置を講ずる。 すなわち暫定運用といえどもとにかくこれを、 暫定運用という不十分な形の中ではベストの姿を実現するというその努力、 そしてその結果を出すということ、 それと懲戒と、 この二つの意味合いで私は責任問題を考えてきたところでございます。

今回の給与の減額条例も、 そういう意味で私自身に対する懲戒という行為を私の立場に立つ者に対してみずから行う場合には、 この給与の減額あるいは賞与も含めた報酬の減額という手段しか形をあらわしにくいと

ということで、今回の措置を講じたところでございますので御理解を賜りたいと思うわけであります。

なお、私は過去四期十六年の間に、小長井議員が詳細に御披露いただいたような幾つかのみずからへの懲戒をしましてまいりました。これは歴代知事がだれもやってなかったようなことだということで、大変私自身としてもそのことを厳粛に受けとめなければいけないと思いますが、なぜそのような事態になったかということのをいろいろ考えてみますと、昨今、社会経済の状態が急激に変わってまいりまして、それまで見過ごされてきたといひましようか、まあ黙認されてきたような、あるいは逆に言うと積極的に社会経済を円滑に運営するためには積極的に必要だとされておった行為が、ある時点から急に何というか基準が変わってですね、これはだめだと、けしからんという一種のパラダイムの変換に伴って、さまざまな不祥事と言われるものが発生してまいったわけであります。

その過程で私は、なぜたび重なる懲戒を課さなければいけなくなったかを振り返って考えてみますと、そのとき一遍にですね、それにかかわった人間を断罪するというをやれば、それは一遍で終わったかもしれませんが。結果として見るとですね。しかし組織の中で長い年月見過ごされてきたものをですね、あるとき突然予告もなく締め切って、過去にさかのぼってその行為を断罪するというはできるだけ避けなければいけないんじゃないかと。組織のモラルの維持とか、あるいは今までよかったと思ったのをいきなり断罪されるということは、少なくとも社会経済活動を円滑に行う上で、予定が立たないという社会こそ恐ろしい社会になるわけでありますから、したがって事後に向かつてはもうルール、基準が変わったんだから、事後に向かつてもし新しい基準に違反するような行為を行った者については厳罰で対処する。

しかし、過去のものについては、もう明らかに違法行為であるというものについてはこれは断罪をせざるを得ないけども、そうでないものについては一定の懲戒によって、今後への反省の糧にさせるという方法がいいということで、私はやった結果ですね、いろいろな調査が徹底しなかったということもあって、新規に発生したものはなかったはずであり

ますけども、全部調べ尽くされないものが後にあれこれ出てきて、その都度私自身の戒めをしたということでもあります。

したがって、これは県民の皆様から見れば管理者として非常に不徹底な態度だということかもしれませんが、まあ私の心境としては、一人だけいい子になって、果たしてその後の組織のモラルを確保するという上で、本当にこれが正しい管理者のあり方かと。これは甘んじて私はその戒めを受けなきゃいけない。そういう知事ならば県民として御免こうむるということであれば、これもやむを得ないという私は覚悟でその都度対処し、新しいルールに従って以後不祥事は出さないという考えで取り組んできたつもりで、その後について新たな事態が発生して私が懲戒したということはないと存ずる次第でございます。

そういうことについて、これは懲戒が何度もあったということは歴史に残ることですので、これは甘んじて私はその不名誉は受けざるを得ないわけでありまして、個人的な主観的な何というか考え方、その態度の基本にあった考え方は以上のようなものでございます。これは別に御理解をいただこうというつもりはありませんが、そういう事情があったということだけ御披露いたしたいと思うわけでございます。

なお、監査委員による行政監査につきましても、これは口幅ったい言い方かもしれませんが、監査委員の本当の機能がこういうことで発揮されてもいい例証だと、私は歓迎しているところでございます。県といたしましては今回の監査にも全面協力をしているところであります。

また、**土地収用**に関する御質問でありますけれども、こういうようなことがあったら、すべて今まで土地を提供した方、あるいはこれから土地を提供する方もこんなけしからんことがしょっちゅうあって信用されないんじゃないかと、こういうお話でありますけども、少なくともこれまで任意の用地交渉によって土地を提供していただいた方はもとより土地収用法を適用した場合でも、必要とする事業用地とそうでない土地との境界の確定には、必ず地権者の御了解とほとんどの場合が立ち会いをいただいて、納得いただいて境界が確定されてきております。

今回のこの空港事業の事案については、残念ながら地権者の御理解、

御協力を得られなくて測地測量ができなかったということが、そもそものこの今回の測量誤差の発生のもとにあると私は存じているわけでございます。したがって事後、今回と似たような事例があったときにはどうするかというのは、今回を反省材料としてその誤差がないように作業しなければいけませんけれども、少なくとも今回の事例については、過去の事例に悪影響を及ぼすような事態ではなかったということだけは私は確信しているところでございます。

去る二月十一日に地権者の方と直接お会いすることができました。私から、当該取り過ぎてしまった土地については地権者に返還する意思があることをお伝えいたしました。今後、地権者の意向も伺いながら、協議して解決させたいというふうに思っております。

次に、**富士山静岡空港について**であります。

去る二月十一日に地権者から新たに申し入れをいただいた事項につきましては、二月十六日私の果たす責務から考えて、申し入れをそのまま受けかねる旨回答いたしました。

私としては、本県の今後の発展のためにまずは六月の開港に万全を尽くすとともに、一日も早い二千五百メートル滑走路での完全運用を実現することが、県民の皆様から私に課せられた責務であると考えております。このためにも地権者の御理解を得て支障物件を除去することが必要であり、今般、航空法に規定する除去請求手続を開始いたしました。まずは話し合いによる解決を求めるとし、引き続き誠心誠意協議に取り組んでまいります。

そもそも航空法に基づく今回の除去請求手続、すなわち航空法第四十九条第三項は、まずは話し合いによる解決を前提にしておるところでございますので、そこから入ることとしたところでございます。

次に、**福岡線の搭乗率保証制度**は、新幹線との競合がある中で、開港当初から一日三便もの経営資源を投入することに伴う航空会社のリスクを軽減するための特別なインセンティブとして実施するものでございますが、運航支援金の支払いに一定の歯どめをかけるために、開港後、半年程度経過した十一月末時点で所要の見直しを行うこととしております。

見直しの内容であります。その時点の実績に応じて航空会社と協議して決定されるということになるわけですが、仮に十一月末時点で目標搭乗率を下回る見込みとなる場合には、まずは需要喚起策の充実に努めるとともに、さらに必要があれば運航規模の見直しを含めた措置、すなわち減便なども含めてですね、検討していくべきものであると考えます。

また、能登空港においては、需要喚起策の一環として目標搭乗率を上回った場合には地元が航空会社から協力金を受け取る制度を導入しているわけですが、本県の搭乗率保証は航空会社のリスクを軽減させるインセンティブとして実施するものでありますので、目標搭乗率を上回った場合には、航空会社に対して空港の一層の利便性向上のために、増便とか機材の大型化こういうものを求めていく考えであります。

福岡線以外の路線につきましては、一昨日全日空から搭乗率保証に関する御意見を承りましたので、今後、各航空会社の御意見も踏まえて路線ごとに対応を協議したいと考えております。

県といたしましては、引き続きその他の支援策も活用しながら、就航先への交流団の派遣や観光キャンペーンの実施などの官民一体となった利活用促進策によって、福岡線を含むすべての路線において十分な利用者を確保できるように全力で取り組んでまいります。

次に、**環境行政の総点検と再構築について**であります。

環境行政につきましては、現在、県の総合計画において「環境の世紀を拓く持続可能な社会づくり」を県政の主要施策として掲げて、複雑多様化する環境問題の解決に向け、環境基本計画に基づいて積極的に施策を展開しているところであります。計画の推進に当たりましては、副知事、関係部局長で構成する環境政策推進委員会において的確な進捗管理を行うとともに、社会資本の整備やイベント開催等において環境に配慮した率先行動の促進に努めているところであります。

国においては、昨年七月の北海道洞爺湖サミットの開催を契機に、将来世代からも時代の転換点として評価されるように、二百年先を見据えて自然共生社会や循環型社会と統合した低炭素社会づくりに向けた本格的

な第一歩を踏み出したところであります。

本県におきましても、次期総合計画の策定とあわせて、現行の環境基本計画について全般的な見直しを行って、社会経済全体の生産性の向上を図る観点から、環境保全と経済発展の両立の実現など新たな視点を取り入れ、持続可能な社会を目指したより実効性のある新たな環境基本計画を策定してまいります。

次に、**離職者に対する職業訓練**についてであります。

離職を余儀なくされた方が早期にしかも安定的な雇用の場に再就職するためには、社会や産業界が求める人材と求職者が有している能力をマッチングさせていくことが重要であると認識しております。あるいは社会、産業界が求める人材に国民の能力を、求職者にそのような力をつけさせるということも重要であると考えます。

派遣労働者などの非正規労働者の場合は、これまで職業能力開発の機会に恵まれていなかったと考えられることから、このような方に対して社会経済の変化や求人ニーズに適切に対応した知識や技能を身につけるための職業訓練を行うことが非常に重要だと考えております。このため県では技術専門校や民間教育訓練機関を活用して、離職者を対象とした職業訓練を実施しているところでありますが、その定員をこしは七百九人ではありますが、来年度は本年度の約倍強の千五百五十四人に拡大することとしております。

特に、雇用の受け皿として期待される介護分野については八十人を二百二十五人に、IT分野においては九十人を三百三十人に増員をいたします。

介護分野については、来年度三%の介護料の改定があるということから、これをできるだけ介護人件費に回すということが期待されておりますけれども、昨今、福祉・介護の分野の方々から伺いますと、この分野に就職してももう低賃金でどうしようもないというイメージが非常に幅広く行き渡っているせいか、子供がこういう分野に就職しようと思っても、学校とか親が、学校が就職指導の際、あるいは親が相談を受けた場合に、そんな分野に行くのはよしなさいというような傾向が見られて

非常に困っているということに関係者からも伺っております。

したがって、この分野における待遇改善は急務であると思ひますし、一方で適切な進路指導、これもあわせてお願いしていかなければいけないと思っております。そういう観点で、職業訓練成果を再就職に結びつけるために技術専門校に配置をしております巡回就職指導員、これを今年度二人から来年度は六人に増員をいたします。また県内三カ所の就職相談センターの就職サポーターを十一人から十五人に増員するとともに、離職者等を対象とした就職面接会などを開催して啓発に努めたいと考えております。

今後とも、労働需要が見込まれる分野を中心とした職業訓練に取り組むとともに、ハローワークなど関係機関と連携し、一人でも多くの離職者が早期に再就職できるよう努めてまいります。

その他の御質問につきましては、関係部局長、教育長から御答弁を申し上げます。

○議長（天野 一君） 藤原総務部長。

（総務部長 藤原通孝君登壇）

○総務部長（藤原通孝君） **浜岡原発についてのうち、初めに一、二号機の廃炉について**お答えいたします。

原子炉の解体工事につきましては、日本ではこれまでに日本原子力研究所の動力試験炉を昭和五十六年から平成八年までの期間をかけて安全に解体撤去した実績があり、また現在は新型転換炉「ふげん」や我が国初の商業用原子力発電所である東海発電所の廃止措置が、国の安全審査を経た上で開始されていると承知をいたしております。

一、二号機の廃炉につきましても、これらの経験が十分に生かされ安全に解体撤去されることを強く期待しているところであります。

次に、**三、四号機の耐震安全性について**であります。

浜岡原子力発電所三、四号機について中部電力では、基準地震動を一千ガルとした耐震裕度向上工事を国が平成十八年に新耐震設計審査指針を示す以前から行っており、この工事の効果も加味して新指針に基づく耐震安全性評価を実施しております。現在この評価について国の審査を受

けているところでありますので、県といたしましてはその状況を注視しております。

また、県ではこの耐震裕度向上工事について第三者の評価を受けるよう中部電力に求めており、現在その評価が進められているとの報告を受けております。これらの審査や評価の結果、必要があれば中部電力に対し所要の対応を求めてまいります。

次に、**六号機の新設について**であります。

原子力発電所は、耐震設計審査指針に基づき、その場所で想定される最大の地震動に耐え得るよう設計、建設されることとなっております。こうしたことから今後六号機の設置許可申請がなされる場合には、国において予想される東海地震や御前崎台地の隆起など周囲の地形・地質なども踏まえ、その設計の妥当性についての審査が行われるものと認識をいたしております。

また、六号機の新設につきましては、地元の意向が最優先でありますので、事業者が安全性の確保を前提に地元の理解をいただくことから始めるべきものと考えております。県といたしましては、そうした中で示される地元の動向、意向を見守りながら適切に対処してまいります。

次に、**過疎地域の集落対策について**であります。

県内では、過疎地域自立促進特別措置法に基づき八市町の全域あるいは一部地域が過疎地域となっております。これらの地域は他の地域と比べて人口減少や高齢化の進行が著しく生活や産業基盤が脆弱でありまして、厳しい状況にあるものと認識をいたしております。また昨年十二月に発表されました将来推計人口におきましても、今後このような傾向が一段と進行するものと予測をされておりますことから、維持の困難な集落の増加、森林の荒廃、耕作放棄地の増加等につきまして強く危惧しているところであります。

このため県では、過疎地域に対し、市町村と連携をいたしまして、道路、集落排水等の生活基盤の整備、バス路線の維持対策等の推進や過疎地域ならではの豊かな自然、特産物や地域イベント等の情報を発信するブログサイト「ゆとりすと静岡」を活用した交流居住の推進などに引

き続き取り組んでまいります。

またさらに、 現行過疎法の——これ御指摘のとおり平成二十二年三月失効いたしますが この三月失効に対応した静岡県過疎地域対策検討委員会での検討を踏まえまして、 新たな過疎法の制定や地域の実情に応じた集落の維持活性化対策の推進について国等に働きかけますとともに、 静岡市と浜松市が共同設置しております中山間地対策共同研究会に県も参加し、 集落点検の実施や集落支援員の設置等について研究を進めてまいります。

県議会におかれましても昨十二月の県議会で意見書等の議決をいただいております。 今後も幅広く御意見を伺いつつ取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（天野 一君） 大須賀厚生部長。

（厚生部長 大須賀淑郎君登壇）

○厚生部長（大須賀淑郎君） **新型インフルエンザ対策について**お答えいたします。

本県では、 平成十七年に設置した知事を本部長とする県の対策本部のもと、 保健医療体制の整備や抗インフルエンザウイルス薬の備蓄などを進めてきたところでありますが、 新型インフルエンザ対策は特に発生初期における迅速な対応が重要であると考えております。

まず、 情報の収集と提供体制についてであります。 厚生労働省の緊急通報メールや国立感染症研究所、 在外公館からの情報など多面的な情報収集ルートを確保しており、 発生時には速やかに市町村の関係部署や報道機関などへ情報を提供する体制を整備しているところであります。

また、 市町村、 企業、 学校、 県民の行動につきましては、 現在策定中の行動計画におきましてうがいの励行や不要不急の外出の自粛、 食料等の備蓄、 学校の休校措置、 さらに県や市町村が早急に対応すべき事項などを示しますとともに、 ライフラインの確保を初めとした社会機能の維持を図るため事業継続計画の策定を事業者に求めていくことなどを考えております。

次に、 **富士山静岡空港での対応について**であります。 新型インフル

エンザにおきましても他の感染症と同様に空港内にある国の検疫所と県の保健所が連携し、患者の搬送と対応する病院への入院措置、接触者に対する疫学調査などを行い、感染拡大防止に向けて適切な対応を図ることとしております。

○議長（天野 一君） 杉山産業部長。

（産業部長 杉山栄一君登壇）

○産業部長（杉山栄一君） **有機農業の推進について**お答えいたします。

本県では、有機農業を環境保全型農業の一形態として位置づけ、これまで天敵を活用した病害虫の防除技術の開発等を行うとともに、平成二十年度から県内三地区で有機農業の郷づくり推進事業に取り組んでいるところであります。

また、有機農業推進法に基づき県が取り組む施策を具体的に示した静岡県有機農業推進計画については、今月末の公表を目途に策定作業を進めております。この計画においては、有機農業では病害虫による品質や収量の低下が起こりやすいことから、県は有機農業に取り組む農業者が実践している技術に県や国の研究機関で開発された技術を組み合わせ、茶、水稻、野菜などの栽培指針を作成するとともに、普及指導の強化を図ることで農業者が有機農業に容易に従事することができるよう支援することとしております。

また、農業者が有機農業により生産した農産物の流通販売に積極的に取り組めるようにするため、農業者が地元の量販店や農産物直売所などで行う意見交換会や農場見学会を支援するとともに、ふじのくにしずおかフードフェアなどを活用して、農業者と食品関連業者等との商談の場の設定に努めてまいります。

さらに、有機農業で生産された農産物に対する消費者の需要に的確にこたえるため、本年三月に有機農業に対する消費者の理解と関心の増進を目的としたシンポジウムを開催するとともに、来年度は有機農業の郷づくり推進事業に取り組んでいる島田市、富士宮市における現地交流会の開催や、有機農業に取り組む農業者やその生産物等を紹介する冊子の

作成配布などを行うこととしております。

今後とも、静岡県有機農業推進計画に基づき、市町村や関係団体と連携して有機農業の推進に努めてまいります。

○議長（天野 一君） 衛門建設部長。

（建設部長 衛門久明君登壇）

○建設部長（衛門久明君） **森の力再生事業について**お答えいたします。

この事業は、特に県民の協力によるもりづくり県民税を財源としておりますことから、事業の執行状況や効果について、外部有識者による森の力再生事業評価委員会の検証を受けながら進めております。

荒廃した人工林の森の力を回復するため、林内に下草や多様な広葉樹を発生させ混交林化を目指しており、整備から二年後の調査では、下草が表土を覆う割合が平均一五%から四一%に、樹木の種類も十八種類から五十七種類に増加し期待した効果があらわれておりますが、混交林化をより確実にするためには、場合により追加の植栽などの手入れが必要と考えております。

また、この事業を契機として、これまで延べ十万人の就労機会の創出や約六十人の新規雇用、約四万立方メートルの県産材の新たな活用、さらには身近な竹林や里山を自治会が持続的に管理する取り組みなどにつながり、山村地域の活性化や循環型社会の構築にも寄与するなど、その効果が徐々に広がりつつあります。

県といたしましては、これまでも県民だよりを初め市町村長や商工団体との意見交換会などを通じて税や事業内容の広報に努めてまいりましたが、今後はさらに広く事業の有効性への県民の皆さんの理解を深めるため、県内各地でのタウンミーティングや体験ツアーの開催を通じ、県民の協力を得ながら着実に荒廃した森林の再生に努めてまいります。

次に、**草薙総合運動場の再整備について**であります。

初めに、第二静岡学園との交渉の状況であります。昨年度末、交渉を進めるための基本協定を取り交わし、本年度は用地及び物件調査を実施したほか補償内容や移転の時期などについて交渉を進めてまいりました。

た。この結果、用地取得及び物件補償の基本的な考え方について理解が得られたことから、平成二十一年度の取得に向け交渉を進めてまいります。

また、草薙体育館につきましては、再整備基本構想の中でも現体育館の機能を引き続き確保していくこととしておりますが、近年老朽化が進み耐震化の問題も指摘されておりますことから、本年度は詳細な耐震診断を実施し、補強対策が必要であるとの調査結果を得たところであります。

昨年末には、静岡市及び関係団体から、草薙体育館を東静岡地区へ移転誘致する要望書が出されたところでもあり、高度化する施設水準への対応を含め、引き続き広く関係者から意見を伺った上で、総合計画の見直し等も踏まえましてこの方向性を検討してまいります。

○議長（天野 一君） 遠藤教育長。

（教育長 遠藤亮平君登壇）

○教育長（遠藤亮平君） **学校の安全維持について**お答えいたします。

学校において、安全・安心の確保は第一に優先されるべきものであり、すべての児童生徒が教育を受ける上で最も基本的かつ不可欠なことであります。

新たに改訂された学習指導要領の総則には、安全に関する指導が盛り込まれ、学校保健安全法には学校設置者の責務や地域の関係機関等との連携等についての体制を整備することが追加されるなど、指導の充実や学校安全へのそれぞれの果たすべき役割が明確になってまいりました。

県教育委員会といたしましては、今後、県内すべての小学校区に配置しているスクールガードリーダーの増員や新たに中学校教諭に対する防犯教室研修会の実施、また高等学校への交通安全指導員の配置などにより、警察等関係機関や地域との連携による体制の強化や指導者の資質向上を図るとともに、このたびの法改正の趣旨に基づいた学校安全計画を各校が早急に策定するよう指導してまいります。

また、学校安全教育活動全体を通して、安全に関する情報を正しく判断し安全のための行動に結びつけることのできる児童生徒の育成を目指す

など、一層の学校安全の推進に努めてまいります。

○議長（天野 一君） 原田警察本部長。

（警察本部長 原田宗宏君登壇）

○警察本部長（原田宗宏君） **警察行政についてのうち、初めに体感治安の向上について**お答えいたします。

議員御指摘のとおり、平成十九年から取り組んでまいりました静岡県警察治安再生プログラムは本年一月で二年が経過し、昨年の刑法犯認知件数や人身交通事故件数なども一昨年に続いて減少するなど、これまで推進してきた各施策の成果が着実にあらわれているのではないかと考えております。

しかしながら、全国同様本県におきましても、重要凶悪事件の発生や振り込め詐欺の続発など犯罪情勢は依然として厳しく、加えて昨年の金融危機から始まった世界的な不況や社会情勢における不安定要因が、今後の治安情勢に少なからず影響を与えるのではないかと懸念されるところであります。

こうした情勢の中で、治安再生プログラムはことし実施目途の最終年を迎えるわけではありますが、体感治安向上のためには、社会に不安を与える殺人、強盗等の凶悪事件の徹底検挙や社会的弱者をねらった振り込め詐欺事件等に対する諸対策を着実に進めることはもちろん、これまでの施策や仕事のやり方に安住せず積極的に見直し改善を加え、各種施策を一層強力に推進し犯罪の減少傾向を一層堅調なものとするのが重要であると考えているところであります。

また、県民、企業への情報提供、関係機関等を通じた広報活動を積極的に展開するとともに、犯罪の変化に機敏に対応しスピード感を持った先手先手の防犯活動、検挙対策、そして犯罪に強い社会システムをつくるための各方面への働きかけを的確に推進してまいりたいと考えております。

次に、**犯罪被害者支援について**であります。

犯罪被害者支援は、犯罪被害者自身を初め各方面の尽力により大きく進展してきたところであります。また殺人や性犯罪、交通死亡事故、

ひき逃げ事故の御遺族や被害者の受ける精神的打撃は極めて大きく困惑の度合いも強いことから、特にきめ細かな支援を行っております。

支援の具体的内容としては、捜査経過の説明、「被害者の手引」の交付による刑事手続などの説明、事情聴取、捜査書類等の作成または作成時の付き添い、病院への付き添いや医師との連絡、被害者家族への説明・連絡、各種相談への対応などの活動のほか、警察に提出する文書料や性犯罪被害者の初診料等の公的負担、犯罪被害給付制度に基づく給付金の支給などの経済的支援も行っております。

課題についてであります。犯罪被害者支援は、犯罪被害者等基本法が示すとおり国、地方公共団体及び民間の被害者援助団体などが相互に連携をとりながら行うべきものであり、県、市町などに取り組みの充実強化を図っていただき、相互に連携協力して、より一層被害者の立場に立った支援活動を展開していきたいと考えております。

また、犯罪被害者等が、犯罪等により受けた被害から立ち直り再び平穏に過ごせるようになるためには、警察や国、地方公共団体による施策を十分に行うことのみならず、被害者を取り巻くすべての人々の理解と配慮、そしてそれに基づく協力が重要でありますので、広報啓発活動を推進し、被害者が置かれた現状等に対する県民の理解の増進と配慮・協力の確保に努めてまいりたいと考えております。

県警察といたしましては、今後も被害者や関係者の声に耳を傾け、関係機関・団体とともに、これまでに構築している各種施策・制度を適切に推進し、真に実効の上がる被害者支援に取り組んでまいりたい所存であります。

○議長（天野 一君） 三十番 小長井由雄君。

（三十番 小長井由雄君登壇）

○三十番（小長井由雄君） **土地収用法**でですね、土地を余分に収用してしまったという問題でございますけれど、返還に向けて地権者と協議を進めていくということでございますけれど、現状ですね、土地は大

分もう変形してしまって場所もわからないと、確定できないというような状況になってるというようなことも聞いておりますけれど、その辺についてはどんなふうに今後していくのかお伺いいたします。

それから**搭乗率保証**でございます。航空会社のリスク軽減のためということでございますけれど、七〇%というのはですね、どういう根拠でこれを決められているのかということ、そしてまた搭乗率保証に関しましては、私は最初からやる必要はないんじゃないかなというような気がします。途中までやって、かなり搭乗率が悪いということであれば、またその段階でですね、県のいろんな施策展開の間、一年間ぐらいは搭乗率保証して航空会社に減便をやめてくれというような言い方もできるんじゃないかなと思いますし、また静岡―福岡便でしたら、需要予測でいくと二十四万人ということでございますので、搭乗率保証というような制度をとらなくても十分航空会社を説得できたんじゃないかなと、航空会社にそういうお話ができたんじゃないかなというふうに思いますが、その辺の点についてお伺いさせていただきます。

それから**浜岡原発でございますけれど三、四号機の耐震性**ということ です。耐震性の工事を行ったということでございますけれど、一、二号機と同程度の耐震性を持っているというようなことでずっとこれまで来ておりますので、一、二号機は三千億かけて免震装置等も含めた工事をするというようなことを言っていたかと思えます。その辺についてですね、三、四号機免震装置ということは言われておりませんが含めてですね、安全性は大丈夫なのかどうなのかお聞かせをいただきたいと思えます。

それから知事は、再三にわたりまして地元の合意、地元の合意ということをおっしゃるわけでございます。そしてまた安全性ということを強調されます。安全性ということを強調されるということですね、これはまず県が率先してこの安全性を確認するということも必要ではないのかなというふうに考えますが、その辺についてお伺いさせていただきます。

○議長（天野 一君） 石川知事。

(知事 石川嘉延君登壇)

○知事 (石川嘉延君) 小長井議員にお答えいたします。

土地収用法の過収用の部分どうするのかという話であります。これはこれから地権者と十分話し合っただけで対処したいとこういう考えでございます。

それから**搭乗率保証**の問題でありますけれども、いろいろなお考え、例えば小長井議員がいろいろお述べになったようなお考えもあるとは思いますが、いろいろな交渉の過程でいろいろやりとりした結果、日本航空側における福岡路線三便、三便ということについてのリスクについて、何らかの備えがないと就航しにくいということから、このようなことになったわけでありまして。

ただ、青天井でこういうことをやるってということも問題がありますので、とりあえず半年間の措置としてその後の状況を見てその次をどうするか、先ほどもちょっと御答弁いたしましたけれども、減便するってということも含めて、この七〇%を下回った場合にはいろいろ考えていかなきゃいけない。

また、七〇%を超えて順調に推移した場合に、その後はですね、増便とかあるいは機材の大型化などを働きかけなきゃいけないと思っておりますし、そういう過程でのいろいろな状況を見てバランスの中で決まってきたものでありまして、方程式でぱっと出てきたような数字というふうには理解をしております。向こうがリスク軽減のための最低限のラインということで、得心がいった数字だというふうに私は受けとめておるところでございます。

さればとって、これが必ず七〇%を下回って補てんが発生するということわけでもありません。今後関係各方面の御協力もいただきながら、この七〇%ラインを上回るような利活用、これにもあわせて全力を挙げて取り組む考えであります。

浜岡原発の問題については総務部長から御答弁申し上げます。

○議長 (天野 一君) 藤原総務部長。

(総務部長 藤原通孝君登壇)

○総務部長（藤原通孝君） **浜岡原発についての再質問にお答えをいたします。**

まず、三、四号機の安全性は大丈夫なのかと、こういう御質問であります。

三、四号機について一千ガルということで耐震裕度工事を行って、今、国の審査を受けていることは先ほど申し上げたとおりであります。が、まさにその安全性が本当に大丈夫なのかということを経済審査されているものと認識をいたしております。

また、これも先ほど御答弁申し上げましたが、第三者の評価についても受けるように中部電力に求めたところでありまして、現在その評価も進められているということも報告を受けているということでございます。ですのでこれらについては今後とも国の審査をきっちり見守り、また第三者の評価についてもお話を伺いながら、安全性を確認していくということになるというふうに考えております。

また、安全性を県が率先して確認すべきではないかという点についても、累次知事からも御答弁をこの県議会の場でもしておったかと思えますが、やはりそれぞれの立場といえますか、持てるノウハウで答えていくべきものというものがあると思っております。

我々としても、こういった一連の過程をしっかりと公開の場で説明を受けたり、あるいは疑問点を質問したり、あるいは国に対しても要望したり、もちろん中電に対しても安全性についてきっちり説明するように求めたりといったようなことを繰り返してきておるわけでありまして、それぞれの国の立場、県の立場、さらに地元市町村、あるいは事業者の立場それぞれにあろうかと思えますが、まずは事業者がきっちりと安全性を説明をするというのが第一点、さらにそれを審査すべき立場にある国がきっちりと見ていただくというのが第二点、我々としてはその過程をできる限り県民の皆様、あるいはもちろん地元の皆さんにオープンな形でやっていっていただけるように求めていくと、これが県の考えでございます。

引き続き、こうした考えに基づいて地元の合意、あるいは安全性とい

うものを最大限尊重すると、あるいは大事にするという観点から取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（天野 一君） 三十番 小長井由雄君。

（三十番 小長井由雄君登壇）

○三十番（小長井由雄君） もう一度**搭乗率保証**についてお伺いをさせていただきます。

航空会社のリスク軽減の最低限の数値だというのが七〇%だというふうにお答えいただいたかと思うんですけど、これだけではですね、七〇%を切った場合は税金から払うということでございますので、なかなか県民の皆さんの納得できる説明ではないのかなと。七〇%というのは何か根拠があるのかどうなのか、その辺を確認して七〇%と決められたのかどうなのか、その辺をもう一度お聞かせをいただきたいと思えます。

それから需要予測でいきますと二十四万人ということでございます。三便ですね、例えば三百六十五日あれば二十九万三千四百六十席のうち二十四万人ですから、八一・七%の搭乗率になるわけでございますね。そうしますと航空会社とのいろんな話し合いの中で、先ほども申し上げましたが、こういった需要予測をもとにですね、搭乗率保証というのは設けなくてもやっていけるんじゃないかと、もう少し飛行機も出せるんじゃないかというようなことも話できたんじゃないかなと、そんなふうに思いますが、その辺のところにつきましてもう一度お聞かせ願います。

○議長（天野 一君） 岩崎空港部長。

（空港部長 岩崎俊一君登壇）

○空港部長（岩崎俊一君） **目標搭乗率**への七〇%の数値でございますけれども、同種の機材を使用しています類似のほかの路線の事例を参考に福岡路線について想定されます費用の見込み、それと旅客一人当たりの実収の見込み運賃をもとに算出したしました損益分岐点搭乗率、これ

に基づきまして設定をさせていただいたところでございます。

ただ、開港前の現時点におきましては、富士山静岡空港の実績値がないものですから、他路線の事例によることが最適の方法であると考えております。

なお、能登空港、米子空港など既に同制度を実施しておりました空港におきましても、いずれも初年度は七〇%を目標搭乗率に設定をしているところでございます。

次に、需要と航空会社との関係でございます。私ども需要予測二十四万人、福岡線につきましては存すると思っております。また最初の平成十七年度の全国幹線旅客流動調査によりますれば、本県と福岡県との旅客流動は三十七万人で、このうちかなりの部分を私どもの空港に取り込むことができると考えてございます。

一方、航空会社のほうは航空会社のほうで、そのときどきの経営状況でございますとか、全国展開、また国際的に経営戦略をとっております、そこら辺が経営戦略というその一環として静岡路線について何便就航するのかということをお検討されておると思しますので、そのところはなかなか立場が違ふところでございますけれども、私どもとしては福岡線三便につきまして、需要喚起を講じまして七〇%以上の搭乗率達成に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（天野 一君） これで小長井由雄君の質問は終わりました。

以上で本日の質疑及び一般質問を終わります。

平成 20 年 11 月静岡県議会臨時会



小長井 由雄【討論】

発言日：2008/11/06

会派名：民主党・無所属クラブ

○議長（天野 一君） これから討論を行います。

通告により三十番 小長井由雄君。

（三十番 小長井由雄君登壇 拍手）

○三十番（小長井由雄君） 私は民主党・無所属クラブを代表して知事提出の第百四十一号議案「平成二十年度静岡県一般会計補正予算」について、反対の立場から討論を行います。

振り返りますと、この空港建設に当たっては、今回で三回目となる完成期日の引き延ばしや需要予測の下方修正などさまざまな問題が議論されてきました。そして私たちのこれからの果たすべき役割は、スタートからの膨大な赤字が予想される中で、県民の税金を際限なくつぎ込み続けなければ維持できない空港とならないよう健全な運営と体力を持った空港として存在できるように、時に厳しく時には大胆に監視し提言していくことだと考えております。

さて、空港の名称も富士山静岡空港と決まり、いよいよ来春三月に開港することを県当局は国の内外に広く宣言してきたところであります。しかしこの時期に、我が会派が指摘していた制限表面上に残る立ち木などの支障物の存在から、開港延期ということもあり得るという事態になってしまったことは残念でなりません。この問題については、九月議会での我が会派の大石裕之議員の代表質問に対する答弁を見ても、県のこの問題に対するずさんな取り組みや隠ぺい体質が明らかになっているところであります。

今回の一億一千万円の一般会計補正予算は、富士山静岡空港を二千五百メートルから二千二百メートルへ短縮し暫定的に開港してしまおうという議案であります。県はこれまでも開港の時期を二度も変更をしてきており、またかとの声も聞こえてきます。今回の開港延期は、今までに比べると、三月開港に向けてさまざまな業界や企業、行政などが準備を進めてきている中で、国の内外への影響の波及もさることながら県の問題解決能力の欠如が露呈されたものであり、非常に深刻であると言わざるを得ません。

これまでの議論でも明らかなように、これは県当局の失態であり、そこに至る過程において知事の政策判断の誤りがあったことは自明の理であります。それでもこの問題を当局が認識した直後に県民や議会に報告があれば、それぞれに対応の方策もあったはずですが、事ここに至ってせば詰まっただけの報告という見切りの対応では、その損害も大きなものにならざるを得ません。

しかし、そのような中、地権者からは具体的な交渉について申し入れ書ということで話し合い解決に向けての提案がなされているのですから、それを受けて解決に向けての交渉の席に着くことが広く県民の利益に沿うものであることはだれの目にも明らかであります。

私たちは、これまで知事が公言してきた二〇〇九年三月開港を簡単にあきらめ、県民が納得できる十分な説明もなく、しかも問題の解決に向けてその後の展望を示すことのないままに一億一千万円を使って工事を進め、静岡空港のイメージダウンになる二千二百メートルでの暫定開港を強行することには到底賛成できるものではありません。

もし、本当にこのまま当局の考えのように二千二百メートルでの開港となれば、これまで問題の解決のため話し合いに応じることを表明している地権者との話し合いの可能性を失うことになるのではないかと、大いに危惧するものであります。

さらに、今後、開港が延期されることによる各方面からの損害賠償を求められないとも限らず、大きな禍根を残すことになるのであります。

今後、県の考える二千二百メートルでの暫定開港では、暫定開港している間に円満な解決が果たせなかった場合に、またしても強制収用ということになるのではないのでしょうか。以前に一度強制収用したエリアで、執行側の測量ミスで取り残した部分を強制的に収用するという強権発動を再度許可するという前例もないことが許されるのでしょうか。簡単に許されるとは思えません。

二千二百メートルで暫定開港してしまったばかりにすべてが八方ふさがりになることも考えられ、暫定開港のまま進展が見られない場合、国はある時期において二千二百メートルの空港として認定し、既に完成した

二千五百メートルから三百メートル分のこれまでの補助金の返還を迫ることもあると聞いており、その額は三十億から三十五億にも上るとも言われています。仮の話とはいえ大変現実味のある話であると思われませんが、そのような可能性もある以上、あくまで二千五百メートルの滑走路を使用できる空港として、また就航率を上げるための計器着陸装置も使用できる安全で安心な空港としての開港を目指すべきであると考えます。

したがって、今回の補正予算には賛成できるものではありません。

以上、知事提出の第百四十一号議案「平成二十年度静岡県一般会計補正予算」に反対する討論を申し上げました。

結びに、空港用地の取得は県政史上初めての土地強制収用という手法で、多大の時間と経費と労力と精神的苦痛を伴って行われました。今回、さらに多くの時間と経費と労力と精神的苦痛を伴う上に静岡県の信用を失墜させるような判断がなされることがないように、十月二十八日知事あてに地権者から示された申し入れ書を真摯に受け入れ、話し合いによる速やかな解決を進めるよう強く要請いたしまして、私の討論を終わります。（拍手）

平成 20 年 2 月 静岡県議会定例会 質問

質問分類

代表質問

質問日:

2008/02/29

質疑・質問事項: 1 地方財政健全化法について
2 限界集落について
3 消防の広域化について
4 東海地震対策について

- 5 浜岡原発について
 - (1) 安全性の確保
 - (2) プルサーマル計画の導入
- 6 富士山静岡空港について
- 7 NPOと行政の協働について
- 8 食に関する諸問題について
 - (1) 食の安全
 - (2) 地産地消の推進
 - (3) 小規模農家への支援
- 9 難病対策について
- 10 新型インフルエンザ対策について
 - (1) 危機管理体制
 - (2) 医療体制
- 11 地球温暖化対策について
 - (1) エネルギーの地産地消
 - (2) 環境ビジネスの振興
- 12 道路特定財源制度の改革について
- 13 確かな学力の育成について
- 14 サイバー犯罪について

○副議長（吉川雄二君） 通告により、三十番 小長井由雄君。

（三十番 小長井由雄君登壇 拍手）

○三十番（小長井由雄君） 民主党・無所属クラブを代表して当面する県政の諸課題について、知事並びに関係部局長、教育長、警察本部長にお伺いいたします。

初めに、**地方財政健全化法の施行と県内市町村の財政状況について**伺います。

昨年六月に地方公共団体の財政の健全化に関する法律が成立し公布されました。施行は二〇〇九年四月となっておりますが、実質赤字比率、

連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びに地方公営企業の資金不足比率の五つの財政指標の公表等に関する規定については本年四月一日から施行され、二〇〇七年度決算に係る数値の公表がすべての市町村に義務づけられることになっております。

地方財政健全化法は市町村の財政状況を他の団体と比較可能な形で明らかにするものであり、これによって議会や住民によるチェックという自治本来の機能が一層発揮され、財政規律の強化が図られることが期待されるところであります。

県内の市町村の財政状況を見ますと、経常収支比率、財政力指数等これまでの主な財政指標では比較的良好な水準にある団体が多くあります。しかしながら、中には下水道事業、病院事業等公営企業の経営が大変厳しい状況にある団体も見られるとともに、三位一体の改革による地方交付税の削減の影響を受け、政策的な経費に充てられる一般財源が減少するなど次第に財政の弾力性が失われてきている団体もあると聞いております。

そこで、県では地方財政健全化法に照らし県内市町村の財政状況をどのように認識されているのか、また地方財政健全化法の趣旨を踏まえ、今後市町村に対してどのように指導を行っていくのかお伺いします。

次に、**限界集落**について伺います。

限界集落とは、六十五歳以上の高齢者が集落の半数を超え、冠婚葬祭を初め生活道路の補修管理等の社会的共同生活の維持が困難な状況にある集落のことです。このような集落の出現は、居住地や耕作地を拡大し続けてきた我が国の歴史から見れば、拡大・拡張から縮小・撤退へ向かう大きな転換点を象徴するものであります。したがって、限界集落に関する議論は集落問題というだけでなく、我が国のこれからのあり方、国と地方のあり方という議論につながるものであります。

二〇〇六年に行われた国土交通省の調査では、過疎地域市町村において六十五歳以上の高齢者が半数以上を占める集落の数を七千八百七十八集落、今後消滅するおそれのある集落は二千六百四十三集落とし、このうち今後十年以内に消滅するおそれがあると予想される集落は四百二十三集

落と予想しています。この調査では過疎地域や消滅集落の実態と問題点も報告されています。過疎化が進み集落が崩壊することによる空き家や廃屋の増加は、景観上も危機管理上も大きな問題です。また農地、森林の荒廃は国土保全の観点からも公益的機能の低下につながり、今後大きな問題を引き起こすと懸念されます。

このようなことから、限界化が進んでいる集落の限界化の抑制に早急に取り組まなければならないと考えます。特に緊急時の医療体制の確保、災害防止、交通や情報通信網の整備などが住民の生活を維持し、集落を維持するための限界化抑制の基本的な条件であり、集落がどんなに限界化しても保障されなければなりません。このことについてどのように取り組まれるのかお伺いします。

集落機能が低下していく過程で、機能が急速に低下し消滅へと向かう臨界点があると言われます。そして政策支援を含めた外部からの働きかけは、この臨界点まで勝負どころだと言われております。集落へ対策を講じるにしても早目の施策展開が必要だと考えますが、当局の御見解をお伺いします。

次に、**消防の広域化について**伺います。

県内消防本部の現況は二〇〇八年一月現在、二十七消防本部で県内すべての市町村を管轄しております。このうち静岡市、浜松市の消防本部は管轄人口が三十万人以上ですが、十万人未満の消防本部が十三あります。この中で管轄人口が最も少ないのは東伊豆町消防本部で一万四千人余、管轄の面積では最も狭いのは清水町消防本部で八・八四平方キロメートルとなっています。また予算面から見れば、二〇〇六年の県内消防本部の予算額は合計五百三十八億円で、その七割近くを人件費が占めるという状況にあります。

近年の災害の大規模化、住民ニーズの多様化など消防を取り巻く急速な環境の変化に伴い、小規模な消防本部においては、出動態勢、保有する車両などの住民サービス面や組織管理、さらに財政運営面での限界が指摘されるなど消防の体制としては必ずしも十分ではない状況にあると言われております。これを克服し的確に対応できる体制を整備するため

に、市町村の消防の広域化による常備消防の規模を拡大することで、スケールメリットを実現することが有効であると言われております。

静岡県では、消防本部の管轄人口の減少と高齢者の増加による救急出動の増加、さらには地域消防を担っている消防団員の減少などの問題を抱えており、消防の対応力と消防力の強化が問題となっております。

このような課題に対処する目的で消防の広域化を推進するために、現在、静岡県消防広域化推進計画の策定作業を進め、このほど東部、中部、西部の三圏域での広域化ということで検討委員会の意見集約がなされたということであります。住民の生命、身体及び財産を守る責務のある消防のあり方は県民にとって大きな関心事であります。

そこで、今後、広域化を進めていく上での問題点について伺います。

まず、広域化を進める上で常備消防を実効性のある体制へと整備し、市長、町長、市町村の部局や消防団、自主防災組織などと消防の連携協力体制の充実が重要と考えますが、この点をいかに図っていくのか。また消防業務に対する首長の責任と権限はどのようになるのかお伺いします。

次に、圏域の中に人口集中地域と過疎地域が混在しており、山村地域では消防団員の減少と高齢化により弱体化が進み中心部と周辺部との格差の問題が起きていますが、ここをどのように埋めていくのか、また消防救急無線のデジタル化を進めるには指令センター設備の整備などに多額の費用を要すると思いますが、その財政的な措置についてはどうなるのか、さらに広域化のスケールメリットによって生まれる人員、予算の余剰はどのように活用されるのかお伺いいたします。

次に、**東海地震対策について**伺います。

静岡県の東海地震対策は、百年から百五十年の周期でマグニチュード八クラスの大地震が発生しており、現在はこのクラスの地震がいつ起きてもおかしくないほどに切迫しているという地震学の分析に基づくものであります。

ところが、昨年経済産業省の外郭研究機関、産業技術総合研究所による御前崎地区の地質調査の結果は、千年から千五百年周期で超巨大地震

が静岡県を襲っていたのではないかという可能性を明らかにし、より広範囲な調査を行う必要があると指摘しております。そこから、近く予想される地震は安政東海地震型ではなく、ペルー沖やスマトラ沖で発生している超巨大地震ではないかという予測が生まれてきました。このことについては、昨年九月議会において我が会派の大石議員がその重大性を指摘したところでありますが、静岡県はこの問題についてどのように検討されたのかお伺いします。

次に、**浜岡原発の安全性の確保について**伺います。

原子力発電所は活断層の上への建設が禁止されていますが、浜岡原発はプレート境界という大断層の真上に建設されてしまいました。またこの大断層からは多数の枝分かれ断層が派生しております。浜岡原発の近辺には海域を含めてこうした枝分かれ断層の存在が指摘されておりますが、詳細な調査は実施されておられません。

中越沖地震では断層の過小評価が問題となっておりますが、静岡県としてこの枝分かれ断層と超巨大地震の痕跡があるといわれる地区の詳細な地質調査の実施を、国と電力会社に強く要求するべきだと考えますがいかがでしょうか。もし国や電力会社が実施しようとしなければ、県が独自に早急に取り組むべきと考えますが、いかがでしょうか、県のお考えをお伺いします。

次に、**プルサーマル計画の導入について**であります。

先日、地元四市の市長は、市民の代表である市議会での意見の取りまとめを待ってプルサーマル計画の受け入れを表明しました。これに続いて知事も「地元の理解が得られれば県としても異存はない」と記者会見でコメントし、昨日の本会議における答弁で「プルサーマル計画の実施を了承する」との考えを表明されたところであります。地震に関連しては、四市の市民だけにとどまらず静岡県民の多くが浜岡原発への不安を抱いており、知事も県議会の意思を聴取してから県としての考えを表明するべきではなかったかと思えます。

そこで伺います。静岡県議会は昨年九月議会において、全員一致で「浜岡原子力発電所の徹底した安全確保を求める意見書」を採択

し、柏崎刈羽原発の被災経験をもとに浜岡原発の安全確保をさらに見直すことを求めました。国への意見書であるとはいえ、柏崎刈羽原発が調査中の現段階で新たにプルサーマル計画の導入を承認することは、県議会意見書の軽視になるのではないかと考えますが、御見解をお示しください。

これまでにプルサーマル導入が検討された県では、県主催で賛成、反対の学者、専門家による公開討論会を開催し、県民に公平な情報を提供する努力を示していると聞いております。静岡県も正式な了承の前に県内の何カ所かで公開討論会を実施できなかったのかと思いますが、御見解をお伺いします。

次に、**富士山静岡空港について**伺います。

富士山静岡空港は建設地決定から二十年、着工以来十年を経て、来年三月の開港まで一年と迫りました。

一九九五年に発表した静岡空港基本計画では開港時の需要予測を七路線百七十八万人としましたが、二〇〇三年には需要予測をやり直し国内四路線一日十四便で年間百六万人が見込まれるとし、新たに海外九路線でも三十二万人、計百三十八万人の利用客と予測しました。県では、開港に向け国内外へのエアポートセールスなど就航先の確保に向けた取り組みや観光客誘致に向けた商談会なども行ってきたと伺っており、その取り組みにより昨年までに国内線三路線六便、国際線では韓国アジアナ航空によりソウル間を一日一往復の就航が表明されたところであります。

しかし、これだけでは県の開港時需要予測には満たないと思います。そこでこれからの一年間、需要の拡大に向けどのような取り組みをしていくのかお伺いします。

昨年十一月には着陸料を国内線は期限を決めずに当分の間三分の二とし、国際線は就航促進のための優遇策として開港からおおむね三年間は国内線の半分とする旨のパブリックコメントが行われ、この内容を含む空港条例が本会議に提案されております。さらに二〇〇八年度予算では、旅客ターミナルビル使用料や夜間駐機便の宿泊費補助などの航空会社への優遇策がとられました。そしてチャーター便運航支援やパンフレ

ット制作費の補助、観光オフシーズンのパック旅行への補助、団体利用送迎バス費用の補助など航空会社以外への補助も予算化されております。

航空会社による地方空港の路線廃止や見直しが相次ぎ、地方空港の運営は厳しさを増している状況ですが、開港前からこのように優遇策、補助金づくめでは、県は空港の健全な運営に自信がないのではないかと、将来的に赤字経営になるのではないかと県民に不安を与えることになりま

す。この点について御所見をお伺いします。

昨日の知事の答弁では、航空会社に一定の搭乗率を保証する搭乗率保証を検討しているということであり、さらに修学旅行などへの補助事業も検討すると伝えられており、路線の確保、利用客確保の厳しさを感じさせるところであります。県は空港施設の維持管理費を賄うためには年間百万人の利用が必要だとしておりましたが、今後の見通しについてお伺いいたします。

次に、**NPOと行政の協働について**伺います。

一九九八年三月にボランティア活動を初めとする市民の活動を支援する目的で特定非営利活動促進法　いわゆるNPO法が成立してから十年になります。この新しい非営利法人制度が創設されたことにより、全国に法人格を取得する団体が急増し、その後活動範囲の拡大に関する改正や税制上の優遇策の改正などを経て、NPO法人は増加を続けております。

昨年末現在、法の施行後十年間で全国に三万三千三百八十九法人が設立認証されております。本県においてはことし一月末現在で七百四十八法人が設立認証を受け、県内三十八市町村においてさまざまな分野で活躍しており、さらに設立申請件数もふえ続けているということでありま

す。

社会の急速な転換期の中で、行政には全体の奉仕者として公平性、平等性の確保が求められ均一で安定的なサービスの提供を目指しますが、NPOは機動性、柔軟性を生かしきめ細かなサービスを提供することができます。また企業は利潤の追求を前提にしていますが、NPOは利潤の追求という制約にとらわれず必要と考える社会的な使命の達成を優先で

きます。このように一定の目的や価値観のもとに課題の解決に柔軟で迅速に取り組むことができ、先駆的、創造的な活動を展開できるところにNPOの存在意義があります。

コミュニティー機能が低下する社会にあつて、また個人の自立と自己責任が一層求められている中で、時代に対応した個性豊かな活力ある地域社会の構築に向け、行政、企業、NPOがそれぞれの存在意義を認識し協調、連帯していくことが求められていると思います。中でもNPOと行政との協働は、より効率的で県民本位の公共サービスを提供するため、これまで介護・移送・配膳サービスなどの保健・医療・福祉分野、公共施設や公園を管理運営するまちづくり分野などで行われてきました。

時代の潮流が大きく変化する今、地域社会の新たな課題や持続可能な社会に向けた取り組み、そして多様化、複雑化する県民ニーズに的確に対応していくことが求められています。そのためにNPOと行政は相互の自主性、主体性を尊重しつつ互いに理解し合い、役割、責任を分担しながら協働していくことがますます重要ではないかと考えます。

今後、協働を推進していくためにはどのような課題があると考えているのか。またそれらについてどのような取り組みをしているのかをお伺いいたします。

次に、**食に関する諸問題について**伺います。

まず、**食の安全について**であります。

食肉加工会社ミートホープや観光土産の「白い恋人」、「赤福」などの品質表示や期限表示の偽装発覚と、さらには海外からの輸入食品・農産物の残留農薬問題や輸入牛肉の牛海綿状脳症 BSEなど消費者の信頼を揺るがせる事件が続発しており、食品に対する不安が増大しております。

国の食品の安全確保対策は食品安全基本法や食品衛生法により定められております。自治体はこれらの法律に基づいて、事業者に対する監視指導や区域内に流通する食品の検査、地域住民や事業者への情報提供などの業務を担っています。また輸入食品については、国内流通後において

各自治体が監視や検査を行うこととなっています。中国製冷凍ギョーザから相次いで農薬が検出されるなど食の安全に対する不安が広まる中で、本県として今後どのような監視指導体制をとっていくのかお伺いします。

次に、**地産地消の推進について**伺います。

最近の食の安全に関しての世論調査によると、水際での監視強化や原材料の生産国明示といった規制強化を求めるよりも、国内の農業を見直し食料自給率を高めることを望む方が圧倒的に多い結果となっております。このことは消費者がその品質、安全に目を光らせることのできる、できるだけ近い生産地の食品を選択したいと考えているということであり、地元で生産されたものを消費する地産地消は県民に身近なものになり始めていますが、地産地消をさらに拡大するため県はどのように取り組んでいるのかお伺いします。

次に、**小規模農家への支援について**伺います。

消費者が価格の安さや入手の容易さよりも安心な食品を求めようとする中で、小規模であっても安全な食材を提供する生産者を保護する流れは、ヨーロッパなどでは急速に強まっているということでもあります。

静岡県では現在農業の規模拡大を進めております。規模の大きな農家は販路を大手スーパーなどの流通網に乗せることが可能でも、中山間地などの規模の小さな農家ではそういうわけにはいきません。地産地消はまさに小規模農家向きの取り組みとすることができます。また食料の総重量と輸送距離を掛け合わせたフードマイレージが世界第一位という日本の現状からすれば、温暖化対策としての観点からも有効であります。さらに安全な農産物を供給する有機農業も小規模な農業で取り組めるものがあります。

食の安全を求める現在の風潮はヨーロッパのように小規模農家の追い風とできるはずですが、中山間地を中心とした規模の拡大もままならない小規模農家への支援について、県はどうお考えか伺います。

次に、**難病対策について**伺います。

難病は一九七二年の難病対策要綱において、「原因不明、治療方法未確立であり、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病、経過が慢性に

わたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するため
に家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病」と定義されて
おります。

現在、全国的規模での研究が必要な疾患は百二十三疾病あり、原因究
明と治療法の確立に向けた研究が行われています。ところが、原因不
明、治療法も未確立の疾病は近年も増加し続け、国の難病指定の四十五
疾病の患者だけでも全国に約五十八万人おり、指定以外の七十八疾病で
も原因不明の病気で苦しんでいる方々が数多くおられます。

しかし、このうち医療費の公費負担助成の対象とされている難病等は
国指定が四十六疾病で、県指定が三疾病だけであります。原因もわから
ず治療法も定まらない、完治する希望も持てない状態で、療養生活の長
期化による経済的な不安感や安心して療養できる施設の数の不足など、
高齢者対策にも障害者対策にも該当しない患者とその家族を支援する施策
が不十分であります。

難病患者が適切な医療を受けることができるよう、難病患者の医療の
確保と医療の提供体制の整備、さらに長期の療養により医療費が高額と
なる患者の医療費負担の軽減や、保健医療福祉に関する情報の提供など
医療と保健、福祉の双方が連携を図りながら支援していく必要があると
考えます。難病患者の生活の質を高め、患者やその家族が安心して療養
生活を送ることができるよう、難病医療体制のより一層の整備充実を図
る必要があると思いますが、当局の考えをお伺いします。

次に、**新型インフルエンザ対策について**伺います。

新型インフルエンザの出現は、WHOや国連、また多くのインフルエ
ンザの専門家の見解では「もはや時間の問題だ」と考えられており、
出現直後の世界的な大流行　感染爆発が危惧されております。

今日、新型インフルエンザが出現した場合には最大で世界三十億人が
感染し、一九一八年から一九二〇年にかけて大流行したスペインかぜと
同じ弱毒型との想定でも、最大で一億四千万人が死亡すると言われてお
ります。我が国の流行規模の想定では全人口規模の二五%が発症し、そ
のうち最大で約二千五百万人が医療機関を受診し、約二百万人が入院、

約六十四万人が死亡すると推計しております。これを受けて、静岡県は最大で約七十三万六千人が医療機関を受診し、約六万人が入院、約一万九千人が死亡するとの想定をしているところであります。

しかしながら、オーストラリアの権威あるロウイー研究所からは、今回出現が予想される強毒性の新型インフルエンザの感染爆発で、日本における死亡者は二百十万人にも達するであろうとの推計が出されています。さらに、新型インフルエンザによる経済的被害についても、世界経済の損失は約四兆四千万ドル 約五百十四兆円に達するであろうとの発表をしています。日本でも第一生命経済研究所により最初の一年だけでもGDP四%、二十兆円減との試算がされています。

厚生労働省は、二〇〇五年に新型インフルエンザ対策行動計画を作成し、昨年三月には新型インフルエンザが発生した場合の政府・公的機関等の対応をまとめたガイドラインを決定したところであります。人的にも経済的にも甚大な被害を出すことが予想されている新型インフルエンザの出現に備えるため、各方面において早急な危機管理体制づくりが必要です。

そのためには、国の指示を待たずに県が率先して多くの機関と密接に連携をとり、発生 of 早期感知や感染拡大の防止、適切な医療の提供など効果的な初動体制をとることが重要だと考えます。さらに、発生後における急激な患者の増加による医療機関の混乱や社会機能の低下、破綻などの二次被害の発生が心配されます。この二次被害を防ぐためには、県民に対し集会や外出を控えるなどの徹底した行動制限を求めることや、そのための生活関連物資の備蓄を呼びかけるなど、県民に対し必要な情報を適切に提供して協力を求めることが必要です。

そこで、まず県は新型インフルエンザに関して、発生を想定した行動訓練の実施も含めどのように**危機管理体制**を整備していくのか、また県民に対する啓発をどのように進めていくのかお伺いします。

次に、新型インフルエンザの患者が大量に発生することが想定されている中で、県は医療機関の受け入れなどの**医療体制**をどのように考えているのか、その対策についてお伺いします。

次に、**地球温暖化防止対策について**伺います。

地球温暖化をとめることが人類が生存していくための最大の課題であることは、今や世界の共通した認識であります。

昨年二月に公表された気候変動に関する政府間パネル I P C C の第四次評価報告書では、気候システムの温暖化には疑う余地がなく、それは人間の活動による二酸化炭素など温室効果ガスの増加により、もたらされた可能性がかなり高いと結論づけ、今世紀末の平均気温は最大で六・四度、海水面は五十九センチ上昇すると予測しています。

静岡県では、平成十七年度における温室効果ガスの九割以上がエネルギー消費に伴う二酸化炭素排出量で占められており、このことからエネルギーの効率的な利用や化石燃料にかわる新たなエネルギーの導入が課題になっていると思います。

そこで、まずエネルギーの効率的利用形態である**エネルギーの地産地消について**伺います。

温暖化対策として節電が叫ばれていますが、火力発電の発電効率は三九%で残り六一%が利用されずに排熱となり、さらに送電ロスが四%と六五%ものエネルギーロスがあり、最終的に電力として利用されるエネルギーは三五%にすぎないと言われております。このような遠方の発電所からの送電はエネルギー効率や温室効果ガス削減の面から非合理的とも言えますが、我々の生活はこの仕組みに頼らざるを得ないのが現状であります。

今後、エネルギー供給での二酸化炭素を削減するためには、化石燃料にかわる再生可能なエネルギーの一層の導入が必要不可欠であると考えます。風力・太陽光発電などの自然エネルギーの導入や、廃食用油を利用した B D F や未利用の有機性資源によるバイオマスの利活用など、その地域で調達、使用するいわゆるエネルギーの地産地消は、二酸化炭素の排出もなく供給過程での損失も少ないことから、温暖化防止対策やエネルギー確保対策の両面から極めて有効であると考えますが、県の対応をお伺いします。

次に、**環境ビジネスの振興について**伺います。

今日の環境問題は、企業への規制と負担の強化という一九六〇年代の環境対策だけでは立ち行かない問題となっています。市民、消費者も当事者であり、行政が規制をかけ強制してもすべてが解決できるレベルではなく、企業も市民もある程度の負担を覚悟して取り組まなければならないのであります。

こうした中で、環境ビジネスの拡大を図ることにより、市場システムを活用した環境対策が重要性を増しています。企業や家庭におけるエネルギーの効率的利用いわゆる省エネルギー対策については、企業では高効率の機械装置の導入や設備改修、家庭では省エネ性能の高い家電製品への買い換えなどが主なものとして挙げられます。これらは燃料費や電気料金等の経費削減にもつながることから、製品や技術の提供など既にビジネスとして確立されているところであります。

一方、バイオマス燃料などの新エネルギーにおいては、研究開発や実証試験段階にあるものが多く、今後、商業ベースでのビジネスとして確立させていくことが温暖化対策を推進する上で効果的であると考えられます。

そこで、このような新たな業種が環境ビジネスとして確立していくためにはその普及啓発やマーケットの拡大などが必要であると考えますが、県の対応をお伺いします。

次に、**道路特定財源制度の改革**について伺います。

道路特定財源制度は一九五四年に揮発油税収の用途を限定したことに始まる制度であり、既に五十四年が経過しています。一九七五年前後に暫定税率を設けたこともあり、二〇〇七年までに国、地方で百五十五兆円の税収を得て、総額で約三百五十兆円の道路整備事業を行ってきました。そして政府は、今国会に今後十年間で五十九兆円の事業を行う財源として、暫定税率も維持したままの道路特定財源制度を十年間延長する租税特別措置法改正案を提出したところであります。

この制度を創設した当時の道路状況は、当時の道路延長の一割強に当たる約一万六千キロが自動車交通不能の区間を含んでおり、自動車の大型化、重量化、高速化が進む中でこれに耐えられない状況にありまし

た。また道路整備に数十年を要する見通しであったことから、戦後の早期復興に向けたこの政策選択は当時としては適切であり、結果として我が国の高度成長を実現する要因となったことも認めるところであります。

道路整備は我が国の社会資本整備の根幹であることは言うに及びません。しかし、今回の道路特定財源に関する議論は、道路整備のみを優先的に取り扱う特定財源制度を維持し続けるのか、それとも道路のみを聖域化することをやめ、福祉、教育、環境など他の政策分野の中から国民のニーズとオープンな議論によって、税金の使い道を決めていく新たな国家に転換していくのかどうかという議論であります。単に道路整備のあり方やガソリン価格にとどまることなく、この国の将来のあり方の選択につながる大変重要な問題であります。

例えば、現在大きな問題となっている医師不足対策には、二〇〇八年度予算における政府の医師確保対策としてわずか百六十一億円が予算計上されているにすぎません。しかし、道路特定財源制度を廃止すれば数兆円の予算の使い道が自由化されることになり、これを道路に使うのか、社会保障に使うのか、あるいは教育に使うのかを行政、議会そして国民、住民が決めることができます。

同じ医師不足対策でも、地方によっては医師のいる地域に一刻も早く到着できるように道路整備が優先される地域もあれば、医師のいない地域や不足している地域に直接医師を派遣することが適切な地域もあります。あるいは、より険しい地域では道路よりもドクターヘリなどの配置や着陸場所の整備が必要な地域もあると考えます。

戦後復興を目的に緊急、暫定の制度として設けられたこの道路特定財源の一般財源化を通じて、「この国を本当に変えるのか、変えないのか」という根本的な課題が今問われているものであります。行政、議会そして国民の議論を通じて、最も時代に適し、最も地域に適した形での税金の使い道を決めることにより、税金を最大限効果的に使うことができるようになると思います。

今回の道路特定財源の一般財源化の議論は地方の独立運動だと言っても過言ではありません。地方分権推進の大きな一歩へとつながる道路特定

財源の一般財源化に対する意義と必要性について、地方の立場からの御見解を伺います。

次に、**確かな学力の育成について**教育長に伺います。

昨年四月、四十三年ぶりにいわゆる全国学力状況調査が実施されました。結果を見ると小学校の国語、算数、中学校の国語、数学において「知識」に関する問題では相当数の子供たちが今回出題された学習内容をおおむね理解していること、「活用」に関する問題では「知識」の平均正答率には及ばないものの比較的良好な状況にあるということがわかりました。

これは、静岡県が「確かな学力」育成会議の提言を受け作成した静岡県版カリキュラムの効果があらわれているのではないかと、そして県版カリキュラムの趣旨、活用方法の普及・浸透が図られている要因としてコーチングスタッフの存在が挙げられるのではないかと思います。応用力を含めたすべての学力の基本となるのは、やはり基礎学力つまり確かな学力であり、その定着と向上のために不可欠な教師の授業力アップを支援するために、コーチングスタッフの活躍に大きな期待を寄せているところであります。そして来年度からは高校においてアドバイザーティーチャーが新たに導入されるとお聞きしております。

そこで、二〇〇五年度から始まったコーチングスタッフについて、これまでの評価と今後の方針についてお伺いします。

次に、**サイバー犯罪について**県警本部長に伺います。

情報化社会の進展に伴うインターネットのもたらす利便性により、社会や日々の暮らしのあり方が大きく変わりつつあります。しかし、一方ではインターネットの技術を悪用した新しい形態の犯罪が増加しており、未然防止、被害拡大防止などのサイバー犯罪対策が必要となってきております。警察白書によれば、サイバー犯罪の検挙数は増加の一途をたどっており、二〇〇六年中は四千四百二十五件と実に前年比四〇%、千二百六十四件の増加で過去最高となっており、この五年間で約三・三倍にもなりました。

静岡県においても、県警が昨年一年間で受理したサイバー犯罪に関す

る相談件数は千六百五十二件で、前年より四百八十二件の増加と四年ぶりに増加に転じたということであります。中でもインターネット・オークションや詐欺、悪徳商法、パスワードを盗まれたとされる不正アクセスに対する相談が急増したということです。

インターネットの利便性と匿名性を悪用してゲーム感覚のように凶行を企てるのは、不気味と言うほかありません。ネット社会がさらに進むことを考えると犯罪の温床化の防止は急務であります。しかし、どんな有害なサイトでも憲法の保障する言論の自由や通信の秘密との兼ね合いもあり、未然防止には限界があることも承知しております。

県警では、静岡県警察サイバー犯罪対策推進要領を定めるなどして防止対策を推進していると聞いておりますが、サイバー犯罪に対する認識及び取り締まりなどどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

以上の質問に、適切なる御答弁をいただきますようお願いいたします。（拍手）

○副議長（吉川雄二君） 石川知事。

（知事 石川嘉延君登壇）

○知事（石川嘉延君） 小長井議員にお答えいたします。

初めに、**富士山静岡空港について**であります。

富士山静岡空港の就航路線につきましては、全国的には地方路線が相次いで廃止されるという厳しい状況であるにもかかわらず、開港の一年以上も前から航空三社による就航表明がなされたことは富士山静岡空港の持つ潜在力が高く評価されたものと考えております。一層の需要拡大を図り、より多くの路線を確保するため、国内線につきましては鹿児島を、国際線につきましては中国、台湾及び香港を重点地域として、引き続き就航先との交流拡大や観光商品開発に取り組んでまいります。

また、静岡県内の企業である鈴与が小型航空事業を始めるということでもあります。この事業で富士山静岡空港利用に当たって、県に今具体的な支援要請はありませんけれども 国内便、各地にいろいろ路線

を張るに際して、それがうまく実現できるように要請があれば県としてもこれにできるだけこたえていって、この利活用促進にも貢献してもらいたいと考えております。

このような航空会社や旅行会社等への支援策につきましては、多くの路線就航を実現し富士山静岡空港の持つ潜在力を顕在化するため必要不可欠なものであります。他空港でも効果を上げておる事例に照らして、それらを参考にしながら、本県としても支援策をまとめて来年度予算に計上し議会にお諮りしているところでございます。

そのような支援策が功を奏してこの富士山静岡空港の就航先や便数がふえてくれば、もともとの潜在力が顕在化することは疑いありませんし、今、考えておる、当初何年間か必要と思われる支援策もやがて不必要になっていくと期待しているところであります。

したがって、利用客数の今後の見通しでありますけれども、他空港において支援策などを効果的に活用して関係者が一丸となって利用拡大に取り組む、開港後五年程度で利用客数を倍増させた空港があります。例えば福島空港とか岡山空港であります。こういうことでもありますので富士山静岡空港においても開港前はもとより開港後においても、県を初め富士山静岡空港就航促進協議会や関連企業、団体、県民が一丸となって利用を拡大し、十分な旅客を確保できるように全力を挙げて取り組んでまいります。

次に、**食に関する諸問題についてのうち、食の安全について**であります。

本県では、県民への安全・安心な食品の提供を目標に、平成十四年度にせずおか食の安全推進のためのアクションプランを策定いたしまして、これに基づいて関係部局が連携の上、各種施策を積極的に推進してまいりました。具体的には、続発する期限表示の改ざんやノロウイルス食中毒の再発防止対策として、四万二千余の営業施設を対象に業種別・規模別の食中毒発生リスクに応じた監視指導計画を立案しまして、食品衛生監視専門班による立ち入りや消費生活部門等との合同監視をより重点的、効率的に実施をしております。

なお、今回の食品による一連の薬物中毒事案では、県民からのさまざまな相談に応じた食の総合相談窓口が十分機能したと考えております。その中で有害物質の検査につきましても本県の環境衛生科学研究所で迅速に対応したところであります。今後ともアクションプランを着実に推進するとともに、健康被害のおそれのある事案等につきましてもは県民に対する迅速かつ的確な情報提供によって、食の安全と消費者の信頼確保に努めてまいります。

次に、**新型インフルエンザ対策についてのうち、危機管理体制について**であります。

人から人へ感染する新型インフルエンザは、一たん発生すると大規模な健康被害が生ずるだけでなく、日常生活や産業活動を初め県民生活に広く影響を及ぼすおそれがあります。

昨年から日本ではしかの流行が大きく報道されております。昨年台湾に参りましたときも、このことが向こうで話題になりまして、台湾の方々が日本へ行くとはしかになるから大変だつてことで旅行を取りやめてしまったと、非常に旅行業者も影響を受けたつてというようなことが話題になっておりました。はしかですらそういうことでありますので、仮にこの人から人へ感染するような新型インフルエンザが日本で発生したとなると、もうはかり知れない国民生活や経済への影響が心配されるわけがあります。

このため、平成十七年十一月に二年ちょっと前ですね、私を本部長とする対策本部を設置するとともに、患者への医療提供等の対策を中心とする行動計画を策定するなど体制の整備に努めたところであります。

今後は、発生後の患者が増加していく各段階ごとに医療機関に加え県民や行政機関、その他関係機関などが取るべき行動をまとめた総合的な行動計画を、二十年度前半にも作成する予定であり、この計画に基づいて県民に対し、食料の備蓄や集会の自粛などの行動制限への協力も含めた啓発を行ってまいる考えであります。またそれぞれの関係機関が計画に定めた役割を果たすために、発生後の対応を想定した訓練が必要と考えております。政府や関係省庁が行う総合訓練に職員を派遣し情報収集

に努めておりますが、今後も国と密接に連携を図りながら図上訓練等で検証してまいります。

県といたしましては、県民の安全と安心を確保するため今後とも新型コロナウイルス対策のより一層の充実に努めてまいります。

次に、**地球温暖化対策についてのうち、エネルギーの地産地消について**であります。

太陽光や風力、バイオマスなどを活用した新エネルギーを中心とするエネルギーの地産地消は、地球温暖化対策やエネルギー自給率の向上に大きく貢献するものであり、大変有効な取り組みであると考えております。

県では、これまでしずおか新エネルギー等導入戦略プランに基づいて、新エネルギーの普及啓発、率先導入に努めてきたところでありまして、太陽光発電や風力発電は着実に増加してきております。また今年度は関係部局や事業者等で構成するバイオディーゼル燃料推進部会を組織し、バイオディーゼル燃料の普及に努めるとともに、県の率直的な取り組みとして県庁本館屋上に太陽光発電設備を設置をいたしました。

さらに、重点的な取り組みとして、家畜排せつ物等によりますバイオマス発電や温泉熱などを活用する天城エコタウン構想とか、森林資源からの水素を活用する大井川水系エコバレー構想の具体化に向けた検討を進めているところであります。

今後とも、市町村や関係団体等と連携を図りながら地域資源を活用したエネルギーの地産地消の拡大に向けて、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、**道路特定財源制度の改革について**であります。

道路特定財源を廃止して一般財源化したら、いろいろなところに使えるじゃないかと、またそれぞれの行政主体ごとに選択肢が拡大をしてより適切な住民や国民のニーズにこたえるじゃないかと、こういうお話でございましたが、そう事が運ばないんじゃないかっていう心配の方が大きいと思います。

なぜかといいますと、これを廃止すればですね、当然その消費税、

この特定財源の継続の問題についてすら、消費税とどういふふうはこの存在を考えるのかということについて厳しい議論があり、結果的にその負担と受益の関係が明確にわかるということで、一種の二重課税的な状況でありながら道路特定財源が存続してると、こういうことでありますので、これをやめて何に使うかわからないってということで、今の税率を仮に維持しよう、あるいは暫定税率を廃止して本来の税率で維持しようとしてもですね、消費税との関係が必ず問題になってきて、これは大きな問題になり、そう簡単には一般財源化になるような税制がその石油関係税だけを対象に存続するということは保障されませんね。

それと、道路特定財源についてはもうつくらなくてもいい道路をどんどんつくってるっていう報道があちらこちらでありますけれども、少なくとも本県で考えれば、そういう実感は一つもありません。ときどき報道される、こんな道路はもう過剰投資じゃないかと思われるような印象の報道がありますので、そういうところの投資はやめてもらってこっちに回してもらいたいと、幾らでも使ってあげるとそういう気持ちすらするわけですね。

例えば、救急医療のためにかねてより伊東市から、亀石峠の道路改良についてもうしつこいほど長年にわたり強い要請があります。ところがこの亀石峠の道路の改良をしようと思えば、莫大な投資がかかる上に、これまでの間に曲がりなりにも一応その伊東市側から亀石峠へ来る道路は二車線道路になっております。したがって、今の仕組みでいくと改良済みということになりますから、改良済みの道路にそのような財源を投入する、これをもう一遍ですね、例えば中腹にトンネルを抜いてさらにもっと利便性を向上させるということになるんだっただらば、そんなに金があるんだっただらほかの地区の道路補助はつけませんよと、こう来られちゃうんですね。したがって、何年も手がついてないわけでありませぬけれども、改良されてるといっても、まあ日光のいろは坂ほどではありませぬけれども、あのいろは坂をもうちょっと長く変えたようないろは状態になっておって、これは救急搬送のときに非常に問題になってるわけですね。

特に、心臓病とか脳障害で救急搬送するときに、そのような湾曲状態のところを上っていくということは非常に問題があるということでありまして、まだまだそういう意味では道路に財源を投入して、救急医療とか、あるいは都市の人にとってはいやしを、中山間地の人にとってみれば一種の活性化を、あるいはまさかというときの生命線として、改良してもらいたい道路はごまんといいほどあるわけでありまして。したがって、その辺のニーズをどのように全部洗い出して負担との関係性を考えるか、こういうことを考えていきますと、少なくとも本県で考えた場合には今の仕組みは非常にありがたい有効な仕組みであるというふうに考えるわけです。

しかし、全国的に見ると、いろいろな批判を浴びるような事例がもしあるとすればですね、今回がいいチャンスでありますので、徹底的にそういうものを全部洗い出して検証してどのようにするか、時間をかけて結論を出すべきではないかというふうに思います。

もちろん、十年は必要ありませんね。今回十年延長しようってことでありますから、私は検討期間は二、三年あれば十分できると思うんですけども、しかし、例えば本県で考えれば、少なくとも五年ぐらいの期間は今のペースを前提にしていけないとさまざまな支障が出てくること予想されますので、そういう意味ではその経過措置的にですね、五年ぐらいは今の仕組みを継続する、その間にそれこそ真に必要な道路は何かということについて判定基準をきちんと用意をし、みんなが納得できる基準でもって選別すると、それでそれに対する財源をどのように調達するか、その仕組みを構築し直す、これは私は結構な話だと思っておりますので、ぜひ国会における議論がそのような方向で進んで、いい結論に到着するように期待しているところでございます。どうか御理解をいただきたいと思っております。

その他の御質問につきましては、関係部局長、教育長から御答弁を申し上げます。

○副議長（吉川雄二君） 藤原総務部長。

（総務部長 藤原通孝君登壇）

○総務部長（藤原通孝君）　まず、**地方財政健全化法**についてお答えいたします。

同法につきましては、いまだ指標の細部が明らかになっていない部分がありますけれども、現時点で算定可能な範囲で県内市町村の状況について検討いたしますと、地方公営企業の資金不足の影響により、早期健全化段階やあるいは公営企業の経営健全化段階に至る団体が生じる可能性というものはありますものの、法施行後直ちに財政再生団体となるような市町村はないものと見込んでおります。

しかしながら、議員御指摘のとおり県内の市町村も今後ますます厳しい財政運営を余儀なくされていく中で、公共サービスを住民の方々に安定的に提供していくためには、一方では地方財政制度全体の議論といたしまして、国に対して地方税の充実や地方交付税の機能の堅持などを強く訴えていくことが必要であります一方、個々の市町村の財政運営におきましても財政規律の一層の強化を図り、住民や企業との適切な役割分担を通じて行政運営全体の最適化を実現していくことが重要となっていると考えております。

このため県といたしましては、市町村に対し地方財政健全化法への的確な対応はもとより、新たな公会計制度に基づく財務書類の整備、公表を進めるなど住民の方々に対しまして客観的でわかりやすい財政情報を積極的に提供して、一層の自己規律のもとで健全な行財政運営を行うよう助言を行ってまいりたいと考えております。

次に、**限界集落**についてであります。

県では、過疎地域や中山間地域等の条件不利地域に対し、市町村と連携を図りつつ道路や集落排水等の生活基盤の整備や産業振興のほか、僻地医療確保対策、バス路線の維持対策、さらには集落単位での水路の維持管理等の共同活動への支援など、住民生活や集落維持のための各種事業の推進に努めてきたところであります。

一方、いわゆる限界集落におきましては、農林業等の担い手の減少や、これに伴う農地・森林の荒廃等の諸問題が顕在化しつつありますけれども、こういった限界集落といわれるものはそれぞれ置かれている環

境が異なり、またその規模も小さいということもございまして、こうした集落を維持していくためには、集落対策の基本的な主体である市町村と十分に協力しながら地域の実情や住民ニーズを踏まえたきめ細かい対応をとることが重要であると考えております。

国におきましても、地方再生戦略に基づく新たな事業等も計画されておりますけれども、今後県といたしましても、本年二月 今月ですが、県と過疎市町村とで設置いたしました静岡県過疎地域対策検討委員会におきまして、現行過疎地域自立促進特別措置法 現在の過疎法が失効いたします平成二十二年度以降の過疎対策とあわせて、緊急時の医療対策あるいは防災対策等も含めた集落対策のあり方について検討してまいります。

次に、**消防の広域化について**であります。

消防の広域化につきましては、昨年七月に市町村、消防機関の代表、学識経験者などで構成する消防広域化検討委員会を設置いたしまして、これまで四回開催いたしました。推進計画の原案をまとめたところであります。この原案におきましては、本県の消防を三圏域に分け、消防本部や通信指令業務の集中化により生み出された人員を、消防署所の救急隊員などの増員や専任化へと振り向けるということで、第一線の現場職員の充実を図り消防力を強化することを基本的な考え方としております。

この消防の広域化に当たりまして、市町村、消防団あるいは自主防災組織等との関係が希薄になるという懸念がございましたけれども、原則として消防署につきましては今のまま残すということの基本方針としておりまして、基幹消防署を定め、現在消防本部が持っております権限の移譲を徹底するといったような署の権限強化といった手法をとることにより、対応することができると考えているところであります。

また、広域化後の消防業務に対する市町村長の責任はどうなるのかという御質問がございましたが、この市町村消防の原則というものは引き続き堅持されるということでありますので、市町村長は消防について全く責任がなくなるということにはございません。その責任の果たし方とし

てどういう手法をとるかということですが、その権限については一部事務組合や広域連合、事務委託といった広域化後の消防の運営形態によって異なってくるというふうに考えておるところでございます。

議員御指摘のように広域化された圏域内における署所、あるいは人員の適正配置、経費負担等検討していくべきさまざまな課題がありますので、来年度から圏域ごとに県も参加いたしまして協議機関を設けて、構成する市町村が中心となりまして地域の実情を十分踏まえた上で、その具体化に向けて広域消防運営計画といったものを策定することとしておりまして、その策定に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、**東海地震対策について**であります。

昨年八月の日本第四紀学会におきまして研究者グループにより、過去一千年から千五百年間隔で御前崎周辺に大きな隆起をもたらす地殻変動が発生していたという可能性につきまして、一つの仮説として発表があったということですが、この仮説に基づき、この研究グループにおかれましても、今後より広範囲な調査を行い地殻変動の分布や地震との関連を明らかにするとされています。

県といたしましては、こうした研究者の調査結果にも十分関心を持って情報把握に努めてまいりますが、現時点では切迫性が指摘されております東海地震対策を着実に推進することが、最も緊急かつ重要な課題であると考えているところであります。

次に、**浜岡原発についてのうち、まず安全性の確保について**であります。

中部電力では、一昨年九月に改定されました耐震設計審査指針に基づいて浜岡原子力発電所三、四号機の耐震安全性評価を行い、その結果を昨年二月までに国に報告をいたしました。その評価に当たって中部電力では、海溝付近にある枝分かれ断層はもとより、その他敷地周辺海域の断層についても解析と影響の検討を行ったところであります。

また、東海地震についての御質問の中にもありました研究者グループの調査結果につきましては、必ずしも超巨大地震に結びつくものとはされておりませんが、現在浜岡原子力発電所三、四号機の報告書の

妥当性を審議しております国の委員会におきましても、この御前崎周辺の隆起に係る調査結果に関心を持っているということでありまして、中部電力にも必要な説明を求めていると承知しております。

県といたしましては、現在行われております国の審査が終わった段階でその説明を聞きまして、必要があれば中部電力に、浜岡原子力発電所の耐震安全性確保のための対策を求めてまいりたいと考えているところであります。

次に、**プルサーマル計画の導入について**であります。

浜岡原子力発電所四号機でのプルサーマル計画につきましては、これまで国からの説明やあるいは本県の原子力対策アドバイザーの意見なども伺いまして、県といたしまして、従来のウラン燃料を使用した場合と同様の安全性が確保されていると認識しているところであります。また浜岡原子力発電所は耐震設計審査指針に基づいて設計、建設され、さらに耐震裕度向上工事の実施により耐震安全性は十分に有しているものと考えております。

先ほども申し上げましたとおり、現在国において新指針に基づく浜岡三、四号機の耐震安全性評価に対する審査と、柏崎刈羽原子力発電所で起きた事象に係る調査・対策委員会というものが開かれております。この中で、浜岡原子力発電所の耐震対策の向上に必要な知見あるいは事象が判明してまいりました場合には、中部電力に対しては早急に対応するように、また国に対してはその指導監督の徹底を求めてまいりたいと考えております。

また、県ではこれまでも国あるいは中部電力に対しまして、地元住民を初め県民の皆様が計画について十分理解が得られるよう、情報の提供と説明会などの開催を求めてまいりました。こうしたことを受け、国あるいは中部電力によって地元四市を中心に数多くの説明会、シンポジウム、公開討論会などが開催されてありまして、今回、地元四市の計画受け入れ表明につながったものと受けとめております。

○副議長（吉川雄二君） 稲津県民部長。

（県民部長 稲津成孝君登壇）

○県民部長（稲津成孝君） **NPOと行政の協働について**お答えいたします。

NPOと行政による協働はさまざまな分野に広がり一定の成果も出てきておりますが、NPO活動や協働についての行政職員等の理解が十分でないこと、協働を仲介する人材や出会いの場が不足していること、組織・運営基盤が脆弱なNPOが多いことなどの課題が挙げられます。

このため県では、協働のノウハウなどをまとめた協働ガイドブックを活用した行政職員の研修会や、行政やNPOなどの関係者を対象としたNPO協働推進人づくり塾などを開催し、意識改革や人材の養成を図っているところであります。

さらに、県内三カ所にある県のNPO活動支援センターにおいて会計講座やマネジメント講座などを開催してNPOの自立を支援するとともに、本年十一月には全国の自治体やNPO等の関係者が一堂に集まるNPO活動推進自治体フォーラムを開催し、NPOと行政の交流や出会いの場を提供することとしております。

今後とも、多様な県民ニーズにこたえるため、NPOと行政の協働がさまざまな分野でさらに一層進むよう取り組んでまいります。

次に、**地球温暖化対策についてのうち、環境ビジネスの振興について**であります。

バイオマス燃料や太陽光発電などの新エネルギーを中心とした環境ビジネスの伸展は地球温暖化対策にも大きく寄与しており、今後とも新たな製品や技術が実用化され普及することが重要であります。

このため、平成十年度から民間企業や関係団体と連携し環境関連の技術や製品を紹介するしずおか環境・森林フェアを開催し、毎年百を超える企業等が出展するとともに三万人を超える県民が来場するなど、環境ビジネスの市場拡大を支援しております。また県の呼びかけにより、企業はもとより関係団体、研究機関、自治体などで結成された静岡県環境ビジネス協議会において、会員相互の情報交換や研究会の開催など、環境関連の最新技術や製品の創出と普及啓発を図っているところであります。さらに大井川エコバレー水素プロジェクト研究会等において、地域

資源を活用した新エネルギーの実用化に向け最新情報を提供するなど積極的な支援を行っております。

今後とも、このような取り組みを通じて市場拡大の支援や普及啓発など環境ビジネスの振興に努めてまいります。

○副議長（吉川雄二君） 杉山産業部長。

（産業部長 杉山栄一君登壇）

○産業部長（杉山栄一君） **食に関する諸問題についてのうち、初めに地産地消の推進について**お答えいたします。

地産地消の推進は、新鮮で安全・安心な食材の供給を通じて、食を支える農林水産業に対する県民の理解を促進し、豊かで健全な食生活を実現する上で大変重要であります。

このため県では、平成十四年度に生産から流通、消費に至る五十五の関係団体で構成するしずおか地産地消推進協議会を設置し、この協議会を中心に生産者と消費者の顔の見える関係づくりを基本とした、県民参加のしずおか地産地消運動を展開しております。具体的には、消費者を産地に招いての交流会の開催、量販店における地産地消フェアの実施、県産食材を利用したふるさと食品の開発、飲食店における地産地消メニューの提供、ファーマーズマーケットなどの農産物直売所の開設など、県内各地で地産地消の取り組みが行われております。

今後とも、県民参加の地産地消運動を展開するとともに、食育の推進や学校給食での県産食材の利用、観光業など他産業との連携強化を図り、地産地消の拡大に積極的に取り組んでまいります。

次に、**小規模農家への支援について**であります。

県では、中山間地域などにおいて小規模であっても多くの方々が意欲を持って農業に取り組めるよう、農道や小規模な圃場整備などのほか、地元で生産された新鮮な農産物等の直売施設整備に対し助成をしているところであります。また中山間地域等直接支払制度の活用により、静岡市諸子沢では集落全体で地元でとれた赤カブやシイタケなどの加工品の販売に取り組んでおり、また小山町湯船では減農薬、減化学肥料による特別栽培米の生産を共同で行うなど、県内各地で小規模農家が協力した取り

組みが始まっております。

県といたしましては、今後とも直売施設の整備や中山間地域等直接支払制度を活用した地域ぐるみの取り組みを、各農林事務所の普及指導事業の重点対象として位置づけ、市町村や関係団体と連携し、小規模であっても意欲を持って農業に取り組む方々に対し支援を行ってまいります。

○副議長（吉川雄二君） 藁科厚生部長。

（厚生部長 藁科一仁君登壇）

○厚生部長（藁科一仁君） **難病対策について**お答えいたします。

県では、これまで難病患者の自立、家族の生活の質の向上や生活基盤の安定を図る観点から、居宅生活支援や訪問相談などの支援を行うとともに、約一万九千人に対し医療費の助成を行い、経済的負担の軽減を図っているところであります。さらに、医療体制につきましては、平成十九年度から浜松医大を難病医療拠点病院に指定し難病医療専門員を設置するとともに、身近なところで医療を受けることができるよう三十九の協力病院と拠点病院を合わせた四十病院のネットワークにより、医療体制の充実に努めております。

また、福祉の面からは、平成十七年十二月静岡市清水区に開所した難病相談支援センターにおいて、NPO法人静岡県難病団体連絡協議会との連携協働により、患者や家族の日常生活の相談、就労支援や患者会の活動支援、地域交流活動の促進に努めております。

今後とも関係機関と協働し、難病患者の生活の質の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、**新型インフルエンザ対策についてのうち、医療体制について**であります。

保健医療に係る行動計画では、新型インフルエンザが海外で発生した段階においては、県内各保健所に相談窓口を設置し医療相談に対応するとともに、二次医療圏ごとに確保した入院治療を担う病院への誘導を行うこととしております。

また、国内で発生した段階では、入院中の患者への感染を予防するため、病院ではなく診療所において新型インフルエンザが疑われる患者の

治療に当たることとしております。さらに流行が拡大した段階ではすべての医療機関で対応することになりますが、入院を要する重症以外の患者は在宅で治療することとなりますので、その支援体制が確保されるよう引き続き地域の医療専門家会議等において関係機関の連携について協議してまいります。

なお、県においては、国の計画に沿って抗インフルエンザウイルス薬であるタミフルを三十一万人分備蓄しており、国においてもタミフル耐性でも有効なリレンザを百三十五万人分備蓄し、流行拡大における治療薬の確保を図っているところであります。

○副議長（吉川雄二君） 遠藤教育長。

（教育長 遠藤亮平君登壇）

○教育長（遠藤亮平君） **確かな学力の育成について**お答えいたします。

コーチングスタッフは、平成十七年度からの三年間で、小中高等学校すべての学校を訪問し指導主事による訪問の数倍の量に当たる研究授業を参観、指導してきており、各教員の教科指導力の向上が図られるとともに、教員の授業公開に対する抵抗感が取り払われ、授業改善の取り組みが飛躍的に進められてきたと考えております。しかしながら、小学校では授業展開に悩みを持った教員への重点的支援が、また中学・高校では五教科以外の教員にも支援が必要であることなど、事業を推進していく上で課題が明らかとなってまいりました。

そこで、来年度から小学校においては授業展開力、中学校においては音楽、美術等の技能四教科に焦点化して、退職校長等が授業アドバイザーとして訪問指導することとしました。また高等学校においては農業、工業、商業等の教科にも対象を広げ、教科指導力がすぐれた現職教員をアドバイザーリーティーチャーとして指名し若手教員に対してみずから公開授業を実施して模範を示すとともに、若手教員の勤務校を訪問し授業を見てアドバイスに当たるなど、見直しを図ったところであります。今後この事業に加え、指導主事による学校訪問、教育委員会主催の研修会等により、教員の教科指導力の向上に取り組んでまいります。

○副議長（吉川雄二君） 原田警察本部長。

（警察本部長 原田宗宏君登壇）

○警察本部長（原田宗宏君） **サイバー犯罪について**お答えいたします。

高度通信ネットワークを悪用して市民生活の安全を脅かすサイバー犯罪は年々増加の一途をたどり、県内では平成十九年中九十二件、六十六人を検挙しており、五年前の平成十四年に比べ件数で約六倍、人員で約七倍と大幅に増加し、その手口もフィッシングにより入手した他人のID・パスワードを使用した不正アクセスなど悪質化しております。

サイバー犯罪の取り締まり等につきましては、平成十六年に三十四名体制の静岡県警察サイバー犯罪対策室を設置して情報の集約と各署に対する捜査指導・支援を行うとともに、サイバー犯罪捜査専科の実施などにより取り締まり体制の強化と捜査技術の向上に努めております。

また、都道府県警察の枠を超えて敢行されるサイバー犯罪に効率的、効果的に対応するため、現在数事件において他府県警察と合同捜査を推進しているほか、ネット上の違法・有害な情報を監視するため警察本部の関係部門や県下各署においてサイバーパトロールを実施しております。このサイバーパトロールでは、これまでインターネット・オークションを利用した偽ブランド品、わいせつDVDの販売事件などを検挙しているところであります。

サイバー犯罪の被害者とならないための対策につきましては、サイバーセキュリティ・カレッジを昨年は小学校、中学校等で約一万人を対象に四十八回開催するとともに、子供を違法・有害情報から守るためのフィルタリングの導入を促進しております。

また、国レベルの仕組みですけれども、インターネット利用者からネット上の違法・有害情報を受け付け、サイト管理者に削除を要請する事業を行うインターネット・ホットラインセンターというところが設けられておりまして、その積極的な活用についても広報しているところであります。

このほか、法に触れるまでに至らない他人を誹謗中傷する情報などに

つきましては、当事者を指導して管理者に対し削除要請しております。

県警では、今後とも関係機関・団体と連携しつつ、社会に不安と脅威を与えるサイバー犯罪の取り締まりと被害防止対策を徹底してまいります。

○副議長（吉川雄二君） 小長井由雄君。

（三十番 小長井由雄君登壇）

○三十番（小長井由雄君） まず、**道路特定財源制度**についてお伺いをいたします。

地方自治体、いろいろある財政支出項目の中で、地域の実情と他の支出項目とを比較した上で、道路予算にはどの程度配分しどの道路を優先して建設するかと、こういうことを自治体が決定するのが基本だというふうに考えます。

地方自治体は独自に決める範囲を広げること、だれが決定するかということ、こういったこともルールを変えていくということが地方分権の意義ではないかなと、私はそんなふうに考えるわけですが、知事のお答えを聞いておりますと道路については分権は要らないというように聞こえなくもないものですから、その辺のところをもう一度お伺いをさせていただきたいと思います。

それからプルサーマルですけど、地元四市で説明会を行ってきたということですが……

○副議長（吉川雄二君） 小長井由雄君、時間です。

○三十番（小長井由雄君） なぜ広く県下全域でできなかったのか、できないのかをお伺いいたします。

○副議長（吉川雄二君） 石川知事。

（知事 石川嘉延君登壇）

○知事（石川嘉延君） 小長井議員にお答えいたしますが、道路特定財源の存廃と地方分権の問題は必ずしも同一線上の議論ではありません。仮に、私は道路特定財源がなくなったら、もう非常に多額な道路二ーズ

に対する財源がなくなるということを申し上げたわけでありまして、分権でなくて中央集権がいついってということを行ったわけではありませんので、議論の混同がないようお願いしたいと思います。

○副議長（吉川雄二君） これで小長井由雄君の質問は終わりました。

以上で本日の質疑及び一般質問を終わります。

次会の議事日程を申し上げます。三月三日午前十時三十分会議を開き、質疑及び一般質問を行います。

本日はこれで散会とします。

平成 18 年 12 月静岡県議会定例会 質問

質問分類 一般質問

質問日: 2006/12/08

質疑・質問事項:

○副議長（石橋康弘君） 通告により、一番 小長井由雄君。

（一番 小長井由雄君登壇 拍手）

○一番（小長井由雄君） 私は民主党・無所属クラブ所属の議員として当面する県政の諸課題に対し、知事及び関係部局長、教育長並びに警察本部長に質問いたします。

最初に、**県内の情報通信基盤整備**についてお伺いいたします。

I T 国家づくりを目指した I T 基本法が二〇〇一年一月六日から施行され、五年間で超高速インターネット網を整備し、国民の六〇%以上がインターネットを使うようになるなどの数値目標を盛り込んだ I T 基本戦略の

もと、インフラ整備が進められてきたところであります。その結果、昨年にはインターネットの人口普及率は六六・八%、利用人口は約八千五百二十九万人と推定されています。

総務省はe-Japan戦略の五年間でブロードバンドインフラの整備と利用の広がる高機能携帯電話の普及等について、我が国は世界最高水準となったとしています。しかし採算性の問題から民間事業者の投資が期待しにくい地域については十分に整備が進んでおらず、地理的要因による情報格差の解消が喫緊の課題となっております。

静岡県における情報通信基盤整備の状況を見ると、ADSLの普及状況はブロードバンド基盤整備事業による県費補助の成果もあり、契約数で五十二万一千四百十八件、世帯普及率が三八・三%で全国第一位となっておりますが、ブロードバンドサービス全体の契約数は六十九万一千七百八十一件、世帯普及率五〇・八%で全国八位となっております。県民からの要望が多く早急なインフラ整備が望まれている光ファイバーによる超高速インターネットサービスにおいては、県内の二十三市十九町のうち十九市五町の一部で提供されており、契約数は九万七千五百十九件、世帯普及率七・二%で全国第二十位と非常に立ちおくれているのが現状であります。しかしサービス提供地域の世帯カバー率はブロードバンドサービス全体で九五%、全国十二位、光ファイバーで六九%、全国二十三位となっていることから見れば県民の導入意欲は高いが基盤整備がおこなわれているということになるのであります。また情報通信機器の中でも二〇〇五年度末の携帯電話の世帯普及率は八五・三%であります。これもいまだに受信不能地域が散見され、特に緊急時活用が望まれる山間部の住民からは受信不能地域の解消を望む声が強く聞かれるところでもあります。

ところで、地方が自立するための大きな障害となってるのが人・物・情報の東京一極集中であります。ITによる変革の波はインターネットの普及等により住民生活や地域社会、産業活動などのあらゆる分野に変革をもたらしています。地方においても時間と距離を克服し瞬時に東京と同じ情報を共有する必要のある時代になり、全国どこでも、いつでも、だれでもがITの恩恵を受けられるよう情報通信格差の是正を急がなければなりません。

せん。

このためには基盤整備が不可欠であります。しかし民間事業者任せでは採算性の劣る過疎地域まで整備されるのはいつのことかわかりません。双方向のインターネットを使うことは、地域独自の情報を全国、世界に向けて発信できることから地域の可能性を高めます。そして、この利便性を享受し豊かさを実感できる地域社会の実現こそが真の地方分権の確立へと結びついていくのであります。

そこでお伺いいたします。インターネット、携帯電話などの情報通信分野で、県民だれもが、いつでも、どこでも情報を得ることができるようになるための基盤整備が急がれますが、広大な山間地を持つ政令市静岡市と来年政令市になる浜松市も含め、この基盤整備をどのように進めるのか時間的な目標も含めてお伺いいたします。

次に、**森林認証制度**についてお伺いします。

県土の六五%を占める静岡県の森林は、県民に森の恵みであるおいしい水の供給や土砂災害の防止などさまざまな公益的機能を持っており、すべての県民がこの恩恵を享受していることは広く周知されているところであります。しかし近年、木材価格の低迷などの要因により手入れの行き届かない荒廃した森林も増加し、身近な里山林も放置されることがふえてきました。このまま放置しておくと、森林の土壌流出、洪水、濁水、土砂崩れなどの問題が心配されるようになります。また身近な里山林が放置されることによりクマやイノシシが人里へ出現するなど野生動物の生態系を変化させ、農作物被害だけでなく人間へも危害を加える事態となっております。

このような中で、本年よりもりづくり県民税を財源とした森の力再生事業がスタートしました。八カ月経過した中で県当局、事業者の普及へ向けた御努力により、森林所有者の事業への理解も進んできたものと評価しております。今後十年間で計画の一万二千ヘクタールの整備を目標どおり着実に進めていただくようお願いするものであります。

近年、持続可能な森林経営を目指し、環境、社会、経済の面から適切な森林管理であることを認証する森林認証制度が国際的に普及してきており

ます。これは、森林を適正に管理し守ることは公共的な活動であるとして、それを実行しようという山に対し、独立した第三者機関が森林管理をある基準に照らし合わせてそれを満たしているかどうかを評価、認証していく制度であり、認証された森林から生産された木材製品に対してロゴマークを添付するラベリングと連動させることによって消費者に選択的な購買を促す制度的な取り組みであります。

現在、日本でも森林認証の取得地がふえつつあり、日本型認証制度や地域材や環境指標を組み込んだ木材認証制度も広がりつつあります。山側が認証制度によって環境を守る森林の情報開示を進め、ユーザーとの相互理解のもとで製品を提供する機会が広がろうとしています。しかしこの認証制度は木材品質に対する認証ではないので森林所有者による品質のよい木材生産の努力が必要であることは言うまでもありません。しかし認証を受ける基準の中にある生物の多様性の保全やモニタリングという点で専門家や研究者の協力、さらには普及に際しての行政の支援も必要だと考えます。特に民間を先導する意味から、県有林の認証取得も考慮していく必要があるものと考えます。

また、認証森林から伐採された木材は消費者の手元に届くまでの段階において、認証された流通業者や製材業者などの事業者を通して届けることで初めてブランドを表示することが可能となるため、認証事業者との連携の強化とそして何よりも販路の確保が急がれます。現在、県内では森林三件、事業者四件が認証を受けているということであり、国際的に見てもこの制度はますます広がっていくものと思われます。この制度の普及は環境の面から、また林業振興の面からも意味のあることであり、今後普及拡大を進めるには認証木材を利用した住宅への優遇措置や公共事業への活用推進などの取り組みも必要だと考えます。静岡県では森林認証制度の普及拡大のためにどのような取り組みを考えているのかお伺いいたします。

次に、**中山間地域への定住促進について**伺います。

少子・高齢化、人口減少を迎えた中で、県土面積の約三分の二を占める中山間地域においてはその進行はさらに加速しているところであります。平成十二年には約六十四万六千人であった中山間地域の人口は、平成十七

年には約六十三万一千人と五年間で約一万五千人減少し、高齢化率は平成十七年度の県平均一九・八%に対し最も高い北遠地域では四〇%を超え、ここ十年間で一〇%以上も増加するなど、中山間地域の過疎、高齢化は地域社会の存亡にかかわるほどに深刻さを増しています。

しかしその一方で、山や川などの豊かな自然に恵まれた田舎暮らしやスローライフにあこがれる人たちにとっては極めて魅力的な地域であります。価値観の多様化を背景に都市住民、高齢世代ほど地方の田舎への移住志向が強まっており、今後七百万人という団塊の世代が大量に定年退職する二〇〇七年問題は地域社会、中山間地域にとって人を呼び込む絶好のチャンスとなる可能性があり、また子育て世代の人たちの中にも、豊かな自然の中で子供を伸び伸びと育て少人数でもよいから山の学校に通わせたいという親もおります。実際に移住し数年がかりで家を建て、子供を山の学校で育てようとする人もあらわれてきました。このような人たちが小さな集落に一家族でもふえれば、地域のコミュニティー活動や文化活動などの担い手の増加というだけでなく集落全体が明るく活気が出て、次の移住者をも呼び込むきっかけになるのではないかと思います。

しかし、静岡の山間地に住んでみたいと思っても、どうやって家や土地を探しているのかもわからない。若い人でも山に住み近くで仕事を探したいがなかなか見つからない。家族で移住したいが、給排水などの衛生面の整備はできているのか、近くに医療機関はあるのか、日常生活に必要な道路網の整備はされているのか、情報・通信基盤は整備されているのか、あるいは畑で作物をつくりたいが休耕地は借りられるのかといった基本的な課題や、地域住民が移住者を集落の一員として受け入れようとする意識改革の必要もあります。

人口減少時代に入り地域間での人口の奪い合いが始まった中で、過疎化の激しい中山間地を維持していくことは容易なことではありませんが、人が住みそこで何らかの活動をしているということによりもたらされる恩恵ははかり知れないものがあります。今後、中山間地に住みたい、田舎暮らしがしたいという人がふえると予想される中で、受け入れ環境の整備など移住希望者の静岡への誘導策が必要だと思いますが、県の考えをお伺い

たします。

次に、**いじめ問題と出席停止について**お伺いします。

いじめが原因か、原因と思われる理由で児童生徒が自殺するという痛ましい事件が続発しています。警察庁の調べでは平成十六年百二十六名、平成十七年百五名の児童生徒が自殺したということであります。いずれもいじめが原因での自殺は報告されていないことから、ことしになって急にいじめが原因で自殺する児童生徒が出てきたように思われますが、いじめが発生する学校は悪い学校、いじめは教師の指導力不足によって起こるのだという一方的なとらえ方がある中で自殺が原因との報告があいまいになっていたのではないかとされています。

理由がどうであれ、児童生徒がみずからの命を絶つということはあってはならないことであり、いじめを原因とする自殺は適切な対応がとられるならば防ぐことのできるものであります。いじめは決して許せない行為であります。どの子供にも起こり得るものであり、このような事件を繰り返すことのないよう強い決意を持って早急に対処していかなければなりません。

文部科学省の国立教育政策研究所は本年五月に生徒指導体制のあり方、規範意識の醸成を目指しての調査研究報告書を発表しましたが、その中でゼロトレランス方式の指導導入に言及しています。ゼロトレランスとは一九九〇年代初めに学校の規律が乱れ、暴力、いじめ、教師に反抗、麻薬、学力の低下などの状況に苦悩していた米国の教育現場で導入された、教育指導上教師が生徒に接するための指導概念であります。トレランスとは寛大さ、寛容さということで、ゼロトレランスとはこの寛大さ、寛容さをなくして規則に従って生徒指導を厳格に行おうとする方式であります。

現在の我が国の生徒指導方針は規則で縛るのではなく生徒の自主性、主体性を尊重する方針を強調し校則の見直しを各教育委員会に指示し、規則にとらわれず生徒の内面的な自覚を促し、自主的に守るように指導することとしております。この結果、学校生活を律すべき校則は存在意味を持たないものになっているのが現実であり、生徒の服装の乱れなど日常目に余る事例が少なくない現状は、校則の見直しや子供に強制することをやめ、

しかることを避け、寛容過ぎる接し方できたことも大きな原因ではないかと言われていました。

子供たち一人一人が将来に向けて自分自身を豊かに育て上げるための環境づくりのためには、周りの大人たちが大いに力をかさなければなりません。子供たちの自主性を重んじるとともに守るべき規則を整備しそれを児童生徒にしっかりと伝えた上で、それに違反した者には罰を与え自己責任を明らかにするということが当たり前のことです。合理的で意味のある規則であるならば大多数の生徒たちにとって何の痛痒も感じないでありますし、学校全体の規律を保持できるのであります。またそれ以上に重要なことは、罰を受けた生徒がみずから反省し立ち直るきっかけになることでもあります。そのために義務教育における出席停止や高校における懲戒処分にはオルタナティブスクールと言われる代替的学校などが設置される必要があり、その後の適切なフォローすなわち矯正指導が行われなければならないことは当然であります。

去る十一月二十九日、政府の教育再生会議は第三回全体会議を開催し、いじめ問題への緊急提言を発表しました。この中で、問題を起こす子供に対して指導、懲戒の基準を明確にし毅然とした対応をとるとし、その例として社会奉仕、個別指導、別教室での教育などを示しましたが、出席停止の明記については検討されたが見送られたということでもあります。池田座長代理は終了後の記者会見で、この点について委員の意見が分かれたことを認めた上で、一つの選択肢としてあっていいとの見解を示しました。このことについては本年十月の文部科学省初等中等教育局長のいじめ問題への取り組みへの徹底について（通知）の中でいじめを許さない学校づくりのためには、いじめは絶対に許されないとの意識を学校教育全体を通じて児童生徒一人一人に徹底すること、特にいじめる生徒に対しては出席停止等の措置も含め毅然とする必要があるとしています。

そこで、生徒指導における出席停止について、教育長の御見解をお伺いいたします。

次に、**凶悪犯罪の検挙率向上方策について**お伺いします。

内閣府が平成十六年に実施した世論調査では、ここ十年で日本の治安が

悪くなったと思う人の割合は八六・六%に達し、ここ十年で自分や身近な人が犯罪に遭うかもしれないと不安になることは多くなったと思う人も八〇・二%に上っております。治安のよさで世界に知られた日本ではありますが、安全や安心について国民が肌で感じる度合いである体感治安や自分が犯罪の被害者になることに対する不安とでもいう犯罪不安は依然として高いのが現状であります。

警察白書によれば、平成十七年における全国の刑法犯の認知件数は二百二十六万九千二百九十三件、前年より一一・五%の減少で、平成十五年以降は減少に転じているということであります。また平成十七年の検挙率については二八・六%で前年より二・五%の増加ということであります。本県における刑法犯の認知件数を見れば、平成十七年は前年より八・二%減少した五万五千五百十三件であります。ここ数年の状況は認知において三年連続して減少し本年も引き続いて減少傾向は続いており、これらの犯罪の検挙件数、検挙率も平成十三年以降はおおむね上昇傾向にあるということでもあります。

しかしながら警察における刑法犯の認知件数というものは、警察が被害者から届け出を受けるなどによって犯罪の発生を承知したというものであり、例えば性犯罪のように過去には潜在的な犯罪であったものが、近年の被害者対策の強化や女性の意識の変化などにより被害者の届け出意欲が高くなって認知が増加したと認められるもの、逆に財産犯罪、身体犯罪の中には被害が軽微なものであれば被害者が届け出をしないものなどがあると聞いております。このことを考えれば犯罪統計の数値は治安を示す一つのバロメーターであって、指数的にも真摯に向上を目指す必要はあります。しかし認知件数の減少、検挙件数、検挙率の上昇ということでも、国民が肌で感じる安全・安心への不安は依然として強いというのが現状であります。

現在の日本では少なくとも肌で感ずる治安が悪化しているということが共通の認識になっておりますが、この治安の悪化についての感じ方も社会安全研究財団の犯罪に対する不安感等に関する調査研究では、住まいの地域の治安が一年前と変わらないと回答した人が六六%を示したのに対し、

日本全体の治安が一年前よりも悪くなったと回答する者は七五%に上っているとの報告が出されております。このことからすれば、自分の周囲の環境に対する不安と日本全域にわたる漠然とした不安とを体感治安という言葉で一くくりには無理があるように思います。

また、内閣府の世論調査によると、治安に関心を持ったきっかけはテレビや新聞でよく取り上げられるからを挙げた人の割合が八三・九%となっており、国民の安全・安心への感じ方のよしあしは身近な犯罪被害の体験や見聞に基づくよりもマスコミの犯罪報道により増幅されたり各種の啓発活動や防犯産業の宣伝活動による影響が大きいという見方もあります。国民の多くが体感治安の悪さを感じている中で凶悪犯の検挙いかんがこのことと密接に関係しているのではないかと思います。

県警察では本年度から五年間に全警察官の二割近くに上る千三百五十人の警察官が退職する見込みということではありますが、経験を積んだベテラン警察官の大量退職が始まる中、体感治安の向上を図る上で特に凶悪犯罪の検挙率を向上させることが重要ではないかと思います。今後、凶悪犯罪の検挙率向上にどのように取り組んでいくお考えかを伺いまして、私の質問を終わります。（拍手）

○副議長（石橋康弘君） 石川知事。

（知事 石川嘉延君登壇）

○知事（石川嘉延君） 小長井議員にお答えいたします。

初めに、**情報通信基盤整備について**であります。

インターネットや携帯電話などの情報通信サービスは住民生活や経済活動の場で日常的に使われており、既に現代社会では欠かせないインフラの一つとなっております。このため、県ではいつでも、どこでも、だれでもが簡単に情報の受信、発信が可能となるネットワーク社会を実現するために、平成十七年四月、しずおかIT戦略を策定しました。この戦略で二〇一〇年度までにブロードバンドインターネット世帯普及率七五%以上を数値目標として取り組んでおります。

しかしながら小長井議員のお話にありましたように、県内の光ファイバー整備については都市部を除く地域ではその整備が進んでいないというのが実情であります。このことから、ことし七月に国の協力を得ながら静岡市、浜松市を含む代表の市や町、関係事業者と連携してプロジェクトをスタートさせまして、県全体の取り組むべき方向を今検討しておる最中であり、結論を今年度中に整備構想として取りまとめようということまでやっております。

一方、十月には県内のすべての市や町が参加する連絡会を設置しまして、費用負担やスケジュールなどさまざまな課題についての検討も始めたところでありまして、今後、早期の実現に向けて、市町はもとより事業者と十分に調整してまいりたいと考えています。また携帯電話の不通話地域の解消であります、国の補助事業を積極的に活用するとともに各事業者の協力を得て引き続き不通話地域の解消を図ってまいります。

次に、**中山間地域への定住促進について**であります。

少子・高齢化の進展に伴って、これまでに経験のない人口減少時代が到来しておりまして、中山間地域においてはこの傾向は著しいものとなっております。このため、これまで農林業の振興や道路、集落排水等の生活環境の整備による定住条件の改善に努めるとともに、グリーンツーリズムや企業と連携した一社一村しずおか運動などによる都市と農村の交流にも取り組んできたところであります。

こうした中で近年、都市住民の田舎暮らしへの機運の高まりに加えて団塊の世代の大量退職を間近に控え、定年帰農への支援や都市農村交流の一層の活発化が求められております。県といたしましては今後とも市や町と連携しワーキング・ホリデーや地域情報の発信、滞在型市民農園の整備など就農や滞在型の交流を促す施策の展開に努めるとともに、交通ネットワークや情報通信基盤の整備、産業振興などの取り組みを総合的に推進し、中山間地域を初めとしてだれもが住みたくなる魅力ある県土づくり、これを進めてまいります。

その他の御質問につきましては、関係部局長、教育長から御答弁を申し上げます。

○副議長（石橋康弘君） 府川環境森林部長。

（環境森林部長 府川博明君登壇）

○環境森林部長（府川博明君） **森林認証制度について**お答えいたします。

森林認証制度は、持続可能な森林経営や森林資源の循環利用の上で大変意義のある制度でありますので、これまでも情報提供、共同での研究活動、取得経費の融資などを通じて森林所有者に対し認証取得の支援を進めてまいりました。この結果、静岡市内の林業家グループが昨年十二月、グループとしては全国で初の森林認証を取得したのを初め、県西部においても若手林業家による取得に向けた取り組みが進められるなど着実にその成果があらわれております。

今後さらにこの制度の普及拡大を図るためには、認証森林で生産された木材を他の木材と分別し品質の確かな製品に加工して提供する仕組みづくりが不可欠でありますので、県といたしましても認証材を扱う原木市場や製材工場における認証取得を支援するなど、一貫した森林認証材の生産流通システムの構築を図りつつ公共事業での利用や住宅建築助成制度を活用した普及を図ってまいります。また県有林などの認証取得については、今後予定されております県有林のあり方の検討とあわせ研究してまいりたいと考えております。

○副議長（石橋康弘君） 遠藤教育長。

（教育長 遠藤亮平君登壇）

○教育長（遠藤亮平君） **いじめ問題と出席停止について**お答えいたします。

いじめによりほかの子供の人格を傷つけたり追い詰めて死に至らしめたりすることは決して許されないことであり、県内小中学校にいじめに対して毅然とした態度で臨むことの徹底を図っております。

議員御指摘の出席停止は、ある子供の問題行動によりほかの児童生徒の学習権を保障できなくなる深刻な事態に対して、学校の秩序を守るためにその保護者に対して児童の出席を停止する制度であり、県内におきましては、暴力行為等により過去五年間に五人の生徒に対し市町教育委員会の権

限と責任において出席停止の措置をとってきたところであります。

いじめ問題についても、その行為がほかの子供を傷つけその子供を守るためやむを得ない場合には出席停止を命ずることも考えられますが、まずその前に、子供たちに対して規範意識を高めるとともに自分の行動には必ず責任を持たせるなど社会の一員としての基本を学ばせることが重要であると考えます。

今後も、いじめを許さない学校づくりに粘り強く取り組んでまいります。

○副議長（石橋康弘君） 五十嵐警察本部長。

（警察本部長 五十嵐邦雄君登壇）

○警察本部長（五十嵐邦雄君） **凶悪犯罪の検挙率向上について**お答えをいたします。

殺人、強盗等凶悪犯の検挙率につきましては、過去十年間の状況を見ますと平成十四年には五九・九%まで低下をいたしました。その後、その後は向上し、昨年、一昨年は八〇%台で推移をいたしております。

御指摘のとおり、凶悪犯罪の検挙率向上は県民の体感治安に直結するものでありますので捜査力を重点的に配分して早期検挙に努めているところであります。このような凶悪犯罪の発生を認知した場合には捜査員を大量動員した配備を行うなどして、迅速的確な初動捜査により現場周辺で検挙することを主眼としております。なお、その段階で検挙できなかった場合でも必要に応じ本部捜査員を発生警察署へ応援派遣し、聞き込み捜査などを粘り強く継続して事件検挙に結びつけるよう努めているところであります。

また、これらの捜査過程におきましては鑑識活動を徹底して証拠資料を採取し、その鑑定結果を捜査に反映させるなど科学捜査を推進しているほか、各種捜査支援システムの効果的活用による捜査の合理化、効率化を図っているところであります。

さらに、捜査力の向上につきましてはベテラン刑事の大量退職時代を迎えた今、優秀な後継者の育成が凶悪犯罪検挙向上のためにも重要でありますので、各警察署の現場ではベテラン捜査員と若手捜査員のペアを組ませ

て日常業務の中で指導を行っているところであります。また専門的知識、技能を有する警察官を技能指導官に指定し個別指導や警察学校での集合教養等を行うなどしており、ベテランが持つ知識、技能を一つでも多く伝承させるべく捜査力の維持向上を図っているところであります。

今後とも管内で発生した事件はすべて検挙するとの強い信念を持ち、伝統的手法を維持しつつ最新の科学技術を取り入れた捜査を徹底し、一件でも多くの凶悪犯罪を検挙して検挙率を向上させ、県民の皆様が安心して暮らすことができる社会の実現に向けて全力で取り組んでまいり所存でございます。

○副議長（石橋康弘君） 一番 小長井由雄君。

（一番 小長井由雄君登壇）

○一番（小長井由雄君） 今回は中山間地、特に過疎地域の問題につきまして、三点ほど御質問させていただきました。私の記憶では六月の議会で知事がですね、他県の知事の新聞への投稿を引用されて、小泉政権の五年間で地域の格差が広がったと、その中でも今のやり方は過疎地には人は住むなというような国の政策ではないかというような趣旨のことをおっしゃったかというふうに記憶しておりますが、国がやらないなら県でですね、特に今回取り上げました情報基盤の整備あるいは過疎化する農山村への定住促進、また不振の林業への助成等につきまして質問させていただいたわけでございますけれど、ぜひとも国がやらないなら県でこういった過疎地について、目をしっかりと向けていただくようお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

質問分類 一般質問

質問日: 2005/12/08

質疑・質問事項:

○副議長 (中澤通訓君) 通告により、一番 小長井由雄君。

(一番 小長井由雄君登壇 拍手)

○一番 (小長井由雄君) 私は民主党・無所属クラブ所属議員として、以下四つの項目について質問いたします。

最初に、**静岡県のもりづくり**について伺います。

我が国は森林面積が国土の実に六七%を占めており、森林率の高いことで知られているフィンランドやスウェーデンと同じく世界でも有数の森林国であります。本県では森林面積五十万三千ヘクタールで県土の六五%を占め、その所有割合は民有林八一%、国有林一九%で、林業産出額は全国八位となっています。

近年、この豊かな森林に対して木材などの林産物を生産する経済的機能だけでなく、環境資源としてや文化資源などとしての意義も高く、人間社会に対してたくさんの効用を生み出す公益的機能を持っていることが広く理解されるようになってきました。森林の二酸化炭素の吸収や水源の涵養などさまざまな公益的機能を貨幣評価が可能な一部の機能について評価すると、日本全国では年間七十四兆四百三十八億円、本県の森林では一兆九千十一億円相当の価値を生み出していると試算されています。荒廃が進んでいる森林ではありますが膨大な価値を生み出しております。そしてこの価値はまだまだ高めることができ、森林にかけた支出でその五倍、価値を高めることが可能だと言われております。

しかし、木材価格の暴落、木材需要の激減、林業従事者の減少による放置、荒廃森林の増加で、これまで幾つもの効用を同時に発揮し、膨大な価

値をもたらしてきた日本の森林、その森林を管理してきた林業、林業に従事し森林を守ってきた人たちの住む山村が、今、危機的な状態にあります。この森林の危機はまさにそこから有形無形のさまざまな恩恵を受けてきた人間社会の危機なのであります。

県は昨年、森林を持続可能な形で良好な状態に維持していくための新しいシステム構築に向けた具体的、実践的な取り組みについて、静岡県森づくり百年の計委員会より提言を受けました。その提言に基づいて今議会に提案されているのが、もりづくり県民税と静岡県森林と県民の共生に関する条例であります。いずれも荒廃が進む森林の公益的機能の回復、保全を図り、持続的社会的実現を目指そうとするためのものであります。

特に、もりづくり県民税は新たに直接的な負担を求めるものであり、県民の理解と合意を得なければなりません。また新税を使った事業では強伐採の実施など森林所有者の理解を得なければならないというような課題があります。事業実施に際し今後の課題と取り組みについてお伺いいたします。

県内の森林の八一%を占める民有林は、その所有者が経済活動を通じて適切に森林を管理することにより県民が森林の多様な機能を享受してきました。したがって、その多様な機能を享受し続けるためには、森林所有者が今後も健全な林業経営を継続できることが必要です。そのための整備が重要であります。今回の新税ではそのような事業の実施はないということですが、林業活性化のための今後の取り組みについてお伺いいたします。

次に、**浜岡原発**について伺います。

原子力発電所は大地震に耐えられるのかが専門家や市民の間で議論され、広い地域が地震と放射能汚染に襲われる原発震災が心配されています。特に、想定される地震の規模と発生確率が他の原発より高いとされる浜岡原発に注目が集まっています。二十九年前に東海地震説を最初に唱えた石橋克彦神戸大学教授が、ことし二月の衆議院予算委員会の公聴会に公述人として出席し意見を述べています。その中で、日本列島全体が地震の活動期に入りつつある、複雑高度に文明化された国土と社会が人類史上初

めて大地震に直撃されると述べ、浜岡原発については東海地震で大事故が起これば首都圏まで放射能が達する原発震災となるおそれがあると警告して、地震学者としては想定している揺れが不十分だと思うと述べています。

静岡県は東海地震と浜岡原発についての見解で、浜岡原子力発電所は原子力安全委員会が定めた耐震設計審査指針に基づいてマグニチュード八・〇と想定される東海地震はもとより、この地域で発生した過去最大のマグニチュード八・四の安政東海地震や考え得る最大のマグニチュード八・五の地震にも耐えられるよう設計、建設され、十分な耐震設計を持っているものとの認識を示し、東海地震注意情報が発表された段階で原子炉の停止に向けた作業が開始されること、さらに地震が突然発生した場合にもその揺れを感じて自動的に緊急停止することになっていることから、浜岡原子力発電所の安全は確保されているものと考えているとしています。

しかし、浜岡原発の一号、二号機は原子炉の耐震設計審査指針ができる前に着工したものでありますし、阪神大震災、中越地震や宮城県沖地震では想定外の揺れも起きています。また原発では、地震が起きる直前、直後に運転を停止しても膨大な高熱を発生続ける原子力の特性により、何カ月もの間、冷却水を循環させなければ炉心溶解の危険は去らないということでもあります。地震で配管の破断や電源の喪失というような事態が起これば最悪の事態も想定されます。

現在、静岡県を初め御前崎市、掛川市、菊川市及び牧之原市と中部電力は、原子力発電所の周辺環境の安全を確保することを目的とした協定を締結しておりますが、原子炉施設の設備変更などに際しての事前協議と了解に関する条項はありません。事前の通報を義務とすることを要領で定めているだけです。原発の立地している他県ではいずれも新增設のような重要な設備変更などに関して、事前の協議と了解を協定書の本文に明記しております。

去る九月十三日、中部電力は静岡県と地元四市に浜岡原発四号機でのブルサーマル計画の実施を通告してきました。そして先月には中部電力が主催した公開討論会が行われ、そのときにも住民代表から事前了解の規定を

盛り込んだ安全協定の見直しを求める発言があったということです。県は周辺環境と住民の安全・安心のために安全協定の改正実現に向け中部電力と協議を進めるべきと考えますが御所見を伺います。

また、プルサーマル計画の導入というような重要な変更に関して問題が発生したなら、事前の通報で導入された場合と事前の協議と了解のもとに導入された場合とでの県の責任についてどのように考えるのかお伺いいたします。

今回の浜岡原発四号機へのプルサーマル計画導入には安全に対する疑問や問題が数多く出されておりますが、四点についてお伺いをいたします。

一つは、使用済みのMOX燃料をどうするのかという問題です。プルサーマルによって発生する使用済みMOX燃料は非常に危険なものだといえます。安全性、経済性、将来性など具体的に何も示されておられません。このままいけば浜岡の敷地内で管理することになる公算が大きいのではないかと。その場合、数百年たたなければ処理できないといわれます。県は中部電力からどのように説明を受けどう認識しているのか伺います。

MOX燃料は制御が難しいと言われ、地震のような振動を加えた大規模な実験は行われていません。つまり巨大地震に対しての検証はされていないのですが、その点について県はどう考えているのか伺います。

現在世界の三十二の原発でプルサーマルが実施されておりますが、浜岡原発四号機と同じ沸騰水型での使用はドイツでの二例のみです。まだ十分に検証されているとは言えず、浜岡原発が世界の試験炉ということになりかねません。県はこのような危険なことを許すおつもりなのか御所見を伺います。

浜岡原発四号機では原子炉の中のシュラウドにひびが見つかり、それが放置されたまま運転されています。そのまま運転して五年後に評価することになっており、まだ国の評価が定まっています。ひびの入った状態でプルサーマルに使用してよいのかどうか。使用を可とするならばその根拠をお聞かせください。

最後に、原発やプルサーマル計画に対する県民の疑問に答えるために事業を実施する電力会社の側だけでなく、中立の立場に立った県の主催によ

る公開討論会の実施が必要ではないかと考えますが御所見を伺います。

次に、**新型インフルエンザ**について伺います。

現在流行している鳥インフルエンザウイルスが世界的な広がりを見せている中で、このウイルスの変異による人から人へ感染する新型インフルエンザウイルスの出現の可能性が非常に高まり心配されています。

二十世紀以降世界的に大流行したインフルエンザは、一九一八年のスペイン風邪、五十七年のアジア風邪、六十八年の香港風邪、七十七年のソ連風邪があります。スペイン風邪の際には世界じゅうで六億人の患者と四千万人以上の死亡者が出たとされています。日本でも二千三百八十万人以上の患者と三十八万八千人以上の死亡者が出て、社会活動にも甚大な被害と損失を与えたことが記録されています。アジア風邪でも世界全体で百万人程度の死亡者が記録され、医療提供機能の低下を初めとした社会機能や経済活動などさまざまな混乱が報告されています。

スペイン風邪やアジア風邪などの流行した当時と比較すると現在は医療体制の質、量ともに大幅に改善されており、衛生環境も向上しています。しかしその一方で、人口の増加と高齢化、都市への人口の集中、高速大量交通の飛躍的な発達など社会生活環境も大きく変化しております。一たん出現した新型インフルエンザは短期間に世界全体へ広がり、適切な備えをしておかなければ大きな健康被害が出ることを予想されます。WHOの事務局長はいつとは言えないとしながらも、大流行は必ず起きると断言し、新型インフルエンザの出現を防ぐため、また出現に備えるために加盟国に対し、大流行が起こった際の段階ごとの対応計画を策定するよう勧告しています。

このような事態を受けて先ごろ、新型インフルエンザの総合対策を定めた政府の行動計画がまとめられたところであります。それによると国内で流行した場合、最大で死亡者は六十四万人、入院患者は二百万人、外来患者も二千五百万人に上るとされています。また平常時から発生、流行に至るまでの六段階に想定した対応が決められ、インフルエンザ治療薬タミフルの備蓄も日本全体で二千五百万人分とし、そのうち国と都道府県に二千万人分を割り当てることを決めました。

静岡県では十一月二十二日に開いた新型インフルエンザ対策本部の初会で、流行した場合、最大で死者一万九千人、入院患者六万人、外来患者七十三万六千人が発生すると報告され、医療体制の整備や県民への情報提供などの対応を進めることを確認したということです。通常の死亡者、入院患者、外来患者にさらにこの人数が加わるということになり大変な事態になると考えられます。現在、新型インフルエンザは鳥から人へ感染する第三段階で、しかも人から人へ感染する第四段階に限りなく近い状況とされており、事前の準備を早急に進める必要があります。

そこでお伺いいたします。今回出現が予想されている新型インフルエンザはスペイン風邪やアジア風邪のような致死率が比較的弱いとされる弱毒性ではなく、非常に危険な強毒性のウイルスになる可能性があると言われ、研究者の間でも世間の認識は甘過ぎるという声が聞かれます。県はこの新型インフルエンザに対してどのような認識をもって対応していくのかお聞かせください。

国の行動計画に示されている治療薬タミフルの都道府県での備蓄は、現在、目標の〇・四%しかないという厳しい状況であるように、県としての対策もこれから本格的に進めることになると思います。現在までの準備状況と県がつくる行動計画の内容、そして、行動計画に沿った準備態勢をいつまでに整える予定なのかお伺いをいたします。

国が都道府県に要請している治療薬の現時点での薬価は一カプセル約三百六十四円、総額で三百八十二億円余りということですが、準備を進めるに当たり静岡県ではどのくらいの予算が必要と見込んでいるのかお伺いをいたします。

次に、**耐震強度偽造問題について**お伺いをいたします。

首都圏を中心にマンションやホテルの建築確認で、耐震強度を示す構造計算書が少なくとも六年前から偽造されていたという事件は、事実の解明が進むにつれ深刻さを増しています。これまでも手抜き工事や施工ミスで耐震性が不足した建物がつくられてしまった事例はありましたが、建物の安全性を担保すべき一級建築士が設計の段階でそうと知った上で故意に重大な危険のある建物の量産に手をかしていたということでもあります。大

勢の人の命と財産を脅かす極めて悪質でモラルの欠如した許しがたい行為であります。

全国で大地震が近い将来にも発生する可能性が非常に高いと指摘され、減災への取り組みが急務となっている地震列島の上に建設される建物ならば、耐震性は最優先で確保されなければならない時期の背信行為であります。このような耐震強度偽造行為による強度不足の建築がさらに各地に広がっている懸念はないのか、国や自治体は対象建築物の耐震度調査と建築確認全般にわたっての点検を早急に実施する必要があります。そして、何よりも住民の安全確保と不安の解消を最優先し、緊急避難先や補償問題に対する相談窓口の設置などできる限りの支援を急がなければなりません。

今回の偽造問題は県内にも波及しており、静岡市のホテルの入ったビル、沼津市の建築中のホテル、湖西市のホテル、そして掛川市のホテルでも建築構造計算書が偽造されていました。さらに、熱海市でも姉歯設計事務所の構造計算書偽造を見逃していた民間検査機関の建築確認した建物がマンションなど工事中を含めて二十二棟あることも明らかになり、今後、耐震強度の点検をしていくということでもあります。現在までは一人の建築士がかかわった物件が問題となっていますが、民間指定機関が建築確認検査をするようになって以降のマンションを購入した人たちの間でも不安が広がっています。

また、今回、偽造を見逃した検査機関の中に自治体も含まれていることから、それ以前の建築物に対しての心配もされているところであります。

そこでお伺いをいたします。建築基準法という法律のもとに行われてきた建築確認検査制度の信頼が揺らぐ偽造問題が発生したのにはどこに問題があったからと考えるのかお伺いをいたします。

本県で国土交通省指定機関を除いて、確認検査を行うことのできるのは、静岡県、静岡市、浜松市、富士市、沼津市の五つの自治体と知事指定の民間確認機関二つであります。これらの機関に対する通常の検査体制と今回の問題が発覚した後の対応について伺います。

国土交通省は罰金の大幅引き上げを柱とした建築基準法を改正する考えを示しています。静岡県でも本県内の確認検査機関への指導や制度運用の

見直しなどが考えられると思いますが、今後このような問題が起きないために県としてどのような対策が考えられるのかお聞かせください。

本県ではマンションでの建築構造計算書の偽造は発覚しておりませんが、今後どのような事態が起きるのか予測できません。住民の緊急避難先や補償問題に対する相談窓口など急を要する事態も考慮しておかなければなりません。どのように考えているのかお伺いいたします。

現在問題になっている業者以外の関係する建築物についても不安に思っている県民が多数おり、県への問い合わせもあると思いますが、どのように対応しているのか。また偽装が判明した建築物について今後どうするのか、今回問題になっている業者がかかわった建築物への対応についての考えもあわせてお伺いをいたします。(拍手)

○副議長(中澤通訓君) 石川知事。

(知事 石川嘉延君登壇)

○知事(石川嘉延君) 小長井議員にお答えをいたします。

静岡県のもりづくりについてのうち、**もりづくり県民税**についてであります。

もりづくり県民税は荒廃した森林の再生を進めるために新たに負担をお願いするものでありますことから、何よりその意義や必要性について県民の皆様には十分理解していただくことが大切であります。このためこれまでさまざまな方法で広報に努めてまいりましたが、新税の導入をお認めいただきましたならば改めてまた県民だよりを通じ、また市や町の広報紙に掲載をお願いして広報に努めるとともに、導入後は外部評価機関による新税の使い道や効果の検証とその情報の公開を通じて一層理解が深まるように努めてまいります。

また、この税を財源とする事業は森林の持つ公益的機能を高める目的で人工林を部分的に伐採をし、広葉樹林化を促すものであります。したがって森林の資産価値については考慮せずに事業の成果、すなわち水源涵養とかあるいは災害防止という成果が権利者の営利に結びつかないように配慮し

て行うものでありますから、実施に当たっては権利者の理解が不可欠であります。このため市や町、地元の皆様の協力を得て、きめ細かな説明会の開催や森林組合による働きかけなどを通じて個々の権利者の理解と協力を得て実施してまいりたいと考えております。

次に、林業活性化のための今後の取り組みについてであります。

健全な森林を育てるためには公益的機能の発揮に着目した環境の視点からの取り組みとともに、持続可能な林業経営が行われることが何よりも大切であると認識をしております。現状では民有林の経営はその大半が極めて小規模でしかも分散しておりますことから、総じて効率的な森林整備や素材生産が困難となっており、このことが木材価格の低迷と相まって森林所有者の経営意欲を減退させております。しかし、このような中であっても共同で機械化を進め生産性を上げている意欲的な林業家のグループも静岡市内を初め各地に存在をしております。一方では森林組合が中心になって森林の集団化、高性能機械の導入によって新しい生産システムを実現した例も見られております。

県といたしましては夢と展望を持って林業の将来を担う若手林業家の育成に努めるほか、生産性を上げるための森林の集団化や高性能林業機械の導入などを支援することでコスト縮減と採算性の向上を図り、県産材の利用促進とあわせて森林所有者の経営意欲を高め、林業の健全な発展を実現してまいりたいと考えております。この意味で富士山ろくで実験をしております高性能林業の実施のモデル事業、この成果に期待をしているところであります。

なお、その他の御質問につきましては、関係部局長から御答弁を申し上げます。

○副議長（中澤通訓君） 白岩総務部長。

（総務部長 白岩 俊君登壇）

○総務部長（白岩 俊君） **浜岡原発についてのうち、安全協定について** お答えいたします。

浜岡原子力発電所の周辺環境の安全を確保するため、本県の原子力発電所の安全確保等に関する協定では、中部電力は浜岡原子力発電所の施設の

設置または変更などの事案については、あらかじめ県及び地元の自治体に通報することとなっております。この通報を受け県では中部電力に対し公開の場での説明を求めるとともに、原子力発電所の規制、監督を行う原子力安全・保安院の見解を聞き、さらに必要に応じて原子力対策アドバイザーの見解を聞くなどにより県として安全性を確認することとしております。

本県の協定に事前了解の規定がないことにより、これまで中部電力と地元自治体や県との間で不信感が生ずるようなことはなかったと思っております。現時点では事前了解の規定を盛り込む必要性はないのではないかと考えております。また原子力発電所は電気事業法及び原子炉等規制法に基づき、設計、建設から運転管理に至るまですべて国により許認可、指導監督が行われることになっておりますことから、仮に原子力発電所の施設の変更に関し問題が発生した場合には、国及び事業者がその責任において適切な対応を行うべきものであります。安全協定に基づく事前了解のあるなしにかかわらず、県に施設の変更等に係る監督機関としての責任はないものと考えております。

県といたしましては県民の安全を守るため、今後ともあらゆる機会をとらえ、国に対しては事業者に対する厳しい指導監督を、また中部電力に対しては安全の確保に万全を期するよう求めてまいります。

○副議長（中澤通訓君） 花森企画部長。

（企画部長 花森憲一君登壇）

○企画部長（花森憲一君） 浜岡原発についてのうち、初めに、**プルサーマルの安全性について**お答えします。

まず、使用済みMOX燃料の処理についてであります。中部電力からは一たん発電所内の燃料プールに安全に保管した後、国の原子力政策大綱に沿って検討される方策に従い処理していくと聞いております。なお国の大綱ではプルサーマルが導入される予定の二〇一〇年ごろから、中間貯蔵及びその後の処理方法等について検討することとしております。

次に、地震時におけるプルサーマル問題については、今後中部電力から国に原子炉設置変更許可申請が提出された場合、国において改めて検討さ

れるものと考えておりますが、MOX燃料炉心は原子炉内の燃料を適切に配置することでウラン燃料炉心と同様に制御、停止させることができると伺っております。一方浜岡原子力発電所についてはマグニチュード八・五の地震を考慮して耐震性が確保されているとともに、中部電力ではさらに耐震性を向上させる耐震裕度向上工事を順次実施していると承知しております。

また、現在プルサーマルが実施されている沸騰水型原子力発電はドイツの二基ですが、この二基では一九九五年以降継続して安全に運転されています。このほかに我が国の敦賀原子力発電所の一号機を含め、世界で十二基の沸騰水型原子力発電所でプルサーマルが実施された実績があると承知しております。定期検査でひび割れが発見された四号機のシュラウドについては既に国が健全性を確認しておりますが、国においては事業者から原子炉設置変更許可申請が提出された際、改めて検討されるものと考えております。

次に、**公開討論会について**であります。現在、中部電力では御前崎を初め地元四市において全戸訪問による説明、町内会規模での説明会や全市規模の拡大地区説明会を開催し、地元の理解を得るように努めております。また十一月十九日には御前崎市において同社主催の公開討論会が開催され、国も積極的に参加してさまざまな立場から意見や議論が交わされたと承知しております。

原子力政策は国の基本方針として進められていますことから、本県が十一月十六日に実施した国及び本県選出の国会議員への予算等の提案、要望活動におきまして、国主催による公開討論会の開催を要望したところであります。

なお、県による公開討論会の開催は考えておりませんが、地元からの要望があれば、改めて佐賀県が実施した例にならって国に働きかけてまいりたいと考えております。

○副議長（中澤通訓君） 川口健康福祉部長。

（健康福祉部長 川口正俊君登壇）

○健康福祉部長（川口正俊君） **新型インフルエンザについて**お答えいた

します。

新型インフルエンザについては、最悪の事態をも視野に入れて周到に準備することにより県民の健康を守るとともに、徹底的な情報開示により正しい知識の提供と不安の解消に努めていくことが重要であると認識しております。

県ではこれまで十一月十四日に公表された国の行動計画を受け、十一月十八日には知事を本部長とする対策本部をいち早く立ち上げたところがあります。また県のホームページを通じて新型インフルエンザに関するQ&Aを公表したところがあります。

県の行動計画につきましては、発生の早期感知、流行初期において感染拡大の防止のために入院治療を行う医療機関の指定、確定診断のための検査体制等について、医療の専門家による新型インフルエンザ医療専門家会議において具体的な検討を行い、本年中に県の保健医療対策行動計画を策定、公表いたします。また行動計画に沿った対策を事態の推移に応じ迅速に実施していく方針であります。

なお、行動計画を具体化するための経費につきましては、今後国の動向等を踏まえ検討していくこととしております。

○副議長（中澤通訓君） 山村都市住宅部長。

（都市住宅部長 山村善敬君登壇）

○都市住宅部長（山村善敬君） **耐震強度偽造問題について**お答えいたします。

今回の原因につきましては、建築確認システムや審査基準のあり方とそれに携わる関係者の業務への取り組み姿勢にも問題があるのではないかと想定されますが、これについては今後具体的に検証してまいりたいと考えております。

知事が指定した確認検査機関については、従前より建築基準法に基づき年一回の立入検査を行っておりますが、今後早急に緊急調査を実施し、審査の体制や手法を確認するなど厳正な審査の徹底を図る一方、県としてもこれまでの確認検査体制を大きく見直し、構造計算プログラムの導入、設計者からの直接聴取などチェック機能を強化して厳格な審査体制の充実に

努めてまいります。

現在設置している相談窓口には、十二月七日 昨日ですけども 七日現在、百六十六件の相談が寄せられておりますが、その多くは今住んでいるマンションやこれからマンションを購入する際の安全性の確認に関するものや再調査するにはどうしたらよいかという相談でありまして、現在のところマンションなどについて具体的問題は発生しておりません。万が一そのような事態が発覚した場合は、該当建物の関係者への聴取や指導や場合によっては住宅のあっせんなど早期の対応を図ってまいりたいと考えております。

また、今回問題となっている業者等がかかわった建物については現在調査中であり、今後偽装が判明した場合、耐震性が不足するものについては建築基準法等に基づき厳正に改善を指導してまいります。

○副議長（中澤通訓君） 一番 小長井由雄君。

（一番 小長井由雄君登壇）

○一番（小長井由雄君） ただいま御答弁をいただきまして、特に**浜岡原発について**でございますが、安全協定の中で事前の了解事項、これにつきましてはですね、これまで中部電力との信頼関係というような言葉を使ってるわけですけど、今議会ではですね、不信感を持つことがなかったというような言い方が若干ニュアンスが変わってきたかなあと、答弁の中に思うわけでございますが、この事前の了解事項というのはですね、県がこの原発という一度事故が起こればその地元の市町村だけじゃなくて広い、もっと広い県全体、あるいはもう日本の全体にまで及ぼすような大きな被害を及ぼすというようなことでありまして、もう少し県がですね、積極的にかかわっていく、そのための事前協議というのも必要ではないかと思えます。

先ほどの御答弁ではですね、国の許認可であって監督機関としての県に責任はないというような言い方、御答弁でございましたけれど、もう少しこの原子力発電、浜岡の原発に関しては前向きにですね、積極的に県もか

かわっていく必要があると私は考えるわけでございますけれど、その点もう一度御答弁をいただきたいと思います。

それからMOX燃料についてでございますが、二〇一〇年ごろから検討されるということにはなっておりますが、具体的にはまだ何も示されていないわけございまして、ほんとにこの二〇一〇年から始まるのか。まあ始まったとしてもその後の協議はどうなるのかということで全くわからないわけでございます。

そういった中で、このプルサーマルの導入をされるということでございますので、もう少しその辺のところはしっかりと具体的に詰めて話を中電から聞くという姿勢が必要ではないかと思いますが、その点についてのお考えをお願いいたします。

それと公開討論会でございますが、地元から要請があればというようなお話でございました。先ほど申し上げましたように、この原発というのはですね、地元だけじゃなく大変広いところに及ぼしますから、地元の要請がなくても県が積極的に開催をしていただきたいと思います。以上です。

○副議長（中澤通訓君） 石川知事。

（知事 石川嘉延君登壇）

○知事（石川嘉延君） 小長井議員にお答えいたします。

安全協定の問題であります。そもそもこの原子力発電所の問題について県がどういう立場でどういうかわりを持つかという基本の問題について私の見解を述べたいと思います。

この非常に高度に専門的な知識と体制を整えていかないと対応できないこの種のものについては、国が責任を持ってやるということになってるわけ。で、仮に県がこれについてまたさらにダブルチェックのような格好で国を上回る体制でこれに対処しなければいけないなんていうことになると、どけだけのお金と体制を整えていいかはかり知れないものがありますね。私は国に対してそういう意味では不信感を持っておりません。地域の安全を守る責任のある知事としての、あるいは静岡県のとるべき立場は国にしっかりやらせるということ。それに対してはいろんな我々手だてがあるわけでありまして、またそれを支える県民の力もあるわけでありまして

から、その前提に立ってですね、国にしっかりやらせると。そのやらせる上で必要最低限の我々もいろんな知識もなければいけない、研究もしとかなければいけない。そういうふうにやるべきではないかと思うのであります。

国を上回る責任を全部県がしょって立つということになったら、仮にそういうことをやった上でですね、万が一これが容認されてとんでもない事件になったらだれが責任とるんですか。県の責任になっちゃうじゃないですか。そんなあほな仕組みというのはありませんよ。すべて私は国にきちんとやらせると。そのためにこそ知事がしっかりしなきゃいけない。私はそういう考えで臨んでるわけでございます。

したがって、安全協定の問題でその事前の了解事項があろうがなかろうがですね、中部電力に対し、あるいは国に対して静岡県がきちんと地域の皆さんの心配やあるいは安全に対する信頼感を獲得できるようにさせる。そのことについて事業者も国もそういう方向へ向かってるということであれば、私は事前了解の項目があろうがなかろうがですね、関係はないと私は思っておるわけでありまして。仮に事前了解の項目があってですね、それが極端に言ってどういう法的効果をもたらすかといえ、実は政治上の効果しかないわけですよ。事実上の道義的責任しか縛れないわけでありまして。

ですから、そんなことにエネルギーを使うよりは、いかにきちんと中電や私は国に対して公開の原則のもとに、どういう公開をすればどういう専門家が見て意見を言わんとも限らないわけでありましてから、それを徹底し追及させる。そこをベースにしてですね、我々自身も一定の見解を持って臨むと、そういうことが大事だと思うんです。その限りで原子力対策アドバイザー制度のもとにこれまで我々が事業者や国に対してやってきた対応は功を奏しておると私は確信をしてるところでございます。

また、**MOX燃料の問題**についても同様にですね、現状の原子力発電所の使用済み核燃料をそのまま放置すれば日本がとめどもなくプルサーマルをためていくということになって、これはこのプルサーマルの平和利用ということを一方で言いながら、これをきちんと処理する体制ができてなけ

れば国際的な信頼を獲得できないわけでありますから、今現在具体的にこれをどう処理するということはその処理上の着地場所がなかなか確定しないというような難点もあって稼働してなかったわけでありますけども、これは国の責任において二〇一〇年以降解消するという、今そういうもくろみのもとに進めておるわけでありますから、これをきちんと約束をさせる、あるいはそういう方向へ追い込むと、これが大事ではないかと思うわけであります。

公開討論会の問題も国において責任を持って開催をしていただくよう、きちんとこれは働きかけ実現を目指すべきものと考えております。

○副議長（中澤通訓君） これで小長井由雄君の質問は終わりました。

平成 17 年 2 月 静岡県議会定例会



小長井 由雄【討論】

発言日：2005/03/18

会派名：無所属

討論事項：静岡空港の土地収用に関する事業予算に反対し、空港建設の是非を問う住民投票を求める請願を採択すべしとする討論

○議長（奥之山 隆君） 次に、四番 小長井由雄君。

（四番 小長井由雄君登壇）

○四番（小長井由雄君） 私は、今定例会に提出をされております二〇〇五年度予算案で、静岡空港の土地収用に関する事業費十億八千九百万円が含まれた第一号議案二〇〇五年度静岡県一般会計予算に反対し、請願第一号土地収用関係費用に係る予算の支出と空港建設の是非を問う住民投票実施を求める請願について、採択すべしとして不採択に反対する立場から討論を行います。

日本の法律で個人の基本的権利として保障されている土地所有の財産権を公益のためにと制限する土地収用法の適用には、万人を納得させる公益上の必要性がなくてはならないということは申し上げるまでもありません。

ところが、静岡空港の土地収用に関して県民世論の現在までの経過は、県民多数に土地収用の公益性、合理性が納得されているとは到底思えない現状であります。賛成意見の中に非常に多い「空港は必要ないと思うが、ここまで建設が進行してしまっているから収用も仕方ないではないか」という論調は、それが県民を納得させた結果ではなく今さら反対しても仕方がないという、あきらめに由来する政治不信の表現の一つであり消極的反対論と見るべきであります。

千九百億円という巨額の県税、国税を注ぎ込む空港建設の公益性の証明には、空港を必要として利用する県民を中心とした利用客が合理的に多人数推計されることが条件とされ、それは採算性で判断されます。ところが、数度にわたって下方修正されてきた静岡県の現在の需要予測は百六万人であり、建設申請時の百七十八万人の六〇%と大幅に減少しました。これでも多過ぎてその推計方法を疑問とする声は多く、この県議会においても、先日開かれた国土交通省主催の収用申請を審議するための公聴会でも、その問題点は提起されているところであります。それによれば、静岡県の推計には予測を多くするための恣意的数値が何の合理的根拠もなく使われているといい、その誤りを訂正して同じ計算式で計算すると需要は半数以下になり、大幅赤字を抱える不採算空港になることは避けられないということでした。

ところが、それらの具体的疑問に対して、静岡県は県議会でもまた公聴会でも納得できる説明、反論は全くしていないのであり、説明責任を放棄しているとしか見られないのであります。したがって、需要あり、採算性の保証あり、よって公益性ありとはならないのであります。

先月開港した中部国際空港は、静岡県の経済活動と県民の県外、国内への交通に大きな影響を及ぼしつつあります。西部の中心都市浜松駅バスターミナルからは一日十四本の直行バスが運行され、沼津駅からも直行バス

が運行されるなど、その流れは中部、東部の都市駅にまで広がっております。

また、新幹線品川駅の開業以来、県民の羽田空港への利便性は高まり、さらに、羽田空港の拡張工事の進展によって、さらに県民の羽田利用度は高まることが予想されます。ところが、静岡県の予測によれば、それでも定期便競合空港への西部、東部を含む県民の静岡空港利用率は八〇%を超えると推計し、中部国際空港開港と羽田空港の拡張は予測に織り込み済みだと、県議会及び公聴会でも答弁しているところでもあります。しかし、その推計の根拠については納得できる数字は説明されず、結論だけの押しつけで、この点においても県民への説明責任が果たされてはおりません。

中部国際空港の開港で民営化は一躍脚光を浴び、静岡県も運営の民営化について赤字空港を防ぐ切り札のように宣伝しています。ところが、中部国際空港と静岡空港の民営化は似ても似つかないものだとしか見えません。なぜなら、中部国際空港は投資された国税を含めた建設総額をも償還する計画を持った民営化であるのに対し、静岡空港は千九百億円の建設費総額は静岡県の社会資本の整備だから一円も返す必要がないという親方日の丸の民営であるからです。

しかも、赤字が出て県税で補てんされることが予想され、立ち行かなくなれば投げ出せば終わりになるという無責任な民営化を心配する県民の声もあるのであります。私は、先日の公聴会で陳述した民営管理会社に参加を決めた民間会社社長たちの意見を見聞して、県民の心配に根拠があると思いました。民営管理の計画内容や採算性については全く述べず、大交流時代のスローガンを繰り返し叫ぶだけの願望に終始した方、「東部の県民は羽田に流れる」という現実を肯定してみせた上で、「現状が困難なほどビジネスチャンスは広がりファイトがわいてくる」と精神論をぶち上げた方、どなたからも具体的な採算性を持つ事業計画は一言も陳述されなかったものであります。

知事は、静岡空港の設置許可を得るために当時の運輸省航空局長あてに確約書を提出しています。そこには、「設置許可が得られることにより、話し合いの進展が期待されるものであり、同意取得が可能になる」、「誠心

誠意交渉に当たることにより、県の責任においてすべての用地を取得する」ことを確約することが書かれています。当時の新聞においても航空局首脳の発言として、「確約書には強制収用は行わない意味が含まれる」と述べたと報道されています。

このことは、全用地任意取得の履行こそが設置許可の事実上の条件だということでもあります。今回、土地収用のための事業認定を申請し、そのための関連する予算を提示したことは、任意取得の放棄、確約書の不履行だと言わざるを得ません。

私は、二月十八日、十九日の公聴会において、空港に反対する公述人の「話し合いを拒み続けてきたのは知事の方だ」という陳述を聞いて驚きました。なぜなら、私たち議員は知事から再三再四「数十回にわたる話し合いの呼びかけをことごとく拒否され、万やむなく収用申請に踏み切った」と報告を受けてきたからであります。これは、この事業推進に民主主義の原則が貫かれてきたのか、強権的な押しつけがなかったかの大問題であります。

地権者たちは、話し合いの前提として、一貫して三条件を県に示してきたということです。それは、これまでのボタンのかけ違いを認め謝罪すること。工事を一時中断すること。土地収用を放棄すること、であります。

静岡県は、この話し合いの前提とする三条件を初めから空港建設の完全中止を要求するもので到底受け入れられないとしてきました。ところが、公聴会での反対者側の説明では、話し合いの前提という条件の申し入れである以上、「話し合い中に土地収用の準備や建設工事をどんどん進めるのであれば、だまし討ちになる」、「話し合い中は工事を一時中断することも土地収用を放棄することも約束できないなら、受け入れられないというのは当たり前ではないか」と陳述し、本当は話し合う気のない県側が話し合いの前提という条件を故意に無視し、地権者が初めから今後空港建設を一切しないことの約束をせよとの無理難題を要求しているかのように見せ、話し合いを回避する手段に使ってきた、と主張していました。

これが本当だとすれば、静岡県の土地収用申請の大義は失われるのであります。民法上は当然のことながら、土地収用法では、たとえ一坪の小土

地所有権でも大規模土地所有者と変わることのない法的権利が保障されています。このことは、県当局も県議会において明言しています。ところが県は、小規模地権者や空域内の被害予想住民との話し合いを全く実施していません。それどころか、話し合いの申し入れさえ拒否しています。マスコミにも公開した公正な話し合いの場の要求に対して、県は秘密会に固執して話し合いの成立を妨げたということでもあります。今後、話し合いもなくいきなり収用手続の場に引き出される小規模地権者や被害者であり、かつ小規模地権者である人々の人権は保障されているとは言えないのであります。

以上、第一号議案の採択に反対し、請願第一号議案の不採択に反対する討論を申し上げましたが、ここで私の思いを意見として申し上げます。

「空港は必要ないと思うが、ここまで建設が進んでいるので収用は望ましくないが、やむを得ない」という議論についてであります。私の所属している民主党は、税金のむだ遣い公共事業の聖域なき見直しを公約の第一に掲げて、国民の信頼を勝ち取り、躍進を続けてきました。「ここまで進行している以上仕方がない」というあしき現状追認には、民主党員としての私の良心が許しません。

さらに、「これ以上引き延ばすと経費がかさむから収用に賛成」などという意見は、ごまかしの最たるものであります。なぜなら、知事が完成期日を三回も引き延ばした理由の第一は、国の財政事情の困難によるものであり、「反対地権者のせいでおくれた」という延期理由は一度もなく、工事費も二千億円から千九百億円にと逆に少なくなり、さらに知事は収用の費用まで千九百億円の枠内におさまると明言しています。本当はだれが引き延ばしたのか。民主主義の原則を逸脱した用地決定、三回も需要を大幅下方修正するようなずさんな計画を問題にせずして、落ちはずべて反対地権者にありとこじつける。このような議論は正面からの空港賛成論より、さらに悪質だと思わざるを得ません。

最後に、空港用地の土地強制収用は成田空港の経験からも多大の時間、経費、労力と精神的苦痛を伴うことになりかねません。そのような事態にならぬよう地権者から示された前提とする三条件を受け入れ、話し合いに

よる解決を進めるよう要請して私の討論を終わります。

○議長（奥之山 隆君） 傍聴席の方は静粛に願います。（発言する者あり）出てもらいますよ。

平成 16 年 9 月 静岡県議会定例会 質問

質問分類 一般質問

質問日： 2004/10/01

質疑・質問事項：

次に、四番 小長井由雄君。

（四番 小長井由雄君登壇 拍手）

○四番（小長井由雄君） 私は平成 21 所属議員として、当面する県政の諸課題に対し、知事及び関係部局長、教育長に質問いたします。

まず、**地方分権と市町村合併進展後の県の役割について**伺います。

本日十月一日は全国で二十三の新市が誕生し、十一月一日にも十九の新市が発足する予定で、平成の大合併と言われる国主導の今回の合併劇もピークを迎えるようであります。総務省の発表では、二〇〇〇年に三千二百余りあった市町村が、二〇〇四年七月一日現在、合併の進行で三千九十九となり、告知済みの合併が成立した場合には二千八百六十九市町村になるということです。また法定の合併協議会は五百七十七設置されており、全市町村の六割を超える一千九百四十四市町村が参加しているということです。二〇〇五年三月末の合併特例法の一応の期限に向けて、この動きはさらに広まっていくものと思います。

本県における市町村合併の動きは、県内最初の合併となった旧静岡市と旧清水市の昨年四月の合併や修善寺町など四町の合併による伊豆市と、御前崎町と浜岡

町の合併による御前崎市の発足により、二年前には七十四あった市町村が六十九となりました。現在、法定の合併協議会が十四設置され四十余りの市町村が参加しており、この枠組みで推移すると県内の自治体数は二十二市十六町で、三十八市町となる見通しとのことであります。

県下の合併の中でも既に合併した静岡市と浜松市を中心にした天竜川・浜名湖地域十二市町村は、政令指定都市を目指しての合併であります。静岡市については、十月末に政令市へ移行するための閣議決定がされ、十一月初め政令公布、そして来年四月から政令市へ移行する見込みだということです。将来は浜松市を中心にした天竜川・浜名湖地域と合わせ、県内に二つの政令指定都市が発足する可能性があります。

このような状況を踏まえ、この先の本県の姿を想像するとまず総体的に自治体のエリアが広域化することが認められます。また行政権限の面からみれば、政令指定都市という県とほぼ同等の極めて強い権限を有する本県にはこれまでなかった新しいタイプの自治体や、またこれに続く特例市が存在し、一方では合併を選択せずに従前の規模のままで独自のまちづくりを目指す自治体も地域的に存在するという、非常に複雑な県土の姿が思い描かれます。この場合気になるのは、このような県土構造の中で今後県にはどのような役割が期待されるかということです。

行政事務に関しては、土木、健康福祉などのそれぞれの行政分野ごとと関係する法律体系の枠組みの中で、国、県、市町村、それぞれの権限がきちんと整理されているものと理解しておりますが、広域的な土地利用や地域政策の面においては、県は今後どのような役割を果たしていくべきなのでしょうか。この点私は地域の将来はあくまでそれぞれの地域が主体的に考えることが基本であるものの、均衡のとれた県土の発展を目指すためには、むしろこれから広域自治体としての県が主導する役割が重要になってくるものと考えます。

そこで、富国有徳の県土づくりを提唱する県としては、広域的な土地利用や地域政策の面において、強い権限と高い自治能力を求められることになる政令指定都市とどのようにかかわっていくのか。また現状の行政単位を越えた広域的な発展を目指すことが望ましい自治体や地域に対して、今後どのような役割を果たしていこうとしているのか知事の御所見を伺います。

次に、**静岡市の政令市移行について**伺います。

県と静岡市との間では、昨年、政令市移行に伴う基本協定を結び現在はその細部にわたる協議も進んでいると思います。県から静岡市へ移譲されるものの中で、道路及び道路施設は、一般県道二十路線約百四十七キロメートル、主要地方道九路線約二百二十五キロメートル、国道三路線約五十八キロメートル、このうち橋梁が五百七橋約十三キロメートル、トンネルが二十三カ所約六キロメートルと膨大でありながら全体での道路の改良率は七五・一％ということであります。さきに政令市に移行した、さいたま市が九五％の改良率だったことと比べてもかなり低く、今後の維持管理が気になるところであります。

さらに、これらの道路を改良するに当たり、県が一九九八年以降に発行した臨時地方道整備事業債のうち、地方交付税事業費補正措置分を除く元利償還金として元金分九十三億円と、それに相当する利息分も静岡市が負担していくこととなります。もちろん軽油引取税交付金や地方交付税等の財源も移管されますが、今後の国の三位一体の改革の影響により、この財源も減額になるのではないかと危惧しています。

制度上は多くの権限が政令市で処理されることになるわけですが、政令市移行後も引き続き県の支援が必要となる分野もあると思います。これに対する県の考え方をお聞かせください。あわせて、人的支援の基本的な考え方と今後の取り組みについても伺います。

次に、東海地震による被害が心配される中、頻発する原発事故に関し**浜岡原子力発電所の安全性について**伺います。

去る九月五日夜、東南海地震の想定震源域に近い場所を震源として発生した地震は、東海地震の前兆かと県民の心配をかき立てました。私はかねてよりマグニチュード八クラスの巨大地震になると言われる東海地震の想定震源域の真上にある浜岡原子力発電所の安全性の問題に、大きな危惧を抱いてきました。地震の切迫とともに浜岡原発に関係した最近の出来事は、県民の不安を一層かき立てています。静岡県には迅速な情報収集と調査に基づき、この県民の不安を解消させる責任ある対応が求められています。その視点に立ち、県民の最も心配している最近の出来事の二つについて伺います。御承知のように、日本の原発事故では過去最大の五人の死者を含め十一人の死傷者を出した美浜原発三号機の事故

は、摩耗して紙のように薄くなった第二次冷却水の配管が破断し冷却水が喪失した重大事故であり、その上、原発内部で作業中の労働者を大量の高熱、高圧の蒸気が襲ったものです。

死傷事故こそ起きませんでした。二〇〇二年五月の浜岡原発二号機の事故は、余熱除去系低圧注入管のドレン配管の溶接部が高サイクル疲労により割れが生じ水が漏れたものでした。美浜の場合と同じく、この配管部分は建設以来一回も点検されていませんでした。しかも、恐ろしく思うのは、加圧水型の美浜原発の冷却水には放射能が含まれていませんが、沸騰水型の浜岡原発の配管は多量の放射能を含む冷却水を流しているということです。もし美浜の事故が浜岡で起きたら、もっと悲惨な大事故になっただろうということです。

そこでお伺いします。静岡県もこの美浜原発事故を重く受けとめたことと思いますが、県は中部電力に対してどのように対応をされたのか。中部電力や国はどのように説明してきたのか。中部電力は美浜事故後、浜岡原発の配管はすべて社内基準どおりに点検され、安全が確認されているので心配ないと広報していますが、静岡県は中部電力のこの広報は信用できるものと確認しているのでしょうか。いつ、どのように、どの部分を点検しているのか中部電力に報告を求めているのでしょうか。それとも権限外のことには口は出さないという姿勢をとったのでしょうかお伺いします。

中部電力の原発の配管減肉に関する点検基準は、十年間で点検対象箇所のご二五%を点検し、全箇所を点検し終わるには四十年かかるといえます。とすると中部電力が基準に従って点検しているとしても、建設以来一回も点検されていない部分が残っているし、点検してから二十年以上は点検されていない配管部分も多いことになると考えてよいが県はどう見ているのか。東海地震被災が深刻に危惧されるこの際、浜岡原発全機をとめて、原発各種配管の全総延長を点検するよう求める考えが県にはないでしょうか。さらに、その点検に県独自の安全基準を提示して、点検に立ち会うことが県の責務だと思いたすがいかがでしょうか。

本年七月末、浜岡原発四号機の建設に大量の不良骨材が使われていたという内部告発があり、私たち県民は大きな衝撃を受けました。その後判明した事実によると告発したのは四号機建設の骨材納入業者の元幹部職員で、会社の命令に従い偽造文書作成やサンプルのすりかえによって亀裂の生じるおそれのある有害な骨

材百万トンを納入し続けたことを良心の呵責に耐えかねて内部告発し、当時の社長もその事実を認めたというものです。

御承知のように、阪神・淡路の大震災で横倒しになった高速道路の橋脚や続出した新幹線トンネルの崩壊事故などは、不良骨材を使用したコンクリートがアルカリ反応を起こし徐々に膨張し、ひび割れを起こし強度が極端に低下したものだと言われます。東海地震で激震に見舞われる可能性の高い浜岡原発が、このようなコンクリートで建設されたことを知り県民の不安は高まっております。

そこでお伺いします。静岡県はこのことを何で知ったのか。そして、どのような対応、措置をとったのでしょうか。内部告発者から相談を受けた元スイス大使の村田光平氏は、告発者が原子力安全・保安院に申告書を提出した後、静岡県知事にもその事実を知らせたとのことですが、静岡県はこの問題がマスコミで公になるまで動かなかったようであり、重大な内容であったと思いますが、どうしてすぐに対応しなかったのか、ガセネタか大した問題ではないと思っていたのでしょうか。

八月六日に中部電力は緊急記者会見を行い、「改めて浜岡四号機のコンクリート中のアルカリ総量を調査したところ、規制値を下回っていることを確認した。したがって、浜岡四号機のコンクリートの健全性は確保されていると考える」と発表しています。県は、この発表による「改めて調査した」が、いつ、だれが、どのような方法で実施したものなのかを確認しているのでしょうか。また、その信憑性をどう見ているのかお答え願います。

アルカリ反応が規定を超えている不良骨材が百万トンも使われている浜岡原発四号機のコンクリートには、安全性に問題があるのではないのでしょうか。静岡県の優秀な土木技術スタッフを投入して、独自調査することが必要と考えますが、どのように考えているのかお伺いいたします。

次に、**小型焼却炉対策**について伺います。

環境省はこのほど、昨年一年間に全国の廃棄物焼却施設から排出されたダイオキシン類の量が、九七年の排出量と比べ約九八%削減され政府の削減目標を達成したと発表しました。ダイオキシン類は毒性が強く発がん性が指摘されており、廃棄物焼却施設からの排出が総排出量の八割から九割を占めるとされることから、政府は九九年に成立したダイオキシン類対策特別措置法に基づき、二〇〇〇

年に廃棄物焼却施設から排出されるダイオキシン類の削減計画を策定し二〇〇二年度末までに年間の総排出量を九七年比で九二%削減する目標を掲げていたものです。

環境省はこれに先立ち廃棄物焼却施設からのダイオキシン類排出抑制のため、九七年八月に廃棄物処理法施行令及び施行規則を改正、焼却施設に係る構造基準及び維持管理基準を強化し、同年十二月から暫定的な規制を実施、二〇〇二年十二月からは恒久的な規制に移したところであり、この間、国と地方が連携し排出基準を満たさない焼却施設の廃止や低公害な焼却施設の整備を強力に推進してきたことにより、政府の削減目標は達成されたものであり高く評価するところでもあります。

本県において、市町村等の大型の焼却施設は施設の改造等により二〇〇二年の恒久基準に適合しているということであり、小型焼却炉については県有施設で九八年十二月までに使用が停止され、市町村にも同様の措置をとるよう働きかけが行われたということでもあります。しかしながら、この時期に使用をやめた小型焼却炉が学校等を初め県内に数多く見受けられ、ばいじんや焼却灰の飛散、流出による周辺環境の汚染が危惧されております。県ではことし二月、こうした小型焼却炉の現状確認のため調査を実施したと聞いておりますが、その調査結果の内容と今後の対応について伺います。

次に、今後の**景観施策の推進**について伺います。

本年六月、美しい景観、町並みの形成、乱雑な広告物等の排除をねらいとし、景観計画の策定や景観形成のための規制と支援などを盛り込んだ景観法、屋外広告物法の改正等、景観関連法案の整備、都市緑地保全法、都市公園法の一部改正という景観緑三法が公布され、十二月より施行されることになりました。この三法の成立は、国の施策の重点が機能性と効率を優先したまちづくりから生活者重視の潤いあるまちづくりへと移りつつあると評価されています。これからはヨーロッパのようなまちづくりが住宅価値の源泉になると展望されたり、同じ広さ、デザインの住宅でも周辺の環境によって価格に大差が生まれる時代だと言われます。

そこでお伺いします。今回の景観法においては、市町村が景観行政団体となり景観計画を策定することが可能となっておりますが、市町村の景観計画の策定に

対し県として県土全体の景観の観点からどのようにかかわっていくのか、また県として今後どのような景観施策を推進していく考えなのか伺います。

次に、**障害のある子供の教育**について伺います。

今、保育、教育の現場で、いわゆる「気になる子」が問題となっています。育てる親の側の事情や子供の発達面など、気になる理由はさまざまですが、こういう子供たちの中に、LD——学習障害、ADHD——注意欠陥・多動性障害、高機能自閉症などの子供が含まれています。障害名は少し違ってても、これらの子供は皆、特別な教育的ニーズに応じた支援を必要とする子供たちです。単純な作業を長時間できない、忘れっぽい、ささいなミスをする、考えずに行動する、落ち着きがない、多弁で時間や物の管理ができない、部屋が片づけられないなどなど、これらのことは自分にも思い当たると思われる方も多いはずですが、だれでも努力すればできそうなことができない障害であるため、発達上の弱さやアンバランスさが周囲に理解されにくく、怠けている、ふまじめなどと叱責されることが多いようです。

このような子供に対して、これまで十分な対応がされることが少なく支援体制も整わなかったため、自己評価の低下、やる気の喪失や周囲への不信感が募り、不登校、引きこもり、就労挫折等の二次的な問題が発生するなど、知的な能力は高くても社会適応が難しくなっている場合が多いと思います。

発達障害は生まれながらの可能性や個性の一つだと考えられます。障害という言葉は成長の中で困ることが生じる場合につけ加える言葉です。障害のある一人一人のことを正しく理解し困ることをしっかり把握することで、このような人たちもよりよく生きていけることとなります。

昨年三月、文部科学省の有識者会議が従来の特殊教育から特別支援教育への転換を示す報告書をまとめ、従来の特殊教育の対象者に加えて軽度発達障害の子供への適切な支援策が必要であることなどが提言されました。それに伴いさまざまな取り組みが始まってきました。本県における県総合教育センターに特別支援教育課の新設や静岡県障害児・者支援連携協議会の設立もその一つだと思います。

そこでお伺いします。このような子供たちを支援していくためには、教育の現場等における現状把握が必要です。軽度発達障害のある子供が在籍しているが、支援のための検討をする専門的知識を得る場も支援のための人員も十分でなく、

日常の教育活動の中で手が回らない状況の学校もあると聞きますが、県内の学校ではどうなのか現状への認識をお聞かせください。

学校においては、障害のある子供をしっかりと認識、理解した上で、それぞれの障害の特性に応じた対応が必要だし、障害をしっかりと見て一貫性のある系統的な指導をすることで改善されることが多いと思います。学校内での適切な指導のための体制はどのようになっているのでしょうか。人的、物的な支援など現在どのように取り組んでいるのかお伺いします。

最近でこそLD、ADHDというものが知られてくるようになりましたが、社会的にはまだまだ認知度が低いのが現実です。このような障害のある子供の保護者の中には、家庭でのしつけがなっていない、甘やかして育てたからだと責められて、つらい思いをしている親も多いただろうし、我が子の障害に気づかず周囲の人間だけが気にしていたり、子育てに自信を失ってしまう方もいると思います。そのような保護者に対しても相談する場を用意することが必要だし、社会的にも認識、理解を深める必要があると考えますが、この点についての考えをお伺いします。

医療の分野と連携しての乳幼児健診や就学前検診による早期発見で、幼児期に適切な支援をすれば社会への適応も可能になることもあると言われます。教育だけでなく、医療、福祉、保健、労働等の機関が、乳幼児から成人に至るまで切れ目のない支援をしていく必要があると思います。今後、支援を進めていく上での課題と取り組み方針をお伺いいたします。

以上で私の質問を終わります。(拍手)

○議長(奥之山 隆君) 石川知事。

(知事 石川嘉延君登壇)

○知事(石川嘉延君) 小長井議員にお答えをいたします。

初めに、**地方分権と市町村合併進展後の県の役割について**であります。

市町村合併の進展により、政令指定都市を初め、さまざまな規模の市町により、県が形成されることが見込まれる中で、私は国、地方を通じた内政構造改革を提唱しております。政令指定都市と政令指定都市以外の地域と県が加わる広域連合により、県内すべての地域が、政令指定都市で構成されているかのような地

域構造の構築を目指しておるところであります。

こうした地域構造における県の機能としては、従前からの広域機能、連絡調整機能及び補完機能という機能に加えて、新たに高度専門的な機能の一層の追求と
いいますか実現、これが必要になってくると認識をしております。今後誕生する
政令指定都市については、法定の移管事務だけでなくできる限り多くの県の事務
を移譲する新しいタイプの指定都市を実現したいと考えて、とりあえず静岡市と
も話をしその方向に向かって幾つか実現する見込みであります。この新型指定都
市に対しては、当然県土の一体的発展に向けて調整、連携を図ってまいらなけれ
ばならないことは言うまでもありません。また一方で、政令指定都市以外の地
域に対しては、新たに設置を予定しております地域支援局——仮称でありますけ
れども——これにより適切な支援を行いますとともに、将来的には政令指定都市
と同等の権限が発揮される地域となるように先ほど申し上げました県も参加する
広域連合、この設置を推進したいと考えているところでございます。

もちろん、これには一定の範囲の市町の参加が前提となることは言うまでもご
ざいませぬ。これに向けて、県がいろんな誘引策も講じながら呼びかけてまい
りますけれども、関係の県議の皆様方の御理解とまた御支援も必要になってきま
すので、よろしくお願ひしたいと考えているところでございます。

次に、**静岡市の政令市移行の問題**でございます。

静岡市が政令指定都市に移行しますと国道、県道の管理、児童福祉、都市計画
等に関する事務など、特に市民生活に直結した事務が移譲されることになりま
すけれども、これに伴う財源措置、人的支援等については、昨年十一月六日に県と
市で協定書を締結したところでございます。

権限移譲に伴う財源としては、法令必須の移譲事務に関して事業量に見合う国
庫支出金が出てまいりますほか、道路目的財源、地方交付税などが措置され、そ
の他の移譲事務についても県独自の権限移譲事務交付金などにより措置をされ
ることになります。小長井議員の中に、今後三位一体改革などによって今見込ん
でいるものがどんどん減額されたら大変なことになるじゃないかという話があり
ましたが、これは仮に政令指定都市である静岡市がそういうことになるというこ
とは、例えば県は無傷であるとか他の県が何らそういう状態になってないとい
うこととじゃなくて、全国一斉にそういうことになるわけでありまして、したがってそ

れだからこそ、三位一体改革が真に地方分権の実現に資するように、これは全地方団体挙げて力を結集し政府に対し、そのようなとんでもないことをやらないようにこれは働きかけ、きちんとした成果を上げるようにしなければならない課題だと存じております。一方で、県単独の助成事業につきましては、原則として市が独自に実施をするということにしてもらうと、選択にゆだねられるわけでありましたが、やる場合には独自で実施をしてもらうということになりますが、乳幼児などの医療費助成や大規模地震対策等総合支援事業に対しては、県民の健康や安心・安全に関する重要な施策であることを考慮して所要の経過措置を講ずることとしております。

また、人的支援については、政令指定都市移行に伴って県道等の管理や児童相談所の設置などの新たな事務を円滑に処理することができるように、専門職員の派遣と市から県への研修生の受け入れ等によって必要な研修をし能力を身につけていただく等の措置を講じまして、円滑な実施ができるような対応を現在図りつつあるところでございます。

いよいよ来年度の政令指定都市スタートに向けて、現在、市の要望をもとに関係部局間で具体的な数字とかを詰めているところでございまして、協議を来年の二月末までぐらいにはきちんと整えて、政令市出発に遺漏のないようにいたしたいと考えておるところでございます。

その他の御質問につきましては、関係部局長、教育長から御答弁を申し上げます。

○議長（奥之山 隆君） 橋本総務部長。

（総務部長 橋本嘉一君登壇）

○総務部長（橋本嘉一君） **浜岡原子力発電所の安全性についてのうち、初めに美浜原発事故を受けての対応について**お答えいたします。

県では美浜原発事故の翌八月十日、中部電力に対し、速やかに事故に関する情報の収集に努め、浜岡原子力発電所における類似箇所の調査を行うとともに的確な対応を図るよう要請をいたしました。

国においては八月十一日に全国の原子力発電事業者等に対して、配管減肉管理の状況について報告するよう指示を行い、これに基づく事業者からの報告に対して、八月二十七日に「全体としては関西電力以外の事業者による点検は適切に行

われていたものと評価する」といたしております。

また、中部電力からは八月十八日に、「調査の結果、減肉管理未実施の部位はなく適切に管理が行われていることを確認した。また浜岡原発においては、浜岡原子力発電所減肉管理手引に基づいて配管の減肉傾向や余寿命の評価を行い、必要があれば取りかえを行うこととしている」との説明を受けております。配管の点検に関する中部電力の広報内容につきましては、国に報告した内容を反映したものと承知をいたしております。

また、配管の点検の状況については、八月十日の県の要請を受け、先ほど申し上げました八月十八日に国への報告にあわせて県への説明がなされたものであります。各配管の点検の実施方法についてであります。中部電力では浜岡原子力発電所減肉管理手引に基づき配管減肉の点検を実施しており、国はその基準に基づく管理は適切に行われているとの評価を示しております。

また、国は去る九月二十七日に発表いたしました関西電力株式会社美浜発電所三号機二次系配管破損事故に関する中間取りまとめにおきまして、「各事業者が統一された管理手法で点検が行われることが望ましいことから、関係者は検討を行うべきである」との方針を示しておりますので、県といたしましては、その動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、**不良骨材に関する告発について**お答えいたします。

県では七月三十日、議員の質問の中でも名前が挙げられました村田光平氏から、「浜岡原発四号機建設時に砂利や砂を納入していた砂利生産業者の元従業員から実名で、骨材の検査に関し原子力安全・保安院へ申告した旨及びその内容についてメールがあったので調査をしてほしい」との申し入れがあったため、八月二日に国に対して、原子力施設安全情報に係る申告案件として調査をするよう要請をいたしました。

中部電力は八月六日の記者会見において、「インターネットに申告の記事が掲載された後、四号機で使用されたコンクリートの成分を保存書類で改めて調査をした」と説明いたしております。今回の告発は、先ほど申し上げました国の原子力施設安全情報申告制度に基づいて行われていることから、今後、国の調査により事実関係が明らかになってくるものと考えております。

なお、四号機に使用されましたコンクリートの安全性に係る調査につきまして

は、原子力発電所の建設、運転に関し権限を有している国がその責任において対応すべきものと考えております。

○議長（奥之山 隆君） 花岡環境森林部長。

（環境森林部長 花岡志郎君登壇）

○環境森林部長（花岡志郎君） **小型焼却炉対策について**お答えいたします。

調査結果と今後の対応についてであります。ダイオキシン類の発生源対策として廃棄物処理施設の改善が進められた一方で、休・廃止された小型焼却炉に対する環境保全対策が大きな課題として残されているところであります。このため、県有施設のほか市町村の施設や保育所、学校などの教育施設も対象として小型焼却炉の実態を調査した結果、県内全域で八百六十七基あり、使用中のものが四十五基、休止または廃止状況のものが八百二十二基あることが明らかになりました。この休・廃止の八百二十二基のほとんどで焼却灰の漏出防止措置が講じられておらず、また撤去計画も策定されていない状況でありました。

この調査結果を踏まえ、七月には県関係室で構成する連絡会議や市町村担当者会議などを開催し、当面の環境保全対策として焼却灰の漏出防止措置を早急に実施するよう指示したところであります。

今後は休・廃止焼却炉のうち、県有施設百九十二基について、近く関係部局から成る小型焼却炉解体撤去検討協議会を設置し、計画的な撤去に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。また、その他の市町村施設などにつきましては、焼却炉解体に関する情報提供を行うなど、それぞれの管理者が早期に撤去しやすいよう支援指導をしてまいります。

○議長（奥之山 隆君） 田邊都市住宅部長。

（都市住宅部長 田邊義博君登壇）

○都市住宅部長（田邊義博君） 今後の**景観施策の推進について**お答えいたします。

これまで県では景観形成ガイドプランの作成や助成制度などにより市町村の景観行政を支援し、これによって県内八市町が景観条例を制定するなど、地域の特性を生かした景観行政に取り組んできたところであり、これらを踏まえつつ今般成立した景観法に基づく施策を進めていくことが必要と考えております。

このため、法成立後、まず市町村に対する説明会及び景観条例を有する市町な

どと施策の推進方策について意見交換を行ってきているところであります。今後、市町村への規制誘導手法等についての情報提供、市町村間の情報共有化、県内全体における景観施策の調整などに努め市町村の景観計画策定を支援してまいります。

また、富士山、安倍川を初めとする河川や歴史的町並みなどのすぐれた景観の保全と創出は、都市及び農山漁村、公共及び民間を含めた県全体の課題でありますことから、シンポジウムの開催などにより県民意識の向上に努めるとともに、それぞれで景観形成を進めている庁内関係部局とも連携し、景観施策庁内連絡会議の場などにおいて景観施策のさらなる推進方策について検討してまいります。

○議長（奥之山 隆君） 鈴木教育長。

（教育長 鈴木善彦君登壇）

○教育長（鈴木善彦君） **障害のある子供の教育についてのうち、初めに、学校における現状と支援体制について**お答えいたします。

本県では、通常の学級に在籍する特別な教育的支援の必要な児童生徒について、平成十五年十月にすべての小中学校に対し調査を行った結果、知的発達に不十分なものや学習面や行動面で著しい困難を示すと担任が考えている児童生徒が、全体で二・四%の割合であることがわかりました。この結果を教育上重要な課題であると受けとめております。

県といたしましては国の委嘱を受け県内三地区、島田市、三島市、三ヶ日町を指定してモデル事業を実施し校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの指名、巡回相談など、支援体制の整備を図っており、今後その成果を各学校の指導につなげていきたいと考えております。また県単独の事業として、本年度からLD、ADHD、高機能自閉症学習支援事業を実施し、モデル事業の三地区以外でも、市町村教育委員会の要請により、学習相談員による巡回相談を進めております。

次に、**保護者への支援と社会的な理解について**であります。

LD、ADHD、高機能自閉症は、その原因として中枢神経系に何らかの機能障害もしくは機能不全があると推定されており、保護者の養育やしつけが原因ではないとされております。教育委員会といたしましては広く啓発を図るため特別支援教育通信を継続的に発行することとし、九月に第一号を幼稚園、小学校、中

学校、高等学校、盲・聾・養護学校へ配布いたしました。近日中には県教育委員会ホームページにも掲載をいたします。

さらに、県総合教育センター内の特別支援教育課においても、特別支援教育に関する教職員への研修や理解、啓発活動を推進するとともに、教育相談室「あおぞら」では、保護者や教員からの教育相談を受け支援体制の整備を進めているところであります。

また、県内の盲・聾・養護学校では、保護者の方々や教員から年間四千件程度の教育相談を受けており、さらに小中学校の教員を対象とした研修会を開くなど、地域の特別支援教育のセンターとしての役割を果たしておりますが、今後そうした機能を一層充実させてまいりたいと考えております。

次に、**今後の取り組みについて**であります。

平成十五年度に出されました今後の特別支援教育の在り方についての最終報告では、障害のある子供を生涯にわたって支援する観点から、一人一人のニーズを把握して関係者、関係機関の連携による適切な教育的支援を行うために、教育上の指導や支援を内容とする個別の教育支援計画の策定が提言され、盲・聾・養護学校では来年度からの作成に向け準備を進めております。

また、議員御指摘のとおり発達障害のある子供への支援につきましては、学校など教育機関だけでなく、福祉、医療、保健、労働などの各機関との連携が不可欠であり、このため、本県では本年七月、健康福祉部等とともに、静岡県障害児・者支援連携協議会を設置し、県内九つの圏域ごとに具体的な支援のための連絡調整を行う体制を整えました。今後はさらに一般住民の皆様に対し発達障害のある子供への理解、啓発を進め、NPO法人やボランティアの方々も参画し地域住民による総合的な支援体制を整備していくことが重要であると考えております。

○議長（奥之山 隆君） 四番 小長井由雄君。

（四番 小長井由雄君登壇）

○四番（小長井由雄君） 時間がありませんので、**浜岡の原発について**だけ一つ伺います。

浜岡原発は予想震源域の真上にあるわけで、巨大地震が発生した場合の安全性

が心配されるわけであります。関西電力は福井県知事の要請を受け原発のすべてを停止して点検することを決めたということであります。静岡県においても県民の不安を多少でも取り除くために、さらに強い対応が必要と考えますがいかがでしょうか。

さらに、不良骨材については、書類調査ということで……

○議長（奥之山 隆君） 時間です。

○四番（小長井由雄君） サンプルの調査ではなかったということですが、その点についてのお考えをお伺いします。

○議長（奥之山 隆君） 橋本総務部長。

（総務部長 橋本嘉一君登壇）

○総務部長（橋本嘉一君） 原子力発電所は、設計、建設から運転管理に至るまで、原子炉等規制法や電気事業法によりまして国が直接事業者を指導監督することとされております。

県といたしましては、これまで県民の安全を守るという観点から、あらゆる機会をとらえ国に対しては事業者に対する厳しい指導監督を、また中部電力に対しましては安全の確保に万全を期すよう要請をしてまいりました。この基本方針にのっとりまして適時適切に県としての務めを果たしているということでございまして、今回の件に関する県の具体的な対応、またこの問題に対する県としての責務というものに、具体的内容につきましては先ほど御答弁申し上げたとおりでございます。

○議長（奥之山 隆君） これで小長井由雄君の質問は終わりました。

議事の都合により休憩します。

平成 15 年 9 月 静岡県議会定例会 質問

質問分類

一般質問

質問日： 2003/10/02

質疑・質問事項：

○副議長（小野健吾君） 通告により、四番 小長井由雄君。

（四番 小長井由雄君登壇 拍手）

○四番（小長井由雄君） 平成 21 会派の所属議員として、通告に従いまして知事並びに教育長、関係部長に質問させていただきます。本日の最後ということで皆さんお疲れかと思いますが、しばらくお時間をいただきたいと思います。

最初に、**長寿社会の中での健康づくりについて**お伺いいたします。

九月十五日の敬老の日にちなんで総務省から毎年発表する統計調査によると、ことしの九月十五日現在の六十五歳以上の推計人口は、昨年よりも七十一万人多い二千四百三十一万人で総人口に占める割合も一九・〇%となり、人数、割合ともに過去最高を更新したということであります。イタリア一八・二%、ドイツ一七・一%、フランス一六・一%など欧米諸国を上回り、日本の高齢化は急速に進んでおり、二〇一五年には総人口の二六・〇%を占めると見込まれています。

静岡県においては、高齢者人口七十二万五千六百十九人、高齢化率一八・九%で、ほぼ国と同じ水準となっています。我が国は猛スピードで超高齢時代を迎えており、二〇〇六年には高齢化率が二〇%に達し、二〇五〇年には三人に一人が高齢者の国になると推計されています。

一方、出生数は緩やかに減少を続け、一人の女性が一生の間に産む子供の数、合計特殊出生率は三十年前には二・一を上回っていましたが、昨年は一・三二となりました。一組の夫婦から二・〇五くらい生まれて初めて人口が維持できるということですから、この数字は極めて低くなっています。

このような平均寿命の驚異的な伸びと出生率の極端な低下は、人類がか

つて経験したことがない社会を形成することになり、年金、医療、福祉、介護などの社会保障システムはもちろん、生き方や人生設計においても先例のない社会へと突入してきました。また総人口は、二〇〇七年にピークに達した後減少に転じ、二〇五〇年には一億五十万人、さらに二〇九五年には六千万人台にまで減り、今世紀末には人口が半減するとの推計もされています。まさに国家のありようが問われているのであります。

少子化については、女性が学歴や社会的地位を得れば晩婚や未婚に傾くのは当然のことであり、その結果、出産する子供の数は少なくなります。いかに女性にとって結婚が不利でない社会システムをつくるのかが、この問題の解消の一步であり、しっかりと取り組んでいく必要があります。

ことしは百歳以上の高齢者が二万人を超えました。私は敬老会や高齢者の皆さんの集まりに出席したときには、元気な高齢者が実践をされている健康法などを長寿の秘訣として紹介させてもらいますが、けがをしない、病気にならないことが高齢者やその家族にとり、さらに社会にとっても大切なことは言うまでもありません。

二〇〇一年度の老人医療費の合計は、約十一兆六千五百六十億円で老人一人当たりの医療費は七十五万六千六百十八円となっています。静岡県を見ると、老人医療費の合計は約三千百二十億円で一人当たりの医療費は六十五万六千七百二十五円であります。老人医療費が最低の県は長野県で六十万二千百四十一円、最高は北海道の九十二万九千八百七十八円で、静岡県は全国四十一番目の県であります。

確かに全国レベルで見れば、老人医療費の少ない健康な高齢者の多い県だと言えます。気候条件や自分での健康管理の努力もありましょうが、県を初め市町村がしっかり取り組んでいただいている成果だと思えます。しかしこれに甘んじることなく、全国一の県を目指していただきたいと思えます。

健康づくりや健康維持のためには、若いときからの取り組みも必要であるし、食生活や楽しみながら適度に体を動かすこと、生きがいを持って日常生活を送ることなどいろいろあります。今後、急速に高齢化が進む中で、医療、福祉の充実も大事なことでありますが、元気で生き生きと過ご

せる健康づくりが基本であります。県はどのように取り組んでいかれるのかお伺いをいたします。

次に、**静岡市の政令指定都市移行へ向けた協議について**伺います。

静岡市と清水市が、本年四月一日に県内の合併第一号として誕生しました。現在の県内での合併に向けた動向は、法定合併協議会が設置されている地域が八地域、任意の合併協議会設置地域が二地域、協議会設置に向けた準備会が設置されている地域が三地域となっています。

市町村合併は明治以来これまでに二回の大きな合併が行われてきました。最初の大きな合併は、市制町村制という明治の地方自治制度が制定施行されたときで、明治二十一年から二十二年にかけてであり、約七万一千余の市町村が一万五千余に減少しました。第二回目の大きな合併は、戦後の昭和二十八年から三十一年にかけて進められ、九千八百六十八市町村が三千九百五十七へと減少しました。今回が三回目の大きな市町村合併となりますが、その出発点として、九九年七月に地方自治法を初め四百七十五本の法律が地方分権一括法として改正され、その際に市町村合併特例法の改正も行われたことに始まります。

この年の八月には、都道府県知事にあてての「市町村の合併の推進についての指針の策定について」という事務次官の通知が出されました。この通知の中では、各都道府県が市町村合併についての要綱を作成し、地図上に合併パターンを落とした計画をつくるよう指示されており、静岡県もこの指示に従い合併パターンを作成して県内七十四市町村に提示してきました。こうした動きが今日の合併をめぐる新しい動きの出発点になりました。

合併県内第一号となった静岡市は、現在、政令指定都市を目指して準備を進めており、八月二十八日には、石川知事と小嶋静岡市長の間で政令指定都市移行に必要な県、市間の権限移譲等に関する基本合意が交わされたところでもあります。現在協議が進められている政令指定都市への移行がどのように行われていくのかは、今後、他の市町村の合併論議にも少なからず影響を及ぼすものと思います。したがって、静岡市の政令都市移行が円滑に行われるように、県と静岡市の間での連携、協調と県による支援

が重要だと考えます。

そこで、六つの点についてお尋ねいたします。

法令任意の移譲事務である河川管理、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設等の保健福祉施設の設置に関する事務等の約三十事務の移譲についての考え方はどうなのか。県がこれまで静岡市に対して単独助成してきた事業については、政令指定都市移行に伴い原則として市が独自に実施するものということではありますが、経過措置についての支援は必要であります。県としてどのような支援を考えているのか。

静岡市内の県有財産の譲渡については、県営草薙総合運動場や水泳場、日本平の観光施設、南アルプスの山小屋などが挙げられているということですが、協議の中で対象とされているものはほかにもあるのかどうか。県有財産の譲渡についての考え方はどうなのか、権限移譲に係る部門での、現在の県職員数と移譲後の職員の配置についてはどうするのか。また、県から市へ移管される財源はどのくらいになるのかお伺いをいたします。

次に、**内政制度改革**について伺います。

知事はことし一月に内政制度改革試案を発表され、この秋には報告書としてまとめるということで六月議会において、その特色、ポイントを、「静岡県内を政令指定都市と、そこに加わらなかった他の地域については、県も加わった広域連合を組織することによって、実質その広域連合に政令指定都市と似たような、それに準ずるような機能を持った組織体に再編成する」と述べておられます。

これは県下の基礎自治体のありようが大きく変わることになるということで、市町村に不安と混乱を招く懸念があり、このような制度改革案を示すに際し、市町村に対して説明し意見を聞くことも必要ではないかと考えます。報告書をまとめるに当たり、そういうことをこれまでやってこられたのか、また、これからやろうとお考えなのか、さらに今まで県が進めてきた分権型自治体をつくっていくということとの整合性についてお伺いいたします。

次に、**商業の活性化**について伺います。

中心市街地、そしてそれに付随する商店街は、郊外やロードサイドへの大型店や専門店の進出と、九三年にインターネットの商用サービスが開始され、実際の売り手と買い手の伝統的な市場取引が消滅して市場空間取引が行われるなどの新しい業態の浸透により、低迷してきたところでありま
す。さらには、モータリゼーションの進展とともに広がった消費者の買い物における行動範囲の広がりやコンビニエンスストアの増加などにより、かつてにぎわった中心市街地の商店街でも客足が遠のき、空き店舗の増加が見られるところがふえております。

日本全体で見ても、小売店舗数は八二年をピークに減少傾向にあり、八二年から九七年の十五年間では年間販売額と売り場面積は微増でありながら、およそ三十万店舗減少しており、小売業の大型化が進んでいます。静岡県下でも小売業の事業所数は、九九年の四万四千三百五十二から昨年には四万八千八百七十七と三年間で二千四百七十五事業所、五・六%の減少となっており、同時に空き店舗数も増加しております。

市街地商業の活性化のためには、個別店舗の努力が重要であることは言うまでもありませんが、大型店などのブランド力、資金力の前に苦戦している中小店舗や商店街が多いのが現状であります。これからの高齢社会を考えると、身近なところで、日常生活に必要な商品や情報、サービスを提供してくれるなど、コミュニティー機能を担う商店街にバスや路面電車といった公共交通を整備した、歩いて暮らせるまちづくりの重要性が一層増すものと考えます。

安心して暮らせる生活環境としての商店街の魅力を保持、強化し、活性化を図ることが必要と考えますが、県として現状をどう認識され今後どのような支援をしていくのかお伺いたします。

次に、本年三月十四日に静岡県に対して静岡市丸子に新設届が出された、二十四時間営業、店舗面積三千百三十八平米の大規模小売店舗マックスバリュ丸子店について伺います。

大規模小売店舗立地法によれば、大規模小売店舗を設置しようとする者は、経済産業大臣が定めた指針に基づいてつくられた出店計画を県に届け出、届け出の日から二カ月以内に店舗の所在地において計画内容の説明会

を開くことになっています。計画内容に問題がなければ、八カ月を経過した後で出店できるということでもあります。また届け出を受けた県は、速やかに届け出月日及び縦覧場所を公告し、届け出書類を縦覧に供するとともに市町村から意見を聞かなければならないことになっております。さらに区域内に居住する者、事業活動を行う者などが県に対して意見書を提出することができます。つまり、県は立地法に基づき関係者の意見を聞くなどして、地域の交通、環境、騒音、廃棄物処理などについて審査、指導を行うということでもあります。

立地法では届け出をした日から二カ月以内に説明会を開催しなければならないとなっています。マックスバリュ丸子店については、三月十四日が届け出日ですから五月十四日がその期限切れということになります。五月六日に予定された説明会は、説明書の不備で流会となり、五月十八日に第二回目の説明会が行われるなど早くも問題が生じてきていると考えています。

また、静岡市及び関係する団体などからの意見についてであります。県から意見を求められた静岡市は、交通渋滞を引き起こすおそれがあるため出店計画の見直しを求める意見を述べています。国道一号線に面する現地は慢性的な交通飽和状況にあり、入出店に際し利用される二本の市道とともに交通安全上の問題が生じるおそれがあるとし、その結果、周辺住民や事業者の活動等市民生活に深刻な影響を及ぼすおそれがあるとしています。静岡商工会議所も、同様な交通渋滞問題や児童生徒の通学の安全確保の見地からも意見を述べています。その他、当地域内にある静岡機械金属工業団地協同組合、給食協同組合、静岡青果物商業協同組合や地元町内会を初め多数の意見が出されました。

県はその後マックスバリュ東海から二十八項目について報告を徴収しております。私が入手したマックスバリュからの報告では、静岡市を初め各方面から出された意見にある交通問題の解消はできない内容と思われま

す。このまま開店ということになれば、同じ静岡市清水鳥坂に開店し、開店ピーク時には約一・五キロの滞留を引き起こしたクレッセ静岡の繰り返しになるおそれがあります。県はマックスバリュからの報告内容に対し、

どのように受けとめたのかをお伺いいたします。

立地法では今後県が述べるかもしれない意見に対し、適正な反映がされずに周辺的生活環境に悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であると認めるときは、必要な措置をとるべきことを勧告することができるということです。県の最終意見表明の期限は十一月十四日であります。県としては、今回のような地域で大きな話題となっている大型店進出問題に対し、どのようにお考えになっているのかをお伺いいたします。

次に、**教育行政について**お伺いします。

長崎で起こった十二歳の子供による残忍な事件が社会を驚かせました。昨年の犯罪白書によれば、犯罪の増加、凶悪化とともに青少年の犯罪率が大人の八倍にも上ると報告されており、陰湿ないじめや生命を軽視するような風潮が見られるとともに犯罪の低年齢化が大きな問題となっております。

これらの犯罪を防止するためには、幼児期から小学校時期の子供たちに、生命尊重と相手への共感、思いやりの心を養うことが大切であり大きな課題ではないかと考えます。特に小さな子供たちには、言葉ではなく体験を通して実感させることが必要ではないかと思えます。教育課程審議会答申においても、「児童生徒の学習と教育課程の実施状況の評価の在り方について」は、行動の状況の項目について、生きる力の育成の状況などを適切に評価できるものとなるよう、健康、体力の向上、自律、生命尊重、公德心などを示すことが適当であると述べられ、学習指導要録の行動の記録に生命尊重、自然愛護の項目が新設されることとなりました。

生命尊重の指導は、各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間などあらゆる教育の場面を通して、さまざまな生き物と触れ合う機会を意図的、計画的に用意し、体験的に深く理解させることによって生命の尊さを知り、生命のあるものを大切にすることを育成することが必要であります。生命尊重の心をはぐくむことの基盤づくりは、家庭教育で乳幼児時期から行われるべきであることは言うまでもないことですが、学校において生命尊重の諸活動を進めていくことも必要ではないかと思えます。

学校において子供たちと生き物とのかかわりを持たせる方法といえ、

学校飼育動物を通しての生命尊重の指導ということがあります。現在、学校で飼育されている動物にはウサギを初めとして鶏、モルモット、ハムスター、ハト、小鳥などがあります。このような動物を飼育することにより、生き物について学ぶ、生き物から学ぶ、生き物のために学ぶなどの視点からの成果が期待されるものと思われます。

しかし、学校飼育動物の現状は休日や長期休業中の飼育、けがや疾病への対応、飼育施設や飼育状況など多くの課題を抱えているのも現実であります。生命尊重の心をはぐくむという点から見れば、学校飼育動物の現状改善ということに積極的に取り組んでいく必要があります。他の県においても、学校動物愛護指導授業や飼育動物サポート事業など積極的に取り組んでいる自治体もあります。飼育条件の整備、飼育管理マニュアルの作成、獣医師会と連携し、獣医師の派遣による医療と飼育、触れ合いの仕方などの指導や地域との連携の推進などが考えられます。学校飼育動物の現状をどのように認識しているのか、また生命尊重の指導という点からどのような取り組みをされるのかお伺いいたします。

次に、**外国人児童生徒の教育について**伺います。

ことし五月現在、県内の小中学校へ通学する韓国、北朝鮮を除いた外国人児童生徒の数は二千八百一人で、十年前の九四年度千三百七十一人から約二・〇四倍に増加しています。国籍はブラジル国籍の児童生徒数が九四年度九百三十七人から、ことしは千七百二十七人にふえたということです。多少の増減の波はありますが、この十年間ふえ続けております。

このような中で、大きな問題は言葉の問題ということでもあります。日本へ来て間もなく学校へ入るため、日本語の読み書きができないのはもちろんのこと、日本語の聞き取りの十分でない子供がほとんどだということです。このため授業についていけないなどさまざまな問題が起こっています。学校としても、現状できる限りの対応、指導をしているようですが、多数を占めるブラジル国籍の言語であるポルトガル語などのわかる教師がほとんどいないため、学習指導の面だけでなく生活面の指導においても苦労されているのが現状だと思えます。

国、県においても、教育相談員派遣事業や協力者派遣事業などを行って

いますが、今後はさらに、日常の学習活動へのサポート体制の充実が必要ではないかと考えます。国際化の進む中で、ふえ続ける外国人児童生徒の学習活動へのサポートについて今後どのように取り組んでいくのかお伺いをいたしまして、私の質問を終わります。(拍手)

○副議長(小野健吾君) 石川知事。

(知事 石川嘉延君登壇)

○知事(石川嘉延君) 小長井議員にお答えをいたします。

初めに、**長寿社会の健康づくり**についてであります。

健康づくりは、県民一人一人が自分の健康は自分でつくるということを基本に取り組み、さらにその取り組みを県や市町村などの行政、学校や職場、企業、NPO、ボランティア、各種団体などが互いに協力して支援していくことが重要であると考えます。こうしたことから、ことし五月に多くの関係者が連携、協働し合って進めて成果が出ているような健康づくりの具体的ないい事例をふんだんに盛り込んだ指針を作成をして、関係者にお配りをして活用してもらうこととしたわけです。当初、控え目に三百部刷りましたところ大好評で二千部増刷したという話でございますが、こういうものをもとに、具体的な活動が展開されるように今推進しているところでございます。

加えて、官民六十団体で構成される全県的な健康づくり運動の推進組織でありますしずおか健康いきいきフォーラム21を中心に、喫煙対策や健康づくりイベントの実施など県民に対する健康づくりの普及啓発を行っております。また、特に高齢者に対しましては、市町村と密接な連携を図って介護予防事業を積極的に展開するなど、県民だれもが生き生きと暮らせる健康長寿日本一を目指し健康づくりを進めてまいります。

こうした中で、特にこれから注目していかなければいけないことは、先ほど百歳を超えた方が二万人に全国で達したと。本県でもここ十年ぐらいの間に五倍ぐらいの数になっているわけでございますが、その方々のほとんどのケースが、何世代かの家族同居の世帯の中に百歳の方が多数誕生し

ていると。しかも、そういう方々が比較的元気である。そういうことが多いというわけですね。したがって健康長寿という観点で見ると、核家族というよりもやはり何世代かにわたる大きな家族、できるだけそういう家族で暮らすということが、健康長寿の上でも大変大きな役割を果たしているのではないかということがうかがわれるわけであります。

静岡県が老人医療費の額が比較的小さいということも、健康な長寿者の多い証拠の一つであると思いますが、そのようなことが達成できているのも、健康のためにいろんな注意をするという、あるいはまた気候とか食生活にいろんないい条件があるということに加えて、静岡県の場合は、比較的まだ家族主義といいますか家族同居という、そういう世帯が比較的多い、あるいはそういう物の考え方が非常に多い、濃厚に残っている県ではないかと思うんですね。そういうこともこれからいろいろ解明をしていただきながら、健康長寿日本一を実現するように努力したいと思っております。

次に、**内政制度改革について**であります。

ことし一月に、小長井議員に御紹介いただきましたようなことを含めた内政制度改革試案を私、発表いたしました。合併の進行に合わせて地方分権議論が盛んにされておる中で、あえて私は内政制度改革という表現を使いましたのは、今日の特に地方分権推進の議論、そしてまた小泉内閣が推進しております構造改革、これらを通じて今日我が国が求められておりますのは、二十一世紀を見通した日本の国のあり方を単に分権するとか規制緩和とかそういう範囲にとどまらずに、司法、立法、行政、この三権全部の分野について、我が国の望ましい国家社会、社会経済の運営のあり方、これがどういうものが一番ふさわしいか。今までの仕組みを抜本的に見直して再構築する必要があると。

私はそういう必要性を背景にして、今日、構造改革や規制緩和やあるいは地方分権の議論がされているというかされなければいけない。それを意識するかしないかは余り判然といたしません、あえて私は、そういう点に着目してこれを議論しなきゃいけないんじゃないかと。ただ単に国の権限を地方によこせとか財源をよこせというような、国、地方の権限争いの

ような低レベルというか低次元の議論でこの問題を論じていくと、これまでに何度もそのような観点からの分権議論あったわけではありますが、ほとんどが見るべき成果を得ないで終わってるわけです。

私は、今回それをやったら百年の悔いを残すという思いで、実は大変大げさな表現だったんですけども、内政制度改革という看板を掲げたわけです。したがって今後十一月までにまとめる案の中には、そういう視点からの地方から見て国のあり方についての提言も踏まえていきたいと思っております。

これは現段階、あくまで私個人のこれまでの研さんに基づいた見解でありまして、ただ、多くの方の共感を呼んだ上で実現をしたいと私は実は熱望しているわけでありまして。熱意を持っているわけでありまして、試案の段階でありますけれども、まずは第一案として公表して、皆様方のいろいろな意見、反応を伺って、より実現可能性のある案にまとめたいという気持ちで発表したわけです。

しかも、この案は別に、例えば広域連合制度の問題についても県が強制できるものではありません。あくまで、まずは議会の皆様方の賛同も得なければもちろん実現しないわけですし、それから構成を呼びかける市町村の合意も得なければいけません。あくまで今後いろいろ議論をしていただく、ある意味ではスタート台、たたき台のような意味合いしか持たないかもしれません。しかし、私は単にたたき台にとどまらずに、実現に向けてこれから私の全知全能を傾けていきたいと思っておるわけでありまして、内容が固まり次第、議会を初め県民の皆様にも報告をして、これからの議論の展開に期待していきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

その他の御質問については、関係部長、教育長から御答弁申し上げます。

○副議長（小野健吾君） 橋本総務部長。

（総務部長 橋本嘉一君登壇）

○総務部長（橋本嘉一君） **静岡市の政令指定都市化について**お答えいたします。

静岡市の特色を生かした高次の自治能力を有する完結型の都市づくりを推進するため、可能な限り県の事務を同市に移譲することを基本方針として、現在、県、市間で具体的な協議を重ねております。

法令任意の移譲事務につきましては、基本的に移譲することで静岡市の合意を得ておりますが、河川管理のように現行の財政制度の中で措置し切れない財政負担が生じた場合には、必要な財政的支援について検討してまいりたいと考えております。また、これまで県が市に対して単独助成してきた事業につきましては、経過的な措置を講ずるなど住民に対するサービス水準に影響が生じないよう十分配慮してまいります。

県有財産の譲渡につきましては、都市基盤整備の観点から現に静岡市が管理運営しているものを含め市の要望をもとに譲渡することとしており、対象候補として、議員御指摘の施設に加え、三保観光施設、漁民会館、地域公園の合わせて七つの施設、財産を市に提示しております。こうした権限移譲等に伴う県職員数や移譲後の職員配置につきましては、移譲事務の全体がまとまり次第、市への人的支援という点も含め検討してまいりたいと考えております。

なお、県から市に移管される財源につきましては、法令必須の移譲事務に関連する財源として、事業量に見合う国庫支出金等のほか、軽油引取税交付金、自動車取得税交付金や地方交付税など平成十四年度決算の一般財源ベースで合わせて約九十六億円程度が見込まれており、その他の移譲事務についても権限移譲事務交付金等により財源措置を講じてまいります。

○副議長（小野健吾君） 谷商工労働部長。

（商工労働部長 谷 和実君登壇）

○商工労働部長（谷 和実君） **商業の活性化**についてのうち、初めに、魅力ある商店街づくりについてお答えいたします。

商店街には毎日の生活に必要な商品を買求めるための商店街や、高級な商品を買うための商店街、休日や余暇を楽しく過ごすための商店街などがあり、それぞれの立地環境に応じて果たすべき役割や提供すべきサービスを検討していく必要があります。今後の少子・高齢社会や消費者ニーズのさらなる多様化を考えると、例えば住宅地に近い商店街などでは、高

齢者向けの送迎や宅配サービスを提供したり、歩いていけるところにイスを置いたり、対面販売での会話を大切にして生活者に密着したサービスを提供するなど、コミュニティ機能を担う商店街づくりに取り組むことも非常に大切であると考えております。

県といたしましては、各地域で開催されるワークショップ等に地域住民や商業者と一緒に参加してその商店街のあり方を検討するとともに、これらの活動を通じて得られた活性化のノウハウやビジネスとして成功した全国の先進事例等を広く市町村や商店街関係者に提供するなど、今後とも地域それぞれの特徴を生かした魅力あるまちづくりに取り組めるよう積極的に支援してまいりたいと考えております。

次に、**大型店進出問題について**であります。

大型店の出店に際しては、新たな渋滞の発生防止対策等の交通問題や騒音対策、廃棄物処理等の環境問題について、周辺地域に悪影響を及ぼさないよう適切な配慮を行うことが重要であります。

県は出店計画について関係市町村及び住民等の意見を聴取し、国が定めた指導基準である指針を踏まえ、届け出から八カ月以内に必要に応じて県意見を述べることとされており、県が意見を述べた場合に、これに対する出店者側が適切な配慮を行わず、周辺地域への著しい悪影響の回避が困難と認められるときは、国と判断の調整を行い勧告することも考えられます。

お尋ねのマックスバリュ丸子店につきましては、平成十五年三月十四日付で新設の届け出が提出され、地元住民への説明会の開催を経て、静岡市及び関係する商工団体や事業者、周辺住民の方から意見書が提出されたところであり、今後は、提出された意見書の内容を踏まえ、庁内関係課室で構成する大型店立地部会での検討、交通問題の専門家等から選任した大規模小売店舗立地専門委員の助言を得た上で、法定期限である十一月十四日までに県意見を取りまとめ、その結果を相手方に通知することになります。

○副議長（小野健吾君） 鈴木教育長。

（教育長 鈴木善彦君登壇）

○教育長（鈴木善彦君） **教育行政についてのうち、初めに、学校における動物飼育の取り組みについて**お答えをいたします。

本県では多くの幼稚園、小学校でウサギ、鶏、ハムスター等の小動物を飼育しております。静岡市内の町中にある小学校では、獣医師や地域の人々と連携体制をとりながら、動物を世話することで思いやりや責任感をはぐくんでいると聞いております。

県教育委員会では、本年度、文部科学省から出された「学校における望ましい動物飼育のあり方」の冊子を、県下すべての幼稚園と小学校等に配布いたしました。この冊子を通して、休日や長期休業中の飼育の方法、けがや疾病の場合の対応等命あるものへの飼育の仕方について子供たちに指導しているところであります。

今後とも、獣医師や地域の人々との連携のあり方を研究しながら、動物飼育を通して、細やかな愛情や的確な観察力、強い責任感をはぐくみ、子供たちに命の不思議さや尊厳について、とりわけどんな小さな生き物でも命は大切であることを学ばせたいと考えております。

次に、外国人児童生徒への教育サポートについてであります。

現在、県下全体で、ポルトガル語が堪能な七人の相談員や他の外国語に堪能な十六人の指導協力者を任用し、学校等に年間で延べ千四百回以上派遣して、外国人児童生徒や保護者からは大変喜ばれているところであります。また外国人児童生徒が在籍する県内百校の小中学校に、百六人の外国人担当教員を配置し、個に応じた日本語の指導や在籍する学級に出向いてのマン・ツー・マンによる教科の指導などきめ細かな指導に努めております。生徒に応じて放課後や昼休みに個別に指導したり、学力に合わせて下の学年で教科の指導をしたりしております。

今後は、諸施策の一層の充実を図るとともに適応指導のあり方等について研修を深め、外国人児童生徒への指導の向上に努めてまいりたいと考えております。

○副議長（小野健吾君） これで小長井由雄君の質問は終わりました。

以上で本日の質疑及び一般質問を終わります。

次会の議事日程を申し上げます。

十月三日午後一時会議を開き、質疑及び一般質問を行います。
本日はこれで散会します。